資料〔１・３・１〕　松山市における風水害等による災害履歴

（昭和40年以降）

年　月　日	災害種別	被害概要
S40.6.19～20	大雨	床下浸水95道路、河川27溜池11田畑冠水1ha
S40.7.4～5	大雨	道路7河川4
S40.7.18	大雨	床上浸水11床下浸水691道路、溜池13田畑冠水399ha
S40.8.5	台風第15号	作業場倒壊、作業船難破
S40.9.17	台風第24号	半壊1床上浸水50床下浸水353道路、橋りょう18、田畑冠水233ha
S41.3.3	大雨	田畑冠水210ha
S41.6.8	大雨	道路8
S41.7.1	大雨	床下浸水99道路、橋りょう13崖崩れ3
S41.9.9	台風第19号	床下浸水335非住家1
S41.9.18	台風第21号	床上浸水35床下浸水815道路、河川、溜池28
S41.9.24	台風第24号	床上浸水3床下浸水72道路21
S42.7.9	大雨	床下浸水910道路、河川32田畑冠水130ha
S43.7.2	大雨	死者1負傷者1半壊1床下浸水345、道路、橋りょう、崖崩れ13
S43.7.28	台風第4号	床上浸水2床下浸水35河川1
S43.9.25	台風第16号	床下浸水485非住家6道路11田畑冠水2ha
S44.6.29～30	大雨	床下浸水465道路、河川105田畑冠水140ha
S44.7.7～8	大雨	負傷者1全壊1一部破損1崖崩れ2田畑冠水3ha
S45.6.14～15	大雨	道路19
S45.6.25～26	大雨	床下浸水64道路15崖崩れ3
S45.6.29～30	大雨	道路4
S45.8.15	台風第9号	非住家28道路1
S45.8.21	台風第10号	負傷者28全壊56半壊134一部破損46,811、 床上浸水10床下浸水228非住家331
S46.8.5	台風第19号	負傷者2一部破壊2床下浸水4非住家15道路3
S47.6.7～8	大雨	一部破損1床上浸水2床下浸水70非住家1道路76
S47.6.22	大雨	床下浸水114崖崩れ5
S47.6.29	大雨	半壊2一部破損3床下浸水25非住家1崖崩れ24
S47.9.8	大雨	床下浸水39
S48.5.8	大雨	死者1全壊1半壊2一部破損2非住家3山崩れ1
S48.6.27～28	大雨	一部破損5床上浸水6床下浸水232田畑冠水323ha
S49.4.8	大雨	床下浸水89道路、河川53橋りょう、畑冠水20ha
S49.9.1	台風第16号	床上浸水3床下浸水15非住家2道路10港湾4
S49.9.9	台風第18号	床上浸水16床下浸水528非住家12田畑冠水37ha
S50.6.18～25	大雨	床下浸水36非住家1道路、河川67橋りょう、田冠水100ha
S50.7.7	大雨	床上浸水1床下浸水88非住家1道路、河川、溜池23
S50.8.15	台風第5号	死者1非住家1道路6港湾2
S50.8.30	大雨	床下浸水49
S51.9.10～13	台風第17号	負傷者3全壊17半壊2一部破損2床上浸水11 床下浸水341非住家43道路、農道、林道20河川275 水路、橋りょう382溜池318農作物被害139ha漁港施設1
S52.6.10	大雨	床下浸水1河川1崖崩れ2田冠水
S52.6.16～17	大雨	一部破損1床下浸水3非住家1河川1崖崩れ4
S53.6.11	大雨	床下浸水9非住家1河川1
S53.9.15～16	台風第18号	道路1海岸堤防1
S54.3.29	大雨	道路1河川1崖崩れ1

年　月　日	災害種別	被害	概要
S54.6.27～7.2	大雨	○　総降水量406.5㎜ (6月26日～30日) ○　日降水量の最大値168.5㎜ (6月27日) ○　最大1時間降水量46.0㎜ (6月27日) ○　水防本部設置 (6月27日14時20分) ○　水防本部廃止 (6月27日23時50分) ○　水防本部設置 (6月29日9時00分) ○　水防本部廃止 (7月2日12時00分)	負傷者6全壊5半壊7 床上浸水208 床下浸水8,774 非住家7 道路787河川66 水道3橋りょう18 崖崩れ147 田畑被害1,788ha 清掃施設63 商工被害 その他 被害総額5,150,000千円
S54.10.19	台風第20号	商工被害	
S55.2.2	雨	死者1負傷者3全壊3半壊2一部破損2崖崩れ1	
S55.5.21	大雨	床下浸水32道路26河川4崖崩れ4	
S55.6.18	大雨	床下浸水31道路10河川1崖崩れ1	
S55.6.30～7.3	大雨	床下浸水5河川1崖崩れ2	
S55.7.9～11	大雨	死者2全壊1床上浸水1床下浸水147非住家1 道路84河川22崖崩れ11畑被害3.5ha	
S55.9.11	台風第13号	床下浸水21非住家1道路1農産被害	
S56.6.25～27	大雨	一部破損1床下浸水4道路68河川71崖崩れ2観光施設2	
S57.7.14～24	大雨	床下浸水9非住家3道路68河川18砂防8 崖崩れ10田冠水5ha	
S57.9.24～25	台風第19号	道路4農道1林道8河川19砂防3溜池1 山地崩壊0.92ha農林施設10農産物43.4ha	
S58.9.26～28	台風第10号	農作物72ha	
S59.1.30～31	大雪	農林関係施設、農作物	
S59.6.22～24	大雨	非住家1道路3河川4溜池1崖崩れ1	
S60.6.28～7.4	大雨	床下浸水17崖崩れ9	
S62.7.18～20	台風第5号	全壊1床上浸水1床下浸水24河川1溜池1崖崩れ2ブロック塀1	
S62.8.31	台風第12号	一部破損2非住家2農産施設、農作物	
S62.10.16～17	台風第19号	負傷1床下浸水1非住家2道路2河川1水路1 港湾2農産施設、農作物	
S63.6.2～4	大雨	床下浸水3道路2河川1崖崩れ2ブロック塀1	
S63.6.29	大雨	床下浸水26非住家4河川1崖崩れ2	
H1.8.26～27	台風第17号	住家1漁具1道路1港湾1	
H1.9.19	台風第22号	非住家1道路3河川1	
H2.6.30	大雨	床下浸水23	
H2.9.17～20	台風第19号	床下浸水1田冠水244ha	
H3.7.1～13	大雨	○　総降水量209.0㎜ (6月30日～7月5日) ○　日降水量の最大値76.5㎜ (7月1日) ○　最大1時間降水量28.5㎜ (7月1日) ○　上伊台土砂崩れ災害対策本部設置 (7月5日18時) ○　上伊台土砂崩れ災害対策本部廃止 (7月19日13時)	死者3全壊1 一部破損4床下浸水9 非住家4 道路30河川25崖崩れ10 田畑被害0.52ha 車両6 その他 被害総額509,814千円

年　月　日	災害種別	被　害	概　要
H3. 9.27	台風第19号	○　既往最高潮位(TP上2. 75m) ○　災害対策本部設置 (9月27日16時) ○　災害対策本部廃止 (11月21日17時)	負傷11全壊10半壊50 一部破損415床上浸水373 床下浸水1, 711 農作物被害2, 908ha 農林施設被害852件 農林施設16箇所 水産物被害1件 水産施設被害228件 漁業施設6箇所 商工業関係被害142件 公共土木施設16箇所 学校施設34校 被害総額7, 913, 937千円
H4. 5.8	大雨		床下浸水2棟
H4. 8.2	大雨	○　水防警戒本部設置 (8月2日2時20分) ○　水防警戒本部廃止 (8月2日6時30分)	床上浸水2棟 床下浸水86棟 商工被害13, 620千円 被害総額13, 620千円
H4. 8.4	台風第9号	○　災害警戒本部設置 (8月4日13時20分) ○　災害警戒本部廃止 (8月4日20時00分)	停電被害325戸
H4. 8.8	台風第10号	○　災害警戒本部設置 (8月8日5時45分) ○　災害対策本部設置 (8月8日8時20分) ○　災害対策本部廃止 (8月8日22時20分)	負傷者1名 一部破損1棟 電話回線被害175回線 停電被害1, 642戸 農林水産業施設被害 34, 142千円 公共土木施設被害 20, 000千円 その他の公共施設被害 800千円 農産被害280, 474千円 水産被害280千円 被害総額335, 696千円
H4. 8.18～19	台風第11号	○　災害警戒本部設置 (8月18日9時30分) ○　災害対策本部設置 (8月18日14時30分) ○　災害対策本部廃止 (8月19日14時20分)	崖崩れ1箇所
H5. 6. 2	強風	○　最大瞬間風速17. 2m/s	負傷者1名 農産被害13ha 　被害額4, 400千円 被害総額4, 400千円
H5. 6. 19	大雨	○　総降水量68. 5㎜ (6月18日～6月19日) ○　最大１時間降水量23. 5㎜ ○　災害警戒本部設置 (6月19日10時00分) ○　災害警戒本部廃止 (6月19日16時00分)	崖崩れ1箇所

年　月　日	災害種別	被　　害	概　　要
H5.6.29～30	大雨	○　総降水量97.5㎜ (6月29日～6月30日) ○　日降水量の最大値50.0㎜ (6月30日) ○　最大1時間降水量17.5㎜ (6月29日) ○　災害警戒本部設置 (6月29日21時50分) ○　災害警戒本部廃止 (6月30日15時00分)	一部破損3棟 社会教育施設1箇所 　被害額2,500千円 崖崩れ9箇所 農産被害25.5ha 　被害額47,460千円 被害総額49,960千円
H5.7.2～8	大雨	○　総降水量154.5㎜ (7月2日～7月8日) ○　日降水量の最大値71.5㎜ (7月4日) ○　最大1時間降水量12.0㎜ (7月4日)	一部破損2棟 身障厚生保護施設1棟 　被害額5,000千円 道路被害46箇所 　被害額24,578千円 橋梁被害1箇所 　被害額1,000千円 河川被害9箇所 　被害額48,720千円 崖崩れ16箇所 砂防被害5箇所 　被害額23,700千円 被害総額102,998千円
H5.7.17～18	大雨	○　総降水量112.0㎜ (7月17日～7月18日) ○　日降水量の最大値107.0㎜ (7月17日) ○　最大1時間降水量46.0㎜ (7月17日) ○　災害警戒本部設置 (7月17日19時30分) ○　災害警戒本部廃止 (7月18日15時00分)	住家被害66世帯 　床上浸水1世帯 　床下浸水65世帯 身障厚生保護施設1箇所 道路被害10箇所 　被害額35,525千円 河川被害7箇所 　被害額24,500千円 崖崩れ3箇所 停電被害12,400戸 被害総額60,025千円
H5.7.27～28	台風第5号	○　総降水量156.5㎜ (7月26日～7月28日) ○　日降水量の最大値92.0㎜ (7月27日) ○　最大1時間降水量24.0㎜ (7月28日) ○　災害警戒本部設置 (7月27日10時35分) ○　災害警戒本部設置 (7月27日10時35分)	道路被害4箇所 被害額50,115千円 河川被害9箇所 被害額37,500千円 砂防被害1箇所 被害額1,600千円 被害総額89,215千円
H5.8.2～3	大雨	○　総降水量105.5㎜ (8月2日～8月3日) ○　日降水量の最大値103.0㎜ (8月2日) ○　最大1時間降水量27.5㎜ (8月2日) ○　災害警戒本部設置 (8月2日13時30分) ○　災害警戒本部廃止 (8月3日3時00分)	住家被害4棟 　一部破損1棟 　床下浸水3棟 道路被害3箇所 　被害額13,500千円 河川被害1箇所 　被害額5,000千円 崖崩れ7箇所 農業用施設被害42箇所 　被害額150,000千円 農産被害2,102.3ha 　被害額528,367千円 被害総額696,867千円

年　月　日	災害種別	被　　害	概　　要
H5.8.9～10	台風第7号	○　総降水量17.0㎜ (8月9日～8月10日) ○　日降水量の最大値13.5㎜ (8月10日) ○　最大瞬間風速25.1m/s (8月10日) ○　災害対策本部設置 (8月10日5時00分) ○　災害対策本部廃止 (8月10日16時00分)	非住家一部破損2棟 農林業施設2箇所 　被害額2,560千円 農産被害4.9ha 　被害額7,727千円 電柱被害2箇所 樹木倒壊4箇所 被害総額10,287千円
H5.9.3～4	台風第13号	○　総降水量63.0㎜ (9月3日～9月4日) ○　日降水量の最大値56.5㎜ (9月3日) ○　最大瞬間風速17.7m/s (9月4日) ○　災害警戒本部設置 (9月3日11時50分) ○　災害対策本部設置 (9月3日16時00分) ○　災害対策本部廃止 (9月4日8時00分)	死者1名 床下浸水2棟 道路被害1箇所 　被害額1,500千円 河川被害1箇所 　被害額100千円 崖崩れ4箇所 農産被害45ha 　被害額9,000千円 被害総額10,600千円
H5.9.14	大雨	○　総降水量91.5㎜ (9月13日～9月14日)	床下浸水4棟 農産被害65.5ha 　被害額71,351千円 被害総額71,351千円
H7.7.3～5	大雨	○　総降水量307.5㎜ (7月3日～7月6日) ○　日降水量の最大値182.5㎜ (7月3日) ○　1時間降水量の最大値44.0㎜ (7月3日) ○　災害警戒本部設置 (7月3日9時50分) ○　災害警戒本部廃止 (7月5日17時00分)	住家被害65棟 　床上浸水5棟 　床下浸水60棟 　社会教育施設1箇所 　被害額20,000千円 道路被害28箇所 　被害額82,300千円 河川被害6箇所 　被害額38,000千円 崖崩れ13箇所 　被害額40,000千円 農林水産施設19箇所 　被害額34,000千円 農産被害28ha 被害総額214,300千円
H7.7.22	大雨	○　総降水量56.5㎜ (7月22日)	住家被害2棟 床下浸水2棟
H8.6.20～21	大雨	○　総降水量133.0㎜ (6月19日～6月21日) ○　日降水量の最大値79.5㎜ (6月20日) ○　最大1時間降水量17.5㎜ (6月21日) ○　災害警戒本部設置 (6月20日21時30分) ○　災害警戒本部廃止 (6月21日21時30分)	住家被害2棟 　床下浸水2棟 道路被害1箇所 　被害額100千円 被害総額100千円

年　月　日	災害種別	被　害	概　要
H8.6.26	大雨	○　総降水量55.5㎜ ○　最大1時間降水量22.0㎜ (6月26日) ○　災害警戒本部設置 (6月26日8時30分) ○　災害警戒本部廃止 (6月26日17時00分)	農業施設被害1箇所 　被害額500千円 被害総額500千円
H8.7.18～20	台風第6号	○　総降水量109.0㎜ (7月18日～7月19日) ○　日降水量の最大値106.0㎜ (7月19日) ○　最大1時間降水量22.0㎜ (7月19日) ○　最大瞬間風速15.9m/s (7月19日) ○　災害警戒本部設置 (7月18日22時10分) ○　災害警戒本部廃止 (7月20日12時00分)	住家被害4棟 　床下浸水4棟 非住家被害3箇所 　全壊1棟 　半壊2棟 道路被害12箇所 　被害額41,100千円 河川被害3箇所 　被害額15,000千円 農林水産施設被害4箇所 　被害額12,000千円 農産被害3箇所 　被害額78千円 その他の公共施設被害1箇所 　被害額200千円 被害総額68,378千円
H8.8.14	台風第12号	○　総降水量56.0㎜ (8月14日) ○　最大1時間降水量25.0㎜ (8月14日) ○　最大瞬間風速29.5m/s (8月14日) ○　災害警戒本部設置 (8月14日8時30分) ○　災害警戒本部廃止 (8月14日22時00分)	非住家被害6棟 全壊4棟 一部破壊2棟 文教施設被害3箇所 被害額71,000千円 港湾施設被害1箇所 被害額13,000千円 農林水産施設被害55箇所 被害額11,800千円 農産被害166.2ha 被害額125,072千円 被害総額220,872千円
H9.7.26～28	台風第9号	○　総降水量122.5㎜ (7月26日～7月28日) ○　日降水量の最大値41.5㎜ (7月27日) ○　最大1時間降水量9.5㎜ (7月28日) ○　最大瞬間風速16.6m/s (7月27日) ○　災害警戒本部設置 (7月26日10時20分) ○　災害警戒本部廃止 (7月27日4時00分) ○　災害警戒本部設置 (7月27日9時30分) ○　災害警戒本部廃止 (7月28日2時10分) ○　災害警戒本部設置 (7月28日8時30分) ○　災害警戒本部廃止 (7月28日20時00分)	道路被害7箇所 被害額12,200千円 橋梁被害1箇所 被害額13,500千円 崖崩れ6箇所 農林水産業施設1箇所 被害額3,000千円 農産被害12ha 被害額5,100千円 停電被害555戸 被害総額33,800千円

年　月　日	災害種別	被　害	概　要
H9.9.16～17	台風第19号	○　総降水量108.0㎜ (9月16日～9月17日) ○　日降水量の最大値107.5㎜ (9月16日) ○　最大1時間降水量26.0㎜ (9月16日) ○　災害警戒本部設置 (9月16日10時00分) ○　災害警戒本部廃止 (9月17日3時15分)	住家被害48棟 床上浸水4棟 床下浸水44棟
H10.10.17～19	台風第10号	○　総降水量155.5㎜ (10月16日～10月18日) ○　日降水量の最大値140.0㎜ (10月17日) ○　最大1時間降水量29.5㎜ (10月17日) ○　最大瞬間風速20.6m/s (10月17日) ○　災害警戒本部設置 (10月17日11時30分) ○　災害対策本部設置 (10月17日19時00分) ○　災害対策本部廃止 (10月19日17時00分)	住家被害235棟 床上浸水39棟 床下浸水194棟 一部破損2棟 非住家浸水被害63棟 農産物被害1.1ha 被害額3,540千円 農林業施設関係被害102箇所 被害額274,000千円 道路被害49箇所 被害額72,830千円 がけくずれ被害6箇所 被害額770千円 電気被害（停電）280戸 被害総額351,140千円
H11.6.7	大雨	○　総降水量111.5㎜ (6月6日～6月7日) ○　水防警戒本部設置 (6月7日8時00分) ○　水防警戒本部廃止 (6月7日14時30分)	住家被害1棟 床下浸水1棟
H11.6.25	大雨	○　総降水量177.5㎜ (6月24日～6月25日) ○　日降水量の最大値91.5㎜ (6月24日) ○　最大1時間降水量23.0㎜ (6月25日) ○　水防警戒本部設置 (6月25日0時40分) ○　災害警戒本部設置 (6月25日6時00分) ○　災害警戒本部廃止 (6月25日16時00分)	住家被害34棟 床上浸水5棟 床下浸水28棟 一部破損1棟 非住家被害14棟 道路被害34箇所 被害額92,450千円 農林水産業施設46箇所 被害額177,000千円 被害総額269,450千円
H11.6.29	大雨	○　総降水量49.0㎜ (6月28日～6月29日) ○　最大1時間降水量22.5㎜ (6月29日) ○　災害警戒本部設置 (6月29日14時00分) ○　災害警戒本部廃止 (6月29日19時00分)	住家被害4棟 床下浸水4棟 非住家被害1棟 農産物被害6ａ 被害額600千円 農林水産業施設7箇所 被害額16,000千円 被害総額16,600千円

年　月　日	災害種別	被　　害	概　　要
H11.7.3	大雨	○　総降水量74.0㎜ (7月3日) ○　最大1時間降水量31.0㎜ (7月3日)	住家被害12棟 床上浸水1棟 床下浸水11棟 非住家被害1棟 河川被害1箇所 被害額5,000千円 崖崩れ3箇所 被害額15,750千円 農産物被害130ａ 被害額44千円 農林水産業施設4箇所 被害額9,000千円 被害総額29,794千円
H11.9.15	台風第16号	○　総降水量85.0㎜ (9月14日～9月15日) ○　最大瞬間風速14.6m/s (9月15日) ○　災害警戒本部設置 (9月15日3時20分) ○　災害警戒本部廃止 (9月15日15時30分)	農産物被害130ａ 　被害額5,850千円 その他の公共施設1箇所 　被害額94千円 被害総額5,944千円
H11.9.23～24	台風第18号	○　総降水量22.0㎜ (9月23日～9月24日) ○　最大瞬間風速27.7m/s (9月24日) ○　災害警戒本部設置 (9月23日23時00分) ○　災害対策本部設置 (9月24日7時00分) ○　災害対策本部廃止 (9月24日14時00分)	負傷者1名 公立文教施設1箇所 　被害額750千円 公共土木施設1箇所 　被害額1,200千円 電気被害2,551戸 被害総額1,950千円
H13.6.19～20	大雨 (梅雨前線に伴う大雨)	○　総降水量263.0㎜ (6月19日～6月20日) ○　日降水量の最大値167.0㎜ (6月19日) (6月としては、明治23年松山地方気象台観測開始以来、第2位の記録) ○　最大1時間降水量47.0㎜ (6月20日) ○　災害警戒本部設置 (6月19日16時10分) ○　災害対策本部設置 (6月20日0時07分) ○　災害対策本部廃止 (7月19日10時40分)	死者１名 負傷者8名 住家被害 　全壊1棟 　半壊3棟 　床上浸水116棟 　床下浸水515棟 道路被害149箇所 農産物被害74.02ha 　被害額107,638千円 崖崩れ40箇所 被害総額1,329,466千円
H15.8.8～9	台風第10号	○　災害警戒本部設置 (8月8日2時10分) ○　災害警戒本部廃止 (8月9日9時30分)	道路被害2箇所 　被害額400千円 停電被害390戸 被害総額400千円
H16.5.15～16	大雨	○　総降水量130.0㎜ (5月15日～5月17日)	農林水産業施設22箇所 　被害額122,800千円 公共土木施設11箇所 　被害額21,200千円 被害総額144,000千円

年　月　日	災害種別	被　　害	概　　要
H16.6.25～26	大雨 （梅雨前線に伴う大雨）	○　総降水量129.5㎜ （6月25日～6月26日） ○　災害警戒本部設置 （6月25日14時40分） ○　災害警戒本部廃止 （6月26日20時30分）	住家被害 床下浸水21棟 公共土木施設1箇所 被害額900千円
H16.6.28	大雨 （梅雨前線に伴う大雨）	○　総降水量92.0㎜ （6月27日～6月28日） ○　災害警戒本部設置 （6月28日1時30分） ○　災害警戒本部廃止 （6月28日5時00分）	住家被害 床上浸水1棟 床下浸水12棟 農林水産業施設14箇所 被害額4,800千円 公共土木施設3箇所 被害額2,500千円 被害総額7,300千円
H16.7.31～8.1	台風第10号	○　総降水量70.0㎜ （7月31日～8月1日） ○　最大瞬間風速23.3m/s （7月31日） ○　災害警戒本部設置 （7月31日8時00分） ○　災害警戒本部廃止 （8月1日12時00分）	死者1名 住家被害 一部破損1棟 床下浸水1棟 農林水産業施設3箇所 被害額935千円 農産物被害270a 被害額2,190千円 被害総額3,125千円
H16.8.23	大雨	○　総降水量72.0㎜ （8月23日） ○　災害警戒本部設置 （8月23日16時30分） ○　災害警戒本部廃止 （8月23日17時15分）	住家被害 床上浸水4棟 床下浸水75棟 公共土木施設1箇所 被害額600千円
H16.8.30～9.1	台風第16号	○　総降水量50.5㎜ （8月30日） ○　最大瞬間風速26.8m/s （8月30日） ○　災害警戒本部設置 （8月30日4時30分） ○　災害対策本部設置 （8月30日13時00分） ○　災害対策本部廃止 （9月1日18時30分）	負傷者2名 住家被害 一部破損169棟 床上浸水9棟 床下浸水48棟 非住家被害8棟 公立文教施設30箇所 被害額6,950千円 農林水産業施設67箇所 被害額10,160千円 公共土木施設82箇所 被害額14,220千円 その他の公共施設62箇所 被害額18,605千円 農産物被害5.06ha 被害額12,548千円 船舶被害2,000千円 被害総額64,483千円

年　月　日	災害種別	被　害	概　要
H16.9.6～8	台風第18号	○　総降水量23.5㎜ (9月6日～9月7日) ○　最大瞬間風速37.1m/s (9月7日) ○　災害警戒本部設置 (9月6日19時55分) ○　災害対策本部設置 (9月7日12時30分) ○　災害対策本部廃止 (9月8日19時30分)	負傷者5名 住家被害 　半壊1棟 　一部破損346棟 　床上浸水1棟 　床下浸水19棟 非住家被害4棟 公立文教施設55箇所 　被害額11,750千円 農林水産業施設177箇所 　被害額30,281千円 公共土木施設35箇所 　被害額5,150千円 その他の公共施設50箇所 　被害額25,560千円 農産物被害737.28ha 　被害額82,387千円 被害総額155,128千円
H16.9.29	台風第21号	○　総降水量65.0㎜ (9月28日～9月29日) ○　最大瞬間風速28.6m/s (9月29日) ○　災害警戒本部設置 (9月29日11時00分) ○　災害対策本部設置 (9月29日15時45分) ○　災害対策本部廃止 (9月29日22時00分)	住家被害 一部破損2棟 床下浸水2棟 農林水産業施設1箇所 被害額30千円 公共土木施設7箇所 被害額2,450千円 その他の公共施設 被害額14,950千円 被害総額17,430千円
H16.10.20	台風第23号	○　総降水量145.5㎜ (10月19日～10月20日) ○　最大瞬間風速23.3m/s (10月20日) ○　災害警戒本部設置 (10月20日5時25分) ○　災害警戒本部廃止 (10月20日22時30分)	農林水産業施設 被害額12,426千円 公共土木施設 被害額5,280千円 その他の公共施設 被害額1,400千円 被害総額19,106千円
H17.7.3	大雨	○　総降水量233.5㎜ (7月1日～7月3日) ○　最大1時間降水量38.5㎜ (7月3日) ○　災害警戒本部設置 (7月3日4時21分) ○　災害警戒本部廃止 (7月3日18時00分)	住家被害 　床下浸水48棟 非住家浸水被害2棟 農産物被害50ｔ 　被害額250千円 農林水産業施設6箇所 　被害額9,000千円 公共土木被害1箇所 　被害額5,000千円 崖崩れ5箇所 被害総額14,250千円
H17.7.10	大雨	○　総降水量131.0㎜ (7月9日～7月11日) ○　最大1時間降水量31.5㎜ (7月10日) ○　災害警戒本部設置 (7月10日6時54分) ○　災害警戒本部廃止 (7月10日15時30分)	住家被害 床上浸水1棟 床下浸水15棟 非住家浸水被害1棟 崖崩れ2箇所

年　月　日	災害種別	被　　害	概　　要
H17.9.5～7	台風第14号	○　総降水量73.5㎜ (9月4日～9月7日) ○　最大瞬間風速22.7m/s (9月6日) ○　災害警戒本部設置 (9月5日10時30分) ○　災害対策本部設置 (9月6日15時00分) ○　災害対策本部廃止 (9月7日9時00分)	住家被害 半壊1棟 一部破損1棟 床下浸水9棟 農産物被害16.05ha 被害額3,274千円 農林水産業施設24箇所 被害額4,806千円 被害総額8,080千円
H18.6.22～26	大雨	○　総降水量189.0㎜ (6月22日～6月26日) ○　最大1時間降水量24.0㎜ (6月22日) ○　各部局対応	非住家被害 全壊 2棟 農林水産業施設　9箇所 被害額 22,900千円 公共土木施設　1箇所 被害額 30,000千円 その他の公共施設12箇所 被害額 1,700千円 被害総額 54,600千円
H18.7.19～21	大雨	○　総降水量 178.0㎜ (7月19日～7月21日) ○　最大1時間降水量22.5㎜ (7月19日) ○　各部局対応	農林水産業施設　5箇所 被害額 2,400千円 公共土木施設　1箇所 被害額 15,000千円 その他　1箇所 被害総額 17,400千円
H18.7.19～21	大雨	○　総降水量 178.0㎜ (7月19日～7月21日) ○　最大1時間降水量22.5㎜ (7月19日) ○　各部局対応	農林水産業施設　5箇所 被害額 2,400千円 公共土木施設　1箇所 被害額 15,000千円 その他　1箇所 被害総額 17,400千円
H18.9.17～18	台風第13号	○　総降水量 2.5㎜ (9月17日～9月18日) ○　最大瞬間風速26.7m/s (9月18日) ○　最大風速11.8m/s (9月18日) ○　災害警戒本部設置 (9月17日 13時03分) ○　災害警戒本部廃止 (9月18日 7時30分)	住家被害 一部破損 2棟 農林水産業施設　8箇所 被害額 681千円 農産物被害　1.4ha 被害額 692千円 電気被害(停電)　1,746戸 被害総額 1,373千円
H19.7.14～15	台風第4号	○　総降水量 117.0㎜ (7月12日～7月15日) ○　災害警戒本部設置 (7月14日 7時40分) ○　災害警戒本部廃止 (7月15日 8時00分)	住家被害 一部破損 1棟 非住家被害 全壊 1棟 崖崩れ　2箇所
H19.7.20	大雨 (梅雨前線に伴う大雨)	○　総降水量 63.0㎜ (7月20日) ○　最大1時間降水量44.0㎜ (7月20日) ○　災害警戒本部設置 (7月20日18時10分) ○　災害警戒本部廃止 (7月20日23時00分)	住家被害 床下浸水 1棟 非住家浸水被害 4棟

年　月　日	災害種別	被　　害	概　　要
H19.8.2～3	台風第5号	○　総降水量 15.0㎜ (8月2日～8月3日) ○　最大瞬間風速24.8m/s (8月2日) ○　災害警戒本部設置 (8月2日 9時20分) ○　災害警戒本部廃止 (8月3日12時00分)	住家被害 床下浸水 2棟
H21.7.21～22	大雨 (梅雨前線に伴う大雨)	○　総降水量 119.5㎜ (7月21日～7月22日) ○　最大1時間降水量26.5㎜ (7月21日) ○　災害警戒本部設置 (7月21日10時03分) ○　災害警戒本部廃止 (7月22日12時00分)	住家被害 床下浸水　2棟 農林水産業施設被害 14箇所 被害額 17,660千円 公共土木施設被害 2箇所 被害額 4,600千円 その他の公共施設被害 15箇所 被害額 25,640千円 農産物被害 0.18ha 被害額 1,089 千円 車両被害 2 台 被害総額 48,989千円
H21.7.25	大雨 (梅雨前線に伴う大雨)	○　総降水量19.0㎜(中島90.0㎜) (7月25日) ○　最大1時間降水量17.0㎜ (7月25日) ○　災害警戒本部設置 (7月25日8時30分) ○　災害警戒本部廃止 (7月25日14時45分)	住家被害 床下浸水 3棟 非住家浸水被害 1棟 その他の公共施設被害 3箇所 被害額 1,260千円 被害総額 1,260千円
H21.7.26	大雨 (梅雨前線に伴う大雨)	○ 総降水量45.5㎜(小野谷93.0㎜) (7月26日) ○　最大1時間降水量29.0㎜ (7月26日) ○　災害警戒本部設置 (7月26日　8時15分) ○　災害警戒本部廃止 (7月26日　19時00分)	住家被害 床下浸水 14棟 非住家浸水被害 4棟 農林畜産物被害 0.1ha 被害額 480千円 崖崩れ 1箇所 被害総額 480千円
H21.8.1	大雨 (梅雨前線に伴う大雨)	○ 総降水量63.0 ㎜(立岩川101.0㎜) (8月1日) ○　最大1時間降水量28.0㎜ (8月1日) ○　災害警戒本部設置 (8月1日　7時03分) ○　災害警戒本部廃止 (8月1日　12時20分)	住家被害 床下浸水 6棟 非住家浸水被害 1棟 崖崩れ 3箇所
H21.10.7～8	台風第18号	○　総降水量 31.5㎜ (10月7日～10月8日) ○　災害警戒本部設置 (10月7日 17時10分) ○　災害警戒本部廃止 (10月8日 4時30分)	農林水産施設被害　7箇所 被害額 1,266千円 被害総額 1,266千円

年　月　日	災害種別	被　害	概　要
H22.7.12	大雨 (梅雨前線に伴う大雨)	○　総降水量 171.5㎜ (7月12日～7月13日) ○　最大１時間降水量 46.5㎜ (7月12日) ○　災害警戒本部設置 (7月12日7時10分) ○　災害警戒本部廃止 (7月12日14時00分) ○　災害警戒本部設置 (7月12日18時20分) ○　災害警戒本部廃止 (7月12日22時30分)	負傷者　1名 住家被害 床上浸水　2棟 床下浸水　74棟 農林水産施設被害　3箇所 被害額　8,500千円 その他の公共施設被害 2箇所 被害額　41,500千円 被害総額　50,000千円
H22.7.16	大雨 (梅雨前線に伴う大雨)	○　総降水量 18.0㎜(重信川52.0㎜) (7月16日) ○　最大１時間降水量5.0㎜(重信川20.0㎜) (7月16日) ○　災害警戒本部設置 (7月16日　16時51分) ○　災害警戒本部廃止 (7月16日　20時20分)	農林土木被害 土砂崩れ　2箇所
H23.7.4～5	大雨 (梅雨前線に伴う大雨)	○　総降水量　101.0㎜ (7月4日) ○　最大１時間降水量37.5㎜ (7月4日) ○　災害警戒本部設置 (7月4日18時50分) ○　災害警戒本部廃止 (7月5日　1時30分)	住家被害 床下浸水　18棟
H23.9.2～4	台風第12号	○　総降水量92.5㎜(米野598.0㎜) (9月2日～9月3日) ○　最大１時間降水量6.5㎜(米野41.0㎜) (9月2日) ○　災害警戒本部設置 (9月2日13時45分) ○　災害警戒本部廃止 (9月4日　3時30分)	死者1名 農産物被害　3箇所9.54ha 1.9t 被害額　430千円 林業関係被害 1箇所　25m 被害額　10,000千円 文教関係被害　2箇所　160立米 被害額　10,000千円 被害総額　20,430千円
H24.4.3	強風	○　最大瞬間風速10.2m/s ○　災害警戒本部設置 (4月3日　4時15分) ○　災害警戒本部廃止 (4月3日21時30分)	負傷者　2名 文教関係被害　2箇所 被害額　527千円 被害総額　527千円
H24.7.3	大雨	○　総降水量51.5㎜ (7月3日) ○　最大１時間降水量17.5㎜(中島大浦26.0㎜、北条立岩25.0㎜) (7月3日) ○　災害警戒本部設置 (7月　3日　7時57分) ○　災害警戒本部廃止 (7月　3日12時40分)	崖崩れ　1箇所

年　月　日	災害種別	被　　害	概　　要
H24.8.14	大雨	○　総降水量25.5㎜ (8月14日) ○　最大１時間降水量10.0㎜ (8月14日) ○　災害警戒本部設置 (8月14日 2時29分) ○　災害警戒本部廃止 (8月14日 4時40分)	住家被害 一部破損　1棟
H24.8.19	大雨	○　総降水量37.0㎜ (8月19日) ○　最大１時間降水量36.0㎜(米野66.0㎜) (8月19日) ○　災害警戒本部設置 (8月19日14時57分) ○　災害警戒本部廃止 (8月19日16時55分)	住家被害 床上浸水　2棟 床下浸水　10棟
H25.6.20	大雨	○　総降水量146.0㎜(米野219.0㎜) (6月19日～6月21日) ○　最大１時間降水量17.5㎜(恩地28.0㎜) ○　災害警戒本部設置 (6月20日 6時45分) ○　災害警戒本部廃止 (6月20日11時00分)	住家被害 床下浸水　1棟 道路被害　3箇所 被害額　26,800千円 その他の行政財産被害 1箇所 被害額　8,747千円 鉄道不通　1箇所 被害総額　26,800千円
H25.7.3	大雨	○　総降水量70.5㎜(米野102.0㎜) (7月3日) ○　最大１時間降水量20.0㎜(三坂23.0㎜) (7月3日) ○　災害警戒本部設置 (7月3日14時00分) ○　災害警戒本部廃止 (7月3日20時00分)	道路被害　2箇所 被害額　1,650千円 電気被害(停電)　950戸 被害総額　1,650千円
H25.7.4	大雨	○　総降水量25.5㎜(立岩川99.0㎜) (7月4日) ○　最大１時間降水量6.5㎜㎜　(立岩川52.0㎜) (7月4日) ○　災害警戒本部設置 (7月4日18時56分) ○　災害警戒本部廃止 (7月5日 0時00分)	住家被害 床下浸水　7棟 立木滑落　2箇所 被害額　650千円 被害総額　650千円
H25.7.28	大雨	○　総降水量46.0㎜ (7月28日) ○　最大１時間降水量12.5㎜ (7月28日) ○　災害警戒本部設置 (7月28日6時05分) ○　災害警戒本部廃止 (7月28日 9時30分)	電気被害(停電)　1,015戸 鉄道不通　1箇所

年　月　日	災害種別	被　　害	概　　要
H25.8.25	大雨	○　総降水量47.5㎜ (8月25日) ○　最大１時間降水量11.5㎜ (8月25日) ○　災害警戒本部設置 (8月25日7時17分) ○　災害警戒本部廃止 (8月25日13時00分)	電気被害(停電)　223戸
H25.9.1	大雨	○　総降水量　63.5㎜ (9月1日) ○　最大１時間降水量32.5㎜ (恩地39.0㎜) (9月1日)	住家被害 　床下浸水　16棟
H25.9.4	大雨	○　総降水量113.5㎜ (9月3日～9月4日) ○　最大１時間降水量22.5㎜ (久谷42.0㎜) (9月4日) ○　災害警戒本部設置 (9月4日7時03分) ○　災害警戒本部廃止 (9月4日19時10分)	住家被害 　床下浸水　16棟 道路被害　1箇所 　被害額　1,970千円 農業用施設被害　5箇所 　被害額　9,200千円 被害総額　11,170千円
H25.10.24～25	台風第27号	○　総降水量189.5㎜ (10月24日～10月25日) ○　最大１時間降水量17.5㎜ (10月26日) ○　災害警戒本部設置 (10月24日22時38分) ○　災害警戒本部廃止 (10月25日20時30分)	住家被害 　一部破損　1棟 環境衛生施設被害　1箇所
H26.7.8	台風第８号	○　総降水量93㎜（中島大浦） (7月8日) ○　最大１時間降水量49㎜（中島大浦） (7月8日) ○　災害警戒本部設置 (7月8日 3時51分) ○　災害警戒本部廃止 (7月8日17時30分)	住家被害 　床上浸水　6棟 　床下浸水　87棟 市有施設被害　4箇所 　被害額　456千円 水道施設被害　1箇所 　被害額　6,210千円 農林関係被害　155箇所 　被害額　101,574千円 土木関係被害　9箇所 　被害額　8,000千円 被害総額　116,240千円
H26.8.8～10	台風第11号	○　総降水量375㎜（米野） (8月8日～8月10日) ○　最大１時間降水量25㎜（米野） (8月9日) ○　災害警戒本部設置 (8月8日17時42分) ○　災害警戒本部廃止 (8月10日17時00分)	住家被害 　一部損壊　3棟 電気被害（停電）　3,468戸 文教関係被害　1箇所 　被害額　150千円 被害総額　150千円

年　月　日	災害種別	被　　害	概　　要
H26.8.22	大雨・洪水警報に伴う災害	○　総降水量31㎜（小野谷） (8月22日) ○　最大１時間降水量26㎜（小野谷） (8月22日) ○　災害警戒本部設置 (8月22日9時15分) ○　災害警戒本部廃止 (8月22日11時30分)	電気被害（停電）　431戸 被害総額　なし
H26.10.13	台風第19号	○　総降水量106㎜（米野） (10月13日) ○　最大１時間降水量18㎜ （松山地方気象台） (10月13日) ○　災害警戒本部設置 (10月13日4時28分) ○　災害警戒本部廃止 (10月13日22時13分)	電気被害（停電）　253戸 被害総額　なし
H26.12.16～17	暴風雪・波浪警報に伴う災害	○　最大風速17.3m/s（W） (12月17日～ 月 日) ○　最大瞬間風速22.6m/s（WNW） (12月17日) ○　災害警戒本部設置 (12月16日16時21分) ○　災害警戒本部廃止 (12月17日17時00分)	被害なし 積雪なし
H27.7.9	大雨・洪水警報に伴う災害	○　総降水量75.5㎜（南吉田） (7月9日) ○　最大１時間降水量61㎜（南吉田） (7月9日) ○　災害警戒本部設置 (7月9日10時30分) ○　災害警戒本部廃止 (7月9日21時00分)	住家被害 　床上浸水　17棟 　床下浸水　144棟 鉄道不通　1箇所 市有施設被害　1箇所 　被害額141千円 土木関係被害　8箇所 　被害額　1,830千円 文教関係被害　1箇所 　被害額　1,500千円 被害総額　3,471千円
H27.7.16～17	台風第11号	○　総降水量297㎜（米野） (7月16日～7月17日) ○　最大１時間降水量23㎜（恩地） (7月16日) ○　災害警戒本部設置 (7月16日9時58分) ○　災害対策本部設置 (7月17日1時40分) 　避難勧告発令（3時00分） ○災害対策本部廃止 （7月17日19時00分）	道路被害　18箇所 　被害額　28,600千円 電気被害（停電）1,335箇所 被害総額　28,600千円
H27.8.20	大雨・洪水警報に伴う災害	○　総降水量79㎜（米野） (8月20日) ○　最大１時間降水量26㎜（米野） (8月20日) ○　災害警戒本部設置 (8月20日1時55分) ○　災害警戒本部廃止 (8月20日7時00分)	電気被害（停電）　407戸 被害総額　なし

年　月　日	災害種別	被　　害	概　　要
H27.8.25	台風第15号	○　総降水量53mm（米野） (8月25日) ○　最大１時間降水量12mm（米野） (8月25日) ○　災害警戒本部設置 (8月25日1時29分) ○　災害警戒本部廃止 (8月25日17時00分)	土木関係被害　1箇所 被害額　400千円 電気被害（停電）　4,397戸 被害総額　400千円
H27.9.1	大雨・洪水警報に伴う災害	○　総降水量53mm（南吉田） (9月1日) ○　最大１時間降水量12mm（立岩川） (9月1日) ○　災害警戒本部設置 (9月1日11時10分) ○　災害警戒本部廃止 (9月1日17時00分)	住家被害 床下浸水　17棟 被害総額　なし
H28.1.18～19	暴風雪・波浪警報に伴う災害	○　最大風速10.7m/s（南吉田）（W） (1月18日～19日) ○　最大瞬間風速20.6m/s（南吉田）（WSW） (1月18日) ○　災害警戒本部設置 (1月18日19時39分) ○　災害警戒本部廃止 (1月19日23時00分)	市有施設被害　1箇所 被害額　164千円 社会福祉施設被害　1箇所 被害額　100千円 電気被害（停電）　199戸 被害総額　264千円
H28.6.19～20	大雨・洪水警報に伴う災害	○　総降水量78mm（恩地） (6月19日～20日) ○　最大１時間降水量53mm（恩地） (6月19日) ○　災害警戒本部設置 (6月20日0時02分) ○　災害警戒本部廃止 (6月20日17時00分)	人的被害 負傷者　1人 住家被害 床上浸水　1棟 床下浸水　16棟 農林関係被害　37箇所 被害額　35,431千円 土木関係被害　4箇所 被害額　2,400千円 電気被害（停電）　300戸 被害総額　37,831千円
H28.6.22～23	大雨警報に伴う災害	○　総降水量119mm（米野） (6月22日) ○　最大１時間降水量18mm（米野、中島） (6月22日) ○　災害警戒本部設置 (6月22日10時25分) ○　災害警戒本部廃止 (6月23日17時00分)	住家被害 一部破損　1棟 農林関係被害　48箇所 被害額　42,200千円 土木関係被害　11箇所 被害額　5,600千円 被害総額　47,800千円
H28.8.28～29	大雨・洪水警報に伴う災害	○　総降水量25mm（中島） (8月28日～29日) ○　最大１時間降水量19mm（中島） (8月29日) ○　災害警戒本部設置 (8月28日20時27分) ○　災害警戒本部廃止 (8月29日2時53分)	被害なし

年　月　日	災害種別	被　　害	概　　要
H28.9.20	台風第16号	○　総降水量113㎜（米野） (9月20日) ○　最大１時間降水量15㎜ （米野、中島） (9月20日) ○　災害警戒本部設置 (9月20日1時03分) ○　災害警戒本部廃止 (9月20日15時00分)	電気被害（停電）　4,610戸 被害総額　なし
H28.9.27～28	大雨・洪水警報に伴う災害	○　総降水量97㎜（太山寺） (9月27日～28日) ○　最大１時間降水量38㎜（太山寺） (9月27日) ○　災害警戒本部設置 (9月27日22時55分) ○　災害警戒本部廃止 (9月28日3時40分)	住家被害 床下浸水　6棟 被害総額　なし
H29.1.20	暴風雪・波浪警報に伴う災害	○　最大風速21.3m/s（南吉田）(W) (1月20日) ○　最大瞬間風速26.2m/s（南吉田）(W) (1月20日) ○　災害警戒本部設置 (1月20日15時36分) ○　災害警戒本部廃止 (1月20日22時50分)	被害なし
H29.8.6～7	台風第5号	○　総降水量182㎜（三坂） (8月6日～7日) ○　最大１時間降水量25㎜（三坂） (8月6日) ○　災害警戒本部設置 (8月6日23時41分) ○　災害警戒本部廃止 (8月7日14時00分)	電気被害(停電)　3,900戸 被害総額　なし
H29.8.26	洪水警報に伴う災害	○　総降水量48㎜（立岩川） (8月26日) ○　最大１時間降水量43㎜（太山寺） (8月26日) ○　災害警戒本部設置 (8月26日6時56分) ○　災害警戒本部廃止 (8月26日8時40分)	電気被害(停電)　10戸未満 被害総額　なし
H29.9.12	洪水警報に伴う災害	○　総降水量88㎜（米野） (9月12日) ○　最大１時間降水量39㎜（米野） (9月12日) ○　災害警戒本部設置 (9月12日6時07分) ○　災害警戒本部廃止 (9月12日9時00分)	住家被害 床下浸水　1棟 被害総額　なし

年　月　日	災害種別	被　　害	概　　要
H29.9.17～18	台風第18号	○　総降水量301㎜（米野） (9月17日～18日) ○　最大１時間降水量56㎜（米野） (9月17日) ○　最大瞬間風速（松山空港）24.7m/s (9月17日) ○　災害警戒本部設置 (9月17日3時19分) ○　災害対策本部設置 (9月17日17時00分) ○　災害対策本部廃止 (9月18日19時00分)	人的被害 負傷者　軽傷1人 住家被害 床上浸水　19棟 床下浸水　157棟 市有施設被害　17箇所 14,773千円 農林関係被害　203箇所 220,470千円 土木関係被害　50箇所 131,500千円 文教関係被害　3箇所 547千円 電気被害（停電）500戸 被害総額　367,290千円
H29.10.22～23	台風第21号	○　総降水量210㎜（米野） (10月22日～23日) ○　最大１時間降水量13㎜（米野） (10月22日) ○　最大瞬間風速（松山地方気象台） 32.1m/s(10月22日) ○　災害警戒本部設置 (10月22日7時58分) ○　災害警戒本部廃止 (10月23日3時50分)	住家被害 一部破損　3棟 市有施設被害　13箇所 15,139千円 農林関係被害　42箇所 104,959千円 土木関係被害　3箇所 1,000千円 文教関係被害　5箇所 952千円 電気被害（停電）4,300戸 被害総額　122,050千円
H29.10.29	台風第22号	○　総降水量107㎜（土居田） (10月29日) ○　最大１時間降水量13㎜（土居田） (10月29日) ○　災害警戒本部設置 (10月29日9時28分) ○　災害警戒本部廃止 (10月29日14時10分)	被害なし
H30.2.12～13	大雪警報に伴う災害	○　積雪0cm ○　災害警戒本部設置 (2月12日15時13分) ○　災害警戒本部廃止 (2月13日10時12分)	被害なし
H30.3.5	洪水警報に伴う災害	○　総降水量51㎜（三坂） (3月5日) ○　最大１時間降水量30㎜ （松山地方気象台） (3月5日) ○　災害警戒本部設置 (3月5日8時45分) ○　災害警戒本部廃止 (3月5日11時03分)	住家被害 床下浸水　1棟 電気被害（停電）1,400戸 被害総額　なし

年　月　日	災害種別	被　　害	概　　要
H30.4.24	大雨・洪水警報に伴う災害	○　総降水量100㎜（三坂） (4月24日) ○　最大１時間降水量25㎜（三坂） (4月24日) ○　災害警戒本部設置 (4月24日21時50分) ○　災害警戒本部廃止 (4月25日0時38分)	人的被害 　負傷者　軽傷1人 被害総額　なし
H30.6.20	洪水警報に伴う災害	○　総降水量89㎜（三坂） (6月20日) ○　最大１時間降水量26㎜ （松山地方気象台） (6月20日) ○　災害警戒本部設置 (6月20日5時49分) ○　災害警戒本部廃止 (6月20日10時08分)	被害なし
H30.6.30	洪水警報に伴う災害	○　総降水量31㎜（太山寺） (6月30日) ○　最大１時間降水量21㎜（立岩） (6月30日) ○　災害警戒本部設置 (6月30日8時30分) ○　災害警戒本部廃止 (6月30日10時44分)	被害なし
H30.7.6	平成30年7月豪雨に伴う災害	○　総降水量468㎜（米野） (7月6日～9日) ○　最大１時間降水量52㎜（三坂） (7月6日) ○　災害警戒本部設置 (7月6日3時20分) ○　災害対策本部設置 (7月6日18時30分) ○　災害対策本部廃止 (10月31日)	人的被害 　災害直接死　4名 　災害関連死　2名 　負傷者　重傷2名 　　軽傷1名 住家被害 　全壊　13棟 　大規模半壊　12棟 　半壊　11棟 　一部破損　15棟 　床上浸水　35棟 　床下浸水　345棟 非住家被害 　全壊　43棟 　半壊　47棟 　浸水　131棟 市道被害　343箇所 土砂崩れ　343箇所 ため池　60箇所 農林施設被害　779箇所 漁港被害　4箇所 被害総額　7,972,675千円
H30.7.28	台風12号に伴う災害	○　総降水量72㎜（恩地） (7月28日) ○　最大１時間降水量25㎜（恩地） (7月28日) ○　災害対策本部設置 （平成30年7月豪雨対応継続中） (7月6日18時30分) ○　災害対策本部廃止 (10月31日)	土砂崩れ　2箇所 被害総額　なし

年　月　日	災害種別	被　　害	概　　要
H30.8.14	台風15号 に伴う災害	○　総降水量10㎜（三坂） (8月14日) ○　最大１時間降水量4㎜（三坂） (8月14日) ○　災害対策本部設置 （平成30年7月豪雨対応継続中） (7月6日18時30分) ○　災害対策本部廃止 (10月31日)	被害なし
H30.8.23	台風20号 に伴う災害	○　総降水量28㎜（三坂） (8月23日) ○　最大１時間降水量5㎜（三坂） (8月23日) ○　最大瞬間風速（松山空港） 15.9m/s(8月24日) ○　災害対策本部設置 （平成30年7月豪雨対応継続中） (7月6日18時30分) ○　災害対策本部廃止 (10月31日)	被害なし
H30.9.3	台風21号 に伴う災害	○　総降水量63㎜（米野） (9月3日～4日) ○　最大１時間降水量20㎜（米野） (9月4日) ○　最大瞬間風速(松山空港)19.0m/s(9月4日) ○　災害対策本部設置 （平成30年7月豪雨対応継続中） (7月6日18時30分) ○　災害対策本部廃止 (10月31日)	被害なし
H30.9.8	大雨・洪水警報 に伴う災害	○　総降水量248㎜（米野） (9月7日～10日) ○　最大１時間降水量40㎜（米野） (9月9日) ○　災害対策本部設置 （平成30年7月豪雨対応継続中） (7月6日18時30分) ○　災害対策本部廃止 (10月31日)	農林施設被害　1箇所
H30.9.29	台風24号 に伴う災害	○　総降水量295㎜（米野） (9月28日～30日) ○　最大１時間降水量57㎜（米野） (9月30日) ○　災害対策本部設置 （平成30年7月豪雨対応継続中） (7月6日18時30分) ○　災害対策本部廃止 (10月31日)	電気被害(停電)　10,520戸

年　月　日	災害種別	被　　害	概　　要
R1.6.15	洪水警報 に伴う災害	○　総降水量89㎜（小野谷） (6月15日) ○　最大１時間降水量17㎜ （松山南吉田、小野谷） (6月15日) ○　災害警戒本部設置 (6月15日16時41分) ○　災害警戒本部廃止 (6月15日18時05分)	電気被害(停電)　2,500戸
R1.7.18	大雨・洪水警報 に伴う災害	○　総降水量150㎜（恩地） (7月18日～19日) ○　最大１時間降水量47㎜ （石手川ダム） (7月19日) ○　災害警戒本部設置 (7月18日20時22分) ○　災害警戒本部廃止 (7月19日5時00分)	住家被害 床上浸水　4棟 床下浸水　67棟 非住家被害 浸水　8棟 市道被害　24箇所 土砂崩れ　4箇所 ため池被害　3箇所 農道被害　30箇所 農林施設被害　5箇所 被害総額　55千円
R1.8.14	台風10号 に伴う災害	○　総降水量254㎜（米野） (8月14日～16日) ○　最大１時間降水量35㎜（三坂） (8月15日) ○　災害警戒本部設置 (8月14日22時55分) ○　災害警戒本部廃止 (8月16日3時59分)	被害総額　83千円
R1.8.28	洪水警報 に伴う災害	○　総降水量76㎜（米野） (8月27日～28日) ○　最大１時間降水量25㎜ （松山地方気象台） (8月28日) ○　災害警戒本部設置 (8月28日11時10分) ○　災害警戒本部廃止 (8月28日12時30分)	被害なし
R2.6.18	大雨・洪水警報 に伴う災害	○　総降水量122㎜（中島） (6月18日～19日) ○　最大１時間降水量27㎜（立岩川） (6月19日) ○　災害警戒本部設置 (6月18日22時10分) ○　災害警戒本部廃止 (6月19日11時17分)	土砂崩れ　1箇所 被害総額　460千円

年　月　日	災害種別	被　　害	概　　要
R2.7.6	令和2年7月豪雨 に伴う災害	○　雨量 ＜第1期（7月5日～8日）＞ 総降水量314㎜（米野） 最大１時間降水量39㎜（三坂） ＜第2期（7月8日～12日）＞ 総降水量101㎜（米野） 最大１時間降水量21㎜（恩地） ＜第3期（7月13日～14日）＞ 総降水量87㎜（中島） 最大１時間降水量20㎜（三坂） ○　災害警戒本部設置 (7月6日20時05分) ○　災害対策本部設置 (7月8日2時00分) ○　災害対策本部廃止 (7月16日16時00分)	住家被害 全壊　1棟 半壊　2棟 準半壊　2棟 床上浸水　4棟 床下浸水　65棟 準半壊に至らない　3棟 非住家被害 全壊　1棟 半壊　1棟 浸水　30棟 その他 市道被害　176箇所 がけ崩れ　18箇所 農道　257箇所 ため池　33箇所 農地　70箇所 農業用水施設　67箇所 文化財 がけ崩れ　1箇所 漆喰崩壊　1箇所 電気被害（停電）3,300戸 被害総額　937,715千円
R2.9.6	台風10号 に伴う災害	○　総降水量87㎜（三坂） (9月6日～7日) ○　最大１時間降水量16㎜（松山空港） (9月6日) ○　災害警戒本部設置 (9月6日18時20分) ○　災害警戒本部廃止 (9月7日7時00分)	電気被害（停電）1,700戸 被害総額　400千円
R2.10.22	大雨警報 に伴う災害	○　総降水量84㎜（中島） (10月22日) ○　最大１時間降水量19㎜（三坂） (10月22日) ○　災害警戒本部設置 (10月22日19時04分) ○　災害警戒本部廃止 (10月22日20時50分)	被害なし
R3.5.20	大雨警報 に伴う災害	○　総降水量157㎜（三坂） (5月20日～21日) ○　最大１時間降水量26㎜（三坂） (5月20日) ○　災害警戒本部設置 (5月20日18時49分) ○　災害警戒本部廃止 (5月21日7時47分)	被害なし
R3.7.18	大雨警報 に伴う災害	○　総降水量113㎜（三坂） (7月16日～18日) ○　最大１時間降水量40㎜（小野谷） (7月18日) ○　災害警戒本部設置 (7月18日11時32分) ○　災害警戒本部廃止 (7月18日20時43分)	被害なし

年　月　日	災害種別	被　　害	概　　要
R3.8.8	台風第９号 に伴う災害	○　総降水量123㎜（米野） (8月8日～9日) ○　最大１時間降水量34㎜（米野） (8月8日) ○　災害警戒本部設置 (8月9日0時14分) ○　災害警戒本部廃止 (8月9日14時00分)	人的被害 負傷者　軽傷1名 住家被害 床上浸水　3棟 一部損壊　2棟 その他 （道路）土砂崩れ　2箇所 （道路）市道被害　1箇所 その他公共施設被害 2箇所 農産被害　3箇所ほか 被害総額　1625千円
R3.8.12	大雨警報 に伴う災害	○　総降水量250㎜（三坂） (8月12日～15日) ○　最大１時間降水量44㎜（三坂） (8月12日) ○　災害警戒本部設置 (8月13日23時18分) ○　災害警戒本部廃止 (8月15日11時18分)	住家被害 床上浸水　3棟 一部損壊　2棟 その他 （道路）土砂崩れ　2箇所 （農道）土砂崩れ　2箇所 被害総額　2192千円
R3.9.3	大雨警報 に伴う災害	○　総降水量74㎜（中島） (9月3日) ○　最大１時間降水量24㎜（立岩川） (9月3日) ○　災害警戒本部設置 (9月3日8時55分) ○　災害警戒本部廃止 (9月3日13時04分)	被害なし
R3.9.14	台風第14号 に伴う災害	○　総降水量103㎜（三坂） (9月17日～18日) ○　最大１時間降水量29㎜（土居田） (9月17日) ○　災害警戒本部設置 (9月17日20時05分) ○　災害警戒本部廃止 (9月18日3時00分)	被害なし
R4.4.26	大雨・洪水警報 に伴う災害	○総降水量51㎜（恩地） （4月26日） ○最大1時間降水量41㎜（米野） （4月26日） ○災害警戒本部設置 （4月26日17時51分） ○災害警戒本部廃止 （4月26日19時11分）	その他 道路被害（落石・土砂崩れ） 1箇所 道路被害（溢水）2箇所
R4.7.19	大雨警報 に伴う災害	○総降水量117㎜（三坂） （7月18日～19日） ○最大1時間降水量18㎜（三坂） （7月19日） ○災害警戒本部設置 （7月19日8時18分） ○災害警戒本部廃止 （7月19日14時31分）	非住家被害 倒木　1棟 その他 道路被害（土砂崩れ）1箇所

年　月　日	災害種別	被　　害	概　　要
R4.9.18	台風第14号に伴う災害	○総降水量300㎜（三坂） （9月17日～19日） ○最大1時間降水量32㎜（三坂） （9月18日） ○災害警戒本部設置 （9月18日12時35分） ○災害警戒本部廃止 （9月19日21時02分）	住家被害 一部破損　10棟 非住家被害 一部破損　5棟 その他 道路被害（倒木）6箇所 農道被害（倒木）2箇所 道路被害（土砂崩れ・落石）1箇所 道路被害（そのほか）6箇所 農業被害　5箇所ほか 文化財 一部破損　2箇所 電気被害（停電）1620戸
R5.1.24	暴風雪・波浪警報に伴う災害	○積雪深1㎝（北持田） ○災害警戒本部設置 （1月24日10時23分） ○災害警戒本部廃止 （1月24日20時30分）	人的被害 負傷者　軽傷10人
R5.5.7	大雨警報に伴う被害	○総降水量145㎜（三坂） （5月6日～8日） ○最大1時間降水量17㎜（三坂） ○災害警戒本部設置 （5月7日18時00分） ○災害警戒本部廃止 （5月8日8時30分）	倒木　１件
R5.5.29	大雨警戒に伴う被害	○総降水量120㎜（三坂） （5月29日～31日） ○最大1時間降水量25㎜（米野、恩地） ○災害警戒本部設置 （5月29日17時00分） ○災害警戒本部廃止 （5月31日9時00分）	電気被害（停電）3,100戸
R5.6.30	大雨・洪水警報に伴う被害	○総降水量302㎜（恩地） （6月30日～7月2日） ○最大1時間降水量43㎜（南吉田町） （7月1日） ○災害警戒本部設置 （6月30日18時25分） ○災害対策本部設置 （7月1日6時00分） ○災害対策本部廃止 （7月14日12時00分）	住家被害 全壊　3棟 大規模半壊　2棟 中規模半壊　2棟 半壊　34棟 一部破損　1棟 床下浸水　128棟 非住家被害 全壊　13棟 半壊　33棟 浸水　15棟 その他 市道被害　323箇所 土砂崩れ　160箇所 ため池　21箇所 農道　228箇所 林道　28箇所 農林施設　48箇 農地　146箇所 公園　6箇所 港湾　1箇所 被害総額　423,951千円

年　月　日	災害種別	被　　害	概　　要
R5.7.25	大雨警戒に伴う被害	○総降水量42㎜（三坂） （7月25日） ○最大1時間降水量36㎜（三坂） ○災害警戒本部設置 （7月25日16時54分） ○災害警戒本部廃止 （7月25日19時10分）	被害なし
R5.11.17	暴風・波浪警報に伴う被害	○総降水量28㎜（米野） （11月17日～18日） ○最大1時間降水量8㎜（石手川ダム） ○災害警戒本部設置 （11月17日21時20分） ○災害警戒本部廃止 （11月18日11時34分）	人的被害 負傷者　軽傷1人
R6.5.27	大雨警戒に伴う被害	○総降水量226㎜（三坂） （5月27日～29日） ○最大1時間降水量43㎜（三坂） （5月27日） ○災害警戒本部設置 （5月28日10時07分） ○災害警戒本部廃止 （5月28日14時49分）	非住家被害 浸水　　1棟
R6.6.29	大雨警戒に伴う被害	○総降水量85㎜（米野） （6月30日～7月1日） ○最大1時間降水量43㎜（石手川ダム） （7月1日） ○災害警戒本部設置 （7月1日1時46分） ○災害警戒本部廃止 （7月1日4時10分）	被害なし
R6.7.1	大雨警戒に伴う被害	○総降水量130㎜（三坂） （6月30日～7月1日） ○最大1時間降水量43㎜（石手川ダム） （7月1日） ○災害警戒本部設置 （7月1日14時30分） ○災害警戒本部廃止 （7月2日8時30分）	被害なし
R6.7.11	大雨・洪水警報に伴う被害	○総降水量130㎜（米野） （7月10日～7月11日） ○最大1時間降水量44㎜（南吉田） （7月11日） ○災害警戒本部設置 （7月11日3時38分） ○災害警戒本部廃止 （7月11日10時19分）	被害なし

年　月　日	災害種別	被　害	概　要
R6.7.12	大雨・洪水警報に伴う被害	○総降水量225㎜（森松） （7月10日～7月13日） ○最大1時間降水量44㎜（南吉田） （7月11日） ○災害警戒本部設置 （7月12日4時32分） ○災害対策本部設置 （7月12日5時00分）	人的被害 死亡　3名 住家被害 全壊　3棟 一部損壊　14棟 非住家被害 全壊　1棟 半壊　1棟 一部損壊　1棟 その他 市道被害　15箇所 水路被害　29箇所 土砂崩れ　4箇所 農道　27箇所 林道　3箇所
R6.11.2	大雨・洪水警報に伴う被害	○総降水量182㎜（恩地） （11月1日～11月2日） ○最大1時間降水量95㎜（恩地） （11月2日） ○災害警戒本部設置 （11月2日10時46分） ○災害警戒本部廃止 （11月19日17時15分）	住家被害 床上浸水　133棟 床下浸水　392棟 その他 市道被害　168箇所 水路被害　124箇所 土砂崩れ　4箇所 農道　115箇所 ため池　14箇所 農業水路　23箇所 農地　14箇所 林道　5箇所 墓地　1箇所

資料〔１・３・２〕　松山市における地震による災害履歴

市の災害履歴については、『松山工事四十年史』（四国地方建設局松山工事事務所発刊）等に江戸及び明治時代からとり上げられているが、ここでは記録に残っている地震による災害履歴を示す。

地　震　年　表

No	発生年月日［年号］	地震の名前	震央位置［地名］	地震規模（M）［松山での震度］	震源の深さ（km）	被害の概要	出典
1	605 ［推古13年］					◎温泉（道後）陥没す。	「松山市史」
2	628 ［推古36年］					◎地震にて温泉不出、3年を経て舒明帝二庚寅年9月始めて出る。	「道後明王院旧記」 「予陽郡郷里諺集」
3	684.11.29 ［天武13.10.14］		32.5N,134.0E ［土佐その他南海・東海・西海地方］			山崩れ、河湧き、家屋社寺の倒潰、人畜の死傷多く、津波来襲して土佐の船多数沈没。土佐で田苑50余万頃(約12k㎡)沈下として海となった。 南海トラフ沿いの巨大地震と思われる。	「道後明王院旧記」 「予陽郡郷里諺集」
4	887.8.26 ［仁和3.7.30］		33.0N,135.0E ［五畿・七道］	8～8.5		京都で民家・官舎の倒潰多く、圧死多数。津波が沿岸を襲い溺死多数、特に摂津で津波の被害が大きかった。 南海トラフ沿いの巨大地震と思われる。	
5	1099.2.22 ［康和1.1.24］		［南海道・畿内］	8～8.3		興福寺・摂津天王寺で被害。土佐で田千余町みな海に沈む。	
6	1361.8.3 ［正平16.6.24］		33.0N,135.0E ［畿内・土佐・阿波］	8.25～8.5		摂津四天王寺の金堂転倒し、圧死5。その他、諸寺諸堂に被害が多かった。津波で摂津・阿波・土佐に被害、特に阿波の雪（由岐）湊で流失1,700戸、流死60余。余震多数。南海トラフ沿いの巨大地震と思われる。	
7	1498.7.9 ［明応7.6.11］		33.0N,132.25E ［日向灘］	7～7.5		九州で山崩れ、地裂け湧出。民屋はすべてこわれ死多数。伊予で地変。同日畿内に地震、被害はなかったらしい。 同じ地震であれば震域が広く、震央に変更が必要。	「松山市史」
8	1531 ［享禄4］					◎享禄年中賦徒起こり、湯の岡にて戦ひ、たち刀の汚血を洗ひければ、忽ち温泉涸れて出る事なし	「予陽郡郷里諺集」
9	1584 ［天正12］	医王寺桜門大地震				川内町北方、医王寺桜門大地震で倒壊	「医王寺文書」 「川内町新誌」
10	1596.9.4 ［慶長1.7.12］		33.3N,131.6E ［豊後］	7.0		7月3日より前震があり、閏7月11日から多発してこの日大地震。高崎山など崩れる。海水が引いた後大津波が来襲し、別府湾沿岸で被害。大分などで家屋ほとんど流失。「爪生島」（大分の北にあった「沖ノ浜」とされる。）の80%陥没し、死708という。 松山（道後）地方被害をうける（増補版「道後温泉」では閏7月9日）伊予薬師堂（松山市予土）の本堂・壬王門倒れる。	「道後温泉」 「松山市史」

No	発生年月日 ［年号］	地震の 名前	震央位置 ［地名］	地震規模 (M) ［松山での 震度］	震源の 深さ (km)	被害の概要	出典
11	1605.2.3 ［慶長9.12.6］	慶長地震	A:33.5N,138.5E B:33.0N,134.9E ［東海・南海・西南諸道］	A:7.9 B:7.9			
12	1614.11.26 ［慶長19.10.25］		37.5N,138.0E	7.7		◎大地震にて温泉を埋む、里民之を堀りて元の如し。	「道後明王院旧記」 「予陽郡郷里諺集」 「松山市史」
13	1625.1.21 ［寛永1.12.13］		［安芸］			広島で大地震。城中の石垣・多門・塀などが崩壊した。島根で有感。	
14	1625.4.24 ［寛永2.3.18］					◎大地震之時、道後温泉不出。	「道後明王院旧記」 「予陽郡郷里諺集」 「久米八幡宮記録抜書」
15	1627 ［寛永 4］					◎道後温泉湧出止まる。	「松山市史」
16	1630.12.8 ［寛永7.11.5］					◎泉脈閉塞す。	「松山市史」
17	1649.3.17 ［慶安2.2.5］		33.7N,132.5E ［安芸・伊予］	7.0		松山城（石垣約36m,塀約55m）・宇和島城の石垣や塀が崩れ、民家も破損。御城郭の内数カ所崩る。広島では侍屋敷・町屋少々潰れ、破損が多かった。	「松山市史」
18	1662.10.31 ［寛文2.9.20］		31.7N,132.0E ［日向・大隅］	7.5～7.75		日向灘沿岸に被害。城の破損、潰家多く、死者があった。山崩れ、津波を生じ、宮崎県沿岸7ヶ所村周囲7里35町の地が陥没して海となった。日向灘の地震の中でも特に被害が大きかった。	
19	1685.12.29 ［貞享2.12.4］			5.9		◎道後湯没す。御城郭の内数ヶ所崩れる。	「松山市史」
20	1686.1.4 ［貞享2.12.10］		34.0N,132.6E ［安芸・伊予］	7～7.4		広島県中西部を中心に家屋などの被害が多く、死者があった。宮島・萩・岩国・松山・三原などで被害。 大地震、道後温没す、御城郭の内数ヶ所崩れる。大地震泥湯湧出、後清湯となる。	「松山業談」 「予陽郡郷里諺集」
21	1707.10.28 ［宝永4.10.4］	宝永地震	33.2N,135.9E ［五畿・七道］	8.4		道後温泉湧出停止。（145日間）わが国最大級の地震の一つ。全体で少なくとも死2万、潰家6万、流失家2万。震害は東海道・伊勢湾・紀伊半島で最もひどく、津波が紀伊半島から九州までの太平洋沿岸や瀬戸内海を襲った。津波の被害は土佐が最大。 室戸・串本・御前崎で1～2m隆起し、高知市中西部の地約20k㎡が最大2m沈下した。遠州灘沖および紀伊半島沖で二つの巨大地震が同時に起こったとも考えられる。 ◎大地震以後湯出不（宝永5年1月中旬から再び湧出）深ノ州新田（西条市北部）堤防が破損（経済企画庁、西条）	「松山諸事頭書控」 「松山市史」
22	1749.5.25 ［寛延2.4.10］		33.2N,132.6E ［宇和島・大分］	6.75		宇和島城で所々破損、矢来大破。大分で千石橋破損。土佐・広島・伊賀・延岡で強く感じた。	
23	1762.10.18		［土佐］			高岡郡で瓦落ち、山崩れる。16日まで	

No	発生年月日 ［年号］	地震の 名前	震央位置 ［地名］	地震規模 (M) ［松山での 震度］	震源の 深さ (km)	被害の概要	出典
	［宝暦12.9.2］					少々ずつ地震。岩国・宇和島・筑後で有感。	
24	1769.8.29 ［明治6.7.28］		33.0N,132.1E ［日向・豊後・肥後］	7.75		延岡城・大分城で災害が多く、神社・町屋の被害が多かった。熊本領内でも被害が多く、宇和島で強く感じた。津波があった。	
25	1812.4.21 ［文化9.3.10］		33.5N,133.5E ［土佐］	6.9		高知で土蔵壁落ち、瓦落下、塀の破損があった。中村の方が強かったともいう。松山でも被害。	「松山市史」
26	1841.11.3 ［天保12.9.20］		33.2N,134.4E ［宇和島］	6.0		宇和島城の塀・壁など破損。四国・中国の西部と筑後で有感。	
27	1854.12.24 ［安政1.11.5］	安政 南海地震	33.0N,135.0E ［畿内・東海・東山・北陸・南海・山陰・山陽道］	8.4		松山城内破損、領内被害住家・非住家計2,500余り。東海地震の32時間後に発生、近畿付近では二つの地震の被害をはっきりとは区別できない。 被害地域は中部から九州に及ぶ。津波が大きく、波高は串本で15m、久礼で16m、種崎で11mなど、地震と津波の被害の区別が難しい。死者数千。 室戸・紀伊半島は南上がりの傾動を示し、室戸・串本で約1m隆起、甲浦・加太で約1m沈下した。 ◎天の下四方の国に鳴神のひびきわたりて、温泉忽ち不出なりて音絶えぬ。(安政2年2月22日再	「松山市史」 「湯神社社蔵の額」
28	1854.12.26 「安政1.11.7」		33 1/4N,132.0E ［伊予西部・豊後］	7.3～7.5		道後村温泉絶（105日間湧出停止）。南海地震の被害と区別が難しい。伊予大州・吉田で潰屋があった。鶴崎で倒れ屋敷100、土佐でも強く感じ	「松山市史」
29	1857.10.12 ［安政4.8.25］		34.0N,132.5E ［伊予・安芸］	7.25		松山で門、塀、古家倒れる。今治で城内破損、郷町で潰屋3、死1。宇和島・松山・広島などで被害。郡中で死4。	「松山市史」
30	1870 ［慶応6］					大地震のため禎瑞で地盤沈下をおこし、排水不良著しく湛水するに至った。(経済企画庁、西	
31	1905.6.2 ［明治38］	芸予地震	34.1N,132.5E ［安芸灘］	7.25 ［震度5］		松山市、温泉・越智・伊予各郡で負傷17、家屋全壊8、半壊58、破損235など。広島・呉・松山付近で被害が大きく、広島県で家屋全壊56、死11、愛媛県で家屋全壊8。煉瓦造建物・水道管・鉄道の被害が多かった。1903年以来、この近くで地震が多かった。	「松山市史」
32	1909.11.10 ［明治42］		32.3N,131.1E ［宮崎県西部］	7.6 ［震度4］		松山市三津浜で負傷2、家屋倒壊1。宮崎市付近で被害が大きく、宮崎・大分・鹿児島・高知・岡山・広島・熊本の各県に被害があった。大きなやや深発震度で、深さ約150km。従来、日向灘とされていたもの。	「松山市史」
33	1927.3.7 ［昭和2年］	北丹後 地震	京都府北部	7.3 ［震度4］			
34	1937.2.27 ［昭和12年］		33.8N,132.3E	6.1 ［震度4］		松山市武徳殿・民家の障子破損。三津浜缶詰会社の煙突倒壊。	「松山市史」

No	発生年月日 ［年号］	地震の 名前	震央位置 ［地名］	地震規模 (M) ［松山での 震度］	震源の 深さ (km)	被害の概要	出典
35	1939.3.20 ［昭和14］		32.3N,132.0E ［日向灘］	6.5 ［震度3］		大分県沿岸で小被害、宮崎県で死1。小津波があった。	
36	1941.11.19 ［昭和16］		32.0N,132.1E ［日向灘］	7.2 ［震度3］		大分・宮崎・熊本の各県で被害があり、死2。家屋全壊27。九州東岸・四国西岸に津波があり、波高は最大1m。	
37	1944.12.7 ［昭和19］	昭和東南 海地震	三重県南東沖	7.9 ［震度4］			
38	1946.12.21 ［昭和21］	南海地震	33.0N,135.6E ［東海道沖］	8 ［震度4］		道後温泉湧出停止。（70日間） 死26、負傷32、住家全壊155、半壊118、非住家全壊147、浸水320、道路56、橋梁8、堤防67などの被害。 被害は中部以西の日本各地にわたり、死1,330、家屋全壊11,591、半壊23,487、流出1,451、焼失2,598。津波が静岡県より九州にいたる海岸に来襲し、高知・三重・徳島沿岸で4～6mに達した。室戸・紀伊半島は南上がりの傾動を示し、室戸で1。27m、潮岬0。7m上昇、須崎・甲浦で約1m上昇。 高知付近で田園15k㎡が海面下に没した。 ◎道後温泉の湧出止まる（昭和22年3月20日再び湧出）。地盤沈下。新居浜市の沈下量が最も著しく55cmに達している。（愛媛県、新居浜）また、禎瑞で被害大きく、家屋の傾倒、一部の堤防の崩壊、塩水の噴出（経済企画庁、西条） 小松町大谷池の堤防に亀裂（小松町）	「松山市史」
39	1949.7.12 ［昭和24］		34.1N,132.7E ［安芸灘］	6.2 ［震度3］		呉で死2、壁の亀裂、屋根瓦の落下など小被害があった。	
40	1953.7.30 ［昭和28］		安芸灘	5.4 ［震度4］			
41	1968.4.1 ［昭和43］	1968年日 向灘地震	32.3N,132.5E ［日向灘］	7.5 ［震度4］		松山市で負傷2、住家全壊1、体感余震は1ヶ所に11回に及んだ。 停電約42,000（松山2、三崎1）、御荘町で養殖真珠施設500台、西海町では港湾施設20ヶ所など被害。 高知・愛媛で被害多く、傷15、住家全壊1、半壊2、道路損壊18など。小津波があった。	「松山市史」 「松山工事四十年史」
42	1968.8.6 ［昭和43］		33.3N,132.4E ［愛媛県西方沖］	6.6 ［震度4］		松山市で負傷3、住家全壊1。 一時停電約120,000戸、負傷15、道路破損13、山（崖）崩れ33、鉄道通信施設にも被害。宇和島で重油流出。 愛媛を中心に被害があり、傷22、建物破損7。道路の損壊や山崩れも多かった。	「松山市史」 「松山工事四十年史」
43	1970.7.26 ［昭和45］		32.1N,132.0E ［日向灘］	6.7 ［震度3］		傷13、山崖崩れ4。小津波があった。	
44	1979.7.13 ［昭和54］		周防灘	6.0 ［震度4］			
45	1983.8.26		大分県北部	6.6			

No	発生年月日 ［年号］	地震の 名前	震央位置 ［地名］	地震規模 (M) ［松山での 震度］	震源の 深さ (km)	被害の概要	出典
	［昭和58］			［震度4］			
46	1988. 7. 29 ［昭和63］		33. 7N, 132. 5E ［伊予灘］	5. 1 ［震度3］	53		「松山地方気象台資料」
47	1991. 1. 4 ［平成3］		33. 5N, 132. 3E ［伊予灘］	5. 3 ［震度3］	58		「松山地方気象台資料」
48	1993. 8. 31 ［平成5］		33. 6N, 132. 5E ［伊予灘］	5. 1 ［震度3］	62		「松山地方気象台資料」
49	1995. 1. 17 ［平成7］	平成7年 (1995年) 兵庫県 南部地震	34. 6N, 135. 0E ［大阪湾］	7. 3 ［震度3］	16	『阪神・淡路大震災』: 活断層の活動によるいわゆる直下型地震。神戸、洲本で震度6だったが、現地調査により淡路島の一部から神戸市、宝塚市にかけて震度7の地域のあることが明らかになった。多くの木造家屋、コンクリートの建物のほか、高速道路、新幹線を含む鉄道線路なども崩壊した。被害（平成12年12月27日現在）は死6, 432、不明3、傷4万以上、住家全半壊24万以上、住家全半焼6千以上、など。早朝であったため、死者の多くは家屋の崩壊と火災によるもの。	「松山地方気象台資料」 「消防庁資料」 「理科年表」
50	1997. 6. 25 ［平成9］		34. 4N, 131. 7E ［山口県中部］	6. 6 ［震度3］	8		「松山地方気象台資料」
51	1998. 5. 23 ［平成10］		33. 7N, 131. 8E ［伊予灘］	5. 4 ［震度3］	86		「松山地方気象台資料」
52	2000. 10. 6 ［平成12］	平成12年 (2000年) 鳥取県 西部地震	35. 3N, 133. 3E ［鳥取県西部］	7. 3 ［震度4］	9	鳥取県日野町、境港市で震度6強。 鳥取県を中心として被害（平成13年2月7日現在)、傷147、住家全半壊3千以上。	「松山地方気象台資料」 「消防庁資料」
53	2001. 1. 9 ［平成13］		33. 6N, 132. 4E ［伊予灘］	4. 7 ［震度3］	46		「松山地方気象台資料」
54	2001. 3. 24 ［平成13］	平成13年 (2001年) 芸予地震	34. 1N, 132, 7E ［安芸灘］	6. 7 ［震度5強］	46	明治38年以来の芸予地震。 広島県の河内、大崎、熊野で震度6弱。県内では松山、今治などで震度5強。 松山市では負傷者50名、住家は、半壊19棟、一部破損2, 065棟。非住家では半壊2棟、ブロック塀196棟、公立施設301箇所の被害。被害総額は1, 331, 830千円。 市では3月24日15時27分に災害対策本部を設置し、4月16日16時00分に廃止した。 ○災害対策本部設置 （3月24日　15時27分） ○災害対策本部廃止 （4月16日　16時00分）	「松山地方気象台資料」 「松山市消防局資料」
55	2001. 3. 26 ［平成13］		34. 1N, 132. 7E ［安芸灘］	5. 2 ［震度3］	46		「松山地方気象台資料」
56	2001. 4. 3 ［平成13］		33. 8N,　132. 0E ［伊予灘］	4. 6 ［震度3］	64		「松山地方気象台資料」
57	2002. 3. 25 ［平成14年］		33. 8N, 132. 6E ［安芸灘］	4. 7 ［震度3］	46		「松山地方気象台資料」

No	発生年月日 ［年号］	地震の 名前	震央位置 ［地名］	地震規模 (M) ［松山での 震度］	震源の 深さ (km)	被害の概要	出典
58	2002. 10. 13 ［平成14年］		33. 3N, 132. 4E ［豊後水道］	4. 9 ［震度3］	43		「松山地方気象台資料」
59	2002. 11. 4 ［平成14年］		32. 4N, 131. 9E ［日向灘］	5. 9 ［震度3］	35		「松山地方気象台資料」
60	2005. 3. 20 ［平成17年］		33. 7N, 130. 2E ［福岡県北西沖］	7. 0 ［震度3］	9		「松山地方気象台資料」
61	2005. 5. 25 ［平成17年］		33. 3N, 132. 3E ［豊後水道］	4. 6 ［震度3］	54		「松山地方気象台資料」
62	2006. 6. 12 ［平成18年］		33. 1N　131. 4E ［大分県西部］	6. 2 ［震度4］	145	負傷者 軽傷 1 名 公共文化財施設 被害額 70,000 千円 被害総額 70,000 千円 ○警戒配備体制 (6 月12 日 5 時01 分) ○警戒配備体制解除 (6 月12 日 17 時00 分)	「松山地方気象台資料」 「松山市消防局資料」
63	2006. 9. 26 ［平成18年］		33. 5N, 131. 9E ［伊予灘］	5. 3 ［震度4］	70		「松山地方気象台資料」
64	2007. 4. 26 ［平成19年］		33. 9N, 133. 6E ［愛媛県東予］	5. 3 ［震度3］	39		「松山地方気象台資料」
65	2012. 9. 8 ［平成24年］		33. 8N, 132. 3E ［伊予灘］	4. 5 ［震度3］	50		「松山地方気象台資料」
66	2012. 10. 27 ［平成24年］		33. 5N, 133. 5E ［高知県中部］	4. 5 ［震度3］	34		「松山地方気象台資料」
67	2012. 12. 22 ［平成24年］		33. 5N, 132. 3E ［伊予灘］	4. 5 ［震度3］	47		「松山地方気象台資料」
68	2013. 4. 13 ［平成25年］		34. 4N, 134. 8E ［淡路島付近］	6. 3 ［震度3］	15		「松山地方気象台資料」
69	2014. 3. 14 ［平成26年］		33. 7N, 131. 9E ［伊予灘］	6. 2 ［震度5 弱］	78	負傷者 軽傷1名 住家被害 一部破損3棟3世帯4人 道路被害1箇所 ○災害警戒本部設置 （3月14日　2時07分） ○災害警戒本部廃止 （3月14日　14時00分）	

No	発生年月日 ［年号］	地震の 名前	震央位置 ［地名］	地震規模 (M) ［松山での 震度］	震源の 深さ (km)	被害の概要	出典
70	2015.4.8 ［平成27年］		33.6N,132.5E ［愛媛県南予］	4.1 ［震度3］	47		「松山地方気象台資料」
71	2015.7.13 ［平成27年］		33.0N,131.9E ［大分県南部］	5.7 ［震度3］	58		「松山地方気象台資料」
72	2016.4.16 ［平成28年］	平成28年 （2016 年）熊本 地震	32.8N,130.8E ［熊本県熊本地方］	7.3 ［震度4］	12	愛媛県内での被害は特になし	「愛媛県地域防災計画・ 資料編」
73	2016.10.21 ［平成28年］		35.4N,133.9E ［鳥取県中部］	6.6 ［震度3］	11		「松山地方気象台資料」
74	2018.4.9 ［平成30年］		35.2N,132.6E ［島根県西部］	6.1 ［震度3］	12		「松山地方気象台資料」
75	2019.3.11 ［平成31年］		33.2N,132.7E ［愛媛県南予］	4.6 ［震度3］	38		「松山地方気象台資料」
76	2019.10.7 ［令和元年］		33.8N,132.4E ［安芸灘］	4.3 ［震度3］	50		「松山地方気象台資料」
77	2022.1.22 ［令和4年］		32.7N132.1E ［安芸灘］	6.6 ［震度3］	45		「松山地方気象台資料」
78	2024.2.26 ［令和6年］		33.6N,132.5E ［伊予灘］	5.1 ［震度4］	47		「松山地方気象台資料」
79	2024.4.17 ［令和6年］		33.2N,132.4E ［豊後水道］	6.6 ［震度4］	39		「松山地方気象台資料」
80	2024.4.17 ［令和6年］		33.2N,132.4E ［豊後水道］	5.1 ［震度3］	41		「松山地方気象台資料」
81	2024.8.8 ［令和6年］		31.7N,131.7E ［日向灘］	7.1 ［震度3］	31	「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」発表	「松山地方気象台資料」

＊1988年［昭和63］以降は松山市内で震度3以上を観測した地震である。

資料〔２・２・１〕　松山市防災会議条例

制定　昭和38年10月３日条例第24号
改正　昭和42年12月25日条例第29号
平成11年３月23日条例第６号
平成12年３月21日条例第20号
平成24年10月４日条例第45号
令和2年3月26日条例第４号

（目的）

第１条　この条例は，災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第１６条第６項の規定に基づき，松山市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第２条　防災会議は，次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 松山市地域防災計画を作成し，及びその実施を推進すること。

(2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

(3) 前号に規定する重要事項に関し，市長に意見を述べること。

(4) 松山市水防計画を調査審議すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか，法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第３条　防災会議は，会長及び委員をもつて組織する。

２　会長は，市長をもつて充てる。

３　会長は，会務を総理する。

４　会長に事故があるときは，あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は，次に掲げる者をもつて充てる。

(1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者

(2) 陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が委嘱する者

(3) 愛媛県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者

(4) 愛媛県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者

(5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者

(6) 教育長

(7) 消防長及び消防団長

(8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者

(9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者

(10) 前各号に掲げる者のほか，市長が特に必要と認め委嘱する者

６　委員の定数は，５５人以内とする。

７　委員の任期は，２年とする。ただし，補欠の委員の任期は，その前任者の残任期間とす

る。

８　委員は，再任されることができる。

（専門委員）

第４条　防災会議に，専門の事項を調査させるため，専門委員を置くことができる。

２　専門委員は，関係地方行政機関の職員，愛媛県の職員，松山市の職員，関係指定公共機関の職員，関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから，市長が任命し，又は委嘱する。

３　専門委員は，当該専門の事項に関する調査が終了したときは，解任されるものとする。

（議事等）

第５条　前各条に定めるもののほか，防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は，会長が防災会議に諮つて定める。

附　則

この条例は，昭和３８年１０月１日から施行する。

付　則（昭和４２年１２月２５日条例第２９号）

この条例は，公布の日から施行する。

付　則（平成１１年３月２３日条例第６号）

この条例は，公布の日から施行する。

付　則（平成１２年３月２１日条例第２０号）

この条例は，平成１２年４月１日から施行する。

付　則（平成２４年１０月４日条例第４５号）

この条例は，公布の日から施行する。

付　則（令和２年３月２６日条例第４号）

（施行期日）

１　この条例は，令和２年４月１日から施行する。

（松山市水防協議会条例の廃止）

２　松山市水防協議会条例（昭和２７年条例第２９号）は，廃止する。

資料〔２・２・２〕　松山市防災会議運営要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，松山市防災会議条例（昭和３８年松山市条例第２４号）第５条の規定に基づき，防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第２条　防災会議は，会長が招集し，会長が会議の議長となる。

２　防災会議は，防災に関し会長が必要と認めたときに開くものとする。

３　防災会議は，委員の２分の１以上が出席しなければ開くことができない。

４　防災会議の議事は，出席委員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

（専決）

第３条　会長は，防災会議を招集する暇がないと認めたときは，会議の権限に属する事項を専決処分することができる。

２　前項の規定による処分については，次の防災会議においてこれを報告し，その承認を求めなければならない。

（庶務）

第４条　防災会議に関する庶務は，松山市危機管理課において処理する。

（補則）

第５条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は会長がその都度防災会議に諮って定める。

附　則

この要綱は，昭和40年３月30日から施行する。

附　則

この要綱は，昭和50年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成23年11月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成27年4月１日から施行する。

資料〔２・２・３〕　松山市防災会議委員名簿

（令和6年10月1日現在）

委　嘱　委　員　　３３名
中国四国農政局 地方参事官（愛媛県担当）
国土交通省 四国地方整備局 松山河川国道事務所長
国土交通省 四国地方整備局 松山港湾・空港整備事務所長
四国運輸局 愛媛運輸支局長
大阪管区気象台 松山地方気象台次長
第六管区海上保安本部 松山海上保安部長
陸上自衛隊 中部方面特科連隊 第４大隊長 兼ねて松山駐屯地司令
愛媛県 中予地方局長
松山東警察署長
松山西警察署長
松山南警察署長
日本赤十字社 愛媛県支部 事務局長
日本放送協会 松山放送局長
四国旅客鉄道株式会社 松山駅長
西日本電信電話株式会社 四国支店 設備部長
日本通運株式会社 四国支店 次長
四国電力送配電株式会社 松山支社長
株式会社伊予鉄グループ 代表取締役社長
南海放送株式会社 代表取締役社長
株式会社テレビ愛媛 代表取締役社長
株式会社あいテレビ 代表取締役社長
株式会社愛媛朝日テレビ 代表取締役社長
株式会社エフエム愛媛 代表取締役社長
四国ガス株式会社 松山支店 理事 支店長
松山市自主防災組織ネットワーク会議 理事
愛媛大学防災情報研究センター 副センター長
松山市女性防火クラブ連合会 会長
一般社団法人 松山市医師会 会長
一般社団法人 愛媛県建設業協会 松山支部長
社会福祉法人 松山市社会福祉協議会 副会長
一般社団法人 松山薬剤師会 常務理事
松山商工会議所女性会 会長
松山市男女共同参画推進センター 館長

任　命　委　員　　１９名	
松山市	副市長
〃	副市長
〃	教育長
〃	公営企業管理者
〃	総務部長
〃	理財部長
〃	総合政策部長
〃	防災危機管理部長
〃	文化・ことば課長
〃	市民部長
〃	市民生活課長
〃	健康医療部長
〃	環境モデル都市推進課長
〃	都市整備部長
〃	産業経済部長
〃	公営企業局 上下水道部長
〃	消防局長
〃	消防団長
〃	消防団副団長

資料〔２・２・４〕　松山市災害対策本部条例

制定　昭和38年10月３日条例第25号
改正　平成８年６月28日条例第23号
　　平成24年10月４日条例第45号

（目的）

第１条　この条例は，災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２３条の２第８項の規定に基づき，松山市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第２条　災害対策本部長は，災害対策本部の事務を総括し，所部の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は，災害対策本部長を助け，災害対策本部長に事故があるときは，その職務を代理する。

３　災害対策本部員は，災害対策本部長の命を受け，災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第３条　災害対策本部長は，必要と認めるときは，災害対策本部に部を置くことができる。

２　部に属すべき災害対策本部員は，災害対策本部長が指名する。

３　部に部長を置き，災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

４　部長は，部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第４条　現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き，災害対策副本部長，災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

２　現地災害対策本部長は，現地災害対策本部の事務を掌理する。

（雑則）

第５条　前各条に定めるもののほか，災害対策本部に関し必要な事項は，災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は，昭和３８年１０月１日から施行する。

付　則（平成８年６月２８日条例第２３号）

この条例は，公布の日から施行する。

付　則（平成２４年１０月４日条例第４５号）

この条例は，公布の日から施行する。

資料〔２・２・５〕　松山市災害対策本部要綱

制定　令和２年４月１日

改正　令和６年４月１日

（趣旨）

第１条　この要綱は，松山市災害対策本部条例（昭和３８年条例第２５号）第５条の規定に基づく松山市災害対策本部（以下「対策本部」という。）及び対策本部の設置に至るまでの災害応急対策を実施するために設置する松山市災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）に関し，必要な事項を定めるものとする。

（対策本部及び警戒本部の設置等）

第２条　警戒本部を設置している場合において対策本部を設置する必要が生じたときは，警戒本部は，対策本部に移行する。

２　対策本部及び警戒本部は，市長が，災害の発生するおそれがなくなったと認めたとき又は災害応急対策等の措置が終了したと認めるときに廃止する。

３　対策本部又は警戒本部の設置場所は，市役所本庁舎本館とする。ただし，市役所本庁舎本館が被災して使用できないときは，次の表に掲げる施設のうちから，市長が代替施設を指定するものとする。

順　位	施　　設　　名	場　　所
第１	保健所・消防合同庁舎	萱町六丁目３０番地５
第２	総合コミュニティセンター	湊町七丁目５番地
第３	青少年センター	築山町１２番３３号

（対策本部の組織等）

第３条　対策本部に対策本部長，対策副本部長，対策本部長付及び対策本部員を置く。

２　対策副本部長は，副市長及び防災危機管理部長をもって充てる。

３　対策本部長付は，教育長，公営企業管理者及び参与をもって充てる。

４　対策本部長付は，対策本部長の特命に係る事項を処理するとともに，対策本部長を補佐する。

５　対策本部員は，次の職員をもって充てる。

(1) 松山市事務分掌規則（平成１２年規則第８号）第３条第１項の部長及び同条第２項の担当部長

(2) 松山市消防局等に関する規則（昭和４０年規則第１８号）第４条第１項の消防局長

(3) 松山市教育委員会事務局組織規則（平成４年教委規則第６号）第４条第１項の事務局長

(4) 松山市議会事務局処理規程（昭和４４年議会規程第６号）第４条第１項の事務局長

(5) 松山市公営企業局事務分掌規程（平成６年企業局規程第６号）第２条の部長

(6) 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１６８条第２項の会計管理者

(7) その他対策本部長が指名する者

6　対策本部の所掌事務は，別表１のとおりとする。

（対策本部会議）

第４条　対策本部長は，災害応急対策について協議するため，必要に応じて災害対策本部会議（以下「対策本部会議」という。）を招集し，主宰する。

2　対策本部会議は，対策本部長，対策副本部長，本部長付及び対策本部員をもって構成する。

3　対策本部長は，必要があると認めるときは，関係機関の職員の出席を求めることができる。

（警戒本部の組織等）

第５条　警戒本部に警戒本部長，警戒副本部長及び警戒本部員を置く。

2　警戒本部長は，防災危機管理部長をもって充てる。

3　警戒本部長は，災害警戒本部の事務を総括し，所部の職員を指揮監督する。

4　警戒副本部長は，防災危機管理部副部長をもって充てる。

5　警戒副本部長は，警戒本部長を補佐し，警戒本部長に事故あるときは，その職務を代理する。

6　警戒本部員は，第３条第５項の規定を準用する。

7　警戒本部の所掌事務は，別表２のとおりとする。

（警戒本部会議）

第６条　警戒本部長は，災害応急対策について協議するため，必要に応じて災害警戒本部会議（以下「警戒本部会議」という。）を招集し，主宰する。

2　警戒本部会議は，警戒本部長，警戒副本部長及び警戒本部員をもって構成する。

3　警戒本部長は，必要があると認めるときは，関係機関の職員の出席を求めることができる。

（リエゾン等）

第７条　対策本部長は，現地又は関係機関からの情報収集及び相互の連絡調整等のため，職員を現地情報連絡員（リエゾン）として派遣することができる。

2　対策本部長は，職員の経験又は技術等に応じて，本部事務局等の支援職員として初動又は応急業務に従事させることができる。

（その他）

第８条　対策本部長又は警戒本部長は，対策本部体制又は警戒本部体制のほか，必要な組織体制をとることができる。

2　市長等は，対策本部又は警戒本部が設置される前から，情報収集体制等の必要な体制をとることができる。

3　この要綱に定めるもののほか，対策本部及び警戒本部に関し必要な事項は，別に定める。

付　則

この要綱は，令和２年４月１日から施行する。

付　則

この改正は，令和３年４月１日から施行する。

付　則

この改正は，令和４年４月１日から施行する。

付　則

この改正は，令和５年４月１日から施行する。

付　則

この改正は，令和６年４月１日から施行する。

別表１（第３条関係）

※この表において，初動期とは災害発生前から人命救助が最優先される概ね７２時間までを，応急期とは災害発生から概ね１ヵ月までを，復旧期とは災害発生から概ね１ヵ月以降をいう。

松山市災害対策本部の所掌事務

グループ	班	初動期	応急期	復旧期
事務局	統括班	・事務局職員の動員に関すること ・本部の設置及び廃止に関すること ・本部長との連絡調整に関すること ・本部事務局各班からの情報の統括，災害情報の分析及び予測並びに被害の全体像の把握に関すること ・災害対策基本法に基づく避難情報の発令に関すること ・開設する避難所の選定に関すること ・災害廃棄物処理総合調整本部との連絡調整に関すること ・内部資料（被害状況や対応状況等）の取りまとめ及び庁内の情報共有に関すること ・国（海上保安庁，自衛隊等），県，協定事業者，中間支援組織等への支援要請及びそれらとの連絡調整に関すること ・リエゾン（現地情報連絡員）の派遣及び受入れに関すること ・事務分掌に定めのない事案への対応調整に関すること ・自主防災組織を通じての情報収集及び連絡調整に関すること		
	機動情報収集班	・災害が発生し又は発生するおそれのある地域への機動的な現地情報収集と統括班への報告に関すること ・災害対策基本法による警戒区域の設定に関すること		
	動員受援班		・職員の活動状況の把握に関すること ・部局間における職員応援体制に関すること ・国や他の自治体，協定事業者等からの人的・物的支援の受入調整に関すること	
	対策指示班 （特定被災箇所対応班）		・受信した事案への対応部局及び対応内容の決定及び指示に関すること ・統括班との情報共有及び応急対策の方針に係る企画立案に関すること ・災害規模に応じて特定被災箇所の選定及び応急復旧対策を実施する部局の決定に関すること ・災害応急対策の統括に関すること	
	対策班		・対策指示班から指示のあった事案について応急対応の実施に関すること ・応急対応の進捗管理と統括班への報告に関すること ・事案管理班へ対応内容の報告に関すること	
	受信班	・災害被害等の電話応対及び防災情報システムの入力に関すること。 ・災害等連絡票の作成に関すること ・対策指示班への取次ぎに関すること		
	報道班	・定期的な報道資料の作成と公表に関すること ・報道機関への対応に関すること		
	情報班	・防災情報システムの機能確保，情報収集のための通信手段の確保に関すること ・関係機関のホームページ等からの防災関連情報，交通情報，ライフライン情報の収集に関すること ・各部が収集した情報の集約に関すること ・各種媒体を用いた緊急情報等の市民への情報伝達に関すること	・罹災証明書に関すること	
	事案管理班		・対策班からの報告内容を防災情報システムに入力することに関すること ・被害情報の集計及び集約に関すること ・関係機関への報告資料の作成に関すること	
	（住家等） 被害調査班		＜企画調整チーム＞ ・住家等被害認定調査に関する事前準備，計画策定及び実施調整に関すること ＜調査チーム＞ ・住家等被害認定調査の実施に関すること	
	避難所班	・避難所の開設及び運営に係る調整に関すること ・避難所開設状況等の防災情報システムへの入力に関すること		
	要配慮者班	・避難行動要支援者の状況把握及び避難支援に関すること ・浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設への情報伝達に関すること		
	物資資材班	・災害用物資・資機材の調達・手配に関すること ・指定避難所等への物資等の輸送に関すること ・備蓄物資の防災情報システムへの入力に関すること		

各部等

<table>
<tr><th>グループ</th><th>部</th><th>初動期</th><th>応急期</th><th>復旧期</th></tr>
<tr><td colspan="5">共通事項</td></tr>
<tr><td colspan="5">・部内職員の安否確認，活動状況の把握及び応援体制に関すること
・部内各課及び関係機関との連絡調整及び情報の集約並びに本部事務局との連絡調整関すること。
・所管する施設等に係る警戒，被害状況把握，保全及び応急復旧に関すること
・所管する施設利用者の安全確保，避難等に関すること
・所管する業務に係る被害状況把握，被災者支援策の検討及び実施に関すること（支援金の給付，手数料の減免，証書類の再発行等）
・所管する事案の管理及び関連システムへの入力に関すること
・所管する業務の人的・物的支援の受入れに関すること
・避難所担当職員及び支所担当職員の配置に関すること（消防対策グループ及び応援グループを除く）
・避難所の開設及び運営に関すること（特定職員のみ）
・住家等被害認定調査に関すること（特定職員のみ）
・災害で発生した土砂等の仮置き場の確保に関すること
・建設関係団体の協力要請に伴う運用に関すること
・本部長からの特命事項に関すること
・他部等への応援協力又は応援要請に関すること</td></tr>
<tr><td rowspan="4">総務グループ</td><td>総務部</td><td></td><td>・職員の配置に関すること
・職員の健康管理に関すること
・本部職員の食料，寝具等の確保に関すること
・本部の物品調達及経理に関すること
・応急食材，緊急資材，用品等の災害対応に係る物的資源の確保に関すること
・関連法令の解釈や例規の整備に関すること
・災害見舞及び視察の対応に関すること
・本部長等の秘書に関すること
・災害記録の収集に関すること</td><td>・公務災害補償その他被災職員に対する給付に関すること
・災害復旧工事の請負に関すること</td></tr>
<tr><td>理財部</td><td></td><td>・市有車両の一括管理及び運用に関すること
・市有財産（普通財産）の緊急使用に関すること
・市有財産（普通財産）の被害調査及び応急対策に関すること
・庁舎内被災者の対応に関すること
・車両による災害広報に関すること</td><td>・災害に伴う予算編成及び財政計画に関すること</td></tr>
<tr><td>総合政策部</td><td colspan="3">・各部の総合調整に関すること
・システム機能の確保に関すること
・全庁横断的に災害データが共有できる領域及び当該領域にアクセスできるネットワークの確保に関すること
・災害対応に係る新規拡充事業に関すること
・災害復興計画の立案に関すること</td></tr>
<tr><td>坂の上の雲まちづくり部</td><td></td><td>・まちづくり協議会，町内会，自治会等を通じての情報収集及び連絡調整に関すること</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">被災者支援グループ</td><td>市民部
支所</td><td colspan="3">・管内の情報収集（現地調査を含む）及び報告並びに本部との連絡調整に関すること
・管内の避難者の把握に関すること
・災害救助法の適用に関すること
・被災者生活再建支援法の適用に関すること
・義援金品の受付に関すること
・災害相談に関すること
・被災者台帳に関すること
・災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関すること
・被災者生活再建支援金の支給に関すること
・被災者の安否問合せに関すること
・罹災証明書の発行に関すること
・応急対応に係る指示及び命令に関すること（島しょ部の支所に限る。）</td></tr>
</table>

グループ	部	初動期	応急期	復旧期
被災者支援グループ	福祉推進部 健康医療部 こども家庭部	・高齢者等避難行動要支援者の避難対策に関すること ・保育所及び幼稚園の子どもの避難に関すること	・医療機関への協力要請，医療機関との連絡調整に関すること ・ボランティアに関すること ・日赤奉仕団その他社会福祉団体との連絡及び協力要請に関すること ・社会福祉施設等の被災状況の把握，とりまとめ，厚生労働省等への情報提供に関すること ・福祉避難所・救護所の開設及び運営管理に関すること ・民生委員を通じての情報収集及び連絡調整に関すること ・ひとり親家庭の調査援護に関すること ・生活保護受給家庭の調査援護に関すること ・軽微な医療薬剤及び資器材の確保に関すること ・飲料水用井戸等の衛生の確保に関すること ・遺体安置所及び遺体の埋火葬に関すること ・動物（犬猫等）の管理に関すること	・義援金品の配布に関すること ・義援金品配布委員会に関すること ・臨時保育所の開設に関すること ・被災者の健康管理等に関すること ・健康診断及び予防接種に関すること ・健康診査及び健康相談に関すること ・感染症の予防に関すること ・医療救護に関すること ・健康被害者の情報の収集に関すること ・感染症患者の収容に関すること ・難病患者の避難対策に関すること ・防疫・消毒に関すること ・食品衛生監視及び指導に関すること ・飲料水等の水質検査に関すること
	教育委員会事務局	・分館有線放送を利用しての災害広報に関すること ・児童及び生徒の避難及び安全確保に関すること	・公民館長及び分館長を通じての情報収集及び連絡調整に関すること	・教育関係義援金の受入れ及び配分に関すること ・学用品の調達及び支給に関すること
生活基盤対策グループ	環境部	・災害廃棄物処理計画（災害廃棄物処理総合調整本部）に関すること	・清掃業務に関すること ・清掃応援要請及び各種応援団体の掌握に関すること ・障害物の収集除去処分に関すること	・有害物質の性状検知及び発生源の探求に関すること ・水質汚濁その他公害に係る調査，防止対策及び事故対策に関すること
	都市整備部 開発建築部	・道路，橋梁等の安全確保に関すること ・港湾，漁港及び海岸の警戒防ぎょに関すること ・潮位の情報連絡に関すること ・河川水路の排水対策に関すること	・道路・海上の障害物の除去（道路啓開等）に関すること ・交通規制等応急交通対策に関すること ・交通関係機関との連絡調整に関すること ・流出油災害対策（海上）に関すること ・貯木及び在港船舶対策に関すること ・車両による災害広報に関すること ・被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定に関すること ・河川水路の障害物の除去に関すること ・土石流，砂防の保全及び応急復旧に関すること ・山崩れ，崖崩れ，地すべり等（農林水産に関するものは除く）の応急復旧に関すること ※ただし、複合被害又は判別不能の場合は都市整備部が主体となる	・仮設道路等の建設に関すること ・応急仮設住宅の建築及び住宅応急修理（統括）に関すること ・市営住宅及び応急住宅等への入居に関すること ・人員及び物資の海上輸送に関すること ・仮設住宅の用地取得及び調整に関すること ・開発行為及び宅地造成地の警戒及び調査に関すること ・応急仮設住宅の建築及び住宅応急修理の設計監理に関すること
	産業経済部 農林水産部	・漁業，農業施設及び造林，林業施設並びに農林水産物の災害対策に関すること	・農林水産物，家畜及び家きんの被害状況調査に関すること ・農地，農道，林地及び林道の被害状況調査に関すること ・農協，漁協等との連絡調整及び協力要請に関すること ・農地の排水に関すること ・農地崩壊による応急復旧に関すること ・在住外国人又は外国人観光客への情報伝達に関すること	・災害時協力企業との連絡に関すること ・農道の障害物の除去（啓開）に関すること ・非常用生鮮食料品の集荷確保に関すること

<table>
<tr><th>グループ</th><th>部</th><th>初動期</th><th>応急期</th><th>復旧期</th></tr>
<tr><td rowspan="2">生活基盤対策グループ</td><td rowspan="2">公営企業局
上下水道部</td><td colspan="3">・応急給水に関すること
・下水道（公共下水道及び農業集落排水処理施設をいう。）の排水対策に関すること</td></tr>
<tr><td colspan="2">・職員の配置に関すること
・水道に係る情報の収集及び整理に関すること
・取水及び送配水系統の調整に関すること
・水道関係機関や事業者との連絡調整及び応援要請に関すること
・車両による災害広報に関すること
・下水道の障害物の除去に関すること</td><td>・水道に係る契約の締結，予算措置，補償の査定及び支払いに関すること
・水質の管理に関すること</td></tr>
<tr><td rowspan="3">消防対策グループ</td><td>消防局</td><td colspan="2">・災害警戒の広報に関すること
・危険物及び高圧ガスの保安に関すること
・消防活動に関すること
・行方不明者の捜索，指示に関すること
・医療機関等との連絡調整に関すること
・消防隊の出動指令に関すること
・消防無線の運用及び統制に関すること
・災害時の通信に関すること
・広域消防相互応援（緊急消防援助隊によるものを含む。）の受援に関すること</td><td></td></tr>
<tr><td>消防署</td><td colspan="2">・災害危険区域等の巡視警戒及び応急対策に関すること
・災害対策基本法による警戒区域の設定に関すること
・消防法による火災警戒区域又は消防警戒区域の設定に関すること
・災害の警戒及び防ぎょ活動に関すること
・人命救助及び救急活動に関すること
・行方不明者の捜索に関すること
・避難に関すること
・防災資機材の輸送配給に関すること
・情報の収集及び伝達に関すること
・車両による災害広報に関すること</td><td></td></tr>
<tr><td>消防団</td><td colspan="2">・本部事務局との連絡に関すること
・団員の動員に関すること
・災害現場活動に関すること
・避難者の誘導に関すること</td><td></td></tr>
<tr><td>応援グループ</td><td>会計事務局
議会事務局
選挙管理委員会事務局
監査委員事務局
公平委員会事務局
農業委員会事務局</td><td colspan="3">・議員との連絡調整に関すること（議会事務局のみ）
・本部の特命事項に関すること
・他部の応援協力に関すること</td></tr>
</table>

別表２（第５条関係）

松山市災害警戒本部の所掌事務

グループ	班	所掌事務
事務局	統括班	・事務局職員の動員に関すること ・本部の設置及び廃止に関すること ・本部長との連絡調整に関すること ・本部事務局各班からの情報の統括，災害情報の分析及び予測並びに被害の全体像の把握に関すること ・災害対策基本法に基づく避難情報の発令に関すること ・開設する避難所の選定に関すること ・災害廃棄物処理総合調整本部との連絡調整に関すること ・内部資料（被害状況や対応状況等）の取りまとめ及び庁内の情報共有に関すること ・国（海上保安庁，自衛隊等），県，協定事業者，中間支援組織等への支援要請及びそれらとの連絡調整に関すること ・リエゾン（現地情報連絡員）の派遣及び受入れに関すること ・事務分掌に定めのない事案への対応調整に関すること ・自主防災組織を通じての情報収集及び連絡調整に関すること
	機動情報収集班	・災害が発生し又は発生するおそれのある地域への機動的な現地情報収集と統括班への報告に関すること ・災害対策基本法による警戒区域の設定に関すること
	動員受援班	・職員の活動状況の把握に関すること ・部局間における職員応援体制に関すること ・国や他の自治体，協定事業者等からの人的・物的支援の受入調整に関すること
	対策指示班 （特定被災箇所対応班）	・受信した事案への対応部局及び対応内容の決定及び指示に関すること ・統括班との情報共有及び応急対策の方針に係る企画立案に関すること ・災害規模に応じて特定被災箇所の選定及び応急復旧対策を実施する部局の決定に関すること ・災害応急対策の統括に関すること
	対策班	・対策指示班から指示のあった事案について応急対応の実施に関すること ・応急対応の進捗管理と統括班への報告に関すること ・事案管理班へ対応内容の報告に関すること
	受信班・入力班	・災害被害等の電話応対及び防災情報システムの入力に関すること。 ・災害等連絡票の作成に関すること ・対策指示班への取次ぎに関すること
	報道班	・定期的な報道資料の作成と公表に関すること ・報道機関への対応に関すること
	情報班	・防災情報システムの機能確保，情報収集のための通信手段の確保に関すること ・関係機関のホームページ等からの防災関連情報，交通情報，ライフライン情報の収集に関すること ・各部が収集した情報の集約に関すること ・各種媒体を用いた緊急情報等の市民への情報伝達に関すること ・罹災証明書に関すること
	事案管理班	・対策班からの報告内容を防災情報システムに入力することに関すること ・被害情報の集計及び集約に関すること ・関係機関への報告資料の作成に関すること
	（住家等） 被害調査班	＜企画調整チーム＞ ・住家等被害認定調査に関する事前準備，計画策定及び実施調整に関すること ＜調査チーム＞ ・住家等被害認定調査の実施に関すること
	避難所班	・避難所の開設及び運営に係る調整に関すること ・避難所開設状況等の防災情報システムへの入力に関すること
	要配慮者班	・避難行動要支援者の状況把握及び避難支援に関すること ・浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設への情報伝達に関すること
	物資資材班	・災害用物資・資機材の調達・手配に関すること ・指定避難所等への物資等の輸送に関すること ・備蓄物資の防災情報システムへの入力に関すること

各部等

グループ	部	所掌事務
共通事項		
・部内職員の安否確認，活動状況の把握及び応援体制に関すること ・部内各課及び関係機関との連絡調整及び情報の集約並びに本部事務局との連絡調整関すること。 ・所管する施設等に係る警戒，被害状況把握，保全及び応急復旧に関すること ・所管する施設利用者の安全確保，避難等に関すること ・所管する業務に係る被害状況把握，被災者支援策の検討及び実施に関すること（支援金の給付，手数料の減免，証書類の再発行等） ・所管する事案の管理及び関連システムへの入力に関すること ・所管する業務の人的・物的支援の受入れに関すること ・避難所担当職員及び支所担当職員の配置に関すること（消防対策グループ及び応援グループを除く） ・避難所の開設及び運営に関すること（特定職員のみ） ・住家等被害認定調査に関すること（特定職員のみ） ・災害で発生した土砂等の仮置き場の確保に関すること ・建設関係団体の協力要請に伴う運用に関すること ・本部長からの特命事項に関すること ・他部等への応援協力又は応援要請に関すること		
総務グループ	総務部	・職員の配置に関すること ・職員の健康管理に関すること ・本部職員の食料，寝具等の確保に関すること ・本部の物品調達及経理に関すること ・応急食材，緊急資材，用品等の災害対応に係る物的資源の確保に関すること ・関連法令の解釈や例規の整備に関すること ・災害記録の収集に関すること
	理財部	・市有車両の一括管理及び運用に関すること ・市有財産（普通財産）の緊急使用に関すること ・市有財産（普通財産）の被害調査及び応急対策に関すること ・庁舎内被災者の対応に関すること ・車両による災害広報に関すること
	総合政策部	・各部の総合調整に関すること ・システム機能の確保に関すること ・全庁横断的に災害データが共有できる領域及び当該領域にアクセスできるネットワークの確保に関すること
	坂の上の雲まちづくり部	・まちづくり協議会，町内会，自治会等を通じての情報収集及び連絡調整に関すること
被災者支援グループ	市民部 支所	・管内の情報収集（現地調査を含む）及び報告並びに本部との連絡調整に関すること ・管内の避難者の把握に関すること ・罹災証明書の発行に関すること ・応急対応に係る指示及び命令に関すること（島しょ部の支所に限る。）
	福祉推進部 健康医療部 こども家庭部	・高齢者等避難行動要支援者の避難対策に関すること ・保育所及び幼稚園の子どもの避難に関すること ・医療機関への協力要請，医療機関との連絡調整に関すること ・ボランティアに関すること ・日赤奉仕団その他社会福祉団体との連絡及び協力要請に関すること ・社会福祉施設等の被災状況の把握，とりまとめ，厚生労働省等への情報提供に関すること ・福祉避難所・救護所の開設及び運営管理に関すること ・民生委員を通じての情報収集及び連絡調整に関すること ・ひとり親家庭の調査援護に関すること ・生活保護受給家庭の調査援護に関すること ・軽微な医療薬剤及び資器材の確保に関すること ・飲料水用井戸等の衛生の確保に関すること ・遺体安置所及び遺体の埋火葬に関すること ・動物（犬猫等）の管理に関すること
	教育委員会事務局	・分館有線放送を利用しての災害広報に関すること ・児童及び生徒の避難及び安全確保に関すること ・公民館長及び分館長を通じての情報収集及び連絡調整に関すること

グループ	部	所掌事務
生活基盤対策グループ	環境部	・清掃業務に関すること ・清掃応援要請及び各種応援団体の掌握に関すること ・障害物の収集除去処分に関すること
	都市整備部 開発建築部	・道路，橋梁等の安全確保に関すること ・港湾，漁港及び海岸の警戒防ぎょに関すること ・潮位の情報連絡に関すること ・河川水路の排水対策に関すること ・道路・海上の障害物の除去（道路啓開等）に関すること ・交通規制等応急交通対策に関すること ・交通関係機関との連絡調整に関すること ・流出油災害対策（海上）に関すること ・貯木及び在港船舶対策に関すること ・車両による災害広報に関すること ・被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定に関すること ・河川水路の障害物の除去に関すること ・土石流，砂防の保全及び応急復旧に関すること ・山崩れ，崖崩れ，地すべり等（農林水産に関するものは除く）の応急復旧に関すること ※ただし、複合被害又は判別不能の場合は都市整備部が主体となる
	産業経済部 農林水産部	・漁業，農業施設及び造林，林業施設並びに農林水産物の災害対策に関すること ・農林水産物，家畜及び家きんの被害状況調査に関すること ・農地，農道，林地及び林道の被害状況調査に関すること ・農協，漁協等との連絡調整及び協力要請に関すること ・農地の排水に関すること ・農地崩壊による応急復旧に関すること ・在住外国人又は外国人観光客への情報伝達に関すること
	公営企業局 上下水道部	・応急給水に関すること ・下水道（公共下水道及び農業集落排水処理施設をいう。）の排水対策に関すること ・職員の配置に関すること ・上下水道に係る情報の収集及び整理に関すること ・取水及び送配水系統の調整に関すること ・上下水道関係機関や事業者との連絡調整及び応援要請に関すること ・車両による災害広報に関すること ・上下水道の障害物の除去に関すること
消防対策グループ	消防局	・災害警戒の広報に関すること ・危険物及び高圧ガスの保安に関すること ・消防活動に関すること ・行方不明者の捜索，指示に関すること ・医療機関等との連絡調整に関すること ・消防隊の出動指令に関すること ・消防無線の運用及び統制に関すること ・災害時の通信に関すること ・広域消防相互応援（緊急消防援助隊によるものを含む。）の受援に関すること
	消防署	・災害危険区域等の巡視警戒及び応急対策に関すること ・災害対策基本法による警戒区域の設定に関すること ・消防法による火災警戒区域又は消防警戒区域の設定に関すること ・災害の警戒及び防ぎょ活動に関すること ・人命救助及び救急活動に関すること ・行方不明者の捜索に関すること ・避難に関すること ・防災資機材の輸送配給に関すること ・情報の収集及び伝達に関すること ・車両による災害広報に関すること
	消防団	・本部事務局との連絡に関すること ・団員の動員に関すること ・災害現場活動に関すること ・避難者の誘導に関すること
応援グループ	会計事務局 議会事務局 選挙管理委員会 事務局 監査委員事務局 公平委員会事務局 農業委員会事務局	・議員との連絡調整に関すること（議会事務局のみ） ・本部の特命事項に関すること ・他部の応援協力に関すること

資料〔２・２・６〕　防災関係機関の窓口一覧表

（令和６年10月現在）

機　　関　　名	担当窓口	電話番号	所　　在　　地
四国総合通信局	無線通信部 陸上課	936－5066	〒790－8795　宮田町8－5
四国財務局 松山財務事務所	総務課	941－7185	〒790－0808　若草町4－3
愛媛労働局	総務課	935－5200	〒790－8538　若草町4－3
中国四国農政局 愛媛県拠点	地方参事官	932－1178	〒790－8519　宮田町188
四国森林管理局 愛媛森林管理署	統括事務管理官	924－0550	〒791－8023　朝美２丁目6－32
四国地方整備局 松山河川国道事務所	工務第一課	972－0034	〒790－8574　土居田町797－2
四国地方整備局 松山河川国道事務所 重信川出張所	出張所長	958－8215 内線6121	〒791－1113　森松町454－47
四国地方整備局 松山河川国道事務所 石手川ダム管理支所	支所長	977－0021 内線6621	〒791－0123　宿野町乙69－3
四国地方整備局 松山港湾・空港 整備事務所	建設管理官	951－0161	〒791－8058　海岸通2426－1
四国運輸局 愛媛運輸支局	運輸企画専門官	956－9957	〒791－1113　森松町1070
大阪航空局 松山空港事務所	総務課	972－0319 夜971－6529	〒791－8042　南吉田町松山空港内
大阪管区気象台 松山地方気象台		933－3610	〒790－0873　北持田町102
第六管区 海上保安本部 松山海上保安部	警備救難課	951－1196	〒791－8058　海岸通2426－5
陸上自衛隊 中部方面特科隊	第３科	975－0911 内線436 夜302	〒791－0298　南梅本町乙115
愛媛県 災害対策本部	防災危機管理課	912－2335	〒790－8570　一番町４丁目4－2
愛媛県 中予地方局	総務県民課 防災対策室	909－8750	〒790－8502　北持田町132
愛媛県水防本部	河川課	912－2670	〒790－8570　一番町４丁目4－2

機　　関　　名	担当窓口	電話番号	所　　在　　地
愛媛県 中予地方局	管理課	941－1111 内線412 直943－4826	〒790－8502　北持田町132
防災航空事務所 (消防防災ヘリコプター)	隊長	972－2133 (緊急専用) 965－1119	〒791－8042　南吉田町2731
愛媛県警察本部	警備課	934－0110 内線5711 夜･内線2071	〒790－8573　南堀端町2－2
松山東警察署	警備課	943－0110 内線471	〒790－8551　勝山町２丁目13－2
松山西警察署	警備課	952－0110 内線464	〒791－8052　須賀町5－36
松山南警察署	警備課	958－0110 内線460	〒791－1104　北土居３丁目6－17
日本郵便事業㈱ 四国支社	総務・人事課	936-5202 夜936-5117	〒790－8797　宮田町8－5
日本銀行 松山支店	総務課	933－2211	〒790－0003　三番町４丁目10－2
日本赤十字社 愛媛県支部	事務局	921－8603	〒790－0854　岩﨑町2丁目3－40
日本放送協会 松山放送局	放送部	921－1111 報道921－1117	〒790－8501　堀ノ内5
西日本高速道路㈱ 四国支社 愛媛高速道路事務所	工務課	905－0181 内線7506	〒791－1114　井門町804
四国旅客鉄道㈱ 松山駅	管理総括助役	945－2625 夜945－2637	〒790－0062　南江戸１丁目14－1
日本貨物鉄道㈱ 松山営業所	所長	943－5003	〒790－0003　三番町８丁目326
西日本電信電話㈱ 四国支店	設備部	936－3570	〒790－0003　一番町4－3
	フィールド 統括部門	909－6033	〒790－0061　南江戸町1283－1
日本通運㈱ 四国支店	総務課	965－0202	〒791－8057　大可賀３丁目10－2
福山通運㈱ 四国福山通運㈱	松山支店	972－3333	〒791－8034　富久町420
佐川急便㈱	松山営業所	958－1181	〒791－2111　伊予郡砥部町八倉125
ヤマト運輸㈱	愛媛主管支店	963－5500	〒791－1126　大橋町466－1
四国電力送配電㈱	総務課	946－9729 本部947－9081	〒790－8540　湊町６丁目6－2

機　　関　　名	担当窓口	電話番号	所　　在　　地
㈱NTT ドコモ 四国支社愛媛支店	企画総務部	923－5050	〒790－0065　宮西町２丁目9－33
ＫＤＤＩ㈱四国支社 ソリューション愛媛支店	総務課	934－0628	〒790－0811　本町３丁目2－１
独立行政法人 国立病院機構 四国がんセンター	事務部管理課	999－1111	〒791－0288　南梅本町甲160
四国ガス㈱ 松山支店	松山地域開発課	945－1211	〒790－0814　味酒町１丁目10－6
伊予鉄道㈱	総務部 庶務課	948－3221 夜948－3229	〒790－8691　湊町４丁目4－1
南海放送㈱	総務部 マネージャー	915－3333 報道915－3801	〒790－8510　本町１丁目1－1
㈱テレビ愛媛	経営管理部長	943－1111 報道943－1171	〒790－8537　真砂町119
㈱エフエム愛媛	編成制作局 制作部長	945－1111 夜933－6250	〒790－8565　竹原町１丁目10－7
㈱あいテレビ	総務技術局 総務部	921－2121	〒790－8529　竹原町１丁目5－25
㈱愛媛朝日テレビ	報道制作部長	946－4600 報道946－9611	〒790－8525　和泉北１丁目14－11
㈱愛媛ＣＡＴＶ	総務部	904－2220	〒790－8509　大手町1丁目11－4
㈱愛媛新聞社	総務企画局	935－2111	〒790－0067　大手町1丁目12－1
一般社団法人 愛媛県建設業協会 松山支部	事務局	943－5900 夜976－7735	〒790－0003　三番町４丁目4－7
愛媛中予クレーン 協同組合	理事長	974－1927 夜090-4334-1523	〒791－8042　南吉田町2033－3
一般社団法人 愛媛県バス協会	事務局	931－4094	〒790－0067　大手町1丁目7－4 伊予鉄大手町ビル2階
一般社団法人 愛媛県トラック協会	業務課	957－1069	〒791－1114　井門町1081－1
石崎汽船㈱ （愛媛県旅客船協会）	安全統括管理者	951―0128	〒791－8081　高浜町5丁目2259－1
一般社団法人 愛媛県医師会	事務局	943－7582	〒790－8585　三番町４丁目5－3
一般社団法人 愛媛県薬剤師会	事務局	941－4165	〒790－0003　三番町7丁目6－9

機　　関　　名	担当窓口	電話番号	所　　在　　地
公益社団法人 愛媛県看護協会	事務局	923－1287	〒790－0843　道後町2丁目11－14
一般社団法人 愛媛県歯科医師会	事務局	933－4371	〒790－0014　柳井町2－6－2
一般社団法人 松山市医師会	事務局	915－7700	〒790－8601　藤原町2丁目4－70
一般社団法人 松山薬剤師会	事務局	998－4330	〒790－0003　三番町7丁目6－9
愛媛県 中予保健所	企画課	909－8755	〒790－8502　北持田町132
社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会	経営管理課	921－8344	〒790－0855　持田町3丁目8－15
社会福祉法人 松山市社会福祉協議会	総務調整課	941－4122	〒790－0808　若草町8－2

資料〔２・４・１〕　松山市自主防災組織推進要綱

松山市消防訓令第３号
平成31年4月1日制定

（趣旨）

第１条　この要綱は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第５条第２項及び第８条第２項の規定並びに松山市地域防災計画に基づき、松山市域における自主防災組織の結成及び育成に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　自主防災組織とは、住民の隣保協同の精神に基づき、自主的に防災活動を行う防災組織で、町内会又は自治会等の地域ごとに結成されたものをいう。

(2)　推進機関とは、自主防災組織の結成及び育成の指導にあたる消防署をいう。

（基本方針）

第３条　自主防災組織の結成及び育成は、地域住民の自主性を尊重し、地域の実情に応じた　組織づくりを働きかけるとともに、災害発生の際に十分な防災活動が行われるよう指導するものとする。

（役員）

第４条　自主防災組織に次の役員を置く。ただし、組織の実情により役員数の増減は、この限りではない。

(1)　会　長　　１名
(2)　副会長　　若干名
(3)　班　長　　各班１名
(4)　副班長　　各班若干名
(5)　会　計　　１名
(6)　監査役　　２名

（任務）

第５条　自主防災組織に次のとおり班を設置する。なお、各班の任務は別表のとおりとする。

(1)　総括班
(2)　情報班
(3)　消火班
(4)　避難誘導班
(5)　救出救護班
(6)　給食・給水班
(7)　その他地域の実情に応じ必要とされる班

（結成指導の方法）

第６条　結成指導は、町内会又は自治会等の地域ごとに説明会等を開催し、第４条及び第５条に定められた組織を結成するよう指導する。

（育成指導の方法）

第７条　育成指導は、講習会及び実技指導等により行う。

２　前項の育成指導は、推進機関の職員が現地へ出向し行うものとする。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

３　育成指導は、次の各号に掲げる対象別に行う。

(1)　班長以上の役員に対するもの。

(2)　構成員全員に対するもの。

（育成指導の内容）

第８条　育成指導は、原則として自主防災組織が定める防災計画に基づき、おおむね次に掲げる事項について行うものとする。

(1)　災害予防に関すること。

(2)　情報の収集及び伝達に関すること。

(3)　出火防止及び初期消火に関すること。

(4)　救出救護に関すること。

(5)　避難誘導に関すること。

(6)　給食給水に関すること。

(7)　各班の相互応援に関すること。

(8)　その他必要な育成指導に関すること。

（報告）

第９条　消防署長は、管轄区域内において自主防災組織が結成されたときは、自主防災組織台帳（様式第１号）を作成し、防災危機管理部長に報告するものとする。

（組織台帳）

第10条　市民防災安全課及び消防署は、自主防災組織台帳を備えるものとする。

（委任）

第11条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付　則

この要綱は，平成３１年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は，令和２年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は，令和６年４月１日から施行する。

別表

自主防災組織各班の任務

平　常　時　の　活　動		災　害　時　の　活　動
総括班	○組織の総括及び渉外 ○組織の運営指導 ○防災計画、訓練計画の樹立	○防災関係機関との連絡調整 ○各班の調整指導
情報班	○防災知識の普及 ○情報の収集、伝達訓練の実施 ○情報の収集、伝達用機材の準備と管理	○情報の収集、伝達 ○防災関係機関に対する災害状況の通報 ○避難所設置に伴う勧告等の伝達
消火班	○火気使用設備器具等の点検 ○石油類の管理状況の点検 ○消火用機材の準備と管理 ○初期消火訓練の実施	○初期消火活動 ○地震時における出火防止の呼びかけ
避　難 誘導班	○避難路、避難場所の周知と現状の把握 ○災害弱者の把握 ○避難訓練の実施 ○避難場所誘導用機材の準備と管理	○安全な避難場所の指示 ○災害弱者等の避難の手助け ○避難誘導
救　出 救護班	○応急手当の知識の普及 ○負傷者等の救出応急手当用機材の準備 ○応急手当等の訓練の実施	○負傷者等の救出活動と応急手当等の救護活動
給　食 給水班	○炊き出し訓練の実施 ○給水訓練の実施	○炊き出し等の給食活動 ○給水活動
その他地域の実情に応じ必要とされる班	○　例えば、水害のおそれのある地区では、水防班は崖崩れ危険地区では巡視班等を設け、その役割を果たすために必要な平常時の活動及び災害時の活動を定める。	

様式第１号（第10条関係）

自　主　防　災　組　織　台　帳

組織名称		結成年月日	
世帯数	世帯	組織員	人
規約等	有	防災計画	有

会長変更状況	就任年月日	氏　　名	住　　所	電　話	備　　考

指定避難場所等	避難場所名	電　話	避難場所指定区分	収容可能員	
				一時（人）	収容（人）

訓練等実施状況	実施年月日	訓練実施内容	訓練実施場所	参加人員
				人
				人
				人
				人
				人
				人
				人
				人
				人
				人
				人

備考	

資料〔２・４・２〕　松山市自主防災組織に対する防災資機材貸与要綱

松山市消防訓令第１号
平成31年4月1日制定

（趣旨）

第１条　この要綱は，松山市自主防災組織推進要綱に基づき結成された自主防災組織に対し，育成促進及び災害時の活動に伴う資機材の支援策として，松山市が予算の範囲内で防災資機材を貸与することについて，必要な事項を定める。

（貸与基準及び貸与資機材）

第２条　市長は，自主防災組織１組織に対し，原則として防災資機材１セットを貸与するものとする。ただし，市長が特に必要と認めたときは，予算の範囲内で追加貸与することができる。

２　前項の防災資機材１セットの内訳は，別表のとおりとする。

（貸与の申請）

第３条　自主防災組織(以下「申請団体」という。)は，この要綱による貸与を受けようとするときは，防災資機材貸与申請書（様式第１号）を市長に提出するものとする。

（貸与の決定及び通知）

第４条　市長は，前条の申請があったときは，防災資機材貸与申請書を審査し，貸与することが適当と認めたときは，貸与を決定する。

２　市長は，貸与を決定したときは，防災資機材貸与決定通知書（様式第２号）を，申請団体に通知するものとする。

（受領書）

第５条　市長は，防災資機材を貸与した申請団体に対し，貸与後防災資機材受領書（様式第３号）の提出を求めるものとする。

（変更届）

第６条　申請団体は，第３条の防災資機材貸与申請書の記載事項のうち，次の各号に定める事項を変更するときは，変更届出書（様式第４号）を提出するものとする。

(1) 組織名

(2) 保管場所

(3) 管理責任者

(4) 連絡先

（貸与の取消し）

第７条　市長は，申請団体が次の各号に該当すると認めるときは，貸与の決定を取消し，又はすでに貸与した資機材の返還を求めるものとする。

(1) 虚偽その他不正な手段で貸与の決定を受けたとき。

(2) 申請団体が解散したとき。

（防災資機材の保管）

第８条　防災資機材は，公民館及び分館等申請団体の活動拠点となる場所に保管するものとする。

（防災資機材の報告及び検査）

第９条　市長は，申請団体に対し，防災資機材の保管状況について，報告を求めることができる。

２　市長は，保管状況の確認が必要と認めるときは，現地調査を実施することができる。

（防災資機材の亡失届）

第１０条　市長は，申請団体から災害活動中又は防災訓練等で防災資機材を亡失した旨の届出がなされたときは，申請団体に防災資機材亡失届出書（様式第５号）の提出を求めるものとする。

（防災資機材の補修等）

第１１条　防災資機材に修理の必要が生じた場合には，当該申請団体の責任で補修するものとする。

２　防災資機材に使用するサイレン付ハンドマイクの乾電池等の消耗品は，当該申請団体において補充するものとする。

（委任）

第１２条　この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，別に定める。

付　則

この要綱は，平成３１年４月１日から施行する。

別表

防　災　資　機　材　一　覧

防　災　資　機　材　　1　セット	
資　機　材　名	数　　量
バール	1本
ボルトクリッパー	1個
のこぎり	1本
大ハンマー	1個
ナイロンロープ	1本

様式第１号

防災資機材貸与申請書

年　　月　　日

（あて先）
松山市長

団体名
代表者　　印

松山市自主防災組織に対する防災資機材貸与要綱に基づき，下記のとおり防災資機材の貸与を申請します。

記

１　結成年月日	年　　月　　日	
２　保管場所	（１）住　所：	（　　）
	（２）住　所：	（　　）
３　管理責任者	（１）氏　名：	
	（２）氏　名：	

受　　付　　欄	備　　考　　欄

様式第２号

年　　月　　日

防災資機材貸与決定通知書

団体名
代表者

松山市長　　印

年　　月　　日付けで申請のありました，防災資機材の貸与について，下記のとおり決定したので通知します。

記

防　災　資　機　材　　１　セット	
資　機　材　名	数　　量
バール	１本
ボルトクリッパー	１個
のこぎり	１本
大ハンマー	１個
ナイロンロープ	１本
（　備　考　）	

※防災資機材受領後、「防災資機材受領書」を提出ください。
※防災資機材は貸与品ですので、適切な管理をお願いいたします。
※保管場所や管理者に変更が生じた場合は、速やかにご報告をお願いいたします。

様式第３号

年　　月　　日

防 災 資 機 材 受 領 書

（あて先）

松山市長

団体名

代表者　　印

松山市自主防災組織に対する防災資機材貸与要綱に基づき、下記の資機材を受領しました。

記

１　受領年月日　　年　　月　　日

２　受　領　者　　住　所

氏　名　　印

３　受領資機材　　合　計　　セット

４　備品番号

防　災　資　機　材　　１　セット	
資　機　材　名	数　　量
バール	１本
ボルトクリッパー	１個
のこぎり	１本
大ハンマー	１個
ナイロンロープ	１本
受　付　欄	備　　考　　欄

様式第４号

変　更　届　出　書

年　　月　　日

（あて先）
松山市長

団体名
代表者　　印

防災資機材貸与申請書の記載事項に変更を生じましたので，下記のとおり届出します。

記

	旧　届　出　内　容	変　　更　　内　　容
１　組織名		
２　保管場所		
３　管理責任者		
４　連絡先	ＴＥＬ	ＴＥＬ

受　　付　　欄	備　　考　　欄

様式第５号

防災資機材亡失届出書

年　　月　　日

（あて先）

松山市長

団体名

代表者　　印

松山市自主防災組織に対する防災資機材貸与要綱に基づき，下記のとおり防災資機材の亡失について届出いたします。

記

１　亡失理由 ２　亡失資機材名	
受　付　欄	備　考　欄

資料〔２・４・３〕　自主防災組織結成状況及び防災士数の推移

自主防災組織結成状況　　（各年度は4月1日現在数）

年　度	組織数	加入世帯数 (A)	松山市世帯数 (B)	結成率 (A／B)	備　考
平成　７年度	2	525	173,175	0.3%	
平成　８年度	28	24,177	178,607	13.5%	
平成　９年度	44	37,479	181,379	20.7%	
平成１０年度	62	58,612	184,036	31.8%	
平成１１年度	74	61,629	186,328	33.1%	
平成１２年度	76	62,057	188,366	32.9%	
平成１３年度	81	63,917	192,222	33.3%	
平成１４年度	87	66,085	194,881	34.0%	
平成１５年度	157	79,540	197,658	40.2%	
平成１６年度	242	94,692	200,194	47.3%	平成17年1月　北条市・中島町と合併
平成１７年度	319	122,115	215,229	56.7%	
平成１８年度	448	143,671	216,298	66.4%	
平成１９年度	556	171,479	218,783	78.4%	
平成２０年度	721	204,310	221,184	92.4%	
平成２１年度	765	222,185	223,610	99.4%	
平成２２年度	772	225,830	225,915	99.9%	
平成２３年度	773	228,266	228,351	99.9%	
平成２４年度	766	225,861	225,776	99.9%	平成24年8月　結成率100%達成
平成２５年度	759	227,669	227,669	100%	
平成２６年度	760	229,634	229,634	100%	
平成２７年度	759	242,974	242,974	100%	
平成２８年度	761	244,924	244,924	100%	
平成２９年度	759	246,304	246,304	100%	
平成３０年度	754	247,714	247,714	100%	
平成３１年度	755	249,084	249,084	100%	
令和２年度	756	250,633	250,633	100%	
令和３年度	753	252,543	252,543	100%	
令和４年度	753	253,939	253,939	100%	
令和５年度	753	254,292	254,292	100%	
令和６年度	747	254,862	254,862	100%	

防災士の資格取得状況　　（各年度末集計数）

年度	自主防災組織の推薦による公費での資格取得者				その他	全防災士数
	取得者数	男性	女性	累計	民間等取得者	
平成１７年	208	196	12	208	29	237
平成１８年	0			208	50	258
平成１９年	260	246	14	468	81	549
平成２０年	0			468	90	558
平成２１年	390	348	42	858	235	1,093
平成２２年	0			858	264	1,122
平成２３年	176	161	15	1,034	310	1,344
平成２４年	70	62	8	1,104	511	1,615
平成２５年	56	46	10	1,160	849	2,009
平成２６年	156	141	15	1,316	1,054	2,370
平成２７年	140	121	19	1,456	1,574	3,030
平成２８年	150	132	18	1,606	2,153	3,759
平成２９年	132	107	25	1,738	2,779	4,517
平成３０年	146	111	35	1,884	3,389	5,273
令和元年度	82	59	23	1,966	4,081	6,047
令和２年度	132	114	18	2,098	4,479	6,577
令和３年度	90	74	16	2,185	5,164	7,349
令和４年度	56	45	11	2,241	5,954	8,195
令和５年度	124	99	25	2,365	7,161	9,526

資料〔２・４・４〕　地区防災計画作成団体一覧表

No.	連合会名	作成年月
1	雄郡地区自主防災連合会	平成 29 年 6 月 15 日
2	新玉地区自主防災会連合会	平成 29 年 9 月 14 日
3	味酒地区自主防災連合会	平成 30 年 1 月 30 日
4	清水地区自主防災連合会	平成 29 年 11 月 1 日
5	和気地区自主防災組織連合会	平成 29 年 11 月 5 日
6	堀江地区自主防災連合会	平成 29 年 9 月 30 日
7	潮見地区自主防災連合会	平成 29 年 10 月 11 日
8	久枝地区自主防災会	平成 30 年 1 月 24 日
9	難波地区自主防災連合会	平成 29 年 12 月 8 日
10	浅海地区自主防災連合会	平成 29 年 10 月 1 日
11	北条地区自主防災組織連合会	平成 30 年 2 月 1 日
12	立岩地区自主防災連合会	平成 30 年 1 月 11 日
13	正岡地区自主防災連合会	平成 29 年 6 月 1 日
14	河野地区自主防災連合会	平成 29 年 7 月 31 日
15	粟井地区自主防災連合会	平成 29 年 9 月 6 日
16	日浦地区自主防災組織連合会	平成 28 年 7 月 1 日
17	五明地区自主防災組織連合会	平成 29 年 12 月 23 日
18	湯山地区自主防災組織連合会	平成 29 年 12 月 20 日
19	伊台地区自主防災組織連合会	平成 28 年 2 月 29 日
20	湯築地区自主防災会	平成 29 年 2 月 10 日
21	道後地区自主防災組織連合会	平成 28 年 10 月 1 日
22	東雲地区自主防災会連合会	平成 28 年 6 月 30 日
23	八坂地区自主防災連合会	平成 29 年 10 月 27 日
24	番町地区自主防災組織連合会	平成 29 年 10 月 1 日
25	素鷲地区連合自主防災会	平成 30 年 2 月 20 日
26	石井地区自主防災組織連合会	平成 30 年 2 月 28 日
27	荏原地区自主防災組織連合会	平成 29 年 3 月 6 日
28	坂本地区自主防災組織連合会	平成 29 年 2 月 1 日
29	桑原地区自主防災組織連合会	平成 30 年 1 月 29 日
30	浮穴地区自主防災組織連合会	平成 29 年 2 月 23 日
31	久米地区自主防災組織連合会	平成 30 年 2 月 28 日

No.	連合会名	作成年月
32	小野地区自主防災組織連合会	平成 29 年 3 月 10 日
33	高浜地区自主防災連合会	平成 29 年 9 月 30 日
34	三津浜地区自主防災連合会	平成 29 年 9 月 30 日
35	宮前地区自主防災連合会	平成 29 年 12 月 1 日
36	味生地区自主防災連合会	平成 29 年 9 月 29 日
37	生石地区自主防災組織連合会	平成 29 年 5 月 31 日
38	興居島地区自主防災連合会	平成 29 年 12 月 1 日
39	中島地区自主防災連合会	平成 30 年 1 月 29 日
40	垣生地区自主防災会連合会	平成 29 年 5 月 7 日
41	余土地区自主防災連合会	平成 29 年 8 月 18 日

資料〔２・５・１〕　松山市社会福祉協議会　松山市ボランティアセンター運営事業の概要

（令和４年度）

第１　目　的

ボランティア活動を必要とする地域ニーズに対し需給調整を行うため、相談を行うコーディネーターの設置や必要な研修会の開催、情報収集・提供を図る。

特に、近年多発する災害に備え、災害ボランティアの育成強化や大学・企業等関係団体との連携促進、中核的な役割を担う若年層ボランティアの育成を図りボランティアセンターの機能拡充に努める。

第２　実施主体

社会福祉法人　松山市社会福祉協議会

第３　事業内容

１．運　営

（１）松山市ボランティア連絡協議会への運営協力・運営補助

２．相談支援

（１）ボランティア活動に関する相談・連絡調整
（２）ボランティア登録（個人・団体）
（３）各機関団体等のボランティア関係事業への協力
（４）ボランティアグループの育成・運営補助
（５）ボランティア保険の加入受付

３．情報提供・広報啓発

（１）イベント参加への情報提供
（２）民間助成事業の情報収集・提供
（３）企業の社会貢献（CSR等）活動への情報提供
（４）収集ボランティア情報の提供及び活動支援
（５）「おせったい通信」（広報誌）の発行
（６）ホームページ・フェイスブック等による啓発
（７）ＬＩＮＥによる情報提供
（８）バリアフリーマップ情報の進行管理・啓発

４．研修会・講座等

（１）傾聴ボランティア養成講座
（２）災害ボランティア研修
（３）ボランティア交流体験事業
（４）若年層ボランティア研修
（５）福祉体験学習事業

５．資機材整備

（１）災害ボランティア活動資機材
（２）その他ボランティア活動資機材
（３）災害資機材倉庫の管理

６．その他（関連事業）

（１）ボランティア養成講座

資料〔２・５・２〕　ボランティアの登録状況

〔登録数〕　　（松山市社会福祉協議会登録：令和6年10月1日現在）

個　人	団　体	合　計
	453団体	453団体
3,077人	56,863人	59,940人

資料〔２・５・３〕　協力団体連絡先

災害ボランティア活動支援プロジェクト会議

中央共同募金会が設置主体となり、被災地及び被災者主体のボランティア活動を支援することを目的に、企業、ＮＰＯ、社会福祉協議会、共同募金会等の多様なセクターとの協働によるネットワーク組織。

事務局

■社会福祉法人 中央共同募金会 企画広報部
〒100-0013
東京都千代田区霞が関3-3-2
新霞が関ビル5階
tel.03-3581-3846 / fax.03-3581-5755
Ｅ-mail　kikin@c.akaihane.or.jp

資料〔２・７・１〕　市域河川水系大別表

種別	本川	支　川	管理区分	区分	上　　流　　端	下　　流　　端	河川延長(km)
1級水系川	重信川	重信川	県	１級河川	東温市大字山之内木地地先の小松川の合流点		16.267
		重信川	国	１級河川	（左岸）東温市大字下林字五反地900番１地先 （右岸）東温市大字見奈良字柳原25番地先	海に至る	17.160
		傍示川	市	準用河川	（左岸）松山市市坪南１丁目262番地先 （右岸）松山市市坪北１丁目141番地先	重信川への合流点	1.945
		石手川	県	１級河川	（左岸）松山市立岩米之野町112番地先 （右岸）松山市立岩米之野町122番地先	（左岸）松山市朝生田町995番２地先 （右岸）松山市和泉北１丁目1096番地先	18.290
		石手川	国	１級河川	（左岸）松山市朝生田町995番２地先 （右岸）松山市和泉北１丁目1096番地先	重信川への合流点	3.300
		石手川	国	１級河川	（左岸）松山市玉谷町乙191番地先 （右岸）松山市玉谷町乙159番１地先	（左岸）松山市宿野町甲61番地先 （右岸）松山市宿野町乙311番１地先	4.760
		草葉川	市	準用河川	（左岸）松山市東野３丁目435番地先 （右岸）松山市東野３丁目431番地先	石手川への合流点	1.935
		小野川	県	１級河川	松山市小野町239番地先	石手川への合流点	15.214
		光正寺川	市	準用河川	（左岸）松山市平井町435番地先 （右岸）松山市平井町451番地先	小野川への合流点	2.908
		川附川	県	１級河川	（左岸）松山市南久米町１番地先 （右岸）松山市畑寺町203番地先	小野川への合流点	3.700
		堀越川	県	１級河川	（左岸）松山市平井町763番２地先 （右岸）松山市平井町770番地先	小野川への合流点	4.600

種別	本川	支川	管理区分	区分	上流端	下流端	河川延長（km）
1級水系	重信川	横谷川	県	1級河川	（左岸）松山市食場町甲53番地先 （右岸）松山市食場町甲52番地先	石手川への合流点	1.800
		伊台川	県	1級河川	（左岸）松山市上伊台町280番1地先 （右岸）松山市上伊台町278番地先	石手川への合流点	4.500
		実川	県	1級河川	（左岸）松山市上伊台町589番地先 （右岸）松山市上伊台町562番地先	伊台川への合流点	2.200
		熊谷川	県	1級河川	（左岸）松山市上伊台町152番3地先 （右岸）松山市上伊台町495番地先	伊台川への合流点	0.300
		五明川	国	1級河川	（左岸）松山市神次郎町甲546番1地先 （右岸）松山市神次郎町乙244番地先	石手川への合流点	0.900
		五明川	県	1級河川	（左岸）松山市恩地町甲127番地先 （右岸）松山市恩地町甲202番地先	（左岸）松山市神次郎町 （右岸）松山市神次郎町	2,700
		菅沢川	県	1級河川	（左岸）松山市菅沢町甲386番地先 （右岸）松山市菅沢町甲1063番地先	五明川への合流点	2,000
		柳谷川	県	1級河川	（左岸）松山市柳谷町691番地先 （右岸）松山市柳谷町635番地先	五明川への合流点	1.150
		九川川	県	1級河川	（左岸）松山市九川字大藪口甲7番地先 （右岸）松山市九川字大藪口甲8番地先	石手川への合流点	2.400
		内川	県	1級河川	東温市大字樋口字得久東組2010番地先	重信川への合流点	14.013
		悪社川	県	1級河川	（左岸）松山市北梅本町868番地先 （右岸）松山市北梅本町乙350番地先	内川への合流点	6.700
		御坂川	県	1級河川	（左岸）松山市久谷町乙981番1地先 （右岸）松山市窪野町甲2212番地先	砥部川への合流点	15.052

種別	本川	支　川	管理区分	区分	上　　流　　端	下　　流　　端	河川延長（km）
1級水系	重信川	久保田川	市	準用河川	松山市上野町1161番地先	御坂川への合流点	1.055
		内　川	県	１級河川	（左岸）東温市大字上林字二反地甲1010番地先 （右岸）東温市大字上林字二反地甲1011番地先	御坂川への合流点	2.500
		久谷川	県	１級河川	（左岸）松山市久谷町甲2037番地先 （右岸）松山市久谷町甲2035番地先	御坂川への合流点	3.600
		窪野裏川	県	１級河川	（左岸）松山市窪野町甲1329番地先 （右岸）松山市窪野町甲1312番地先	御坂川への合流点	2.500
		窪野前川	県	１級河川	（左岸）松山市窪野町甲1463番地先 （右岸）松山市窪野町甲1474番地先	御坂川への合流点	1.700
2級水系	郷谷川	郷谷川	県	２級河川	（左岸）松山市東大栗町乙906番地先 （右岸）松山市東大栗町甲528地先	海に至る	5.908
	権現川	権現川	県	２級河川	（左岸）松山市福角甲1197番２地先 （右岸）松山市福角甲1197番１地先	海に至る	3.106
		中谷川	県	２級河川	（左岸）松山市権現町299番２地先 （右岸）松山市権現町297番２地先	権現川への合流点	1.700
	明神川	明神川	県	２級河川	（左岸）松山市福角甲964番３地先 （右岸）松山市福角甲855番地先	海に至る	2.622
	大川	大　川	県	２級河川	（左岸）松山市道後北代４番３地先 （右岸）松山市祝谷三丁目 41 番１地先	海に至る	8.4975
		吉藤川	県	２級河川	（左岸）松山市下伊台町1351番地先 （右岸）松山市吉藤五丁目1488番１地先	大川への合流点	3.900
		丸山川	県	２級河川	（左岸）松山市祝谷六丁目1271番地先 （右岸）松山市祝谷1267番１地先	大川への合流点	1.324

種別	本川	支　川	管理区分	区分	上　　流　　端	下　　流　　端	河川延長（km）
2級水系	大川	久万川	県	2級河川	（左岸）松山市衣山１丁目220番地先 （右岸）松山市中央２丁目1241番地先	大川への合流点	5.850
	宮前川	宮前川	県	2級河川	（左岸）松山市道後今市1071番５地先 （右岸）松山市道後北代1265番７地先	海に至る	9.902
	堂之元川	堂之元川	県	2級河川	（左岸）松山市南吉田町598番地６地先 （右岸）松山市南吉田町997番４地先	海に至る	1.984
		堂之元川	市	準用河川	（左岸）松山市高岡町61番地先 （右岸）松山市高岡町160番地先	松山市久保田町305番１地先 松山市高岡町416番地先	0.865
	洗地川	天王川	市	準用河川	（左岸）松山市保免上１丁目１番地先 （右岸）松山市土居田町34番地先	（左岸）松山市余戸中５丁目819番地先 （右岸）松山市余戸中５丁目742番地先	2.334
		洗地川	県	2級河川	（左岸）松山市余戸中５丁目819番１地先 （右岸）松山市富久町546番２地先	海に至る	3,699
	仙波川	仙波川	県	2級河川	（左岸）松山市浅海本谷字新開甲285番地先 （右岸）松山市浅海本谷字新開甲286番地先	海に至る	0.909
	山本川	山本川	県	2級河川	（左岸）松山市浅海原字山本甲253番１地先 （右岸）松山市浅海原字大久保甲263番１地先	海に至る	1.2295
	石風呂川	石風呂川	県	2級河川	（左岸）松山市難波原字腰折乙117番17地先 （右岸）松山市難波原字腰折乙122番２地先	海に至る	1.1505
	谷　川	谷　川	県	2級河川	（左岸）松山市中通字宝福甲774番１地先 （右岸）松山市中通字宝福甲772番１地先	海に至る	1.8215
	小久保川	小久保川	県	2級河川	（左岸）松山市庄字福田甲13番２地先 （右岸）松山市庄字福田甲12番１地先	海に至る	2.774
	立岩川	立岩川	県	2級河川	（左岸）松山市立岩米之野字大門甲332番地先 （右岸）松山市立岩米之野字宝坂甲340番７地先	海に至る	11.756

種別	本川	支　川	管理区分	区分	上　　流　　端	下　　流　　端	河川延長（km）
2級水系	立岩川	院内川	県	2級河川	（左岸）松山市院内字堂ノ奥乙144番地先 （右岸）松山市院内字原甲349番地先	立岩川合流点	2.0005
		萩原川	県	2級河川	（左岸）松山市萩原字阿ノ或甲87番4地先 （右岸）松山市萩原字柿成乙233番地先	立岩川合流点	4.5425
		滝本川	県	2級河川	（左岸）松山市猪木字尾花甲393番2地先 （右岸）松山市猪木字地主前甲358番1地先	立岩川合流点	2.0315
		小山田川	県	2級河川	（左岸）松山市小山田字正岡甲1142番1地先 （右岸）松山市小山田字下原甲337番1地先	立岩川合流点	2.3555
		儀式川	県	2級河川	（左岸）松山市儀式字藤九郎田甲394番1地先 （右岸）松山市儀式字坂本甲614番2地先	立岩川合流点	1.7895
		庄府川	県	2級河川	（左岸）松山市庄府字大佐古甲621番1地先 （右岸）松山市庄府字山ノ上甲614番1地先	立岩川合流点	2.4425
		大道谷川	県	2級河川	（左岸）松山市立岩米之野字大道谷桧尾乙116番178地先 （右岸）松山市立岩米之野字大道谷桧尾乙116番91地先	立岩川合流点	1.4285
		明神谷川	県	2級河川	（左岸）松山市立岩米之野字的場峯東側乙182番1地先 （右岸）松山市立岩米之野字大明神谷甲361番地先	立岩川合流点	0.435
	河野川	河野川	県	2級河川	（左岸）松山市横谷字子ゴロ乙440番16地先 （右岸）松山市横谷字川ノ内乙442番26地先	海に至る	8.359
	高山川	高山川	県	2級河川	（左岸）松山市大河内字福田甲245番地先 （右岸）松山市大河内字蛭子谷甲65番地先	海に至る	5.1825
		牛谷川	県	2級河川	（左岸）松山市牛谷字カイマ甲19番地先 （右岸）松山市牛谷字カイマ乙327番地先	高山川合流点	1.529
	片平川	片平川	県	2級河川	（左岸）松山市苞木字半地甲376番地先 （右岸）松山市苞木字半地甲377番地先	海に至る	1.4225

種別	本川	支川	管理区分	区分	上流端	下流端	河川延長（km）
2級水系	粟井川	粟井川	県	2級河川	（左岸）松山市客字向イ林甲98番2地先 （右岸）松山市客字泓甲545番2地先	海に至る	3.689
		西谷川	県	2級河川	（左岸）松山市大西谷字黒土甲294番2地先 （右岸）松山市西谷字黒土甲598番地先	粟井川合流点	3.3125
		麓川	県	2級河川	（左岸）松山市麓字ワラビヲ甲270番1地先 （右岸）松山市麓字上大門甲292番地先	粟井川合流点	1.7485
	払川	払川	県	2級河川	（左岸）松山市小川字八石甲757番1地先 （右岸）松山市小川字月谷甲779番1地先	海に至る	2.129
	中村川	中村川	県	2級河川	（左岸）松山市中島大浦1123番1地先 （右岸）松山市中島大浦1132番8地先	海に至る	1.215
	流内川	流内川	県	2級河川	（左岸）松山市中島大浦1895番1地先 （右岸）松山市中島大浦1913番地先	海に至る	0.9305
	山狩川	山狩川	県	2級河川	（左岸）松山市中島大浦2643番1地先 （右岸）松山市中島大浦2654番1地先	海に至る	1.553
	天神川	天神川	県	2級河川	（左岸）松山市宮野1130番1地先 （右岸）松山市宮野1215番1地先	海に至る	0.749
	皇ノ川	皇ノ川	県	2級河川	（左岸）松山市神浦1078番1地先 （右岸）松山市神浦1080番地先	海に至る	1.116
	大川	大川	県	2級河川	（左岸）松山市熊田甲147番地先 （右岸）松山市熊田甲410番1地先	海に至る	0.4495
	千歳川	千歳川	県	2級河川	（左岸）松山市吉木甲472番地先 （右岸）松山市吉木甲487番地先	海に至る	0.366

種別	本川	支　川	管　理 区　分	区分	上　　流　　端	下　　流　　端	河川延長 （km）
単独水系	長沢川	長沢川	市	準用 河川	（左岸）松山市八反地甲1488番地地先 （右岸）松山市八反地甲1509番地２地先	松山市辻1483番地１地先 松山市辻1481番地５地先	2.120
	太山寺川	太山寺川	市	準用 河川	（左岸）松山市太山寺町1543番地３地先 （右岸）松山市太山寺町1543番地２地先	海に至る	2.110
	三反地川	三反地川	市	準用 河川	（左岸）松山市東垣生町76番地先 （右岸）松山市東垣生町653番地先	松山市西垣生町1914番２地先 松山市西垣生町1905番７地先	2.335
		村中川	市	準用 河川	（左岸）松山市余戸中３丁目1619番地先 （右岸）松山市余戸中３丁目1607番地先	松山市余戸西３丁目2492番地先 松山市余戸西３丁目2483番地先	0.870

資料〔２・７・２〕　水防危険箇所一覧表

１　河川水防箇所

（重要水防箇所３４箇所・特に危険な箇所９箇所）

No.	河川名	関係区域 町名	左右岸	重要水防箇所 延長（m）	左右岸	特に危険な箇所 延長（m）
1	重信川	西垣生	右	９０６	右	９０６
2	重信川	西垣生	右	５００		
3	重信川	出合	右	２００		
4	重信川	出合	右	８６８	右	８６８
5	重信川	市坪西町	右	８００		
6	重信川	市坪西町	右	２００		
7	重信川	古川西 古川南	右	５００		
8	重信川	古川南 井門町	右	２，２００		
9	重信川	森松町	右	１００		
10	重信川	森松町 南高井町	右	１，４００	右	１，４００
11	重信川	南高井町	右	１，６００		
12	重信川	森松町	左	２００		
13	重信川	大橋町	左	４００		
14	重信川	南高井町 中野町	左	２，１００	左	２，１００
15	石手川	出合	右	２０５		
16	石手川	余戸南	右	３２４		

No.	河川名	関係区域 町名	左右岸	重要水防箇所 延長（m）	左右岸	特に危険な箇所 延長（m）
17	石手川	余戸南	右	３５８		
18	石手川	保免中	右	２６９		
19	石手川	保免上	右	４００		
20	石手川	市坪西町	左	８００		
21	石手川	市坪西町	左	４００		
22	石手川	市坪西町	左	６００		
23	石手川	市坪西町	左	２００		
24	重信川	出合	右	宝井樋門	右	宝井樋門
25	重信川	森松町	右	森松悪水樋管	右	森松悪水樋管
26	重信川	南高井町	右	須先樋管	右	須先樋管
27	重信川	南高井町	左	河原排水樋管	左	河原排水樋管
28	重信川	出合		伊予鉄重信川橋		
29	重信川	出合		出合大橋		
30	重信川	市坪西町		自転車道出合橋		
31	重信川	市坪西町		ＪＲ重信川橋梁		
32	重信川	古川西		中川原橋		
33	重信川	森松町		重信橋		
34	石手川	市坪西町 保免西		水小屋サイフォン		水小屋サイフォン
	計			１５，５３０		５，２７４

２　海岸・港湾水防箇所

（９箇所）

No.	海岸名 港湾	関係区域 町名	重要水防箇所 延長（m）	特に重要な箇所 延長（m）
42	梅津寺海岸	港山町	１２０	
43	浅海漁港海岸	浅海	３８０	
44	大浦漁港海岸	大浦	８６０	
45	小川漁港海岸	小川	１５０	
46	安居島漁港海岸	安居島	２５０	
47	長師漁港海岸	長師	１８０	
48	神ノ浦漁港海岸	神浦	１１０	
49	睦月漁港海岸	睦月	２３０	
50	饒漁港海岸 （宇和間・熊田地区）	熊田	２５０	
	計		２，５３０	

資料〔２・７・３〕　ため池要水防箇所一覧表

（５９箇所）

No. 図面	名　　称	場　　所	管　　理　　者	要　整　備　箇　所
1	勝岡池	下伊台町	伊台土地改良区	堤体、底樋、斜樋、余水吐
2	大畑池	下伊台町	伊台土地改良区	堤体、底樋、斜樋、余水吐
3	奥之岳池	下伊台町	伊台土地改良区	余水吐
4	新池	祝谷町１丁目	祝谷土地改良区	堤体前面、斜樋
5	草ヶ谷池	谷町	谷町土地改良区	堤体、底樋、斜樋、余水吐
6	（R5削除）			
7	（H29削除）			
8	大平前池	権現町	権現町　区長	底樋、斜樋改修
9	高内神池	権現町	権現町　区長	前面改修
10	（H31削除）			
11	大城池	堀江町	堀江町土地改良区	堤体、底樋、斜樋、余水吐
12	コンガ池	堀江町	堀江町土地改良区	堤体改修
13	下池	由良町	由良　水利組合長	堤体改修
14	（R3削除）			
15	堀越池	窪野町	坂本地区土地改良区	堤体、底樋、斜樋、余水吐
16	（R3削除）			
17	鳥越池	窪野町	坂本地区土地改良区	余水吐
18	原池	津吉町	津吉　総代	堤体前面
19	（H29削除）			
20	（H29削除）			
21	（R4削除）			
22	（R5削除）			

図面No.	名　　称	場　　所	管　理　者	要整備箇所
23	谷の奥池	本谷（谷の奥）	本谷地区　区長	前面改修、余水吐改修
24	（H31削除）			
25	（H30削除）			
26	（R2削除）			
27	（R削除）			
28	川ノ谷池	麓（川ノ谷）	麓地区　区長	底樋、斜樋改修
29	足谷池	麓（足谷）	麓地区　区長	堤体改修
30	小屋ヶ谷池	麓（小屋ヶ谷）	麓地区　区長	底樋、斜樋改修
31	（H31削除）			
32	木原奥池	客（木原）	客地区　区長	堤体改修
33	（R4削除）			
34	（R4削除）			
35	（H30削除）			
36	（R4削除）			
37	（R4削除）			
38	古池	滝本（字古谷）	滝本地区　区長	腰積ﾌﾞﾛｯｸ
39	久保野池	立岩中村	立岩中村地区　区長	堤体、余水吐
40	（R3削除）			
41	わらび谷池	小山田（わらび谷）	坊田地区　区長	余水吐
42	（R4削除）			
43	（H29削除）			
44	左ケ谷下池	上難波	上難波地区　区長	底樋、斜樋、余水吐
45	柳ケ谷下池（上竹下池）	上難波	上難波地区　区長	堤体、底樋、斜樋、余水吐

図面No.	名　　称	場　　所	管　理　者	要整備箇所
46	砂入池	浅海原	味栗地区　区長	底樋、斜樋、余水吐
47	池の谷池 （明見池）	浅海原	浅海原　区長	底樋、斜樋、余水吐
48	（R4削除）			
49	巡査池	浅海原	浅海原　区長	余水吐
50	（H31削除）			
51	（R3削除）			
52	（H29削除）			
53	（R5削除）			
54	（R3削除）			
55	西ヶ谷池	萩原西ヶ谷	萩原地区　区長	堤体改修
56	（H31削除）			
57	（H31削除）			
58	（H30削除）			
59	（R5削除）			
60	干鰯上池	中野	荏原地区土地改良区	堤体改修
61	（H30削除）			
62	（R3削除）			
63	柳ヶ谷池	夏目大ごせ	夏目地区　区長	堤体改修
64	柳池	小川	小川地区　区長	堤体改修
65	古池	夏目	夏目地区　区長	堤体改修
66	上池	福音寺町	福音寺土地改良区	堤体改修
67	（R3削除）			

図面No.	名　　称	場　　所	管　理　者	要整備箇所
68	(R3削除)			
69	(H30削除)			
70	(R3削除)			
71	(R4削除)			
72	(R5削除)			
73	松組新池	下伊台町	伊台土地改良区	堤体改修
74	鷹ノ子大池	鷹子町	久米土地改良区	耐震対策
75	山田池	南久米町	久米土地改良区	耐震対策
76	門田口池	和田	和田地区　区長	耐震対策
77	儀式新池	儀式	儀式地区　区長	堤体改修
78	内山池	権現町	権現地区　区長	堤体改修
79	仏谷池	東大栗町	東大栗地区　区長	堤体改修
80	新池(福音寺)	福音寺町	久米地区土地改良区	堤体改修
81	三町古池	三町	三町土地改良区	堤体改修
82	天神池	津吉町	荏原地区土地改良区	堤体改修
83	原池(浄瑠璃)	浄瑠璃町	荏原地区土地改良区	余水吐改修
84	大谷中池 (浄瑠璃)	浄瑠璃町	荏原地区土地改良区	余水吐改修
85	鳥谷池	東方町	荏原地区土地改良区	余水吐改修
86	垂柳池	馬木町	馬木町土地改良区	前法改修
87	田村池	河野別府	河野別府地区　区長	前法改修
88	新池(東山)	久万ノ台	三津土地改良区	耐震対策
89	志津川池	志津川町	志津川町土地改良区	耐震対策

図面No.	名　　称	場　　所	管　理　者	要整備箇所
90	大正池 （善応寺）	善応寺	河野別府地区　区長	耐震対策
91	鳥越池（平田）	平田町	平田町　総代	耐震対策
92	土用部池	恵原町	荏原地区土地改良区	耐震対策
93	山田新池	津吉町	荏原地区土地改良区	耐震対策

資料〔２・７・４〕　水防倉庫一覧表

No.	名　　称	所　在　地	構造面積（床／延）（㎡）	設置年度	備　考
1	堀江水防倉庫	堀江町甲1770	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造　2階建 15.66／180.36	S59	ポンプ蔵置所 集会所併設
2	井門水防倉庫	井門町270－１	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造　平屋建 22.375	S61	
3	和泉水防倉庫	和泉北３丁目641－２	ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ造　平屋建 11.4（中2F 7.5）／18.9	H 9	
4	由良水防倉庫	由良町1165－１	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造　2階建 12.25／74.24	H 9	ポンプ蔵置所 併設
5	門田水防倉庫	門田町92－１	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造　2階建 44.75／340.85	S56	ポンプ蔵置所 集会所併設
6	東石井水防倉庫	居相１丁目8-26	ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ造　平屋建 20.36	S51	石井支所 敷地内
7	中野水防倉庫	中野町甲323	ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ造　平屋建 19.59	S53	中野集会所 敷地内
8	上野水防倉庫	上野町甲1430-2	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造　平屋建 33.85	H 6	
9	日の出水防倉庫	日の出町9-24	鉄筋ｽﾚｰﾄ造　2階建 50.62／79.22	H 6	2F待機所
10	井門第２ 水防倉庫	井門町1355-1	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造　平屋建 30	H 5	
11	新玉水防倉庫	三番町７丁目1-25	ｱﾙﾐﾆｭｳﾑ合金ｺﾝﾃﾅ型 平屋建 9.6	H15	
12	松山中央公園 水防倉庫	市坪西町	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 球場内付属　700	H12	坊っちゃんス タジアム１F
13	道後水防倉庫	上市１丁目3-50	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 2階建 97.03／147.87	H17	ポンプ蔵置所 併設
14	水防センター	森松町地先	鉄骨造 2階建 延べ面積　400	H19	
15	城北支署 水防倉庫	馬木町2227	鉄骨造　平屋建 52.08	H21	城北支署 敷地内に併設
16	西消防署 水防倉庫	三津３丁目4-23	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造　4階建 29.38／3266.32	H 6	西消防署 敷地内に併設
17	東部支署 水防倉庫	平井町3280-7	ｱﾙﾐﾆｭｳﾑ合金ｺﾝﾃﾅ型 平屋建 9.6	H12	東部支署 敷地内に設置
18	湯山救急出張所 水防倉庫	末町6-1	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造　平屋建 ／384.30	H17	
19	久谷救急出張所 水防(備蓄)倉庫	東方町甲952-1	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造　3階建 26.6／396.10	H19	

資料〔２・７・５〕　水防資機材保有状況

（令和６年４月１日）

水防資器材一覧表

No.	施設名	土のう袋	大型土のう袋	吸水性土のう袋	木杭	鉄線	鋼杭	綱	丸太	ネトロンシート	鋼板	ボックスウォール	越水止め水のう	水防マット	救命胴衣	一輪車	スコップ	鎌	鉈(のこ)	唐谷	手鳶(てみ)	鎚れん(じょれん)	ハンマー大	斧	鍬(くわ)	つるはし	クリックバー	羽口	ペンチ	シノ	バール	ブルーシート	発電機	チェーンソー	コードリール	水中ポンプ	投光器	照明機器	照明灯(個中電灯)	携帯マイク	PPロープ	穿孔器	燃料携行缶	トラロープ	発電機用カセットボンベ	エンジン付ポンプ
		枚	枚	枚	本	束	本	束	本	m	枚	枚	組	組	着	台	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	枚	台	台	台	台	台	台	個	個	巻	丁	個	巻	本	本
1	堀江水防倉庫	2,160	0	0	350	1	30	5	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	3	0	11	0	0	0	0	1	2	0	4	3	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	井門水防倉庫	20,000	0	0	500	2	51	6	11	10	0	0	0	0	0	0	7	5	3	5	5	0	2	3	0	1	2	2	4	4	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	和泉水防倉庫	35,000	0	0	140	6	300	11	0	5	0	0	0	0	0	4	22	2	9	6	6	0	7	5	4	4	3	3	5	0	27	22	0	1	0	0	0	0	0	3	29	0	0	0	0	0
4	由良水防倉庫	1,900	0	0	70	2	50	5	0	0	0	0	0	0	0	0	7	3	3	3	4	0	2	0	0	2	2	2	4	4	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	門田水防倉庫	12,500	0	0	5,500	2	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	東石井水防倉庫	36,800	0	0	1,500	1	37	5	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	2	2	2	0	2	0	0	1	1	0	3	3	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	上野水防倉庫	4,600	0	0	1,300	22	80	5	0	5	0	0	0	0	0	1	10	4	3	7	5	0	2	0	0	2	2	5	4	5	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	中野水防倉庫	9,000	0	0	1,350	2	30	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5	3	2	3	5	0	2	0	0	2	2	0	3	3	2	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	日の出水防倉庫	2,400	0	0	177	2	52	4	0	5	0	0	0	0	0	1	11	2	3	4	5	0	2	0	0	2	2	2	4	5	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	井門第2水防倉庫	9,300	0	0	250	4	114	16	0	0	0	0	0	0	0	0	19	3	3	3	5	0	3	0	0	1	2	2	0	4	5	2	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11	新玉水防倉庫	4,000	0	0	0	2	114	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	19	20	3	5	0	10	0	0	1	8	0	11	18	12	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12	中央公園水防倉庫	92,735	80	620	3,860	120	981	94	0	175	12	0	3	3	0	22	143	59	16	40	16	0	74	0	19	13	60	4	78	20	64	2,432	18	23	10	20	2	0	0	7	92	16	40	20	0	2
13	道後水防倉庫	24,405	0	0	196	2	100	30	0	0	0	0	0	0	0	0	46	27	18	16	20	0	15	0	1	0	19	0	20	15	17	1,152	13	10	6	3	0	1	0	0	1	0	19	0	0	0
14	水防センター	7,100	0	0	121	2	250	39	0	0	0	0	0	0	0	10	9	37	39	28	7	24	3	21	0	0	0	20	3	28	17	20	478	7	6	10	8	0	0	0	0	8	15	8	13	0	0
15	中央消防署	1,500	0	0	26	1	40	1	0	0	0	0	0	0	0	42	0	30	4	4	7	15	0	2	0	1	1	0	0	0	10	8	24	2	2	1	2	0	0	0	0	3	0	0	1	0	0
16	城北支署	10,400	0	0	100	3	46	3	0	1	0	0	0	9	0	0	45	10	1	0	10	0	10	0	0	0	10	0	13	5	10	1,370	5	6	0	3	0	0	0	0	9	0	1	4	0	0
17	北条支署	600	0	0	0	0	55	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	46	8	1	3	8	0	0	1	9	5	0	0	0	0	1	13	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	東消防署	1,300	0	0	7	2	58	7	0	0	0	20	0	0	0	13	0	30	5	1	4	8	9	2	1	4	0	0	0	0	0	2	61	3	2	0	5	0	0	0	0	4	0	0	4	0	0
19	城東支署	1,600	0	0	4	0	15	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	7	2	9	12	1	10	1	0	9	0	1	0	0	0	0	23	1	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0
20	湯山救急出張所	9,812	0	0	280	2	90	32	0	0	0	0	0	0	0	0	20	10	10	0	10	0	12	0	0	0	12	0	10	10	12	80	3	2	4	2	0	0	0	0	6	0	2	5	0	0
21	南消防署	1,200	0	0	170	8	80	11	0	0	0	40	0	0	0	5	0	23	5	1	12	4	0	4	0	4	0	1	8	0	0	0	7	2	2	0	2	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0
22	東部支署	500	0	0	10	2	30	8	0	1	0	0	0	0	0	0	1	17	5	6	4	5	2	3	1	0	2	1	0	4	5	2	14	1	1	0	1	1	0	0	0	3	0	0	2	0	0
23	久谷救急出張所	11,400	0	0	49	5	80	18	0	0	0	0	0	0	0	1	0	25	12	3	1	3	0	11	0	0	2	12	0	14	3	12	131	3	3	4	4	0	0	0	0	15	0	0	1	0	0
24	西消防署	2,900	0	0	390	6	65	29	0	0	0	0	1	4	39	0	14	7	2	5	5	0	5	0	1	2	1	0	8	6	2	21	1	2	0	2	0	0	0	3	5	0	0	1	0	0
25	西部支署	9,400	0	0	60	4	20	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	504	17	1	13	10	0	0	0	0	0	0	0	96	0	
合　計		312,512	80	620	16,410	203	2,768	349	11	202	12	60	4	16	142	39	577	240	149	149	184	24	192	11	52	42	163	31	221	141	206	6,389	77	61	49	64	3	1	0	13	187	31	70	51	96	2

資料〔２・７・６〕　浸水想定区域内にある地下街等一覧表

河川名　重信川・・・重　　石手川・・・石　　小野川・・・小　　立岩川・・・立

番号	河川名				名　称	所在地
	重	石	小	立		
1		○			松山共同ビル	松山市一番町３－２－１
2		○			株式会社松山三越	松山市一番町３－１－１
3		○			松山市役所前地下駐車場	松山市二番町４－７－２
4		○			松山市中之川地下駐車場	松山市湊町３丁目地先 市道中之川通線地下
5		○			伊予鉄ターミナルビル	松山市湊町５－１－１
6		○			松山市駅前地下街㈱まつちかタウン	松山市湊町５－１－１
7		○			松山市総合コミュニティセンター （体育館・文化ホール・企画展示ホール）	松山市湊町７－５
8		○	○		イオンリテール株式会社イオン松山店	松山市天山１－１３－５

資料〔２・７・７〕　浸水想定区域・津波災害警戒区域内にある要配慮者利用施設一覧表

浸水想定区域 ： 重信川…重 ／ 石手川…石 ／ 小野川…小 ／ 立岩川…立 ／ 高潮…高

（令和６年10月現在）

番号	名　称	浸水想定区域					津波	所在地
		石	重	小	立	高		
1	アートチャイルドケア ゆめみいよ保育園	○						一番町4-3
2	日本基督教団 松山番町教会附属親愛幼稚園	○						二番町3-10-7
3	番町第1・2児童クラブ	○						二番町4-6-1
4	番町小学校	○						二番町4-6-1
5	幼保連携型認定こども園 愛媛幼稚園	○						三番町2-6-6
6	須賀医院	○						三番町4-2-5
7	梶浦病院	○						三番町4-4-5
8	マザークリス託児所	○						三番町5-3-8 フレッシュリーブス302号
9	いよぎんきっずらんど	○						三番町5-10-14
10	野本記念病院	○						三番町5-12-1
11	すまいる保育園	○						大街道2-5-12
12	認可外保育施設あいみー	○						千舟町4-2-2　ITOビル1F
13	にじげん松山	○						千舟町4-3-1　伊賀上ビル3F
14	グループホームお城下	○						千舟町4-4-5
15	ウェルビー松山センター	○						千舟町4-4-5
16	パーソルネクステージ松山	○						千舟町4-5-4
17	絆ハウス	○						花園町4-10
18	絆ハウス三番町	○						花園町6-1
19	新田産婦人科クリニック	○						湊町4-1-6
20	ディーキャリア 松山オフィス	○						湊町4-2-1 新玉産業ビル3階
21	コミュサポ・ひかり	○						湊町5-4-26
22	デイサービス柳井町	○						柳井町1-11-15
23	ほこいし医院	○						柳井町1-14-8
24	幼保連携型認定こども園 法龍寺こども園	○						柳井町3-8-14
25	さなえパークー番町	○						一番町1-9-15
26	パン工房あい	○						一番町1-11-1

番号	名　称	浸水想定区域					津波	所在地
		石	重	小	立	高		
27	HKインターナショナル	○						一番町2-9-6
28	こころ塾Be	○						大街道3-2-16
29	ケアプラスデイサービスセンター道後持田	○						南持田町2-10
30	松山まどんな病院	○						喜与町1-7-1
31	テルウェル西日本愛松園グループホーム愛松園	○						喜与町1-8-4
32	テルウェル西日本愛松園デイサービス愛松園	○						喜与町1-8-4
33	八雲保育園	○						此花町1-8
34	まこと	○						此花町5-32
35	就労支援センター　フローラ	○						此花町8-15
36	東雲保育園	○						東雲町7-1
37	井手整形外科医院	○						昭和町70-3
38	矢野産婦人科	○						昭和町72-1
39	リハビリ特化型デイサービスれすと	○						東一万町1 東一万ビル101号
40	まつやま助産院	○						中一万町2-1
41	浦屋医院	○						中一万町5-10
42	浦屋医院介護医療院	○						中一万町5-10
43	放課後等デイサービスフェローKIDS	○						中一万町7-7
44	放課後等デイサービスフェローIntech	○						中一万町7-7
45	フェローICT	○						中一万町7-8
46	フェローLabo	○						西一万町10-2
47	多機能型事業所フェローLabo	○						西一万町10-2
48	持田幼稚園	○						持田町3-2-8
49	グループホーム持田のいえ	○						持田町4-7-9
50	小規模多機能型居宅介護持田のいえ	○						持田町4-7-9
51	たまのいし保育園	○						勝山町1-10-2 第2えびすビル2F
52	松山赤十字病院	○						文京町1
53	松山赤十字病院院内託児所	○						文京町1
54	東雲第1児童クラブ	○						文京町2-1

番号	名　称	浸水想定区域					津波	所在地
		石	重	小	立	高		
55	東雲小学校	○						文京町2-1
56	東雲第2児童クラブ	○						文京町2-2
57	東中学校	○						文京町2-2
58	愛媛大学城北保育所	○						文京町3　愛媛大学教育学部4号館1階
59	医療法人誠志会山本内科医院	○						河原町5-10
60	みその保育園	○						北立花町2-11
61	ひだまり保育園	○						北立花町9-11酒井ビル
62	認定こども園　さくら幼稚園	○						新立町4-23
63	横田整形外科・リウマチ科	○						千舟町1-1-5
64	さなえパーク千舟町	○						千舟町1-2-1
65	さなえファーム千舟町	○						千舟町1-2-1
66	チャイルド園	○						千舟町1-2-11 八束総合ビル2F
67	まちっこ保育園	○						千舟町2-1-2
68	リハプライド　築山	○						築山町7-5
69	デイサービスセンター友	○						築山町7-14
70	ケアハウス友	○						築山町7-14
71	デイサービスよかよか倶楽部	○						築山町8-3
72	デイサービスセンター愛音	○						永木町2-1-25
73	ポシブル石手川	○						永木町2-1-25 シティらいふ石手川
74	デイサービスセンター愛音	○						永木町2-1-25 シティらいふ石手川
75	有料老人ホームながきの杜	○						永木町2-1-48
76	介護付有料老人ホーム ふくふく湊町	○						湊町2-6-4
77	MMCフレンド	○						湯渡町3-18 MMCフレンド1階
78	グループホームフレンド	○						湯渡町3-18 MMCフレンド2階
79	八坂第1・2児童クラブ	○						湯渡町4-20
80	八坂小学校	○						湯渡町4-20
81	ワンダフルライフ	○						湯渡町5-36
82	きらりのウッディ	○						湯渡町9-3
83	デイフィットASRE和えだまつ	○						枝松1-1-1
84	田窪リウマチ・整形外科	○						枝松1-9-38
85	介護付有料老人ホーム菫野花舘	○						枝松3-1-13
86	グループホーム媛のくに	○						枝松3-1-23

番号	名　称	浸水想定区域					津波	所在地
		石	重	小	立	高		
87	認知症対応型 デイサービスセンター媛のくに	○						枝松3-1-23
88	拓南中学校	○						枝松5-4-39
89	アユーラ小規模多機能枝松	○		○				枝松6-3-15
90	グループホームあゆーら	○		○				枝松6-3-15
91	デイサービス道後茶寮	○		○				枝松6-6-16
92	グループホームやわらぎ	○						枝松6-7-12
93	認定こども園ジャックと豆の木園	○						枝松6-7-16
94	小規模保育所 ジャックと豆の木園えだまつ第2	○						枝松6-7-21
95	小田ひ尿器科・ふみこ皮フ科	○		○				枝松6-12-10
96	医療法人 小田ひ尿器科・ふみこ皮フ科	○		○				枝松6-12-10
97	放課後等デイサービスソレイユ	○						祇園町1-45
98	彩葉	○						祇園町1-46
99	素鷲第1・2児童クラブ	○						小坂1-4-48
100	素鷲小学校	○						小坂1-4-48
101	さかのうえ保育園　小坂園	○						小坂2-1-32
102	すけっと工房	○						小坂2-2-20
103	ワンステップ　こどもプラス	○						小坂2-3-33 クリエイションビル1階
104	介護付有料老人ホームそがの里	○						小坂2-4-25
105	夢たまごエブリワン	○						小坂3-2-15
106	認定こども園　小羊園	○						小坂3-6-13
107	多機能型事業所　愛キッズ松山	○						小坂4-3-20
108	共同生活援助　笑顔	○						小坂4-16-34-2号
109	りずむ	○						小坂4-20-21
110	一色眼科	○						小坂5-7-7
111	前野整形外科	○		○				小坂5-11-1
112	オアシス小坂	○						小坂5-16-10
113	グループホーム ファミール立花	○						立花1-1-23
114	小規模多機能ホームゆうゆう立花	○						立花1-1-26

番号	名　称	浸水想定区域					津波	所在地
		石	重	小	立	高		
115	たちばなの家　じゃんけんぽん	○						立花1-11-3
116	放課後等デイサービス 愛YOUわくわく広場　立花	○						立花1-11-3
117	デイサービスいろり	○						立花1-12-27
118	グループホームななないろ	○						立花2-2-15
119	デイサービスななないろ	○						立花2-2-15
120	放課後等デイサービス うさぎの里	○						立花2-2-30
121	COLORS立花	○						立花2-5-30
122	通所介護事業所ひだまり	○		○				立花3-3-18ハーモニーガーデン
123	松山協和病院	○						立花5-1-53
124	小規模多機能ホーム虹の家	○						立花5-1-53
125	社会福祉法人立花会幼保連携 型認定こども園　立花こども園	○						立花5-5-5
126	株式会社　あいクリーン (就労継続支援A型)	○						中村1-3-52
127	三福5starインターナショナル保育園	○						中村2-1-3三福住まいの体感プラザ2階
128	三福プリスクール保育園中村	○						中村2-1-3三福住まいの体感プラザ2階
129	住宅型有料老人ホームダイヤ	○						中村2-7-23
130	ベストケア・ショートステイ中村	○						中村2-7-33 BCビル
131	ベストケア・ デイサービスセンター中村	○						中村2-7-33 BCビル
132	トミーホーム(中村)	○						中村2-8-27
133	ショートステイ　中村	○						中村2-8-27
134	デイサービスあったか拓南	○						中村3-1-2
135	介護付き有料老人ホーム あったか拓南	○						中村3-1-2
136	松山市中村老人福祉センター	○						中村3-2-34
137	三福福祉事業団	○						中村3-1-38
138	松山保育園	○						中村3-5-29
139	デイサービスいろり2号館	○						中村4-8-14　エキサイトビル2F3F
140	Pop	○	○	○				拓川町2-21
141	指定障害者支援施設日野学園	○	○	○				拓川町3-44

番号	名　称	浸水想定区域					津波	所在地
		石	重	小	立	高		
142	指定障害者支援施設日野学園 児童部　第二日野学園	○	○	○				拓川町3-44
143	日野学園 指定就労継続支援B型事業所	○	○	○				拓川町3-44
144	久谷自立ホーム	○	○	○				拓川町3-44
145	芽育らいふ	○						日の出町7-8
146	指定生活介護事業所るんるん	○						日の出町10-2
147	放課後等デイサービスるんるん	○						日の出町10-2
148	アユーラ児童デイサービス3 〈放課後等デイサービス〉	○						日の出町10-72
149	自立支援サービスセンター アユーラII＜生活介護＞	○						日の出町10-74
150	アユーラステイ＜短期入所＞	○						日の出町10-74
151	アユーラ児童デイサービス2	○						日の出町10-74
152	アユーラデイサービスセンター	○						日の出町10-80
153	アユーラ小規模多機能型 居宅介護事業所	○						日の出町10-80
154	自立支援サービスセンター アユーラ＜生活介護＞	○						日の出町10-80
155	アユーラ児童デイサービス	○						日の出町10-80
156	アユーラキッズルームあむぱむ2	○						日の出町10-80
157	さきやま接骨院デイサービス	○						永代町4-5ラッセルスクエア松山市駅101号
158	いよてつ保育園松山市駅	○						永代町9-7
159	ひめっこ保育園	○						春日町12-5
160	愛媛県立中央病院	○						春日町83
161	愛媛県立中央病院院内保育所	○						春日町83
162	絆ハウス北藤原町	○						北藤原町1-23
163	雄郡第1児童クラブ	○						藤原町618-1
164	通所介護事業所ローズ	○						藤原町664-1
165	有料老人ホーム藤原の里	○						藤原町664-1
166	tetote　～てとて～	○						藤原町667-1 2階
167	こども発達サポートにこら	○						藤原2-1-24
168	ハーモニー保育園	○						竹原町628-1

番号	名　称	浸水想定区域					津波	所在地
		石	重	小	立	高		
169	有料老人ホームひまわり	○						竹原町628-1
170	梅岡レディースクリニック	○						竹原町1-3-5
171	貞本病院	○						竹原町1-6-1
172	あずま泌尿器科クリニック	○						竹原町1-10-10
173	デイサービスセンターりはらぼ	○						竹原2-1-50　エバーグリーン松山
174	デイサービスセンター　あいえ	○						竹原2-4-28
175	竹原保育園	○						竹原3-18-12
176	城西中学校	○						竹原3-19-35
177	有限会社ストリーム	○						竹原4-8-51
178	雄郡小学校	○						土橋町1
179	雄郡第2･3児童クラブ	○						土橋町1
180	土橋共立病院	○						土橋町3-1
181	ソーシャルガーデン	○						土橋町7-2
182	心の花	○						室町130-1
183	ロザリオ幼稚園	○						室町2-7-23
184	トータルケアサポート花みずき	○						泉町23-6
185	リハプライドかどた脳神経外科	○						末広町5-14 三和マンション末広101号
186	松山笠置記念心臓血管病院	○						末広町18-2
187	松山笠置記念心臓血管病院	○						末広町18-2
188	ハニーホーム小栗	○						小栗1-524-17
189	にじいろ	○						小栗3-1-45
190	あいしょう小栗	○						小栗5-1-25
191	小栗寮	○						小栗7-1-32
192	幼保連携型認定こども園 ゆめの森こども園	○						雄郡1-9-35
193	特別養護老人ホーム 和光苑ゆうぐん	○						雄郡2-5-8
194	認定こども園アイドル園	○						雄郡2-6-17
195	デイサービスクリア2号店	○						空港通1-8-28
196	雄新中学校	○						土居田町1
197	デイサービスセンターケアフル土居田	○						土居田町81-1
198	地域密着型特養ハピネス双葉	○						土居田町90-1

番号	名　称	浸水想定区域					津波	所在地
		石	重	小	立	高		
199	小規模多機能ハピネス双葉	○						土居田町90-1
200	認知症デイハピネス双葉	○						土居田町90-1
201	ショートステイハピネス双葉	○						土居田町90-1
202	ジャックと豆の木園どいだ園	○						土居田町98-1
203	ツクイ松山土居田	○						土居田町117-3
204	双葉第1・2児童クラブ	○						土居田町123-3
205	双葉小学校	○						土居田町123-3
206	認知症対応型通所介護軽井沢	○	○					土居田町141-1
207	PopSchool	○						土居田町165-3
208	生活介護みのる	○	○					土居田町220-7
209	就労継続支援A型樹	○						土居田町293-1
210	グループホームせと家	○						土居田町434-4
211	のぞみ保育園	○	○					土居田町569
212	デイサービスシン	○	○					土居田町583
213	デイサービスセンター プリンスハウス土居田	○						土居田町821
214	ひだまり	○						土居田町841
215	学校法人勝愛学園 幼保連携型認定こども園	○						土居田町841
216	総合スポーツ保育園 アゼリアキッズどいだ園	○	○					土居田町848-7
217	デイサービスセンターこころ	○						針田町16-3
218	仙波内科	○	○					針田町80
219	リハビリデイサービス 太陽がいっぱい。	○						針田町112-1
220	小規模多機能ホーム ゆうゆう針田	○						針田町128-1
221	ゆうゆうキッズ	○						針田町128-1
222	KIDACADEMY松山校	○						大手町1-10-8 VIPマルジョウ1階
223	たちばな第1・2児童クラブ	○						針田町209-1
224	ワーク愛洋	○						大手町1-10-8
225	たちばな小学校	○	○					針田町209-1

番号	名　称	浸水想定区域					津波	所在地
		石	重	小	立	高		
226	まつやま大手町保育所	○						大手町1-12-1
227	なないろの羽空港通りルーム	○						空港通2-9-23
228	松山リエール保育園	○						大手町2-1-3
229	ほのか	○						空港通2-8-26
230	ワークさくら	○						大手町2-5-9
231	松山市民病院	○						大手町2-6-5
232	岡本眼科クリニック	○						大手町2-7-17
233	ワーク種	○						大手町2-9-15
234	新玉児童館	○						三番町6-4-20(コムズ内)
235	石丸小児科	○						三番町6-5-1
236	あいぐらん保育園松山	○						三番町6-8-6
237	いんさつの咲々屋	○						三番町7-10-12 1F
238	ゆっくりクラブ	○						三番町7-11-6
239	松山中央乳児保育園	○						三番町8-326-1
240	千舟町クリニック	○						千舟町6-4-9
241	新玉第1・2・3児童クラブ	○						千舟町8-89
242	新玉小学校	○						千舟町8-89
243	子育てひろばToiToiToi	○						湊町7-5
244	オフィスパートナー湊町ブランチ	○						湊町7-6-10
245	JAえひめ中央おひさま保育園	○						湊町8-120-1
246	グループホーム清風	○						味酒町1-9-15
247	デイサービスセンター和楽	○						味酒町1-9-15
248	アユーラキッズルームあむぱむ	○						宮田町4-1キスケBOX駐車場1階
249	えがお	○						宮田町106-2
250	NEXT　FRIEND	○						南江戸1-3-26
251	NEXT×きっず(1F)BESTIE(2F)	○						南江戸2-1-28
252	ツクイ松山南江戸グループホーム	○						南江戸2-1-29
253	のぞみホームズ(けやきホーム)	○						南江戸2-14-24
254	デイサービス　花ぜん	○						南江戸3-2-1
255	放課後等デイサービス　ぽるて	○						南江戸4-3-18
256	よつば循環器科クリニック	○						南江戸4-3-53
257	アルファデイサービスセンター南江戸	○						南江戸4-5-40

番号	名　称	浸水想定区域					津波	所在地
		石	重	小	立	高		
258	ここしあ保育園	○						南江戸4-6-30
259	小規模多機能型居宅介護さくらの丘	○						南江戸6-5-31
260	グループホーム　いくし	○						生石町472
261	小規模多機能型居宅介護 やわらぎ　いくし村	○						生石町472
262	明星共同作業所	○						生石町477
263	かしの木園	○						朝美1-11-14
264	生活介護事業所べーす	○						美沢1-2-14
265	デイサービスセンター　架夢	○						美沢1-5-10
266	松山記念病院	○						美沢1-10-38
267	一般財団法人　創精会 松山記念病院つばさ保育所	○						美沢1-10-38
268	しののめハウス	○						美沢2-7-18-1
269	朝美保育園	○						美沢2-7-39
270	衣山クリニック	○						衣山2-2-25
271	ナーシングホームみちくさ	○						衣山2-7-25
272	カロカロきっず	○						辻町2-20
273	小規模多機能型居宅介護 ハートガーデンつじまち	○						辻町2-35
274	小規模特別養護老人ホーム ハートガーデンつじまち	○						辻町2-35
275	認知症対応型通所介護 ハートガーデンつじまち	○						辻町2-35
276	いろえんぴつ第1	○						辻町13-15
277	いろえんぴつ第2	○						辻町13-15
278	いろえんぴつ第3	○						辻町15-21
279	有料老人ホーム里山どんぐり	○						愛光町6-3
280	医療型小規模多機能事業所 里山どんぐり	○						愛光町6-3
281	認定こども園　愛光保育園	○						愛光町9-8
282	dou-dou	○						松前町2-4-3　シェレナ本町1階
283	デイサービス　こころ	○						松前町3-2-2 パインヴィレッジ松前1階南側

番号	名　称	浸水想定区域					津波	所在地
		石	重	小	立	高		
284	キッズパオ　あおぞら園	○						萱町2-4-5
285	でいさーびすけいさんのいえ	○						萱町2-6-3
286	ショートステイまちなか	○						萱町5-10-20
287	きずなホームズ(みかんホーム)	○						萱町6-140-2 松山西ハイツ601号
288	認定こども園 松山隣保館保育園	○						味酒町2-14-3
289	マルクキャリア味酒	○						味酒町3-2-5
290	認定こども園　若草幼稚園	○						味酒町3-5-1
291	フジにじいろ保育園	○						宮西1-5-41
292	味酒第1・2・3・4児童クラブ	○						宮西2-2-21
293	味酒小学校	○						宮西2-2-21
294	どんまいハウス(いずみ)	○						宮西3-5-14
295	どんまいハウス(みなも)	○						宮西3-5-14-3
296	有料老人ホームエメロード	○						六軒家町3-22
297	デイサービス　ほがら家	○						六軒家町3-22
298	共同生活援助　よりみち	○						六軒家町3-42
299	愛媛保育園	○						若草町8-2
300	松山市老人福祉センター	○						若草町8-2
301	中央児童センター	○						若草町8-3
302	松山市若草就労継続支援事業所	○						若草町8-3
303	親子通園・くれよん	○						若草町8-3
304	武田産婦人科医院	○						木屋町1-5-14
305	ルーテル作業センタームゲン	○						木屋町1-9-4
306	クラッチ	○						木屋町2-3-6
307	デイサービス きたえる一む松山本町	○						本町6-1-5
308	佐藤実病院	○						本町6-3-1
309	ノエルクリニック 心臓血管外科歯科	○						本町6-3-3
310	どんまいクラブ	○						本町6-11-8 どんまい本町センター
311	どんまいハウス(こもれび)	○						本町6-11-8 どんまい本町センター2F
312	どんまいハウス(わかば)	○						本町6-11-8 どんまい本町センター3F

番号	名　称	浸水想定区域					津波	所在地
		石	重	小	立	高		
313	どんまいハウス(ひなた)	○						本町6-11-8 どんまい本町センター4F
314	ぶうしすてむ	○						木屋町3-12-7
315	多機能型事業所　ぶうしすてむ	○						木屋町3-12-7
316	越智クリニック	○						清水町1-8-25
317	認定こども園　コイノニア幼稚園 リベカ清水保育園	○						清水町2-19-8
318	清水児童クラブ	○						清水町3-15
319	清水小学校	○						清水町3-15
320	デイフィットASRE和しみずまち	○						清水町3-37-2
321	デイサービス　おはなはん	○						清水町3-43-9
322	勝山中学校	○						清水町3-148-2
323	えひめ乳児保育園	○						清水町4-23
324	勝山幼稚園	○						高砂町1-5-12
325	生きいきホームうみとも	○						高砂町3-206-2
326	就労継続支援B型事業所風のねこ	○						緑町1-2-1
327	グループホームしいのみ	○						緑町1-7-15
328	放課後等デイサービス ガーネットみどりまち	○						緑町2-5-15
329	本町保育園	○						山越町466-2
330	ミキ・スタディ・パルズ インターナショナルスクール	○						中央1-12-15
331	グループホーム　ハッピー	○						中央1-17-35
332	デイサービスセンターハッピー愛媛	○						中央1-17-35
333	デイサービスセンター みかん弐号館	○						樽味2-1-7
334	リハビリデイサービスふふ	○	○					樽味2-94-1
335	やまだリウマチクリニック	○						樽味4-3-33
336	アユーラキッズルームあむぱむ3	○						樽味4-8-16
337	自立支援サービスセンター アユーラⅢ＜生活介護＞	○						樽味4-8-16
338	アユーラ 放課後等デイサービス4Plus	○						樽味4-8-16 3階
339	デイサービスセンター樽味	○						樽味4-12-18

番号	名　称	浸水想定区域					津波	所在地
		石	重	小	立	高		
340	やすまるPromotion	○						樽味4-14-11
341	カームホーム	○						桑原1-9-10 N203
342	colorful	○						桑原2-5-5
343	小規模多機能ホーム桑原	○						桑原2-10-21
344	桑原第1・2・3・4児童クラブ	○						桑原3-7-27
345	桑原小学校	○						桑原3-7-27
346	ひろ整形外科			○				桑原4-16-11
347	二神塾幼稚舎			○				桑原7-1-18
348	株式会社Zenkou			○				桑原7-1-26
349	フォーチュンⅡ	○						桑原7-6-34
350	愛媛慈恵会	○		○				束本2-13-3
351	自立サポートセンター　育はぐ			○				畑寺2-4-11川又ビル1階
352	ウィルビィ　バンビーノ			○				畑寺2-4-53
353	ワークハウス			○				畑寺2-5-7
354	通所介護事業所 ウェルケア畑寺			○				畑寺3-8-41
355	ウェルケア畑寺			○				畑寺3-8-41
356	グループホーム ファミール桑原			○				畑寺3-12-30
357	グループホームすみれの園			○				畑寺3-15-8
358	グループホームすみれの和			○				畑寺3-15-13
359	グループホームゆず			○				畑寺4-4-5
360	畑寺児童館			○				畑寺4-8-5
361	松山市 畑寺就労継続支援事業所			○				畑寺4-8-5
362	きらりの森			○				畑寺4-8-7
363	デイサービス　悠楽里			○				畑寺4-7-32
364	老人ホーム悠楽里			○				畑寺4-7-32
365	認定こども園　コモドまつすえ園			○				松末1-3-3
366	リハビリデイサービス　ここから	○		○				松末1-5-10
367	ブリストミー	○		○				松末1-6-29
368	あいほーぷ　わん	○		○				松末1-13-6

番号	名　称	浸水想定区域					津波	所在地
		石	重	小	立	高		
369	フルハウス			○				松末2-2-26
370	松山城東病院	○		○				松末2-19-36
371	育はぐプラス			○				三町2-1-2
372	共同生活援助里山オレンジハウス			○				三町2-15-25
373	小規模多機能ホーム三町			○				三町3-3-23
374	愛媛県社会福祉事業団共同生活援助事業所(のぞみ生活寮)	○						岩崎町2-6-36
375	グループホーム　アウル	○						上市1-2-12 ニック道後Ⅰ
376	愛媛県社会福祉事業団 共同生活援助事業所(さつき生活寮)	○						上市1-3-45
377	道後中学校	○						上市1-3-57
378	愛媛県社会福祉事業団 共同生活援助事業所(わかば生活寮)	○						上市2-4-53
379	キッズパオ道後あおぞら園	○						南町2-8-17
380	愛媛大学教育学部附属幼稚園	○						持田町1-5-22
381	愛媛大学教育学部附属 特別支援学校	○						持田町1-5-22
382	愛媛大学教育学部附属小学校	○						持田町1-5-22
383	愛媛大学教育学部附属中学校	○						持田町1-5-22
384	パラディはるみかん	○						紅葉町2-16
385	石手内科	○						紅葉町2-16
386	よんでんライフケア道後	○						紅葉町2-27
387	愛媛県社会福祉事業団 共同生活援助事業所(やよい生活寮　2)	○						紅葉町2-50　第89杉フラットYUU410
388	愛媛県社会福祉事業団 共同生活援助事業所(やよい生活寮　1)	○						紅葉町2-50　第89杉フラットYUU401
389	愛媛県社会福祉事業団 共同生活援助事業所(ひなた生活寮)	○						紅葉町2-50　第89杉フラットYUU
390	空色ワークス	○	○					紅葉町94
391	デイサービスひがし野 夢の石手	○						石手2-5-11
392	指定共同生活援助事業所 日野学園(グループホームすずらん)	○						石手3-1-35

番号	名　称	浸水想定区域					津波	所在地
		石	重	小	立	高		
393	なないろの羽　道後石手ルーム	○						石手3-7-30
394	リハコミュ　てらよこ	○						石手2-8-30
395	浦岡胃腸クリニック	○						石手4-3-10
396	あいあむ生活介護事業所	○						石手4-4-7
397	あいあむ放課後等デイサービス	○						石手4-4-7
398	道後第1・2・3・4児童クラブ	○						石手4-10-5
399	道後小学校	○						石手4-10-5
400	小規模多機能ホーム新石手	○						新石手甲219-3
401	学校法人ロザリオ学園 道後聖母幼稚園	○						道後喜多町7-25
402	愛媛県社会福祉事業団 共同生活援助事業所(みのり生活寮1)	○						道後喜多町8-8 道後山本ビル807
403	愛媛県社会福祉事業団 共同生活援助事業所(みのり生活寮2)	○						道後喜多町8-8 道後山本ビル808
404	奥島病院院内保育所	○						道後町2-1-6 鳥谷ビル1階南東
405	吉田眼科	○						道後町2-1-12
406	奥島病院	○						道後町2-2-1
407	ほほえみ工房　ぱれっと道後	○						道後町2-12-10
408	おかだ整形外科	○						道後北代3-22
409	道後ゆう	○						道後今市1-2
410	どうご清友寮	○						道後今市1-7
411	東雲第3児童クラブ	○						道後一万8-28
412	就労継続支援A型事業所Akari	○						北斎院町20-1
413	冲永内科医院	○						北斎院町85-1
414	小規模多機能　歩風里	○						北斎院町402-4
415	通所介護　歩風里	○						北斎院町402-4
416	グループホーム優輝	○						北斎院町476-1
417	松山福祉作業所	○						北斎院町484-1
418	アシストジャパン・ デイサービスセンター8号館	○						北斎院町631-6
419	のぞみホームズ(第2よつばホーム)	○						北斎院町682-3
420	味生保育園	○						北斎院町759-1

番号	名　称	浸水想定区域					津波	所在地
		石	重	小	立	高		
421	グループホーム斎院の杜	○						北斎院町947-1
422	津田中学校	○						北斎院町1106
423	グループホームすみれの家	○						北斎院町1072-1
424	デイサービスセンターすみれの家	○						北斎院町1072-1
425	味生保育園分室	○						別府町166-4
426	味生小学校	○						別府町166-4
427	味生1・2・3・4・5組児童クラブ	○						別府町166-4
428	放課後等デイサービス事業所ひらく	○						別府町175-11
429	味生児童館	○						別府町177-1
430	味生第二児童クラブC	○						別府町177-1
431	多機能型事業所つくしステップ	○						別府町179-9
432	グループホーム媛の華	○						別府町183-2
433	いちごいちえちいさなおうち保育園	○	○			○	○	別府町223-3
434	たんぽぽクリニック	○						別府町444-1
435	たんぽぽクリニック	○						別府町444-1
436	デイサービスセンター　櫻	○						別府町447-2
437	アユ-ラキッズルームあむぱむ空港通り	○						南斎院町50-3
438	ひよこ保育園	○						南斎院町686-2
439	カロカロきっず2	○						南斎院町686-3
440	番町幼稚園	○						南斎院町739-1
441	株式会社悠遊社　ゆうゆうのぞみ	○						南斎院町759-1
442	茶話本舗デイサービスさや	○						南斎院町923-2
443	デイサービス　寧音	○						南斎院町935-1
444	有料老人ホームフリージア	○						南斎院町935-1
445	デイサービス笑音	○						南斎院町935-1
446	ケアハウスさや	○						南斎院町1158
447	特別養護老人ホームさや	○						南斎院町1158
448	ショートステイさや	○						南斎院町1158
449	デイサービスセンターさや	○						南斎院町1158
450	介護付有料老人ホームさや	○						南斎院町1165
451	地域密着型介護老人福祉施設ハピネスさや家	○						南斎院町1385-1

番号	名　称	浸水想定区域					津波	所在地
		石	重	小	立	高		
452	グループホームさわや家	○						南斎院町1385-1
453	新田青雲中等教育学校	○				○		山西町600-1
454	グループホーム　OneLife	○				○		山西町784-1
455	ピーターパンやまにし	○				○		山西町819-4
456	多機能型なでしこハウス	○				○	○	山西町846-1
457	済生会なでしこハウス	○				○	○	山西町846-1
458	社会福祉法人恩賜財団 済生会松山病院	○				○		山西町880-2
459	済生会松山老人保健施設 にぎたつ苑	○				○	○	山西町880-2
460	済生会松山病院院内保育所	○				○	○	山西町880-2
461	社会福祉法人恩賜財団 済生会松山在宅生活復帰支援センター ハートフル済生会	○				○		山西町997-1
462	ステップシード清住	○				○		清住2-1092-5
463	地域生活支援センター 夢ポケット(キッチン夢家)	○				○	○	大可賀2-1-28
464	デイホームふゅうちゃあ	○				○		大可賀2-8-34
465	デイサービスセンター　ふくすけ	○						空港通4-7-1
466	ショートステイ　ふく	○						空港通4-7-1
467	グループホームおたふく	○						空港通4-7-1
468	デイサービスセンターあすれ	○						空港通4-7-2
469	済美平成中等教育学校	○						空港通5-6-3
470	デイサービス　クリア	○						空港通6-6-30
471	まもるオアシス	○						空港通6-13-3
472	まもるオアシス2	○						空港通6-15-2
473	まもるファーム空港通	○						空港通6-15-2
474	渡辺病院	○	○					空港通7-13-3
475	Work　Lab.　temo	○						空港通7-13-13
476	富久保育園	○	○					富久町32-3
477	グループホーム　とみひさ	○	○					富久町95-5
478	機能訓練デイサービス かわぐち元氣堂	○	○					富久町102-1

番号	名　称	浸水想定区域					津波	所在地
		石	重	小	立	高		
479	グループホームあき	○	○					富久町143-2
480	COMPASS発達支援センター松山	○	○					富久町300-2
481	レモンの木	○	○					富久町316
482	サクラの木	○	○					富久町316
483	医療法人結和会　松山西病院	○	○					富久町360-1
484	ケアハウス幸富久荘	○	○					富久町412-1
485	幸富久荘	○	○					富久町412-1
486	指定短期入所生活介護事業所幸富久荘	○	○					富久町412-1
487	指定通所介護事業所幸富久荘	○	○					富久町412-1
488	ダイヤインターナショナル保育園富久	○	○					富久町430-2
489	すぎな園	○	○			○		北吉田町77-88
490	つくし園	○	○			○	○	北吉田町77-34
491	いぶき空港通り事業所		○			○		北吉田町342-2
492	LAGOM　KUBOTA	○	○					久保田町346-1
493	GEN気	○						高岡町127-7
494	マルクスコラ高岡教室	○	○					高岡町127-7
495	ピーターパンたかおか	○						高岡町212-1
496	就労支援事業所カロカロ	○						高岡町212-1
497	デイサービスセンターミネルワ	○	○					高岡町301-13
498	老人保健施設ミネルワ	○	○					高岡町302-2
499	西中学校	○	○					高岡町409
500	多機能型事業所はなうた	○						高岡町470-1
501	グループホームさしもも	○						高岡町617
502	生石小学校	○						高岡町630-3
503	生石1・2・3・4・5児童クラブ	○						高岡町630-3
504	河原医院	○						高岡町630-3
505	障がい者グループホーム ゆうゆう高岡	○						高岡町728-37
506	グループホーム　はぶやま	○						高岡町779-6
507	生石保育園	○	○					高岡町860-1

番号	名　称	浸水想定区域					津波	所在地
		石	重	小	立	高		
508	シーサイド高岡	○	○			○		高岡町877-6
509	こどもスマイル空港園	○	○			○		南吉田町371-2
510	子育てひろばくりっぷ	○	○					南吉田町596-2
511	グループホーム　アショカ	○	○			○		南吉田町964-1
512	ミネルワステイ（老人福祉施設）	○	○			○		南吉田町1510-1
513	ミネルワステイ（障害者支援施設）	○	○			○		南吉田町1510-1
514	デイサービスセンターあさなぎ	○	○			○		南吉田町1730-2
515	指定短期入所生活介護事業所 吉田ステイ	○	○					南吉田町1788-1
516	グループホームしょうせき あいあい	○	○			○		南吉田町1872-2
517	小規模多機能型居宅介護事業所 ナーシングホーム　あいあい	○	○			○		南吉田町1872-2
518	つばさワークス	○	○			○		南吉田町2274-1
519	桃山幼稚園	○	○			○		南吉田町2772-2
520	株式会社　エコメイト	○	○			○		南吉田町2798-31
521	垣生中学校	○	○			○	○	西垣生町418
522	グループホーム　こころ	○	○			○		西垣生町575-6
523	垣生小学校	○	○			○	○	西垣生町730-1
524	垣生第1・2・3・4児童クラブ	○	○			○		西垣生町730-1
525	垣生保育園	○	○			○	○	西垣生町742-1
526	ファミリーケア智温苑	○	○			○		西垣生町1184-5
527	デイサービス智温苑	○	○			○		西垣生町1184-5
528	グループホームいまづ	○	○			○		西垣生町1184-6
529	ファミリーケア垣生 デイサービスセンターいまづ	○	○			○		西垣生町1184-6
530	小規模保育園夢じゃき園HABU		○			○		西垣生町1241-2 JAえひめ中央垣生支所
531	託老所あんき弐号館	○	○			○	○	西垣生町1422
532	グループホームこころ今出	○	○			○	○	西垣生町1607-1
533	グループホームこんまい「あんき」					○	○	西垣生町1680-1
534	木の実幼稚園	○	○			○	○	西垣生町1690

番号	名　称	浸水想定区域					津波	所在地
		石	重	小	立	高		
535	小規模多機能の家 こんまいこんまい「あんき」	○	○			○	○	西垣生町1704-2
536	まさるの樹	○	○			○		西垣生町2172-1
537	ケアプラスデイサービスセンター垣生	○	○			○		東垣生町70-1
538	介護老人保健施設垣生あいじゅ	○	○			○		東垣生町277
539	介護付有料老人ホーム グランドライフ幸樹	○	○			○		東垣生町277-1
540	ピコリーノ	○	○					東垣生町372-1
541	小規模多機能　いちえい東垣生	○	○			○		東垣生町638-1
542	有料老人ホームいちえい東垣生	○	○			○		東垣生町638-1
543	有料老人ホームフォーライフミネルワ	○	○			○		東垣生町903-1
544	デイサービスセンター フォーメンミネルワ	○	○			○		東垣生町903-1
545	認知症対応型デイサービス フォーライフミネルワ	○	○			○		東垣生町903-1
546	保育園　フォーキッズミネルワ	○	○			○		東垣生町903-1
547	デイサービスセンター フォーメンミネルワ	○	○					東垣生町903-1
548	障害者自立支援事業所つばさ	○	○					東垣生町987-4
549	リハプライド・南海三津	○				○	○	古三津6-12-19
550	グループホーム青い鳥	○				○	○	会津町1-19
551	学校法人ロザリオ学園 海の星幼稚園	○				○	○	会津町6-1
552	介護付有料老人ホーム四葉	○				○	○	高山町3-17
553	デイサービスセンター そえる（老人福祉施設）	○				○	○	辰巳町7-21
554	しぇあ	○				○	○	中須賀1-1-32
555	ケアプラスデイサービスセンター三津	○				○	○	中須賀1-5-3
556	中須賀保育園	○				○	○	中須賀1-12-17
557	介護老人保健施設しらさぎ苑	○				○	○	祓川1-2-28
558	宮前第2・3児童クラブ	○				○	○	祓川1-3-39
559	宮前小学校	○				○	○	祓川1-3-39
560	宮前第1児童クラブ	○				○	○	祓川2-5-8

番号	名　称	浸水想定区域					津波	所在地
		石	重	小	立	高		
561	済生会松山乳児保育園	○				○	○	祓川2-5-26
562	みなと歯科おとな子どもクリニック	○				○	○	三杉町9-27
563	スポーツデイ歩風里ふるみつ					○	○	古三津2-8-13
564	有料老人ホーム歩風里ふるみつ					○	○	古三津2-8-13
565	グループホームゆずはなの里					○		古三津3-17-5
566	沢原産婦人科皮フ科					○		古三津5-4-34
567	グループホーム四ッ葉	○				○	○	桜ケ丘643-2
568	三津浜小学校					○	○	梅田町2-42
569	デイサービスセンター ジェントルハートみつ					○	○	梅田町4-35
570	ショートステイ ジェントルハートみつ					○	○	梅田町4-35
571	小規模特別養護老人ホーム ジェントルハートみつ					○	○	梅田町4-35
572	グループホームジェントルハートみつ					○	○	梅田町4-35
573	三津浜幼稚園	○				○	○	神田町1-41
574	介護付き有料老人ホーム ワイズみつはま					○	○	神田町8-17
575	デイサービスセンター りはらぼ三津浜					○	○	神田町8-17
576	グループホームみつはま					○	○	住吉2-2-21
577	済生会デイサービス三津					○	○	住吉2-6-8
578	小富士保育園					○	○	三津2-7-16
579	三津浜児童クラブ					○		三津3-2-30
580	幼保連携型認定こども園 愛隣こども園					○	○	三津3-6-30
581	デイサービスいきいきわかば	○				○	○	若葉町4-27
582	デイサービス　わかば	○				○		若葉町7-5
583	グループホーム　わかば	○				○		若葉町7-6
584	三津浜中学校	○				○	○	若葉町8-48
585	グループホーム四葉のクローバー					○	○	石風呂町甲1014-1
586	高浜保育園					○	○	高浜町6-1674
587	梅津寺デイサービス					○		梅津寺町1326-7

番号	名　称	浸水想定区域					津波	所在地
		石	重	小	立	高		
588	デイサービスさんわ	○				○	○	松ノ木1-5-35
589	就労継続支援事業所かのん	○				○	○	松ノ木1-5-35
590	デイサービスセンターふるさと					○	○	松ノ木2-696-6
591	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護事業所 ウェルケア高浜					○		松ノ木2-789
592	小規模多機能型 居宅介護事業所ウェルケア高浜					○		松ノ木2-789
593	通所介護事業所ウェルケア高浜					○		松ノ木2-789
594	短期入所生活介護事業所 ウェルケア高浜					○		松ノ木2-789
595	はぴあ松ノ木	○				○		松ノ木1-860-1
596	久枝幼稚園	○						安城寺町215
597	特別養護老人ホーム四葉安城寺	○						安城寺町497
598	ショートステイ四葉　安城寺	○						安城寺町497
599	デイサービスセンタービハーラ	○						安城寺町524
600	グループホーム　ルンビニー	○						安城寺町530-1
601	産科・婦人科 米本マタニティクリニック	○						安城寺町537-1
602	就労継続支援多機能事業所 あんずの森	○						安城寺町542-1
603	えるむの木保育園	○						安城寺町571-1
604	子育てひろばくーふぁん	○						安城寺町571-1
605	株式会社　フジ・ハートクリーン	○						安城寺町571-2
606	久枝第1・2・3児童クラブ	○						安城寺町586-1
607	久枝小学校	○						安城寺町586-1
608	小規模多機能ホーム ケアリビングそれいゆ	○						安城寺町969-5
609	ケアリビングながと	○						安城寺町969-6
610	グループホームあんじゅ					○		安城寺町1427-1
611	デイサービスセンター安寿荘					○		安城寺町1427-1
612	特別養護老人ホーム安寿荘					○		安城寺町1427-1
613	短期入所生活介護事業所 安寿荘					○		安城寺町1427-1
614	認定こども園　城北愛児園					○	○	安城寺町1744-6、1666-1

番号	名　称	浸水想定区域					津波	所在地
		石	重	小	立	高		
615	愛媛県立松山盲学校	○						久万ノ台112
616	グループホームぷうさんのおうち	○						久万ノ台137-6
617	小規模多機能ホームやわらぎ	○						久万ノ台137-6
618	認定こども園コイノニア幼児園	○						久万ノ台173
619	夜間保育所ふくろうの家	○						久万ノ台173
620	松山乳児院	○						久万ノ台173
621	のぞみホームズ(あおばホーム)	○						久万ノ台177-16-203
622	なないろの羽　衣山ルーム	○						久万ノ台189-1 松山久万ノ台中央ビル2F
623	松山信望愛の家	○						久万ノ台251-1
624	のぞみホームズ(あさがおホーム)	○						久万ノ台257-1-213
625	のぞみホームズ」(さつきホーム)	○						久万ノ台257-1-310
626	グループホームifの家くまのだい	○						久万ノ台703-3
627	きずなホームズ(すばるホーム)	○						久万ノ台1195-5　ノイシュロス久万ノ台
628	のぞみホームズ(みずきホーム)	○						久万ノ台1195-7
629	アルファデイサービスセンター 久万の台	○						久万ノ台1217 アルファリビング松山久万の台
630	健康づくりセンター久万の台	○						久万ノ台1218
631	デイサービスセンター みかん陸号館	○						西長戸町293-21
632	グループホーム　えくぼ	○						西長戸町440
633	すずらん家	○						西長戸町486-5
634	みどり小学校	○						西長戸町493-2
635	みどり第2児童クラブ	○						西長戸町493-2
636	みどり第3児童クラブ	○						西長戸町493-2
637	有料老人ホーム馬木					○		馬木町2158
638	小規模多機能馬木					○		馬木町2158
639	セントケア看護小規模多機能松山					○		馬木町2167
640	アトラス馬木					○	○	馬木町2174
641	デイサービスゆい					○		馬木町2251-2
642	愛媛県立聾学校					○		馬木町2325
643	はぴあ馬木					○	○	馬木町2372-1

番号	名　称	浸水想定区域					津波	所在地
		石	重	小	立	高		
644	介護付有料老人ホーム アトラス高木					○		馬木町2480
645	緑ヶ浜保育園					○	○	勝岡町2613-4
646	デイサービスひめ					○		太山寺町477-2
647	和気小学校					○	○	太山寺町671-3
648	たいさんじ整形外科							太山寺町912-21
649	たいさんじ整形外科					○	○	太山寺町912-21
650	グループホームたいさんじ					○	○	太山寺町950-7
651	和気第1・2児童クラブ					○	○	太山寺町1111-1
652	しょうきぼのん木たいさんじ					○	○	太山寺町1257-1
653	小規模多機能ホームつむぎ					○	○	和気町1-27
654	白形医院					○	○	和気町1-81
655	和気幼稚園					○	○	和気町1-90
656	デイサービスハウディー					○	○	和気町1-431-1
657	有料老人ホームハウディー					○	○	和気町1-431-1
658	小規模多機能センター和気					○	○	和気町1-685
659	デイサービスセンター和気					○	○	和気町1-685
660	こもれびの家　すずらん					○	○	和気町2-818-7
661	デイサービスlife					○		内宮町2201
662	小規模保育所　うちみや保育園					○		内宮町甲15-6
663	医療法人佑心會　堀江病院					○		福角町1582
664	認定こども園　つくし					○		堀江町甲108-15
665	グループホーム優寿の里					○	○	堀江町甲207-1
666	小規模多機能型 海の家すずらん					○	○	堀江町甲531-1
667	和家すずらん					○	○	堀江町甲567-2
668	すずらん通り					○	○	堀江町甲567-2
669	みのり幼稚園					○	○	堀江町甲659
670	フレンドれんげ　第2					○	○	堀江町甲766-103
671	アトラス堀江					○		堀江町甲844-6
672	HARUTAほりえ海岸					○	○	堀江町甲844-49
673	堀江幼稚園					○	○	堀江町甲1533
674	堀江保育園					○	○	堀江町甲1654-9

番号	名　称	浸水想定区域					津波	所在地
		石	重	小	立	高		
675	有料老人ホームあさがお					○	○	堀江町甲2082-1
676	グループホームよろこび					○	○	堀江町甲2082-1
677	介護付有料老人ホームよろこび					○	○	堀江町甲2082-1
678	介護付有料老人ホームよろこび					○	○	堀江町甲2082-1
679	10. Stories　westside	○	○					保免上1-16-21
680	チアキッズ保育園　保免	○						保免中1-2-9
681	デイサービスセンター笑歩会　保免	○	○					保免中1-9-15
682	小規模多機能　いちえい　保免	○	○					保免中2-3-19
683	ケアハウスアテーナ	○	○					保免中3-3-23
684	特別養護老人ホームアテーナ	○	○					保免中3-3-23
685	短期入所生活介護事業所アテーナ	○	○					保免中3-3-23
686	デイサービスセンター　アテーナ	○	○					保免中3-3-23
687	小規模多機能いちえい日招きの里	○	○					保免西1-5-24
688	通所介護事業所　虹	○	○					保免西1-8-33
689	小規模多機能ホームめぐり	○	○					保免西3-9-26
690	放課後等デイサービス ウィズ・ユー松山保免	○	○					保免西3-11-5
691	余土中学校	○	○					保免西4-5-23
692	グループホームせと	○	○					余戸南2-19-33
693	認定こども園 ジャックと豆の木園　余戸園	○	○					余戸南2-24-38
694	介護付有料老人ホームゆうゆう	○	○					余戸南2-24-38
695	デイサービスセンター　ゆうゆう	○	○					余戸南2-24-38
696	ニチイケアセンター松山	○	○					余戸南4-4-2
697	ケアハウスであい	○	○			○		余戸南5-3-18
698	介護付有料老人ホーム グランドライフであい	○	○			○		余戸南5-3-18
699	特別養護老人ホームであい	○	○					余戸南5-3-18
700	デイサービスセンターであい	○	○					余戸南5-3-18
701	ショートステイであい	○	○					余戸南5-3-18
702	グループホームであい	○	○					余戸南5-3-18
703	佐々木整形外科	○	○					余戸南5-4-1

番号	名　称	浸水想定区域					津波	所在地
		石	重	小	立	高		
704	指定就労継続支援B型事業所あゆみ	○	○			○		余戸南6-3-26
705	指定生活介護事業所あゆみ	○	○			○		余戸南6-3-26
706	障害者支援施設スマイル	○	○			○		余戸南6-5-3
707	短期入所事業スマイル	○	○			○		余戸南6-5-3
708	児童発達支援事業どんぐり	○	○			○		余戸南6-6-9
709	児童発達支援センターあゆみ学園	○	○			○		余戸南6-6-9
710	マルクスコラ余戸教室	○	○					余戸東1-11-37
711	余土小学校	○	○					余戸東1-14-17
712	ジッタピック	○	○					余戸東2-4-29
713	フレンドリー	○	○					余戸東2-7-13
714	グループホーム　ハッピー余戸	○	○					余戸東2-7-13
715	デイサービスセンターハッピー余戸	○	○					余戸東2-7-13
716	チャイルド・ここ	○	○					余戸東2-7-13
717	藤原整形外科	○	○					余戸東3-11-1
718	余土保育園	○	○					余戸東4-1-19
719	こども相談課（余土事務所）	○	○					余戸東4-1-19
720	余土第1・2・3児童クラブ	○	○					余戸東4-1-19
721	余戸おとのわ保育園	○	○					余戸東4-2-10
722	医療法人財団　尚温会 デイサービスセンター　ほうゆー温泉	○	○					余戸東5-3-36 グレースフォーユー余戸1階
723	多機能型就労支援事業所　ここラボ	○	○					余戸中2-12-17
724	デイサービス余土のてんこう	○	○					余戸中2-12-17
725	デイサービス皆家　かめ	○	○					余戸中3-6-27
726	小規模保育園　みその	○	○					余戸中3-10-35
727	親子通園　みのり	○	○					余戸中3-10-35
728	障がい者グループホーム　ゆうゆう	○	○					余戸中4-1-29 1階
729	さくら小学校	○	○					余戸中4-11-1
730	さくら第1・2・3児童クラブ	○	○					余戸中4-11-1
731	デイサービスセンター　珠の実	○	○			○		余戸西3-9-29
732	デイサービスセンターこのみ余戸	○	○			○		余戸西5-15-9

番号	名　称	浸水想定区域					津波	所在地
		石	重	小	立	高		
733	済美幼稚園	○	○					余戸西6-12-45
734	椿中学校	○	○	○				市坪南1-1-20
735	椿クリニック	○	○	○				市坪南1-5-26
736	ももの はなこども園					○	○	由良町479
737	興居島小学校					○	○	泊町甲425-3
738	興居島中学校					○	○	泊町甲425-3
739	デイサービスセンターごごしま					○	○	泊町618-4
740	グループホームごごしま					○	○	泊町266
741	グループホームあゆみ			○				北久米町933-1
742	デイサービスほわいと			○				北久米町996-3
743	グループホームおあしす			○				北久米町1004-7
744	ケアハウス来住			○				来住町36
745	ねっとハウス「くろーばー」 (すずらん1)			○				来住町232
746	放課後等デイサービスひなた		○	○				来住町233-1
747	ねっとハウス「くろーばー」 (すずらん2)			○				来住町284-1
748	久米中学校			○				来住町689
749	幼保連携型認定こども園 未来こども園			○				来住町730-4
750	ほのかのおひさま	○	○	○				来住町1056-1
751	株式会社　き楽庵			○				来住町1355
752	マルクスコラ来住教室			○				来住町1371-22
753	10. Stories			○				来住町1371-6
754	松山きし保育園			○				来住町1428-1
755	ここいろ			○				来住町102
756	松山のぞみ幼稚園		○	○				来住町1038-1
757	小規模多機能ホームてとて			○				来住町1056-1
758	デイサービス来住(障害者支援施設)			○				来住町1057-1
759	グループホーム風花			○				来住町1057-1
760	デイサービス来住(老人福祉施設)			○				来住町1057-1
761	愛媛生協病院院内保育所 にこにこ			○				来住町1091-1

番号	名　称	浸水想定区域					津波	所在地
		石	重	小	立	高		
762	愛媛生協病院			○				来住町1091-1
763	愛媛生協病院ショートステイ陽だまり			○				来住町1091-1
764	愛媛生協病院			○				来住町1091-1
765	特別養護老人ホーム愛寿荘			○				来住町1171-1
766	老人保健施設あいじゅ			○				来住町1171-1
767	グループホームあいじゅ			○				来住町1171-1
768	デイサービスセンター愛寿荘			○				来住町1171-1
769	ショートステイ愛寿荘			○				来住町1171-1
770	やすまるFactory			○				来住町1210-9
771	ベストケア・ショートステイ来住			○				来住町1307-5
772	ベストケア・デイサービスセンター来住			○				来住町1307-5
773	ポシブル来住		○	○				来住町1332-1
774	児童発達支援事業所　ぽるか			○				来住町1340-1
775	窪田小学校			○				久米窪田町307
776	窪田児童クラブ			○				久米窪田町307
777	東松山こども園			○				久米窪田町394-1
778	東松山託児所			○				久米窪田町394-1
779	アスク			○				久米窪田町425-6
780	共同作業所　なかよし村			○				久米窪田町661-1
781	介護付有料老人ホームガリラヤ久米			○				久米窪田町667-1
782	ショートステイ　ガリラヤ久米			○				久米窪田町667-1
783	小規模特別養護老人ホーム　ガリラヤ久米			○				久米窪田町667-1
784	デイサービス　ガリラヤ久米			○				久米窪田町667-1
785	グループホーム　ガリラヤ久米			○				久米窪田町667-1
786	アシストジャパン　デイサービスセンター1号館			○				久米窪田町713-1
787	福井整形外科・麻酔科医院			○				久米窪田町784-1
788	ねっとハウス「くろーばー」			○				久米窪田町897-7
789	久米窪田クリニック　ゆりの苑			○				久米窪田町1147
790	パートナーハウスかとれあ			○				高井町640-1

番号	名　称	浸水想定区域					津波	所在地
		石	重	小	立	高		
791	ショートステイなでしこ			○				高井町647-1
792	デイサービスなでしこ			○				高井町647-6
793	グループホーム パートナーハウスこすもす			○				高井町724-1
794	グループホーム　ふくい		○	○				高井町795-1
795	デイサービス　ふくい		○	○				高井町795-1
796	介護老人保健施設高井の里			○				高井町1203
797	松山リハビリテーション病院		○	○				高井町1211
798	松山リハビリテーション病院院内保育室		○	○				高井町1211
799	松山リハビリテーション病院		○	○				高井町1211
800	グループホームパートナーハウス すずらん		○					高井町1296-1
801	さなえコーラル福の音			○				福音寺町113-1
802	ねっとハウス「くろーばー」(ぬくもり)			○				福音寺町142
803	シェア(就労継続支援B型)	○		○				福音寺町535-1
804	グループホーム元気家	○		○				福音寺町615-5
805	COMPASS. 松山GREEN	○		○				福音寺町697-7
806	さなえスパ	○		○				福音寺町750
807	放課後等デイサービス　すぽっと			○				南久米町521-5
808	放課後等デイサービス キート松山南クラス			○				南久米町529-16
809	相原整形外科			○				南久米町550-1
810	相原整形外科			○				南久米町550-1
811	久米幼稚園			○				南久米町681-1
812	久米病院			○				南久米町723
813	グループホーム　さんこう		○					南土居町131-1
814	ショートステイ伊央里			○				南土居町293-1
815	デイサービスセンター伊央里			○				南土居町293-4
816	久米児童館			○				鷹子町4-4
817	久米保育園(公立)			○				鷹子町4-4
818	久米小学校			○				鷹子町15-1
819	久米第1・2・3・4児童クラブ			○				鷹子町15-1

番号	名　称	浸水想定区域					津波	所在地
		石	重	小	立	高		
820	グループホームしらゆり			○				鷹子町154-1
821	グループホーム杜の里			○				鷹子町185-1
822	さなえキッチン			○				鷹子町227-1
823	デイサービスセンターみかん七星			○				鷹子町284-1
824	いちごの家			○				鷹子町355-1
825	住宅型有料老人ホーム ユーミーケアたかのこ			○				鷹子町403-1
826	ユーミーケアたかのこショートステイ			○				鷹子町403-1
827	ユーミーケアたかのこデイサービス			○				鷹子町403-1
828	ユーミー保育園たかのこ			○				鷹子町407-1
829	鷹の子病院			○				鷹子町525-1
830	医療法人聖光会　鷹の子病院			○				鷹子町525-1
831	老人保健施設たかのこ館			○				鷹子町527-1
832	グループホーム我が家			○				鷹子町705-2
833	松山市鷹子老人福祉センター			○				鷹子町740
834	栗林病院	○						溝辺町甲331
835	有料老人ホーム笑歩会岩ぜきⅡ	○						溝辺町甲346
836	ショートステイ笑歩会　岩ぜき	○						溝辺町甲346
837	特別養護老人ホームみぞのべ	○						溝辺町甲346-5
838	デイサービス　笑歩会　岩ぜき	○						溝辺町甲346-7
839	湯山中学校	○						溝辺町甲508-1
840	小百合保育園	○						溝辺町甲528
841	小規模多機能　ともの家　吾も紅	○						溝辺町甲562-1
842	ナーシングホームみちくさⅡ			○				北梅本町甲740-1
843	認定こども園　北梅本幼稚園			○				北梅本町2258
844	梅花幼稚園			○				南梅本町甲950
845	ぐるうぷほうむ54番地			○				水泥町54
846	指定通所介護事業所デイサービスセンターウェルケアみどろ			○				水泥町132-1
847	グループホームウェルケアみどろ			○				水泥町132-1
848	松山市児童発達支援センター ひまわり園			○				水泥町368-1

番号	名　称	浸水想定区域					津波	所在地
		石	重	小	立	高		
849	共生型生活介護事業所ていれぎ荘			○				水泥町405-1
850	ケアハウスていれぎ荘			○				水泥町405-1
851	ていれぎ荘			○				水泥町405-1
852	短期入所生活介護事業所 ていれぎ荘			○				水泥町405-1
853	通所介護事業所ていれぎ荘			○				水泥町405-1
854	しょうきぼたきのうほうむ３丁目			○				水泥町631
855	ぐるうぷほうむ３丁目			○				水泥町631
856	事業所内託児所梅本の里・小梅			○				水泥町961
857	デイサービスセンター 梅本の里・小梅			○				水泥町961
858	ここえみ保育園			○				水泥町1215
859	特別養護老人ホーム 梅本の里・サテライト			○				平井町1287
860	梅本の里サテライト　ショートステイ			○				平井町1287
861	デイサービス梅本の里			○				平井町1287
862	小規模保育所　どれみ保育園			○				平井町3282-1
863	小野小学校			○				平井町3673
864	小野第1・2・3児童クラブ			○				平井町3673
865	小野中学校			○				平井町3690
866	平井保育園			○				平井町甲118
867	障害者支援施設　ひらい園			○				平井町甲852
868	生活介護事業所　ひらい園			○				平井町甲1721-1
869	なないろの羽　たかの子ルーム			○				平井町甲2264
870	多機能型事業所てらす			○				平井町甲2293-4
871	重心型生活介護ひなたぼっこ			○				平井町甲3250-5
872	療養通所介護ひなたぼっこ1			○				平井町甲3250-5
873	療養通所介護ひなたぼっこ2			○				平井町甲3250-5
874	発達支援ルームてとて			○				平井町甲3276-1
875	小規模多機能ホームここえ			○				平井町甲3277-1
876	Le-Lian forest		○					井門町191-1 1F
877	わおんプロジェクト		○	○				井門町374-2

番号	名　称	浸水想定区域					津波	所在地
		石	重	小	立	高		
878	明星クリニック		○	○				井門町462-1
879	明星クリニック		○	○				井門町462-1
880	運動療育スタジオ スマイルアップ　井門教室		○	○				井門町489-1
881	医療法人和仁会 門田内科循環器科医院		○					井門町574-1
882	いまいリウマチ・リハビリテーション		○	○				井門町574-1
883	リハビリデイサービスえん		○					井門町764-1
884	グループホームユニットまつやま		○	○				井門町790-1
885	ケアハウス和光苑		○	○				井門町1099
886	和光苑		○	○				井門町1099
887	和光苑新館		○	○				井門町1099
888	短期入所生活介護事業所　和光苑		○	○				井門町1099
889	デイサービスセンター　和光苑		○	○				井門町1099
890	みなみの杜		○					南高井町320-1
891	みなみの杜デイサービスセンター		○					南高井町320-1
892	南高井病院保育園		○					南高井町320-1
893	医療法人天真会　南高井病院		○					南高井町333
894	南高井デイサービスセンター		○					南高井町333
895	南高井病院介護医療院		○					南高井町333
896	ショートステイ　みなみ		○					南高井町333
897	南高井保育園		○					南高井町1389-1
898	真光園		○					南高井町1491
899	共生型デイサービスURURA		○					南高井町1532
900	小規模保育園夢じゃき園UKENA		○					南高井町1564-1
901	浮穴保育園		○					南高井町1608-2
902	グループホームすみれの里		○					南高井町1808-4
903	アシストジャパン・ デイサービスセンター3号館		○					南高井町1817-1
904	ひだまり就労支援		○					森松町290
905	ラ・ナシカもりまつ		○					森松町301-1
906	あおぞらの里森松デイサービスセンター		○					森松町301-2

番号	名　称	浸水想定区域					津波	所在地
		石	重	小	立	高		
907	デイサービス一笑万倍		○					森松町465-3
908	有料老人ホームゆずりは		○					森松町465-3
909	玉井外科・整形外科		○					森松町598-1
910	久谷自立ホーム(あさがお)		○					森松町739 ハマザキハイム森松101号
911	浮穴小学校		○					森松町832
912	あすなろ保育園		○					森松町921-1
913	南第二中学校		○					森松町943
914	松山南ケアセンターそよ風		○					森松町992-1
915	てらすアルファ(重心)		○					森松町1010-1
916	てらす森松		○					森松町1057
917	慶応幼稚園		○					森松町1110
918	あおぞらOlive		○					森松町1113-1
919	久谷自立ホーム(すだち)	○		○				天山1-7-31
920	短期入所生活介護事業所白寿荘	○		○				天山2-3-26
921	白寿荘	○		○				天山2-3-26
922	天山保育園	○		○				天山2-3-27
923	医療法人順風会　天山病院	○		○				天山2-3-30
924	医療法人順風会天山病院	○		○				天山2-3-30
925	アクティブ・リハ　すまいる	○		○				天山3-9-24
926	介護付有料老人ホーム笑歩会天山	○		○				天山3-12-10
927	ショートステイセンターモモ		○					土居町644-1
928	樹		○					土居町738-1
929	南松山病院	○		○				朝生田町1-3-10
930	コロロ松山教室	○		○				朝生田町1-10-3 アメニティハウス朝生田
931	コロロひめ風	○		○				朝生田町1-10-3 アメニティハウス朝生田
932	放課後等デイサービス キート　松山朝生田クラス	○	○	○				朝生田町1-10-7
933	デイサービスセンター ケアフル朝生田	○		○				朝生田町1-12-2
934	南松山病院附属託児所	○		○				朝生田町1-14-43
935	住宅型有料老人ホーム アメニティハウス朝生田	○		○				朝生田町1-15-1

番号	名　称	浸水想定区域					津波	所在地
		石	重	小	立	高		
936	のぞみホームズ(ひかりホーム)	○	○	○				朝生田町2-1-1
937	コペルプラス　朝生田教室	○	○	○				朝生田町2-4-7
938	あすも	○		○				朝生田町2-8-37
939	グループホーム　朝生田の里	○	○	○				朝生田町2-10-10
940	有料老人ホーム朝生田の杜	○	○	○				朝生田町3-8-2
941	放課後等デイサービス　といろ	○	○	○				朝生田町3-8-15
942	佐藤循環器科内科	○	○	○				朝生田町4-10-25
943	ジャックと豆の木園　あそうだ園	○		○				朝生田町5-3-28 福泉ビル1F
944	幼保連携型認定こども園 虹のそらこども園	○	○	○				朝生田町6-2-24
945	介護付き有料老人ホーム笑歩会 あそだ	○	○	○				朝生田町6-2-5
946	認定こども園　ゆうゆう	○	○	○				朝生田町6-2-27
947	えみたす保育園	○	○	○				朝生田町6-3-24
948	えみたすMORE	○	○	○				朝生田町6-4-36
949	グループホームだんだん	○	○	○				朝生田町7-8-4
950	小規模多機能ホームだんだん	○	○	○				朝生田町7-8-4
951	ほのかのぬくもり	○	○	○				朝生田町7-13-28
952	住宅型有料老人ホーム プリンスハウス	○	○	○				西石井1-1-5
953	デイサービスセンター　プリンス	○	○	○				西石井1-1-5
954	ハニーホーム	○	○	○				西石井1-1-25 クリエイションビル
955	トミーホーム(トミーホーム)	○	○	○				西石井1-1-25 クリエイションビル
956	ハニーデイサービスセンター	○	○	○				西石井1-1-25 クリエイションビル7階
957	有料老人ホーム マドンナハウス西石井	○	○	○				西石井1-1-27
958	ボディメンテナンスセンター アスレネオ石井	○	○	○				西石井1-1-30
959	ねっとハウス「くろーばー」 (たんぽぽ)	○	○	○				西石井1-9-31 西岡プラザ
960	愛スマイリー	○	○	○				西石井1-10-14
961	共同生活援助あっとほーむ	○	○	○				西石井2-5-31
962	シェア(グループホーム)	○	○	○				西石井2-9-30

番号	名　称	浸水想定区域					津波	所在地
		石	重	小	立	高		
963	マルクスコラはなみずき教室	○	○	○				西石井4-2-16 1F東
964	放課後等デイサービス　コパン	○	○	○				西石井6-3-7
965	石井幼稚園		○	○				西石井6-4-29
966	石井保育園		○	○				西石井6-4-34
967	デイサービスセンターかがやき松山	○	○	○				西石井6-12-27
968	星の岡心臓・血管クリニック	○		○				東石井1-5-5
969	老人保健施設れんげ荘	○		○				東石井1-11-30
970	丸石整形外科医院			○				東石井3-7-1
971	なでしこハウス・東石井			○				東石井3-13-33
972	就労継続B型事業所　口笛	○	○	○				東石井5-3-13
973	株式会社　あいクリーン (就労継続支援B型)	○		○				東石井5-13-34
974	愛光プレスクール		○	○				東石井6-6-6
975	愛光幼稚舎		○	○				東石井6-6-6
976	石井小学校		○	○				東石井6-8-52
977	石井第1・2・3児童クラブ		○	○				東石井6-8-52
978	総合スポーツ保育園 アゼリアキッズ		○	○				東石井6-11-5
979	南中学校		○	○				東石井7-2-52
980	ケアフィット石井		○	○				東石井7-4-30
981	ベストケア・ デイサービスセンター石井		○	○				東石井7-5-29
982	就労継続支援B型事業所すろー	○						和泉北1-5-3
983	松山認定こども園和泉 和泉保育園	○						和泉北1-20-18
984	デイサービスセンター和泉	○						和泉北1-20-28
985	ピーターパンいずみ	○						和泉北2-2-18
986	三福5starプリスクール和泉北	○						和泉北2-3-22
987	さくらんぼ園	○						和泉北3-5-18
988	zi-lab.	○						和泉北3-8-12
989	デイサービスセンターあおいほし	○	○	○				古川北1-22-22
990	グループホームつばきの里	○	○	○				古川北1-25-24
991	デイフィットASRE和はなみずき	○	○	○				古川北2-1-5

番号	名　称	浸水想定区域					津波	所在地
		石	重	小	立	高		
992	デイサービス民家　いろは　はなれ	○	○	○				古川北2-16-6
993	つばき保育園	○	○	○				古川北2-18-30
994	パーソナルアシスタント青空 こどもデイ青空	○	○	○				古川北3-4-32
995	リズム	○	○	○				古川北3-7-8
996	はなみずきセンター	○	○	○				古川北3-8-20
997	椿第1児童クラブ	○	○	○				古川北3-8-20
998	グループホームじゃんけんぽん	○	○	○				古川北3-12-29
999	グループホームつばきの家	○	○	○				古川北4-1-16
1000	放課後等デイサービス　愛YOU わくわく広場　はなみずき	○	○	○				古川南1-13-2
1001	ゆうゆう古川Ⅱ	○	○	○				古川南3-23-19
1002	小規模多機能ホーム　ゆうゆう	○	○	○				古川南3-23-22
1003	デイサービスセンターみかん幸号館	○	○	○				古川南3-758-1
1004	渡部整形外科	○	○	○				古川西1-1-11
1005	Le-Lian　aqua	○	○	○				古川西1-4-10
1006	認定こども園　椿幼稚園	○	○	○				古川西1-16-1
1007	認定こども園はなみずき保育園	○	○	○				古川西1-16-1
1008	グループホームつばきクリニック	○	○	○				古川西2-10-15
1009	デイサービス　遊季	○	○	○				古川西2-11-24
1010	グループホーム　里の家		○	○				今在家3-9-29
1011	介護老人保健施設ハピネス椿		○	○				今在家3-9-29
1012	グループホームひめ椿		○	○				今在家4-7-28
1013	石井北第1・2・3・4児童クラブ	○	○	○				和泉南1-3-32
1014	石井北小学校	○	○	○				和泉南1-3-32
1015	産科婦人科ばらのいずみクリニック	○	○	○				和泉南1-7-10
1016	和泉南保育園	○	○	○				和泉南1-12-10
1017	小規模多機能ホームいしい和泉	○	○	○				和泉南2-5-1
1018	グループホームいしい和泉	○	○	○				和泉南2-5-1
1019	デイサービスセンター　煌乃星	○	○	○				和泉南4-14-23
1020	和泉クリニック	○	○	○				和泉南5-4-28
1021	椿第2・3・4児童クラブ	○	○	○				和泉南6-1-47

番号	名　称	浸水想定区域					津波	所在地
		石	重	小	立	高		
1022	椿小学校	○	○	○				和泉南6-1-47
1023	なのはな保育園	○	○	○				和泉南6-4-33
1024	小規模保育園　おひさま		○	○				居相1-2-6 ドゥエル椿参道
1025	プライムワーク		○	○				居相1-2-10
1026	特定施設入居者生活介護事業所 アロハ居相	○	○	○				居相3-14-20
1027	通所介護事業所アロハ居相	○	○	○				居相3-14-20
1028	多機能型児童発達支援事業所・ 放課後等デイサービス　来夢	○	○	○				居相4-9-16
1029	言の葉	○	○	○				居相4-17-27
1030	LAGOM IAI	○	○	○				居相4-20-7
1031	茶話本舗デイサービス椿	○	○	○				居相6-2-10
1032	住宅型有料老人ホームいしい		○	○				北井門2-9-15
1033	小規模多機能ホームいしい		○	○				北井門2-9-15
1034	平成脳神経外科病院		○	○				北井門2-7-28
1035	デイサービス民家　あすなろ		○	○				北井門2-26-21
1036	ついてる保育園		○	○				北井門3-10-8
1037	ついてるこども園		○	○				北井門3-10-14
1038	デイサービスいしい		○	○				北井門3-14-28
1039	グループホーム　いしい		○	○				北井門3-14-28
1040	幼保連携型認定こども園 未来夢こども園		○					北井門5-2-2
1041	デイサービスセンタープリンセス	○	○	○				北井門5-24-18
1042	グループホーム星岡	○		○				星岡2-8-24
1043	ショートステイ星岡	○		○				星岡2-8-24
1044	デイサービスセンター星岡	○		○				星岡2-8-24
1045	松山認定こども園　星岡	○		○				星岡2-22-7
1046	福井ウィメンズクリニック			○				星岡4-2-7
1047	幼保連携型認定こども園 愛媛星岡幼稚園			○				星岡4-13-20
1048	特別養護老人ホームゆずの里			○				星岡5-9-25
1049	石井東第1児童クラブ		○	○				越智1-2-4

番号	名　称	浸水想定区域					津波	所在地
		石	重	小	立	高		
1050	石井東小学校		○	○				越智1-3-35
1051	石井東第2・3・4児童クラブ		○	○				越智1-3-35
1052	レインボーキッズメソッド4		○	○				越智3-4-23-101
1053	こどもスマイルつばき園		○	○				越智3-11-48
1054	エルパティオ保育園		○	○				北土居3-2-25
1055	ちゃれんじ　KID'S　CLUB		○	○				北土居3-7-3 三友ビル2F
1056	ひなたぼっこ　ワークここ		○	○				北土居3-15-18
1057	有料老人ホーム笑歩会北土居		○	○				北土居3-15-20
1058	つばきウイメンズクリニック		○	○				北土居5-11-7
1059	南保育園		○					東方町甲2240
1060	はばたきR		○					津吉町1001-1
1061	高齢者総合福祉施設 ゆうりん苑		○					津吉町1008
1062	ショートステイ　ゆうりん		○					津吉町1008
1063	デイサービス　ゆうりん		○					津吉町1008
1064	グループホームみなみ		○					津吉町1142-1
1065	ファミリーケア　なかの		○					中野町甲293-2
1066	はばたきハウス(いちごハウス)		○					中野町甲351-2
1067	はばたきハウス(きしハウス)		○					中野町甲356-1
1068	はばたきハウス(としハウス)		○					中野町甲356-8
1069	はばたきハウス(3号館)		○					中野町甲357-1
1070	はばたきハウス(ピーチハウス)		○					中野町甲510-1
1071	はばたきハウス(銀杏ハウス)		○					中野町甲510-2
1072	はばたきハウス(もみじハウス)		○					中野町甲510-4
1073	はばたきハウス（4号館）		○					中野町甲558-1
1074	はばたきハウス（5号館）		○					中野町甲558-1
1075	ワークハウス久谷		○					中野町甲589
1076	アイル		○					中野町甲589
1077	アイル短期入所事業		○					中野町甲589
1078	久谷短期入所事業所 （障害者支援施設久谷）		○					中野町甲589
1079	ワークハウス久谷 （手づくりパン工房久谷）		○					中野町甲589

番号	名　称	浸水想定区域					津波	所在地
		石	重	小	立	高		
1080	おおぞらワークス		○					中野町甲640
1081	はばたきハウス(1号館)		○					中野町甲640
1082	はばたきハウス(2号館)		○					中野町甲640
1083	せいうん		○					中野町甲703-1
1084	はばたき園		○					中野町甲704
1085	天使園		○					中野町甲800
1086	児童発達支援センター天使園		○					中野町甲800
1087	福祉型障害児入所施設　天使園		○					中野町甲800
1088	君子園		○					中野町甲800
1089	親和園		○					中野町甲916
1090	はばたきハウス(きよハウス)		○					中野町甲977-1
1091	有料老人ホーム(住宅型)おもや		○					大橋町335
1092	デイサービスセンターおもや		○					大橋町335
1093	金澤整形外科		○					小村町87-6
1094	久谷デイサービスセンター		○					上川原町1522-5
1095	浅海保育園					○	○	浅海本谷甲719-1
1096	グループホームつかさ					○	○	浅海原甲405
1097	グループホーム　なでしこ				○	○		下難波甲86-1
1098	指定短期入所生活介護事業所 あやめ荘				○	○		下難波甲135-1
1099	サテライト型特別養護老人ホーム あやめ荘				○	○		下難波甲135-1
1100	スマイルコートまつやま				○			下難波甲467-1
1101	介護付き有料老人ホーム サンシティ北条				○	○	○	下難波甲1377-2
1102	特別養護老人ホームサンシティ北条				○	○	○	下難波甲1377-2
1103	ショートステイ　サンシティ北条				○	○	○	下難波甲1377-2
1104	デイサービスセンター サンシティ北条				○	○	○	下難波甲1377-2
1105	グループホーム　サンシティ北条				○	○	○	下難波甲1377-2
1106	正岡小学校				○			八反地甲160
1107	国津保育園				○			八反地甲1647

番号	名　称	浸水想定区域					津波	所在地
		石	重	小	立	高		
1108	アポロン　デイサービス				○			八反地甲1697-1
1109	聖マルチンの家				○			中西内250-2
1110	指定短期入所生活介護事業所 聖マルチンの家				○			中西内250-2
1111	通所介護事業所かざはや				○			中西内469
1112	グループホームかざはや				○			中西内469
1113	カタリナ子育て支援ひろばぽけっと				○			北条660
1114	聖カタリナ大学 短期大学部附属幼稚園				○	○		北条690
1115	グループホーム・ コミュニティーハウス北条				○	○		北条588-3
1116	すかいファーム福農苑				○	○	○	北条996-1
1117	認定こども園　北条幼稚園				○	○	○	北条1122
1118	北条小学校				○	○		北条辻64
1119	北条第1・2児童クラブ				○	○		北条辻64
1120	AWCデイサービスセンター （障害者支援施設）				○			北条辻357-1
1121	AWCデイサービスセンター （通所介護）				○	○		北条辻357-1
1122	北条北中学校				○			北条辻365
1123	北条フェニックス脳神経外科				○			北条辻609-1
1124	デイサービスほうじょう				○	○		北条辻771-4
1125	グループホームゆうかの里				○	○		北条辻922-3
1126	グループホームなぎさ				○	○		北条辻1170-22
1127	ハロ				○			北条辻1214-8
1128	北条愛児園				○	○	○	土手内14-1
1129	グループホーム　悠				○	○	○	土手内26-5
1130	グループホーム　くまた				○	○		土手内52-1
1131	就労継続B型事業所　ひだま里				○	○	○	土手内121-12
1132	ねっとハウス「くろーばー」(あさなぎ)				○	○	○	土手内121-12
1133	ソーシャルインクルーホーム 松山土手内				○	○	○	土手内143-1
1134	白百合保育園					○	○	府中9-2

番号	名　称	浸水想定区域					津波	所在地
		石	重	小	立	高		
1135	みやもとクリニック					○		府中800-1
1136	グループホーム憩の郷				○	○		柳原720
1137	和ホスピタル				○	○	○	柳原739
1138	介護老人保健施設海辺の郷				○	○	○	柳原739
1139	ゆうゆう北条					○	○	河野中須賀145-20
1140	デイサービス花へんろ					○	○	河野中須賀145-20
1141	医療法人社団樹人会北条病院					○	○	河野中須賀288-5
1142	医療法人社団樹人会北条病院					○	○	河野中須賀288-5
1143	デイサービス　アトラス瀬戸					○		小川甲1-8
1144	放課後等デイサービス　りくかいくう					○	○	粟井河原339-8
1145	中川循環器科内科					○	○	苞木甲8-1
1146	ねっとハウス「くろーばー」(ゆうなぎ)					○		苞木甲131-7
1147	認定こども園　高縄幼稚園					○		苞木甲153-1
1148	なかじま中央病院					○	○	中島大浦3081-1
1149	中島こども園					○	○	中島大浦3040-1
1150	特別養護老人ホーム姫ヶ浜荘					○		長師156-1

資料〔２・７・８〕　松山市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定める条例

平成２６年３月２８日

条例第８号

改正　平成２７年１０月２日条例第３８号

（趣旨）

第１条　この条例は，水防法（昭和２４年法律第１９３号）第１５条第１項第４号ハの規定に基づき，松山市地域防災計画において施設の名称及び所在地を定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定めるものとする。

（用途及び規模）

第２条　前条の用途及び規模は，次のとおりとする。ただし，市長が特に必要と認めたときは，この限りでない。

(1) 用途　工場，作業場又は倉庫

(2) 規模　延べ面積が５，０００平方メートル以上

付　則

この条例は，公布の日から施行する。

付　則（平成２７年１０月２日条例第３８号）

この条例は，公布の日から施行する。

資料〔２・７・９〕　防災重点ため池一覧表

（２９９箇所）　　（令和６年10月現在）

図面№	名　　称	場　　所	管　　理　　者
1	北池	北梅本町1751	松山市梅本地区土地改良区
2	新池（北梅本）	北梅本町甲2856	松山市梅本地区土地改良区
3	矢櫃池	北梅本町乙730	松山市梅本地区土地改良区
4	赤池	北梅本町甲1282-1	松山市梅本地区土地改良区
5	奥池（北梅本）	北梅本町	松山市梅本地区土地改良区
6	股池	北梅本町424-1	松山市梅本地区土地改良区
7	切池	北梅本町	松山市梅本地区土地改良区
8	梅本新池	南梅本町407	松山市梅本地区土地改良区
9	堀見坊池	平井町甲194-2	松山市平井町土地改良区
10	星ヶ谷池	平井町甲327-1	松山市平井町土地改良区
11	谷之内下池	平井町	松山市平井町土地改良区
12	大門東池	平井町甲2159	松山市平井町土地改良区
13	大門西池	平井町甲2186-1,2	松山市平井町土地改良区
14	八池	鷹子町1205-1	松山市久米地区土地改良区
15	寺池下池	鷹子町1203	松山市久米地区土地改良区
16	新池（福音寺）	福音寺町11番1	松山市久米地区土地改良区
17	上池（福音寺）	福音寺町10	松山市久米地区土地改良区
18	空田池	平井町甲2194	松山市久米地区土地改良区
19	北條池	畑寺町450	松山市畑寺土地改良区
20	新田池	畑寺町446	松山市畑寺土地改良区
21	宝谷池	畑寺町856	松山市畑寺土地改良区
22	三町新池	三町2丁目293-1外	松山市三町土地改良区
23	三町古池	三町2丁目317	松山市三町土地改良区
24	薊谷池	東野3丁目乙200-1	東野二丁目集落
25	日室池	溝辺町甲899番	溝辺集落
26	中田池	菅沢町甲435	菅沢集落
27	民部池	下伊台町1111番	松山市伊台土地改良区
28	神手池	下伊台町353番	松山市伊台土地改良区
29	藪田池	下伊台町890番	松山市伊台土地改良区
30	奥之岳池	下伊台町897番	松山市伊台土地改良区
31	野岳新池	下伊台町957番2	松山市伊台土地改良区
32	野岳下池	下伊台町963番	松山市伊台土地改良区
33	寺池（下伊台）	下伊台町971番	松山市伊台土地改良区
34	大畑池	上伊台町1358番1	松山市伊台土地改良区
35	大西池	上伊台町80番	松山市伊台土地改良区
36	さびしやしき池	上伊台町97番	松山市伊台土地改良区
37	新池（下伊台）	上伊台町617番1	松山市伊台土地改良区
38	伊台浦池	上伊台町571番	松山市伊台土地改良区
39	ウスギ下池	上伊台町805番	松山市伊台土地改良区
40	上成池	食場町甲231	食場集落
41	極楽池	溝辺町甲733	溝辺集落
42	フケ池	東大栗町甲390番	東大栗集落
43	西ノ谷下池	権現町甲266番	権現集落

図面No.	名　　称	場　　所	管　理　者
44	大が坂池	東大栗町甲588番	東大栗集落
45	西ノ谷上池	権現町甲267番	権現集落
46	菅ノ谷(前)池	権現町甲582番	権現集落
47	茄子池	堀江町甲1177番	松山市堀江町土地改良区
48	堀江新池	堀江町甲1146番	松山市堀江町土地改良区
49	門ノ内池	堀江町甲2149番1	松山市堀江町土地改良区
50	大池（勝岡）	勝岡町1291	松山市勝岡土地改良区
51	九右ェ門池	勝岡町1292	松山市太山寺土地改良区
52	南勝岡池	太山寺町2295番乙	松山市太山寺土地改良区
53	東谷池（平田）	平田町824	平田集落
54	野津古池	平田町1048	平田集落
55	大谷池	谷町甲776	松山市谷町土地改良区
56	北山田池	谷町甲490	松山市谷町土地改良区
57	宮ノ谷池	吉藤1丁目726番	松山市吉藤土地改良区
58	大谷池	祝谷西町886	松山市祝谷土地改良区
59	山田池	祝谷6丁目1328	松山市祝谷土地改良区
60	永谷上池	山田町1392	松山市祝谷土地改良区
61	敢入池	山田町1287	松山市祝谷土地改良区
62	柿谷池	山田町794	松山市祝谷土地改良区
63	城市下池	山田町1014	松山市祝谷土地改良区
64	市の谷池	山田町786	松山市祝谷土地改良区
65	無栗下池	祝谷東町647	松山市祝谷土地改良区
66	小谷池	祝谷東町727	松山市祝谷土地改良区
67	東光寺池（田高池）	祝谷東町621	松山市祝谷土地改良区
68	東大谷池	祝谷東町610	松山市祝谷土地改良区
69	大池（由良北浦）	由良町102-1～3	由良水利組合
70	池田池	門田町376	由良水利組合
71	東谷池（門田）	門田町454-2	由良水利組合
72	小本池	門田町233-2	由良水利組合
73	北坂池	由良町380	鷲ヶ巣水利組合
74	下池	高浜町5丁目乙79	松山市新浜土地改良区
75	夫婦右池	高浜町6丁目乙83番地	松山市新浜土地改良区
76	奥の池	高浜町6丁目乙91番地	松山市新浜土地改良区
77	野間堂池	松ノ木2丁目乙17	松山市新浜土地改良区
78	彼岸田新池	松ノ木2丁目735～739	松山市新浜土地改良区
79	別所池	石風呂町乙40	松山市新浜土地改良区
80	大人谷池	新浜町乙50-1	松山市新浜土地改良区
81	西高山池	桜ヶ丘乙14	松山市新浜土地改良区
82	三津越池	東山町4056	三津土地改良区
83	新池(東山)	久万ノ台1422-1	三津土地改良区
84	古池(衣山)	衣山5丁目709,710,899,900,901	衣山町水利組合
85	新池(衣山)	衣山町4丁目835	衣山町水利組合
86	廣藤池	衣山三丁目634	宮内信之

図面No.	名　　称	場　　所	管　理　者
87	駒ノ爪池	西長戸町505-1	松山市西長戸町土地改良区

図面No.	名　　称	場　　所	管　理　者
88	純菜池	船ヶ谷町乙93	船ヶ谷水利組合
89	泉池	船ヶ谷町甲92	船ヶ谷水利組合
90	下池(船ヶ谷)	船ヶ谷町甲91	船ヶ谷水利組合
91	稲荷池	船ヶ谷町186	船ヶ谷水利組合
92	角田池	東長戸1丁目57-1	松山市東長戸土地改良区
93	本谷池(溝辺)	石手1丁目甲296	石手水利組合
94	姫池	姫原1丁目甲75	姫原水利組合
95	瀬茂池	姫原町1丁目1663	姫原水利組合
96	蓮谷池	姫原町1丁目甲48ｲ,ﾛ,ﾊ	姫原水利組合
97	万吉池	津吉町526番地	松山市荏原地区土地改良区
98	新池(津吉)	津吉町894	松山市荏原地区土地改良区
99	山田新池	津吉町乙164-4地先	松山市荏原地区土地改良区
100	若宮池	津吉町85	松山市荏原地区土地改良区
101	天神池	津吉町132-1地先	松山市荏原地区土地改良区
102	菅ヶ谷上池	津吉町201番地先	松山市荏原地区土地改良区
103	小村池	津吉町345-3地先	松山市荏原地区土地改良区
104	原池(津吉)	津吉町355～360	松山市荏原地区土地改良区
105	養下池	中野町甲1247-1～18	松山市荏原地区土地改良区
106	光明寺池	西野町甲47	松山市荏原地区土地改良区
107	藤堂池	西野町甲555	松山市荏原地区土地改良区
108	藤土池	西野町甲478-3	松山市荏原地区土地改良区
109	ツマリ池	西野町甲548	松山市荏原地区土地改良区
110	松本池	恵原町甲267	松山市荏原地区土地改良区
111	谷田下池	上野町乙55-1	松山市荏原地区土地改良区
112	原池(浄瑠璃)	浄瑠璃町甲580	松山市坂本地区土地改良区
113	西の谷池(浄瑠璃)	浄瑠璃町甲680	松山市坂本地区土地改良区
114	八坂新池	浄瑠璃町甲252-2	松山市坂本地区土地改良区
115	惣ヶ谷池	久谷町甲1225	松山市坂本地区土地改良区
116	倉谷池	久谷町甲652	松山市坂本地区土地改良区
117	添谷池	久谷町甲311-4	松山市坂本地区土地改良区
118	丹波池	窪野町甲397	松山市坂本地区土地改良区
119	柿の窪池	窪野町甲1392	松山市坂本地区土地改良区
120	新池(窪野)	窪野町甲1362	松山市坂本地区土地改良区
121	谷池(窪野)	窪野町甲1082	松山市坂本地区土地改良区
122	畝池	窪野町甲1657	松山市坂本地区土地改良区
123	住居谷池	窪野町甲936	松山市坂本地区土地改良区
124	池田池	久谷町甲1142	松山市坂本地区土地改良区
125	穴田池	久谷町甲250-3	松山市坂本地区土地改良区
126	大谷下池(浄瑠璃)	浄瑠璃町甲978	松山市坂本地区土地改良区
127	大谷中池(浄瑠璃)	浄瑠璃町甲979	松山市坂本地区土地改良区

128	大谷奥池(浄瑠璃)	浄瑠璃町甲980	松山市坂本地区土地改良区
129	大谷新池(浄瑠璃)	浄瑠璃町大谷	松山市坂本地区土地改良区
130	寄合池	津吉町888番地先	松山市荏原地区土地改良区
131	菅ヶ谷下池	津吉町201番地先	松山市荏原地区土地改良区
図面No.	名　　称	場　　所	管　理　者
132	長生池	東方町甲555	松山市荏原地区土地改良区
133	南谷奥池	東方町291	松山市荏原地区土地改良区
134	南谷前池	東方町286	松山市荏原地区土地改良区
135	鳥谷池	東方町甲323	松山市荏原地区土地改良区
136	土用部池	恵原町甲202-1	松山市荏原地区土地改良区
137	春日池	西野町甲540	松山市荏原地区土地改良区
138	東大池	西野町 甲470-1,470-,470-3	松山市荏原地区土地改良区
139	西大池	西野町甲471	松山市荏原地区土地改良区
140	尾股池	北梅本町甲2926番	松山市梅本地区土地改良区
141	枝朶ノ下池	北梅本町甲1601番地先	松山市梅本地区土地改良区
142	葉佐池	北梅本町甲2445番	松山市梅本地区土地改良区
143	大池	北梅本町甲1082番	松山市梅本地区土地改良区
144	下葉佐池	南梅本町乙164-2地先	松山市梅本地区土地改良区
145	逆瀬池	平井町甲3729	松山市梅本地区土地改良区
146	茨谷下池	平井町甲591	松山市平井町土地改良区
147	堀越池	平井町甲771-1	松山市平井町土地改良区
148	土居之奥上池	平井町甲311	松山市平井町土地改良区
149	土居之奥下池	平井町甲310	松山市平井町土地改良区
150	明神鼻池	平井町甲1	松山市平井町土地改良区
151	徳阿弥池	平井町甲2685	松山市平井町土地改良区
152	水泥古池	水泥町775	松山市水泥町土地改良区
153	水泥新池	水泥町56	松山市水泥町土地改良区
154	分水池	久米窪田町333	松山市久米地区土地改良区
155	上方池	久米窪田町695	松山市久米地区土地改良区
156	大池(鷹ノ子)	鷹子町1182-1	松山市久米地区土地改良区
157	上池	鷹子町1181-1	松山市久米地区土地改良区
158	新池	北久米町211-1	松山市久米地区土地改良区
159	山田池(南久米)	南久米町1-1	松山市久米地区土地改良区
160	鉾田池	畑寺町1	松山市畑寺土地改良区
161	北谷池	畑寺町394	松山市畑寺土地改良区
162	一番池(東野)	東野3丁目乙2-4	東野二丁目集落
163	薊が谷池	東野3丁目乙201-7	東野二丁目集落
164	白石１番池	溝辺町甲114	溝辺集落
165	黒谷池	高野町	高野集落
166	大明神池	菅沢町甲624	菅沢集落
167	ドンド池	下伊台町1584番	松山市伊台土地改良区
168	勝岡池	下伊台町881番	松山市伊台土地改良区
169	四ツ谷池	下伊台町1257番	松山市伊台土地改良区
170	日ノ坂池	吉藤5丁目1643-1	松山市吉藤土地改良区
171	吉藤池	吉藤1丁目1532-1	松山市吉藤土地改良区
172	高戸池	吉藤5丁目1520-2	松山市吉藤土地改良区

173	池ヶ谷池	吉藤5丁目1351-2	松山市吉藤土地改良区
174	条六池	吉藤5丁目1114-1	松山市吉藤土地改良区
175	大池(谷町)	谷町甲667	松山市谷町土地改良区

図面№	名　　称	場　　所	管　理　者
176	山田下池	谷町甲597-1	松山市谷町土地改良区
177	王神池	平田町1050	平田集落
178	大谷池(平田)	平田町乙177	平田集落
179	中池(平田)	平田町1024	平田集落
180	鳥越池(平田)	平田町873	平田集落
181	志津川池	志津川町42番	松山市志津川町土地改良区
182	高木池	高木町1	高木水利組合
183	円福寺池	権現町甲353	権現集落
184	下新池	権現町甲544	権現集落
185	奥新池	権現町甲566	権現集落
186	大入道池	東大栗町甲524	東大栗集落
187	大城池	堀江町甲2054	松山市堀江町土地改良区
188	垂柳池	馬木町2001	松山市馬木町土地改良区
189	北山池	桜ヶ丘乙11	三津土地改良区
190	長尾池	北山町乙9　523～527番地	三津土地改良区
191	城市上池	山田町1015番	松山市祝谷土地改良区
192	永谷下池	山田町1385-1	松山市祝谷土地改良区
193	新池	祝谷町1丁目572-2	松山市祝谷土地改良区
194	前池(西野)	西野町甲75	松山市荏原地区土地改良区
195	女郎川池	上野町甲728-1	松山市荏原地区土地改良区
196	岡池	福角町甲678番	松山市福角町土地改良区
197	後池	福角町甲992	松山市福角町土地改良区
198	桃ヶ谷池	福角町甲283	松山市福角町土地改良区
199	南坂池	福角町甲1099番1	松山市福角町土地改良区
200	日吉上池	福角町甲1340,1341番地	松山市福角町土地改良区
201	道ヶ谷池	福角町甲1045番	松山市福角町土地改良区
202	御堂奥池	泊町438	松山市泊土地改良区
203	枇杷池	太山寺町1412	松山市太山寺土地改良区
204	経田池	太山寺町1461	松山市太山寺土地改良区
205	火打池	太山寺町1578	松山市太山寺土地改良区
206	入山田池	太山寺町1274	松山市太山寺土地改良区
207	姥ヶ谷池(太山寺)	太山寺町450番地	松山市太山寺土地改良区
208	大谷池(太山寺)	太山寺町347	松山市太山寺土地改良区
209	南谷池	太山寺町1657	松山市太山寺土地改良区
210	新池(太山寺)	太山寺町339	松山市太山寺土地改良区
211	庵の下池	北梅本町3522番地先	松山市梅本地区土地改良区
212	大平奥池	権現町甲604	権現集落
213	南谷池	権現町甲719番	権現集落
214	五丁場池	祝谷六丁目1119	松山市祝谷土地改良区
215	裏池	梅津寺町乙55	松山市新浜土地改良区

216	上関屋小池	窪野町乙34-12	松山市坂本地区土地改良区
217	お山池	東野4丁目乙218	東野（上）集落
218	空池	桜ヶ丘乙7	松山市新浜土地改良区
219	桝池(久万ノ台)	久万ノ台1066-1	久万ノ台集落

図面No.	名　　称	場　　所	管　理　者
220	安寿池	浅海本谷甲812	浅海本谷集落
221	西谷池	浅海本谷甲584	浅海本谷集落
222	手が窪池	浅海本谷甲520	浅海本谷集落
223	大池(浅海本谷新開)	浅海本谷甲255	浅海本谷集落
224	大池(浅海原味栗谷)	浅海原甲972	浅海原集落
225	巡査池	浅海原甲926	浅海原集落
226	夫婦下池	浅海原甲977	味栗集落
227	夫婦中池	浅海原甲979	味栗集落
228	古池(浅海原山本)	浅海原甲1130	味栗集落
229	坂下池	浅海原甲253-1	味栗集落
230	弥美駄池	浅海原甲1122	味栗集落
231	宮ヶ谷池	浅海原甲216-1	味栗集落
232	先子持池（中の谷下池）	浅海原甲953	浅海原集落
233	仁佐田池	萩原乙144	萩原集落
234	新池(坂本)	儀式甲395	儀式集落
235	大池(楠谷)	上難波甲431-5	上難波集落
236	最明寺下池	上難波甲1016	上難波集落
237	白坂池	上難波甲1003	上難波集落
238	左ヶ谷上池	上難波甲929	上難波集落
239	左ヶ谷下池	上難波甲928-2	上難波集落
240	宝地池	中通甲566	中通集落
241	新池(中通)	中通甲872-1	中通集落
242	三島谷池	中通甲1178	中通集落
243	恵木谷池	中通甲994	中通集落
244	上ノ池	下難波甲1048-1	下難波集落
245	下ノ池	下難波甲1043-1	下難波集落
246	阿部ヶ谷池	高田甲7	高田集落
247	奥の池	八反地甲641	八反地集落
248	辻池	高田甲519-1	松山市北条辻土地改良区
249	平山下池	中西外886	中西外集落
250	新池(府中)	府中1013	府中集落
251	佐尾池	河野別府857	府中集落
252	正尺池	河野別府115	片山集落
253	古池(片山)	片山甲82	河野中須賀集落
254	大正池(善応寺)	善応寺乙2-2	河野別府集落
255	田村池	河野別府646	河野別府集落
256	宮池(宮内)	宮内甲101	宮内集落
257	新池(善応寺)	善応寺甲705	善応寺集落
258	ヨイノ池	善応寺甲193-1	善応寺集落
259	新池	佐古甲313-1	佐古集落

260	古池(夏目)	夏目甲390	夏目集落
261	橋向池	夏目甲499-1	夏目集落
262	北ノ池	夏目甲600	夏目集落
263	慶光寺池	夏目甲475	夏目集落

図面No.	名　　称	場　　所	管　理　者
264	柳ヶ谷池	夏目甲474-1	夏目集落
265	お城池	猿川原甲224	猿川原集落
266	新池(苞木)	苞木甲224	苞木集落
267	大池(渡)	苞木甲266	苞木集落
268	ヒシ池	苞木甲275	苞木集落
269	半地池	苞木甲431	苞木集落
270	谷池	苞木甲391	苞木集落
271	大谷池(常竹)	常竹甲351	常竹集落
272	孝次池	常竹甲306-2	常竹集落
273	久保池(久保一ノ宮)	久保47-1	久保集落
274	泉池	本谷甲365	本谷集落
275	砂田池	本谷甲113	本谷集落
276	市の池	本谷甲529-1	本谷集落
277	いざ下池	本谷甲541	本谷集落
278	平山上池	八反地甲1180	中西外集落
279	俵原池	庄乙388-2	俵原池管理組合
280	新池上池(平林)	平林甲113	平林集落
281	茂次郎池	客甲155	客集落
282	車ヶ谷池	客甲94	客集落
283	ヒエダ池	西谷甲513	西谷集落
284	門田口池	和田甲155-1	和田集落
285	谷池(和田)	和田甲119	和田集落
286	中池(鴨之池)	鴨之池103	鴨之池集落
287	前田池(磯河内)	磯河内甲472	磯河内集落
288	宮前池(磯河内)	磯河内甲343-1	磯河内集落
289	小田池(小川)	小川甲85-2	小川集落
290	六度池	小川甲760	小川集落
291	岩瀬戸下池	小川甲735	小川集落
292	土畑池	小川乙278	小川集落
293	柳池(小川)	小川甲613	小川集落
294	河原池	粟井河原437	粟井河原集落
295	新池(長師)	長師926	長師集落
296	大佐古池(宮野)	宮野2127	宮野集落
297	高岸池	宮野1221-1	宮野集落
298	大池(神浦)	神浦1339	神浦集落
299	堂目池	睦月甲780-1	睦月集落

資料〔２・８・１〕　急傾斜地崩壊危険区域（災害危険区域）一覧表

松山－27箇所　　（令和６年10月時点）

整理番号	指定区域名	所在位置		急傾斜地崩壊危険箇所		区域の地形要因			告示		面積(ha)
		町名	大字	番号	箇所名	延長(m)	傾斜度	高さ(m)	年月日	番号	
1	石風呂	由良町		609	石風呂	120	60	12	46･12･28	1187	0.60
2	泊Ｂ	泊町		614	泊Ｂ	140	80	10	46･12･28	1187	0.50
3	泊Ｃ	泊町		611	泊Ａ	270	50	35	46･12･28	1187	0.80
4	高浜Ａ	高浜町５丁目		629	高浜Ｃ	85	65	10	47･ 8･31	803	0.70
5	高浜Ｂ	高浜町３丁目		631	高浜Ｅ	160	70	6	47･ 8･31	803	1.10
6	梶ノ葉	由良町		605	梶ノ葉	100	40	20	48･ 1･30 29･ 3･24	90	0.73
7	高浜Ｃ	高浜町６丁目		622	高浜Ａ	100	65	15	53･ 7･28	840	0.50
8	高浜Ｄ	高浜町６丁目		633	高浜Ｇ	130	70	5	53･ 7･28	840	0.50
9	高浜Ｅ	高浜町２丁目		640	高浜Ｈ	50	60	15	55･ 9･30	1157	0.20
10	港山	港山町		653	港山Ｃ	230	60	10	55･ 9･30	1157	0.20
11	新浜	新浜町		650	新浜Ｃ	320	50	20	55･ 9･30 59･ 4･13	1157 508	1.40
12	石風呂Ｂ	由良町		610	石風呂Ｂ	120	45	25	55･ 9･30	1157	0.30
13	太山寺	太山寺町		634	太山寺Ａ	130	60	10	55･ 9･30	1157	0.80
14	釣島	泊町		723	釣島	100	60	10	57･ 3･16	366	0.80
15	北谷	福角町		616	北谷	500	55	15	58･ 3･29	454	1.70
16	高浜１丁目	高浜町１丁目		642	高浜Ｊ	110	70	10	58･ 3･29	454	0.20
17	石風呂町	石風呂町		655	石風呂Ｃ	180	50	10	59･ 4･13	508	0.30
18	道後湯之町	道後湯之町		700	道後湯之町Ａ	70	45	20	60･ 3･29	455	0.10
19	港山Ｄ	港山町		657	港山Ｄ	130	60	10	63･ 4･ 8	538	1.60
20	古三津	古三津５丁目		＊47	古三津	155	55	12	1･ 3･31	584	0.50
21	石風呂町Ｂ	石風呂町		656	石風呂Ｄ	220	40	10	2･ 5･18	779	0.30
22	菅沢Ｃ	菅沢町		692 693 694	菅沢Ａ 菅沢Ｂ 菅沢Ｃ	100 120 160	60 60 75	20 8 30	6･ 2･18	225	5.40
23	南江戸	南斎院町		2567	南江戸	60	35	10	6･11･ 1	1197	0.30
24	平和通	平和通３丁目		686 686	平和通Ｂ	700	70	30	14.3.19	644	7.80
25	高浜四丁目	高浜町四丁目		630	高浜Ｄ	29	31	24	2.2.4	98	0.21
26	山越Ｂ－１	山越３丁目		45	山越Ｂ	43	39	16	5･1･31	105	0.06
27	山越Ｂ－2	山越３丁目		45	山越Ｂ	107	37	32	5･9･8	989	0.30

※注　１　整理番号20古三津は人工斜面であり、他は自然斜面である。
　　２　整理番号23南江戸は人家戸数０であるが、公共的建物がある。

北条－13箇所　　（令和６年10月時点）

整理番号	指定区域名	所在位置		急傾斜地崩壊危険箇所		区域の地形要因			告示		面積(ha)
		町名	大字	番号	箇所名	延長(m)	傾斜度	高さ(m)	年月日	番号	
1	安居島	安居島	安居島	755	安居島	150	70	12	47.8.31	803	1.50
2	横谷	横谷		752	横谷	240	60	20	47.8.31	803	1.70
3	鎌倉前	大西谷		2588	大西谷	200	45	15	58.3.29	454	0.90
4	庄府	※		(747)	※	※	※	※	59.4.13	508	1.00
5	山の上	河野高山		2590	高山	250	40	60	61.3.28	421	1.40
6	儀式の上	儀式		2584	儀式	450	50	20	63.4.8	538	2.20
7	山の神	浅海原		2581	味栗	420	65	8	1.3.31	584	1.90
8	庄	庄		733	庄Ａ	500	50	10	7.10.20	1323	2.30
9	庄Ｂ	庄		735	庄Ｂ	100	65	5	14.3.19	644	1.80
10	開添	客		754	開添	600	60	10	10.5.22	793	2.70
11	善応寺Ｂ	善応寺		2593	善応寺Ｂ	260	35	15	14.12.3	1911	1.40
12	坊田	小山田		740	坊田	150	65	20	18.9.22	1393	0.80
13	小山田下	小山田		741	小山田下	370	42	14	23.9.9	1081	2.10

※注　１　整理番号4庄府は完了済である。

中島－22箇所　　（令和６年10月時点）

整理番号	指定区域名	所在位置		急傾斜地崩壊危険箇所		区域の地形要因			告示		面積(ha)
		町名	大字	番号	箇所名	延長(m)	傾斜度	高さ(m)	年月日	番号	
1	二神	二神		808	二神Ａ	200	70	10	46.2.23 63.4.8	157 538	1.70
2	上怒和	上怒和		804	上怒和Ｃ	260 30	40 42	15 14	53.7.28 2.2.21	840 154	1.50 0.09
3	二神Ｂ	二神		811	二神Ｄ	50	75	12	53.7.28 14.12.3	840 1911	1.74
4	本郷	饒		774	本郷	120	75	6	54.12.28 17.3.4	1582 490	2.00
5	滝満	中島粟井		773	瀧満	120	75	25	55.9.30	1157	0.40
6	睦月	睦月		813	睦月	350	50	20	57.3.16	366	3.10
7	里山	吉木		778	里山	200	65	7	58.3.29	454	0.97
8	大泊	※		(770)	※	※	※	※	59.4.13	508	0.90
9	奥	長師		790	奥	200	50	15	60.3.29	455	0.74
10	東	津和地		796	東	150	45	50	60.3.29	455	0.69
11	船附	畑里		771	船附	400	55	10	60.3.29	455	2.05
12	吉広田	宮野		788	吉広田	250	50	10	62.3.24 8.8.9	405 1082	1.21
13	脇ノ平	吉木		777	脇ノ平	100	40	15	62.3.24	405	0.70
14	坂の奥	饒		776 775	坂ノ奥 坂ノ奥Ｂ	150 170	60 45	20 8	1.3.31 3.12.27	584 1845	1.20 0.21
15	郷ノ内	元怒和		800	元怒和	120	70	20	2.5.18	779	0.60
16	里	※		(793)	※	※	※	※	4.7.17	1058	0.90
17	寺小路	神浦		792	大神の下	120	45	20	4.7.17	1058	0.60
18	加治屋	熊田		780	土井	200	50	8	5.7.27	1054	3.30
19	大久保	津和地		797	大久保	100 23	60 31	8 30	7.10.20 31.4.2	1323 284	0.53 0.22
20	寺地	津和地		795	寺地	200 8	35 40	50 20	8.8.9 2.2.21	1082 154	1.51 0.03
21	本浦	二神		806 807	本浦	120 200	50 70	30 7	8.8.9	1082	1.36
22	麓	津和地		794	麓	148	33	26	22.8.13	909	0.80

※注　1　整理番号8大泊、16里は完了済である。

資料〔２・８・２〕　急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

急傾斜地崩壊危険箇所　Ⅰ　・　自然斜面

Ⅰ・自然斜面－松山－１３２箇所　　（令和６年10月時点）

箇所番号	箇所名	位置		延長(m)	地形要因	
		町名	大　字		傾斜度	高さ(m)
604	北浦	由良町	北浦	100	50	25
605	梶ノ葉	由良町		100	40	20
606	門田	門田町		80	30	25
607	小寺	門田町		100	50	8
608	西の浦	門田町		70	45	10
609	石風呂	由良町		120	60	12
610	石風呂Ｂ	由良町		120	45	25
611	泊Ａ	泊町		270	50	35
612	平原	泊町		150	60	10
613	床司	泊町		170	50	5
614	泊Ｂ	泊町		140	80	10
615	泊Ｃ	泊町		70	60	10
616	北谷	福角町		500	55	15
617	東大栗	東大栗町		220	40	20
619	東大栗Ｃ	東大栗町		150	60	15
620	東大栗Ｄ	東大栗町		240	40	20
622	高浜Ａ	高浜町６丁目		100	65	15
623	高浜Ｂ	高浜町６丁目		60	65	15
624	福角Ａ	福角町		80	60	8
625	権現Ａ	権現町		100	70	50
626	権現Ｂ	権現町		30	60	5
627	東大栗Ｆ	東大栗町	坂	150	55	20
628	上伊台Ａ	上伊台町		150	40	15
629	高浜Ｃ	高浜町５丁目		85	65	10
630	高浜Ｄ	高浜町４丁目		50	70	5
631	高浜Ｅ	高浜町３丁目		160	70	6
632	高浜Ｆ	高浜町４丁目		70	60	5
633	高浜Ｇ	高浜町６丁目		130	70	5
634	太山寺Ａ	太山寺町		130	60	10
635	太山寺Ｂ	太山寺町		100	40	20
636	太山寺Ｃ	太山寺町		140	30	10

Ⅰ・自然斜面－松山　　（令和６年10月時点）

箇所番号	箇所名	位置		延長(m)	地形要因	
		町名	大字		傾斜度	高さ(m)
637	内宮Ａ	内宮町		110	30	20
638	内宮Ｂ	平田町		70	30	40
639	平田	平田町		100	40	20
640	高浜Ｈ	高浜町２丁目		50	60	15
641	高浜Ｉ	高浜町２丁目		50	70	15
642	高浜Ｊ	高浜町１丁目		110	70	10
643	高浜Ｋ	高浜町１丁目		220	30	10
644	太山寺Ｄ	太山寺町		140	30	10
645	権現Ｃ	谷町		175	30	40
646	吉藤Ａ	吉藤５丁目		180	40	10
647	梅津寺Ａ	梅津寺町		90	45	8
648	新浜Ａ	新浜町		180	40	40
649	新浜Ｂ	新浜町		150	30	20
650	新浜Ｃ	新浜町		320	50	20
651	港山Ａ	港山町		180	60	10
652	港山Ｂ	港山町		220	50	10
653	港山Ｃ	港山町		230	60	10
654	新浜Ｄ	新浜町		100	60	8
655	石風呂Ｃ	石風呂町		180	50	10
656	石風呂Ｄ	石風呂町		220	40	10
657	港山Ｄ	港山町		130	60	10
658	船ヶ谷Ａ	船ヶ谷町		70	40	15
659	船ヶ谷Ｂ	船ヶ谷町		70	45	8
660	船ヶ谷Ｃ	船ヶ谷町		110	30	6
661	吉藤Ｂ	吉藤５丁目		300	40	40
662	姫原	吉藤１丁目		120	30	40
664	吉藤Ｄ	吉藤５丁目		165	50	30
665	吉藤Ｅ	吉藤５丁目		225	40	10
666	下伊台Ａ	下伊台町		150	70	10
667	南斎院Ａ	南斎院町		150	40	15
668	山西	山西町		150	50	15
669	高岡Ａ	高岡町		680	35	40

Ⅰ・自然斜面－松山　　（令和６年10月時点）

箇所番号	箇所名	位置		延長(m)	地形要因	
		町名	大字		傾斜度	高さ(m)
670	北吉田	北吉田町		100	40	30
671	北斎院Ｂ	高岡町		500	60	40
672	北斎院Ｃ	北斎院町		50	35	20
675	高岡Ｃ	南斎院町		180	30	30
676	北斎院Ｅ	北斎院町		270	35	15
677	山越Ａ	御幸１丁目		75	70	15
678	御幸Ａ	御幸１丁目		55	45	15
679	祝谷Ａ	祝谷６丁目		150	60	7
680	御幸Ｂ	御幸１丁目		120	50	20
681	御幸Ｃ	御幸１丁目		100	65	10
682	祝谷Ｄ	祝谷３丁目		120	60	50
684	堀之内	丸之内		70	40	20
685	平和通Ａ	平和通４丁目		200	55	30
686	平和通Ｂ	平和通３丁目		700	70	30
688	丸の内	丸之内		70	45	15
692	菅沢Ａ	菅沢町		100	60	20
693	菅沢Ｂ	菅沢町		120	60	8
694	菅沢Ｃ	菅沢町		160	75	30
695	玉谷	玉谷町		180	30	20
696	藤野	藤野町		75	45	8
698	川の郷	川の郷町		320	50	20
699	下伊台Ｂ	下伊台町		180	50	5
700	道後湯之町Ａ	道後湯之町		70	45	20
701	道後湯月Ａ	桜谷町		120	60	10
702	道後湯之町Ｂ	道後湯之町		150	60	10
703	道後姫塚Ａ	道後姫塚		80	75	20
704	末町Ａ	末町		150	30	40
705	食場町Ａ	食場町		160	50	25
708	宿野	宿野町		110	35	8
709	溝辺Ａ	溝辺町		120	80	10
712	石手Ａ	常光寺町		110	40	20

Ⅰ・自然斜面－松山　　（令和６年10月時点）

箇所番号	箇所名	位置		延長(m)	地形要因	
		町名	大字		傾斜度	高さ(m)
714	小野谷	北梅本町		150	55	50
715	鷹の子Ａ	鷹子町		320	30	25
716	鷹の子Ｂ	南久米町		400	60	30
717	東石井Ａ	東石井町		100	35	15
718	東石井Ｂ	東石井町		80	30	8
719	星岡	星岡町		120	50	8
720	窪野Ａ	窪野町		180	45	5
721	窪野Ｂ	窪野町		100	50	8
722	久谷	久谷町	奥久谷	270	40	15
723	釣島	泊町		100	60	10
2560	北浦Ｂ	由良町	北浦	120	40	10
2561	北吉田	北吉田町		800	45	30
2562	梅津寺Ｂ	梅津寺町		340	55	35
2563	高浜Ｏ	高浜町１丁目		220	40	8
2565	高浜Ｑ	高浜町１丁目		180	40	15
2566	高浜Ｒ	高浜町３丁目		90	35	8
2567	南江戸	南斎院町		60	35	10
2568	愛光北	衣山５丁目		150	60	10
2569	内宮Ｄ	内宮町		270	30	30
2570	常光寺Ｂ	常光寺町		70	45	10
2571	溝辺Ｃ	溝辺町		210	50	20
2572	伊台城	下伊台町		200	35	15
2573	祝谷上	祝谷西町		150	40	30
2574	日浦	菅沢町		50	50	8
2575	実川	上伊台町	実川	170	50	15
2576	下伊台	下伊台町		100	30	8
2577	向陽ハイツ	下伊台町		150	45	10
2578	高尾田	上野町	高尾田	170	50	7
2579	祝谷３丁目	祝谷３丁目		100	50	20
2580	常光寺Ｃ	道後姫塚		70	80	10
2661	高浜町－4	高浜町６丁目		100	40	5

Ⅰ・自然斜面－松山　（令和６年10月時点）

箇所番号	箇所名	位置		延長(m)	地形要因	
		町名	大字		傾斜度	高さ(m)
2662	太山寺町－16	太山寺町		70	55	7
2663	山西町－1	山西町		50	45	5
2664	北斎院町－6	北斎院町		50	30	6
2665	吉藤町－7	吉藤５丁目		30	60	15
2666	大街道3－2－2	大街道３丁目		250	35	20
2667	神次郎町－2	神次郎町		100	75	20
2668	南斎院町	南斎院町		20	55	10

Ⅰ・自然斜面－北条－３６箇所　（令和６年10月時点）

箇所番号	箇所名	位置		延長(m)	地形要因	
		町名	大字		傾斜度	高さ(m)
724	浅海本谷Ａ	浅海本谷		170	65	5
726	大浦Ａ	大浦		110	50	15
731	下難波	下難波		180	70	8
733	庄Ａ	庄		500	50	10
735	庄Ｂ	庄		100	65	5
736	庄Ｃ	庄		260	60	15
737	萩原	萩原		300	35	15
739	小山田Ａ	小山田	上	180	70	5
740	坊田	小山田	坊田	150	65	20
741	小山田下	小山田	下	450	60	20
742	尾儀原Ａ	尾儀原		120	60	10
743	小山田Ｂ	小山田	下	200	45	20
744	大遊寺	猿川		150	45	10
745	鶴巻	猿川原		70	60	8
746	片山	儀式		250	40	20
749	才之原Ａ	才之原		120	50	20
750	尾儀原Ｂ	尾儀原		140	65	20
752	横谷	横谷		240	60	20
754	開添	客		600	60	10
755	安居島	安居島	安居島	150	70	12

Ⅰ・自然斜面－北条　　（令和６年10月時点）

箇所番号	箇所名	位置		延長(m)	地形要因	
		町名	大字		傾斜度	高さ(m)
756	安居殿谷	安居島	安居島	110	40	15
2581	味栗	浅海原		420	65	8
2582	善応寺Ａ	善応寺		160	40	20
2583	小川谷	小川谷		240	40	20
2584	儀式	儀式		450	50	20
2585	治郎左右エ門	立岩米之野		300	80	10
2586	院内Ａ	院内		200	35	20
2587	院内Ｂ	院内		150	45	15
2588	大西谷	大西谷		200	45	15
2589	長井方	客		220	60	20
2590	高山	河野高山		250	40	60
2592	佐古Ｂ	佐古		100	50	10
2593	善応寺Ｂ	善応寺		260	35	15
2594	中村	立岩中村		100	50	20
2671	善応寺-１	善応寺		70	60	30
2784	常竹	常竹		160	35	20

Ⅰ・自然斜面－中島－４７箇所　　（令和６年10月時点）

箇所番号	箇所名	位置		延長(m)	地形要因	
		町名	大字		傾斜度	高さ(m)
2598	山狩	中島大浦		60	40	6
2599	加治屋	熊田		90	40	6
2600	長畑	熊田		120	40	40
2601	元怒和Ａ	元怒和		70	35	35
771	船附	畑里		400	55	10
773	瀧満	中島粟井		120	75	25
774	本郷	饒		120	75	6
775	坂の奥Ｂ	饒		170	45	8
776	坂の奥	饒		150	60	20
777	脇の平	吉木		100	40	15
778	里山	吉木		200	65	7
779	寺ヶ市	吉木		270	60	7
780	土井	熊田		200	50	8
781	岡ノ川	宇和間		200	45	12
783	城山	小浜		350	60	50
784	汐入	小浜		100	70	8
785	里	神浦		200	55	20
786	竹ノ上	宮野		100	50	15
787	宮野Ａ	宮野		100	45	8
788	吉広田	宮野		250	50	10
789	宮野Ｂ	宮野		80	60	30
790	奥	長師		200	50	15
791	泊	神浦		230	50	30
792	大神の下	神浦		120	45	20
794	麓	津和地		150	35	40
795	寺地	津和地		200	35	50
796	東	津和地		150	45	50
797	大久保	津和地		100	60	8
798	前田	津和地		250	50	5
799	村の内Ａ	上怒和		200	60	20

Ⅰ・自然斜面－中島　　（令和６年10月時点）

箇所番号	箇所名	位置		延長(m)	地形要因	
		町名	大字		傾斜度	高さ(m)
800	元怒和	元怒和		120	70	20
801	流れ谷	元怒和		50	35	10
802	上怒和Ａ	上怒和		150	70	12
803	上怒和Ｂ	上怒和		200	50	10
804	上怒和Ｃ	上怒和		260	40	15
805	平原	元怒和		140	60	30
806	本浦	二神		120	50	30
807	本浦	二神		200	70	7
808	二神Ａ	二神		200	70	10
809	二神Ｂ	二神		500	60	8
810	二神Ｃ	二神		130	30	30
811	二神Ｄ	二神		50	75	12
812	土井	睦月		100	60	5
813	睦月	睦月		350	50	20
814	沢ノ口	睦月		200	45	50
815	野忽那	野忽那		120	50	10
816	立場	野忽那		90	40	15

急傾斜地崩壊危険箇所　Ⅰ　・　人工斜面

Ⅰ・人工斜面－松山－４６箇所　　（令和６年10月時点）

箇所番号	箇所名	位置		延長(m)	地形要因	
		町名	大字		傾斜度	高さ(m)
29	門田	門田町		140	35	15
30	内宮Ｃ	内宮町	内宮	60	70	5
32	高浜Ｌ	高浜町２丁目		90	30	10
33	太山寺Ｅ	太山寺町		200	35	20
34	高浜Ｍ	高浜町１丁目		120	45	10
35	高浜Ｎ	高浜町１丁目		70	60	8
36	梅津寺Ｂ	梅津寺町		80	60	18
37	梅津寺Ｃ	梅津寺町		70	60	12
38	石風呂Ｅ	石風呂町		180	30	15
39	石風呂Ｆ	石風呂町		120	40	6
40	太山寺Ｆ	太山寺町		90	30	10
41	下伊台Ｃ	下伊台町		100	60	10
42	新浜Ｅ	新浜町		80	60	15
43	石風呂Ｃ	石風呂町		110	60	10
44	下伊台Ｄ	下伊台町		50	30	30
45	山越Ｂ	山越３丁目		65	40	5
46	御幸Ｅ	御幸１丁目		70	50	15
47	古三津	古三津５丁目		155	55	12
49	御幸Ｆ	御幸１丁目		110	70	10
50	祝谷Ｃ	祝谷東町		75	60	20
51	一番町	一番町４丁目		250	40	20
53	上伊台Ｃ	上伊台町	実川	90	50	30
54	下伊台Ｅ	下伊台町		60	50	15
57	末町Ｃ	末町		150	50	20
58	末町Ｄ	食場町		155	40	30
61	溝辺Ｅ	高野町		70	40	15
62	高野Ａ	高野町		120	70	5
63	高野Ｂ	高野町		120	55	15

Ⅰ・人工斜面－松山　（令和６年10月時点）

箇所番号	箇所名	位置		延長(m)	地形要因	
		町名	大字		斜傾度	高さ(m)
64	高野C	高野町		90	50	5
65	常光寺A	常光寺町		80	70	10
181	太山寺	太山寺町		100	40	10
182	高浜S	高浜町１丁目		40	45	7
183	梅津寺D	梅津寺町		50	60	8
184	港山D	港山町		100	30	15
185	高浜T	高浜町６丁目		50	35	40
186	福角B	福角町		75	30	15
187	道後姫塚B	道後姫塚		50	35	10
188	吉藤C	吉藤２丁目		445	70	10
189	祝谷東	祝谷東町		150	70	50
190	末町B	末町		110	70	20
191	常光寺D	常光寺町		100	70	10
192	米野	米野町		130	50	50
193	菅沢D	菅沢町		105	50	20
194	河中	河中町		45	50	15
2669	太山寺町－1	太山寺町		60	45	10
2670	北斎院町－2	南斎院町		20	45	8

Ⅰ・人工斜面－北条－１箇所　（令和６年10月時点）

箇所番号	箇所名	位置		延長(m)	地形要因	
		町名	大字		傾斜度	高さ(m)
195	才之原B	才之原		40	60	10

Ⅰ・人工斜面－中島－２箇所　（令和６年10月時点）

箇所番号	箇所名	位置		延長(m)	地形要因	
		町名	大字		傾斜度	高さ(m)
196	元怒和B	元怒和		80	40	35
197	小浜	小浜		30	65	10

急傾斜地崩壊危険箇所　Ⅱ　・　自然斜面

Ⅱ・自然斜面－松山－２４３箇所　　（令和６年10月時点）

箇所番号	箇所名	位置		延長（m）	地形要因	
		町名	大字		傾斜度	高さ（m）
1	由良町－8	由良町	鷲ケ巣	30	50	8
2	門田町－1	門田町	馬磯	30	45	15
3	門田町－2	門田町	馬磯	30	70	8
4	門田町－3	門田町	馬磯	20	30	15
5	門田町－4	門田町		40	35	10
6	門田町－5	門田町		20	60	8
8	泊町－3	泊町	船越	20	60	6
9	泊町－6	泊町		20	60	10
10	泊町－7	泊町		20	60	8
11	泊町－10	泊町		60	70	20
12	泊町	泊町		20	35	10
13	由良町－4	由良町		20	45	7
17	高浜町－6	高浜６丁目		25	40	6
18	高浜町－8	高浜５丁目		20	60	10
19	高浜町－14	高浜２丁目		30	60	6
20	高浜町－15	高浜１丁目		20	35	5
21	高浜町－17	高浜１丁目		20	50	10
22	高浜町	高浜１丁目		15	50	5
23	高浜町－23	高浜１丁目		30	50	10
24	高浜K	高浜１丁目		20	50	8
25	高浜G	高浜６丁目		15	45	9
27	新浜町－4	新浜町		20	35	10
28	港山町－4	港山町		40	70	10
29	別府町－2	別府町		50	80	5
31	高岡町－3	高岡町		50	40	10
32	勝岡町－1	勝岡町		30	40	10
33	勝岡町－2	勝岡町		20	40	10
34	内宮町－4	平田町		20	60	6
35	内宮町－6	平田町		20	50	5
37	福角町－8	福角町		30	45	10
38	福角町－9	福角町		40	60	8

Ⅱ・自然斜面－松山　　（令和６年10月時点）

箇所番号	箇所名	位置		延長	地形要因	
		町名	大字	(m)	傾斜度	高さ(m)
39	福角町－10	福角町		20	45	5
40	福角町－7	福角町		30	55	10
41	福角町－6	福角町		70	30	10
42	福角町－13	福角町		15	60	7
43	権現町－2	権現町		20	40	7
45	福角町－14	権現町		40	45	10
46	太山寺町－4	太山寺町		30	45	5
47	太山寺町－5	太山寺町		15	40	6
48	太山寺町－7	太山寺町		100	50	7
49	太山寺町－8	太山寺町		20	40	15
50	太山寺町－9	太山寺町		20	30	5
52	太山寺町－11	太山寺町		50	50	15
53	太山寺町－12	太山寺町		20	50	8
55	太山寺町－17	太山寺町		30	40	8
56	太山寺町－18	太山寺町		30	50	13
58	北山町－1	松ノ木２丁目		30	50	5
59	北山町－5	北山町		40	40	7
60	東山町－1	東山町		20	60	10
61	谷町－1	谷町		45	45	5
62	谷町－5	谷町		25	65	8
63	古三津町－4	古三津５丁目		25	50	5
64	久万ノ台－1	久万ノ台		20	50	5
65	久万ノ台－3	久万ノ台		20	60	15
67	山西町－6	山西町		35	45	7
68	山西町－7	山西町		15	45	5
69	山西町－9	山西町		30	40	10
70	山西町－5	山西町		50	45	5
72	北斎院町－4	北斎院町		70	40	5
74	北斎院町－5	北斎院町		25	40	10
75	南江戸町－2	南江戸６丁目		40	45	5
76	朝美－1	朝美２丁目		40	50	12
77	東大栗町－3	東大栗町		20	50	7

Ⅱ・自然斜面－松山　　（令和６年10月時点）

箇所番号	箇所名	位置		延長	地形要因	
		町名	大字	(m)	傾斜度	高さ(m)
78	東大栗町－2	東大栗町		15	70	8
79	東大栗町－4	東大栗町		40	70	10
80	東大栗町－5	東大栗町		50	55	8
81	東大栗町－18	東大栗町		50	50	10
82	東大栗町－14	東大栗町		30	50	10
83	東大栗町－15	東大栗町		30	50	10
84	東大栗町－19	東大栗町		20	60	10
85	東大栗町－23	東大栗町		20	60	8
86	吉藤町－8	吉藤５丁目		30	40	5
88	吉藤町－6	吉藤５丁目		15	40	5
89	吉藤町－11	吉藤５丁目		40	60	10
90	吉藤町－12	吉藤５丁目		30	65	15
91	吉藤町－13	吉藤５丁目		25	40	5
92	吉藤町－14	吉藤５丁目		20	50	10
93	吉藤町－15	吉藤５丁目		40	45	15
94	吉藤町－16	吉藤５丁目		30	40	5
95	吉藤町－17	吉藤５丁目		80	60	15
96	吉藤町－18	吉藤５丁目		50	45	25
97	吉藤町－24	吉藤５丁目		30	50	9
98	下伊台町Ｄ	下伊台町		50	35	15
99	吉藤町－25	吉藤５丁目		15	60	7
100	吉藤町－27	吉藤５丁目		20	60	10
101	上伊台町－1	上伊台町		55	60	7
103	上伊台町－3	上伊台町		30	80	6
104	上伊台町－4	上伊台町		30	40	10
105	上伊台町－7	上伊台町		20	45	6
106	上伊台町－10	上伊台町		70	60	7
107	上伊台町－11	上伊台町		40	40	6
108	上伊台町－12	上伊台町		30	70	7
109	上伊台町－16	上伊台町		25	60	10
110	上伊台町－19	上伊台町		30	60	3

Ⅱ・自然斜面－松山　　（令和６年10月時点）

箇所番号	箇所名	位置		延長	地形要因	
		町名	大字	(m)	傾斜度	高さ(m)
111	上伊台町－20	上伊台町		80	50	15
112	上伊台町－21	上伊台町		50	65	8
113	下伊台町－5	下伊台町		70	35	8
114	下伊台町－6	下伊台町		100	45	6
115	下伊台町－7	下伊台町		20	55	10
116	下伊台町－8	下伊台町		100	70	7
117	下伊台町－9	下伊台町		160	70	6
118	下伊台町－18	下伊台町		20	70	7
120	下伊台町－15	下伊台町		20	70	6
121	下伊台町	下伊台町		15	35	15
122	下伊台町－14	下伊台町		20	65	7
123	下伊台町－13	下伊台町		30	70	6
124	下伊台町－11	下伊台町		30	35	6
125	下伊台町－10	下伊台町		20	35	8
126	下伊台町	下伊台町		34	40	10
127	山越－3－10－1	山越３丁目		30	40	6
128	御幸－3	御幸１丁目		20	45	5
129	御幸－5	御幸１丁目		25	60	8
130	御幸－10	御幸１丁目		30	40	8
131	祝谷3－6－30	祝谷３丁目		30	80	20
132	祝谷6－470	山田町		30	35	8
133	祝谷－9	祝谷２丁目		30	35	5
136	祝谷	祝谷１丁目		20	50	10
137	祝谷東6	祝谷東町		30	45	5
138	祝谷東町－3	祝谷東町		50	45	12
139	道後湯月町－2	桜谷町		30	50	12
140	道後湯月町－3	道後湯月町		20	35	10
141	道後湯月町－4	道後湯月町		20	50	10
143	道後姫塚－2	道後姫塚		20	45	5
144	道後姫塚－3	道後姫塚		40	50	15
145	石手－4	常光寺町		20	55	5

Ⅱ・自然斜面－松山　　（令和６年10月時点）

箇所番号	箇所名	位置		延長	地形要因	
		町名	大字	(m)	傾斜度	高さ(m)
146	溝辺町－2	溝辺町		60	40	15
147	溝辺町－3	溝辺町		60	35	20
148	溝辺町－4	溝辺町		80	40	20
149	溝辺町－5	下伊台町		30	50	20
150	溝辺町－6	下伊台町		100	45	15
151	溝辺町－10	溝辺町		30	45	8
152	溝辺町－8	溝辺町		20	40	70
153	高野町－1	上高野町		25	30	20
154	高野町－2	上高野町		60	30	7
155	高野町－6	高野町		30	45	5
156	高野町－5	高野町		30	30	20
157	食場町－5	食場町		60	45	7
158	食場町－2	食場町		50	50	5
159	食場町－1	食場町		20	45	7
160	末町－7	末町		80	30	30
161	宿野町－4	宿野町		30	60	12
162	湯山柳－7	湯山柳		25	50	7
163	湯山柳－6	湯山柳		50	55	9
164	湯山柳－4	湯山柳		30	75	15
165	湯山柳－3	湯山柳		30	60	8
166	湯山柳－1	湯山柳		35	50	6
168	菅沢町－18	菅沢町		25	40	9
169	菅沢町－16	菅沢町		25	50	15
170	菅沢町－13	菅沢町		15	30	5
171	菅沢町－7	菅沢町		35	60	9
172	菅沢町－3	菅沢町		20	60	6
173	城山町－2	城山町		80	50	30
174	城山町－1	城山町		70	60	6
175	柳谷町－7	柳谷町		20	65	12
176	柳谷町－5	柳谷町		40	50	7
177	柳谷町－4	柳谷町		50	50	8
178	柳谷町－3	柳谷町		30	60	15

Ⅱ・自然斜面－松山　　（令和６年10月時点）

箇所番号	箇所名	位置		延長	地形要因	
		町名	大字	(m)	傾斜度	高さ(m)
179	柳谷町Ｂ	柳谷町		28	60	30
180	柳谷町	柳谷町		60	50	15
181	恩地町－1	恩地町		40	70	7
182	恩地町－2	恩地町		50	50	10
183	上総町－1	上総町		20	60	6
184	梅木町－1	梅木町		20	40	10
185	藤野町－1	藤野町		45	50	7
186	河中町－5	河中町		20	35	10
187	河中町－4	河中町		20	45	10
188	河中町－2	河中町		25	60	7
189	東川町－1	東川町		30	60	9
190	青波町－4	青波町		40	40	15
191	青波町－3	青波町		30	75	5
192	青波町－2	青波町		110	50	15
193	青波町－1	青波町		60	40	15
194	福見川町－1	福見川町		40	50	15
195	福見川町－2	福見川町		50	40	5
196	福見川町－3	福見川町		20	60	10
197	川の郷町－2	川の郷町		30	45	30
198	川の郷町－4	川の郷町		20	60	10
200	杉立町－2	杉立町		70	50	12
201	杉立町－3	杉立町		35	60	5
204	天山町－2	天山町		30	40	6
205	天山町－3	天山町		30	30	5
207	星岡町	星岡町		15	40	5
208	星岡町－1	星岡町		30	40	10
209	福音寺町－1	福音寺町		35	40	5
211	畑寺町－2	畑寺町		100	45	7
212	畑寺町－4	畑寺３丁目		20	30	5
213	平井町－2	平井町	五楽	20	45	8
214	小野町－1	小野町		40	35	5
215	小野町	北梅本町		50	50	30

Ⅱ・自然斜面－松山　　（令和６年10月時点）

箇所番号	箇所名	位置		延長	地形要因	
		町名	大字	(m)	傾斜度	高さ(m)
216	小野町－2	平井町		30	50	15
217	小野町－3	平井町		140	50	7
218	小野町－4	小野町		30	40	7
219	小野町－5	平井町		40	40	7
220	小野町－6	平井町		40	40	10
221	北梅本町－13	北梅本町	小屋峠	35	45	25
222	北梅本町－14	北梅本町	小野谷	50	30	20
223	北梅本町－10	北梅本町	小野谷	35	35	5
224	北梅本町－9	北梅本町	駄馬	80	40	7
225	北梅本町－2	北梅本町	大尺寺	30	40	5
226	東方町－4	東方町	井関	30	50	6
227	東方町－2	東方町	恵下谷	20	40	8
228	窪野町－12	窪野町	宮方	25	45	10
229	窪野町－11	窪野町	丹波	90	60	20
230	窪野町－10	窪野町	本組	15	60	10
231	窪野町－9	窪野町	中組	50	45	5
232	窪野町－6	窪野町	北谷	20	40	5
233	窪野町－3	窪野町	銅釜	50	45	30
234	窪野町－1	窪野町	桜	60	60	20
235	久谷町－31	久谷町		30	40	8
237	久谷町－19	久谷町	奥久谷	80	45	15
239	久谷町－12	久谷町	奥久谷	30	45	10
240	久谷町－11	久谷町	奥久谷	30	50	8
241	久谷町－7	久谷町	つづら川	40	60	7
242	久谷町－2	久谷町	つづら川	70	60	30
243	久谷町－1	久谷町	つづら川	80	50	5
244	久谷町－3	久谷町	つづら川	20	70	6
245	久谷町－5	久谷町	つづら川	30	30	5
246	久谷町－4	久谷町	つづら川	50	70	10
247	神次郎町－5	神次郎町		20	70	10
248	神次郎町－4	神次郎町		20	50	15
249	神次郎町－3	神次郎町		80	45	10

Ⅱ・自然斜面－松山　　（令和６年10月時点）

箇所番号	箇所名	位置		延長	地形要因	
		町名	大字	(m)	傾斜度	高さ(m)
251	神次郎町－1	城山町		20	40	10
252	上野町－2	上野町		30	40	7
255	南江戸町－2	南江戸５丁目		17	40	6
256	東大栗町	東大栗町		30	50	10
257	祝谷1－1	祝谷３丁目		30	60	16
258	末町	末町		45	70	8
259	菅沢町	菅沢町		30	60	5
260	菅沢Ｂ	菅沢町		75	60	30
261	柳谷	柳谷町		40	50	10
263	久谷町	久谷町	奥久谷	25	60	8
265	梅津寺町－7	梅津寺町		25	40	20
266	南斎院町	南斎院町		30	60	12
267	衣山－2	衣山４丁目		40	50	8
268	食場町Ｂ	食場町		100	40	20
269	小野	北梅本町		100	35	20
270	Ｋ－2	柳谷町		50	50	5
271	Ｋ－3	城山町		20	50	5
272	Ｋ－4	上伊台町		50	65	5
273	Ｋ－5	下伊台町		70	65	5
274	Ｋ－6	溝辺町		50	60	6
275	Ｋ－7	太山寺町		40	50	7
276	Ｋ－8	高浜１丁目		30	70	5

Ⅱ・自然斜面－北条－７１箇所　　（令和６年10月時点）

箇所番号	箇所名	位置		延長(m)	地形要因	
		町名	大字		傾斜度	高さ(m)
1	浅海原	浅海原		100	40	40
2	萩原-1	萩原		60	50	50
3	萩原-2	萩原		160	45	45
4	萩原-3	萩原		50	50	50
5	萩原-4	萩原		50	45	45
6	萩原-5	萩原		150	40	40
7	大浦-1	大浦		50	40	40
8	大浦-2	大浦		30	60	60
9	下難波-1	下難波		30	60	60
10	下難波-2	下難波		30	40	40
11	下難波-3	下難波		30	60	60
12	中通-1	中通		30	60	60
13	上難波-1	上難波		50	40	40
14	上難波-2	上難波		90	40	40
15	才之原	尾儀原		30	40	40
16	小山田-1	小山田		120	40	40
17	小山田-2	小山田		40	40	40
18	小山田-3	小山田		70	45	45
19	小山田-4	小山田		60	45	45
20	小山田-5	小山田		50	40	40
21	小山田-6	小山田		150	40	40
22	小山田-7	小山田		100	45	45
23	小山田-8	小山田		50	50	50
24	庄府-1	庄府		130	50	50
25	庄府-2	庄府		100	60	60
26	米之野-1	立岩米之野		40	50	50
27	米之野-2	立岩米之野		30	60	60
28	米之野-3	立岩米之野		40	50	50
29	米之野-4	立岩米之野		30	50	50
30	米之野-5	立岩米之野		30	50	50
31	米之野-6	立岩米之野		150	40	40

Ⅱ・自然斜面－北条　　（令和６年10月時点）

箇所番号	箇所名	位置		延長(m)	地形要因	
		町名	大字		傾斜度	高さ(m)
32	米之野-7	立岩米之野		30	40	40
33	米之野-8	立岩米之野		30	40	40
34	儀式-1	儀式		50	50	50
35	儀式-2	儀式		80	50	50
36	儀式-3	儀式		30	50	50
37	儀式-4	儀式		30	70	70
38	中村-1	立岩中村		90	70	70
39	中村-2	儀式		30	60	60
40	太遊寺-1	猿川		190	70	70
41	猿川-1	猿川		30	50	50
42	猿川-2	猿川		30	55	55
43	猿川原-1	猿川		30	60	60
44	猿川原-2	猿川原		60	70	70
45	猪木-1	猪木		20	50	50
47	滝本-1	滝本		30	50	50
48	滝本-2	滝本		60	70	70
49	院内-1	院内		50	70	70
50	院内-2	院内		30	50	50
51	高田-1	高田		30	40	40
52	高田-2	高田		40	60	60
53	九川	九川		30	50	50
55	高山-1	河野高山		40	50	50
56	佐古-1	佐古		30	50	50
57	常竹-1	常竹		100	40	40
59	小川谷-2	小川谷		70	60	60
60	平林	平林		150	50	50
61	麓-1	麓		30	70	70
62	麓-2	麓		100	70	70
63	麓-3	麓		30	70	70
64	客	客		70	50	50
65	本谷	本谷		140	50	50
66	小川-1	小川		30	60	60

Ⅱ・自然斜面－北条　（令和６年10月時点）

箇所番号	箇所名	位置		延長(m)	地形要因	
		町名	大字		傾斜度	高さ(m)
67	小川-2	小川		50	50	50
68	小川-3	小川		50	40	40
69	小川-4	小川		30	40	40
70	神田	正岡神田		70	50	50
76	中通	中通		150	30	30
77	庄府	庄府		230	60	60
78	佐古Ａ	佐古		110	45	45
79	Ｋ-1	正岡神田		40	50	50

Ⅱ・自然斜面－中島－６５箇所　（令和６年10月時点）

箇所番号	箇所名	位置		延長(m)	地形要因	
		町名	大字		傾斜度	高さ(m)
N001	大浦1	中島大浦		20	40	6
N002	大浦2	中島大浦		50	50	10
N003	大浦3	中島大浦		80	40	10
N004	大浦4	中島大浦		50	35	8
N005	大浦5	中島大浦		15	30	20
N006	大浦13	中島大浦		80	40	8
N007	大浦7	中島大浦		25	40	6
N008	大浦8	中島大浦		25	50	6
N009	大浦9	中島大浦		20	40	20
N010	大浦10	中島大浦		80	60	20
N011	大浦11	中島大浦		20	60	7
N012	大浦12	中島大浦		30	35	20
N013	大浦14	中島大浦		50	60	5
N014	小浜1	小浜		20	50	7
N015	長師1	長師		25	65	6
N016	長師2	長師		30	55	5
N017	長師3	長師		30	30	12
N018	長師4	長師		50	45	25
N019	宮野1	宮野		100	35	7

Ⅱ・自然斜面－中島　　（令和６年10月時点）

箇所番号	箇所名	位置		延長(m)	地形要因	
		町名	大字		傾斜度	高さ(m)
N020	宮野2	宮野		35	30	7
N021	神浦1	神浦		60	35	10
N022	神浦2	神浦		50	85	30
N023	神浦3	神浦		35	35	10
N024	神浦4	神浦		150	35	15
N025	宇和間1	宇和間		60	40	30
N026	宇和間2	宇和間		50	30	8
N027	熊田2	熊田		60	35	20
N028	熊田3	熊田		30	60	10
N029	熊田4	熊田		20	45	25
N030	吉木1	吉木		15	35	6
N031	饒5	饒		30	70	8
N032	饒1	饒		40	50	20
N034	饒2	饒		40	65	5
N035	饒3	饒		40	60	5
N036	饒4	饒		70	40	25
N037	畑里1	畑里		80	50	15
N038	粟井1	中島粟井		50	70	6
N039	粟井2	中島粟井		80	40	45
N040	粟井3	中島粟井		40	40	10
N041	粟井4	中島粟井		20	50	6
N042	粟井5	中島粟井		25	60	10
N043	上怒和1	上怒和		40	60	12
N044	上怒和2	上怒和		60	40	8
N045	元怒和1	元怒和		30	40	15
N046	元怒和2	元怒和		30	35	40
N047	元怒和3	元怒和		20	35	10
N048	二神1	二神		100	75	25
N049	二神2	二神		30	35	50
N050	二神3	二神		40	75	20
N051	睦月1	睦月		120	50	6
N052	睦月2	睦月		30	35	25

Ⅱ・自然斜面－中島　　（令和６年10月時点）

箇所番号	箇所名	位置		延長(m)	地形要因	
		町名	大字		傾斜度	高さ(m)
N053	野忽那4	野忽那		30	40	20
N054	野忽那2	野忽那		60	60	5
N055	野忽那3	野忽那		40	50	10
N056	野忽那5	野忽那		35	40	7
N057	野忽那6	野忽那		25	60	5
N058	粟井6	中島粟井		50	50	8
N059	饒6	饒		30	30	10
N060	上怒和3	上怒和		20	50	6
N061	睦月3	睦月		60	40	20
N062	睦月4	睦月		40	40	12
N063	馬頭山	中島粟井		60	50	20
N064	熊田5	熊田		15	30	15
N065	野忽那7	野忽那		15	40	15
N066	宮野	宮野		15	30	15

急傾斜地崩壊危険箇所　Ⅱ　・　人工斜面

Ⅱ・人工斜面－松山－２７箇所　　（令和６年10月時点）

箇所番号	箇所名	位置		延長（m）	地形要因	
		町名	大字		傾斜度	高さ（m）
1	由良町	由良町		45	60	6
2	泊町－17	泊町		20	35	5
3	久谷町－22	久谷町	奥久谷	40	50	6
4	久谷町－16	久谷町	奥久谷	30	40	5
5	久谷町－29	久谷町	奥久谷	20	35	7
6	久谷町	久谷町	奥久谷	30	45	7
7	新浜町－1	新浜町		20	55	15
8	内宮町－2	内宮町		25	30	10
9	内宮町－5	平田町		20	30	5
11	松ノ木町－2	松ノ木２丁目		35	40	6
12	北山町－2	北山町		15	45	30
13	船ヶ谷町－2	船ヶ谷町		25	50	6
14	古三津町－1	みどりヶ丘		30	40	15
15	山西町－10	山西町		100	60	15
16	山西町	山西町		15	65	5
18	衣山－4	衣山４丁目		20	35	8
19	北斎院町－3	北斎院町		40	70	7
21	窪野町－13	窪野町	宮方	30	60	10
22	上伊台町－5	上伊台町		30	60	10
23	上伊台町	上伊台町		150	60	30
24	下伊台町－12	下伊台町		20	60	8
25	御幸－4	御幸１丁目		30	50	18
26	末町－1	末町		30	70	7
27	菅沢町－15	菅沢町		20	70	7
28	窪野町－5	窪野町	中組	50	55	10
29	上総町－2	上総町		60	65	7
30	天山町	天山町		25	45	6

Ⅱ・人工斜面－北条－５箇所　（令和６年10月時点）

箇所番号	箇所名	位置		延長(m)	地形要因	
		町名	大字		傾斜度	高さ(m)
71	大浦-3	大浦		40	50	20
72	萩原-6	萩原		30	70	10
73	才之原	才之原		50	60	30
74	尾儀原	尾儀原		30	40	50
75	夏目	夏目		50	40	10

Ⅱ・人工斜面－中島－９箇所　（令和６年10月時点）

箇所番号	箇所名	位置		延長(m)	地形要因	
		町名	大字		傾斜度	高さ(m)
NA01	大浦1	中島大浦		20	45	6
NA02	小浜1	小浜		30	60	18
NA03	長師	長師		25	40	7
NA04	長師2	長師		30	45	10
NA05	宮野1	宮野		80	60	7
NA06	宮野2	宮野		30	55	7
NA07	畑里1	畑里		50	80	5
NA08	粟井1	中島粟井		30	80	6
NA09	睦月1	睦月		40	80	5

急傾斜地崩壊危険箇所　Ⅲ　・　自然斜面

Ⅲ・自然斜面－松山－１６箇所

（令和６年10月時点）

箇所番号	箇所名	位置		延長(m)	地形要因	
		町名	大字		傾斜度	高さ(m)
6		勝岡町		380	40	40
7		吉藤５丁目		240	40	40
8		玉谷町		330	40	90
9		玉谷町		250	45	50
10		玉谷町		450	40	60
11		湯山柳		270	40	110
12		湯山柳		340	45	90
13		湯山柳		290	35	40
14		青波町		370	40	80
15		宿野町		430	45	55
16		宿野町		260	40	40
17		宿野町		280	40	90
18		北梅本町		360	40	80
19		北吉田町		500	40	60
20		小野町		220	45	45
21		東方町		110	40	45

Ⅲ・自然斜面－北条－５箇所

（令和６年10月時点）

箇所番号	箇所名	位置		延長(m)	地形要因	
		町名	大字		傾斜度	高さ(m)
1		下難波		220	40	50
2		下難波		340	35	50
3		下難波		380	40	60
4		才之原		930	40	45
5		才之原		310	40	55

資料〔２・８・３〕　土石流危険渓流一覧表

土石流危険渓流　Ⅰ　一覧表

松山－２０６箇所　　（令和６年10月時点）

渓流番号	砂防指定地	水系名	河川名	渓流名	所在地	流域概要			人家戸数
						渓流長 (Km)	流域面積 (Km²)	渓床平均勾配 (°)	
M201-1001				鷲ケ巣２号谷	由良町	0.65	0.05	11	17
M201-1002				本　谷	由良町	0.29	0.05	11	9
M201-1003				鷲ケ巣東谷川	由良町	0.27	0.03	13	3
M201-1004				北浦２号谷	由良町	0.29	0.06	11	7
M201-1005				北浦３号谷	由良町	0.28	0.03	14	9
M201-1006				北浦４号谷	由良町	0.23	0.05	14	11
M201-1007				神崎	門田町	0.13	0.03	13	3
M201-1008				幸田川	門田町	0.49	0.09	10	12
M201-1009				池田谷川	門田町	0.33	0.06	12	10
M201-1010	○	由良川	由良川	由良川	由良町	0.35	0.06	12	30
M201-1011	○			御手洗川	泊町	0.64	0.12	16	28
M201-1012				大池	泊町	0.21	0.07	16	0
M201-1013		平原川	平原川	泊２号谷	泊町	0.18	0.02	15	6
M201-1014				高浜３号谷	高浜町６丁目	0.28	0.02	11	25
M201-1015				上の谷川	高浜町６丁目	1.26	0.05	4	23
M201-1016				とび谷川	高浜町６丁目	0.52	0.16	11	14
M201-1017				ゴウゾ川	高浜町６丁目	0.50	0.10	16	15
M201-1018				高浜１号谷	高浜町６丁目	0.23	0.04	21	6
M201-1019				高浜３号谷	高浜町５丁目	0.54	0.16	10	9
M201-1020				どんどろ川	高浜町５丁目	0.45	0.05	16	32
M201-1021	○			高浜２号谷	高浜町５丁目	0.26	0.01	11	48
M201-1022	○			水ケ谷川	高浜町１丁目	0.36	0.15	16	28
M201-1023				新浜谷川支川	新浜町	0.14	0.01	15	10
M201-1024				新浜谷川	新浜町	0.34	0.05	12	8
M201-1025		宮前川	宮前川	石風呂谷川	石風呂町	0.39	0.12	17	6
M201-1026		宮前川	宮前川	石風呂２号谷	石風呂町	0.35	0.07	10	5
M201-1027		宮前川	宮前川	宮前川	松ノ木２丁目	0.35	0.09	9	61
M201-1028		宮前川	宮前川	北山１号谷	北山町	0.13	0.02	15	22
M201-1029		宮前川	宮前川	東山１号谷	東山町	0.17	0.06	12	20
M201-1030		宮前川	宮前川		久万ノ台	0.13	0.03	9	12

渓流番号	砂防指定地	水系名	河川名	渓流名	所在地	流域概要			人家戸数
						渓流長 (Km)	流域面積 (Km²)	平均渓床勾配 (°)	
M201-1031		宮前川	宮前川		久万ノ台	0.17	0.09	9	0
M201-1032		宮前川	宮前川		古三津４丁目	0.12	0.02	12	1
M201-1033		宮前川	宮前川	福水神社谷	別府町	0.16	0.03	17	8
M201-1034		宮前川	宮前川	宮前川	北斎院町	0.21	0.03	20	0
M201-1035		宮前川	宮前川	別府谷川	別府町	0.25	0.04	14	8
M201-1036		宮前川	宮前川	北吉田谷川	北吉田町	0.17	0.03	18	6
M201-1037				大谷川	堀江町	0.53	0.29	10	6
M201-1038				堀江谷支流	堀江町	0.39	0.15	14	1
M201-1039		郷谷川	郷谷川	堀江谷川	堀江町	0.11	0.03	14	6
M201-1040	○	郷谷川	郷の脇川	郷の脇川	東大栗町	0.64	0.14	10	0
M201-1041		郷谷川	郷谷川	郷谷川支川１	東大栗町	0.18	0.04	13	0
M201-1042		郷谷川	郷谷川	郷谷川支川２	東大栗町	0.46	0.08	10	0
M201-1043	○	郷谷川	郷谷川	郷谷川	東大栗町	0.77	0.63	12	23
M201-1044		郷谷川	郷谷川	東大栗谷	東大栗町	0.08	0.08	0	17
M201-1045		郷谷川	郷谷川	東大栗谷支流	東大栗町	0.28	0.04	9	7
M201-1046		権現川	中谷川	権現川支川１	権現町	0.38	0.05	11	11
M201-1047	○	権現川	権現川	権現川	福角町	0.13	0.02	13	0
M201-1048		権現川	権現川	権現川	福角町	0.91	0.22	11	0
M201-1049	○	権現川	権現川	かずら谷	福角町	1.55	0.55	8	0
M201-1050		権現川	権現川	福角３号谷	福角町	0.18	0.03	18	0
M201-1051	○	大　川	大谷川	平田２号谷	平田町	0.73	0.18	10	28
M201-1052		大　川	大谷川	平田３号谷	平田町	0.35	0.10	8	24
M201-1053		大　川	大　川	谷町１号谷	谷町	0.74	0.16	11	15
M201-1054		大　川	山下川	大池川	谷町	0.49	0.16	14	32
M201-1055	○	大　川	吉藤川	吉藤２号谷	吉藤５丁目	0.18	0.05	14	10
M201-1056		大　川	吉藤川	吉藤７号谷	吉藤５丁目	0.33	0.04	12	7
M201-1057		大　川	丸山川	吉藤１号谷	吉藤５丁目	0.37	0.06	11	3
M201-1058		大　川	吉藤川		吉藤５丁目日ノ坂	0.66	0.23	9	0
M201-1059		大　川	丸山川	吉藤５号谷	吉藤２丁目	0.16	0.02	21	29
M201-1060		大　川	永谷川	姫池岡の谷川	姫原１丁目	0.40	0.09	15	1
M201-1061		大　川	永谷川	ハス谷川	姫原１丁目	0.43	0.08	17	47

渓流番号	砂防指定地	水系名	河川名	渓流名	所在地	流域概要			人家戸数
						渓流長 (Km)	流域面積 (Km²)	平均渓床勾配 (°)	
M201-1062		大　川	丸山川	姫原谷	姫原１丁目	0.14	0.01	20	39
M201-1063		大　川	丸山川	山越１号谷	山越３丁目	0.54	0.08	15	11
M201-1064		大　川	永谷川	八幡北谷川	山越３丁目	0.48	0.05	15	29
M201-1065		大　川	永谷川	長連寺川	御幸町１丁目	0.34	0.07	17	103
M201-1066		久万川	久万川	大谷池	太山寺町	0.35	0.19	11	84
M201-1067			太山寺川	片廻り川	太山寺町	0.36	0.07	12	8
M201-1068			太山寺川	太山寺８号谷	太山寺町	0.19	0.03	15	19
M201-1069			太山寺川	南谷川	太山寺町	0.53	0.09	13	27
M201-1070	○		太山寺川	太山寺７号谷	太山寺町	0.29	0.03	17	18
M201-1071	○		太山寺川	本村川	太山寺町	0.38	0.09	13	16
M201-1072		太山寺川	太山寺川	太山寺６号谷	太山寺町	0.23	0.04	15	5
M201-1073		太山寺川	太山寺川	太山寺４号谷	太山寺町	0.19	0.07	20	6
M201-1074		太山寺川	太山寺川	太山寺３号谷	太山寺町	0.18	0.03	13	11
M201-1075			太山寺川	びわ池川	太山寺町	0.52	0.10	8	20
M201-1076		太山寺川	太山寺川	太山寺２号谷	太山寺町	0.24	0.05	14	8
M201-1077			太山寺川	登尾谷川	太山寺町	0.50	0.15	13	24
M201-1078				勝岡１号谷	勝岡町	0.46	0.15	10	36
M201-1079		太山寺川	太山寺川	勝岡谷	勝岡町	0.45	0.13	13	14
M201-1080		大　川	永谷川	大谷川	祝谷４丁目	0.55	0.17	11	138
M201-1081		大　川	丸山川	祝谷３号谷	祝谷６丁目	0.42	0.06	13	16
M201-1082	○	大　川	丸山川	山田谷	山田町	1.60	0.42	4	7
M201-1083		大　川	丸山川	祝谷４号谷	山田町	0.25	0.05	16	2
M201-1084		大　川	丸山川	祝谷２号谷	山田町	0.80	0.25	9	25
M201-1085		大　川	丸山川	祝谷１号谷	山田町	0.57	0.09	14	25
M201-1086	○	大　川	永谷川	むっくり池谷	祝谷東町	0.95	0.24	12	38
M201-1087	○	大　川	永谷川	松山神社谷川	祝谷東町	0.30	0.06	16	83
M201-1088		大　川	宮前川	常信寺谷川西川	祝谷東町	0.16	0.02	22	7
M201-1089		大　川	宮前川	常信寺谷川	祝谷東町	0.24	0.02	14	7
M201-1090	○	大　川	宮前川	田高川､牛ヶ谷川	祝谷東町	0.70	0.22	13	105
M201-1091		大　川	宮前川	道後山荘奥谷	祝谷東町	0.38	0.05	20	7
M201-1092		宮前川	宮前川	下桜谷川	道後湯月町	0.41	0.05	15	13

渓流番号	砂防指定地	水系名	河川名	渓流名	所在地	流域概要			人家戸数
						渓流長 (Km)	流域面積 (Km²)	平均渓床勾配 (°)	
M201-1093	○	宮前川	宮前川	上桜谷川	道後湯月町	0.43	0.07	16	13
M201-1094		宮前川	宮前川	ヒメスカ谷	道後湯月町	0.35	0.04	19	0
M201-1095		宮前川	宮前川	常光寺谷川	常光寺町	0.27	0.03	19	5
M201-1096		宮前川	宮前川	常光寺谷川東	常光寺町	0.25	0.02	14	7
M201-1097	○	重信川	石手川	細の谷川	石手１丁目	0.71	0.08	11	49
M201-1098		重信川	石手川	本谷川	常光寺町	1.10	0.32	8	37
M201-1099	○	重信川	石手川	溝辺１号谷	溝辺町	0.20	0.02	15	66
M201-1100	○	重信川	石手川	溝辺４号谷	溝辺町	0.62	0.12	12	44
M201-1101	○	重信川	石手川	塚谷川	溝辺町	0.93	0.39	6	7
M201-1102		重信川	石手川	溝辺２号谷	下伊台町	0.26	0.20	21	8
M201-1103		重信川	石手川	権現川支川	溝辺町	0.24	0.04	20	1
M201-1104		重信川	石手川	上高野谷	上高野町	0.46	0.09	12	7
M201-1105		重信川	伊台川	伊台川支川１	下伊台町	0.25	0.04	13	8
M201-1106		重信川	伊台川	下伊台２号谷	下伊台町	0.60	0.17	9	10
M201-1107		重信川	伊台川	伊台川支川２	下伊台町	0.27	0.04	18	5
M201-1108		重信川	白水川	下伊台４号谷	下伊台町	0.40	0.25	7	33
M201-1109		重信川	伊台川	白水川	下伊台町	0.26	0.03	17	55
M201-1110		重信川	白水川	下伊台３号谷	下伊台町	0.25	0.04	18	23
M201-1111		重信川	伊台川	下伊台６号谷	下伊台町	0.20	0.02	14	5
M201-1112		重信川	伊台川	伊台川支川３	下伊台町松組	0.21	0.02	13	3
M201-1113		重信川	伊台川	西谷川	上伊台町	0.51	0.10	18	10
M201-1114		重信川	伊台川	前ノ谷	上伊台町本村	0.33	0.05	22	11
M201-1115	○	重信川	伊台川	坊ノ奥川	上伊台町	1.00	0.13	11	7
M201-1116		重信川	実川	上伊台谷	上伊台町	0.21	0.01	11	4
M201-1117		重信川	伊台川	阿谷川	下伊台町桜組	0.18	0.02	18	14
M201-1118		重信川	伊台川		下伊台町	0.30	0.05	13	2
M201-1119		重信川	伊台川	奥の谷川	下伊台町勝岡	0.80	0.13	13	6
M201-1120		重信川	伊台川	勝岡川	下伊台町勝岡	1.11	0.32	11	17
M201-1121		重信川	伊台川	猪ノ谷川	下伊台町梅組	0.14	0.01	27	15
M201-1122		重信川	伊台川	谷　川	下伊台町梅組	0.19	0.02	23	14
M201-1123		重信川	伊台川	万城川	下伊台町梅組	0.97	0.21	12	13

渓流番号	砂防指定地	水系名	河川名	渓流名	所在地	流域概要			人家戸数
						渓流長 (Km)	流域面積 (Km²)	平均渓床勾配 (°)	
M201-1124		重信川	石手川	湯山１号谷	湯山柳	0.39	0.05	9	5
M201-1125		重信川	菅沢川		菅沢町五明	0.88	0.12	8	0
M201-1126		重信川	菅沢川	菅沢10号谷	菅沢町五明	0.44	0.09	6	6
M201-1127		重信川	実　川	菅沢谷南	菅沢町	0.35	0.04	8	6
M201-1128		重信川	菅沢川	菅沢谷左支渓	菅沢町	0.31	0.03	14	8
M201-1129		重信川	菅沢川	河内谷川	菅沢町	0.37	0.03	12	8
M201-1130		重信川	菅沢川	菅沢６号谷	菅沢町	0.15	0.03	15	10
M201-1131		重信川	菅沢川	菅沢７号谷	菅沢町	0.58	0.11	9	7
M201-1132		重信川	菅沢川	菅沢８号谷	菅沢町五明	0.13	0.01	21	5
M201-1133	○	重信川	菅沢川	五明谷川	菅沢町五明	0.93	0.31	9	1
M201-1134		重信川	菅沢川	ホクヨウジ川	菅沢町五明	0.29	0.06	15	0
M201-1135		重信川	柳谷川	柳谷２号谷川	柳谷町	0.11	0.02	21	0
M201-1136		重信川	柳谷川	柳谷４号渓流	柳谷町	0.25	0.03	12	3
M201-1137		重信川	柳谷川	柳谷３号谷川	柳谷町	0.21	0.17	20	9
M201-1138		重信川	五明川	柳谷川	柳谷町	0.74	0.18	11	9
M201-1139		重信川	柳谷川	柳谷１号谷川	柳谷町	2.97	0.78	7	1
M201-1140		重信川	柳谷川	柳谷川支渓	柳谷町	0.33	0.05	15	5
M201-1141		重信川	五明川	大崎谷	恩地町	1.59	0.51	12	4
M201-1142		重信川	五明川	城山１号谷	城山町	0.32	0.04	17	3
M201-1143		重信川	五明川	城山２号谷	城山町	0.67	0.07	11	3
M201-1144		重信川	五明川	奥の谷川	神次郎町	0.14	0.02	23	7
M201-1145	○	重信川	石手川	西ノ谷川	東川町	0.40	0.05	28	5
M201-1146		重信川	石手川	大井野谷	大井野町	0.33	0.04	29	0
M201-1147	○	重信川	石手川	高為谷	米野町米野々	3.10	1.53	10	5
M201-1148	○	重信川	石手川	イヂノ川	大井野町	0.51	0.11	21	9
M201-1149		重信川	福見川	ツケ谷川	福見川町	0.23	0.03	26	7
M201-1150		重信川	福見川	川の郷谷川	川の郷町	0.52	0.10	14	0
M201-1151		重信川	福見川	川の郷谷川左	川の郷町	0.43	0.05	29	1
M201-1152	○	重信川	福見川	戸坂谷	川の郷町	1.32	0.65	19	0
M201-1153		重信川	福見川	井河谷川	河中町	0.52	0.10	23	0
M201-1154	○	重信川	福見川	谷山谷川	藤野町	0.98	0.38	15	7

渓流番号	砂防指定地	水系名	河川名	渓流名	所在地	流域概要			人家戸数
						渓流長 (Km)	流域面積 (Km²)	平均渓床勾配 (°)	
M201-1155		重信川	横谷川	横谷	食場町	0.64	0.31	12	0
M201-1156	○	重信川	石手川	山手谷川	高野町	0.22	0.01	20	74
M201-1376	○	重信川	石手川	上高野谷川	上高野町	0.24	0.02	33	31
M201-1157	○	重信川	石手川	高野谷川	高野町	0.79	0.33	7	46
M201-1158		重信川	石手川	市之井手谷	溝辺町	0.64	0.03	8	14
M201-1159	○	重信川	草葉川	畑寺谷川	東野４丁目	0.64	0.31	10	107
M201-1160		重信川	川附川	畑寺２号谷	畑寺町	0.35	0.08	27	0
M201-1161	○	重信川	川附川	畑寺１号谷	畑寺町	0.48	0.11	23	105
M201-1162		重信川	川附川	大谷川	畑寺町	0.48	0.10	22	66
M201-1163		重信川	堀越川	三蔵谷	鷹子町	0.18	0.04	12	16
M201-1164		重信川	堀越川	八ッ谷	鷹子町	0.21	0.02	13	9
M201-1165		重信川	堀越川	鷹子谷	鷹子町	0.23	0.02	22	1
M201-1166		重信川	堀越川	下谷の内川	平井町	0.31	0.08	17	52
M201-1167		重信川	堀越川	上谷の内川	平井町	0.34	0.06	14	1
M201-1168		重信川	堀越川	カイナゴ谷川	平井町今吉	0.65	0.11	11	13
M201-1169		重信川	堀越川	谷ノ内沢	平井町今吉	1.08	0.61	10	6
M201-1170		重信川	小野川	上の谷川	平井町	0.31	0.03	20	5
M201-1171		重信川	小野川	小野１号谷	北梅本町	0.44	0.04	17	8
M201-1172		重信川	小野川	小野２号谷	北梅本町	0.23	0.02	10	7
M201-1173		重信川	悪社川	長谷	北梅本町	0.99	0.28	14	0
M201-1174		重信川	内川	若宮谷	津吉町	1.21	0.45	13	11
M201-1175		重信川	内川	本谷	津吉町	0.24	0.02	17	14
M201-1176		重信川	内川	津吉東	津吉町	0.12	0.01	28	14
M201-1177		重信川	御坂川	津吉１号谷	津吉町	0.62	0.14	16	13
M201-1178		重信川	御坂川	窪野４号谷	窪野町関谷	0.29	0.05	10	2
M201-1179		重信川	御坂川	菅谷川	窪野町上関谷	1.04	0.20	18	12
M201-1180		重信川	御坂川	菅谷川東	窪野町上関谷	0.25	0.02	12	9
M201-1181		重信川	御坂川	除　川	窪野町丹波	0.44	0.05	12	5
M201-1182	○	重信川	御坂川	窪野８号谷	窪野町北谷	2.08	1.21	18	12
M201-1183		重信川	御坂川	窪野３号谷	窪野町北谷	0.75	0.14	11	3
M201-1184		重信川	御坂川	窪野２号谷	窪野町中組	1.13	0.25	0	19
M201-1185	○	重信川	御坂川	窪野１号谷	窪野町中組	2.60	1.13	16	19

渓流番号	砂防指定地	水系名	河川名	渓流名	所在地	流域概要			人家戸数
						渓流長 (Km)	流域面積 (Km²)	渓床平均勾配 (°)	
M201-1186	○	重信川	御坂川	裏の谷川	窪野町桜	1.78	0.73	17	15
M201-1187		重信川	御坂川	久谷６号谷	久谷町榎	0.28	0.07	21	4
M201-1188		重信川	御坂川	久谷13号谷	久谷町榎	0.38	0.03	16	3
M201-1189		重信川	御坂川	鳥谷川	久谷町中組	0.54	0.06	12	10
M201-1190	○	重信川	御坂川	久谷３号谷	久谷町奥久谷	1.12	0.98	18	5
M201-1191		重信川	御坂川	久谷川	久谷町奥久谷	0.18	0.01	29	0
M201-1192		重信川	御坂川	久谷川	久谷町	0.47	0.11	20	1
M201-1193	○	重信川	御坂川	山池田川	久谷町中組	1.36	0.80	11	7
M201-1194		重信川	御坂川	裏の谷川	久谷町中組	0.29	0.05	15	7
M201-1195		重信川	御坂川	久谷２号谷	久谷町野中	1.37	0.47	10	10
M201-1196		重信川	御坂川	ナガソ谷川	久谷町坂本	0.39	0.05	14	11
M201-1197		重信川	御坂川	浄瑠璃２号谷	浄瑠璃町	0.37	0.05	15	7
M201-1198		重信川	御坂川	浄瑠璃１号谷	浄瑠璃町	0.76	0.11	17	5
M201-1199		重信川	御坂川	恵原１号谷	浄瑠璃町	0.87	0.34	14	10
M201-1200		重信川	御坂川	恵原２号谷	浄瑠璃町	0.74	0.18	15	8
M201-1201		重信川	御坂川	西野谷	西野町	0.40	0.05	14	7
M201-1202	○	重信川	御坂川	東谷川	西野町	0.39	0.05	11	7
M201-1203		重信川	御坂川	西野１号谷	西野町	0.19	0.02	15	9
M201-1204		重信川	御坂川	シマリ池	西野町	0.44	0.11	15	12
M201-1205		重信川	御坂川	十歩池	西野町	0.64	0.24	8	15

北条－８２箇所　　（令和６年10月時点）

渓流番号	砂防指定地	水系名	河川名	渓流名	所在地	流域概要			人家戸数
						渓流長 (Km)	流域面積 (Km²)	渓床平均勾配 (°)	
M211-1207	○	仙波川	仙波川	浅海本谷１号	浅海本谷	0.24	0.27	11	30
M211-1208		仙波川	仙波川	浅海本谷４号	浅海本谷	0.37	0.61	9	11
M211-1209		山本川	山本川	原１号川	浅海原	0.05	0.05	17	5
M211-1210		山本川	山本川	味栗３号谷	浅海原	0.34	0.70	12	14
M211-1211		山本川	山本川	味栗２号谷	浅海原	0.07	0.02	12	6
M211-1212		山本川	山本川	味栗４号谷	浅海原	0.20	0.14	14	10
M211-1213		山本川	山本川	味栗１号谷	浅海原	0.14	0.08	17	6
M211-1214		山本川	山本川	京ヶ森谷	浅海原	0.05	0.03	17	14
M211-1215				大浦３号谷	大浦	0.08	0.01	22	21
M211-1216				大浦２号谷	大浦	0.11	0.04	12	24
M211-1217				大浦１号谷	大浦	0.04	0.01	14	0
M211-1218		石風呂川	石風呂川	石風呂１号谷	下難波	0.11	0.05	13	5
M211-1219		谷川	谷川	石風呂２号谷	下難波	0.22	0.05	15	6
M211-1220		谷川	谷川	下難波１号谷	下難波	0.19	0.04	12	13
M211-1221	○	谷川	谷川	鴻之坂谷	下難波	0.34	0.08	9	13
M211-1222		谷川	谷川	下難波２号谷	下難波	0.04	0.04	19	11
M211-1223		谷川	谷川	テギ谷	中通	0.47	0.44	8	24
M211-1224		谷川	谷川	中通谷	中通	0.06	0.06	22	18
M211-1225		谷川	石風呂川	寺の谷川	上難波	0.19	0.12	10	13
M211-1226		谷川	谷川	上難波谷	上難波	0.20	0.10	13	18
M211-1227		谷川	石風呂川	大阪川	上難波	0.20	0.14	17	22
M211-1228		立岩川	立岩川	庄１号谷	庄	0.09	0.03	17	17
M211-1229	○	立岩川	立岩川	庄２号谷	庄	0.11	0.02	17	10
M211-1230		立岩川	立岩川	庄３号谷	庄	0.13	0.04	17	5
M211-1231	○	立岩川	荻原川	才之原下	才之原	0.05	0.03	17	11
M211-1232		立岩川	立岩川	才之原下	才之原	0.13	0.06	19	7
M211-1233		立岩川	荻原川	小山田中谷	小山田	0.11	0.01	8	5
M211-1234		立岩川	小山田川	寺谷川	小山田	0.16	0.20	11	5
M211-1235		立岩川	荻原川	小山田上谷	小山田	0.03	0.02	9	3
M211-1236	○	立岩川	坊田川	坊田１号谷	小山田	0.11	0.08	13	5

渓流番号	砂防指定地	水系名	河川名	渓流名	所在地	流域概要			人家戸数
						渓流長 (Km)	流域面積 (Km²)	平均渓床勾配 (°)	
M211-1237	○	立岩川	坊田川	坊田２号谷	小山田	0.06	0.43	9	10
M211-1238		立岩川	小山田川	猿川原谷	猿川原	0.02	0.04	14	15
M211-1239	○	立岩川	立岩川	大遊寺４号谷	猿川	0.04	0.03	14	6
M211-1240		立岩川	儀式川	儀式１号谷	儀式	0.08	0.06	18	6
M211-1241	○	立岩川	立岩川	明神谷川	立岩米之野	1.22	1.06	17	8
M211-1242	○	立岩川	立岩川	中村１号谷	立岩中村	0.22	0.08	16	5
M211-1243	○	立岩川	立岩川	猿川川	猿川	2.79	1.45	22	22
M211-1244		立岩川	立岩川	河原上川	猿川	2.20	1.11	13	12
M211-1245		立岩川	立岩川	猪木５号谷	猪木	0.10	0.03	14	2
M211-1246		立岩川	立岩川	滝本川	猪木	1.46	0.76	15	9
M211-1247		立岩川	立岩川	猪木川	猪木	0.47	0.18	14	9
M211-1248		立岩川	立岩川	猪木４号谷	猪木	0.65	0.14	13	9
M211-1249		立岩川	立岩川	神田２号谷	正岡神田	0.22	0.04	14	11
M211-1250		立岩川	立岩川	神田１号谷	正岡神田	0.08	0.08	18	6
M211-1251		立岩川	院内川	高田谷	高田	0.05	0.03	20	13
M211-1252		立岩川	院内川	院内１号谷	院内	0.31	0.12	11	7
M211-1253		立岩川	立岩川	日浦川	院内	0.15	0.04	13	6
M211-1254		立岩川	院内川	院内２号谷	院内	0.13	0.06	13	5
M211-1255		立岩川	立岩川	寺谷川	高田	0.04	0.05	19	9
M211-1256		河野川	河野川	宮内谷	宮内	0.08	0.03	13	10
M211-1257		河野川	河野川	善応寺谷	善応寺	0.03	0.06	25	7
M211-1258	○	河野川	河野川	横谷谷	横谷	2.23	3.35	11	14
M211-1259		河野川	河野川	善応寺２号谷	善応寺	0.11	0.04	13	8
M211-1260		高山川	高山川	川上	河野高山	0.04	0.02	23	9
M211-1261	○	高山川	高山川	高山谷	河野高山	2.22	1.32	8	15
M211-1262		高山川	高山川	佐古１号谷	佐古	0.09	0.04	18	15
M211-1263	○	高山川	高山川	佐古２号谷	佐古	0.06	0.02	17	35
M211-1264		高山川	高山川	夏目１号谷	夏目	0.07	0.01	17	0
M211-1265		高山川	高山川	夏目２号谷	夏目	0.12	0.04	12	29
M211-1266		高山川	高山川	夏目３号谷	夏目	0.05	0.03	20	20

渓流番号	砂防指定地	水系名	河川名	渓流名	所在地	流域概要			人家戸数
						渓流長 (Km)	流域面積 (Km²)	渓床平均勾配 (°)	
M211-1267		片平川	片平川	苞木谷	苞木	0.25	0.13	11	25
M211-1268		片平川	片平川	鹿峰谷	鹿峰	0.03	0.07	15	5
M211-1269		粟井川	粟井川	常竹谷	常竹	0.48	0.18	7	10
M211-1270		粟井川	粟井川	本谷１号	本谷	0.03	0.03	13	17
M211-1271		粟井川	粟井川	本谷２号	本谷	0.06	0.07	14	18
M211-1272		粟井川	粟井川	本谷３号	本谷	0.06	0.03	14	12
M211-1273	○	粟井川	粟井川	麓川	麓	0.99	1.15	11	7
M211-1274	○	粟井川	粟井川	麓ノ組川	麓	0.20	0.06	19	8
M211-1275	○	粟井川	麓川	麓２号谷	麓	0.16	0.08	9	10
M211-1276	○	粟井川	粟井川	客川	客	1.12	0.57	6	14
M211-1277	○	粟井川	長井方川	麓１号谷	麓	0.19	0.07	10	11
M211-1278	○	粟井川	粟井川	客上川	客	0.60	0.16	8	11
M211-1279		粟井川	長井方川	長井方谷	客	0.05	0.07	26	12
M211-1280		粟井川	粟井川	西谷２号	西谷	0.07	0.04	15	8
M211-1281		粟井川	粟井川	西谷１号	西谷	0.31	0.07	10	10
M211-1282		粟井川	粟井川	大西３号谷	大西谷	0.08	0.03	14	6
M211-1283		粟井川	粟井川	本谷５号	本谷	0.06	0.03	15	2
M211-1284		粟井川	粟井川	和田谷	和田	0.12	0.02	13	8
M211-1285		払川	払川	磯河内谷	磯河内	0.32	0.02	10	7
M211-1286	○	払川	払川	小川谷	小川	0.10	0.04	17	63
M211-1287				光洋２号谷	光洋台	0.17	0.09	12	81
M211-1288				光洋１号谷	光洋台	0.07	0.01	17	117

中島－６０箇所　　（令和６年10月時点）

渓流番号	砂防指定地	水系名	河川名	渓流名	所在地	流域概要			人家戸数
						渓流長 (Km)	流域面積 (Km²)	渓床平均勾配 (°)	
M363-1316				大泊谷	中島粟井	0.07	0.02	27	5
M363-1317				瀧満川	中島粟井	0.18	0.11	16	13
M363-1318				ヒラマツ川	中島大浦	0.21	0.05	13	0
M363-1319				ミヤケ川	中島大浦	0.12	0.09	18	6
M363-1320				浜小路川	中島大浦	0.14	0.02	21	5
M363-1321		中村川	中村川	中村川	中島大浦	0.37	0.06	24	0
M363-1322	○	中村川	中村川	奥谷川	中島大浦	0.73	0.16	11	16
M363-1323		山狩川	久主神川	ミヤノサコ川	中島大浦	0.24	0.07	19	7
M363-1324	○	山狩川	山狩川	シリナシ川	中島大浦	0.36	0.33	17	12
M363-1325	○	山狩川	山狩川	イキマサ川	中島大浦	0.50	0.09	17	11
M363-1326	○	山狩川	山狩川	山狩川	中島大浦	0.32	0.33	12	10
M363-1327		山狩川	山狩川	マツヲ谷	中島大浦	0.15	0.04	22	13
M363-1328	○			ジンデ川	小浜	0.17	0.14	17	7
M363-1329				イエキ川	小浜	0.21	0.03	21	5
M363-1330				ヘイジリ川	小浜	0.16	0.06	16	12
M363-1331	○			ボウノヲク川	長師	0.23	0.12	19	11
M363-1332		天神川	天神川	タケノウエ川	宮野	0.33	0.06	15	3
M363-1333	○	天神川	天神川	天神川	宮野	0.26	0.99	11	7
M363-1334		天神川	天神川	シバハラ川	宮野	0.34	0.16	24	17
M363-1335				新地１号谷	神浦	0.19	0.03	23	9
M363-1336				新地川	神浦	0.24	0.03	19	7
M363-1337				カジヤ川	神浦	0.21	0.07	13	12
M363-1338				イド川	神浦	0.15	0.11	11	7
M363-1339		皇ノ川	皇ノ川	ナガサカ川	神浦	0.15	0.04	9	5
M363-1340				キョウメン川	神浦	0.18	0.04	25	0
M363-1341	○		天満川	岡ノ川	宇和間	0.08	0.19	21	5
M363-1342				由利野川	熊田	0.22	0.04	20	2
M363-1343	○	大川	大川	大川	熊田	0.45	0.29	17	5
M363-1344	○	大川	大川	大川	熊田	0.53	0.49	16	5
M363-1345	○			ミズシリ川	熊田	0.25	0.04	22	7

渓流番号	砂防指定地	水系名	河川名	渓流名	所在地	流域概要			人家戸数
						渓流長 (Km)	流域面積 (Km²)	平均渓床勾配 (°)	
M363-1346			大久保川	長畑川	吉木	0.45	0.26	14	1
M363-1347	○	千歳川	千歳川	大谷	吉木	0.72	0.30	15	24
M363-1348		千歳川	千歳川	山毛谷	吉木	0.24	0.05	24	23
M363-1349	○		栄川	西栄川	吉木	0.57	0.71	16	5
M363-1350	○			日ノ浦川	饒	0.43	0.16	16	9
M363-1351	○			奥の山川	饒	0.14	0.03	20	30
M363-1352	○			坂の奥川	饒	0.15	0.09	11	28
M363-1353	○		本郷川	本郷川黒岩川	畑里	0.20	0.18	17	6
M363-1354				野忽那谷川	野忽那	0.26	0.03	19	14
M363-1355				西明神ヶ谷川	野忽那	0.11	0.01	27	17
M363-1356				南土井川	睦月	0.37	0.04	21	33
M363-1357				北土井川	睦月	0.60	0.06	19	40
M363-1358				宮前川	睦月	0.70	0.07	19	38
M363-1359				田地川	睦月	0.47	0.04	22	43
M363-1360				古屋谷	二神	0.11	0.01	17	0
M363-1361				カゲ２号谷	二神	0.39	0.06	22	2
M363-1362				津和地谷	津和地	0.18	0.04	23	13
M363-1363				東川	津和地	0.23	0.03	30	13
M363-1364				大久保川	津和地	0.88	0.08	24	35
M363-1365				上松川	津和地	0.24	0.07	25	55
M363-1366				タルミ川	津和地	0.44	0.07	24	5
M363-1367				村ノ内３号谷	上怒和	0.29	0.03	20	3
M363-1368				村ノ内１号谷	上怒和	0.26	0.03	24	27
M363-1369				村ノ内２号谷	上怒和	0.65	0.06	26	27
M363-1370				南大河原川	上怒和	0.60	0.04	15	24
M363-1371	○			北大河原川	上怒和	0.56	0.04	23	34
M363-1372				行出田川	元怒和	0.83	0.08	20	29
M363-1373				森ノ上川	元怒和	0.41	0.04	20	6
M363-1374	○			流谷川	元怒和	1.25	0.10	17	7
M363-1375	○			大久保川	元怒和	0.68	0.10	22	10

土石流危険渓流　Ⅱ　一覧表

松山－１０８箇所　　（令和６年10月時点）

渓流番号	砂防指定地	水系名	河川名	渓流名	所在地	流域概要			人家戸数
						渓流長 (Km)	流域面積 (Km²)	平均渓床勾配 (°)	
M201-2001				鷲ケ巣１号谷	由良町	0.25	0.05	12	4
M201-2002					由良町	0.15	0.04	19	1
M201-2003				北浦１号谷	由良町	0.17	0.02	15	4
M201-2004				門田谷	門田町	0.36	0.07	9	1
M201-2005	○	丹田川	丹田川	泊３号谷	泊町	0.60	0.17	14	4
M201-2006		宮前川	宮前川	新浜谷川	新浜町	0.17	0.02	9	1
M201-2007		宮前川	宮前川	石風呂１号谷	石風呂町	0.13	0.02	17	1
M201-2008			太山寺川		太山寺町	0.27	0.03	12	4
M201-2009		宮前川	宮前川		北山町	0.12	0.01	13	1
M201-2010		宮前川	宮前川		北山町	0.35	0.06	14	1
M201-2011		宮前川	宮前川	北山２号谷	北山町	0.21	0.07	20	1
M201-2012		宮前川	宮前川		北山町	0.11	0.02	14	3
M201-2013			宮前川		北斎院町	0.22	0.04	16	1
M201-2014			宮前川	清水北谷川	北斎院町	0.33	0.09	12	3
M201-2015		宮前川	宮前川		別府町	0.16	0.02	16	4
M201-2016				大谷川支流	堀江町	0.19	0.04	11	4
M201-2017				大谷川	堀江町	0.37	0.16	10	2
M201-2018				堀江東谷川	堀江町	0.23	0.06	13	2
M201-2019		権現川	権現川		権現町	0.26	0.12	13	2
M201-2020		権現川	権現川		権現町	0.30	0.02	11	2
M201-2021		権現川	権現川		権現町	0.39	0.04	10	2
M201-2022		明神川	明神川		福角町	0.27	0.04	15	2
M201-2023		大　川	吉藤川	汐見ホテル裏	吉藤５丁目	0.30	0.03	11	3
M201-2024		大　川	吉藤川	吉藤６号谷	吉藤５丁目	0.26	0.07	19	1
M201-2025		大　川	吉藤川		吉藤５丁目	0.13	0.02	17	3
M201-2026		大　川	吉藤川		吉藤５丁目	0.15	0.02	15	1
M201-2027		大　川	吉藤川	吉藤３号谷	吉藤５丁目	0.24	0.07	18	1
M201-2028		宮前川	宮前川	東山谷川	東山町	0.18	0.03	12	4
M201-2029		久万川	久万川	船ケ谷川	船ケ谷町	0.44	0.12	7	3
M201-2030		太山寺川	太山寺川	太山寺１号谷	太山寺町	0.63	0.11	8	4

渓流番号	砂防指定地	水系名	河川名	渓流名	所在地	流域概要			人家戸数
						渓流長 (Km)	流域面積 (Km²)	平均渓床勾配 (°)	
M201-2031		重信川	石手川	溝辺５号谷	溝辺町	0.22	0.02	9	2
M201-2032		重信川	石手川	塚谷川	溝辺町	0.27	0.04	24	3
M201-2033		重信川	石手川	日室池谷	下伊台町氷室	0.21	0.03	13	3
M201-2034		重信川	石手川	大谷西	食場町	0.64	0.09	8	1
M201-2035		重信川	石手川	大谷東	食場町	0.64	0.04	14	3
M201-2036		重信川	伊台川	食場谷	食場町	0.14	0.02	20	2
M201-2037		重信川	白水川	下伊台１号谷	下伊台町	0.15	0.01	18	4
M201-2038		重信川	伊台川		下伊台町松組	0.65	0.16	9	1
M201-2039		重信川	伊台川	本村川	下伊台町本村	0.43	0.05	13	4
M201-2040		重信川	実　川	実川谷	上伊台町	0.09	0.03	24	4
M201-2041		重信川	実川		上実川	0.52	0.14	13	4
M201-2042		重信川	実川		下伊台町下実川	1.53	0.44	7	1
M201-2043		重信川	伊台川	笹谷川	下伊台町勝岡	0.87	0.20	10	3
M201-2044		重信川	伊台川		下伊台町	0.70	0.11	14	1
M201-2045		重信川	石手川	菅谷川	上菅谷	0.55	0.18	15	2
M201-2046		重信川	石手川	菅谷川	上菅谷	0.63	0.15	9	3
M201-2047	○	重信川	石手川	菅谷川	末　町	0.80	0.40	9	3
M201-2048		重信川	石手川	菅谷川	上菅谷	0.17	0.04	16	3
M201-2049		重信川	石手川	湯山２号谷	湯山柳	0.48	0.13	21	4
M201-2050		重信川	菅谷川		神次郎町	0.25	0.04	13	1
M201-2051		重信川	菅沢川	菅沢12号谷	菅沢町	0.82	0.19	9	2
M201-2052		重信川	菅沢川	菅沢11号谷	菅沢町五明	0.23	0.02	10	3
M201-2053		重信川	菅谷川		菅沢町惣門	0.34	0.04	5	3
M201-2054		重信川	菅沢川	菅沢川支渓	菅沢町五明	0.22	0.02	8	2
M201-2055		重信川	菅沢川	菅沢川支渓	菅沢町五明	0.28	0.03	10	3
M201-2056		重信川	柳谷川		城山町	0.27	0.04	14	1
M201-2057		重信川	五明川	恩地１号谷	恩地町	2.14	1.01	12	4
M201-2058		重信川	五明川	恩地谷川	恩地町	1.95	0.65	11	1
M201-2059		重信川	五明川		恩地町	0.41	0.05	13	1
M201-2060		重信川	福見川	水口谷川	水口町	2.75	1.31	10	1
M201-2061		重信川	福見川	オステ谷､北谷	福見川町	2.36	3.02	16	1
M201-2062		重信川	青波谷川	猪の谷川	青波町	0.55	0.08	14	3
M201-2063		重信川	石手川		宿野町	1.03	0.38	28	1

渓流番号	砂防指定地	水系名	河川名	渓流名	所在地	流域概要			人家戸数
						渓流長 (Km)	流域面積 (Km²)	渓床平均勾配 (°)	
M201-2064		重信川	石手川	白岩谷	溝辺町大潰	0.64	0.13	16	1
M201-2065		重信川	堀越川	芝ヶ谷	鷹子町	0.37	0.05	24	1
M201-2066		重信川	堀越川	柳ヶ谷	平井町今吉	0.84	0.15	12	4
M201-2067		重信川	堀越川		平井町山田	0.25	0.02	14	4
M201-2068		重信川	堀越川	星ヶ谷	平井町山田	0.29	0.05	12	3
M201-2069		重信川	小野川		平井町	0.16	0.01	18	2
M201-2070		重信川	小野川	立割谷川	平井町	0.26	0.03	19	4
M201-2071		重信川	小野川	北梅２号谷	北梅本町	0.49	0.08	12	2
M201-2072		重信川	小野川	山ノ神谷	平井町	0.45	0.05	20	2
M201-2073		重信川	小野川	マイゴ谷川	平井町	0.43	0.04	20	2
M201-2074		重信川	小野川	一の谷	平井町	1.38	0.52	14	1
M201-2075		重信川	小野川	小野４号谷	小野町	0.81	0.19	17	3
M201-2076		重信川	悪社川		北梅本町	0.31	0.04	16	3
M201-2077		重信川	悪社川	北梅３号谷	北梅本町	0.23	0.02	14	3
M201-2078		重信川	悪社川	ツル谷	北梅本町	0.36	0.10	16	2
M201-2079		重信川	御坂川	五所ケ谷川	津吉町	1.16	0.24	13	3
M201-2080		重信川	御坂川	津吉２号谷	津吉町	0.45	0.07	14	4
M201-2081		重信川	御坂川	中野谷	津吉町	0.61	0.11	14	2
M201-2082		重信川	御坂川	東方１号谷	東方町矢谷	0.24	0.02	15	4
M201-2083		重信川	御坂川	東方２号谷	東方町	0.31	0.04	13	2
M201-2084		重信川	御坂川		東方町	1.24	0.43	12	1
M201-2085		重信川	御坂川	下林谷	窪野町上関谷	0.51	0.11	20	2
M201-2086		重信川	御坂川	窪野10号谷	窪野町宮方	0.18	0.01	25	3
M201-2087		重信川	御坂川	宮方川	窪野町宮方	0.18	0.01	21	1
M201-2088	○	重信川	御坂川	窪野９号谷	窪野町宮方	1.34	0.65	9	4
M201-2089		重信川	御坂川	窪野裏川	窪野町北谷	0.37	0.08	12	2
M201-2090		重信川	御坂川	窪野７号谷	窪野町桜	0.14	0.01	15	1
M201-2091		重信川	御坂川		窪野町桜	0.25	0.02	28	2
M201-2092		重信川	御坂川	窪野５号谷	窪野町桜	0.73	0.11	18	1
M201-2093		重信川	御坂川	久谷12号谷	久谷町榎	0.45	0.07	16	3
M201-2094		重信川	御坂川	久谷11号谷	久谷町	0.39	0.06	12	1

渓流番号	砂防指定地	水系名	河川名	渓流名	所在地	流域概要			人家戸数
						渓流長 (Km)	流域面積 (Km²)	渓床平均勾配 (°)	
M201-2095		重信川	御坂川	久谷10号谷	久谷町蛇の釜	0.41	0.05	14	2
M201-2096		重信川	御坂川	久谷川	久谷町奥久谷	0.24	0.02	21	1
M201-2097		重信川	御坂川	久谷川	久谷町奥久谷	0.25	0.02	26	3
M201-2098		重信川	御坂川	久谷５号谷	久谷町久谷	0.42	0.05	10	1
M201-2099		重信川	御坂川	久谷９号谷	久谷町奥久谷	0.60	0.11	25	3
M201-2100	○	重信川	御坂川	久谷８号谷	久谷町奥久谷	2.30	2.68	12	3
M201-2101		重信川	御坂川	庚申川	久谷町矢谷	0.76	0.27	19	3
M201-2102		重信川	御坂川	山池田川	久谷町蛇の釜	1.28	0.35	14	3
M201-2103		重信川	御坂川	久谷７号谷	久谷町中組	0.54	0.11	13	3
M201-2104		重信川	御坂川	久谷14号谷	久谷町	0.30	0.03	19	1
M201-2105		重信川	御坂川		久谷町上関谷	1.26	0.63	9	3
M201-2106		重信川	御坂川	久谷１号谷	久谷町坂本	0.40	0.05	15	1
M201-2107		重信川	御坂川	恵原３号谷	恵原町	0.42	0.13	15	3
M201-2108		重信川	御坂川	恵原４号谷	恵原町	0.28	0.04	14	1

北条－４７箇所　　（令和６年10月時点）

渓流番号	砂防指定地	水系名	河川名	渓流名	所在地	流域概要			人家戸数
						渓流長 (Km)	流域面積 (Km²)	平均渓床勾配 (°)	
M211-2110	○	仙波川	仙波川	浅海本谷２号	浅海本谷	0.44	0.25	9	1
M211-2111		山本川	山本川	原２号川	浅海原	0.07	0.10	17	1
M211-2112		山本川	山本川	味栗５号谷	浅海原	0.14	0.18	10	2
M211-2113		石風呂川	石風呂川	新城川	下難波	0.06	0.03	20	3
M211-2114		谷川	谷川	石風呂３号谷	下難波	0.23	0.04	13	4
M211-2115		小久保川	荻原川	荻原２号谷	荻原	0.06	0.03	14	1
M211-2116		立岩川	荻原川	荻原１号谷	萩原	0.11	0.31	8	1
M211-2117		立岩川	荻原川	荻原３号谷	萩原	0.21	0.32	11	4
M211-2118		立岩川	立岩川	尾儀原下川	尾儀原	0.12	0.10	15	3
M211-2119		立岩川	荻原川	小山田谷	小山田	0.07	0.04	20	3
M211-2120		立岩川	荻原川	小山田下谷	小山田	0.04	0.05	21	3
M211-2121		立岩川	立岩川	大遊寺２号谷	猿川	0.05	0.04	11	3
M211-2122		立岩川	立岩川	大遊寺１号谷	猿川	0.12	0.43	9	3
M211-2123		立岩川	立岩川	儀式６号谷	儀式	0.06	0.03	14	1
M211-2124		立岩川	儀式川	儀式４号谷	儀式	0.06	0.05	14	2
M211-2125		立岩川	儀式川	儀式３号谷	儀式	0.12	0.03	16	3
M211-2126		立岩川	儀式川	儀式２号谷	儀式	0.06	0.02	15	4
M211-2127		立岩川	庄府川	天神谷川	庄府	0.05	0.02	17	3
M211-2128	○	立岩川	庄府川	庄府２号谷	庄府	0.08	0.11	18	2
M211-2129		立岩川	庄府川	庄府３号谷	庄府	0.06	0.25	20	1
M211-2130		立岩川	立岩川	米之野１号谷	立岩米之野	0.31	0.05	12	4
M211-2131		立岩川	庄府川	庄府１号谷	庄府	0.49	0.52	16	4
M211-2132	○	立岩川	立岩川	宝坂川	立岩米之野	3.38	2.82	8	4
M211-2133	○	立岩川	立岩川	米之野原川	立岩米之野	0.76	0.37	15	4
M211-2134	○	立岩川	立岩川	米之野２号谷	立岩米之野	0.48	0.09	17	4
M211-2135	○	立岩川	立岩川	米之野替森川	立岩米之野	0.69	0.18	14	3
M211-2136		立岩川	立岩川	米之野３号谷	立岩米之野	0.13	0.03	21	1
M211-2137		立岩川	立岩川	間前川	立岩中村	2.31	1.55	11	2
M211-2138		立岩川	立岩川	田中川	立岩中村	0.39	0.14	20	1
M211-2139		立岩川	立岩川	中村２号谷	立岩中村	0.32	0.10	12	1

渓流番号	砂防指定地	水系名	河川名	渓流名	所在地	流域概要			人家戸数
						渓流長 (Km)	流域面積 (Km²)	渓床平均勾配 (°)	
M211-2140		立岩川	立岩川	大遊寺５号谷	猿川	0.15	0.02	13	4
M211-2141	○	立岩川	立岩川	大遊寺３号谷	猿川	0.04	0.02	16	4
M211-2142		立岩川	滝本川	滝本２号谷	滝本	0.41	0.11	15	1
M211-2143		立岩川	滝本川	滝本１号谷	滝本	0.07	0.02	17	2
M211-2144		立岩川	滝本川	猪木３号谷	猪木	0.18	0.02	20	3
M211-2145		立岩川	院内川	院内３号谷	院内	0.06	0.12	23	1
M211-2146		立岩川	院内川	猪木２号谷	猪木	0.37	0.16	14	1
M211-2147		立岩川	立岩川	院内川	猪木	0.87	0.24	16	1
M211-2148		立岩川	院内川	院内５号谷	院内	0.08	0.03	14	1
M211-2149	○	立岩川	浪田川	院内４号谷	院内	2.52	1.55	13	2
M211-2150	○	高山川	牛谷川	牛谷川	牛谷	0.56	0.09	14	3
M211-2151		粟井川	粟井川	麓谷	麓	0.20	0.13	11	3
M211-2152		粟井川	開添川	客２号谷	客	0.04	0.02	22	3
M211-2153		粟井川	開添川	客１号谷	客	0.10	0.05	13	3
M211-2154		粟井川	粟井川	西谷３号谷	西谷	0.14	0.39	11	1
M211-2155		粟井川	粟井川	本谷４号谷	本谷	0.09	0.04	14	2
M211-2156		重信川	九川川	九川谷	九川	0.17	0.04	19	1

中島－２６箇所　　（令和６年10月時点）

渓流番号	砂防指定地	水系名	河川名	渓流名	所在地	流域概要			人家戸数
						渓流長 (Km)	流域面積 (Km²)	平均渓床勾配 (°)	
M363-2192				クリヤ川	中島粟井	0.27	0.19	14	4
M363-2193	○	中村川	中村川	ミコノメ川	中島大浦	0.53	0.07	14	4
M363-2194	○	中村川	中村川	サコダ川	中島大浦	0.44	0.18	15	4
M363-2195	○	流内川	流内川	流内川	中島大浦	0.74	0.45	11	3
M363-2196	○	山狩川	山狩川	久主神川	中島大浦	0.51	0.26	12	4
M363-2197				ハマ川	小浜	0.22	0.04	15	2
M363-2198				奥池川	長師	0.15	0.15	15	3
M363-2199				昭和池川	長師	0.15	0.13	15	1
M363-2200				ヲナガシ川	宮野	0.09	0.15	14	1
M363-2201		天神川	天神川	タケノウエ川	宮野	0.32	0.11	12	3
M363-2202	○	天神川	大久保川	大久保川	宮野	0.39	0.17	14	3
M363-2203				トウノクボ川	神浦	0.11	0.14	29	4
M363-2204		皇ノ川	皇ノ川	コヲトノヲク川	神浦	0.32	0.07	19	1
M363-2205		皇ノ川	皇ノ川	カゲノヲク川	神浦	0.16	0.24	14	1
M363-2206				新地２号谷	神浦	0.21	0.02	21	4
M363-2207			栄川	寺ヶ市谷	吉木	0.21	0.03	19	2
M363-2208			栄川	サコ谷	吉木	0.18	0.10	18	4
M363-2209				畑里１号谷	畑里	0.30	0.12	25	3
M363-2210				半ノ田川	畑里	0.27	0.20	13	2
M363-2211				畑里２号谷	畑里	0.26	0.19	11	1
M363-2212				カゲ１号谷	二神	0.45	0.05	15	2
M363-2213				シャノキ谷	上怒和	0.26	0.03	23	1
M363-2214				大久保川	上怒和	0.38	0.04	22	1
M363-2215				村ノ内４号谷	上怒和	0.72	0.07	27	2
M363-2216				小原谷	元怒和	0.13	0.03	19	4
M363-2217				小原谷	元怒和	0.89	0.10	15	1

土石流危険渓流　Ⅲ　一覧表

松山－３６箇所　　（令和６年10月時点）

渓流番号	砂防指定地	水系名	河川名	渓流名	所在地	流域概要			人家戸数
						渓流長 (Km)	流域面積 (Km²)	平均渓床勾配 (°)	
M201-j001					高浜町６丁目	0.00	0.12	0	0
M201-j002					高浜町６丁目	0.00	0.04	0	0
M201-j003					高浜町６丁目	0.00	0.02	0	0
M201-j004					高浜町６丁目	0.00	0.26	0	0
M201-j005		宮前川	宮前川		石風呂町	0.00	0.03	0	0
M201-j006		宮前川	宮前川		古三津４丁目	0.00	0.02	0	0
M201-j007			大谷川		堀江町	0.00	0.07	0	0
M201-j008		郷谷川	郷谷川		権現町	0.00	0.04	0	0
M201-j009		郷谷川	郷谷川		権現町	0.00	0.10	0	0
M201-j010		権現川	権現川		福角町	0.00	0.02	0	0
M201-j011		権現川	権現川		福角町	0.00	0.02	0	0
M201-j012		大　川	吉藤川		吉藤４丁目	0.00	0.19	0	0
M201-j013		大　川	吉藤川		吉藤４丁目	0.00	0.03	0	0
M201-j014		太山寺川	太山寺川		太山寺町	0.00	0.09	0	0
M201-j015		重信川	伊台川		上伊台町	0.00	0.06	0	0
M201-j016		重信川	伊台川		上伊台町	0.00	0.01	0	0
M201-j017		重信川	伊台川		上伊台町	0.00	0.93	0	0
M201-j018		重信川	伊台川		上伊台町	0.00	0.08	0	0
M201-j019		重信川	実川		上実町	0.00	0.51	0	0
M201-j020		重信川	実川		上伊台町	0.00	0.13	0	0
M201-j021		重信川	実川		上伊台町	0.00	0.39	0	0
M201-j022		重信川	伊台川		下伊台町	0.00	0.15	0	0
M201-j023		重信川	石手川		宿野町	0.00	0.13	0	0
M201-j024		重信川	石手川		湯山柳木町	0.00	0.07	0	0
M201-j025		重信川	石手川		湯山柳木町	0.00	0.12	0	0
M201-j026		重信川	石手川		玉谷町	0.00	0.07	0	0
M201-j027		重信川	石手川		玉谷町	0.00	0.27	0	0
M201-j028		重信川	石手川		玉谷町	0.00	0.22	0	0
M201-j029		重信川	石手川		宿野町	0.00	1.22	0	0
M201-j030		重信川	横谷川		食場町	0.00	0.22	0	0

渓流番号	砂防指定地	水系名	河川名	渓流名	所在地	流域概要			人家戸数
						渓流長 (Km)	流域面積 (Km²)	平均渓床勾配 (°)	
M201-j031		重信川	石手川		溝辺町	0.00	0.32	0	0
M201-j032		重信川	小野川		北梅本町	0.00	0.20	0	0
M201-j033		重信川	小野川		小野川	0.00	0.07	0	0
M201-j034		重信川	悪社川		北梅本町	0.00	0.04	0	0
M201-j035		重信川	内川		津吉町	0.00	0.03	0	0
M201-j036		重信川	御坂川		東方町	0.00	0.37	0	0

北条－６箇所　　（令和６年10月時点）

渓流番号	砂防指定地	水系名	河川名	渓流名	所在地	流域概要			人家戸数
						渓流長 (Km)	流域面積 (Km²)	平均渓床勾配 (°)	
M211-J038				大浦４号谷	大浦	0.10	0.19	19	0
M211-J039		河野川	河野川	八反地谷	八反地	0.05	0.03	20	0
M211-J040		谷川	谷川	下難波３号谷	下難波	0.10	0.21	13	0
M211-J041		立岩川	立岩川	阿部ヶ谷	院内	0.28	0.26	13	0
M211-J042		谷川	谷川	上難波２号谷	上難波	0.21	0.06	13	0
M211-J043		粟井川	粟井川	安岡谷	安岡	0.09	0.06	13	0

資料〔２・８・４〕　崩壊土砂流出危険地区一覧表

松山－８４箇所　　（令和６年10月時点）

地区番号	位置		面積(ha)	公共施設等		保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	治山事業進捗状況
	大字	字		人家戸数	道路等					
201-001	泊町	御手洗	0.48	5	市	無	無	無	無	無
201-002	高浜町		0.44	30	県	有	無	無	無	概成
201-003	太山寺町	340	0.19	45	県	有	無	無	無	概成
201-004	姫原		0.29	45	市	有	無	無	無	概成
201-005	山越３丁目		0.86	60	市	無	無	無	無	無
201-006	吉藤５丁目	高城	0.17	7	県	無	無	無	無	無
201-007	久谷町	つづら川	10.39	18	市	有	無	無	無	一部概成
201-008	久谷町	平野	0.32	10	市	有	無	無	無	一部概成
201-009	窪野町	桜裏の谷	4.88	31	林	有	無	無	無	一部概成
201-010	窪野町	ガロウ	6.26	31	市	有	無	無	無	一部概成
201-011	窪野町	大谷	4.18	17	県	有	無	無	無	一部概成
201-013	神次郎町	坂口	0.22	12	県	有	無	無	無	一部概成
201-014	玉谷町	上の山	0.14	10	県	無	無	無	無	無
201-015	上総町	東谷	0.95	15	県	無	無	無	無	無
201-016	河中町	笠目谷	7.99	10	市	有	無	無	無	一部概成
201-017	青波町	仏谷	1.22	10	市	無	無	無	無	無
201-018	青波町	堂の谷	0.98	3	市	無	無	無	無	無
201-019	川の郷	トイタ	6.59	10	県	有	無	無	無	概成
201-020	河中町		0.42	10	県	無	無	無	無	概成
201-021	米野町	高爲	7.74	7	林	有	無	無	無	一部概成
201-022	米野町	鳴畑	6.88	10	林	有	無	無	無	概成
201-023	米野町	桧皮田	7.88		林	有	無	無	有	一部概成
201-024	宿野町		1.87	15	県	有	無	無	無	一部概成
201-025	米野町	石上	10.76	30	市	有	無	無	有	一部概成
201-026	米野町	長井田	4.77	30	県	有	無	無	有	一部概成
201-027	窪野町	引地山	0.63	50	県	有	無	無	無	一部概成
201-028	東方町		3.99	20	県	有	無	無	無	一部概成
201-029	窪野町	丹波	7.42	25	県	有	無	無	無	一部概成
201-030	青波町		1.63	15	市	有	無	無	無	概成
201-031	青波町	仏谷	0.63	20	市	無	無	無	無	無
201-032	久谷町	平野	1.18	15	県	有	無	無	無	一部概成
201-033	窪野町	櫻	0.33	5	県	有	無	無	無	一部概成
201-034	窪野町	櫻	0.57	10	県	有	無	無	有	一部概成

地区番号	位置		面積(ha)	公共施設等		保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	治山事業進捗状況
	大字	字		人家戸数	道路等					
201-035	窪野町	櫻	0.36	15	県	有	無	無	無	一部概成
201-036	窪野町		3.24	5	県	有	無	無	無	一部概成
201-037	上総町	東谷	0.47	15	県	無	無	無	無	無
201-038	河中町		0.68	5	県	有	無	無	無	概成
201-039	藤野町		1.85	20	県	無	有	無	無	一部概成
201-040	玉谷町	上の山	0.12	10	県	無	無	無	無	無
201-041	上伊台町		1.13	12	市	無	無	無	無	無
201-042	湯山柳		0.61	15	県	無	無	無	無	無
201-043	高浜町6丁目		0.28	10	県	無	無	無	無	無
201-044	米野町		7.66		林	有	無	無	有	一部概成
201-045	米野町		5.13		林	有	無	無	有	一部概成
201-046	窪野町		0.26	6	林	有	無	無	有	一部概成
201-047	川の郷町	小野谷	0.16		県	有	無	無	無	一部概成
201-048	北梅本町	尾股東池	1.08	3	林	有	無	無	無	概成
201-049	猿川		0.72	21		無	無	無	無	無
201-050	九川		0.24	14		有	無	無	無	無
201-051	九川		0.19	12		有	無	無	無	無
201-052	九川		0.05	12		有	無	無	無	無
201-053	九川		0.21	10		有	無	無	無	無
201-054	九川		0.14	12		有	無	無	無	概成
201-055	九川		0.09		県	有	無	無	無	一部概成
201-056	九川		0.13		県	有	無	無	無	一部概成
201-057	東川町	日浦	0.06		国	有	無	無	無	概成
201-058	水口町		0.76	37		有	無	無	無	無
201-059	川の郷町		0.33	7	県	有	無	無	無	未成
201-060	川の郷町		0.49		県	有	無	無	無	無
201-061	中島大浦		0.07		農	有	無	無	無	一部概成
201-062	饒		0.07	5	県	有	無	無	無	一部概成
201-063	吉木		0.22	36	県	有	無	無	無	概成
201-064	久谷町		0.56	20	市	無	無	無	無	無
201-065	中島大浦		0.34	25	農	有	無	無	無	一部概成
201-066	窪野町		0.99			有	無	無	無	一部概成
201-067	宮野		0.38	12	市	有	無	無	無	概成
201-068	畑里		0.54	20		有	無	無	無	一部概成
201-069	泊町		0.05		市	無	無	無	無	未成
201-070	米野町		0.53	7	国	有	無	無	無	一部概成
201-071	横谷		3.32	5	林	有	無	無	無	一部概成

地区番号	位置		面積(ha)	公共施設等		保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	治山事業進捗状況
	大字	字		人家戸数	道路等					
201-073	米野町		5.38		県	有	無	無	無	一部概成
201-074	宇和間		0.64		県	有	無	無	無	概成
201-077	川の郷町		0.40		農	有	無	無	無	概成
201-078	吉木	堀田	0.69	6	県	有	無	無	無	概成
201-079	神浦		0.01		県	有	無	無	無	無
201-080	長師	ボウノヲク	0.68	25	県	有	無	無	無	無
201-081	米野町		1.50	11	林	有	無	無	有	構成
201-082	庄府		0.24		林	有	無	無	無	無
201-084	庄府		0.85	6	市	有	無	無	無	一部構成
201-085	窪野町		0.66	8	市	有	無	無	無	一部概成
201-086	窪野町		0.48		林	有	無	無	無	一部概成
201-087	猿川		2.34	10	県	有	無	有	無	未成
201-088	九川		2.86		林	有	無	無	無	無
201-089	上怒和		1.20		農	有	無	有	無	一部構成
計	－	－	154.69	1.161	－	67	0	2	8	－

※地区番号201-046～201-062は、平成17年の合併以降に追加されたものである為、松山に計上している。

北条－２９箇所　　（令和６年10月時点）

地区番号	位置		面積(ha)	公共施設等		保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	治山事業進捗状況
	大字	字		人家戸数	道路等					
211-001	上灘波	池ノ奥	0.28	15	市	有	無	無	無	概成
211-002	猪木		0.53	7		無	無	無	無	無
211-003	才之原	籠田	0.24	8	県	有	無	無	無	概成
211-004	儀式	宮崎	0.23	6	市	有	無	無	無	概成
211-005	立岩中村	土井	0.65	20	市	無	無	無	無	無
211-006	猿川	黒石	13.55	10	市	有	無	無	無	一部概成
211-007	猪木	参川道	12.36	6	市	有	無	無	無	一部概成
211-008	猪木	大本	0.85	7		有	無	無	無	一部概成
211-009	河野高山	上ノ山	0.12	28	市	有	無	無	無	概成
211-010	九川	市俊	4.32	10	県	有	無	無	無	概成
211-011	麓町	足谷	118.8	15	市	無	無	無	無	無
211-012	客	福幸山	0.50	11	県	有	無	無	無	概成
211-013	牛谷	弐反地	1.56	20	市	無	無	無	無	無
211-014	浅海本谷	通谷	0.25	55	市	無	無	無	無	無
211-015	庄府		0.04	8	県	有	無	無	無	一部概成
211-016	庄府	白石	0.07	15	県	有	無	無	無	一部概成
211-017	横谷	天神	1.74	15	市	有	無	無	無	概成
211-018	立岩米之野	桧尾	1.77	30	市	有	無	無	無	一部概成
211-019	上灘波	河野高山	0.86	11	市	有	無	無	無	無
211-020	立岩米之野	猪谷	0.07	4	市	有	無	無	無	概成
211-021	立岩米之野	三宝	0.36	10	市	有	無	無	有	一部概成
211-022	立岩米之野	松尾	2.00	30	県	有	無	無	無	一部概成
211-023	立岩米之野	中谷	2.76	30	県	有	無	無	無	一部概成
211-024	猿川		10.48	144		有	無	無	有	概成
211-025	立岩米之野		3.08	12	市	有	無	無	有	一部概成
211-026	立岩米之野		2.82	15	県	有	無	無	無	一部概成
211-027	滝本		0.06	10		有	無	無	無	一部概成
211-028	滝本		0.92	10	県	無	無	無	無	無
211-029	儀式		1.67	10	国	有	無	無	無	一部概成
計	－	－	182.94	572	－	23	0	0	3	－

中島－２８箇所　　（令和６年10月時点）

地区番号	位置		面積(ha)	公共施設等		保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	治山事業進捗状況
	大字	字		人家戸数	道路等					
363-001	宮野		0.33	5	県	無	無	無	無	無
363-002	宮野		0.17	20	県	無	無	無	無	無
363-003	神浦		0.11	20	県	無	無	無	無	無
363-004	神浦		0.10		県	有	無	無	無	一部概成
363-005	神浦		0.06		県	有	無	無	無	無
363-006	神浦		0.05		県	無	無	無	無	無
363-007	宇和間		0.13	10	県	有	無	無	無	概成
363-008	熊田		1.13	20	県	有	無	無	無	一部概成
363-009	熊田		1.35	20	県	有	無	無	無	一部概成
363-010	吉木		0.06	12	県	無	無	無	有	無
363-011	吉木		0.85	11	県	有	無	無	無	一部概成
363-012	吉木		0.39	12	県	無	無	無	有	無
363-013	饒		0.44	20	県	有	無	無	有	一部概成
363-014	饒		0.14	20	県	無	無	無	無	無
363-015	畑里		0.05	20	県	無	無	無	無	無
363-016	畑里		0.10	30	県	無	無	無	有	無
363-017	中島栗井	大泊	0.01	10	県	無	無	無	無	無
363-018	睦月		0.31	40	県	無	無	無	無	無
363-019	野忽那		0.01	40		有	無	無	無	一部概成
363-020	元怒和		0.20	5	県	有	無	無	無	概成
363-021	上怒和		0.04	15	県	有	無	無	有	一部概成
363-022	上怒和		0.19	20	県	無	無	無	有	無
363-023	上怒和		0.12	50	県	無	無	無	有	無
363-024	元怒和		0.04	20	県	無	無	無	無	無
363-025	津和地		0.05	10	県	有	無	無	有	無
363-026	二神		0.03	30	県	無	無	無	有	概成
363-027	畑里		0.67		県	有	無	無	無	概成
363-028	畑里		0.55	25	県	有	無	無	無	概成
計	－	－	7.68	485	－	13	0	0	9	－

資料〔２・８・５〕　山腹崩壊危険地区一覧表

松山－１４８箇所　　（令和６年10月時点）

地区番号	位置		面積 (ha)	公共施設等		保安林等	他の法令等の指定	荒廃状況	治山事業 進捗状況
	大字	字		人家戸数	道路等				
201-001	柳谷町	大崎谷	1	6	市	無	無	無	無
201-002	柳谷町	大崎谷	1	11	県	無	無	無	無
201-003	柳谷町		1	6	市	無	無	無	無
201-004	柳谷町		1	4	市	無	無	無	無
201-005	柳谷町		1	4	市	無	無	無	無
201-006	米野町		4	30	国	有	無	無	一部概成
201-007	門田町		1	10		無	無	無	無
201-008	門田町		1	8		無	無	無	無
201-009	高浜町6丁目		2	2	県	無	無	無	無
201-010	福角町	福角	1	7	市	無	無	無	無
201-011	福角町		1	3	県	無	無	無	無
201-012	東大栗町	東大栗	1	8	県	無	無	無	無
201-013	東大栗町	東大栗	1	5	市	無	無	無	無
201-014	東大栗町	東大栗	2	20	県	有	無	無	一部概成
201-015	東大栗町	東大栗	1	6	県	無	無	無	無
201-016	東大栗町	東大栗	1	1	県	無	無	無	無
201-017	東大栗町	東大栗	2	6	県	無	無	無	無
201-018	東大栗町	東大栗	2	5		無	無	無	無
201-019	東大栗町	東大栗	1	6	市	無	無	無	無
201-020	福角町	福角	1	20	市	無	無	無	無
201-021	柳谷町		1	4	市	無	無	無	無
201-022	恩地町		1	6	農	無	無	無	無
201-023	恩地町		1	10	市	無	無	無	無
201-024	城山町		1	8	市	無	無	無	無
201-025	菅沢町	惣門	1	10	市	無	無	無	無
201-026	菅沢町		1	18	県	無	無	無	無
201-027	菅沢町		1	40	県	無	無	無	無
201-028	菅沢町		1	20	県	無	無	無	無
201-029	菅沢町		1	5	県	無	無	無	無
201-030	神次郎町		1	40	市	有	無	無	概成

地区番号	位置		面積(ha)	公共施設等		保安林等	他の法令等の指定	荒廃状況	治山事業進捗状況
	大字	字		人家戸数	道路等				
201-031	玉谷町		1	17	市	無	無	無	無
201-032	大井野町		3	22	林	有	無	無	一部概成
201-033	上総町		1	5	市	無	無	無	無
201-034	上総町		2	6	市	無	無	無	無
201-035	東川町		2	25	県	有	無	無	概成
201-036	水口町		1	16	市	無	無	無	無
201-037	藤野町		3	16	県	有	無	無	概成
201-038	藤野町		4	14	県	有	無	無	一部概成
201-039	泊町	御手洗	1		県	無	無	無	無
201-040	泊町	御手洗	2		県	無	無	無	無
201-041	泊町	泊	1	8		無	無	無	無
201-042	高浜町	高浜	3	20	県	有	無	無	概成
201-043	高浜町		2	14		無	無	無	無
201-044	梅津寺町	梅津寺	2	5	県	有	無	無	概成
201-045	新浜町	新浜	1	5	市	無	無	無	無
201-046	新浜町	港山	1	11		有	無	無	概成
201-047	港山町	港山	2	6		無	無	無	無
201-048	港山町	港山	1	25		無	無	無	無
201-049	太山寺町	太山寺	1	15	市	無	無	無	無
201-050	吉藤町吉藤		1	6		無	無	無	無
201-051	吉藤町	福六	1	6	県	無	無	無	無
201-052	吉藤町	福六	1	25	県	無	無	無	無
201-053	上伊台		1	7	市	無	無	無	無
201-054	上伊台町	本谷	1	8	市	無	無	無	無
201-055	上伊台町	下実川	1	18	県	無	無	無	無
201-057	吉藤		1	7	県	無	無	無	無
201-058	吉藤	菖浦谷	1	2	市	無	無	無	無
201-059	吉藤	菖浦谷	1	1	市	無	無	無	無
201-060	吉藤町5丁目		1	5	県	無	無	無	無
201-061	吉藤町		1	20	県	無	無	無	無
201-062	吉藤町1丁目		1	30	市	無	無	無	無
201-063	吉藤5丁目	日之坂	1	4	県	無	無	無	無

地区番号	位置		面積(ha)	公共施設等		保安林等	他の法令等の指定	荒廃状況	治山事業進捗状況
	大字	字		人家戸数	道路等				
201-064	下伊台町	松組	1	10	市	無	無	無	無
201-065	下伊台町	松組	1	20	県	無	無	無	無
201-066	下伊台町	櫻組	1	15	県	無	無	無	無
201-067	下伊台町	櫻組	1	10	県	無	無	無	無
201-068	上伊台町	上実川	1	10	市	無	無	無	無
201-069	上伊台町	上実川	1	10	市	無	無	無	無
201-070	湯山町		1	4	市	無	無	無	無
201-071	上伊台町	上菅谷	1	12	市	無	無	無	無
201-072	上伊台町	上菅谷	1	2		無	無	無	無
201-073	末町		2	14	市	無	無	無	無
201-074	宿野町		1	8	県	有	無	無	概成
201-075	宿野町		3	30	市	有	無	無	一部概成
201-076	北吉田町		1	1		無	無	無	無
201-077	明神丘		1	4		無	無	無	無
201-078	久万ノ台		1	7		無	無	無	無
201-079	南斎院町		4	4		無	無	無	無
201-080	朝美		1	6		無	無	無	無
201-081	南江戸		2	25		有	無	無	概成
201-082	山越		1	30	市	無	無	無	無
201-083	御幸		1	100	県	有	無	無	概成
201-084	祝谷東町		1	100	市	無	無	無	無
201-085	溝辺町	4区	1	12	市	無	無	無	無
201-086	常光寺町		1	100	県	無	無	無	無
201-087	常光寺町	大山積神社	2	100	県	無	無	無	無
201-088	常光町		1	20	市	無	無	無	無
201-089	末町		1	20	県	無	無	無	無
201-090	末町		1	4	県	無	無	無	無
201-091	食場町		3	6	市	無	無	無	無
201-092	食場町		5			無	無	無	無
201-093	杉立町		6	6	農	無	無	無	無
201-094	溝辺町		1	20	市	無	無	無	無
201-095	杉立町		1	2	農	無	無	無	無

地区番号	位置		面積(ha)	公共施設等		保安林等	他の法令等の指定	荒廃状況	治山事業進捗状況
	大字	字		人家戸数	道路等				
201-096	北吉田町		1	5		無	無	無	無
201-097	高岡町		1	4		無	無	無	無
201-098	南斎院町		1	4	市	無	無	無	無
201-099	畑寺町		1	1		無	無	無	無
201-100	畑寺町		1	10		無	無	無	無
201-101	南久米町		1	2	県	無	無	無	無
201-102	東方町		1	6	県	無	無	無	無
201-103	久谷町	久谷中組	4	17	県	無	無	無	無
201-104	久谷町	矢谷	2	3	県	無	無	無	無
201-105	久谷町	奥久谷	1	6		無	無	無	無
201-106	久谷町	奥久谷	3	6	県	有	無	無	概成
201-107	久谷町	櫻	1	2	県	無	無	無	無
201-108	久谷町	櫻	1	6	県	無	無	無	無
201-109	久谷町		4	6		無	無	無	無
201-110	久谷町		6	10		無	無	無	無
201-111	米野町		3	4		有	無	無	一部概成
201-112	福見川町		2	4		無	無	無	無
201-113	福見川町		2	12	県	有	無	無	一部概成
201-114	青波町		1	4	市	無	無	無	無
201-115	青波町		2	10	市	無	無	無	無
201-116	青波町		1	4	農	無	無	無	無
201-117	川の郷町		4	22	県	無	無	無	概成
201-118	川の郷町		5	4	県	有	無	無	概成
201-119	小野町	小野谷	2	5	県	有	無	無	概成
201-120	小野町	小野谷	2	2		有	無	無	概成
201-121	北梅本町	小野谷	1	11	県	有	無	無	概成
201-122	北梅本町	小野谷	1	4	県	有	無	無	概成
201-123	窪野町	桜	1	5	県	有	無	無	概成
201-124	窪野町	桜	1	5	県	有	無	無	概成
201-125	窪野町	宮方	4	2	県	有	無	無	概成
201-126	御幸		4	30		有	無	無	概成
201-127	権現町	北谷	1	1		無	無	無	無

地区番号	位置		面積(ha)	公共施設等		保安林等	他の法令等の指定	荒廃状況	治山事業進捗状況
	大字	字		人家戸数	道路等				
201-128	米野町		5		林	有	無	無	概成
201-129	津和地	空山	1		農	有	無	無	概成
201-130	北条辻	鹿島	1		市	有	無	無	一部概成
201-131	北条辻	鹿島	2		市	有	無	無	一部概成
201-132	東川町		2		国	有	無	無	概成
201-133	河中町		8	15		有	無	無	一部概成
201-134	久谷町		8		国	有	無	無	一部概成
201-135	久谷町	藷川	2	7		無	無	無	無
201-136	長師	小浜	1		市	有	無	無	概成
201-137	元怒和		0		農	有	無	無	概成
201-138	津和地		1	25	市	有	無	無	概成
201-139	大井野町		4	5	国	有	無	無	概成
201-140	二神		2		市	有	無	無	概成
201-141	中島粟井		1		市	有	無	無	概成
201-142	善応寺	日浦	1	5		有	無	無	概成
201-143	上怒和		0		農	有	無	無	一部構成
201-144	長師		1	5	市	有	無	無	概成
201-145	津和地		1			有	無	無	概成
201-146	柳谷町		2	4	市	無	無	無	一部構成
201-147	上伊台町		1	1	市	無	無	無	無
201-148	上伊台町		1	3	市	無	無	無	無
201-149	二神		1		市	有	無	無	未成
201-150	泊町		4		市	有	無	無	未成
201-151	由良町	北浦	1		市	有	無	無	未成
201-152	津和地		1	6	農	有	無	無	一部構成
201-153	元怒和		1		農	有	無	無	未成
201-154	元怒和	黒磯	1			有	無	有	未成
計	―	―	255	1697	―	34	0	3	―

※地区番号201-129～201-154は、平成17年の合併以降に追加されたものである為、松山に計上している。

北条－７８箇所　　（令和６年10月時点）

地区番号	位置		面積(ha)	公共施設等		保安林等	他の法令等の指定	荒廃状況	治山事業進捗状況
	大字	字		人家戸数	道路等				
211-001	安居島		1	10		有	無	無	無
211-002	大浦		1	10	国	無	無	無	概成
211-003	大浦		1	8	市	無	無	無	無
211-004	下灘波		1	12	市	無	無	無	無
211-005	下灘波		1	35	市	無	無	無	無
211-006	中通		1	12		無	無	無	無
211-007	萩原	すべり石	1	5	県	無	無	無	無
211-008	萩原	中組	1	5	県	無	無	無	無
211-009	小山田	寺谷	1	4	県	有	無	無	一部概成
211-010	小山田	坊田	1	10	県	無	無	無	無
211-011	小山田	坊田	1	20	県	無	無	無	無
211-012	萩原	下組	2	8	市	無	無	無	無
211-013	小山田	南	1	8	市	無	無	無	無
211-014	小山田	西谷	1	15	県	無	無	無	無
211-015	小山田	西谷	1	5	県	無	無	無	無
211-016	小山田		1	15	県	無	無	無	無
211-017	尾儀原		1	25	市	無	無	無	無
211-018	猿川原	櫻木	1	5	市	無	無	無	無
211-019	猿川原		1	7	県	有	無	無	無
211-020	猿川原		1	10		無	無	無	無
211-021	猿川原		1	10		無	無	無	無
211-022	猿川	大遊寺	1	20	市	無	無	無	無
211-023	儀式		1	2	市	無	無	無	無
211-024	庄府		1	20	県	有	無	無	概成
211-025	儀式		1	20	県	無	無	無	無
211-026	儀式		1	7	市	有	無	無	概成
211-027	庄府		3	10	県	無	無	無	無
211-028	儀式		1	10	県	有	無	無	一部概成
211-029	立岩米之野		1	2	県	無	無	無	無
211-030	立岩米之野		1	15	県	有	無	無	一部概成

地区番号	位置		面積(ha)	公共施設等		保安林等	他の法令等の指定	荒廃状況	治山事業進捗状況
	大字	字		人家戸数	道路等				
211-031	立岩米之野		1	15	県	有	無	無	概成
211-032	八反地	椋原	1	25	市	無	無	無	無
211-033	宮内		1	25	市	無	無	無	無
211-034	庄		2	40	市	無	無	無	無
211-035	才之原	湯山	1	20	市	無	無	無	無
211-036	猿川		1	4	県	無	無	無	無
211-037	猿川原		1	4	県	無	無	無	無
211-038	正岡神田		1	25	市	有	無	無	概成
211-039	才之原		1	15	市	無	無	無	無
211-040	才之原		1	20	市	無	無	無	無
211-041	滝本		1	10	市	有	無	無	一部概成
211-042	正岡神田		1	15	市	有	無	無	一部概成
211-043	高田	波田	1	30	市	無	無	無	無
211-044	滝本		3	15	市	無	無	無	無
211-045	猿川	本村	3	20	市	有	無	無	一部概成
211-046	院内		1	3	市	無	無	無	無
211-047	院内		1	10	市	無	無	無	無
211-048	猪木		3	15	市	無	無	無	無
211-049	院内		2	5	市	無	無	無	無
211-050	院内		1	10	市	無	無	無	無
211-051	猪木	大本	1	1	市	無	無	無	無
211-052	立岩中村		3	15	県	有	無	無	概成
211-053	立岩米之野	原	1	15	県	有	無	無	一部概成
211-054	牛谷		1	6	市	無	無	無	無
211-055	河野高山		2	40	市	有	無	無	概成
211-056	小川		1	15	市	無	無	無	無
211-057	磯河内		1	15	市	無	無	無	無
211-058	本谷		1	25	県	無	無	無	無
211-059	西谷		1	10	市	無	無	無	無
211-060	西谷		1	10	市	無	無	無	無
211-061	客		1	5	県	無	無	無	無

地区番号	位置		面積(ha)	公共施設等		保安林等	他の法令等の指定	荒廃状況	治山事業進捗状況
	大字	字		人家戸数	道路等				
211-062	麓		1	9	県	有	無	無	概成
211-063	麓		2	30	県	無	無	無	無
211-064	大西谷		1	15	市	無	無	無	無
211-065	客		1	15	県	無	無	無	無
211-066	客	長井方	1	7	県	無	無	無	無
211-067	客	長井方	1	10	県	無	無	無	無
211-068	九川		1	10	県	有	無	無	一部概成
211-069	九川		4	30	県	有	無	無	一部概成
211-070	九川		1	4	県	有	無	無	一部概成
211-071	儀式		1	20	県	有	無	無	概成
211-072	下灘波		1	15	国	有	無	無	概成
211-073	横谷		1	20	県	有	無	無	概成
211-074	猿川	大遊寺	1	6	市	有	無	無	未成
211-075	西谷		1	6	農	無	無	無	無
211-076	下難波	中組	3		県	無	無	無	無
211-077	下難波	中組	1			無	無	無	無
211-078	下難波	上組	1	2		無	無	無	無
計	－	－	98	1027	－	23	0	0	－

中島－３６箇所　　（令和６年10月時点）

地区番号	位置		面積(ha)	公共施設等		保安林等	他の法令等の指定	荒廃状況	治山事業進捗状況
	大字	字		人家戸数	道路等				
363-001	中島粟井	大泊	1	21	県	有	無	無	無
363-002	中島粟井		1	10	県	有	無	無	概成
363-003	中島粟井		1	30		無	無	無	無
363-004	津和地		1	50		無	無	無	無
363-005	上怒和		1	60	県	有	無	無	概成
363-006	上怒和		1	60	県	有	無	無	概成
363-007	上怒和		1	60	県	有	無	無	概成
363-008	上怒和		1	50	市	無	無	無	無
363-009	元怒和		1	60		有	無	無	概成
363-010	元怒和		1	15		無	無	無	無
363-011	元怒和		1	50		無	無	無	無
363-012	畑里		1	30	市	有	無	無	一部概成
363-013	饒		1	45	県	無	無	無	無
363-014	饒	下谷	1	15	県	無	無	無	無
363-015	吉木		1	15		有	無	無	一部概成
363-016	熊田		1	15	県	無	無	無	無
363-017	熊田		1	15	県	無	無	無	無
363-018	熊田		1	11	県	有	無	無	一部概成
363-019	宇和間		1	20	県	有	無	無	概成
363-020	熊田		1	12		無	無	無	無
363-021	中島粟井		1	15	県	有	無	無	無
363-022	野忽那		2	10		有	無	無	概成
363-023	野忽那		1	15		有	無	無	概成
363-024	野忽那		1	7		無	無	無	無
363-025	宮野		1	10	県	有	無	無	概成
363-026	神浦	寺	1	12		無	無	無	無
363-027	神浦	岡	1	30	市	無	無	無	無
363-028	神浦		1	15	県	有	無	無	無
363-029	睦月		1	10		無	無	無	無
363-030	睦月		1	20		無	無	無	無

地区番号	位置		面積(ha)	公共施設等		保安林等	他の法令等の指定	荒廃状況	治山事業進捗状況
	大字	字		人家戸数	道路等				
363-031	睦月		1	6		無	無	無	概成
363-032	二神		1	20		無	無	無	無
363-033	二神		1	30		有	無	無	概成
363-034	神浦	新地	1	10	県	有	無	無	概成
363-035	中島大浦	山狩	1	15	県	有	無	無	概成
363-036	長師		1	3	市	無	無	無	無
計	－	－	37	872	－	18	0	0	－

資料〔２・８・６〕　地滑り危険箇所一覧表

（令和６年10月時点）

番号	所在地	河川名			危険箇所等の諸元				勾配(°)	基盤岩の名称	保全対象	
		水系名	幹川名	渓流名	幅(m)	長さ(m)	面積(ha)	被害想定区域面積(ha)			人家戸数	公共施設等
1	久谷町(つづら川)	重信川	砥部川	つづら川	700	550	38.7	47.6	26	凝灰岩	22	市道 学校 公民館
2	窪野町(中 組)	重信川	御坂川	窪野裏川	800	1700	136.0	167.5	8	砂岩頁岩	105	県道 市道 集会所
3	久谷町(奥久谷)	重信川	御坂川	新田川	800	900	72.0	89.9	18	礫　岩	61	国道 市道 集会所
4	久谷町(大久保)	重信川	御坂川	谷の奥川	500	1350	67.5	67.5	14	凝灰岩	16	国道 市道
5	睦　月	－	－	－	379	1980	75.0	75.00	30	領家帯変成岩		市道
6	泰ノ山	(二)中村川	－	－	350	460	16.1	16.06	30	領家帯花崗岩		－

※No. １～４は平成９年度調査（県砂防課）

※No. ５、６は平成10年度調査（県農地整備課）

資料〔２・８・７〕　急傾斜地崩壊危険箇所以外の調査箇所一覧表
（松山市調査）

危険箇所－３８箇所　　（令和６年10月時点）

箇所番号	箇所名	位置		延長(m)	地形要因	
		町名	大　字		傾斜度	高さ(m)
1	菅沢町-M1	菅沢町		53	60	8
2	天山A	天山2丁目		15	60	7
3	衣山-M1	衣山4丁目		10	40	6
4	食場-M1	食場町		20	40	10
5	下伊台-M1	下伊台町		10	45	10
6	苞木-M1	苞木		17	45	9
7	小川-M1	小川		5	40	15
8	御幸-M1	御幸1丁目		16	40	5
9	高浜町-M1	高浜町1丁目		15	70	5
10	下難波-M1	下難波		17	35	10
11	久谷町-M1	久谷町		8.5	30	6
12	猿川-M1	猿川		15	45	6
13	上難波-M1	上難波		10	50	8
14	福角町-M1	福角町		25	40	15
15	由良町-M1	由良町		10	60	5
16	大街道3丁目-M1	大街道3丁目		35	45	6
17	儀式-M1	儀式		33	60	12
18	立岩中村-M1	立岩中村		12	60	5
19	片山-M1	片山		25	60	6
20	太山寺町-M1	太山寺町		15	40	7
21	畑寺-M1	畑寺町		24	45	7
22	梅津寺-M1	梅津寺町		11	60	9
23	苞木-M2	苞木		14	60	7
24	太山寺町-M2	太山寺町		15	40	7
25	猿川-M2	猿川		20	40	10
26	石風呂町-M1	石風呂町		7	40	7
27	山田町-M1	山田町		29	45	20
28	高浜町1丁目-M1	高浜町1丁目		25	40	6
29	太山寺町-M3	太山寺町		20	60	10
30	萩原-M1	萩原		50	45	10
31	新浜町-M1	新浜町		20	60	7
32	溝辺町-M1	溝辺町		8	40	10
33	太山寺町-M4	太山寺町		15	40	6
34	猿川原-M1	猿川原		15	60	12

35	下難波-M2	下難波		17	55	8
36	萩原-M2	萩原		18	35	6
37	立岩米之野-M1	立岩米之野		5	80	6
38	磯河内-M1	磯河内		25	55	7

※　県が調査を行い告知等した急傾斜地崩壊危険箇所以外で、過去に自然災害が発生した箇所等を調査し、抽出したもの。

【抽出条件】

1　自然がけであること。
2　急傾斜地の高さが５メートル以上であること。
3　急傾斜地の傾斜度が３０度以上であること。
4　人家が１戸以上あること。

資料〔２・８・８〕　土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域一覧表

（令和6年10月時点）

（急傾斜地）

番号	所在地	区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
1	浅海本谷	浅海本谷	211-Ⅰ-724(1)	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
2	庄	庄C	211-Ⅰ-735(1)	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
3	尾儀原	尾儀原A	211-Ⅰ-742(1)	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
4	猿川	鶴巻	211-Ⅰ-745(1)	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
5	北条町小川谷	小川谷	211-Ⅰ-2583(1)	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
6	院内	院内B	211-Ⅰ-2587(1)	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
7	北条町長井方	長井方	211-Ⅰ-2589(1)	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
8	立岩中村	中村	211-Ⅰ-2594(1)	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
9	吉木	寺ヶ市	363-Ⅰ-779(1)	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
10	宇和間	岡ノ川	363-Ⅰ-781(1)	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
11	宮野	竹ノ上	363-Ⅰ-786(1)	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
12	宮野	宮野A	363-Ⅰ-787(1)	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
13	野忽那	野忽那	363-Ⅰ-815(1)	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
14	野忽那	立場	363-Ⅰ-816(1)	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
15	元怒和	元怒和A	363-Ⅰ-2601(1)	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
16	元怒和	元怒和B	363-Ⅰ-196(2)	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
17	小浜	小浜	363-Ⅰ-197(2)	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
18	門田町	門田	201-Ⅰ-29(2)	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
19	太山寺町	太山寺E	201-Ⅰ-33(2)	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
20	高浜町一丁目	高浜M	201-Ⅰ-34(2)	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
21	高浜町一丁目	高浜N	201-Ⅰ-35(2)	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
22	下伊台町	下伊台D	201-Ⅰ-44(2)	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
23	御幸一丁目	御幸E	201-Ⅰ-46(2)	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
24	祝谷町一丁目	祝谷C	201-Ⅰ-50(2)	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
25	下伊台町	下伊台E	201-Ⅰ-54(2)	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
26	食場町	末町D	201-Ⅰ-58(2)	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
27	高野町	高野A	201-Ⅰ-62(2)	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
28	高野町	高野B	201-Ⅰ-63(2)	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
29	石手二丁目	常光寺A	201-Ⅰ-65(2)	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
30	太山寺町	太山寺	201-Ⅰ-181(2)	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
31	梅津寺町	梅津寺D	201-Ⅰ-183(2)	H27.11.27	県告示第1396号	－	－
32	港山町	港山D	201-Ⅰ-184(2)	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
33	福角町	福角B	201-Ⅰ-186(2)	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
34	道後姫塚	道後姫塚B	201-Ⅰ-187(2)	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
35	祝谷東町	祝谷東	201-Ⅰ-189(2)	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
36	石手一丁目	常光寺D	201-Ⅰ-191(2)	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
37	泊町	平原	201-Ⅰ-612(1)	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
38	東大栗町	東大栗D	201-Ⅰ-620(1)	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
39	権現町	権現A	201-Ⅰ-625(1)	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
40	権現町	権現B	201-Ⅰ-626(1)	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
41	高浜町四丁目	高浜F	201-Ⅰ-632(1)	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
42	太山寺町	太山寺B	201-Ⅰ-635(1)	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
43	内宮町	内宮A	201-Ⅰ-637(1)	H27.11.27	県告示第1396号	－	－
44	平田町	内宮B	201-Ⅰ-638(1)	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
45	高浜町二丁目	高浜I	201-Ⅰ-641(1)	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
46	谷町	権現C	201-Ⅰ-645(1)	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
47	新浜町	新浜A	201-Ⅰ-648(1)	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
48	港山町	港山A	201-Ⅰ-651(1)	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
49	新浜町	新浜D	201-Ⅰ-654(1)	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
50	船ヶ谷町	船ヶ谷A	201-Ⅰ-658(1)	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
51	船ヶ谷町	船ヶ谷B	201-Ⅰ-659(1)	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号

番号	所在地	区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
52	吉藤五丁目	吉藤B	201-Ⅰ-661(1)	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
53	姫原一丁目	姫原	201-Ⅰ-662(1)	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
54	吉藤五丁目	吉藤D	201-Ⅰ-664(1)	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
55	吉藤一丁目	吉藤E	201-Ⅰ-665(1)	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
56	南斎院町	南斎院A	201-Ⅰ-667(1)	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
57	高岡町	高岡A	201-Ⅰ-669(1)	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
58	北吉田町	北吉田	201-Ⅰ-670(1)	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
59	高岡町	北斎院B	201-Ⅰ-671(1)	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
60	南斎院町	高岡C	201-Ⅰ-675(1)	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
61	北斎院町	北斎院E	201-Ⅰ-676(1)	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
62	御幸二丁目	御幸A	201-Ⅰ-678(1)	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
63	祝谷六丁目	祝谷A	201-Ⅰ-679(1)	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
64	御幸一丁目	御幸B	201-Ⅰ-680(1)	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
65	御幸一丁目	御幸C	201-Ⅰ-681(1)	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
66	祝谷三丁目	祝谷D	201-Ⅰ-682(1)	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
67	川の郷町	川の郷	201-Ⅰ-698(1)	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
68	道後湯月町	道後湯月A	201-Ⅰ-701(1)	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
69	道後湯之町	道後湯之町B	201-Ⅰ-702(1)	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
70	道後姫塚	道後姫塚A	201-Ⅰ-703(1)	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
71	末町	末町A	201-Ⅰ-704(1)	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
72	宿野町	宿野	201-Ⅰ-708(1)	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
73	石手二丁目	石手A	201-Ⅰ-712(1)	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
74	窪野町	窪野A	201-Ⅰ-720(1)	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
75	久谷町	久谷	201-Ⅰ-722(1)	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
76	梅津寺町	梅津寺B	201-Ⅰ-2562(1)	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
77	衣山五丁目	愛光北	201-Ⅰ-2568(1)	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
78	福角町	内宮D	201-Ⅰ-2569(1)	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
79	下伊台町	伊台城	201-Ⅰ-2572(1)	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
80	祝谷六丁目	祝谷上	201-Ⅰ-2573(1)	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
81	下伊台町	下伊台	201-Ⅰ-2576(1)	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
82	下伊台町	向陽ハイツ	201-Ⅰ-2577(1)	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
83	祝谷三丁目	祝谷3丁目	201-Ⅰ-2579(1)	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
84	山西町	山西町-1	201-Ⅰ-2663(1)	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
85	内宮町	内宮C	201-Ⅰ-30(2)	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
86	梅津寺町	梅津寺B	201-Ⅰ-36(2)	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
87	太山寺町	太山寺F	201-Ⅰ-40(2)	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
88	下伊台町	下伊台C	201-Ⅰ-41(2)	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
89	新浜町	新浜E	201-Ⅰ-42(2)	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
90	山越3丁目	山越B	201-Ⅰ-45(2)	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
91	御幸1丁目	御幸F	201-Ⅰ-49(2)	H29.6.30	県告示第785号	－	－
92	上伊台町	上伊台町C	201-Ⅰ-53(2)	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
93	末町	末町C	201-Ⅰ-57(2)	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
94	溝辺町	溝辺E	201-Ⅰ-61(2)	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
95	高野町	高野C	201-Ⅰ-64(2)	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
96	高浜町6丁目	高浜T	201-Ⅰ-185(2)	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
97	米野町	米野	201-Ⅰ-192(2)	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
98	由良町	北浦	201-Ⅰ-604(1)	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
99	東大栗町	東大栗	201-Ⅰ-617(1)	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
100	太山寺町	太山寺C	201-Ⅰ-636(1)	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
101	平田町	平田	201-Ⅰ-639(1)	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
102	太山寺町	太山寺D	201-Ⅰ-644(1)	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
103	吉藤	吉藤A	201-Ⅰ-646(1)	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
104	港山町	港山C	201-Ⅰ-653(1)	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
105	山越3丁目	山越A	201-Ⅰ-677(1)	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
106	平和通4丁目	平和通A	201-Ⅰ-685(1)	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
107	玉谷町	玉谷	201-Ⅰ-695(1)	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号

番号	所在地	区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
108	藤野町	藤野	201-Ⅰ-696(1)	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
109	下伊台町	下伊台B	201-Ⅰ-699(1)	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
110	溝辺町	溝辺A	201-Ⅰ-709(1)	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
111	平井町	小野谷	201-Ⅰ-714(1)	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
112	南久米町	鷹の子B	201-Ⅰ-716(1)	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
113	東石井3丁目	東石井A	201-Ⅰ-717(1)	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
114	泊町	釣島	201-Ⅰ-723(1)	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
115	由良町	北浦B	201-Ⅰ-2560(1)	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
116	北吉田町	北吉田	201-Ⅰ-2561(1)	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
117	高浜町1丁目	高浜O	201-Ⅰ-2563(1)	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
118	高浜町1丁目	高浜Q	201-Ⅰ-2565(1)	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
119	常光寺町	常光寺B	201-Ⅰ-2570(1)	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
120	溝辺町	溝辺C	201-Ⅰ-2571(1)	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
121	上伊台町	実川	201-Ⅰ-2575(1)	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
122	道後姫塚	常光寺C	201-Ⅰ-2580(1)	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
123	北斎院町	北斉院町-6	201-Ⅰ-2664(1)	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
124	神次郎町	神次郎町-2	201-Ⅰ-2667(1)	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
125	太山寺町	太山寺町-1	201-Ⅰ-2669(2)	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
126	才之原	才之原B	211-Ⅰ-195(2)	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
127	小山田	小山田A	211-Ⅰ-739(1)	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
128	才之原	才之原A	211-Ⅰ-749(1)	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
129	善応寺	善応寺A	211-Ⅰ-2582(1)	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
130	院内	院内A	211-Ⅰ-2586(1)	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
131	佐古	佐古B	211-Ⅰ-2592(1)	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
132	善応寺	善応寺B	211-Ⅰ-2593(1)	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
133	善応寺	善応寺-1	211-Ⅰ-2671(1)	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
134	常竹	常竹	211-Ⅰ-2784(1)	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
135	宮野	宮野B	363-Ⅰ-789(1)	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
136	長師	奥	363-Ⅰ-790(1)	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
137	津和地	寺地	363-Ⅰ-795(1)	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
138	津和地	前田	363-Ⅰ-798(1)	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
139	上怒和	村の内A	363-Ⅰ-799(1)	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
140	元怒和	流れ谷	363-Ⅰ-801(1)	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
141	上怒和	上怒和A	363-Ⅰ-802(1)	H29.6.30	県告示第785号	－	－
142	元怒和	平原	363-Ⅰ-805(1)	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
143	二神	本浦	363-Ⅰ-806(1)	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
144	二神	二神C	363-Ⅰ-810(1)	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
145	熊田	長畑	363-Ⅰ-2600(1)	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
146	大浦	大浦A	211-Ⅰ-726(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
147	下難波	下難波	211-Ⅰ-731(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
148	庄	庄A	211-Ⅰ-733(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
149	庄	庄D	211-Ⅰ-736(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
150	萩原	萩原	211-Ⅰ-737(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
151	小山田	坊田	211-Ⅰ-740(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
152	小山田	小山田下	211-Ⅰ-741(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
153	小山田	小山田B	211-Ⅰ-743(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
154	猿川	大遊寺	211-Ⅰ-744(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
155	儀式	片山	211-Ⅰ-746(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
156	尾儀原	尾儀原B	211-Ⅰ-750(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
157	横谷	横谷	211-Ⅰ-752(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
158	客	開添	211-Ⅰ-754(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
159	安居島	安居島	211-Ⅰ-755(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
160	浅海原	味栗	211-Ⅰ-2581(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
161	儀式	儀式	211-Ⅰ-2584(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
162	立岩米之野	治良左右エ門	211-Ⅰ-2585(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
163	大西谷	大西谷	211-Ⅰ-2588(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号

番号	所在地	区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
164	河野高山	高山	211-Ⅰ-2590(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
165	浅海原	浅海原	211-Ⅱ-1(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
166	萩原	萩原-1	211-Ⅱ-2(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
167	萩原	萩原-2	211-Ⅱ-3(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
168	萩原	萩原-4	211-Ⅱ-5(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
169	萩原	萩原-5	211-Ⅱ-6(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
170	大浦	大浦-1	211-Ⅱ-7(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
171	大浦	大浦-2	211-Ⅱ-8(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
172	下難波	下難波-1	211-Ⅱ-9(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
173	下難波	下難波-2	211-Ⅱ-10(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
174	下難波	下難波-3	211-Ⅱ-11(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
175	中通・上難波	中通-1	211-Ⅱ-12(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
176	上難波	上難波-1	211-Ⅱ-13(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
177	上難波	上難波-2	211-Ⅱ-14(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
178	才之原・尾儀原	才之原(1)	211-Ⅱ-15(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
179	小山田	小山田-1	211-Ⅱ-16(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
180	小山田	小山田-2	211-Ⅱ-17(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
181	小山田	小山田-3	211-Ⅱ-18(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
182	小山田	小山田-4	211-Ⅱ-19(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
183	小山田	小山田-5	211-Ⅱ-20(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
184	小山田	小山田-6	211-Ⅱ-21(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
185	小山田	小山田-7	211-Ⅱ-22(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
186	小山田	小山田-8	211-Ⅱ-23(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
187	庄府	庄府-1	211-Ⅱ-24(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
188	庄府	庄府-2	211-Ⅱ-25(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
189	立岩米之野	米之原-1	211-Ⅱ-26(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
190	立岩米之野	米之原-2	211-Ⅱ-27(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
191	立岩米之野	米之原-3	211-Ⅱ-28(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
192	立岩米之野	米之原-4	211-Ⅱ-29(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
193	立岩米之野	米之原-5	211-Ⅱ-30(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
194	立岩米之野	米之原-6	211-Ⅱ-31(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
195	立岩米之野	米之原-7	211-Ⅱ-32(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
196	立岩米之野	米之原-8	211-Ⅱ-33(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
197	儀式	儀式-1	211-Ⅱ-34(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
198	儀式	儀式-2	211-Ⅱ-35(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
199	儀式	儀式-3	211-Ⅱ-36(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
200	儀式	儀式-4	211-Ⅱ-37(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
201	立岩中村	中村-1	211-Ⅱ-38(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
202	儀式	中村-2	211-Ⅱ-39(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
203	猿川	大遊寺-1	211-Ⅱ-40(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
204	猿川	猿川-1	211-Ⅱ-41(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
205	猿川	猿川-2	211-Ⅱ-42(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
206	猿川原	猿川原-1	211-Ⅱ-43(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
207	猿川原	猿川原-2	211-Ⅱ-44(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
208	猪木	猪木-1	211-Ⅱ-45(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
209	滝本	滝本-1	211-Ⅱ-47(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
210	滝本	滝本-2	211-Ⅱ-48(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
211	院内・高田	院内-1	211-Ⅱ-49(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
212	院内	院内-2	211-Ⅱ-50(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
213	高田	高田-1	211-Ⅱ-51(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
214	高田	高田-2	211-Ⅱ-52(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
215	九川	九川	211-Ⅱ-53(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
216	河野高山	高山-1	211-Ⅱ-55(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
217	佐古	佐古-1	211-Ⅱ-56(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
218	常竹	常竹-1	211-Ⅱ-57(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
219	小川谷	小川谷-2	211-Ⅱ-59(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号

番号	所在地	区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
220	平林	平林	211-Ⅱ-60(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
221	麓・平林	麓-1	211-Ⅱ-61(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
222	麓	麓-2	211-Ⅱ-62(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
223	麓	麓-3	211-Ⅱ-63(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
224	客	客	211-Ⅱ-64(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
225	本谷	本谷	211-Ⅱ-65(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
226	小川	小川-1	211-Ⅱ-66(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
227	小川	小川-2	211-Ⅱ-67(1)	R1.8.20	県告示第444号	－	－
228	小川	小川-3	211-Ⅱ-68(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
229	小川	小川-4	211-Ⅱ-69(1)	R1.8.20	県告示第444号	－	－
230	正岡神田	神田	211-Ⅱ-70(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
231	大浦	大浦-3	211-Ⅱ-71(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
232	萩原	萩原-6	211-Ⅱ-72(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
233	才之原	才之原(2)	211-Ⅱ-73(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
234	尾儀原	尾儀原	211-Ⅱ-74(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
235	夏目	夏目	211-Ⅱ-75(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
236	中通	中通	211-Ⅱ-76(1)	R1.8.20	県告示第444号	－	－
237	庄府	庄府	211-Ⅱ-77(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
238	佐古	佐古A	211-Ⅱ-78(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
239	正岡神田	神田-1	211-Ⅱ-79(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
240	才之原	才之原－D	211-Ⅲ-5(2)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
241	畑里	船附	363-Ⅰ-771(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
242	中島粟井	滝満	363-Ⅰ-773(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
243	饒	本郷	363-Ⅰ-774(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
244	饒	坂ノ奥B	363-Ⅰ-775(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
245	饒	坂ノ奥	363-Ⅰ-776(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
246	吉木	脇ノ平	363-Ⅰ-777(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
247	吉木	里山	363-Ⅰ-778(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
248	熊田	土井	363-Ⅰ-780(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
249	小浜・中島大浦	城山	363-Ⅰ-783(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
250	小浜	汐入	363-Ⅰ-784(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
251	神浦	里	363-Ⅰ-785(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
252	宮野	吉広田	363-Ⅰ-788(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
253	神浦	泊	363-Ⅰ-791(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
254	神浦	寺小路(大神の下)	363-Ⅰ-792(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
255	津和地	麗	363-Ⅰ-794(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
256	津和地	東	363-Ⅰ-796(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
257	津和地	大久保	363-Ⅰ-797(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
258	元怒和	元怒和	363-Ⅰ-800(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
259	上怒和	上怒和B	363-Ⅰ-803(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
260	上怒和	上怒和B	363-Ⅰ-804(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
261	二神	本浦	363-Ⅰ-807(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
262	二神	二神A	363-Ⅰ-808(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
263	二神	二神B	363-Ⅰ-809(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
264	睦月	睦月	363-Ⅰ-813(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
265	睦月	沢ノ口	363-Ⅰ-814(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
266	中島大浦	山狩	363-Ⅰ-2598(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
267	熊田・吉木	加治屋	363-Ⅰ-2599(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
268	中島大浦	大浦1	363-Ⅱ-1(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
269	中島大浦	大浦1	363-Ⅱ-1(2)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
270	中島大浦	大浦2	363-Ⅱ-2(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
271	小浜	小浜1	363-Ⅱ-2(2)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
272	中島大浦	大浦3	363-Ⅱ-3(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
273	長師	長師	363-Ⅱ-3(2)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号

番号	所在地	区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
274	中島大浦	大浦4	363-Ⅱ-4(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
275	長師	長師2	363-Ⅱ-4(2)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
276	中島大浦	大浦5	363-Ⅱ-5(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
277	宮野	宮野1	363-Ⅱ-5(2)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
278	中島大浦	大浦13	363-Ⅱ-6(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
279	中島大浦	大浦7	363-Ⅱ-7(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
280	畑里	畑里1	363-Ⅱ-7(2)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
281	中島大浦	大浦8	363-Ⅱ-8(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
282	中島粟井	粟井1	363-Ⅱ-8(2)	R1.8.20	県告示第444号	－	－
283	中島大浦	大浦9	363-Ⅱ-9(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
284	中島大浦	大浦10	363-Ⅱ-10(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
285	中島大浦	大浦11	363-Ⅱ-11(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
286	中島大浦	大浦12	363-Ⅱ-12(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
287	中島大浦	大浦14	363-Ⅱ-13(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
288	小浜	小浜1(1)	363-Ⅱ-14(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
289	長師	長師1	363-Ⅱ-15(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
290	長師	長師2(1)	363-Ⅱ-16(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
291	長師	長師3	363-Ⅱ-17(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
292	長師	長師4	363-Ⅱ-18(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
293	宮野	宮野1(1)	363-Ⅱ-19(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
294	宮野	宮野2	363-Ⅱ-20(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
295	神浦	神浦1	363-Ⅱ-21(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
296	神浦	神浦2	363-Ⅱ-22(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
297	神浦	神浦3	363-Ⅱ-23(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
298	神浦	神浦4	363-Ⅱ-24(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
299	宇和間	宇和間1	363-Ⅱ-25(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
300	宇和間	宇和間2	363-Ⅱ-26(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
301	熊田	熊田2	363-Ⅱ-27(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
302	熊田	熊田3	363-Ⅱ-28(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
303	熊田	熊田4	363-Ⅱ-29(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
304	吉木	吉木1	363-Ⅱ-30(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
305	饒	饒5	363-Ⅱ-31(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
306	饒	饒1	363-Ⅱ-32(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
307	饒	饒2	363-Ⅱ-34(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
308	饒	饒3	363-Ⅱ-35(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
309	饒	饒4	363-Ⅱ-36(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
310	畑里	畑里1(1)	363-Ⅱ-37(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
311	中島粟井	粟井1(1)	363-Ⅱ-38(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
312	中島粟井	粟井2	363-Ⅱ-39(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
313	中島粟井	粟井4	363-Ⅱ-41(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
314	中島粟井	粟井5	363-Ⅱ-42(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
315	上怒和	上怒和1	363-Ⅱ-43(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
316	上怒和	上怒和2	363-Ⅱ-44(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
317	元怒和	元怒和1	363-Ⅱ-45(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
318	元怒和	元怒和2	363-Ⅱ-46(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
319	元怒和	元怒和3	363-Ⅱ-47(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
320	二神	二神1	363-Ⅱ-48(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
321	二神	二神2	363-Ⅱ-49(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
322	二神	二神3	363-Ⅱ-50(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
323	睦月	睦月5	363-Ⅱ-51(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
324	睦月	睦月2	363-Ⅱ-52(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
325	野忽那	野忽那4	363-Ⅱ-53(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
326	野忽那	野忽那2	363-Ⅱ-54(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
327	野忽那	野忽那5	363-Ⅱ-56(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
328	野忽那	野忽那6	363-Ⅱ-57(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
329	中島粟井	粟井6	363-Ⅱ-58(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号

番号	所在地	区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
330	饒	饒6	363-Ⅱ-59(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
331	上怒和	上怒和3	363-Ⅱ-60(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
332	睦月	睦月3	363-Ⅱ-61(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
333	睦月	睦月4	363-Ⅱ-62(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
334	中島粟井	馬頭山	363-Ⅱ-63(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
335	熊田	熊田5	363-Ⅱ-64(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
336	野忽那	野忽那7	363-Ⅱ-65(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
337	睦月	睦月1	363-Ⅱ-67(1)	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
338	梅津寺町	梅津寺C	201-Ⅰ-37(2)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
339	石風呂町	石風呂F	201-Ⅰ-39(2)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
340	古三津5丁目・明神丘・山西町	古三津	201-Ⅰ-47(2)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
341	一番町4丁目、一番町3丁目、堀之内、丸之内	一番町	201-Ⅰ-51(2)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
342	吉藤2丁目	吉藤C	201-Ⅰ-188(2)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
343	末町	末町B	201-Ⅰ-190(2)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
344	菅沢町	菅沢D	201-Ⅰ-193(2)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
345	河中町	河中	201-Ⅰ-194(2)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
346	由良町	梶ノ葉	201-Ⅰ-605(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
347	門田町	小寺	201-Ⅰ-607(1)	R3.6.18	県告示第860号	－	－
348	門田町	西の浦	201-Ⅰ-608(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
349	由良町	石風呂	201-Ⅰ-609(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
350	由良町	石風呂B	201-Ⅰ-610(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
351	泊町	泊A	201-Ⅰ-611(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
352	泊町	庄司	201-Ⅰ-613(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
353	泊町	泊B	201-Ⅰ-614(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
354	泊町	泊C	201-Ⅰ-615(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
355	福角町	北谷	201-Ⅰ-616(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
356	東大栗町	東大栗C	201-Ⅰ-619(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
357	高浜町6丁目	高浜A	201-Ⅰ-622(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
358	高浜町6丁目	高浜B	201-Ⅰ-623(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
359	福角町	福角A	201-Ⅰ-624(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
360	東大栗町	東大栗F	201-Ⅰ-627(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
361	上伊台町	上伊台A	201-Ⅰ-628(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
362	高浜町5丁目	高浜C	201-Ⅰ-629(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
363	高浜町3丁目	高浜E	201-Ⅰ-631(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
364	高浜町6丁目	高浜G	201-Ⅰ-633(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
365	太山寺町	太山寺A	201-Ⅰ-634(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
367	高浜町1丁目	高浜J	201-Ⅰ-642(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
368	高浜町1丁目	高浜K	201-Ⅰ-643(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
369	梅津寺町	梅津寺A	201-Ⅰ-647(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
370	新浜町	新浜B	201-Ⅰ-649(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
371	新浜町	新浜C	201-Ⅰ-650(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
372	港山町	港山B	201-Ⅰ-652(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
373	石風呂町	石風呂町	201-Ⅰ-655(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
374	石風呂町	石風呂D	201-Ⅰ-656(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
375	港山町	港山D	201-Ⅰ-657(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
376	下伊台町	下伊台A	201-Ⅰ-666(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
377	北斎院町	北斎院C	201-Ⅰ-672(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
378	丸之内、若草町、堀之内	堀之内	201-Ⅰ-684(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
379	菅沢町	菅沢A	201-Ⅰ-692(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
380	菅沢町	菅沢B	201-Ⅰ-693(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
381	菅沢町	菅沢C	201-Ⅰ-694(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
382	道後湯之町	道後湯之町A	201-Ⅰ-700(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
383	食場町	食場町A	201-Ⅰ-705(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号

番号	所在地	区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
384	鷹子町	鷹の子A	201-Ⅰ-715(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
385	星岡	星岡	201-Ⅰ-719(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
386	窪野町	窪野B	201-Ⅰ-721(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
387	高浜町3丁目	高浜R	201-Ⅰ-2566(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
388	南斎院町、南江戸	南江戸	201-Ⅰ-2567(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
389	菅沢町	日浦	201-Ⅰ-2574(1)	R3.6.18	県告示第860号	－	－
390	上野町	高尾田	201-Ⅰ-2578(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
391	高浜町6丁目	高浜町－4	201-Ⅰ-2661(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
392	太山寺町	太山寺町－16	201-Ⅰ-2662(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
393	吉藤5丁目	吉藤町-7	201-Ⅰ-2665(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
394	大街道3丁目、一番町3丁目、丸之内	大街道3-2-2	201-Ⅰ-2666(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
395	南斎院町	南斎院町	201-Ⅰ-2668(1)	R3.6.18	県告示第860号	－	－
396	南斎院町	北斎院町-2	201-Ⅰ-2670(2)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
397	由良町	由良町-8	201-Ⅱ-1(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
398	由良町	由良町	201-Ⅱ-1(2)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
399	門田町	門田町-1	201-Ⅱ-2(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
400	泊町	泊町-17	201-Ⅱ-2(2)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
401	門田町	門田町-2	201-Ⅱ-3(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
402	久谷町	久谷町－22	201-Ⅱ-3(2)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
403	門田町	門田町-3	201-Ⅱ-4(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
404	久谷町	久谷町－16	201-Ⅱ-4(2)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
405	門田町	門田町-4	201-Ⅱ-5(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
406	久谷町	久谷町－29	201-Ⅱ-5(2)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
407	門田町	門田町-5	201-Ⅱ-6(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
408	久谷町	久谷町	201-Ⅱ-6(2)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
409	新浜町	新浜町-1	201-Ⅱ-7(2)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
410	泊町	泊町-3	201-Ⅱ-8(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
411	内宮町	内宮町-2	201-Ⅱ-8(2)	R3.6.18	県告示第860号	－	－
412	泊町	泊町-6	201-Ⅱ-9(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
413	平田町	内宮町-5	201-Ⅱ-9(2)	R3.6.18	県告示第860号	－	－
414	泊町	泊町-7	201-Ⅱ-10(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
415	泊町	泊町-10	201-Ⅱ-11(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
416	松ノ木2丁目	松ノ木町-2	201-Ⅱ-11(2)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
417	桜ケ丘・春美町・高山町	北山町-2	201-Ⅱ-12(2)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
418	船ヶ谷町	船ヶ谷町-2	201-Ⅱ-13(2)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
419	青葉台	古三津町-1	201-Ⅱ-14(2)	R3.6.18	県告示第860号	－	－
420	山西町・別府町	山西町-10	201-Ⅱ-15(2)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
421	高浜町5丁目	高浜町-8	201-Ⅱ-18(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
422	衣山3丁目・衣山4丁目	衣山-4	201-Ⅱ-18(2)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
423	高浜町2丁目・高浜町1丁目	高浜町-14	201-Ⅱ-19(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
424	北斎院町・別府町	北斎院町－3	201-Ⅱ-19(2)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
425	高浜町1丁目	高浜町-15	201-Ⅱ-20(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
426	高浜町1丁目	高浜町-17	201-Ⅱ-21(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
427	窪野町	窪野町－13	201-Ⅱ-21(2)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
428	上伊台町	上伊台町－5	201-Ⅱ-22(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
429	高浜町1丁目	高浜町	201-Ⅱ-22(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
430	上伊台町	上伊台町	201-Ⅱ-23(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
431	高浜町1丁目	高浜町-23	201-Ⅱ-23(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
432	下伊台町	下伊台町－12	201-Ⅱ-24(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
433	高浜町1丁目	高浜町K	201-Ⅱ-24(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号

番号	所在地	区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
434	御幸町御幸1丁目	御幸－4	201-Ⅱ-25(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
435	末町末	末町－1	201-Ⅱ-26(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
436	新浜町	新浜町-4	201-Ⅱ-27(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
437	菅沢町	菅沢町-15	201-Ⅱ-27(2)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
438	港山町・辰巳町・石風呂町・新浜町	港山町-4	201-Ⅱ-28(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
439	窪野町	窪野町－5	201-Ⅱ-28(2)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
440	別府町	別府町-2	201-Ⅱ-29(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
441	上総町	上総町-2	201-Ⅱ-29(2)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
442	天山2丁目・天山1丁目	天山町	201-Ⅱ-30(2)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
443	高岡町	高岡町-3	201-Ⅱ-31(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
444	勝岡町	勝岡町-1	201-Ⅱ-32(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
445	勝岡町	勝岡町-2	201-Ⅱ-33(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
446	平田町	内宮町-4	201-Ⅱ-34(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
447	福角町	福角町-8	201-Ⅱ-37(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
448	福角町	福角町-9	201-Ⅱ-38(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
449	福角町	福角町-7	201-Ⅱ-40(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
450	福角町	福角町-6	201-Ⅱ-41(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
451	福角町	福角町-13	201-Ⅱ-42(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
452	福角町・権現町	福角町-14	201-Ⅱ-45(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
453	太山寺町	太山寺町-4	201-Ⅱ-46(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
454	太山寺町	太山寺町-7	201-Ⅱ-48(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
455	太山寺町	太山寺町-8	201-Ⅱ-49(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
456	太山寺町	太山寺町-9	201-Ⅱ-50(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
457	太山寺町	太山寺町-11	201-Ⅱ-52(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
458	太山寺町	太山寺町-12	201-Ⅱ-53(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
459	太山寺町	太山寺町-17	201-Ⅱ-55(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
460	太山寺町	太山寺町-18	201-Ⅱ-56(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
461	松ノ木2丁目	北山町-1	201-Ⅱ-58(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
462	桜ケ丘	北山町-5	201-Ⅱ-59(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
463	東山町	東山町-1	201-Ⅱ-60(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
464	谷町	谷町-1	201-Ⅱ-61(1)	R3.6.18	県告示第860号	－	－
465	谷町	谷町-5	201-Ⅱ-62(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
466	古三津5丁目	古三津町-4	201-Ⅱ-63(1)	R3.6.18	県告示第860号	－	－
467	山西町	山西町-6	201-Ⅱ-67(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
468	山西町	山西町-7	201-Ⅱ-68(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
469	山西町	山西町-9	201-Ⅱ-69(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
470	衣山4丁目・山西町	山西町-5	201-Ⅱ-70(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
471	北斎院町	北斎院町－4	201-Ⅱ-72(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
472	北斎院町・南斎院町	北斎院町－5	201-Ⅱ-74(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
473	南江戸6丁目	南江戸町－2	201-Ⅱ-75(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
474	朝美2丁目・朝日ヶ丘1丁目	朝美－1	201-Ⅱ-76(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
475	東大栗町東大栗	東大栗町－3	201-Ⅱ-77(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
476	東大栗町東大栗	東大栗町－2	201-Ⅱ-78(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
477	東大栗町東大栗	東大栗町－4	201-Ⅱ-79(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
478	東大栗町東大栗	東大栗町－5	201-Ⅱ-80(1)	R3.6.18	県告示第860号	－	－
479	東大栗町東大栗	東大栗町－18	201-Ⅱ-81(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号

番号	所在地	区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
480	東大栗町東大栗	東大栗町－14	201-Ⅱ-82(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
481	東大栗町東大栗	東大栗町－15	201-Ⅱ-83(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
482	東大栗町東大栗	東大栗町－19	201-Ⅱ-84(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
483	東大栗町東大栗	東大栗町－23	201-Ⅱ-85(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
484	吉藤5丁目	吉藤町-8	201-Ⅱ-86(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
485	吉藤5丁目	吉藤町-6	201-Ⅱ-88(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
486	吉藤5丁目	吉藤町-11	201-Ⅱ-89(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
487	吉藤5丁目	吉藤町-12	201-Ⅱ-90(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
488	吉藤5丁目	吉藤町-13	201-Ⅱ-91(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
489	吉藤5丁目	吉藤町-14	201-Ⅱ-92(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
490	吉藤5丁目	吉藤町-15	201-Ⅱ-93(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
491	吉藤5丁目	吉藤町-16	201-Ⅱ-94(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
492	吉藤5丁目	吉藤町-17	201-Ⅱ-95(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
493	吉藤5丁目	吉藤町-18	201-Ⅱ-96(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
494	吉藤5丁目	吉藤町-24	201-Ⅱ-97(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
495	下伊台町	下伊台町D	201-Ⅱ-98(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
496	吉藤5丁目	吉藤町-25	201-Ⅱ-99(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
497	吉藤5丁目	吉藤町-27	201-Ⅱ-100(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
498	上伊台町	上伊台町-1	201-Ⅱ-101(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
499	上伊台町	上伊台町-3	201-Ⅱ-103(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
500	上伊台町	上伊台町-4	201-Ⅱ-104(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
501	上伊台町	上伊台町-7	201-Ⅱ-105(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
502	上伊台町	上伊台町-10	201-Ⅱ-106(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
503	上伊台町	上伊台町-11	201-Ⅱ-107(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
504	上伊台町	上伊台町-12	201-Ⅱ-108(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
505	上伊台町	上伊台町-16	201-Ⅱ-109(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
506	上伊台町	上伊台町-19	201-Ⅱ-110(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
507	上伊台町	上伊台町-20	201-Ⅱ-111(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
508	上伊台町	上伊台町-21	201-Ⅱ-112(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
509	下伊台町	下伊台町－5	201-Ⅱ-113(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
510	下伊台町	下伊台町－6	201-Ⅱ-114(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
511	下伊台町	下伊台町－7	201-Ⅱ-115(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
512	下伊台町	下伊台町－8	201-Ⅱ-116(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
513	下伊台町行信	下伊台町－9	201-Ⅱ-117(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
514	下伊台町桜組	下伊台町－18	201-Ⅱ-118(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
515	下伊台町梅組	下伊台町－15	201-Ⅱ-120(1)	R3.6.18	県告示第860号	－	－
516	下伊台町梅組	下伊台町	201-Ⅱ-121(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
517	下伊台町梅組	下伊台町－14	201-Ⅱ-122(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
518	下伊台町梅組	下伊台町－13	201-Ⅱ-123(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
519	下伊台町	下伊台町－11	201-Ⅱ-124(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
520	下伊台町	下伊台町－10	201-Ⅱ-125(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
521	下伊台町	下伊台町	201-Ⅱ-126(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
522	御幸町御幸1丁目	御幸－3	201-Ⅱ-128(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
523	御幸町御幸1丁目	御幸－5	201-Ⅱ-129(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
524	御幸町御幸1丁目	御幸－10	201-Ⅱ-130(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
525	祝谷西谷町祝谷西谷	祝谷3－6－30	201-Ⅱ-131(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
526	山田町山田	祝谷6－470	201-Ⅱ-132(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
527	祝谷5丁目・祝谷東町	祝谷－9	201-Ⅱ-133(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号

番号	所在地	区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
528	祝谷町祝谷1丁目	祝谷	201-Ⅱ-136(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
529	祝谷東町	祝谷東6	201-Ⅱ-137(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
530	祝谷東町	祝谷東町－3	201-Ⅱ-138(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
531	道後湯月町	道後湯月町－2	201-Ⅱ-139(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
532	道後湯月町	道後湯月町－3	201-Ⅱ-140(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
533	道後湯月町	道後湯月町－4	201-Ⅱ-141(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
534	道後姫塚町	道後姫塚－3	201-Ⅱ-144(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
535	常光寺町常光寺	石手－4	201-Ⅱ-145(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
536	溝辺町溝辺	溝辺町－3	201-Ⅱ-147(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
537	溝辺町溝辺	溝辺町－4	201-Ⅱ-148(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
538	下伊台町	下伊台町一5	201-Ⅱ-149(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
539	下伊台町	下伊台町一6	201-Ⅱ-150(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
540	溝辺町溝辺	溝辺町－10	201-Ⅱ-151(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
541	溝辺町溝辺	溝辺町－8	201-Ⅱ-152(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
542	上高野町上高野	高野町－1	201-Ⅱ-153(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
543	上高野町上高野	高野町－2	201-Ⅱ-154(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
544	高野町高野	高野町－6	201-Ⅱ-155(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
545	高野町高野	高野町－5	201-Ⅱ-156(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
546	食場町食場	食場町－5	201-Ⅱ-157(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
547	食場町食場	食場町－1	201-Ⅱ-159(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
548	末町末	末町－7	201-Ⅱ-160(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
549	宿野町宿野	宿野町－4	201-Ⅱ-161(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
550	湯山柳	湯山柳-7	201-Ⅱ-162(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
551	湯山柳	湯山柳-6	201-Ⅱ-163(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
552	湯山柳	湯山柳-4	201-Ⅱ-164(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
553	湯山柳	湯山柳-3	201-Ⅱ-165(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
554	湯山柳	湯山柳-1	201-Ⅱ-166(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
555	菅沢町	菅沢町-18	201-Ⅱ-168(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
556	菅沢町	菅沢町-16	201-Ⅱ-169(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
557	菅沢町	菅沢町-13	201-Ⅱ-170(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
558	菅沢町	菅沢町-7	201-Ⅱ-171(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
559	菅沢町	菅沢町-3	201-Ⅱ-172(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
560	城山町	城山町-2	201-Ⅱ-173(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
561	城山町	城山町-1	201-Ⅱ-174(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
562	柳谷町	柳谷町-7	201-Ⅱ-175(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
563	柳谷町	柳谷町-5	201-Ⅱ-176(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
564	柳谷町	柳谷町-4	201-Ⅱ-177(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
565	柳谷町	柳谷町-3	201-Ⅱ-178(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
566	柳谷町	柳谷町B	201-Ⅱ-179(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
567	柳谷町	柳谷町	201-Ⅱ-180(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
568	恩地町	恩地町-1	201-Ⅱ-181(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
569	恩地町	恩地町-2	201-Ⅱ-182(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
570	上総町	上総町-1	201-Ⅱ-183(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
571	梅木町	梅木町-1	201-Ⅱ-184(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
572	藤野町	藤野町-1	201-Ⅱ-185(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
573	河中町	河中町-5	201-Ⅱ-186(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
574	河中町	河中町-4	201-Ⅱ-187(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
575	河中町	河中町-2	201-Ⅱ-188(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
576	東川町	東川町-1	201-Ⅱ-189(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
577	青波町	青波町-4	201-Ⅱ-190(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
578	青波町	青波町-3	201-Ⅱ-191(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
579	青波町	青波町-2	201-Ⅱ-192(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
580	青波町	青波町-1	201-Ⅱ-193(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号

番号	所在地	区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
581	福見川町・河中町	福見川町-1	201-Ⅱ-194(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
582	福見川町	福見川町-2	201-Ⅱ-195(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
583	福見川町	福見川町-3	201-Ⅱ-196(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
584	川の郷町	川の郷町-2	201-Ⅱ-197(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
585	川の郷町	川の郷町-4	201-Ⅱ-198(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
586	杉立町	杉立町-2	201-Ⅱ-200(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
587	杉立町	杉立町-3	201-Ⅱ-201(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
588	天山2丁目・天山1丁目	天山町－2	201-Ⅱ-204(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
589	天山2丁目・天山1丁目	天山町－3	201-Ⅱ-205(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
590	星岡3丁目・星岡1丁目	星岡町	201-Ⅱ-207(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
591	星岡1丁目・星岡3丁目・星岡町	星岡町－1	201-Ⅱ-208(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
592	福音寺町・小坂5丁目	福音寺町－1	201-Ⅱ-209(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
593	畑寺2丁目・畑寺3丁目	畑寺町－2	201-Ⅱ-211(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
594	畑寺町・畑寺3丁目・畑寺4丁目・北久米町	畑寺町－4	201-Ⅱ-212(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
595	平井町	平井町－2	201-Ⅱ-213(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
596	小野町・北梅本町	小野町－1	201-Ⅱ-214(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
597	小野町・北梅本町	小野町	201-Ⅱ-215(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
598	小野町	小野町－2	201-Ⅱ-216(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
599	小野町・北梅本町	小野町－3	201-Ⅱ-217(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
600	小野町・北梅本町	小野町－4	201-Ⅱ-218(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
601	小野町・平井町	小野町－5	201-Ⅱ-219(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
602	小野町・北梅本町	小野町－6	201-Ⅱ-220(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
603	北梅本町・小野町	北梅本町－13	201-Ⅱ-221(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
604	平井町・北梅本町	北梅本町－14	201-Ⅱ-222(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
605	北梅本町	北梅本町－10	201-Ⅱ-223(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
606	北梅本町	北梅本町－9	201-Ⅱ-224(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
607	北梅本町	北梅本町－2	201-Ⅱ-225(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
608	東方町	東方町－4	201-Ⅱ-226(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
609	東方町	東方町－2	201-Ⅱ-227(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
610	窪野町	窪野町－12	201-Ⅱ-228(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
611	窪野町	窪野町－11	201-Ⅱ-229(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
612	窪野町	窪野町－10	201-Ⅱ-230(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
613	窪野町	窪野町－9	201-Ⅱ-231(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
614	窪野町	窪野町－6	201-Ⅱ-232(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
615	窪野町	窪野町－3	201-Ⅱ-233(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
616	窪野町・久谷町	窪野町－1	201-Ⅱ-234(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
617	久谷町・浄瑠璃町	久谷町－31	201-Ⅱ-235(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
618	久谷町	久谷町－19	201-Ⅱ-237(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
619	久谷町	久谷町－12	201-Ⅱ-239(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
620	久谷町	久谷町－11	201-Ⅱ-240(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
621	久谷町	久谷町－7	201-Ⅱ-241(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
622	久谷町	久谷町－2	201-Ⅱ-242(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号

番号	所在地	区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
623	久谷町	久谷町－1	201-Ⅱ-243(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
624	久谷町	久谷町－3	201-Ⅱ-244(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
625	久谷町	久谷町－5	201-Ⅱ-245(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
626	久谷町	久谷町－4	201-Ⅱ-246(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
627	神次郎町	神次郎町-5	201-Ⅱ-247(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
628	神次郎町	神次郎町-4	201-Ⅱ-248(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
629	神次郎町	神次郎町-3	201-Ⅱ-249(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
630	城山町・神次郎町	神次郎町-1	201-Ⅱ-251(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
631	上野町	上野町－2	201-Ⅱ-252(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
632	南江戸5丁目	南江戸町－2	201-Ⅱ-255(1)	R3.6.18	県告示第860号	－	－
633	東大栗町東大栗	東大栗町	201-Ⅱ-256(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
634	祝谷町祝谷3丁目	祝谷１－１	201-Ⅱ-257(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
635	末町末	末町	201-Ⅱ-258(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
636	菅沢町	菅沢町	201-Ⅱ-259(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
637	菅沢町	菅沢B	201-Ⅱ-260(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
638	柳谷町	柳谷	201-Ⅱ-261(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
639	久谷町	久谷町	201-Ⅱ-263(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
640	梅津寺町	梅津寺町-7	201-Ⅱ-265(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
641	南斎院町・別府町	南斎院町	201-Ⅱ-266(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
642	衣山4丁目	衣山-2	201-Ⅱ-267(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
643	食場町食場	食場町B	201-Ⅱ-268(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
644	北梅本町・平井町	小野	201-Ⅱ-269(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
645	柳谷町	柳谷町-6	201-Ⅱ-270(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
646	城山町	城山町-3	201-Ⅱ-271(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
647	上伊台町	上伊台町-13	201-Ⅱ-272(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
648	下伊台町	下伊台町-4	201-Ⅱ-273(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
649	溝辺町溝辺	溝辺町-7	201-Ⅱ-274(1)	R3.6.18	県告示第860号	－	－
650	太山寺町	太山寺-2	201-Ⅱ-275(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
651	吉藤5丁目	吉藤町－5	201-Ⅲ-7(2)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
652	玉谷町	玉谷町－2	201-Ⅲ-9(2)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
653	玉谷町	玉谷町－3	201-Ⅲ-10(2)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
654	湯山柳	湯山柳－10	201-Ⅲ-13(2)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
655	宿野町	宿野町－2	201-Ⅲ-16(2)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
656	宿野町	宿野町－3	201-Ⅲ-17(2)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
657	北梅本町、小野町	北梅本町-1	201-Ⅲ-18(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
658	北吉田町	北吉田町-1	201-Ⅲ-19(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
659	北梅本町、小野町、平井町	小野町-7	201-Ⅲ-20(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
660	東方町	東方町-1	201-Ⅲ-21(1)	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
661※	山西町	山西	201-Ⅰ-668(1)	R3.11.9	県告示第1285号	R3.11.9	県告示第1285号
662※	高浜町5丁目	高浜D	201-Ⅰ-630(1)	R4.2.4	県告示第109号	R4.2.4	県告示第109号
663※	平和通3丁目	平和通B	201-Ⅰ-686(1)	R4.2.4	県告示第109号	R4.2.4	県告示第109号
664※	丸之内、緑町、西一万町、大街道3丁目	丸の内	201-Ⅰ-688(1)	R4.2.4	県告示第109号	R4.2.4	県告示第109号

※661の箇所については、平成27年11月27日愛媛県告示第1397号で指定した土砂災害(特別)警戒区域の範囲修正に伴う再指定箇所です。

※662・663の箇所については、平成29年6月30日愛媛県告示第786号で指定した土砂災害(特別)警戒区域の範囲修正に伴う再指定箇所です。

※664の箇所については、令和3年6月18日愛媛県告示第861号で指定した土砂災害(特別)警戒区域の範囲修正に伴う再指定箇所です。

（土石流）

番号	所在地	区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
1	浅海原	味栗3号谷	211-1210-1	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
2	浅海原	味栗3号谷	211-1210-2	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
3	浅海原	味栗3号谷	211-1210-3	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
4	浅海原	味栗3号谷	211-1210-4	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
5	浅海原	味栗3号谷	211-1210-5	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
6	浅海原	味栗3号谷	211-1210-6	H27.3.24	県告示第333号	－	－
7	浅海原	味栗3号谷	211-1210-7	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
8	浅海原	味栗4号谷	211-1212-1	H27.3.24	県告示第333号	－	－
9	浅海原	味栗4号谷	211-1212-2	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
10	浅海原	京ヶ森谷	211-1214-1	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
11	浅海原	京ヶ森谷	211-1214-2	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
12	大浦	大浦3号谷	211-1215	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
13	大浦	大浦2号谷	211-1216-1	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
14	大浦	大浦2号谷	211-1216-2	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
15	大浦	大浦2号谷	211-1216-3	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
16	大浦	大浦2号谷	211-1216-4	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
17	下難波	下難波1号谷	211-1220	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
18	下難波	鴻之坂谷	211-1221-1	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
19	下難波	鴻之坂谷	211-1221-2	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
20	下難波	下難波2号谷	211-1222-1	H27.3.24	県告示第333号	－	－
21	下難波	下難波2号谷	211-1222-2	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
22	中通	エギ谷	211-1223-1	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
23	中通	三島谷	211-1223-2	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
24	中通	足谷	211-1224	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
25	上難波	寺の谷川	211-1225-1	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
26	上難波	寺の谷川	211-1225-2	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
27	上難波	寺の谷川	211-1225-3	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
28	上難波	上難波谷	211-1226-1	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
29	上難波	上難波谷	211-1226-2	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
30	上難波	上難波谷	211-1226-3	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
31	上難波	大阪川	211-1227	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
32	庄	庄1号谷	211-1228-1	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
33	庄	庄1号谷	211-1228-2	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
34	庄	庄1号谷	211-1228-3	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
35	才之原	才之原下	211-1231-1	H27.3.24	県告示第333号	－	－
36	才之原	才之原下	211-1231-2	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
37	才之原	才之原下	211-1231-3	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
38	小山田	小山田上谷	211-1235	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
39	猿川原	猿川原谷	211-1238	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
40	猪木	猪木5号谷	211-1245	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
41	猪木	滝本川	211-1246	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
42	猪木	猪木川	211-1247-1	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
43	猪木	猪木川	211-1247-2	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
44	正岡神田	神田2号谷	211-1249	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
45	正岡神田	神田1号谷	211-1250-1	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
46	正岡神田	神田1号谷	211-1250-2	H27.3.24	県告示第333号	－	－
47	正岡神田	神田1号谷	211-1250-3	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
48	正岡神田	神田1号谷	211-1250-4	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
49	高田	高田谷	211-1251-1	H27.3.24	県告示第333号	－	－
50	高田	高田谷	211-1251-2	H27.3.24	県告示第333号	－	－
51	院内	院内2号谷	211-1254	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
52	宮内	宮内谷	211-1256	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
53	高山	上川	211-1260	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
54	佐古	佐古1号谷	211-1262	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
55	夏目	夏目1号谷	211-1264	H27.3.24	県告示第333号	－	－
56	夏目	夏目2号谷	211-1265-1	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
57	夏目	夏目2号谷	211-1265-2	H27.3.24	県告示第333号	－	－
58	夏目	夏目3号谷	211-1266	H27.3.24	県告示第333号	－	－

番号	所在地	区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
59	苞木	苞木谷	211-1267-1	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
60	苞木	苞木谷	211-1267-2	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
61	常竹	常竹谷	211-1269	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
62	本谷	本谷1号	211-1270-1	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
63	本谷	本谷1号	211-1270-2	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
64	本谷	本谷2号	211-1271	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
65	本谷	本谷3号	211-1272	H27.3.24	県告示第333号	－	－
66	麓	麓ノ組川	211-1274	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
67	麓	麓2号谷	211-1275-1	H27.3.24	県告示第333号	－	－
68	麓	麓2号谷	211-1275-2	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
69	麓	麓2号谷	211-1275-3	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
70	麓	麓2号谷	211-1275-4	H27.3.24	県告示第333号	－	－
71	麓	麓2号谷	211-1275-5	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
72	麓	麓1号谷	211-1277	H27.3.24	県告示第333号	－	－
73	長井方	長井方谷	211-1279-1	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
74	長井方	長井方谷	211-1279-2	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
75	西谷	西谷1号	211-1281	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
76	大西谷	大西3号谷	211-1282	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
77	和田	和田谷	211-1284	H27.3.24	県告示第333号	－	－
78	光洋台	光洋2号谷	211-1287	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
79	光洋台	光洋1号谷	211-1288	H27.3.24	県告示第333号	－	－
80	中島粟井	瀧満川	363-1317-1	H27.3.24	県告示第333号	－	－
81	中島粟井	瀧満川	363-1317-2	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
82	中島大浦	ヒラマツ川	363-1318	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
83	中島大浦	ミヤノサコ川	363-1323	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
84	中島大浦	ドウノオク	363-1325	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
85	中島大浦	マツヲ谷	363-1327-1	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
86	中島大浦	マツヲ谷	363-1327-2	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
87	小浜	ヘイジリ川	363-1330-1	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
88	小浜	ヘイジリ川	363-1330-2	H27.3.24	県告示第333号	－	－
89	宮野	タケノウエ川	363-1332-1	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
90	宮野	タケノウエ川	363-1332-2	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
91	宮野	シバハラ川	363-1334-1	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
92	宮野	シバハラ川	363-1334-2	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
93	神浦	カジヤ川	363-1337	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
94	熊田	由利野川	363-1342	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
95	吉木	山毛川	363-1348	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
96	野忽那	野忽那谷川	363-1354	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
97	野忽那	西明神ヶ谷川	363-1355	H27.3.24	県告示第333号	－	－
98	睦月	南土井川	363-1356	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
99	睦月	北土井川	363-1357	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
100	睦月	宮前川	363-1358	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
101	睦月	田地川	363-1359	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
102	二神	カゲ2号谷	363-1361	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
103	津和地	津和地谷	363-1362	H27.3.24	県告示第333号	－	－
104	津和地	東川	363-1363	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
105	津和地	大久保川	363-1364	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
106	津和地	上松川	363-1365	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
107	津和地	タルミ川	363-1366	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
108	上怒和	村ノ内3号谷	363-1367	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
109	上怒和	村ノ内1号谷	363-1368	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
110	上怒和	村ノ内2号谷	363-1369	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
111	上怒和	南大河原川	363-1370	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
112	上怒和	北大河原川	363-1371	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
113	1怒和	行出田川	363-1372-1	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
114	1怒和	行出田川	363-1372-2	H27.3.24	県告示第332号	H27.3.24	県告示第332号
115	由良町	鷺ヶ巣2号谷	201-1001	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
116	由良町	本谷	201-1002	H27.11.27	県告示第1396号	－	－
117	由良町	鷺ヶ巣東谷川	201-1003	H27.11.27	県告示第1396号	－	－

番号	所在地	区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
118	由良町	北浦3号谷	201-1005	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
119	由良町	北浦4号谷	201-1006	H27.11.27	県告示第1396号	－	－
120	門田町	神崎	201-1007	H27.11.27	県告示第1396号	－	－
121	門田町	幸田川	201-1008	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
122	門田町	池田谷川	201-1009	H27.11.27	県告示第1396号	－	－
123	由良町	由良川	201-1010	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
124	泊町	御手洗川	201-1011-1	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
125	泊町	御手洗川	201-1011-2	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
126	泊町	大池	201-1012	H27.11.27	県告示第1396号	－	－
127	泊町	泊2号谷	201-1013	H27.11.27	県告示第1396号	－	－
128	高浜町六丁目	高浜3号谷	201-1014	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
129	高浜町六丁目	上の谷川	201-1015	H27.11.27	県告示第1396号	－	－
130	高浜町六丁目	とび谷川	201-1016-1	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
131	高浜町六丁目	とび谷川	201-1016-2	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
132	高浜町六丁目	ゴウゾ川	201-1017	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
133	高浜町六丁目	高浜1号谷	201-1018	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
134	高浜町五丁目	どんどろ川	201-1020	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
135	高浜町五丁目	高浜2号谷	201-1021	H27.11.27	県告示第1396号	－	－
136	高浜町一丁目	水ヶ谷川	201-1022	H27.11.27	県告示第1396号	－	－
137	新浜町	新浜谷川支川	201-1023	H27.11.27	県告示第1396号	－	－
138	松ノ木二丁目	松ノ木谷	201-1027	H27.11.27	県告示第1396号	－	－
139	桜ヶ丘	北山1号谷	201-1028	H27.11.27	県告示第1396号	－	－
140	東山町	東山1号谷	201-1029	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
141	北斎院町	北斎院	201-1034	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
142	堀江町	大谷川	201-1037-1	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
143	堀江町	大谷川	201-1037-2	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
144	堀江町	大谷川	201-1037-3	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
145	堀江町	堀江谷支流	201-1038	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
146	東大栗町	郷谷川支川1	201-1041-1	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
147	東大栗町	郷谷川支川1	201-1041-2	H27.11.27	県告示第1396号	－	－
148	東大栗町	郷谷川支川2	201-1042	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
149	東大栗町	郷谷川	201-1043-1	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
150	東大栗町	郷谷川	201-1043-2	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
151	東大栗町	郷谷川	201-1043-3	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
152	東大栗町	東大栗谷	201-1044	H27.11.27	県告示第1396号	－	－
153	権現町	権現川支川1	201-1046	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
154	権現町	権現川支川2	201-1047	H27.11.27	県告示第1396号	－	－
155	権現町	権現川支川3	201-1048-1	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
156	権現町	権現川支川3	201-1048-2	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
157	権現町	権現川支川3	201-1048-3	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
158	福角町	かずら谷	201-1049	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
159	福角町	福角3号谷	201-1050	H27.11.27	県告示第1396号	－	－
160	平田町	平田2号谷	201-1051-1	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
161	平田町	平田2号谷	201-1051-2	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
162	平田町	平田町3号谷	201-1052-1	H27.11.27	県告示第1396号	－	－
163	平田町	平田町3号谷	201-1052-2	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
164	谷町	谷町1号谷	201-1053	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
165	谷町	大池川	201-1054-1	H27.11.27	県告示第1396号	－	－
166	谷町	大池川	201-1054-2	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
167	吉藤五丁目	吉藤2号谷	201-1055	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
168	吉藤五丁目	吉藤1号谷	201-1057	H27.11.27	県告示第1396号	－	－
169	吉藤一丁目	吉藤5号谷	201-1059	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
170	姫原一丁目	姫池岡の谷川	201-1060-1	H27.11.27	県告示第1396号	－	－
171	姫原一丁目	姫池岡の谷川	201-1060-2	H27.11.27	県告示第1396号	－	－
172	姫原一丁目	姫池岡の谷川	201-1060-3	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
173	姫原一丁目	姫原谷	201-1062	H27.11.27	県告示第1396号	－	－
174	山越三丁目	山越1号谷	201-1063	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
175	山越三丁目	八幡北谷川	201-1064	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
176	御幸一丁目	長連寺川	201-1065	H27.11.27	県告示第1396号	－	－

番号	所在地	区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
177	太山寺町	大谷池	201-1066	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
178	太山寺町	片廻り川	201-1067	H27.11.27	県告示第1396号	－	－
179	太山寺町	太山寺8号谷	201-1068	H27.11.27	県告示第1396号	－	－
180	太山寺町	南谷川	201-1069	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
181	太山寺町	太山寺7号谷	201-1070	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
182	太山寺町	本村川	201-1071	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
183	太山寺町	太山寺6号谷	201-1072	H27.11.27	県告示第1396号	－	－
184	太山寺町	太山寺3号谷	201-1074	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
185	太山寺町	びわ池川	201-1075	H27.11.27	県告示第1396号	－	－
186	太山寺町	太山寺2号谷	201-1076	H27.11.27	県告示第1396号	－	－
187	太山寺町	登尾谷川	201-1077	H27.11.27	県告示第1396号	－	－
188	勝岡町	勝岡1号谷	201-1078	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
189	勝岡町	勝岡谷	201-1079	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
190	祝谷四丁目	大谷川	201-1080-1	H27.11.27	県告示第1396号	－	－
191	祝谷四丁目	大谷川	201-1080-2	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
192	祝谷六丁目	祝谷4号谷	201-1083	H27.11.27	県告示第1396号	－	－
193	山田町	祝谷2号谷	201-1084	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
194	祝谷六丁目	祝谷1号谷	201-1085	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
195	道後湯月町	下桜谷川	201-1092	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
196	道後湯月町	上桜谷川	201-1093	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
197	道後姫塚	ヒメスカ谷	201-1094	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
198	常光寺町	常光寺谷川	201-1095	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
199	常光寺町	常光寺谷川東	201-1096	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
200	常光寺町	本谷川	201-1098-1	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
201	常光寺町	本谷川	201-1098-2	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
202	常光寺町	本谷川	201-1098-3	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
203	常光寺町	本谷川	201-1098-4	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
204	下伊台町	溝辺2号谷	201-1102-1	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
205	下伊台町	溝辺2号谷	201-1102-2	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
206	溝辺町	権現川支川	201-1103	H27.11.27	県告示第1396号	－	－
207	下伊台町	伊台川支川1	201-1105	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
208	下伊台町	下伊台2号谷	201-1106-1	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
209	下伊台町	下伊台2号谷	201-1106-2	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
210	下伊台町	伊台川支川2	201-1107-1	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
211	下伊台町	伊台川支川2	201-1107-2	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
212	下伊台町	下伊台4号谷	201-1108-1	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
213	下伊台町	下伊台4号谷	201-1108-2	H27.11.27	県告示第1396号	－	－
214	下伊台町	白水川	201-1109	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
215	南白水三丁目	下伊台3号谷	201-1110	H27.11.27	県告示第1396号	－	－
216	下伊台町	伊台川支川3	201-1112	H27.11.27	県告示第1396号	－	－
217	上伊台町	西谷川	201-1113-1	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
218	上伊台町	西谷川	201-1113-2	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
219	上伊台町	前ノ谷	201-1114	H27.11.27	県告示第1396号	－	－
220	下伊台町	阿谷川	201-1117	H27.11.27	県告示第1396号	－	－
221	下伊台町	勝岡川	201-1120	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
222	下伊台町	猪ノ谷川	201-1121	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
223	下伊台町	谷川	201-1122	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
224	下伊台町	万城川	201-1123	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
225	菅沢町	菅沢谷南	201-1127	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
226	菅沢町	菅沢6号谷	201-1130	H27.11.27	県告示第1396号	－	－
227	溝辺町	市之井手谷	201-1158	H27.11.27	県告示第1396号	－	－
228	鷹子町	三蔵谷	201-1163	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
229	平井町	上谷の内川	201-1167-1	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
230	平井町	上谷の内川	201-1167-2	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
231	平井町	カイナゴ谷川	201-1168	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
232	津吉町	若宮谷	201-1174	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
233	津吉町	本谷	201-1175	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
234	津吉町	津吉東	201-1176	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
235	津吉町	津吉1号谷	201-1177	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号

番号	所在地	区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
236	窪野町	窪野4号谷	201-1178	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
237	窪野町	菅谷川	201-1179	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
238	窪野町	菅谷川東	201-1180	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
239	窪野町	窪野3号谷	201-1183	H27.11.27	県告示第1396号	－	－
240	窪野町	窪野2号谷	201-1184	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
241	久谷町	久谷6号谷	201-1187	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
242	久谷町	久谷13号谷	201-1188	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
243	久谷町	鳥谷川	201-1189	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
244	久谷町	久谷川	201-1192	H27.11.27	県告示第1396号	－	－
245	久谷町	久谷2号谷	201-1195	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
246	久谷町	ナガソ谷川	201-1196	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
247	浄瑠璃町	恵原1号谷	201-1199	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
248	浄瑠璃町	恵原2号谷	201-1200	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
249	西野町	シマリ池	201-1204	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
250	西野町	十歩池	201-1205-1	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
251	西野町	十歩池	201-1205-2	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
252	猿川	猿川川	211-1244	H27.11.27	県告示第1397号	H27.11.27	県告示第1397号
253	由良町	北浦2号谷	201-1004	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
254	高浜町5丁目	高浜3号谷	201-1019	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
255	新浜町	新浜谷川	201-1024	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
256	石風呂町	石風呂谷川	201-1025	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
257	石風呂町	石風呂2号谷	201-1026	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
258	別府町	福水神社谷	201-1033	H29.6.30	県告示第785号	－	－
259	別府町	別府谷川	201-1035	H29.6.30	県告示第785号	－	－
260	北吉田町	北吉田谷川	201-1036	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
261	堀江町	堀江谷川	201-1039	H29.6.30	県告示第785号	－	－
262	東大栗町	東大栗谷支流	201-1045	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
263	吉藤5丁目	吉藤7号谷	201-1056	H29.6.30	県告示第785号	－	－
264	姫原1丁目	ハス谷川	201-1061	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
265	太山寺町	太山寺4号谷	201-1073	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
266	祝谷東町	常信寺谷川西川	201-1088	H29.6.30	県告示第785号	－	－
267	祝谷東町	常信寺谷川	201-1089	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
268	祝谷東町	道後山荘奥谷	201-1091	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
269	高野町	上高野谷	201-1104-1	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
270	高野町	上高野谷	201-1104-2	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
271	下伊台町	下伊台6号谷	201-1111	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
272	下伊台町	奥の谷川	201-1119	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
273	湯山柳	湯山1号谷	201-1124	H29.6.30	県告示第785号	－	－
274	菅沢町	菅沢10号谷	201-1126	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
275	菅沢町	菅沢谷左支渓	201-1128	H29.6.30	県告示第785号	－	－
276	菅沢町	河内谷川	201-1129	H29.6.30	県告示第785号	－	－
277	菅沢町	菅沢7号谷	201-1131	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
278	菅沢町	菅沢8号谷	201-1132	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
279	菅沢町	ホクヨウジ川	201-1134	H29.6.30	県告示第785号	－	－
280	柳谷町	柳谷2号谷川	201-1135	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
281	柳谷町	柳谷4号渓流	201-1136	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
282	柳谷町	柳谷3号谷川	201-1137	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
283	柳谷町	柳谷川	201-1138	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
284	柳谷町	柳谷1号谷川	201-1139	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
285	柳谷町	柳谷川支流	201-1140	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
286	城山町	城山1号谷	201-1142	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
287	城山町	城山2号谷	201-1143	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
288	神次郎町	奥の谷川	201-1144	H29.6.30	県告示第785号	－	－
289	福見川町	ツケ谷川	201-1149	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
290	藤野町	谷山谷川	201-1154	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
291	畑寺町	畑寺谷川	201-1159	H29.6.30	県告示第785号	－	－
292	畑寺町	畑寺2号谷	201-1160	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
293	畑寺町	大谷川	201-1162	H29.6.30	県告示第785号	－	－
294	鷹子町	八ッ谷	201-1164	H29.6.30	県告示第785号	－	－

番号	所在地	区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
295	平井町	下谷の内川	201-1166	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
296	平井町	谷ノ内沢	201-1169-1	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
297	平井町	谷ノ内沢	201-1169-2	H29.6.30	県告示第785号	－	－
298	平井町	上の谷川	201-1170	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
299	北梅本町	小野1号谷	201-1171	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
300	北梅本町	小野2号谷	201-1172	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
301	窪野町	除川	201-1181	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
302	久谷町	裏の谷川	201-1194	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
303	浄瑠璃町	浄瑠璃2号谷	201-1197	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
304	浄瑠璃町	浄瑠璃1号谷	201-1198	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
305	西野町	西野谷	201-1201	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
306	西野町	東谷川	201-1202	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
307	西野町	西野1号谷	201-1203	H29.6.30	県告示第785号	－	－
308	浅海本谷	浅海本谷4号	211-1208	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
309	浅海原	原1号川	211-1209	H29.6.30	県告示第785号	－	－
310	浅海原	味栗2号谷	211-1211	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
311	浅海原	味栗1号谷	211-1213	H29.6.30	県告示第785号	－	－
312	下難波	石風呂1号谷	211-1218	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
313	下難波	石風呂2号谷	211-1219	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
314	庄	庄3号谷	211-1230	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
315	才之原	才之原下	211-1232	H29.6.30	県告示第785号	－	－
316	小山田	小山田中谷	211-1233	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
317	小山田	寺谷川	211-1234	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
318	小山田	坊田1号谷	211-1236	H29.6.30	県告示第785号	－	－
319	猿川	大遊寺4号谷	211-1239	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
320	儀式	儀式1号谷	211-1240	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
321	立岩米之野	明神谷川	211-1241	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
322	猪木	猪木4号谷	211-1248	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
323	院内	院内1号谷	211-1252	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
324	高田	寺谷川	211-1255	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
325	善応寺	善応寺谷	211-1257	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
326	善応寺	善応寺2号谷	211-1259	H29.6.30	県告示第785号	－	－
327	河野高山	高山谷	211-1261	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
328	常竹	鹿峰谷	211-1268	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
329	麓	麓川	211-1273	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
330	西谷	西谷2号	211-1280	H29.6.30	県告示第785号	－	－
331	磯河内	磯河内谷	211-1285	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
332	中島粟井	大泊谷	363-1316	H29.6.30	県告示第785号	－	－
333	中島大浦	ミヤケ川	363-1319	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
334	中島大浦	浜小路川	363-1320	H29.6.30	県告示第785号	－	－
335	小浜	ジンデ川	363-1328	H29.6.30	県告示第785号	－	－
336	小浜	イエキ川	363-1329	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
337	神浦	新地1号谷	363-1335	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
338	神浦	新地川	363-1336	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
339	神浦	イド川	363-1338	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
340	神浦	ナガサカ川	363-1339	H29.6.30	県告示第785号	－	－
341	熊田	大川	363-1344	H29.6.30	県告示第785号	－	－
342	1怒和	森ノ上川	363-1373	H29.6.30	県告示第786号	H29.6.30	県告示第786号
343	浅海本谷	浅海本谷1号	211-1207	R1.8.20	県告示第444号	－	－
344	小山田	坊田2号谷	211-1237-1	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
345	小山田	坊田2号谷	211-1237-2	R1.8.20	県告示第444号	－	－
346	立岩中村	中村1号谷	211-1242	R1.8.20	県告示第444号	－	－
347	猿川	河原上川	211-1243	R1.8.20	県告示第444号	－	－
348	横谷	横谷谷	211-1258	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
349	佐古	佐古2号谷	211-1263	R1.8.20	県告示第444号	－	－
350	客	客川	211-1276-1	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
351	客	客川	211-1276-2	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
352	本谷	本谷5号	211-1283	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
353	浅海本谷	浅海本谷2号	211-2110	R1.8.20	県告示第444号	－	－

番号	所在地	区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
354	浅海原	原2号川	211-2111	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
355	浅海原	味栗5号谷	211-2112	R1.8.20	県告示第444号	-	-
356	下難波	新城川	211-2113	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
357	下難波	石風呂3号谷	211-2114-1	R1.8.20	県告示第444号	-	-
358	下難波	石風呂3号谷	211-2114-2	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
359	萩原	萩原2号谷	211-2115	R1.8.20	県告示第444号	-	-
360	萩原	萩原1号谷	211-2116-1	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
361	萩原	萩原1号谷	211-2116-2	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
362	萩原	萩原1号谷	211-2116-3	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
363	萩原	萩原1号谷	211-2116-4	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
364	萩原	萩原1号谷	211-2116-5	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
365	萩原	萩原1号谷	211-2116-6	R1.8.20	県告示第444号	-	-
366	萩原	萩原1号谷	211-2116-7	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
367	萩原	萩原1号谷	211-2116-8	R1.8.20	県告示第444号	-	-
368	萩原	萩原1号谷	211-2116-9	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
369	萩原	萩原1号谷	211-2116-10	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
370	萩原	萩原1号谷	211-2116-11	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
371	萩原	萩原1号谷	211-2116-12	R1.8.20	県告示第444号	-	-
372	萩原	萩原1号谷	211-2116-13	R1.8.20	県告示第444号	-	-
373	萩原	萩原3号谷	211-2117-1	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
374	萩原	萩原3号谷	211-2117-2	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
375	萩原	萩原3号谷	211-2117-3	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
376	尾儀原	尾儀原下川	211-2118-1	R1.8.20	県告示第444号	-	-
377	尾儀原	尾儀原下川	211-2118-2	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
378	尾儀原	尾儀原下川	211-2118-3	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
379	小山田	小山田谷	211-2119	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
380	小山田	小山田下谷	211-2120	R1.8.20	県告示第444号	-	-
381	猿川	大遊寺2号谷	211-2121	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
382	猿川	大遊寺1号谷	211-2122-1	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
383	猿川	大遊寺1号谷	211-2122-2	R1.8.20	県告示第444号	-	-
384	猿川	大遊寺1号谷	211-2122-3	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
385	猿川	大遊寺1号谷	211-2122-4	R1.8.20	県告示第444号	-	-
386	猿川	大遊寺1号谷	211-2122-5	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
387	猿川	大遊寺1号谷	211-2122-6	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
388	儀式	儀式6号谷	211-2123	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
389	儀式	儀式4号谷	211-2124	R1.8.20	県告示第444号	-	-
390	儀式	儀式3号谷	211-2125	R1.8.20	県告示第444号	-	-
391	儀式	儀式2号谷	211-2126	R1.8.20	県告示第444号	-	-
392	庄府	天神谷川	211-2127	R1.8.20	県告示第444号	-	-
393	庄府	庄府2号谷	211-2128-1	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
394	庄府	庄府2号谷	211-2128-2	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
395	庄府	庄府3号谷	211-2129-1	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
396	庄府	庄府3号谷	211-2129-2	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
397	庄府	庄府3号谷	211-2129-3	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
398	立岩米之野	米之野1号谷	211-2130	R1.8.20	県告示第444号	-	-
399	庄府	庄府1号谷	211-2131-1	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
400	庄府	庄府1号谷	211-2131-2	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
401	庄府	庄府1号谷	211-2131-3	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
402	立岩米之野	宝坂川	211-2132-1	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
403	立岩米之野	宝坂川	211-2132-2	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
404	立岩米之野	米之野原川	211-2133-1	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
405	立岩米之野	米之野原川	211-2133-2	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
406	立岩米之野	米之野2号谷	211-2134	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
407	立岩米之野	米之野替森川	211-2135	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
408	立岩米之野	米之野3号谷	211-2136	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
409	立岩中村	間前川	211-2137	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
410	立岩中村	田中川	211-2138	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
411	立岩中村	中村2号谷	211-2139	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
412	猿川	大遊寺5号谷	211-2140	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号

番号	所在地	区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
413	猿川	大遊寺3号谷	211-2141	R1.8.20	県告示第444号	-	-
414	滝本	滝本2号谷	211-2142	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
415	滝本	滝本1号谷	211-2143	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
416	猪木	猪木3号谷	211-2144	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
417	院内	院内3号谷	211-2145-1	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
418	院内	院内3号谷	211-2145-2	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
419	院内	院内3号谷	211-2145-3	R1.8.20	県告示第444号	-	-
420	猪木	猪木2号谷	211-2146-1	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
421	猪木	猪木2号谷	211-2146-2	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
422	猪木	院内川	211-2147	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
423	院内	院内5号谷	211-2148	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
424	院内	院内4号谷	211-2149-1	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
425	院内	院内4号谷	211-2149-2	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
426	院内	院内4号谷	211-2149-3	R1.8.20	県告示第444号	-	-
427	院内	院内4号谷	211-2149-4	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
428	院内	院内4号谷	211-2149-5	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
429	牛谷	牛谷川	211-2150	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
430	麓・平林	麓谷	211-2151	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
431	客	客2号谷	211-2152	R1.8.20	県告示第444号	-	-
432	客	客1号谷	211-2153-1	R1.8.20	県告示第444号	-	-
433	客	客1号谷	211-2153-2	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
434	西谷	西谷3号	211-2154-1	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
435	西谷	西谷3号	211-2154-2	R1.8.20	県告示第444号	-	-
436	西谷	西谷3号	211-2154-3	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
437	西谷	西谷3号	211-2154-4	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
438	本谷	本谷4号	211-2155	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
439	九川	九川谷	211-2156	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
440	大浦	大浦4号谷	211-J038-1	R1.8.20	県告示第444号	-	-
441	大浦	大浦4号谷	211-J038-2	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
442	大浦	大浦4号谷	211-J038-3	R1.8.20	県告示第444号	-	-
443	八反地	八反地谷	211-J039	R1.8.20	県告示第444号	-	-
444	下難波	下難波3号谷	211-J040-1	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
445	下難波	下難波3号谷	211-J040-2	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
446	下難波	下難波3号谷	211-J040-3	R1.8.20	県告示第444号	-	-
447	下難波	下難波3号谷	211-J040-4	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
448	院内・高田	阿部ヶ谷	211-J041	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
449	上難波	上難波2号谷	211-J042	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
450	安岡	安岡谷	211-J043	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
451	中島大浦	中村川	363-1321	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
452	中島大浦	奥谷川	363-1322	R1.8.20	県告示第444号	-	-
453	中島大浦	シリナシ川	363-1324	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
454	中島大浦	山狩川	363-1326-1	R1.8.20	県告示第444号	-	-
455	中島大浦	山狩川	363-1326-2	R1.8.20	県告示第444号	-	-
456	長師	ボウノヲク川	363-1331	R1.8.20	県告示第444号	-	-
457	宮野	天神川	363-1333-1	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
458	宮野	天神川	363-1333-2	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
459	神浦	キョウメン川	363-1340	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
460	宇和間	岡ノ川	363-1341-1	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
461	宇和間	岡ノ川	363-1341-2	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
462	宇和間	岡ノ川	363-1341-3	R1.8.20	県告示第444号	-	-
463	宇和間	岡ノ川	363-1341-4	R1.8.20	県告示第444号	-	-
464	熊田	大川	363-1343-1	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
465	熊田	大川	363-1343-2	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
466	熊田	ミズシリ川	363-1345	R1.8.20	県告示第444号	-	-
467	吉木	長畑川	363-1346-1	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
468	吉木	長畑川	363-1346-2	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
469	吉木	長畑川	363-1346-3	R1.8.20	県告示第444号	-	-
470	吉木	大谷	363-1347-1	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
471	吉木	大谷	363-1347-2	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号

番号	所在地	区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
472	吉木	大谷	363-1347-3	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
473	吉木	大谷	363-1347-4	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
474	饒・吉木	西栄川	363-1349-1	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
475	饒・吉木	西栄川	363-1349-2	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
476	饒・吉木	西栄川	363-1349-3	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
477	饒	日ノ浦川	363-1350	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
478	饒	奥の山川	363-1351	R1.8.20	県告示第444号	－	－
479	饒	坂の奥川	363-1352	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
480	畑里	本郷川、黒岩川	363-1353-1	R1.8.20	県告示第444号	－	－
481	畑里	本郷川、黒岩川	363-1353-2	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
482	二神	古屋谷	363-1360	R1.8.20	県告示第444号	－	－
483	1怒和	流谷川	363-1374	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
484	1怒和	大久保川	363-1375-1	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
485	1怒和	大久保川	363-1375-2	R1.8.20	県告示第444号	－	－
486	中島粟井	クリヤ川	363-2192-1	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
487	中島粟井	クリヤ川	363-2192-2	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
488	中島大浦	ミコノメ川	363-2193	R1.8.20	県告示第444号	－	－
489	中島大浦	サコダ川	363-2194-1	R1.8.20	県告示第444号	－	－
490	中島大浦	サコダ川	363-2194-2	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
491	中島大浦	流内川	363-2195-1	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
492	中島大浦	流内川	363-2195-2	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
493	中島大浦	流内川	363-2195-3	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
494	中島大浦	久主神川	363-2196	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
495	小浜	ハマ川	363-2197	R1.8.20	県告示第444号	－	－
496	長師	奥池川	363-2198-1	R1.8.20	県告示第444号	－	－
497	長師	奥池川	363-2198-2	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
498	長師	昭和池川	363-2199-1	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
499	長師	昭和池川	363-2199-2	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
500	宮野	ヲナガシ川	363-2200-1	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
501	宮野	ヲナガシ川	363-2200-2	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
502	宮野	タケノウエ川	363-2201	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
503	宮野	大久保川(1)	363-2202-1	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
504	宮野	大久保川(1)	363-2202-2	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
505	神浦	トウノクボ川	363-2203	R1.8.20	県告示第444号	－	－
506	神浦	コヲトノヲク川	363-2204	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
507	神浦	カゲノヲク川	363-2205-1	R1.8.20	県告示第444号	－	－
508	神浦	カゲノヲク川	363-2205-2	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
509	神浦	新地2号谷	363-2206	R1.8.20	県告示第444号	－	－
510	吉木	寺ヶ市谷	363-2207	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
511	饒・吉木	サコ谷	363-2208-1	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
512	饒・吉木	サコ谷	363-2208-2	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
513	畑里	畑里1号谷	363-2209	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
514	畑里	半ノ田川	363-2210	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
515	畑里	畑里2号谷	363-2211-1	R1.8.20	県告示第444号	－	－
516	畑里	畑里2号谷	363-2211-2	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
517	畑里	畑里2号谷	363-2211-3	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
518	二神	カゲ1号谷	363-2212	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
519	上怒和	シャノキ谷	363-2213	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
520	上怒和	大久保川(2)	363-2214	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
521	上怒和	村ノ内4号谷	363-2215	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
522	1怒和	小原谷(1)	363-2216	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
523	1怒和	小原谷(2)	363-2217	R1.8.20	県告示第445号	R1.8.20	県告示第445号
524	古三津4丁目	古三津1号谷	201-1032	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
525	吉藤5丁目	吉藤4号谷	201-1058	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
526	祝谷6丁目	祝谷3号谷	201-1081	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
527	山田町	山田谷	201-1082	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
528	祝谷東町	むっくり池谷	201-1086	R3.6.18	県告示第860号	－	－
529	祝谷東町	松山神社谷川	201-1087	R3.6.18	県告示第860号	－	－
530	祝谷東町	田高川、牛ヶ谷川	201-1090	R3.6.18	県告示第860号	－	－

番号	所在地	区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
531	石手1丁目	細の谷川	201-1097	R3.6.18	県告示第860号	－	－
532	溝辺町	溝辺1号谷	201-1099	R3.6.18	県告示第860号	－	－
533	溝辺町	溝辺4号谷	201-1100	R3.6.18	県告示第860号	－	－
534	溝辺町	塚谷川	201-1101	R3.6.18	県告示第860号	－	－
535	上伊台町	坊ノ奥川	201-1115	R3.6.18	県告示第860号	－	－
536	上伊台町	上伊台谷	201-1116	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
537	下伊台町	東阿谷川	201-1118	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
538	菅沢町	菅沢東谷	201-1125	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
539	菅沢町	五明谷川	201-1133	R3.6.18	県告示第860号	－	－
540	恩地町	大崎谷	201-1141	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
541	東川町	西ノ谷川	201-1145	R3.6.18	県告示第860号	－	－
542	大井野町	大井野谷	201-1146	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
543	米野町	高為谷	201-1147	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
544	大井野町	イヂノ川	201-1148	R3.6.18	県告示第860号	－	－
545	川の郷町	川の郷谷川	201-1150	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
546	川の郷町	川の郷谷川左	201-1151	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
547	川の郷町	戸板谷	201-1152	R3.6.18	県告示第860号	－	－
548	河中町	井河谷川	201-1153	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
549	食場町	横谷	201-1155	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
550	高野町	山手谷川	201-1156	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
551	高野町	高野谷川	201-1157	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
552	畑寺町、畑寺	畑寺1号谷	201-1161	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
553	鷹子町	鷹子谷	201-1165	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
554	北梅本町	長谷	201-1173-1	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
555	北梅本町	長谷	201-1173-2	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
556	窪野町	窪野8号谷	201-1182	R3.6.18	県告示第860号	－	－
557	窪野町	窪野1号谷	201-1185	R3.6.18	県告示第860号	－	－
558	窪野町	裏の谷川	201-1186	R3.6.18	県告示第860号	－	－
559	久谷町	久谷3号谷	201-1190	R3.6.18	県告示第860号	－	－
560	久谷町	久谷川	201-1191	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
561	久谷町	山池田川	201-1193-1	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
562	久谷町	山池田川	201-1193-2	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
563	上高野町、食場町	上高野谷川	201-1376	R3.6.18	県告示第860号	－	－
564	高浜町1丁目・高浜町2丁目	高浜駅東川	201-1377	R3.6.18	県告示第860号	－	－
565	上怒和	北大河原川	201-1379	R3.6.18	県告示第860号	－	－
566	由良町	鷺ヶ巣1号谷	201-2001	R3.6.18	県告示第860号	－	－
567	由良町	鷺ヶ巣3号谷	201-2002-1	R3.6.18	県告示第860号	－	－
568	由良町	鷺ヶ巣3号谷	201-2002-2	R3.6.18	県告示第860号	－	－
569	由良町	北浦1号谷	201-2003	R3.6.18	県告示第860号	－	－
570	門田町	門田谷	201-2004	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
571	泊町	泊3号谷	201-2005	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
572	石風呂町	石風呂1号谷	201-2007	R3.6.18	県告示第860号	－	－
573	太山寺町	太山寺8号谷	201-2008	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
574	桜ケ丘	北山3号谷	201-2009	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
575	桜ケ丘	北山4号谷	201-2010	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
576	桜ケ丘	北山2号谷	201-2011	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
577	桜ケ丘	北山5号谷	201-2012	R3.6.18	県告示第860号	－	－
578	北斎院町	北斎院2号谷	201-2013	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
579	北斎院町	清水北谷川	201-2014	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
580	別府町	別府1号谷	201-2015	R3.6.18	県告示第860号	－	－
581	堀江町	大谷川支流	201-2016	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
582	堀江町	大谷川	201-2017-1	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
583	堀江町	大谷川	201-2017-2	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
584	堀江町	大谷川	201-2017-3	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
585	堀江町	堀江東谷川	201-2018	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
586	福角町・権現町	権現2号谷	201-2019	R3.6.18	県告示第860号	－	－
587	福角町	権現3号谷	201-2020	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
588	福角町・権現町	権現4号谷	201-2021	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号

番号	所在地	区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
589	福角町	明神1号谷	201-2022-1	R3.6.18	県告示第860号	-	-
590	福角町	明神1号谷	201-2022-2	R3.6.18	県告示第860号	-	-
591	谷町・吉藤5丁目	吉藤11号谷	201-2023	R3.6.18	県告示第860号	-	-
592	吉藤5丁目	吉藤6号谷	201-2024-1	R3.6.18	県告示第860号	-	-
593	吉藤5丁目	吉藤6号谷	201-2024-2	R3.6.18	県告示第860号	-	-
594	吉藤5丁目	吉藤8号谷	201-2025	R3.6.18	県告示第860号	-	-
595	吉藤5丁目	吉藤9号谷	201-2026	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
596	吉藤5丁目	吉藤3号谷	201-2027	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
597	東山町	東山谷川	201-2028	R3.6.18	県告示第860号	-	-
598	船ヶ谷町	船ヶ谷川	201-2029-1	R3.6.18	県告示第860号	-	-
599	船ヶ谷町	船ヶ谷川	201-2029-2	R3.6.18	県告示第860号	-	-
600	船ヶ谷町	船ヶ谷川	201-2029-3	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
601	船ヶ谷町	船ヶ谷川	201-2029-4	R3.6.18	県告示第860号	-	-
602	勝岡町・太山寺町	太山寺1号谷	201-2030	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
603	溝辺町	溝辺5号谷	201-2031	R3.6.18	県告示第860号	-	-
604	溝辺町	塚谷川	201-2032	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
605	下伊台町氷室	日室池谷	201-2033	R3.6.18	県告示第860号	-	-
606	食場町	大谷西	201-2034-1	R3.6.18	県告示第860号	-	-
607	食場町	大谷西	201-2034-2	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
608	食場町	大谷西	201-2034-3	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
609	食場町	大谷東	201-2035-1	R3.6.18	県告示第860号	-	-
610	食場町	大谷東	201-2035-2	R3.6.18	県告示第860号	-	-
611	食場町	食場谷	201-2036	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
612	下伊台町	下伊台1号谷	201-2037	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
613	下伊台町松組	下伊台8号谷	201-2038-1	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
614	下伊台町松組	下伊台8号谷	201-2038-2	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
615	下伊台町松組	下伊台8号谷	201-2038-3	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
616	上伊台町	本村川	201-2039	R3.6.18	県告示第860号	-	-
617	上伊台町	実川谷	201-2040-1	R3.6.18	県告示第860号	-	-
618	上伊台町	実川谷	201-2040-2	R3.6.18	県告示第860号	-	-
619	上伊台町	上実川1号谷	201-2041-1	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
620	上伊台町	上実川1号谷	201-2041-2	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
621	上伊台町	下実川1号谷	201-2042	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
622	下伊台町勝岡	笹谷川	201-2043	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
623	下伊台町	下伊台9号谷	201-2044	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
624	上菅谷	菅谷川	201-2045-1	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
625	上菅谷	菅谷川	201-2045-2	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
626	上菅谷	菅谷川	201-2045-3	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
627	上菅谷	菅谷川	201-2046-1	R3.6.18	県告示第860号	-	-
628	上菅谷	菅谷川	201-2046-2	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
629	上菅谷	菅谷川	201-2046-3	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
630	末町	菅谷川	201-2047-1	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
631	末町	菅谷川	201-2047-2	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
632	末町	菅谷川	201-2047-3	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
633	上菅谷	菅谷川	201-2048-1	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
634	上菅谷	菅谷川	201-2048-2	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
635	上菅谷	菅谷川	201-2048-3	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
636	湯山柳	湯山2号谷	201-2049	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
637	神次郎町・菅沢町	神次郎谷	201-2050	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
638	菅沢町	菅沢12号谷	201-2051	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
639	菅沢町	菅沢11号谷	201-2052	R3.6.18	県告示第860号	-	-
640	菅沢町	菅沢1号谷	201-2053	R3.6.18	県告示第860号	-	-
641	菅沢町	菅沢川支渓	201-2054	R3.6.18	県告示第860号	-	-
642	菅沢町	菅沢川支渓	201-2055	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
643	城山町	城山3号谷	201-2056	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
644	恩地町	恩地1号谷	201-2057	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
645	恩地町	恩地谷川	201-2058	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
646	恩地町	恩地2号谷	201-2059	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
647	水口町	水口谷川	201-2060-1	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号

番号	所在地	区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
648	水口町	水口谷川	201-2060-2	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
649	福見川町・河中町	オステ谷，北谷	201-2061	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
650	青波町	猪の谷川	201-2062	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
651	宿野町	宿野1号谷	201-2063	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
652	溝辺町大潰	白岩谷	201-2064-1	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
653	溝辺町大潰	白岩谷	201-2064-2	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
654	溝辺町大潰	白岩谷	201-2064-3	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
655	鷹子町	芝ヶ谷	201-2065	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
656	平井町	柳ヶ谷	201-2066	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
657	平井町	平井1号谷	201-2067	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
658	平井町	星ヶ谷	201-2068	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
659	平井町・北梅本町	平井2号谷	201-2069	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
660	平井町・北梅本町	立割谷川	201-2070	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
661	平井町・北梅本町・小野町	北梅2号谷	201-2071	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
662	平井町・北梅本町・小野町	山ノ神谷	201-2072	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
663	平井町・北梅本町・小野町	マイゴ谷川	201-2073	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
664	平井町・北梅本町・小野町	一の谷	201-2074	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
665	平井町・北梅本町・小野町	小野4号谷	201-2075	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
666	北梅本町	北梅4号谷	201-2076	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
667	北梅本町	北梅3号谷	201-2077	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
668	北梅本町	ツル谷	201-2078	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
669	津吉町	五所ヶ谷川	201-2079-1	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
670	津吉町	五所ヶ谷川	201-2079-2	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
671	津吉町	津吉2号谷	201-2080	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
672	津吉町・東方町	中野谷	201-2081	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
673	東方町	東方1号谷	201-2082	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
674	東方町	東方2号谷	201-2083	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
675	東方町	東方3号谷	201-2084	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
676	窪野町	下林谷	201-2085	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
677	窪野町	窪野10号谷	201-2086	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
678	窪野町	宮方川	201-2087	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
679	窪野町	窪野9号谷	201-2088	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
680	窪野町	窪野裏川	201-2089	R3.6.18	県告示第860号	－	－
681	窪野町・久谷町	窪野7号谷	201-2090	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
682	窪野町・久谷町	窪野12号谷	201-2091	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
683	窪野町・久谷町	窪野5号谷	201-2092-1	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
684	窪野町・久谷町	窪野5号谷	201-2092-2	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
685	久谷町	久谷12号谷	201-2093	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
686	久谷町	久谷11号谷	201-2094	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
687	久谷町	久谷10号谷	201-2095	R3.6.18	県告示第860号	－	－
688	久谷町	久谷川	201-2096	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
689	久谷町	久谷川	201-2097	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
690	久谷町	久谷5号谷	201-2098	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
691	久谷町	久谷9号谷	201-2099	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
692	久谷町	久谷8号谷	201-2100-1	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
693	久谷町	久谷8号谷	201-2100-2	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
694	久谷町	久谷8号谷	201-2100-3	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
695	久谷町	久谷8号谷	201-2100-4	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
696	久谷町	庚申川	201-2101	R3.6.18	県告示第860号	－	－
697	久谷町	山池田川	201-2102	R3.6.18	県告示第860号	－	－
698	久谷町	久谷7号谷	201-2103	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
699	久谷町	久谷14号谷	201-2104	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
700	久谷町	久谷15号谷	201-2105-1	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
701	久谷町	久谷15号谷	201-2105-2	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
702	久谷町	久谷1号谷	201-2106	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号

番号	所在地	区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
703	恵原町	恵原3号谷	201-2107-1	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
704	恵原町	恵原3号谷	201-2107-2	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
705	恵原町・西野町	恵原4号谷	201-2108	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
706	高浜町6丁目	高浜5号谷	201-J001-1	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
707	高浜町6丁目	高浜5号谷	201-J001-2	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
708	高浜町6丁目	高浜6号谷	201-J002	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
709	高浜町6丁目	高浜7号谷	201-J003	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
710	高浜町6丁目	高浜8号谷	201-J004-1	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
711	高浜町6丁目	高浜8号谷	201-J004-2	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
712	石風呂町	石風呂4号谷	201-J005	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
713	古三津4丁目	古三津2号谷	201-J006	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
714	堀江町	堀江1号谷	201-J007	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
715	権現町	郷谷1号谷	201-J008	R3.6.18	県告示第860号	－	－
716	福角町	権現5号谷	201-J010	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
717	福角町	権現6号谷	201-J011	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
718	吉藤4丁目	吉藤10号谷	201-J012	R3.6.18	県告示第860号	－	－
719	吉藤4丁目	吉藤11号谷	201-J013	R3.6.18	県告示第860号	－	－
720	太山寺町	太山寺9号谷	201-J014	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
721	上伊台町	上伊台1号谷	201-J015	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
722	上伊台町	上伊台2号谷	201-J016	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
723	上伊台町	上伊台3号谷	201-J017	R3.6.18	県告示第860号	－	－
724	上実川	上実川2号谷	201-J019	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
725	上伊台町	上伊台5号谷	201-J020-1	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
726	上伊台町	上伊台5号谷	201-J020-2	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
727	下伊台町	下伊台10号谷	201-J022	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
728	宿野町	宿野2号谷	201-J023	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
729	湯柳木町	湯柳木2号谷	201-J025-1	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
730	湯柳木町	湯柳木2号谷	201-J025-2	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
731	玉谷町	玉谷1号谷	201-J026	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
732	玉谷町	玉谷2号谷	201-J027	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
733	玉谷町	玉谷3号谷	201-J028	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
734	宿野町	宿野3号谷	201-J029	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
735	食場町	食場1号谷	201-J030	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
736	溝辺町	溝辺6号谷	201-J031	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
737	北梅本町、平井町	北梅5号谷	201-J032-1	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
738	北梅本町、平井町	北梅5号谷	201-J032-2	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
739	平井町	北梅5号谷	201-J032-3	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
740	北梅本町、平井町	北梅5号谷	201-J032-4	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
741	小野町、北梅本町	小野3号谷	201-J033	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
742	北梅本町	北梅6号谷	201-J034-1	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
743	北梅本町	北梅6号谷	201-J034-2	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
744	津吉町	津吉4号谷	201-J035	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
745	東方町	東方4号谷	201-J036-1	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
746	東方町	東方4号谷	201-J036-2	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
747	東方町	東方4号谷	201-J036-3	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
748	東方町	東方4号谷	201-J036-4	R3.6.18	県告示第861号	R3.6.18	県告示第861号
749※	東大栗町	郷の脇川	201-1040	R4.12.9	県告示第1236号	－	－
750※	高浜町3丁目・高浜町4丁目	高浜4号谷	201-1378	R4.12.9	県告示第1236号	－	－
751※	長井方	客上川	211-1278	R4.12.9	県告示第1236号	－	－
752※	小川	小川谷	211-1286	R4.12.9	県告示第1236号	－	－
753※	庄	庄2号谷	211-1229	R5.9.1	県告示第955号	－	－

※749の箇所については、平成27年11月27日愛媛県告示第1397号指定箇所の砂防えん堤完成に伴う再指定箇所です。
※750の箇所については、令和3年6月18日愛媛県告示第861号指定箇所の砂防えん堤完成に伴う再指定箇所です。
※751・752・753の箇所については、平成27年3月24日愛媛県告示第332号指定箇所の砂防えん堤完成に伴う再指定箇所です。

（地すべり）

番号	所在地	区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
1	久谷町	ツヅラ川	201-J-108	R3.6.18	県告示第860号	－	－
2	窪野町	中組	201-J-496	R3.6.18	県告示第860号	－	－
3	久谷町	奥久谷	201-J-497	R3.6.18	県告示第860号	－	－
4	久谷町	大久保	201-J-498	R3.6.18	県告示第860号	－	－
5	祝谷東町	祝谷	201-NK-2	R3.6.18	県告示第860号	－	－
6	麓	平林	211-NK-72	R3.6.18	県告示第860号	－	－
7	善応寺･河野高山	高山	211-NK-73	R3.6.18	県告示第860号	－	－
8	猿川	大遊寺	211-NK-74	R3.6.18	県告示第860号	－	－
9	中島大浦	大浦	363-NK-132	R3.6.18	県告示第860号	－	－
10	神浦	神浦	363-NK-133	R3.6.18	県告示第860号	－	－
11	吉木	吉木	363-NK-134	R3.6.18	県告示第860号	－	－
12	宇和間･熊田	宇和間	363-NK-135	R3.6.18	県告示第860号	－	－
13	上怒和	上怒和	363-NK-136	R3.6.18	県告示第860号	－	－
14	津和地	津和地	363-NK-137	R3.6.18	県告示第860号	－	－

資料〔２・８・９〕　土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設一覧表

（令和６年10月時点）

No	名　称	所在地	分　類	土砂災害警戒区域の指定箇所	
				渓流・地区名	渓流・地区等番号
1	愛媛保育園	若草町 8-2	児童福祉施設	平和通A	201-1-685
2	親子通園・くれよん	若草町 8-2	児童福祉施設	平和通A	201-1-685
3	中央児童センター	若草町 8-3	児童福祉施設	平和通A	201-1-685
4	松山市 若草就労継続支援事業所	若草町 8-3	障害者支援施設等	平和通A	201-1-685
5	ケアハウス姫原	姫原 1-1656	軽費老人ホーム	姫池岡の谷川	201-1060-1～3
6	済生会介護支援センター姫原	姫原 1-1656	介護サービス施設	姫池岡の谷川 姫池岡の谷川	201-1060-1 201-1060-2
7	済生会姫原	姫原 1-1656	老人福祉施設	姫池岡の谷川 姫池岡の谷川	201-1060-1 201-1060-2
8	済生会姫原 特別養護老人ホーム	姫原 1-1656	老人福祉施設	姫池岡の谷川 姫池岡の谷川	201-1060-1 201-1060-2
9	認定こども園花園幼稚園	御幸 1-267	児童福祉施設	御幸E	201-1-46
10	姫山小学校	山越 3-800	小学校	姫原谷	201-1062
11	桑原中学校	畑寺町丙 238-28	中学校	畑寺 2 号谷	201-1160
12	学校法人大護学園 大護さとやま認定こども園	畑寺町乙 16	児童福祉施設	畑寺町-4	201-Ⅱ-212(1)
13	学校法人綜芸種智院石手学園 認定こども園　石手幼稚園	常光寺町甲 406-1	幼稚園（県認可）	常光寺谷川	201-1095
14	道後保育園	道後姫塚 123-1	児童福祉施設	ヒメスカ谷 道後姫塚	201-1094 201-I-187(2)
15	道後温泉病院	姫塚乙 21-21	医療施設	ヒメスカ谷 常光寺B	201 - 1094 201-I-2570(1)
16	チャイルドハウス　おれんじ	祝谷町 1-6-23	児童福祉施設等 に類するもの	常信寺西川 常信寺谷川	201-1088 201-1089
17	リハプライド　南海	祝谷 5-2-15	老人福祉施設	松山神社谷川	201 - 1087
18	特別養護老人ホーム あいじゅ祝谷	祝谷 6-1027-1	老人福祉施設	祝谷 1 号谷	201-1085
19	デイサービスセンター あいじゅ祝谷	祝谷 6-1027-1	介護サービス施設	祝谷 1 号谷	201-1085
20	グループホーム あいじゅ祝谷	祝谷 6-1027-1	認知症対応型 共同生活介護	祝谷 1 号谷	201-1085
21	介護付有料老人ホームグランドライフあいじゅ祝谷	祝谷 6-1027-1	有料老人ホーム	祝谷 1 号谷	201-1085
22	ショートステイあいじゅ祝谷	祝谷 6-1027-1	介護サービス施設	祝谷 1 号谷	201-1085
23	道後ゆのさと保育園	祝谷 6-1072-1	児童福祉施設等 に類するもの	祝谷 1 号谷	201-1085
24	松山ベテル病院保育園	祝谷 6-1224-6	児童福祉施設等 に類するもの	祝谷上	201-I-2573(1)
25	松山ベテル病院	祝谷 6-1229	医療施設	祝谷上	201-I-2573(1)
26	介護付有料老人ホーム 松山エデンの園	祝谷 6-1248	有料老人ホーム	祝谷上	201-I-2573(1)
27	道後ベテルホーム	祝谷 6-1277	老人福祉施設	祝谷 4 号谷	201-1083
28	にこにこ園	祝谷東町 812-1 ガーデンヒルズ道後 1 階 101 号	児童福祉施設等 に類するもの	祝谷東 祝谷東	201-I-189 (2) 201-I-189 (2)
29	介護付有料老人ホーム ソラストさらさ道後	祝谷東町乙 813-8	有料老人ホーム	祝谷東町-3	201-Ⅱ-138(1)
30	津田中学校	北斎院町 1106	中学校	北斎院	201-1034

No	名　称	所在地	分　類	土砂災害警戒区域の指定箇所	
				渓流・地区名	渓流・地区等番号
31	味生第二小学校	別府町 3-1	小学校	福水神社谷	201-1033
32	認定こども園 こどものくに保育園	南斎院町乙 41-3	児童福祉施設	南斎院町	201-I-2668(1)
33	幼保連携型認定こども園 三葉幼稚園	山西町 447	児童福祉施設	山西町-1	201-I-2663(1)
34	高浜保育園	高浜町 6-1674	児童福祉施設	とび谷川 とび谷川	201-1016-1 201-1016-2
35	梅津寺デイサービス	梅津寺町 1326-7	介護サービス施設	梅津寺Ｂ	201-I-2562(1)
36	特別養護老人ホーム　竹の郷	太山寺町 1470	老人福祉施設	とび谷川 片廻り川	201-1016-1 201-1067
37	ショートステイ　竹の郷	太山寺町 1470	介護サービス施設	とび谷川 片廻り川	201-1016-1 201-1067
38	小規模多機能型居宅介護 竹の郷	太山寺町 1470	介護サービス施設	とび谷川 片廻り川	201-1016-1 201-1067
39	高齢者グループホーム 竹の郷	太山寺町 1470	介護サービス施設	とび谷川 片廻り川	201-1016-1 201-1067
40	指定通所介護事業所デイサービスセンター第二権現荘	権現町甲 639-1	介護サービス施設	権現川支川２	201-1047
41	特別養護老人ホーム 第二権現荘	権現町 648-1	老人福祉施設	権現川支川２	201-1047
42	短期入所生活介護事業所 第二権現荘	権現町 648-1	介護サービス施設	権現川支川２	201-1047
43	医療法人慈孝会　福角病院	福角町乙 69-1	医療施設	福角B	201-I-186(2)
44	医療法人慈孝会　福角病院 さくら保育園	福角町乙 69-1	児童福祉施設等 に類するもの	福角B	201-I-186(2)
45	老人保健施設福角の里	福角町乙 69-1	老人福祉施設	福角B	201-I-186(2)
46	グループホーム里山	鷹子町乙 402-9	介護サービス施設	八ツ谷	201-1164
47	有料老人ホーム未来たかのこ	鷹子町 1061-1	有料老人ホーム	八ッ谷	201-1164
48	デイサービス未来たかのこ	鷹子町 1061-1	介護サービス施設	八ッ谷	201-1164
49	認定こども園育英湯山幼稚園	上高野町甲 119	幼稚園	上高野谷川	201-1376
50	湯山中学校	溝辺町甲 508-1	中学校	溝辺Ｃ	201-I-2571(1)
51	ケアハウス道後	溝辺町乙 539－1	軽費老人ホーム	溝辺１号谷 溝辺4号谷	201-1099 201-1100
52	ウェルケア道後	下伊台町乙 129-9	老人福祉施設	伊台城	201-I-2572(1)
53	ショートステイ ウェルケア道後	下伊台町乙 129-9	介護サービス施設	伊台城	201-I-2572(1)
54	デイサービスセンター ウェルケア道後	下伊台町乙 129-9	介護サービス施設	伊台城	201-I-2572(1)
55	五明小学校	菅沢町乙 45-4	小学校	ホクヨウジ川	201-1134
56	五明幼稚園	菅沢町乙 45-4	幼稚園	ﾎｷｳﾖｳｼﾞ川	201-1134
57	特別養護老人ホーム五明苑	菅沢町乙 411-1	老人福祉施設	菅沢谷南	201-1127
58	ショートステイ五明苑	菅沢町乙 411-1	介護サービス施設	菅沢谷南	201-1127
59	デイサービスセンター五明苑	菅沢町乙 491-6	介護サービス施設	菅沢谷南	201-1127
60	ケアハウス梅本の里	北梅本町 1624-1	軽費老人ホーム	北梅６号谷 北梅６号谷	201 - J034 - 1 201 - J034 - 2
61	天山保育園	天山 2-3-27	児童福祉施設等 に類するもの	天山町-3	201-Ⅱ-205(1)
62	医療法人順風会　天山病院	天山 2-3-30	医療施設	天山町-3 天山町-3	201-Ⅱ-205（１） 201-Ⅱ-205（１）
63	指定短期入所生活介護事業所 高縄荘	立岩中村甲 345	介護サービス施設	中村	211-I-2594(1)

No	名　称	所在地	分　類	土砂災害警戒区域の指定箇所	
				渓流・地区名	渓流・地区等番号
64	特別養護老人ホーム高縄荘	立岩中村甲 345	老人福祉施設	中村	211-I-2594(1)
65	デイサービスセンター難波	中通甲 898-1	介護サービス施設	足谷 三島谷	211-1224 211-1223-2
66	特別養護老人ホーム安寿荘 サテライト難波	中通甲 898-2	老人福祉施設	三島谷	211-1223-2
67	慈童保育園	下難波甲 816	児童福祉施設	下難波２号谷 下難波２号谷	211-1222-2 211-1222-1
68	ホーム風早郷 （グループホーム風早）	下難波甲 1260-2	介護サービス施設	石風呂２号谷	211-1219
69	北条南中学校	河野別府 12	中学校	夏目１号谷	211-1264
70	特別養護老人ホームあわい	小川甲 214-1	老人福祉施設	払川	211-1286
71	小規模多機能センターあわい	小川甲 214-1	介護サービス施設	払川	211-1286
72	グループホームあわい	小川甲 214-1	介護サービス施設	払川	211-1286
73	デイサービスセンターあわい	小川甲 214-1	介護サービス施設	払川	211-1286
74	三愛園	和田 125	児童養護施設 （県指定）	和田谷	211-1284
75	もりもりキッズ	苞木甲 200	児童福祉施設等 に類するもの	苞木谷 苞木谷	211-1267-1 211-1267-2
76	栗井小学校	常竹甲 100	小学校	常竹谷	211-1269

資料〔２・12・１〕　指定緊急避難場所一覧表

◎災害種別における指定緊急避難場所の表記について

・地震　「○」　空地としての利用であるため、原則利用可能として扱う。

「－」　該当なし

・津波　「○」　平成25年6月に愛媛県が公表した津波浸水想定による浸水域でないもの。

「－」　上記要件を満たさないもの。

・高潮　「○」　市が作成した高潮ハザードマップによる浸水域でないもの。

「－」　上記要件を満たさないもの。

・洪水　「○」　国、県が作成した洪水ハザードマップによる浸水域でないもの。

「－」　上記要件を満たさないもの。

・土砂　「○」　県が公表している土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域の区域でないもの。

「－」　上記要件を満たさないもの。

１　公園、緑地（233箇所）

No.	地区	名　　称	所在地	有効面積（㎡）	収容人員（人）	災害種別				
						地震	津波	高潮	洪水	土砂
1	番町	★城山公園	堀之内	50,700	50,700	○	○	○	－	－
2	東雲	東雲公園	東雲町7-2	4,800	4,800	○	○	○	－	○
3	東雲	持田若宮公園	持田町3-250-1	900	900	○	○	○	－	○
4	八坂	八坂公園	三番町1-3-3	1,400	1,400	○	○	○	－	○
5	素鷲	枝松公園	枝松4丁目229-1 外	2,900	2,900	○	○	○	－	○
6	素鷲	川附公園（福音公園）	枝松6丁目14-4	2,500	2,500	○	○	○	○	○
7	素鷲	小坂公園	小坂5-306-3	900	900	○	○	○	－	○
8	素鷲	中村公園	中村3-367-1	600	600	○	○	○	－	○
9	素鷲	拓川市民運動広場	拓川町453－1	9,607	9,607	○	○	○	－	○
10	雄郡	小栗公園	小栗6丁目202-1	2,500	2,500	○	○	○	－	○
11	雄郡	空港通１，２公園	空港通1-247 外	4,000	4,000	○	○	○	－	○
12	雄郡	土居田公園	土居田町423	1,000	1,000	○	○	○	－	○
13	雄郡	土居田本村公園	土居田町581-2	1,500	1,500	○	○	○	－	○
14	雄郡	針田公園	針田町107-5 外	1,100	1,100	○	○	○	－	○
15	新玉	新玉公園	三番町6-4-21 外	1,400	1,400	○	○	○	－	○
16	新玉	幸町公園	千舟町7-6-7	1,200	1,200	○	○	○	－	○
17	新玉	南味酒公園	味酒町1丁目11	1,700	1,700	○	○	○	－	○
18	新玉	南江戸公園	南江戸4丁目972	17,400	17,400	○	○	○	－	○
19	味酒	★松山総合公園	朝日ヶ丘1丁目 外	24,800	24,800	○	○	○	○	－
20	味酒	朝日ケ丘公園	朝日ヶ丘2丁目1464	3,000	3,000	○	○	○	○	○
21	味酒	愛光公園	愛光町395-1	1,400	1,400	○	○	○	－	○
22	味酒	萱町公園	萱町5-10-1	1,400	1,400	○	○	○	－	○
23	清水	木屋町公園	木屋町3-4-3	1,100	1,100	○	○	○	－	○
24	清水	清水公園	清水町2-7-2	3,100	3,100	○	○	○	－	○
25	清水	姫原西公園	姫原3-392-4	1,200	1,200	○	○	○	○	○
26	清水	日分公園	山越1丁目531-12	1,300	1,300	○	○	○	○	○
27	清水	丁地公園	山越5丁目10-3	1,600	1,600	○	○	○	○	○
28	清水	山越公園	山越5丁目3-1	3,100	3,100	○	○	○	○	○
29	清水	高崎公園	山越6丁目13-1	3,200	3,200	○	○	○	○	○

No.	地区	名　　称	所在地	有効面積（㎡）	収容人員（人）	災害種別				
						地震	津波	高潮	洪水	土砂
30	桑原	正円寺公園	正円寺3丁目54-4地内	2,500	2,500	○	○	○	○	○
31	桑原	ひがしの北公園	東野3丁目甲278-1外	2,000	2,000	○	○	○	○	○
32	桑原	経石山公園	桑原4丁目408 外	1,200	1,200	○	○	○	○	○
33	桑原	畑寺公園	畑寺1丁目508-1 外	1,900	1,900	○	○	○	－	－
34	桑原	三町三角公園	三町3丁目85-2	300	300	○	○	○	－	○
35	道後	道後公園	道後公園地内	85,600	85,600	○	○	○	－	－
36	道後	湯月公園	道後姫塚・桜谷町140-1	17,000	17,000	○	○	○	○	－
37	道後	祝谷公園	祝谷4丁目869-1 外	1,900	1,900	○	○	○	○	－
38	道後	祝谷北公園	祝谷6丁目1093-1 外	1,400	1,400	○	○	○	○	－
39	味生	中津東公園	北斎院町乙7-2 外	3,900	3,900	○	○	○	○	－
40	味生	北斎院公園	北斎院町242-3 外	1,600	1,600	○	○	○	－	○
41	味生	津田公園	北斎院町810-1	1,800	1,800	○	○	○	○	○
42	味生	中津公園	北斎院町469-1	2,000	2,000	○	○	○	－	○
43	味生	福水公園	別府町927-1	2,900	2,900	○	○	○	○	○
44	味生	別府清水山公園	別府町755-2 外	1,500	1,500	○	○	－	－	○
45	味生	飯岡公園	別府町538-3	2,000	2,000	○	○	－	－	○
46	味生	南斎院公園	南斎院町232-3	1,200	1,200	○	○	○	－	○
47	味生	山西公園	山西町909	1,200	1,200	○	○	－	－	○
48	味生	三本柳公園（清住公園）	清住1-8-4	1,400	1,400	○	－	－	－	○
49	味生	三津大可賀公園	大可賀1-5	13,700	13,700	○	○	－	－	○
50	生石	富久公園	富久町302-5 外	2,200	2,200	○	○	○	－	○
51	生石	北吉田公園	北吉田町1211	3,100	3,100	○	○	－	－	○
52	生石	高岡中央公園	高岡町582-5 外	1,100	1,100	○	○	○	－	○
53	生石	若宮公園	高岡町835番地1	1,400	1,400	○	○	○	－	○
54	生石	高岡第一公園	高岡町835-1	2,400	2,400	○	○	○	－	○
55	生石	高岡みなみ公園	高岡町46-1	1,000	1,000	○	○	○	－	○
56	生石	空港南公園	南吉田町2267	5,300	5,300	○	○	－	－	○
57	生石	空港南第二公園	南吉田町2428	4,900	4,900	○	○	－	－	○
58	生石	鶴ケ丘公園	南吉田町527-3	500	500	○	○	－	－	○
59	生石	南吉田公園	南吉田町1252-1	1,200	1,200	○	○	－	－	○
60	生石	南吉田第二公園	南吉田町2653	1,300	1,300	○	○	－	－	○
61	生石	南吉田第三公園	南吉田町2593-1	1,900	1,900	○	○	－	－	○
62	生石	南吉田中央公園	南吉田町1366	2,800	2,800	○	○	－	－	○
63	垣生	大新田公園	西垣生町286	5,400	5,400	○	－	－	－	○
64	垣生	西垣生公園	西垣生町1066-7	700	700	○	○	－	－	○
65	垣生	住吉公園	西垣生町1369-1	1,900	1,900	○	－	－	－	○
66	垣生	東垣生公園	東垣生町758-2	3,000	3,000	○	○	－	－	○
67	垣生	空港東公園	東垣生町950-1 外	7,800	7,800	○	○	－	－	○
68	垣生	奥土居公園	東垣生町706-1	3,600	3,600	○	○	－	－	○
69	垣生	八反地公園	東垣生町782	700	700	○	○	－	－	○
70	垣生	空港東第二公園	東垣生町928-1	10,200	10,200	○	○	－	－	○
71	垣生	空港東第三公園	東垣生町628-1	5,800	5,800	○	○	－	－	○
72	垣生	空港東第四公園	東垣生町869-1	9,200	9,200	○	○	－	－	○
73	宮前	東山公園	東山町4109-1 外	1,300	1,300	○	○	－	○	○
74	宮前	会津公園	会津町11-6	2,100	2,100	○	－	－	－	○
75	宮前	すみれ公園	会津町16-16	600	600	○	－	－	－	○

No.	地区	名　　称	所在地	有効面積（㎡）	収容人員（人）	災害種別				
						地震	津波	高潮	洪水	土砂
76	宮前	たつみ公園	辰巳町2858-8外	1,000	1,000	○	－	－	－	○
77	宮前	中須賀公園	中須賀1丁目11	2,900	2,900	○	－	－	－	○
78	宮前	祓川公園	祓川2丁目2065-86	1,100	1,100	○	－	－	－	○
79	宮前	内浜公園	内浜町12-3	3,000	3,000	○	－	－	－	○
80	宮前	宮前公園	古三津1丁目1479-2	2,900	2,900	○	－	－	－	○
81	宮前	青葉台公園	青葉台44	2,700	2,700	○	○	○	○	○
82	三津浜	三津住吉公園	住吉2丁目90-1 外	1,300	1,300	○	－	－	○	○
83	三津浜	西須賀公園	須賀町1-10	1,400	1,400	○	－	－	－	○
84	高浜	すみれ野北公園	石風呂町579	3,000	3,000	○	○	○	○	○
85	高浜	すみれ野南公園	石風呂町230-1	600	600	○	○	－	○	○
86	高浜	新浜公園	新浜町1145-4外	2,100	2,100	○	－	－	○	○
87	高浜	ことひら公園	高浜町4丁目乙74	500	500	○	○	－	○	－
88	高浜	高浜公園	高浜町6丁目2255-1	1,000	1,000	○	－	－	○	－
89	高浜	観月山公園	港山町2021	2,600	2,600	○	○	－	○	－
90	久枝	太郎丸公園	問屋町334-37	1,000	1,000	○	○	○	○	○
91	久枝	安城寺西公園	安城寺町1334-1	1,400	1,400	○	○	○	○	○
92	久枝	久万ノ台公園	久万ノ台乙1749-1 外	11,300	11,300	○	○	○	○	○
93	久枝	久万ノ台緑地	久万ノ台1421-1	12,000	12,000	○	○	○	○	○
94	久枝	西長戸東公園	西長戸町163-2 外	2,400	2,400	○	○	○	○	○
95	久枝	西長戸公園	西長戸町558	2,200	2,200	○	○	○	○	○
96	久枝	鴨川公園	鴨川3丁目1041-1	2,500	2,500	○	○	○	○	○
97	潮見	谷町公園	谷町甲236	6,300	6,300	○	○	○	○	○
98	潮見	平田公園	平田町乙393-1	6,000	6,000	○	○	○	○	○
99	潮見	吉藤公園	吉藤2丁目481-1	800	800	○	○	○	○	○
100	和気	おおつか公園	馬木町2185	500	500	○	○	－	○	○
101	和気	ともくに公園	馬木町2250	1,200	1,200	○	○	－	○	○
102	和気	なかのちょう公園	馬木町2142	900	900	○	○	－	○	○
103	和気	むくのき公園	馬木町2055	1,000	1,000	○	○	－	○	○
104	和気	内新田公園	勝岡町63	3,300	3,300	○	－	－	○	○
105	和気	六町公園	勝岡町238	2,200	2,200	○	－	－	○	○
106	和気	太衛門公園	勝岡町181	5,400	5,400	○	－	－	○	○
107	和気	太山寺本村公園	太山寺町1587-1 外	1,700	1,700	○	○	○	○	－
108	和気	清和公園	太山寺町1355番地	2,100	2,100	○	○	○	○	－
109	和気	太山寺小山公園	太山寺町1355	2,900	2,900	○	－	－	○	○
110	和気	大渕公園	太山寺町乙168-1	1,500	1,500	○	○	－	○	－
111	和気	和気公園	和気町1丁目100	3,400	3,400	○	－	－	○	○
112	和気	和気浜公園	和気町2丁目989-2 外	1,800	1,800	○	－	－	○	○
113	和気	和気松原公園	和気町2丁目809-1 外	1,600	1,600	○	－	－	○	○
114	堀江	内宮公園	内宮町乙926-3	1,200	1,200	○	○	－	○	○
115	堀江	権現公園	権現町甲162-1 外	2,000	2,000	○	○	○	○	○
116	堀江	東大栗公園	東大栗町甲1273-1	4,500	4,500	○	○	○	○	－
117	堀江	松尾公園	福角町乙929 外	1,500	1,500	○	○	○	○	－
118	堀江	中筋公園	福角町1553	1,000	1,000	○	○	○	○	○
119	堀江	松尾西公園	福角町甲51-117	1,000	1,000	○	○	○	○	○
120	堀江	堀江中央公園	堀江町1569-1 外	2,400	2,400	○	－	－	○	○
121	堀江	堀江東公園	堀江町1466 外	2,400	2,400	○	－	－	○	○

No.	地区	名　　称	所在地	有効面積（㎡）	収容人員（人）	災害種別				
						地震	津波	高潮	洪水	土砂
122	堀江	いつき公園	堀江町766-37	1,100	1,100	○	－	－	○	○
123	堀江	大西第二区公園	堀江町甲519-2	1,100	1,100	○	－	－	○	○
124	余土	保免公園	保免中1丁目210-3	2,300	2,300	○	○	○	－	○
125	余土	余戸南であい公園	余戸南4-1710-2 外	1,900	1,900	○	○	○	－	○
126	余土	余戸東すみれ公園	余戸東3丁目1082-2 外	2,000	2,000	○	○	○	－	○
127	余土	余戸東竹の宮公園	余戸東5丁目299-5外	1,500	1,500	○	○	○	－	○
128	余土	余戸中新開公園	余戸中5丁目894-1外	2,000	2,000	○	○	○	－	○
129	余土	余戸西さくら公園	余戸西2-2279-1 外	2,200	2,200	○	○	－	－	○
130	余土	★松山中央公園	市坪西町625-1 外	188,202	188,202	○	○	○	－	○
131	由良	鷲ケ巣公園	由良町418-1 外	1,200	1,200	○	－	－	○	○
132	由良	由良公園	由良町1032-1 外	1,600	1,600	○	－	－	○	－
133	由良	門田公園	門田町290-2	2,600	2,600	○	－	－	○	－
134	泊	泊公園	泊町533-1	1,700	1,700	○	－	－	○	○
135	泊	御手洗公園	泊町91-5地先	1,400	1,400	○	－	－	○	－
136	久米	北久米七区公園	北久米町644	2,300	2,300	○	○	○	○	○
137	久米	北久米八区公園	北久米町1069-1 外	1,300	1,300	○	○	○	－	○
138	久米	来住公園	来住町983-3	2,900	2,900	○	○	○	－	○
139	久米	北窪田公園	久米窪田町938-1	1,800	1,800	○	○	○	－	○
140	久米	たかい公園	高井町1105 外	1,800	1,800	○	○	○	－	○
141	久米	南久米公園	南久米町594 外	9,400	9,400	○	○	○	－	○
142	久米	日尾公園	南久米町乙1-1	25,200	25,200	○	○	○	○	○
143	久米	南土居公園	食場町甲316番地23 外	1,800	1,800	○	○	○	－	○
144	久米	浄土寺公園	溝辺町甲135番地	2,500	2,500	○	○	○	○	○
145	湯山	湯の山東第１公園	溝辺町甲721番地4 外	1,800	1,800	○	○	○	○	○
146	湯山	湯の山東第２公園	湯の山東1丁目7	2,700	2,700	○	○	○	○	○
147	湯山	湯の山東第３公園	湯の山東5丁目6	2,700	2,700	○	○	○	○	○
148	湯山	湯の山東第４公園	湯の山東2丁目8	1,000	1,000	○	○	○	○	○
149	湯山	湧ケ淵公園	末町乙231-1 外	15,300	15,300	○	○	○	○	○
150	湯山	湯山公園	食場町甲316-23 外	1,400	1,400	○	○	○	○	－
151	湯山	たかの夢公園	高野町甲76-4	1,200	1,200	○	○	○	○	－
152	湯山	八白公園	溝辺町甲135	3,100	3,100	○	○	○	○	○
153	湯山	溝辺公園	溝辺町甲721-4 外	1,800	1,800	○	○	○	○	－
154	湯山	神前公園	溝辺町甲437-4	2,300	2,300	○	○	○	○	○
155	湯山	湯の山西公園	湯の山1-12-1 外	1,700	1,700	○	○	○	○	○
156	湯山	湯の山第２公園	湯の山2丁目10-1	5,900	5,900	○	○	○	○	○
157	湯山	湯の山北公園	湯の山3-11-1 外	1,500	1,500	○	○	○	○	○
158	湯山	湯の山第１公園	湯の山5丁目1-5	2,000	2,000	○	○	○	○	○
159	湯山	湯の山東公園	湯の山8丁目16	1,400	1,400	○	○	○	○	○
160	伊台	白水台公園	白水台2-12-6	2,000	2,000	○	○	○	○	○
161	伊台	白水台北公園	白水台4-22-7	6,200	6,200	○	○	○	○	○
162	伊台	白水台南公園	白水台5-2-13	1,100	1,100	○	○	○	○	○
163	伊台	白水台西公園	白水台6丁目20	1,700	1,700	○	○	○	○	○
164	伊台	向陽第２公園	下伊台町489-102	1,500	1,500	○	○	○	○	－
165	伊台	伊台本村公園	上伊台町181-3	1,300	1,300	○	○	○	○	－
166	小野	北梅本小山公園	北梅本町2481-1	2,600	2,600	○	○	○	－	○
167	小野	向井公園	北梅本町2145 外	1,700	1,700	○	○	○	－	○

No.	地区	名　　称	所在地	有効面積（㎡）	収容人員（人）	災害種別				
						地震	津波	高潮	洪水	土砂
168	小野	小野谷公園	北梅本町2720 外	2,000	2,000	○	○	○	－	－
169	小野	太尺寺公園	北梅本町甲25	600	600	○	○	○	○	○
170	小野	南梅本公園	南梅本町225-5 外	2,000	2,000	○	○	○	○	○
171	小野	小野公園	水泥町839	3,100	3,100	○	○	○	－	○
172	小野	平井公園	平井町甲2520	2,400	2,400	○	○	○	－	○
173	小野	五楽公園	平井町541-1	1,100	1,100	○	○	○	○	○
174	小野	東鷹の子公園	平井町甲3157-87	2,500	2,500	○	○	○	－	○
175	小野	梅西公園	南梅本町1048-4	300	300	○	○	○	○	○
176	浮穴	三島公園	井門町934	2,700	2,700	○	○	○	－	○
177	浮穴	杖ノ淵公園	南高井町1352 外	12,100	12,100	○	○	○	－	○
178	浮穴	森松本村公園	森松町847-1	2,000	2,000	○	○	○	－	○
179	石井	天山公園	天山3-130-2 外	1,400	1,400	○	○	○	－	○
180	石井	土居公園	土居町1026-1 外	1,900	1,900	○	○	○	－	○
181	石井	星ヶ岡公園（東山古墳公園）	星岡町,東石井町地内	23,100	23,100	○	○	○	－	○
182	石井	朝生田公園	朝生田町6丁目2番 外	2,500	2,500	○	○	○	－	○
183	石井	西石井公園	西石井町325-1 外	2,500	2,500	○	○	○	－	○
184	石井	東山古墳公園（星ヶ岡西公園）	東石井3丁目乙20	1,100	1,100	○	○	○	－	－
185	石井	和泉公園	和泉北3丁目669-2	1,300	1,300	○	○	○	－	○
186	石井	北古川公園	古川北1丁目135-1	1,600	1,600	○	○	○	－	○
187	石井	古川南公園	古川南3-792-2 外	1,800	1,800	○	○	○	－	○
188	石井	古川公園	古川西2丁目1044-1	2,500	2,500	○	○	○	－	○
189	石井	今在家公園	今在家3-313-1 外	2,000	2,000	○	○	○	－	○
190	石井	和泉南公園	和泉南4丁目404	1,400	1,400	○	○	○	－	○
191	石井	椿公園	居相4-274-4	1,000	1,000	○	○	○	－	○
192	石井	白山の杜公園	北井門町102 外	2,300	2,300	○	○	○	－	○
193	石井	越智公園	越智3-221-1 外	2,300	2,300	○	○	○	－	○
194	石井	北土居公園	北土居4丁目319-2	1,900	1,900	○	○	○	－	○
195	荏原	東方中央公園	東方町甲1481-1 外	1,700	1,700	○	○	○	○	○
196	荏原	政友公園	東方町2258-1 外	3,000	3,000	○	○	○	－	○
197	荏原	津吉公園	津吉町乙15	3,600	3,600	○	○	○	○	－
198	荏原	中野公園	中野町甲307	4,600	4,600	○	○	○	－	○
199	荏原	西野公園	西野町甲441	1,400	1,400	○	○	○	○	－
200	荏原	上野団地公園	上野町乙107-17	2,100	2,100	○	○	○	○	○
201	荏原	上野町中組公園	上野町504-4	1,700	1,700	○	○	○	○	○
202	荏原	上野町今市公園	上野町甲1434-2 外	1,900	1,900	○	○	○	－	○
203	荏原	★県立総合運動公園	上野町,西野町地内	115,794	115,794	○	○	○	○	○
204	荏原	恵原公園	恵原町甲445-1	2,100	2,100	○	○	○	○	○
205	坂本	浄瑠璃公園	浄瑠璃町甲1040-4	3,300	3,300	○	○	○	○	－
206	坂本	奥久谷公園	久谷町乙1067-1	8,000	8,000	○	○	○	○	○
207	坂本	山口公園	久谷町615-1 外	2,100	2,100	○	○	○	○	－
208	坂本	窪野公園	窪野町甲295-1	2,400	2,400	○	○	○	○	－
209	－	★石手川緑地	石手川河川敷	298,400	298,400	○	○	○	－	○
210	－	★重信川緑地	重信川河川敷	125,500	125,500	○	○	○	－	○
211	浅海	味栗公園	浅海原甲279-1 外3	1,700	1,700	○	○	○	○	－

No.	地区	名　　称	所在地	有効面積（㎡）	収容人員（人）	災害種別				
						地震	津波	高潮	洪水	土砂
212	立岩	小山田公園	小山田甲331-1 外1	1,000	1,000	○	○	○	○	－
213	立岩	尾儀原公園	尾儀原甲49-3 外1	600	600	○	○	○	○	－
214	難波	庄公園	庄甲291	1,700	1,700	○	○	○	－	○
215	難波	中通みんなの広場	中通甲312-1 外5	1,300	1,300	○	○	○	－	○
216	難波	北条公園 （法橋運動公園）	下難波甲18-10	21,700	21,700	○	○	－	－	○
217	正岡	正岡松尾公園	中西外686-1	2,200	2,200	○	○	○	○	○
218	正岡	河野別府公園 （ｹﾞｰﾄﾎﾞｰﾙ場）	中西外966 外4	5,300	5,300	○	○	○	○	○
219	北条	風早タウン公園	北条20-152	2,200	2,200	○	○	○	－	○
220	北条	新開公園	北条辻961-1	2,600	2,600	○	－	－	－	○
221	北条	新開浜公園	北条辻1278	700	700	○	○	－	－	○
222	北条	東町浦公園	北条辻1443-11	2,600	2,600	○	－	－	－	○
223	河野	河野別府公園 （北条文化の森公園）	河野別府921-1	64,500	64,500	○	○	○	○	○
224	河野	西ノ下公園 （柳原末広第一公園）	柳原901	2,200	2,200	○	－	－	－	○
225	河野	善応寺農村公園	善応寺甲388	1,900	1,900	○	○	○	○	○
226	河野	河野公園	片山228-3	2,400	2,400	○	－	－	○	○
227	河野	河野中須賀緑地	河野中須賀316-2	200	200	○	－	－	○	○
228	粟井	光洋台緑地Ａ	光洋台3-34	600	600	○	○	○	○	－
229	粟井	光洋台緑地Ｂ	光洋台7-58	2,700	2,700	○	○	○	○	－
230	粟井	光洋台緑地Ｃ	光洋台1-68	300	300	○	○	○	○	－
231	粟井	久保公園	久保399-1	1,900	1,900	○	－	－	○	○
232	粟井	安岡避難地	安岡	12,500	12,500	○	○	○	○	○
233	粟井	泉団地緑地	鹿峰136-2外	600	600	○	○	○	○	○
合計	233箇所	公園:225箇所、緑地:8箇所、 (内)広域避難地:6箇所 合計 233箇所		1,613,303	1,613,303					

「指定緊急避難場所」及び「広域避難地」における収容人員は、概ね１m^2あたり１名としている。

「★」は広域避難地であり、大規模な火事に対応するものとして扱う。

２．高校、大学等グラウンド（157箇所）

No.	地区	名　　称	所在地	有効面積（㎡）	収容人員（人）	災害種別				
						地震	津波	高潮	洪水	土砂
1	味生	松山商業高等学校 第２グラウンド※	南斎院町乙11-2外	18,200	18,200	○	○	○	○	○
2	清水	愛媛大学山越運動場　※	山越4-11-10 （学生支援課長 927-9160） （課外教育支援ﾁｰﾑ 927-9156） （FAX927-9171）	60,100	60,100	○	○	○	○	○
3	久枝	松山大学 久万ノ台グラウンド　※	久万ノ台1644及び 西長戸461 （923-1966）	46,200	46,200	○	○	○	○	○
4	宮前	松山少年鑑別所敷地内駐車場	吉野町3860	970	970	○	○	○	○	○
5	東中島	長師グラウンド	長師156-1	1,400	1,400	○	－	－	○	○
6	西中島	西中港多目的広場	饒甲147-1	2,496	2,496	○	○	－	○	－
7	番町	番町小学校グラウンド	二番町4-6-1	6,516	6,516	○	○	○	－	○
8	東雲	東雲小学校グラウンド	文京町2-1	6,241	6,241	○	○	○	－	○
9	八坂	八坂小学校グラウンド	湯渡町4-20	7,695	7,695	○	○	○	－	○
10	素鵞	素鵞小学校グラウンド	小坂1-4-48	7,229	7,229	○	○	○	－	○
11	雄郡	雄郡小学校グラウンド	土橋町1	6,918	6,918	○	○	○	－	○
12	雄郡	双葉小学校グラウンド	土居田町123-3	9,376	9,376	○	○	○	－	○
13	雄郡	たちばな小学校グラウンド	針田町209-1	12,378	12,378	○	○	○	－	○
14	新玉	新玉小学校グラウンド	千舟町8-89	8,997	8,997	○	○	○	－	○
15	味酒	味酒小学校グラウンド	宮西2-2-21	5,503	5,503	○	○	○	－	○
16	清水	清水小学校グラウンド	清水町3-15	6,950	6,950	○	○	○	－	○
17	清水	姫山小学校グラウンド	山越3-800	5,488	5,488	○	○	○	○	－
18	桑原	桑原小学校グラウンド	桑原3-7-27	8,105	8,105	○	○	○	－	○
19	道後	道後小学校グラウンド	石手4-10-5	4,306	4,306	○	○	○	－	○
20	道後	湯築小学校グラウンド	道後北代10-41	6,920	6,920	○	○	○	－	○
21	味生	味生小学校グラウンド	別府町166-4	12,625	12,625	○	○	○	－	○
22	味生	味生第二小学校グラウンド	別府町3-1	12,546	12,546	○	○	○	○	－
23	生石	生石小学校グラウンド	高岡町630-3	8,981	8,981	○	○	○	－	○
24	垣生	垣生小学校グラウンド	西垣生町730-1	17,779	17,779	○	○	－	－	○
25	宮前	宮前小学校グラウンド	祓川1-3-39	7,774	7,774	○	－	－	－	○
26	三津浜	三津浜小学校グラウンド	梅田町2-42	7,615	7,615	○	○	－	○	○
27	高浜	高浜小学校グラウンド	梅津寺町1352-2	9,952	9,952	○	○	○	○	－
28	久枝	久枝小学校グラウンド	安城寺町586-1	9,311	9,311	○	○	○	－	○
29	久枝	みどり小学校グラウンド	西長戸町493-2	10,473	10,473	○	○	○	－	○
30	潮見	潮見小学校グラウンド	吉藤4-7-13	5,234	5,234	○	○	○	○	○

No.	地区	名　　称	所在地	有効面積（㎡）	収容人員（人）	災害種別				
						地震	津波	高潮	洪水	土砂
31	和気	和気小学校グラウンド	太山寺町671-3	9,228	9,228	○	－	－	○	○
32	堀江	堀江小学校グラウンド	福角町甲1409-2	9,273	9,273	○	○	○	○	○
33	余土	余土小学校グラウンド	余戸東1-14-17	5,883	5,883	○	○	○	－	○
34	余土	さくら小学校グラウンド	余戸中4-11-1	9,710	9,710	○	○	○	－	○
35	泊	興居島小学校グラウンド	泊町甲425-3	2,835	2,835	○	－	－	○	○
36	泊	興居島小学校 釣島分校グラウンド	泊町1465	2,006	2,006	○	－	－	○	○
37	久米	窪田小学校グラウンド	久米窪田町307	8,370	8,370	○	○	○	－	○
38	久米	北久米小学校グラウンド	福音寺町9	9,219	9,219	○	○	○	○	○
39	久米	福音小学校グラウンド	福音寺町355-1	10,528	10,528	○	○	○	○	○
40	久米	久米小学校グラウンド	鷹子町15-1	10,552	10,552	○	○	○	－	○
41	湯山	湯山小学校グラウンド	食場町甲128	5,761	5,761	○	○	○	○	－
42	日浦	日浦小学校グラウンド	河中町甲79-2	6,565	6,565	○	○	○	○	－
43	伊台	伊台小学校グラウンド	下伊台町1438-1	8,070	8,070	○	○	○	○	－
44	五明	五明小学校グラウンド	菅沢町乙45-4	2,630	2,630	○	○	○	○	－
45	小野	小野小学校グラウンド	平井町3673	6,600	6,600	○	○	○	－	○
46	浮穴	浮穴小学校グラウンド	森松町832	11,327	11,327	○	○	○	－	○
47	石井	石井小学校グラウンド	東石井6-8-52	6,930	6,930	○	○	○	－	○
48	石井	石井北小学校グラウンド	和泉南1-3-32	6,755	6,755	○	○	○	－	○
49	石井	椿小学校グラウンド	和泉南6-1-47	9,728	9,728	○	○	○	－	○
50	石井	石井東小学校グラウンド	越智1-3-35	9,180	9,180	○	○	○	－	○
51	荏原	荏原小学校グラウンド	東方町甲1245	7,745	7,745	○	○	○	○	○
52	坂本	坂本小学校グラウンド	久谷町30	4,500	4,500	○	○	○	○	○
53	浅海	浅海小学校グラウンド	浅海本谷甲728	6,170	6,170	○	○	－	○	○
54	立岩	立岩小学校グラウンド	猿川原甲49	5,813	5,813	○	○	○	○	○
55	難波	難波小学校グラウンド	中通甲807-1	7,498	7,498	○	○	○	○	○
56	正岡	正岡小学校グラウンド	八反地甲160	5,242	5,242	○	○	○	－	○
57	北条	北条小学校グラウンド	北条辻64	9,720	9,720	○	○	－	－	○
58	河野	河野小学校グラウンド	宮内甲9-1	7,886	7,886	○	○	○	○	○
59	粟井	粟井小学校グラウンド	常竹甲100	8,276	8,276	○	○	○	○	－
60	睦野	睦月小学校グラウンド	睦月甲1068-6	2,109	2,109	○	－	－	○	－
61	睦野	野忽那小学校グラウンド	野忽那甲1540-1	2,994	2,994	○	－	－	○	－
62	東中島	中島小学校グラウンド	長師564	7,840	7,840	○	○	○	○	－
63	神和	怒和小学校グラウンド	元怒和甲8-2	2,500	2,500	○	－	－	○	－
64	神和	津和地小学校グラウンド	津和地1588-1	3,701	3,701	○	－	－	○	－
65	神和	二神小学校グラウンド	二神甲227	2,052	2,052	○	－	－	○	○

No.	地区	名　　称	所在地	有効面積（㎡）	収容人員（人）	災害種別				
						地震	津波	高潮	洪水	土砂
66	東雲	東中学校グラウンド	文京町2-2	7,786	7,786	○	○	○	－	○
67	素鷲	拓南中学校グラウンド	枝松5-4-39	10,473	10,473	○	○	○	－	○
68	雄郡	城西中学校グラウンド	竹原3-19-35	15,283	15,283	○	○	○	－	○
69	雄郡	雄新中学校グラウンド	土居田町1	11,417	11,417	○	○	○	－	○
70	清水	勝山中学校グラウンド	清水町3-148-2	9,759	9,759	○	○	○	－	○
71	桑原	桑原中学校グラウンド	畑寺町丙238-28	13,406	13,406	○	○	○	○	－
72	道後	道後中学校グラウンド	上市1-3-57	11,285	11,285	○	○	○	－	○
73	味生	津田中学校グラウンド	北斎院町1106	12,216	12,216	○	○	○	－	－
74	生石	西中学校グラウンド	高岡町409	11,564	11,564	○	○	－	－	○
75	垣生	垣生中学校グラウンド	西垣生町418	11,143	11,143	○	○	－	－	○
76	三津浜	三津浜中学校グラウンド	若葉町8-48	7,193	7,193	○	－	－	－	○
77	高浜	高浜中学校グラウンド	梅津寺町乙52	7,690	7,690	○	○	○	○	－
78	潮見	鴨川中学校グラウンド	鴨川2-7-19	6,700	6,700	○	○	○	○	○
79	和気	北中学校グラウンド	太山寺町491-1	13,350	13,350	○	○	－	○	○
80	堀江	内宮中学校グラウンド	内宮町569-1	3,613	3,613	○	○	○	○	○
81	余土	余土中学校グラウンド	保免西4-5-23	36,262	36,262	○	○	○	－	○
82	余土	椿中学校グラウンド	市坪南1-1-20	10,021	10,021	○	○	○	－	○
83	泊	興居島中学校グラウンド	泊町甲425-3	－	興居島小学校と共有	○	－	－	○	○
84	久米	久米中学校グラウンド	来住町689	14,342	14,342	○	○	○	－	○
85	湯山	湯山中学校グラウンド	溝辺町甲508-1	8,942	8,942	○	○	○	－	－
86	日浦	日浦中学校グラウンド	河中町188-1	3,862	3,862	○	○	○	○	○
87	伊台	旭中学校グラウンド	下伊台町1105-1	8,976	8,976	○	○	○	○	○
88	小野	小野中学校グラウンド	平井町3690	11,315	11,315	○	○	○	－	○
89	浮穴	南第二中学校グラウンド	森松町943	12,660	12,660	○	○	○	－	○
90	石井	南中学校グラウンド	東石井7-2-52	11,883	11,883	○	○	○	－	○
91	坂本	久谷中学校グラウンド	浄瑠璃町940	9,405	9,405	○	○	○	○	○
92	北条	北条北中学校グラウンド	北条辻365	25,020	25,020	○	○	－	－	○
93	河野	北条南中学校グラウンド	河野別府12	22,895	22,895	○	○	○	○	－
94	東中島	中島中学校グラウンド	長師817	－	中島小学校と共有	○	○	○	○	－
95	三津浜	三津浜幼稚園グラウンド	神田町1-41	1,465	1,465	○	－	－	－	○
96	五明	五明幼稚園グラウンド	菅沢町乙45-4	474	474	○	○	○	○	－
97	石井	石井幼稚園グラウンド	西石井6-4-29	884	884	○	○	○	－	○
98	荏原	荏原幼稚園グラウンド	東方町甲1493-3	824	824	○	○	○	○	○
99	坂本	坂本幼稚園グラウンド	久谷町24	895	895	○	○	○	○	○
100	東雲	八雲保育園グラウンド	此花町1-8	1,690	1,690	○	○	○	－	○

No.	地区	名　　称	所在地	有効面積（㎡）	収容人員（人）	災害種別				
						地震	津波	高潮	洪水	土砂
101	素鵞	松山保育園グラウンド	中村3-5-29	872	872	○	○	○	－	○
102	味酒	朝美保育園グラウンド	美沢2-7-39	427	427	○	○	○	－	○
103	清水	山越保育園グラウンド	山越1-19-40	999	999	○	○	○	○	○
104	桑原	桑原保育園グラウンド	桑原4-10-22	707	707	○	○	○	○	○
105	道後	道後保育園グラウンド	道後姫塚123-1	734	734	○	○	○	○	－
106	味生	味生保育園グラウンド	北斎院町759-1	803	803	○	○	○	－	○
107	生石	生石保育園グラウンド	高岡町860-1	248	248	○	○	－	－	○
108	宮前	中須賀保育園グラウンド	中須賀1-12-17	1,135	1,135	○	－	－	－	○
109	高浜	高浜保育園グラウンド	高浜町6-1674	506	506	○	－	－	○	－
110	堀江	堀江保育園グラウンド	堀江町甲1654-9	303	303	○	－	－	○	○
111	余土	余土保育園グラウンド	余戸東4-1-19	1,024	1,024	○	○	○	－	○
112	由良	ももの はなこども園グラウンド	由良町479	501	501	○	－	－	○	○
113	久米	久米保育園グラウンド	鷹子町4-4	417	417	○	○	○	－	○
114	湯山	小百合保育園グラウンド	溝辺町甲528	513	513	○	○	○	－	○
115	伊台	伊台保育園グラウンド	下伊台町1493-1	202	202	○	○	○	○	○
116	小野	平井保育園グラウンド	平井町甲118	1,020	1,020	○	○	○	－	○
117	浮穴	浮穴保育園グラウンド	南高井町1608-2	1,332	1,332	○	○	○	－	○
118	石井	石井保育園グラウンド	西石井6-4-34	1,519	1,519	○	○	○	－	○
119	石井	つばき保育園グラウンド	古川北2-18-30	1,714	1,714	○	○	○	－	○
120	浅海	浅海保育園グラウンド	浅海本谷甲719-1	1,211	1,211	○	－	－	○	○
121	正岡	国津保育園グラウンド	八反地甲1647	917	917	○	○	○	－	○
122	粟井	粟井保育園グラウンド	鹿峰63-2	512	512	○	○	○	○	○
123	東中島	中島こども園グラウンド	中島大浦3040-1	386	386	○	－	－	○	○
124	神和	元怒和保育所グラウンド	元怒和甲925-1	173	173	○	○	－	○	－
125	神和	津和地保育所グラウンド	津和地420	219	219	○	－	－	○	－
126	東雲	松山商業高等学校グラウンド	旭町71	13,854	13,854	○	○	○	－	○
127	東雲	松山東雲中学・高等学校グラウンド	大街道3-2-24	4,921	4,921	○	○	○	○	－
128	東雲	松山東高等学校グラウンド	持田町2-2-12	13,405	13,405	○	○	○	－	○
129	東雲	松山北高等学校グラウンド	文京町4-1	16,491	16,491	○	○	○	－	○
130	東雲	学校法人松山大学グラウンド	文京町4-2	20,603	20,603	○	○	○	－	○
131	雄郡	松山工業高等学校グラウンド	真砂町1	12,273	12,273	○	○	○	－	○
132	雄郡	松山南高等学校グラウンド	末広町11-1	11,687	11,687	○	○	○	－	○
133	石井	聖カタリナ学園高等学校グラウンド	朝生田町4-9-9	8,594	8,594	○	○	○	－	○

No.	地区	名　　称	所在地	有効面積（㎡）	収容人員（人）	災害種別				
						地震	津波	高潮	洪水	土砂
134	味酒	学校法人愛光学園 グラウンド	衣山5-1610－1	47,550	47,550	○	○	○	○	－
135	清水	学校法人松山大学 御幸キャンパスグラウンド	御幸1-320-1　外	30,868	30,868	○	○	○	○	－
136	桑原	愛媛大学附属高等学校 グラウンド	樽味3-2-40	7,700	7,700	○	○	○	－	○
137	桑原	松山東雲女子大学 ・短期大学グラウンド	桑原3-2-1	3,848	3,848	○	○	○	○	○
138	桑原	愛媛慈恵会 地域交流ホームグラウンド	束本2-13-3	2,000	2,000	○	○	○	－	○
139	道後	愛媛大学教育学部附属 小学校グラウンド	持田町1-5-22	5,000	5,000	○	○	○	－	○
140	道後	愛媛大学教育学部附属 中学校グラウンド	持田町1-5-22	8,000	8,000	○	○	○	－	○
141	味生	学校法人新田学園 グラウンド	山西町663	34,385	34,385	○	○	－	－	－
142	味生	済美平成中等教育学校 グラウンド	空港通5-6-3	16,025	16,025	○	○	○	－	○
143	垣生	木の実幼稚園グラウンド	西垣生町1690-1	2,890	2,890	○	－	－	－	○
144	久枝	松山盲学校グラウンド	久万ノ台112	5,510	5,510	○	○	○	－	○
145	久枝	学校法人松山聖陵学園 松山聖陵高等学校グラウンド	久万ノ台1112	13,434	13,434	○	○	○	○	○
146	久枝	松山西中等教育学校 グラウンド	久万ノ台1485-4	21,807	21,807	○	○	○	○	○
147	和気	松山聾学校グラウンド	馬木町2325	12,243	12,243	○	○	－	○	○
148	久米	学校法人松山学院 松山学院高等学校グラウンド	北久米町815	18,514	18,514	○	○	○	－	－
149	浮穴	松山中央高等学校グラウンド	井門町1220	24,186	24,186	○	○	○	－	○
150	北条	聖カタリナ大学グラウンド	北条660	719	719	○	○	－	－	○
151	北条	北条高等学校グラウンド	北条辻600-1	19,118	19,118	○	○	－	－	○
152	東中島	松山北高等学校 中島分校グラウンド	中島大浦3100-1	13,698	13,698	○	○	○	○	－
153	桑原	松山市畑寺福祉センター グラウンド	畑寺4-8-5	2,620	2,620	○	○	○	－	－
154	和気	和気公民館勝岡分館 グラウンド	勝岡町112	1,018	1,018	○	－	－	○	○
155	泊	泊小学校跡グラウンド	泊町618-1	602	602	○	－	－	○	－
156	東中島	中島Ｂ＆Ｇ海洋センターグラウンド	小浜甲1101-1	3,000	3,000	○	○	○	○	－
157	西中島	城山小学校跡グラウンド	中島粟井甲876	2,282	2,282	○	○	○	○	○
合計	157箇所	－	－	1,321,406	1,321,406					

※は校舎を併設していない単独のグラウンド

資料〔２・12・２〕　指定避難所一覧表

１　指定一般避難所

◎災害種別における指定一般避難所の表記について

・地震　「○」　昭和56年以降の新耐震基準に適合するもの。

「－」　上記要件を満たさないもの。

・津波　「○」　令和3年3月に愛媛県が指定した津波災害警戒区域外のもの。

「－」　上記要件を満たさないもの。

・高潮　「○」　県が公表した想定最大規模の高潮浸水想定による浸水域外、若しくは、想定浸水深が0.5m未満であるもの。

「△」　県が公表した想定最大規模の高潮浸水想定による浸水域内で、かつ、想定浸水深が0.5m以上のもののうち、次の要件をすべて満たすもの。

ア　海岸堤防に近隣（概ね50ｃｍ未満）に位置していないこと。

イ　想定浸水深が5m未満であること。

ウ　想定浸水継続時間が72時間未満であること。

エ　想定浸水深以上の避難階数を有すること。

「－」　上記「○」及び「△」の要件を満たさないもの。

・洪水　「○」　国、県が公表した**想定最大規模**の河川浸水想定による浸水域外、若しくは、想定浸水深が0.5m未満であるもの。

「△」　国、県が公表した**想定最大規模**の河川浸水想定による浸水域内で、かつ、想定浸水深が0.5m以上のもののうち、次の要件**すべて**を満たすもの

ア　**想定浸水深が５m未満**であること。

イ　想定家屋倒壊等氾濫想定区域外あること。

ウ　想定浸水継続時間が72時間以内であること。

エ　想定浸水深以上の避難階数を有すること。

「－」　上記「○」及び「△」の要件を満たさないもの。

・土砂　「○」　県が公表している土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域の区域でないもの。

「△」　土砂災害警戒区域の区域内のもののうち、次の要件**すべて**を満たすもの。

ア　土砂災害特別警戒区域に近接していないこと。

イ　建物が２階以上の鉄筋コンクリート造であること。

「－」　上記「○」及び「△」の要件を満たさないもの。

（１）小学校、中学校、保育園、幼稚園（120箇所）　（令和６年10月時点）

No.	地区	施設名	所在地 ＴＥＬ	施設の状況 （体育館の面積:再掲）	ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ・空地面積（㎡）	収容人員（人）		給食施設	貯水施設	災害種別				
						一時避難	収容（体育館:再掲）			地震	津波	高潮	洪水	土砂
1	番町	番　町 小学校	二番町4-6-1 941-1446	鉄筋・鉄骨 5,000㎡ （800㎡）	6,516	6,516	2,500 （400）	有	ﾌﾟｰﾙ 耐震性貯水槽 （100t）	○	○	○	△	○
2	東雲	東　雲 小学校	文京町2-1 924-6987	鉄筋・鉄骨 7,381㎡ （1,026㎡）	6,241	6,241	3,650 （500）	有	ﾌﾟｰﾙ	○	○	○	△	○

No.	地区	施設名	所在地 ＴＥＬ	施設の状況 (体育館の面積:再掲)	ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ・空地面積(㎡)	収容人員（人）		給食施設	貯水施設	災害種別				
						一時避難	収容(体育館:再掲)			地震	津波	高潮	洪水	土砂
3	八坂	八　坂 小学校	湯渡町4-20 941-1448	鉄筋・鉄骨 4,683㎡ (1,026㎡)	7,695	7,695	2,300 (500)	有	プール 耐震性貯水槽 (100t)	○	○	○	△	○
4	素鵞	素　鵞 小学校	小坂1-4-48 931-8796	鉄筋・鉄骨 9,459㎡ (1,226㎡)	7,229	7,229	4,700 (600)	有	プール	○	○	○	△	○
5	雄郡	雄　郡 小学校	土橋町1 931-3197	鉄筋・鉄骨 8,708㎡ (1,226㎡)	6,918	6,918	4,350 (600)	有	プール 耐震性貯水槽 (100t)	○	○	○	△	○
6	雄郡	双　葉 小学校	土居田町123-3 921-1171	鉄筋 11,043㎡ (1,238㎡)	9,376	9,376	5,500 (600)	有	プール	○	○	○	△	○
7	雄郡	た　ち ば　な 小学校	針田町209-1 971-8410	鉄筋・鉄骨 7,529㎡ (801㎡)	12,378	12,378	3,750 (400)	有	プール	○	○	○	△	○
8	新玉	新　玉 小学校	千舟町8-89 941-1449	鉄筋・鉄骨 5,896㎡ (1,026㎡)	8,997	8,997	2,900 (500)	有	プール 耐震性貯水槽 (50t)	○	○	○	△	○
9	味酒	味　酒 小学校	宮西2-2-21 925-1447	鉄筋・鉄骨 9,955㎡ (1,226㎡)	5,503	5,503	4,950 (600)	有	プール 耐震性貯水槽 (100t)	○	○	○	△	○
10	清水	清　水 小学校	清水町3-15 925-0205	鉄筋・鉄骨 6,543㎡ (1,000㎡)	6,950	6,950	3,250 (500)	有	プール	○	○	○	△	○
11	清水	姫　山 小学校	山越3-800 927-0211	鉄筋 12,267㎡ (1,383㎡)	5,488	5,488	6,100 (650)	有	プール	○	○	○	○	△
12	桑原	桑　原 小学校	桑原3-7-27 945-5051	鉄筋・鉄骨 7,632㎡ (1,026㎡)	8,105	8,105	3,800 (500)	有	プール	○	○	○	△	○
13	道後	道　後 小学校	石手4-10-5 941-0228	鉄筋・鉄骨 6,601㎡ (1,289㎡)	4,306	4,306	3,300 (600)	有	プール	○	○	○	△	○
14	道後	湯　築 小学校	道後北代10-41 925-5588	鉄筋・鉄骨 5,111㎡ (660㎡)	6,920	6,920	2,550 (300)	有	プール	○	○	○	○	○
15	味生	味　生 小学校	別府町166-4 951-0529	鉄筋・鉄骨 9,214㎡ (1,132㎡)	12,625	12,625	4,600 (550)	有	プール	○	○	○	△	○
16	味生	味　生 第　二 小学校	別府町3-1 952-4561	鉄筋・鉄骨 7,011㎡ (1,001㎡)	12,546	12,546	3,500 (500)	有	プール	○	○	○	○	△
17	生石	生　石 小学校	高岡町630-3 972-1219	鉄筋・鉄骨 7,557㎡ (1,026㎡)	8,981	8,981	3,750 (500)	有	プール 耐震性貯水槽 (100t)	○	○	○	△	○
18	垣生	垣　生 小学校	西垣生町730-1 972-1239	鉄筋・鉄骨 6,619㎡ (1,320㎡)	17,779	17,779	3,300 (650)	有	プール 耐震性貯水槽 (100t)	○	○	△	△	○

No.	地区	施設名	所在地 ＴＥＬ	施設の状況 (体育館の面積:再掲)	ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ・空地面積(㎡)	収容人員（人）		給食施設	貯水施設	災害種別				
						一時避難	収容(体育館:再掲)			地震	津波	高潮	洪水	土砂
19	宮前	宮　前 小学校	祓川1-3-39 951-0253	鉄筋・鉄骨 7,363㎡ (800㎡)	7,774	7,774	3,650 (400)	有	プール	○	－	△	△	○
20	三津浜	三津浜 小学校	梅田町2-42 951-0804	鉄筋・鉄骨 4,675㎡ (800㎡)	7,615	7,615	2,300 (400)	有	プール	○	○	△	○	○
21	高浜	高　浜 小学校	梅津寺町1352-2 951-0321	鉄筋・鉄骨 5,445㎡ (660㎡)	9,952	9,952	2,700 (300)	有	プール	○	○	○	○	△
22	久枝	久　枝 小学校	安城寺町586-1 925-4437	鉄筋・鉄骨 8,184㎡ (1,226㎡)	9,311	9,311	4,050 (600)	有	プール	○	○	○	△	○
23	久枝	みどり 小学校	西長戸町493-2 926-0456	鉄筋 10,834㎡ (1,146㎡)	10,473	10,473	5,400 (550)	有	プール	○	○	○	△	○
24	潮見	潮　見 小学校	吉藤4-7-13 978-0543	鉄筋・鉄骨 6,193㎡ (1,049㎡)	5,234	5,234	3,050 (500)	有	プール 耐震性貯水槽 (60t)	○	○	○	○	○
25	和気	和　気 小学校	太山寺町671-3 978-0057	鉄筋・鉄骨 7,359㎡ (1,101㎡)	9,228	9,228	3,650 (550)	有	プール	○	－	△	○	○
26	堀江	堀　江 小学校	福角町甲1409-2 978-0015	鉄筋・鉄骨 6,470㎡ (1,187㎡)	9,273	9,273	3,200 (550)	有	プール 耐震性貯水槽 (100t)	○	○	○	○	○
27	余土	余　土 小学校	余戸東1-14-17 972-0322 972-0327	鉄筋・鉄骨 7,589㎡ (1,061㎡)	5,883	5,883	3,750 (500)	有	プール 耐震性貯水槽 (100t)	○	○	○	△	○
28	余土	さくら 小学校	余戸中4-11-1 973-6686	鉄筋・鉄骨 10,680㎡ (1,171㎡)	9,710	9,710	5,300 (550)	有	プール	○	○	○	△	○
29	泊	興居島 小学校	泊町甲425-3 (建物・ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞは興居島中学校と1/2共有) 961-2010	鉄筋・鉄骨 3,577㎡ (896㎡)	2,835	2,835	1,750 (400)	無	プール	○	－	－	○	○
30	泊	興居島小学校釣島分校	泊町1465 961-2461	鉄筋・鉄骨 291㎡	2,006	2,006	100	無		○	－	－	○	○
31	久米	窪　田 小学校	久米窪田町307 970-1533	鉄筋 11,387㎡ (1,408㎡)	8,370	8,370	5,650 (700)	有	プール	○	○	○	△	○
32	久米	北久米 小学校	福音寺町9 976-8431	鉄筋・鉄骨 7,865㎡ (1,001㎡)	9,219	9,219	3,900 (500)	有	プール	○	○	○	○	○
33	久米	福　音 小学校	福音寺町355-1 970-1151	鉄筋 10,576㎡ (1,069㎡)	10,528	10,528	5,250 (500)	有	プール 耐震性貯水槽 (100t)	○	○	○	○	○

No.	地区	施設名	所在地 ＴＥＬ	施設の状況 (体育館の面積:再掲)	ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ・空地面積(㎡)	収容人員（人）		給食施設	貯水施設	災害種別				
						一時避難	収容(体育館:再掲)			地震	津波	高潮	洪水	土砂
34	久米	久　米 小学校	鷹子町15-1 975-0601	鉄筋・鉄骨 9,247㎡ (1,164㎡)	10,552	10,552	4,600 (550)	有	プール 水槽 (50ｔ)	○	○	○	△	○
35	湯山	湯　山 小学校	食場町甲128 977-0001	鉄筋・鉄骨 6,189㎡ (800㎡)	5,761	5,761	3,050 (400)	有	プール 耐震性 貯水槽 (100t)	○	○	○	○	△
36	日浦	日　浦 小学校	河中町甲79-2 977-2798 977-5811	鉄筋・鉄骨 2,011㎡ (879㎡)	6,565	6,565	1,000 (400)	有	プール	○	○	○	○	－
37	伊台	伊　台 小学校	下伊台町1438-1 977-0201	鉄筋・鉄骨 3,998㎡ (600㎡)	8,070	8,070	1,950 (300)	有	プール 耐震性 貯水槽 (100t)	○	○	○	○	△
38	五明	五　明 小学校	菅沢町乙45-4 977-2353	鉄筋・鉄骨 1,492㎡ (393㎡)	2,630	2,630	700 (150)	有	プール	○	○	○	○	－
39	小野	小　野 小学校	平井町3673 975-0989	鉄筋・鉄骨 7,630㎡ (1,000㎡)	6,600	6,600	3,800 (500)	有	プール	○	○	○	△	○
40	浮穴	浮　穴 小学校	森松町832 976-0143	鉄筋・鉄骨 6,427㎡ (1,002㎡)	11,327	11,327	3,200 (500)	有	プール	○	○	○	△	○
41	石井	石　井 小学校	東石井6-8-52 956-1658	鉄筋・鉄骨 8,011㎡ (1,000㎡)	6,930	6,930	4,000 (500)	有	プール 耐震性 貯水槽 (100t)	○	○	○	△	○
42	石井	石井北 小学校	和泉南1-3-32 957-6300	鉄筋・鉄骨 10,401㎡ (1,507㎡)	6,755	6,755	5,200 (750)	有	プール	○	○	○	－	○
43	石井	椿 小学校	和泉南6-1-47 957-1430	鉄筋・鉄骨 8,775㎡ (1,000㎡)	9,728	9,728	4,350 (500)	有	プール	○	○	○	△	○
44	石井	石井東 小学校	越智1-3-35 957-7545	鉄筋・鉄骨 8,132㎡ (1,000㎡)	9,180	9,180	4,050 (500)	有	プール	○	○	○	△	○
45	荏原	荏　原 小学校	東方町甲1245 963-1003	鉄筋・鉄骨 6,260㎡ (800㎡)	7,745	7,745	3,100 (400)	有	プール	○	○	○	○	○
46	坂本	坂　本 小学校	久谷町30 963-1054	鉄筋・鉄骨 3,250㎡ (800㎡)	4,500	4,500	1,600 (400)	有	プール	○	○	○	○	○
47	浅海	浅　海 小学校	浅海本谷甲728 995-0343	鉄筋 2,902㎡ (801㎡)	6,170	6,170	1,450 (400)	有	プール 耐震性 貯水槽 (100t)	○	○	○	○	○
48	立岩	立　岩 小学校	猿川原甲49 996-0221	鉄筋 2,790㎡ (801㎡)	5,813	5,813	1,350 (400)	有	プール 耐震性 貯水槽 (100t)	○	○	○	○	○
49	難波	難　波 小学校	中通甲807-1 993-0049	鉄筋 2,576㎡ (650㎡)	7,498	7,498	1,250 (300)	有	プール	○	○	○	○	○

No.	地区	施設名	所在地 ＴＥＬ	施設の状況 (体育館の面積:再掲)	ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ・空地面積(㎡)	収容人員（人）		給食施設	貯水施設	災害種別				
						一時避難	収容(体育館:再掲)			地震	津波	高潮	洪水	土砂
50	正岡	正　岡 小学校	八反地甲160 993-0043	鉄筋・鉄骨 2,458㎡ (802㎡)	5,242	5,242	1,200 (400)	有	プール	○	○	○	△	○
51	北条	北　条 小学校	北条辻64 993-0066	鉄筋・鉄骨 5,945㎡ (678㎡)	9,720	9,720	2,950 (300)	有	プール	○	○	△	△	○
52	河野	河　野 小学校	宮内甲9-1 993-0160	鉄筋・鉄骨 4,391㎡ (774㎡)	7,886	7,886	2,150 (350)	有	プール	○	○	○	○	○
53	粟井	粟　井 小学校	常竹甲100 994-1016	鉄筋・鉄骨 5,417㎡ (1,220㎡)	8,276	8,276	2,700 (600)	有	プール 耐震性貯水槽 (100t)	○	○	○	○	－
54	睦月	睦　月 小学校	睦月甲1068-6 998-0070	鉄筋 2,113㎡ (692㎡)	2,109	2,109	1,050 (300)	無		○	－	△	○	△
55	野忽那	野忽那 小学校	野忽那甲1540-1 998-0330	鉄筋・鉄骨 1,267㎡ (512㎡)	2,994	2,994	600 (250)	無		○	－	－	○	－
56	東中島	中　島 小学校	長師564 997-0092 FAX:997-0592	鉄筋・鉄骨 3,103㎡ (636㎡)	7,840 (中島中学校と共有)	7,840 (中島中学校と共有)	1,550 (300)	無	無	○	○	○	○	△
57	神和	怒　和 小学校	元怒和甲8-2 999-0234	鉄筋・鉄骨 2,134㎡ (657㎡)	2,500	2,500	1,050 (300)	無		○	－	－	○	－
58	神和	津和地 小学校	津和地1588-1 999-0757	鉄筋 1,954㎡ (710㎡)	3,701	3,701	950 (350)	無		○	－	－	○	△
59	神和	二　神 小学校	二神甲227 999-0131	鉄筋 1,400㎡ (512㎡)	2,052	2,052	700 (250)	無		○	－	－	○	○
60	東雲	東 中学校	文京町2-2 924-8588	鉄筋・鉄骨 7,040㎡ (1,000㎡)	7,786	7,786	3,500 (500)	有	プール	○	○	○	△	○
61	素鵞	拓　南 中学校	枝松5-4-39 931-8518	鉄筋・鉄骨 8,404㎡ (992㎡)	10,473	10,473	4,200 (450)	有	プール	○	○	○	△	○
62	雄郡	城　西 中学校	竹原3-19-35 932-5008	鉄筋 11,427㎡ (1,628㎡)	15,283	15,283	5,700 (800)	有	プール	○	○	○	△	○
63	雄郡	雄　新 中学校	土居田町1 931-8261	鉄筋・鉄骨 8,667㎡ (1,482㎡)	11,417	11,417	4,300 (700)	有	プール	○	○	○	△	○
64	清水	勝　山 中学校	清水町3-148-2 925-4005	鉄筋・鉄骨 9,761㎡ (992㎡)	9,759	9,759	4,850 (450)	有	プール 耐震性貯水槽 (100t)	○	○	○	△	○
65	桑原	桑　原 中学校	畑寺町丙238-28 943-5152	鉄筋 9,372㎡ (1,251㎡)	13,406	13,406	4,650 (600)	有	プール	○	○	○	○	△

No.	地区	施設名	所在地 ＴＥＬ	施設の状況 (体育館の面積:再掲)	ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ・空地面積(㎡)	収容人員（人）		給食施設	貯水施設	災害種別				
						一時避難	収容(体育館:再掲)			地震	津波	高潮	洪水	土砂
66	道後	道　後 中学校	上市1-3-57 921-4207	鉄筋・鉄骨 8,445㎡ (1,026㎡)	11,285	11,285	4,200 (500)	有	プール 耐震性貯水槽 (100t)	○	○	○	△	○
67	味生	津　田 中学校	北斎院町1106 972-0019	鉄筋・鉄骨 7,827㎡ (1,000㎡)	12,216	12,216	3,900 (500)	有	プール 耐震性貯水槽 (100t)	○	○	○	△	－
68	生石	西 中学校	高岡町409 971-6226	鉄筋・鉄骨 8,270㎡ (1,001㎡)	11,564	11,564	4,100 (500)	有	プール	○	○	○	△	○
69	垣生	垣　生 中学校	西垣生町418 972-1226	鉄筋・鉄骨 6,180㎡ (1,000㎡)	11,143	11,143	3,050 (500)	有	プール	○	○	△	△	○
70	三津浜	三津浜 中学校	若葉町8-48 951-0531	鉄筋・鉄骨 8,716㎡ (1,026㎡)	7,193	7,193	4,350 (500)	有	プール	○	－	△	△	○
71	高浜	高　浜 中学校	梅津寺町乙52 951-0475	鉄筋・鉄骨 5,822㎡ (1,747㎡)	7,690	7,690	2,900 (850)	有	プール 耐震性貯水槽 (60t)	○	○	○	○	△
72	潮見	鴨　川 中学校	鴨川2-7-19 924-9041	鉄筋・鉄骨 7,610㎡ (1,226㎡)	6,700	6,700	3,800 (600)	有	プール	○	○	○	○	○
73	和気	北 中学校	太山寺町491-1 978-3321	鉄筋・鉄骨 11,760㎡ (1,592㎡)	13,350	13,350	5,850 (750)	有	プール	○	○	○	○	○
74	堀江	内　宮 中学校	内宮町569-1 978-0046	鉄筋・鉄骨 7,356㎡ (1,026㎡)	3,613	3,613	3,650 (500)	有	プール	○	○	○	○	○
75	余土	余　土 中学校	保免西4-5-23 972-0010	鉄筋・鉄骨 8,337㎡ (800㎡)	36,262	36,262	5,800 (400)	有	プール	○	○	○	△	○
76	余土	椿 中学校	市坪南1-1-20 957-8650	鉄筋 9,679㎡ (1,313㎡)	10,021	10,021	4,800 (650)	有	プール	○	○	○	△	○
77	泊	興居島 中学校	泊町甲425-3 (建物・ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞは興居島小学校と1/2共有) 961-2010	鉄筋・鉄骨 3,577㎡ (再掲) (896㎡) (再掲)	2,835 (再掲)	2,835 (再掲)	1,750 (400) (再掲)	無	プール	○	－	△	○	○
78	久米	久　米 中学校	来住町689 975-0501	鉄筋・鉄骨 9,398㎡ (1,000㎡)	14,342	14,342	4,650 (500)	有	プール	○	○	○	△	○
79	湯山	湯　山 中学校	溝辺町甲508-1 977-0402	鉄筋 5,950㎡ (1,098㎡)	8,942	8,942	2,950 (500)	有	プール	○	○	○	△	－
80	日浦	日　浦 中学校	河中町188-1 977-5822	鉄筋・鉄骨 2,119㎡ (364㎡)	3,862	3,862	1,050 (150)	有	プール	○	○	○	○	○
81	伊台	旭 中学校	下伊台町1105-1 977-4362	鉄筋 6,641㎡ (1,180㎡)	8,976	8,976	3,300 (550)	有	プール	○	○	○	○	○

No.	地区	施設名	所在地 ＴＥＬ	施設の状況 (体育館の面積:再掲)	ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ・空地面積(㎡)	収容人員（人）		給食施設	貯水施設	災害種別				
						一時避難	収容(体育館:再掲)			地震	津波	高潮	洪水	土砂
82	小野	小　野 中学校	平井町3690 975-0988	鉄筋・鉄骨 7,803㎡ (1,543㎡)	11,315	11,315	3,900 (750)	有	プール	○	○	○	△	○
83	浮穴	南第二 中学校	森松町943 957-5633	鉄筋・鉄骨 9,111㎡ (1,001㎡)	12,660	12,660	4,550 (500)	有	プール	○	○	○	△	○
84	石井	南 中学校	東石井7-2-52 956-1373	鉄筋・鉄骨 8,743㎡ (1,000㎡)	11,883	11,883	4,350 (500)	有	プール	○	○	○	△	○
85	坂本	久　谷 中学校	浄瑠璃町940 963-1025	鉄筋・鉄骨 6,821㎡ (1,330㎡)	9,405	9,405	3,400 (650)	有	プール 耐震性貯水槽 (100t)	○	○	○	○	○
86	北条	北条北 中学校	北条辻365 993-0038	鉄筋 9,079㎡ (2,499㎡)	25,020	25,020	4,500 (1200)	有	プール 耐震性貯水槽 (100t)	○	○	○	△	○
87	河野	北条南 中学校	河野別府12 994-0230	鉄筋・鉄骨 6,578㎡ (1,176㎡)	22,895	22,895	3,250 (550)	有	プール 耐震性貯水槽 (100t)	○	○	○	○	△
88	東中島	中　島 中学校	長師817 997-0204	鉄筋・鉄骨 3,356㎡ (1,190㎡)	7,840 (再掲)	7,840 (再掲)	1,650 (550)	有		○	○	○	○	○
89	三津浜	三津浜 幼稚園	神田町1-41 951-0831	鉄筋・鉄骨 1,134㎡	1,465	1,465	550	無		○	―	―	○	○
90	五明	五　明 幼稚園	菅沢町乙45-4 977-1630	鉄骨 241㎡	474	474	100	無		○	○	○	○	―
91	石井	石　井 幼稚園	西石井6-4-29 956-0089	鉄筋 1,447㎡	884	884	700	無		○	○	○	△	○
92	荏原	荏　原 幼稚園	東方町甲1493-3 963-1103	鉄骨 446㎡	824	824	200	無		○	○	○	○	○
93	坂本	坂　本 幼稚園	久谷町24 963-1154	鉄筋 551㎡	895	895	250	無		○	○	○	○	○
94	東雲	八　雲 保育園	此花町1-8 941-9771	鉄筋 744㎡	870	870	350	有		○	○	○	―	○
95	東雲	東　雲 保育園	東雲町7-1 931-1439	鉄筋 841㎡	空地無	空地無	400	有		○	○	○	△	○
96	素鷲	松　山 保育園	中村3-5-29 931-1468	鉄筋 752㎡	872	872	350	有		○	○	○	△	○
97	味酒	朝　美 保育園	美沢2-7-39 925-1467	鉄筋 699㎡	427	427	350	有		○	○	○	△	○
98	清水	山　越 保育園	山越1-19-40 925-9547	鉄筋 841㎡	999	999	400	有		○	○	○	○	○
99	桑原	桑　原 保育園	桑原4-10-22 931-0828	鉄筋 591㎡	707	707	250	有		○	○	○	○	○
100	道後	道　後 保育園	道後姫塚123-1 931-4379	鉄筋 758㎡	734	734	350	有		○	○	○	○	―
101	味生	味　生 保育園	北斎院町759-1 951-2016	鉄筋 753㎡	803	803	350	有		○	○	○	△	○
102	生石	生　石 保育園	高岡町860-1 972-0803	鉄筋 591㎡	248	248	250	有		○	○	○	△	○

No.	地区	施設名	所在地 ＴＥＬ	施設の状況 (体育館の面積:再掲)	ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ・空地面積(㎡)	収容人員（人）		給食施設	貯水施設	災害種別				
						一時避難	収容(体育館:再掲)			地震	津波	高潮	洪水	土砂
103	宮前	中須賀保育園	中須賀1-12-17 952-9655	鉄筋 698㎡	1,135	1,135	300	有		○	－	－	△	○
104	高浜	高　浜保育園	高浜町6-1674 951-0965	鉄筋 298㎡	506	506	140	有		○	－	－	○	△
105	堀江	堀　江保育園	堀江町甲1654-9 978-0356	木造 534㎡	303	303	250	有		○	－	－	○	○
106	余土	余　土保育園	余戸東4-1-19 972-0801	鉄筋 1,022㎡	1,024	1,024	500	有		○	○	○	△	○
107	由良	ものはなこども園	由良町479 961-2332	鉄筋 451㎡	501	501	200	有		○	－	－	○	○
108	久米	久　米保育園	鷹子町4-4 975-0201	鉄筋 731㎡	417	417	350	有		○	○	○	△	○
109	湯山	小百合保育園	溝辺町甲528 977-0228	木造 514㎡	513	513	250	有		○	○	○	－	○
110	伊台	伊　台保育園	下伊台町1493-1 977-0335	木造 439㎡	202	202	200	有		○	○	○	○	○
111	小野	平　井保育園	平井町甲118 975-0126	鉄骨 881㎡	1,020	1,020	400	有		○	○	○	－	○
112	浮穴	浮　穴保育園	南高井町1608-2 976-2202	木造 941㎡	1,332	1,332	450	有		○	○	○	－	○
113	石井	石　井保育園	西石井6-4-34 956-0849	鉄筋 1,480㎡	1,519	1,519	700	有		○	○	○	△	○
114	石井	つばき保育園	古川北2-18-30 956-7670	鉄筋 755㎡	1,714	1,714	350	有		○	○	○	△	○
115	浅海	浅　海保育園	浅海本谷甲719-1 995-0032	鉄筋 378㎡	1,211	1,211	150	有		○	－	－	○	○
116	正岡	国　津保育園	八反地甲1647 993-0807	鉄筋 326㎡	917	917	150	有		○	○	○	○	○
117	粟井	粟　井保育園	鹿峰63-2 994-0193	鉄骨 399㎡	512	512	150	有		○	○	○	○	○
118	東中島	中　島こども園	中島大浦3040-1 997-0101	鉄筋 544㎡	386	386	250	有		○	－	－	○	○
119	神和	元怒和保育所	元怒和甲925-1 999-0001	ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ造 150㎡	173	173	70	無		○	○	△	○	－
120	神和	津和地保育所	津和地420 990-2028	ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ造 103㎡	219	219	50	無		○	－	－	○	－
合　計	120箇所	－	－	605,463㎡ (88,880㎡)	792,375	792,375	302,910 (42,950)	－	－					

（２）　高校、大学、民間施設等（避難所 32箇所）

No.	地区	施設名	所在地 ＴＥＬ ＦＡＸ	施設の状況	ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ・空地面積（㎡）	収容人員（人）		給食施設	貯水施設	災害種別				
						一時避難	収容避難所			地震	津波	高潮	洪水	土砂
1	東雲	松山商業高等学校 （体育館）	旭町71 （事務長 941-3751） （941-3753）	鉄筋・鉄骨3階建 2,907㎡	13,854	13,854	1,450	無	プール	○	○	○	－	○
2	東雲	松山東雲中学・ 高等学校 （体育館）	大街道3-2-24 （941-4136） （FAX:931-4973）	鉄骨造 2階建 2,672㎡	4,921	4,921	1,300	無	プール （使用不可）	○	○	○	○	－
3	東雲	松山東高等学校 （体育館）	持田町2-2-12 （事務長 943-0187） （FAX:934-5766）	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 2階建 1,568㎡	13,405	13,405	750	無	プール	○	○	○	－	○
4	東雲	松山北高等学校 （体育館）	文京町4-1 （事務長 925-2161） （FAX:927-2964）	鉄骨・鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 1,538㎡	16,491	16,491	750	無	プール	○	○	○	－	○
5	東雲	愛媛大学教育学部 （第1・第2体育館）	文京町3 （学生支援課長 927-9160） （課外教育支援ﾁｰﾑ 927-9156） （FAX:927-9171）	鉄筋・鉄骨 2階建 （第1）2,259㎡ （第2）1,881㎡			1,100 900	無	プール	○	○	○	－	○
6	東雲	学校法人松山大学 （体育館）	文京町4-2 （庶務課長 925-7111） （FAX:926-7565）	鉄筋・鉄骨 2階建 3,419㎡	20,603	20,603	1,700	無	無	○	○	○	－	○
7	雄郡	松山工業高等学校 （体育館）	真砂町1 （事務長 931-8195） （FAX:931-8860）	鉄筋・鉄骨 平屋建 1,344㎡	12,273	12,273	670	無	貯水槽 （22t） （30t）	○	○	○	－	○
8	雄郡	松山南高等学校 （体育館）	末広町11-1 （事務長 941-5431） （FAX:933-3114）	鉄骨造（2階） 1,676㎡ ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ造（1階） 1,467㎡	11,687	11,687	800 700	無	無	○	○	○	－	○
9	雄郡	聖カタリナ学園 高等学校 （体育館）	永代町10-1 （事務長 933-3291） （FAX:934-9041）	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ鉄骨造 平屋建 *収容可能面積ﾌﾛｱ部分 400㎡			200	有	無	○	○	○	－	○
10	雄郡	聖カタリナ学園 （講堂兼体育館）	藤原町468 （933-3291） （FAX:947-6810）	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ 3階建 2,982㎡ *収容可能面積ﾌﾛｱ部分 約500㎡			250	有	無	○	○	○	－	○
11	石井	聖カタリナ学園 （体育館）	朝生田町4-9-9 （933-3291）	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 2階建 1,704㎡	8,594	8,594	850	無	無	－	○	○	－	○
12	新玉	学校法人済美学園 済美高等学校 （体育館）	湊町7-9-1 （事務局長 943-4185） （FAX:943-3121）	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 3階建 5,287㎡	使用せず	使用せず	2,600	無	無	－	○	○	－	○
13	味酒	学校法人愛光学園 （体育館）	衣山5-1610－１ （事務長 922-8980） （FAX:926-4033）	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 2階建 1,467㎡	47,550	47,550	700	有	水槽	○	○	○	○	－
14	清水	学校法人松山大学 御幸キャンパス （体育館）	御幸1-320-1　外 （926-7271）	鉄筋・鉄骨 2階建 3,327㎡	30,868	30,868	1,650	無	プール	○	○	○	○	△
15	桑原	愛媛大学 附属高等学校 （体育館）	樽味3-2-40 （副校長室 946-9911） （附属高校事務室 946-9051） （FAX:977-8458）	鉄骨造一部 2階建 1,060㎡	7,700	7,700	500	無	無	○	○	○	－	○
16	桑原	松山東雲女子大学・ 短期大学 （体育館）	桑原3-2-1 （931-6211）	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 1,598㎡	3,848	3,848	750	有 （学生食堂）	無	○	○	○	○	○
17	桑原	愛媛慈恵会 地域交流ホーム	束本2-13-3 （事務所 921-1035） （FAX:921-1045）	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 2階建 378㎡	2,000	2,000	150	有	貯水槽	○	○	○	－	○

No.	地区	施設名	所在地 TEL FAX	施設の状況	ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ・空地面積（㎡）	収容人員（人）		給食施設	貯水施設	災害種別				
						一時避難	収容避難所			地震	津波	高潮	洪水	土砂
18	桑原	愛媛県研修所 （講堂兼体育館）	東野4－225	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 878㎡			439	無	無	－	○	○	○	○
19	道後	愛媛大学教育学部 附属小学校 （体育館）	持田町1-5-22 （事務課長室 941-1453） （附属学校園事務室 913-7840） (FAX:913-7842)	鉄骨造 平屋建 919㎡	5,000	5,000	450	無	プール	○	○	○	－	○
20	道後	愛媛大学教育学部 附属中学校 （体育館）		鉄骨造 平屋建 962㎡	8,000	8,000	480	無	プール	○	○	○	－	○
21	味生	学校法人新田学園 （中央体育館）	山西町663 （西原 951-0188） (FAX:951-0190) 〃	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 3階建 4,436㎡			2,200	無	水槽 （3t） （200t）	－	○	－	－	○
		学校法人新田学園 （第2体育館）		鉄骨造 2階建 2,093㎡			1,000	無	無	○	○	－	－	○
22	味生	済美平成 中等教育学校 （体育館）	空港通5-6-3 （965-1551） (FAX:972-5335)	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 2階建 1,043㎡	16,025	16,025	500	無	無	○	○	○	－	○
23	垣生	木の実幼稚園 （遊戯場）	西垣生町1690-1 （事務室 973-1256） (FAX:973-1320)	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 一部鉄骨造 *収容可能面積ﾌﾛｱ部分 305㎡	2,890	2,890	150	無	プール 水槽	○	－	－	－	○
24	久枝	松山盲学校 （体育館）	久万ノ台112 （事務長 922-3655） (FAX:922-2893)	木造銅板ぶき 2階建 635㎡	5,510	5,510	310	有	プール	○	○	○	－	○
25	久枝	学校法人松山聖陵学園 松山聖陵高等学校 （体育館）	久万ノ台1112 （事務長 924-8783） (FAX:926-2383)	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 平屋建 1,899㎡	13,434	13,434	900	無	無	○	○	○	○	○
26	久枝	松山西中等教育学校 （体育館）	久万ノ台1485-4 （事務長 922-8931） (FAX:923-3703)	鉄骨造 平屋建 1,410㎡	21,807	21,807	700	有	プール	○	○	○	○	○
27	和気	松山聾学校 （体育館）	馬木町2325 （事務長 979-2211）	鉄骨造 510㎡	12,243	12,243	250	無	プール	○	○	－	○	○
28	久米	学校法人松山学院 松山学院高等学校 （体育館）	北久米町815 （事務長 976-4343） (FAX:976-4348)	鉄骨造 2階建 1,242㎡	18,514	18,514	600	無	無	○	○	○	－	－
29	浮穴	松山中央高等学校 （体育館）	井門町1220 （事務長 957-1022） (FAX:958-5954)	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 4階建 1,604㎡	24,186	24,186	800	無	プール	○	○	○	－	○
30	北条	聖カタリナ大学 （記念体育館）	北条660 （総務課 993-0702） (FAX:993-0900)	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 2階建 1,285㎡			600	無	無	○	○	△	△	○
		聖カタリナ大学 （体育館）		鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 平屋建 652㎡			300	無	無	－	○	○	－	○
31	北条	北条高等学校 （体育館）	北条辻600-1 （事務室 993-0333） (FAX:993-0429)	鉄骨・鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 1,006㎡	19,118	19,118	500	無	プール	○	○	－	－	○
32	東中島	松山北高等学校 中島分校 （体育館）	中島大浦3100-1 （分校長 997-0031） (FAX:997-0093)	鉄骨・鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 864㎡	13,698	13,698	400	無	無	○	○	－	○	○
合計	33箇所	－	－	58,195㎡	354,219	354,219	28,349	－	－					

（３）　公民館等（178箇所）

No.	地区	施設名	所在地 ＴＥＬ	施設の状況	収容人員（人）	給食施設	併設施設	災害種別				
								地震	津波	高潮	洪水	土砂
1	番町	番町公民館	二番町4-3-4 945-0957	鉄筋 6階 662㎡	330	有	老人福祉ｾﾝﾀｰ	○	○	○	△	○
2	東雲	東雲公民館	勝山町2-11-5 941-6630	鉄筋 3階 635㎡	310	有		○	○	○	△	○
3	八坂	八坂公民館	三番町1-3-2 921-2231	鉄筋 3階 662㎡	330	有		○	○	○	△	○
4	素鵞	素鵞公民館	中村3-2-34 931-2745	鉄筋 3階 804㎡	400	有	老人福祉ｾﾝﾀｰ	○	○	○	△	○
5	雄郡	雄郡公民館	小栗3-5-24 931-6571	鉄筋 3階 658㎡	320	有		○	○	○	△	○
6	雄郡	まつやまRe・再来館	空港通1-1-32 968-7153	木造1階建 367㎡	170	－	ｼﾙﾊﾞｰﾜｰｸﾌﾟﾗｻﾞ	○	○	○	○	○
7	新玉	中央新玉公民館	千舟町8-69-4 931-5294	鉄筋 4階 1,614㎡	800	有		○	○	○	△	○
8	味酒	味酒公民館	松前町5-1-6 924-9053	鉄筋 4階 967㎡	480	有		○	○	○	△	○
9	清水	清水公民館	清水町3-170-4 924-7075	鉄筋 2階 920㎡	460	有		○	○	○	△	○
10	清水	清水公民館 桜ヶ丘団地分館	御幸1-545-3	木造 1階 182㎡	90	有		○	○	○	○	－
11	清水	清水ふれあいセンター	清水町1-9-9 924-0864	木造 2階 362㎡	181	有		○	○	○	○	○
12	桑原	桑原公民館	桑原2-6-35 945-9796	鉄筋 2階 568㎡	280	有	桑原支所	○	○	○	△	○
13	桑原	松山市畑寺福祉センター	畑寺4-8-5 905-9611	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造3階 (1,2階部分)1,887㎡ (2,620㎡)	940 (2,620)	有	1,2階部分のみ 3階は福祉避難所	○	○	○	△	△
14	道後	道後公民館	道後町1-5-31 921-0430	鉄筋 3階 659㎡	320	有	道後支所	○	○	○	△	○
15	道後	道後公民館 祝谷分館	祝谷5-7-15	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 1階 256㎡	120	有		○	○	○	○	△
16	道後	道後公民館 祝谷東町分館	祝谷東町乙742-34	木造1階 97.2㎡	40	有		－	○	○	○	－
17	味生	味生公民館	別府町177-1 952-5406	鉄筋 3階 1,016㎡	500	有	・老人ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ ・児童館	○	○	○	△	○
18	生石	生石公民館 北吉田分館	北吉田町1237-2	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 2階 360㎡	180	有		－	○	△	△	○
19	生石	生石公民館 高岡分館	高岡町566	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 2階 369.36㎡	180	有		○	○	○	△	○
20	生石	生石公民館	高岡町860-67 971-2975	鉄筋 2階 998㎡	490	有		○	○	○	△	○
21	垣生	垣生公民館	西垣生町1228-2 971-0267	鉄筋 3階 510㎡	250	有		○	○	○	△	○
22	宮前	宮前公民館	古三津1-26-48 952-1068	鉄筋 2階 495㎡	240	有		○	－	△	△	○
23	三津浜	三津浜公民館	三津3-2-30 951-0446	鉄筋 3階 699㎡	350	有		○	○	△	○	○
24	三津浜	松山市地域交流センター	三津3-2-30 951-1157	鉄筋 2階 1,167.44㎡	179	有	三津浜支所	○	○	△	○	○
25	高浜	高浜公民館	梅津寺町1335-4 952-5235	鉄筋 2階 601㎡	300	有		○	○	－	○	△

No.	地区	施設名	所在地 ＴＥＬ	施設の状況	収容人員（人）	給食施設	併設施設	災害種別				
								地震	津波	高潮	洪水	土砂
26	高浜	高浜公民館 新浜分館	新浜町14-28	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 2階 162㎡	80	有		○	―	―	○	○
27	高浜	高浜公民館 高浜１丁目分館	高浜1-1398-3	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 2階 218㎡	100	有		○	○	○	○	○
28	久枝	久枝公民館	西長戸町299 924-8628	鉄筋 2階 371㎡	180	有	久枝支所	○	○	○	△	○
29	久枝	久枝公民館 船ケ谷分館	船ケ谷町237-1	木造 2階 149㎡	70	有		○	○	○	○	○
30	潮見	潮見公民館 平田分館	平田町272-4	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 2階 230㎡	110	有		―	○	○	○	○
31	潮見	潮見公民館	吉藤4-3-16 924-8643	鉄筋 2階 904㎡	450	有		○	○	○	○	○
32	潮見	潮見公民館 吉藤分館	吉藤5-19-20	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 2階 328㎡	160	有		○	○	○	○	○
33	潮見	潮見公民館 谷分館	谷町甲260-3	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 2階 221.29㎡	110	有		○	○	○	○	○
34	和気	和気公民館 勝岡分館	勝岡町112	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 2階 304㎡ (1,018㎡)	150 (1,018)	有		○	―	―	○	○
35	和気	和気公民館	太山寺町1226-1 978-3805	鉄筋 2階 959㎡	470	有		○	―	△	○	○
36	和気	和気公民館 太山寺分館	太山寺町1593-2	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 2階 220㎡	110	有		○	○	○	○	△
37	和気	和気公民館 朝汐分館	和気町2-925-2	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 2階 229㎡	110	有		○	―	―	○	○
38	堀江	堀江公民館 東大栗分館	東大栗町780-1	木造 1階 141㎡	70	有		○	○	○	○	○
39	堀江	堀江公民館 大西二分館	堀江町甲863-5	木造 1階 141㎡	70	有		―	―	―	○	○
40	堀江	堀江公民館	堀江町甲1400-1 979-3596	鉄筋 2階 999㎡	490	有		○	○	△	○	○
41	余土	余土公民館 保免中分館	保免中2-1-17	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 2階 317㎡	150	有		○	○	○	△	○
42	余土	余土公民館	余戸東4-4-34	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 2階 （体育館：鉄筋・鉄骨 1階） 1,132㎡	566	有		○	○	○	△	○
43	余土	余土公民館 余土中分館	余戸中2-8-22 971-6752	鉄筋 2階 390㎡	190	有		―	○	○	△	○
44	余土	余土公民館 市坪分館	市坪北1-3-13	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 2階 295.38㎡	140	有		○	○	○	―	○
45	由良	由良小学校跡 （体育館）	由良町869 961-2123	鉄筋・鉄骨 602㎡	300	―		○	―	―	○	○
46	由良	由良公民館	由良町1048-2 961-2932	鉄筋 2階 718㎡	350	有	興居島支所	○	―	△	○	△
47	由良	由良公民館 門田分館	門田町地先	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 2階 169.89㎡	80	有		○	―	―	○	△
48	泊	泊小学校跡	泊町618-1 961-2010	鉄筋・鉄骨 602㎡	300	―		○	―	―	○	△
49	泊	泊公民館	泊町818 961-2933	鉄筋 3階 427㎡	210	有	興居島支所 泊出張所	○	―	―	○	○
50	泊	泊公民館 船越分館	泊町1368先 船越緑地	木造1階 133.05㎡	60	有		○	―	―	○	○

No.	地区	施設名	所在地 ＴＥＬ	施設の状況	収容人員（人）	給食施設	併設施設	災害種別				
								地震	津波	高潮	洪水	土砂
51	久米	久米公民館 鷹子分館	鷹子町632	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 2階 449.8㎡	220	有		○	○	○	△	○
52	久米	久米公民館	鷹子町823 976-8438	鉄筋 3階 805㎡	400	有	久米支所	○	○	○	△	○
53	湯山	湯山公民館 宿野分館	宿野町甲205	木造 1階 99㎡	40	有		―	○	○	○	―
54	湯山	湯山公民館	末町甲94-1 977-2763	鉄筋 2階 382㎡	190	有		○	○	○	○	―
55	湯山	湯山公民館 倉敷分館	溝辺町甲286-4	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 1階 179㎡	80	有		○	○	○	―	○
56	湯山	溝辺ふれあい センター	溝辺町565-2 977-5312	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 2階 331㎡	160	有		○	○	○	―	△
57	日浦	日浦公民館	河中町甲346 977-5807	鉄筋 2階 297㎡	140	有		○	○	○	○	○
58	日浦	日浦公民館 藤野分館	藤野町甲225-1	木造 2階 178.04㎡	80	有		○	○	○	○	―
59	伊台	伊台公民館 伊台ハイツ分館	下伊台町1278	木造 1階 81㎡	40	有		○	○	○	○	○
60	伊台	伊台公民館	下伊台町1474-1 977-0136	鉄筋 2階 722㎡	360	有	伊台支所	○	○	○	○	○
61	伊台	伊台公民館 本村分館	上伊台町215-1	木造 1階 145㎡	70	有		○	○	○	○	―
62	五明	五明公民館	菅沢町甲247-1 977-6152	鉄筋 2階 676㎡	330	有		○	○	○	○	△
63	五明	五明公民館 菅沢分館	菅沢町甲267-1	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 1階 149.05㎡	70	有		―	○	○	○	―
64	小野	小野公民館 小野谷分館	小野町甲79	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 1階 120㎡	60	有		○	○	○	―	―
65	小野	小野公民館 太尺寺分館	北梅本町6	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 1階 165㎡	80	有		―	○	○	○	○
66	小野	小野公民館	北梅本町759 975-8511	鉄筋 2階 983㎡	490	有	小野支所	○	○	○	○	○
67	小野	小野公民館 駄場分館	北梅本町2631	木造ｽﾚｰﾄ 1階 99㎡	40	有		―	○	○	―	○
68	浮穴	浮穴公民館 井門分館	井門町768	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 2階 219.96㎡	100	有		○	○	○	―	○
69	浮穴	浮穴公民館	森松町469-6 957-1843	鉄筋 2階 701㎡	350	有	浮穴支所	○	○	○	△	○
70	浮穴	浮穴公民館 森松分館	森松町645-1	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 1階 215㎡	100	有		―	○	○	―	○
71	浮穴	浮穴公民館 南高井分館	南高井町1318	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 2階 136㎡	68	有		○	○	○	―	○
72	石井	石井公民館 古川分館	古川南1-20-13	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 2階 396㎡	190	有		○	○	○	―	○
73	石井	石井公民館 一の宮団地分館	古川南3-10-15	木造 1階 147㎡	70	有		○	○	○	―	○
74	石井	石井公民館	居相1-8-26 957-4120	鉄筋 2階 971㎡	480	有	石井支所	○	○	○	△	○
75	石井	石井公民館 越智分館	越智2-3-25	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 2階 214㎡	100	有		―	○	○	△	○
76	石井	石井公民館 北土居分館	北土居1-4-21	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 2階 419㎡	209	有		○	○	○	△	○
77	石井	古川ふれあいセンター	古川南1-20-18 957-7631	木造 2階 264㎡	130	有		○	○	○	―	○
78	石井	朝生田ふれあいセンター	朝生田町6-3-32 943-4930	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 2階 399㎡	190	有		○	○	○	―	○

No.	地区	施設名	所在地 ＴＥＬ	施設の状況	収容人員（人）	給食施設	併設施設	災害種別				
								地震	津波	高潮	洪水	土砂
79	荏原	荏原公民館	東方町955 963-0993	鉄筋 2階 829㎡	410	有	久谷支所	○	○	○	○	○
80	荏原	荏原公民館 津吉分館	津吉町696	木造 1階 165.62㎡	80	有		―	○	○	○	―
81	荏原	荏原公民館 中野分館	中野町甲323	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 1階 164㎡	80	有		―	○	○	―	○
82	荏原	荏原公民館 大橋分館	大橋町56	木造 2階 150㎡	70	有		○	○	○	△	○
83	坂本	坂本公民館	久谷町70 963-0994	鉄筋 2階 553㎡	270	有	久谷支所 出口出張所	○	○	○	○	△
84	坂本	坂本公民館 出口分館	久谷町甲215	木造 1階 198㎡	90	有		○	○	○	○	―
85	坂本	坂本公民館 久谷中組分館	久谷町812	木造 1階 132㎡	60	有		○	○	○	○	○
86	坂本	坂本公民館 奥久谷分館	久谷町甲1780	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 1階 150㎡	70	有		○	○	○	○	―
87	坂本	坂本公民館 桜分館	窪野町2119	木造 1階 33㎡	10	有		―	○	○	○	―
88	坂本	坂本公民館 窪野北谷分館	窪野町1099	木造ｽﾚｰﾄ 1階 74㎡	30	有		―	○	○	○	―
89	浅海	萩原集会所	萩原甲287-3	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 1階 112㎡	50	有		―	○	○	○	―
90	浅海	真沖集会所	浅海本谷甲354-11	木造 2階 121㎡	60	有		○	―	―	○	○
91	浅海	小竹集会所	浅海本谷甲232-2	木造 2階 108㎡	50	有		○	―	―	○	○
92	浅海	京ヶ森集会所	浅海原甲1-5	ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ造 一部ｽﾚｰﾄ葺2階 171㎡	80	有		―	―	―	○	―
93	浅海	浅海原集会所	浅海原甲538-1	木造 1階 200㎡	100	有		○	―	―	○	○
94	浅海	浅海公民館	浅海原甲603-1 995-0812	鉄骨 1階 398㎡	190	有	・北条支所浅海出張所 ・老人ﾃﾞｲｾﾝﾀｰ	○	○	―	○	○
95	浅海	味栗集会所	浅海原甲1112-1	木造 1階 120㎡	60	有		―	○	○	○	○
96	立岩	才之原集会所	才之原甲737-1	木造 1階 213㎡	100	有		○	○	○	―	○
97	立岩	猪木集会所	猪木甲435	木造 1階 80㎡	40	有		―	○	○	○	―
98	立岩	猿川下集会所	猿川甲341-1	木造 1階 99㎡	40	有		○	○	○	○	―
99	立岩	湯裾集会所	猿川甲722-2	木造 1階 81㎡	40	有		○	○	○	○	―
100	立岩	立岩公民館	猿川甲747 996-0811	鉄骨 2階 468㎡	230	有	北条支所 立岩出張所	○	○	○	―	―
101	立岩	大遊寺集会所	猿川甲924-1	木造 1階 108㎡	50	有		○	○	○	○	○
102	立岩	中村集会所	立岩中村甲277-1	木造 1階 92㎡	45	有		○	○	○	○	―
103	立岩	米之野集会所	立岩米之野甲187	木造 1階 108㎡	50	有		○	○	○	○	―
104	立岩	庄府集会所	庄府甲282-1	木造 1階 89㎡	40	有		○	○	○	○	―

No.	地区	施設名	所在地 ＴＥＬ	施設の状況	収容人員（人）	給食施設	併設施設	災害種別				
								地震	津波	高潮	洪水	土砂
105	立岩	儀式集会所	儀式甲136-4	木造 1階 121㎡	60	有		○	○	○	○	○
106	立岩	坊田集会所	小山田甲203-1	木造 1階 96㎡	45	有		○	○	○	○	－
107	立岩	小山田上集会所	小山田甲344-3	木造 1階 32㎡	10	有		○	○	○	○	－
108	立岩	小山田中集会所	小山田甲571-3	木造 1階 58㎡	30	有		○	○	○	○	○
109	立岩	小山田下集会所	小山田甲661-1	木造 1階 61㎡	30	有		○	○	○	○	－
110	立岩	猿川原集会所	猿川原甲251	木造 1階 98㎡	40	有		－	○	○	○	○
111	難波	庄集会所	庄甲228-1	ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ造 1階 39㎡	10	－		○	○	○	○	－
112	難波	庄農家高齢者創作館	庄甲228-1	鉄骨造 1階 229㎡	110	有		－	○	○	○	－
113	難波	上難波集会所	上難波甲731-1	木造 1階 175㎡	80	有		－	○	○	○	○
114	難波	中通第二集会所	中通甲308	鉄骨ブロック 1階 119㎡	50	有		－	○	○	－	○
115	難波	中通集会所	中通甲638	木造 1階 154㎡	70	有		○	○	○	○	○
116	難波	難波地域活性化センター	中通甲777-3 993-0499	木造 1階 471㎡	230	有	難波公民館	○	○	○	○	○
117	難波	下難波石風呂集会所	下難波甲1263-2	木造 1階 142㎡	70	有		○	○	－	－	－
118	難波	大浦集会所	大浦416-1	木造 1階 157㎡	70	有		○	○	－	○	○
119	正岡	正岡公民館	八反地甲90-1 993-0459	鉄骨 2階 513㎡	250	有		○	○	○	△	○
120	正岡	椋之原集会所	八反地甲654	木造 1階 189㎡	90	有		－	○	○	○	○
121	正岡	小山集会所	中西外271-1	木造 2階 151㎡	70	有		○	○	○	△	○
122	正岡	北条ふれあいセンター	中西外346-3 993-2036	鉄筋 2階 534㎡	260	有		○	○	○	△	○
123	正岡	高田集会所	高田甲357-2	木造 1階 167㎡	80	有		○	○	○	○	○
124	正岡	院内集会所	院内甲275-2	木造 1階 109㎡	50	有		○	○	○	○	－
125	北条	北条コミュニティセンター	北条辻6 993-1114	鉄筋 3階 1,945㎡	970	有	旧北条中央公民館(2階)	○	○	△	△	○
126	北条	北条市民会館	北条辻6 993-4526	鉄筋 4階 地下 1階 1,877㎡	930	－	北条支所	○	○	△	△	○
127	北条	上辻集会所	北条辻332	鉄骨造 2階 168㎡	80	有		○	○	△	△	○
128	北条	新開集会所	北条辻805-7	木造 1階 136㎡	60	有		－	－	－	－	○
129	北条	北条体育館	北条辻1170-6 992-1322	鉄筋 2階 983㎡	490	－		○	○	－	－	○
130	北条	浜町集会所	北条1181	木造 1階 72㎡	30	有		○	－	－	－	○
131	北条	安居島集会所	安居島甲268	木造 1階 63㎡	30	有		○	○	－	○	○

No.	地区	施設名	所在地 ＴＥＬ	施設の状況	収容人員（人）	給食施設	併設施設	災害種別				
								地震	津波	高潮	洪水	土砂
132	北条	土手内集会所	土手内 148-1・148-2	木造 1階 92㎡	45	有		―	―	―	―	○
133	河野	河野公民館	河野別府182-1 993-0042	鉄骨 1階 528㎡	260	有	北条支所 河野出張所	○	○	○	○	○
134	河野	別府集会所	河野別府467	鉄骨造 1階 202㎡	100	有		―	○	○	○	○
135	河野	北条ふるさと館	河野別府995 993-3266	鉄筋 3階 2,766㎡	1,380	―		○	○	○	○	○
136	河野	府中集会所	府中336	木造 1階 113㎡	50	有		―	○	○	○	○
137	河野	柳原集会所	柳原甲144-1	木造 1階 257㎡	120	有		○	―	―	○	○
138	河野	宮内集会所	宮内甲59-4	木造 1階 119㎡	50	有		○	○	○	○	○
139	河野	善応寺集会所	善応寺71-1	木造 1階 180㎡	90	有		○	○	○	○	○
140	河野	高山集会所	河野高山甲207-1	木造2階 227㎡	110	有		○	○	○	○	―
141	河野	佐古集会所	佐古甲173-1	木造 1階 155㎡	70	有		○	○	○	○	―
142	河野	片山集会所	片山甲163-3	木造 1階 110㎡	50	有		○	○	○	○	○
143	河野	中須賀集会所	河野中須賀286-1	木造 1階 162㎡	80	有		―	―	―	○	○
144	河野	夏目集会所	夏目甲420-1	木造2階(1階鉄骨) 198㎡	90	有		―	○	○	○	―
145	粟井	小川集会所	小川甲669-1	木造 1階 153㎡	70	有		○	○	○	○	―
146	粟井	磯河内集会所	磯河内甲372-4	木造 1階 148㎡	70	有		○	○	○	○	○
147	粟井	和田集会所	和田甲234-1	木造 1階 126㎡	60	有		―	○	―	○	○
148	粟井	粟井農村環境改善センター	久保88 994-0039	鉄骨 2階 896㎡	440	有	・北条支所 粟井出張所 ・粟井公民館	○	○	○	○	○
149	粟井	久保集会所	久保167	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 1階 124㎡	60	有		―	○	―	○	○
150	粟井	河原集会所	粟井河原245-3	木造 1階 113㎡	50	有		○	―	―	○	○
151	粟井	鹿峰集会所	鹿峰197-2	木造 1階 154㎡	70	有		―	○	―	○	○
152	粟井	本谷集会所	本谷甲343、344	木造 1階 113㎡	55	有		○	○	○	○	―
153	粟井	常竹集会所	常竹甲123-1	木造 1階 95㎡	40	有		○	○	○	○	○
154	粟井	西谷集会所	西谷甲381	木造 1階 81㎡	40	有		―	○	○	○	―
155	粟井	客集会所	客甲344-1	1階ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ造 2階木造 113㎡	50	有		○	○	○	○	―
156	粟井	麓集会所	麓甲407-4	木造 1階 104㎡	50	有		○	○	○	○	○
157	粟井	小川谷集会所	小川谷甲74	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 2階 102㎡	50	有		○	○	○	○	○

No.	地区	施設名	所在地 ＴＥＬ	施設の状況	収容人員（人）	給食施設	併設施設	災害種別				
								地震	津波	高潮	洪水	土砂
158	睦野	中島公民館 睦月分館	睦月甲2194-1 998-0211	木造 1階 290㎡	140	有		―	―	―	○	○
159	睦野	中島公民館 野忽那分館	野忽那甲1442-6 998-0757	鉄筋 2階 169㎡	80	有		―	―	―	○	○
160	東中島	中島公民館 大浦分館	中島大浦1623-1 997-0011	鉄筋 2階 569㎡	280	有		―	―	△	○	○
161	東中島	中島総合文化 センター	中島大浦2962 997-1181	鉄筋2階 地下1階 3,581㎡	1,790	―		○	○	○	○	△
162	東中島	中島Ｂ＆Ｇ 海洋センター	小浜甲1101-1 997 - 2211	鉄筋 2階 1,716㎡ (3,000㎡)	850 (3,000)	―		○	○	○	○	△
163	東中島	中島公民館 小浜集会所	小浜甲558	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 1階 299.66㎡	70	有		○	―	―	○	○
164	東中島	中島 ふれあいセンター	小浜甲1191 997-2511	鉄筋 1階 657㎡	320	有		○	○	○	○	―
165	東中島	長師農村開発 研修センター	長師107-1 997-0079	鉄骨 1階 340㎡	170	有		―	―	―	○	○
166	東中島	中島公民館 宮野分館	宮野437 997-0016	鉄筋 2階 357㎡	170	有		―	○	△	○	△
167	東中島	神浦地域総合施設	神浦753 997-0014	鉄筋 1階 491㎡	240	有		○	―	―	○	○
168	西中島	宇和間農林漁業 体験実習館	宇和間甲920-1 997-0595	鉄骨 1階 386㎡	190	有		○	―	―	○	○
169	西中島	熊田地域総合施設	熊田甲713-3 997-0787	鉄筋 1階 310㎡	150	有		○	―	―	○	―
170	西中島	中島公民館 吉木分館	吉木甲1309-1 997-0707	鉄筋 1階 313㎡	150	有		―	―	―	○	○
171	西中島	中島公民館 饒分館	饒甲422-2 997-0436	鉄筋 1階 261㎡	130	有		―	―	―	○	―
172	西中島	畑里高齢者 健康増進実習館	畑里甲813 997-0022	鉄筋 2階 208㎡	100	有		○	―	―	○	△
173	西中島	城山小学校跡	中島栗井甲876 997-0288	木造 1階 275㎡ (2,282㎡)	130 (2,282)	―		―	○	○	○	○
174	西中島	中島公民館 栗井分館	中島栗井甲1235-1 997-0021	鉄筋 2階 284㎡	140	有		―	○	―	○	○
175	神和	中島公民館 上怒和分館	上怒和甲399-97 999-0228	鉄筋 2階 290㎡	140	有		―	―	―	○	△
176	神和	中島公民館 元怒和分館	元怒和甲1809-1 999-0969	鉄筋 1階 221㎡	110	有		―	―	―	○	○
177	神和	津和地 多目的集会施設	津和地420 999-0819	鉄筋 1階 395㎡	190	有		○	○	―	○	―
178	神和	中島公民館 二神分館	二神甲501 990-2402	鉄筋 1階 219㎡	100	有		―	○	―	○	―
合計	178 箇所	―	―	70,759.74㎡	34,083	―	―					

（　　）内の数字は、その避難所にグラウンド等があり一時避難が可能な面積及び収容人員

2　指定福祉避難所（108箇所）

No.	地区	施設名	所在地 ＴＥＬ	施設の状況	収容人員（人）	給食施設	受入対象者※
1	雄郡	有限会社オリエンタル シルバーホーム トータルケアサポート 花みずき	泉町23-6 915-3100	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 6階建 収容可能面積 46㎡	10	有	要配慮者
2	新玉	社会福祉法人 松山隣保館 救護施設 丸山荘	南江戸6-1697 946-5110	鉄骨造 2階建 収容可能面積 212㎡	50	有	要配慮者
3	味酒	社会福祉法人 愛寿会 介護付有料老人ホーム グランドライフ衣山	衣山5-8-1 994-5001	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 5階建 収容可能面積 201㎡	45	有	要配慮者
4	味酒	松山市総合福祉センター	若草町8-2 921-2111	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 5階建 収容可能面積 312㎡	75	有	要配慮者
5	清水	愛媛県 総合保健福祉センター	本町7-2 922-5040	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 3階建 収容可能面積 924㎡	220	有	要配慮者
6	桑原	株式会社 ツクイ ツクイ・サンシャイン松山	桑原3-14-30 986-6636	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 4階建 収容可能面積 78㎡	18	有	要配慮者
7	桑原	松山市畑寺福祉センター	畑寺4-8-5 905-9611	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 3階建 収容可能面積 569㎡	140	有	要配慮者
8	桑原	社会福祉法人　友朋会 特別養護老人ホーム りつりん館アドバンス	畑寺町丙1-2 931-8080	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 4階建 収容可能面積 80㎡	20	有	要配慮者
9	道後	株式会社 よんでんライフケア 介護付有料老人ホーム よんでんライフケア道後	紅葉町2-27 986-8100	鉄骨造 3階建 収容可能面積 55㎡	13	無	要配慮者
10	道後	社会福祉法人 愛媛県社会福祉事業団 ほほえみ工房ぱれっと道後	道後町2-12-10 924-0111	鉄筋造 平屋建 収容可能面積 30㎡	7	無	要配慮者
11	道後	社会福祉法人 聖隷福祉事業団 介護付有料老人ホーム 松山エデンの園	祝谷6-1248 922-6656	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 7階建 収容可能面積 48㎡	11	有	要配慮者
12	道後	社会福祉法人 愛媛県社会福祉事業団 道後ゆう	道後今市1-2 925-2956	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 2階建 収容可能面積 98㎡	24	有	要配慮者
13	道後	社会福祉法人 愛媛県社会福祉事業団 どうご清友寮	道後今市1-7 924-0077	鉄筋造 平屋建 収容可能面積 58㎡	14	有	要配慮者
14	生石	社会福祉法人 松山手をつなぐ育成会 つくし園	北吉田町77-34 951-5331	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 2階建 収容可能面積 191㎡	46	有	要配慮者

No.	地区	施設名	所在地 ＴＥＬ	施設の状況	収容人員（人）	給食施設	受入対象者※
15	生石	医療法人 ミネルワ会 老人保健施設 ミネルワ	高岡町302-2 972-9500	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 3階建 収容可能面積 108㎡	27	有	要配慮者
16	垣生	社会福祉法人 愛寿会 介護老人保健施設 垣生あいじゅ	東垣生町277 968-9681	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 5階建 収容可能面積 225㎡	55	有	要配慮者
17	垣生	社会福祉法人 愛寿会 介護付有料老人ホーム グランドライフ幸樹	東垣生町 277-1 965-0600	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 5階建 収容可能面積 117㎡	25	有	要配慮者
18	宮前	医療法人社団 仁勇会 介護老人保健施設 合歓の木	古三津3-5-5 953-6000	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 6階建 収容可能面積 203㎡	42	有	要配慮者
19	久枝	社会福祉法人 恩陽財団済生会 松山特別養護老人ホーム	久万ノ台 1717 922-5455	鉄骨造 2階建 収容可能面積 116㎡	26	有	要配慮者
20	堀江	社会福祉法人 福角会 いつきの里･ウィズ	福角町甲 1829 978-1166	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 一部2階建 鉄骨造鋼板 2階建 収容可能面積 664㎡	163	有	要配慮者
21	余土	社会福祉法人 愛寿会 高齢者総合福祉施設 であい	余戸南5-3- 18 972-5511	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 5階建 収容可能面積 230㎡	50	有	要配慮者
22	余土	社会福祉法人 金亀会 障害者支援施設 スマイル	余戸南6-5-3 965-0294	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造瓦葺 平屋建 収容可能面積 274㎡	68	有	要配慮者
23	余土	社会福祉法人 金亀会 生活介護事業所 スマイル	余戸南6-5-3 965-0294	鉄骨造亜鉛ﾒｯｷ鋼板葺 平屋建 収容可能面積 89㎡	21	有	要配慮者
24	久米	株式会社 メディックス パートナーハウスかとれあ	高井町640-1 955-7311	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 3階建 収容可能面積 125㎡	30	有	要配慮者
25	久米	株式会社 ケアジャパン ハッピーライフ 介護付有料老人ホーム ハッピー南久米	南久米町 128-1 970-1011	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 6階建 収容可能面積 88㎡	20	有	要配慮者
26	久米	医療法人 聖光会 老人保健施設 たかのこ館	鷹子町527-1 975-8883	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 5階建 収容可能面積 380㎡	90	有	要配慮者

No.	地区	施設名		所在地 ＴＥＬ	施設の状況	収容人員（人）	給食施設	受入対象者※
27	久米	松山市 鷹子老人福祉センター		鷹子町740 955-6183	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 3階建 収容可能面積 276㎡	65	無	要配慮者
28	湯山	株式会社 サンリベラル 有料老人ホーム サンリベラル道後		末町甲56-1 914-0277	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 7階建 収容可能面積 105㎡	22	有	要配慮者
29	潮見	社会福祉法人 松山共生会 障害者支援施設 ポッポ苑	本　館	志津川203-1 979-0424	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 2階建 収容可能面積 59㎡	14	有	要配慮者
			木工室		鉄骨造 平屋建 収容可能面積 36㎡	9	無	要配慮者
30	伊台	社会福祉法人 愛媛県社会福祉事業団 障害者支援施設 福祉工房 いだい清風園		下伊台町 1048-2 977-0080	鉄筋造 2階建 収容可能面積 544㎡	135	有	要配慮者
31	五明	社会福祉法人 双星会 デイサービスセンター 五明苑		菅沢町乙 491-6 977-6652	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 2階建 収容可能面積 146㎡	35	有	要配慮者
32	小野	社会福祉法人 松山紅梅会 特別養護老人ホーム 梅本の里		北梅本町 1624-1 975-6985	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 2階建 収容可能面積 308㎡	75	有	要配慮者
33	浮穴	社会福祉法人 和光会 特別養護老人ホーム 和光苑		井門町1099 969-0001	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 4階建 収容可能面積 70㎡	14	有	要配慮者
34	石井	社会福祉法人　白寿会 特別養護老人ホーム 白寿荘		天山2-3-26 946-3345	鉄骨・鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 4階建 収容可能面積 66㎡	16	有	要配慮者
35	石井	株式会社 アコンプリシー 介護付有料老人ホーム 笑歩会天山		天山3-12-10 931-2325	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 5階建 収容可能面積 23㎡	5	有	要配慮者
36	石井	医療法人 佐藤循環器科内科 有料老人ホーム 朝生田の杜		朝生田町3- 8-2 933-0808	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 4階建 収容可能面積 186㎡	45	有	要配慮者
37	久米	社会福祉法人 愛寿会 高齢者総合福祉施設 愛寿荘		来住町1171 970-7000	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造一部鉄骨造 7階建 収容可能面積 534㎡ (1階多目的ﾎｰﾙ)	133	有	要配慮者
38	荏原	社会福祉法人 宗友福祉会 障害者支援施設 みどり園		津吉町155 963-3332	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 平屋建 収容可能面積 207㎡	51	有	要配慮者

No.	地区	施設名	所在地 ＴＥＬ	施設の状況	収容人員（人）	給食施設	受入対象者※
39	荏原	社会福祉法人 親和園 障害者支援施設 久谷	中野町甲589 963-1126	・生活介護棟 鉄骨造鋼板 平屋建 収容可能面積 156㎡ ・南作業棟 鉄骨造鋼板 平屋建 収容可能面積 244㎡ ・西作業棟 鉄骨造鋼板 2階建 収容可能面積 310㎡	110	有	要配慮者
40	荏原	社会福祉法人 宗友福祉会 はばたきハウス１号館	中野町甲640 963-3772	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 2階建 収容可能面積 84㎡	20	有	要配慮者
41	荏原	社会福祉法人 宗友福祉会 おおぞらワークス	中野町甲640 963-3772	鉄筋造 2階建 収容可能面積 164㎡	40	有	要配慮者
42	荏原	社会福祉法人 宗友福祉会 はばたきハウス２号館	中野町甲640 963-3772	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 2階建 収容可能面積 28㎡	7	有	要配慮者
43	荏原	養護老人ホーム 江南荘	恵原町甲880 963-1655	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 2階建 収容可能面積 123㎡	30	有	要配慮者
44	荏原	特別養護老人ホーム 久谷荘	恵原町甲940 963-2338	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 2階建 収容可能面積 104㎡	25	有	要配慮者
45	荏原	救護施設 みさか荘	恵原町甲 1000 963-2328	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 2階建 収容可能面積 101㎡	25	有	要配慮者
46	立岩	社会福祉法人 北条福祉協会 特別養護老人ホーム 高縄荘	立岩中村甲 345 996-0333	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 平屋建 収容可能面積 106㎡	16	有	要配慮者
47	河野	松山市 北条社会福祉センター	河野別府 937-1 993-1400	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 2階建 収容可能面積 225㎡	55	有	要配慮者
48	余土	株式会社 悠遊社 介護付有料老人ホーム ゆうゆう ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰゆうゆう	余戸南2-24- 38 965-1990	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 3階建 収容可能面積 70㎡	16	有	要配慮者
49	余土	社会福祉法人 アテーナ会 特別養護老人ホーム アテーナ	保免中3-3- 23 905-6622	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 3階建 収容可能面積 278㎡	68	有	要配慮者
50	河野	社会福祉法人 安寿会 小規模多機能の家 こうの	河野別府 179-1 993-2900	木造 平屋建 収容可能面積 123㎡	29	有	要配慮者
51	堀江	社会福祉法人 安寿会 小規模多機能施設 ふくずみ	福角町甲 616-1 911-8700	木造 平屋建 収容可能面積 118㎡	26	有	要配慮者

No.	地区	施設名	所在地 ＴＥＬ	施設の状況	収容人員（人）	給食施設	受入対象者※
52	宮前	医療法人 仁勇会 介護付有料老人ホーム 三津の里	古三津4-630 953-0070	鉄骨造 2階建 収容可能面積 67㎡	16	有	要配慮者
53	宮前	医療法人 仁勇会 ケアビレッジ瀬戸風	古三津4-600-1 994-8111	鉄骨造 4階建 収容可能面積 67㎡	16	有	要配慮者
54	道後	株式会社 ソラスト 介護付有料老人ホーム ソラストさらさ道後	祝谷東町乙813-8 915-0250	鉄骨造 7階建 収容可能面積 43㎡	10	有	要配慮者
55	潮見	有限会社 コミュニティーハウス 介護付有料老人ホーム おはぎ	平田町398 989-8821	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 5階建 収容可能面積 277㎡	67	有	要配慮者
56	素鷲	株式会社 えひめメディコープ 介護付有料老人ホーム あったか拓南	中村3-1-2 908-8851	鉄骨造 4階建 収容可能面積 48㎡	12	有	要配慮者
57	味酒	ゼット商事有限会社 フォーシーズンズ まつやま	六軒家町3-22 923-1113	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 8階建 収容可能面積 99㎡	24	有	要配慮者
58	小野	株式会社中川メディカル 高齢者総合福祉施設 うめの小町	南梅本町甲50-2 970-0302	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 3階建 収容可能面積 96㎡	23	有	要配慮者
59	堀江	株式会社 悠遊社 介護付有料老人ホーム よろこび	堀江町甲2082-1 978-7711	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 3階建 収容可能面積 229㎡	56	有	要配慮者
60	和気	社会福祉法人 寿楽会 高齢者福祉施設　馬木	馬木町2158 979-8813	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 3階建 収容可能面積 55㎡	13	有	要配慮者
61	小野	社会福祉法人 慈光会 高齢者総合福祉施設 ていれぎ荘	水泥町405-1 975-5558	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 2階建 収容可能面積 400㎡	99	有	要配慮者
62	味酒	社会福祉法人 慈光会 特別養護老人ホーム 味酒野ていれぎ荘	衣山5-719-1 989-5571	鉄骨造 平屋建 収容可能面積 403㎡	100	有	要配慮者
63	三津浜	社会福祉法人 平成会 高齢者福祉施設 ジェントルハートみつ	梅田町4-35 953-3200	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 4階建 収容可能面積 99㎡	24	有	要配慮者
64	味生	社会福祉法人 平成会 高齢者総合福祉施設 さや	南斎院町1158 972-6000	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 5階建 収容可能面積 499㎡	124	有	要配慮者
65	湯山	社会福祉法人 平成会 高齢者総合福祉センター 道後	溝辺町乙539-1 977-8111	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 4階建 収容可能面積 264㎡	66	有	要配慮者

No.	地区	施設名	所在地 ＴＥＬ	施設の状況	収容人員（人）	給食施設	受入対象者※
66	味酒	社会福祉法人 愛寿会 高齢者福祉施設 ハートガーデンつじまち	辻町2-35 927-2525	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 3階建 収容可能面積 117㎡	27	有	要配慮者
67	久枝	社会福祉法人 安寿会 特別養護老人ホーム 安寿荘	安城寺町 1427-1 978-6910	鉄筋造 3階建 収容可能面積 99.99㎡	24	有	要配慮者
68	粟井	社会福祉法人 安寿会 高齢者総合福祉施設 あわい	小川甲214-1 994-7787	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 2階建 収容可能面積 138㎡	34	有	要配慮者
69	高浜	社会福祉法人 喜久寿 地域密着型複合施設 ウェルケア高浜	松ノ木2-789 994-6688	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 3階建 収容可能面積 32㎡	8	有	要配慮者
70	小野	社会福祉法人 松山紅梅会 特別養護老人ホーム 梅本の里ゆにっと	北梅本町 1624-1 975-6985	鉄骨造 一部鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 地下1階付 3階建 収容可能面積 199㎡	49	無	要配慮者
71	中島	社会福祉法人 島寿会 特別養護老人ホーム 姫ヶ浜荘	長師156-1 997-0777	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 3階建 収容可能面積 98㎡	24	有	要配慮者
72	伊台	社会福祉法人 鷺月福祉会 特別養護老人ホーム せんの里 ねんりん	下伊台町 1362 968-2345	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 3階建 収容可能面積 79㎡	19	有	要配慮者
73	雄郡	社会福祉法人 和光会 特別養護老人ホーム 和光苑ゆうぐん	雄郡2-5-8 909-7600	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 2階建 収容可能面積 46㎡	11	有	要配慮者
74	和気	社会福祉法人 瀬戸福慈会 複合福祉施設 竹の郷	太山寺町 1470 979-7781	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 平屋建 収容可能面積 96㎡	24	有	要配慮者
75	素鷲	ＮＰＯ法人 ほっとねっと 就労継続支援Ｂ型事業所 すけっと工房	小坂2-2-20 932-4212	鉄骨造 2階建 収容可能面積 67㎡	16	無	要配慮者
76	石井	ＮＰＯ法人 ほっとねっと 就労継続Ｂ型事業所 口笛	東石井5-3-13 905-0579	鉄骨造 一部木造 平屋建 収容可能面積 61㎡	15	無	要配慮者
77	北条	ＮＰＯ法人 ほっとねっと 就労継続支援Ｂ型事業所 ひだま里	土手内121-12 993-4733	鉄骨造 2階建 収容可能面積 45㎡	11	無	要配慮者
78	荏原	社会福祉法人 宗友福祉会 はばたき園	中野町甲704 963-8700	木造 2階建 収容可能面積 100㎡	25	有	要配慮者
79	宮前	社会福祉法人 如水会 特別養護老人ホーム さくら グループホーム　すみれ	古三津4-638 952-2222	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 地下1階付 2階建 収容可能面積 252.25㎡	60	有	要配慮者

No.	地区	施設名	所在地 ＴＥＬ	施設の状況	収容人員（人）	給食施設	受入対象者※
80	味生	社会福祉法人 道真会 地域密着型 介護老人福祉施設 ハピネスさや家	南斎院町 1385-1 965-0888	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 3階建 収容可能面積 885.14㎡	216	有	要配慮者
81	河野	医療法人 清和会 介護老人保健施設 海辺の郷	柳原739 992-5050	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 2階建 収容可能面積 242.4㎡	55	有	要配慮者
82	潮見	社会福祉法人 みかん会 地域密着型小規模特別養護 老人ホーム　みかんの里	志津川200 978-7553	鉄骨造 2階建 収容可能面積 298.3㎡	69	有	要配慮者
83	石井	か部式会社 ヨシケンコーポレーション 地域密着型総合介護施設 いしいの里	和泉南2-5-1 909-3730	木造2階建 収容可能面積 100.07㎡	22	無	要配慮者
84	久米	社会福祉法人 愛隣園 高齢者総合福祉施設 ガリラヤ久米	久米窪田町 667-1 970-9101	鉄骨造 3階建 収容可能面積 151.62㎡	35	有	要配慮者
85	久枝	株式会社 四ツ葉 高齢者複合施設 四葉問屋	問屋町8-6 922-4165	鉄骨造 3階建 収容可能面積 127.15㎡	29	有	要配慮者
86	道後	社会福祉法人 愛寿会 高齢者総合福祉施設 あいじゅ祝谷	祝谷6-1027-1 994-5811	鉄骨造 4階建 収容可能面積 280.64㎡	69	有	要配慮者
87	堀江	社会福祉法人 寿楽会 福祉施設 福寿	権現町甲10 978-6180	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 3階建 収容可能面積 308.54㎡	76	有	要配慮者
88	湯山	社会福祉法人 寿楽会 特別養護老人ホーム みぞのべ	溝辺町甲 346-5 977-5870	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 平屋建 収容可能面積 83.57㎡	20	有	要配慮者
89	難波	社会福祉法人 北条福祉協会 サテライト型 特別養護老人ホーム あやめ荘	下難波甲 135-1 993-3838	木造 一部鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 平屋建 収容可能面積 100㎡	24	有	要配慮者
90	難波	社会福祉法人 北条福祉協会 グループホーム なでしこ	下難波甲86-1 992-9311	鉄骨造 平屋建 収容可能面積 80.65㎡	19	無	要配慮者
91	荏原	社会福祉法人 悠友会 高齢者総合福祉施設 ゆうりん苑	津吉町1008 963-1008	鉄骨造 2階建 収容可能面積 126.58㎡	29	有	要配慮者
92	和気	医療法人 ビハーラ藤原胃腸科 グループホーム ルンビニー	安城寺町 530-1 978-7515	鉄骨造 2階建 収容可能面積 25.92㎡	6	有	要配慮者
93	生石	社会福祉法人 道真会 幸富久荘	富久町412-1 972-8338	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 4階建 収容可能面積 612㎡	153	有	要配慮者

No.	地区	施設名	所在地 ＴＥＬ	施設の状況	収容人員（人）	給食施設	受入対象者※
94	雄郡	社会福祉法人 道真会 高齢者総合福祉施設 ハピネス双葉	土居田町90-1 941-2828	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 3階建 収容可能面積 101㎡	24	有	要配慮者
95	石井	社会福祉法人 白寿会 老人保健施設 れんげ荘	東石井1-11-30 956-7555	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 7階建 収容可能面積 102.66㎡	24	有	要配慮者
96	伊台	社会福祉法人 喜久寿 高齢者総合福祉施設 ウェルケア道後	下伊台町乙129-9 993-8232	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造2階建 収容可能面積 100.82㎡	25	有	要配慮者
97	石井	社会福祉法人 名石会 特別養護老人ホーム ほしのおか	星岡1-31-7 909-5454	鉄骨造 3階建 収容可能面積 133.35㎡	32	有	要配慮者
98	生石	社会福祉法人 松山手をつなぐ育成会 すぎな園	北吉田町77-34 974-8310	鉄骨造平屋建 収容可能面積 241.3㎡	37	有	要配慮者
99	小野	社会福祉法人 完愛会 障害者支援施設 ひらい園	平井町甲852 970-4411	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 3階建 収容可能面積 53㎡	8	有	要配慮者
100	粟井	社会福祉法人 泰斗福祉会 障害者支援施設 かなさんどう	苞木甲202-1 994-7155	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造一部鉄骨造 2階建 収容可能面積 370㎡	50	有	要配慮者
101	正岡	社会福祉法人 聖カタリナ 特別養護老人ホーム 聖マルチンの家	中西内250-2 992-0573	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 3階建 収容可能面積 115.5㎡	20	有	要配慮者
102	味生	社会福祉法人 恩賜財団済生会 済生会松山総合ケアセンター	山西町841-1 951-6600	鉄骨造 2階建 収容可能面積 267.54㎡	45	無	要配慮者
103	難波	社会福祉法人 白寿会 高齢者総合福祉施設 サンシティ北条	下難波甲1377-2 992-3300	鉄骨造地下 1階地上6階建 収容可能面積 401.27㎡	95	有	要配慮者
104	難波	社会福祉法人 風早偕楽園 障害者支援施設 北条育成園	下難波乙145-34 993-3038	鉄骨造 2階建 収容可能面積 331.48㎡	82	有	要配慮者
105	荏原	社会福祉法人 親和園 アイル	中野町甲589 963-1283	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 1階建 収容可能面積 291.06㎡	72	有	要配慮者
106	久米	医療法人財団 慈強会 介護老人保健施設 高井の里	高井町1203 975-7761	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造一部鉄骨造 4階建 収容可能面積 563.7㎡	139	有	要配慮者
107	荏原	社会福祉法人 宗友福祉会 みどり園 マウントヒルズエステート	津吉町166-1 963-2200	軽量鉄骨造鋼板ぶき 平屋建 収容可能面積 37.89㎡	9	無	要配慮者
108	荏原	有限会社　ヒメックス グループホーム　かがやき	東方町甲1438-1 924-0338	軽量鉄骨造 2階 収容可能面積 139.75㎡	31	無	要配慮者
合計	108箇所	－	－	－	4,908	－	

収容人員は各施設の収容可能面積に対し、要支援者１人当たり概ね４㎡で除して算定

※家族等も受入れ対象とする。

資料〔２・12・３〕　主要避難路一覧表

主要避難路

・主に幅員１５m以上で完成済みの都市計画決定された道路

号番	管　理	路　線　名	区　　間	幅員(m)	延長(km)
1	国	国道１９６号	南堀端町～本町７丁目	30	1.9
2	国	国道１９６号	本町７丁目～鴨川２丁目	12	1.9
3	国	国道１９６号	鴨川２丁目～平田町	25	1.6
4	国	国道１９６号	平田町～下難波	30～40	12.3
5	国	国道１９６号	下難波～浅海本谷	12	6.6
6	国	国道１９６号	空港通２丁目～中央２丁目	28	3.0
7	松山市	市道松山環状線（北部）	中央２丁目～鴨川２丁目	20	1.8
8	松山市	市道松山環状線（東部）	岩崎町２丁目～枝松６丁目	18～20	2.5
9	国	国道３３号	枝松６丁目～天山１丁目	38	0.8
10	松山市	市道松山環状線（南部）	天山１丁目～空港通２丁目	28～38	3.2
11	国	国道５６号	南堀端町～二番町４丁目	30	0.7
12	国	国道１１号	二番町４丁目～勝山町２丁目	30	1.0
13	愛媛県	主要地方道松山北条線	勝山町２丁目～道後町２丁目	30	1.1
14	国	国道１１号	勝山町２丁目～永木町１丁目	24	0.7
15	国	国道１１号	永木町１丁目～南梅本町	24	6.9
16	国	国道５６号	南堀端町～出合	24～28	5.2
17	松山市	市道中央循環線	平和通６丁目～平和通１丁目	30	1.8
18	愛媛県	一般県道道後公園線	道後町２丁目～道後湯之町	30	0.7
19	愛媛県	主要地方道松山北条線	道後町２丁目～祝谷４丁目	16	1.5
20	愛媛県	一般県道六軒家石手線	道後緑台～本町６丁目	11	2.1
21	愛媛県	一般県道六軒家石手線	本町６丁目～中央２丁目	20	1.0
22	愛媛県	国道４３７号	中央２丁目～祇川１丁目	20	2.8
23	国	国道３３号	天山１丁目～森松町	24	4.1
24	松山市	市道千舟町古川線	湊町４丁目～古川北４丁目	12～20	3.0
25	松山市	市道石井３７８号線	古川北２丁目～東石井６丁目	16	1.2
26	愛媛県	一般県道湯山北条線	河原～下難波	10	5.8
27	愛媛県	主要地方道松山港内宮線	平田町～勝岡町	16	3.8
28	愛媛県	主要地方道松山港線	古三津２丁目～石風呂町	16	2.7
29	愛媛県	主要地方道松山港線	石風呂町～高浜町６丁目	12	1.5
30	松山市	市道中央山越線	中央１丁目～問屋町	16	1.4
31	愛媛県	主要地方道松山港線	中央１丁目～大手町２丁目	27	1.5
32	松山市	市道松山駅前竹原線	大手町２丁目～竹原２丁目	20	1.1

号番	管　理	路　線　名	区　　間	幅員(m)	延長(km)
33	愛媛県	主要地方道松山空港線	竹原２丁目～南吉田町	15	4.2
34	松山市	市道花園町線	南堀端町～湊町５丁目	40	0.4
35	愛媛県	主要地方道松山港線	大手町１丁目～大手町２丁目	36	0.5
36	松山市	市道千舟町高岡線	千舟町１丁目～南江戸３丁目	20	2.9
37	愛媛県	主要地方道松山空港線	南江戸３丁目～南吉田町	28	4.1
38	松山市	市道三番町線	錦町～三番町８丁目	15	2.3
39	愛媛県	一般県道松山川内線	此花町～築山町	15	0.4
40	松山市	市道中之川通線	築山町～湊町４丁目	35	1.6
41	愛媛県	一般県道松山市停車場線	千舟町５丁目～湊町４丁目	20	0.2
42	松山市	市道一番町立花線	大街道３丁目～河原町	15	1.4
43	松山市	市道裁判所前南柳井町線	一番町３丁目～柳井町２丁目	15	1.0
44	愛媛県	主要地方道伊予松山港線	三津３丁目～須賀町	12	0.4
45	愛媛県	主要地方道伊予松山港線	須賀町～北吉田町	25	1.9
46	愛媛県	主要地方道伊予松山港線	北吉田町～北吉田町	10	1.4
47	松山市	市道大可賀道後松山港線	祇川１丁目～須賀町	30	0.6
48	愛媛県	主要地方道伊予松山港線	北吉田町～南吉田町	10	0.4
49	松山市	市道市役所前天山線	南堀端町～千舟町５丁目	20	0.3
50	松山市	市道樽味溝辺線	枝松１丁目～溝辺町	16	2.0
51	松山市	市道桑原１８４号線	中村２丁目～桑原４丁目	18	1.5
52	松山市	市道北条北中線	土手内～中西外	16	1.0
53	松山市	鮒屋町護国神社前線	道後樋又～一番町２丁目	12～15	1.2
54	松山市	鮒屋町中村橋線	一番町２丁目～北立花町	12	0.8
55	松山市	堀之内山越線	平和通５丁目～高砂町３丁目	12	0.5
56	松山市	本町宝塔寺線	本町３丁目～宮西１丁目	12	0.6
57	愛媛県	一般県道砥部伊予松山線	清住１丁目～大可賀１丁目	12	0.6
58	愛媛県	一般県道六軒家石手線	道後湯之町～道後姫塚	12～16	0.6
59	国 愛媛県 松山市	松山市外環状道路 （インター線）	余戸南２丁目～北井門２丁目	60	4.8
60	愛媛県	国道３１７号	持田町２丁目～持田町１丁目	18	0.6
61	松山市	市道石井２５２号線、市道石井４１３号線	古川南１丁目～古川南３丁目	20	0.6
62	松山市	市道石井３９４号線、市道石井２７２号線	古川北２丁目	16	0.4
合　　計				－	126.8

資料〔２・12・４〕　防災備蓄倉庫

No.	名　称	所在地	構造	延面積	備考
1	松山市防災備蓄倉庫 （北部地区）	馬木町2226	鉄骨造 ２階建	237㎡	城北支署敷地内
2	松山市防災備蓄倉庫 （西部地区）	富久町277	ＲＣ造 ２階建	215㎡	西部支署敷地内
3	松山市防災備蓄倉庫 （東部地区）	上市1丁目3-50	ＲＣ造 ２階建	206㎡	
4	松山中央公園防災倉庫	市坪西町	ＳＲＣ造	200㎡	球場内１階の 一部分を占用
5	松山市水防センター	松山市森松町地先	鉄骨造 ２階建	400㎡	

資料〔２・12・５〕　災害用備蓄物資整備状況

（令和６年10月時点）

区　分	品　　名	備　蓄　量
食　料　品	缶詰食品	４，３１０食
	乾燥米等	１０４，６１８食
	レトルト食品	１４，２８０食
	その他	２１，２７１食
	合　　計	１４４，４７９食
乳幼児向け食品	液体ミルク	３６０缶
	キューブミルク【１袋５個入（27g）　24袋】	１００ｾｯﾄ
生活必需品	毛布	２４，０７５枚
	紙おむつ（乳幼児用）	１７，４０２枚
	紙おむつ（大人用）	４，９８０枚
	生理用品	４７，４２７枚
	日用品セット　※１	４９，８５８ｾｯﾄ
衛生用品	手指消毒剤	１，３２６本
	からだ拭きボディータオル(30枚/個)	５６０個
	入れ歯洗浄剤	３００個
医 薬 品 等	多人数用救急箱（50人用）　※２	１７４箱
その他	簡易トイレ	５，０２０個
	担架	９２台
	ブルーシート	６，３８６枚
	非常用飲料水袋	２９，０５０枚
	カセットコンロ	４９５個
	哺乳瓶	１，５３４本
炊　飯　器	多人数用炊飯器	３台
飲　料　水	長期保存水（500ml入ペットボトル）	８４，６１３本
	飲料水兼用型耐震性貯水槽	
	新玉小学校	５０，０００ℓ
	勝山中学校	１００，０００ℓ
	道後中学校	１００，０００ℓ
	雄郡小学校	１００，０００ℓ
	合　　計	３５０，０００ℓ

※1　日用品ｾｯﾄ内容品

タオル1・ポケットティッシュ1・石けん1・歯ブラシ1・歯磨きチューブ2個

※2　多人数用救急箱内容品(囲い部 → 医薬品表示)

殺菌消毒液・止血帯・副木・体温計・ガーゼ・医療用救急絆創膏・救急絆創膏・帯状絆創膏・清浄綿・湿布薬・紙絆創膏・救急包帯・伸縮包帯・救急三角巾・簡易マスク・アルミ製大型ケース

資料〔２・12・６〕　災害時における物資供給協力に関する協定

松山市(以下「甲」という。)と○○○(以下「乙」という。)は、松山市域に地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)の物資供給の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時に相互に協力して物資の安定供給を行うことにより、市民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物資の供給について協力を要請することができる。

（協力実施）

第３条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有物資の優先供給に対する協力に積極的に努めるものとする。

（物資の範囲）

第４条　甲が乙に供給を要請する物資は、食糧品及び日用品等とし、乙が保有する物資とする。

（要請手続等）

第５条　第２条の要請は、供給協力要請書（別紙様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、事後文書を提出するものとする。

（物資の運搬）

第６条　物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じ乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（費用）

第７条　乙が供給した商品及び運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、乙が物資の供給及び運搬終了後、乙の提出する納品書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

（報告）

第８条　甲は、乙が保有する物資の在庫品目、数量等について報告を求めることができる。

（その他必要な支援）

第９条　この協定に定める事項のほか、生活物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

（法令の遵守）

第10条　この協定の施行に当っては、関係法令を遵守するものとする。

（協議）

第11条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定める　ものとする。

（有効期間）

第12条　この協定の有効期間は、（以下「協定期間」という。）平成12年３月22日（平成19年７月31日）までとする。ただし、協定期間が満了する１月前までに、甲乙いずれからも相手方に対しこの協定を改正する意思表示がないときは、協定期間が満了の日の翌日からさらに１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各１通を保有する。

平成11年３月23日

甲　松山市二番町４丁目７番地２
松山市
松山市長　田中　誠一

乙　松山市一番町３丁目１番地１
株式会社三越松山店
（現　株式会社松山三越）
店長　曽我部　信晟

乙　松山市湊町５丁目１番地１
株式会社いよてつそごう
（現　株式会社伊予鉄髙島屋）
代表取締役社長　武井　正

乙　松山市宮西１丁目２番１号
株式会社フジ
代表取締役社長　時任　紀邦

乙　松山市朝生田町３丁目１番12号
えひめ生活共同組合
（現　生活協同組合コープえひめ）
理事長　立川　百恵

乙　松山市三番町８丁目325番地１
株式会社松山生協
代表取締役社長　一色　政光

平成18年８月１日

甲　松山市二番町４丁目７番地２
松山市
松山市長　中村　時広

乙　大阪市福島区海老江１丁目１番地２３号
イオン株式会社西日本カンパニー
（イオン株式会社ジャスコ松山店）
支社長　築城　政雄

様　式

松山市発　　号

平成　　年　　月　　日

様

松山市長

災害時における物資の供給協力要請書

次のとおり、物資の供給協力を要請します。

品　　目	規格・単位	数　　量	場　　所	納期	備　　考

担当　松山市

部　　班

担当者　　印

災害時等の物資の供給等に関する協定書

株式会社マルヨシセンター（以下「甲」という。）と松山市（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時等の物資の供給等に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、乙の区域内で、地震、風水害等の災害その他の危機事象が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲の協力を得て、乙がより速やかにかつ円滑に被災者に物資を供給できるようにすることを目的とする。

（供給の要請）

第２条　乙は、災害時等での応急措置のため、緊急に物資の調達が必要となったときは、品目、数量、場所、期間等を明示した応援要請により甲に物資の供給を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、乙は、電話等により物資の供給を要請し、事後に速やかに要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第３条　甲は、前条の要請を受けたときは、甲の営業に支障のない範囲において、乙に対し、優先的かつ速やかに物資の供給を行うものとする。

（物資の種類）

第４条　甲が乙に供給する物資の種類は、次のとおりとし、甲は乙に対し、災害時等において甲の可能な範囲での供給を行うものとする。

(1)　食料品
(2)　食器類
(3)　日用品
(4)　その他甲の取扱商品

（物資の価格）

第５条　甲が乙に供給した物資の価格は、地震、風水害等の災害その他の危機事象が発生した時または発生するおそれが生じた時の直前の価格を基準とし、甲と乙が協議して決定するものとする。

（物資の引渡）

第６条　物資の引渡場所は、乙が指定するものとし、乙は、当該場所へ職員を派遣し、供給を要請した物資を確認の上、供給を受けるものとする。

２　乙は、甲からの請求に基づき、供給を受けた物資の代金を速やかに支払うものとする。

（車両優先通行の確保）
第７条　乙は、災害時等において甲が物資の配送および供給を行う車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（平常時の活動）
第８条　甲および乙は、本協定に定める事項の円滑な推進に資するため、平時からの情報交換や乙が行う防災訓練を通じての緊急時の問題点の把握等に努めるものとする。

（連絡責任者）
第９条　甲および乙は、要請および協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を選任するものとする。

（有効期間）
第10条　本協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲または乙から文書による本協定の解消の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（協議）
第11条　本協定に定めのない事項または本協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲および乙が協議して決定するものとする。

本協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成２９年１２月　５日

香川県高松市南新町４番地の６
甲　株式会社マルヨシセンター
代表取締役　佐　竹　克　彦

愛媛県松山市二番町四丁目７番地２
乙　松山市
松 山 市 長　野　志　克　仁

災害時における飲料水の提供等に関する協定書

松山市(以下「甲」という。)とダイドードリンコ株式会社西日本第一営業部(以下「乙」という。)、ダイドービバレッジサービス株式会社松山営業所(以下「丙」という。)は、災害時における飲料水(以下「飲料水」という。)の提供の常時設置について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第１条　この協定は、災害時における飲料水の提供について、甲の要請に対する乙の協力その他必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第２条　甲は、 災害対策本部を設置した場合その他必要と認める場合において飲料水を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その製造又は調達が可能な飲料水の供給を要請することができる。

(要請の方法)

第３条　甲は、この協定による要請を行うときは、飲料水発注書(別紙1)をもって行うものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭・電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第４条　前条の要請に基づき、 乙は、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を措置状況報告書(別紙2)により甲に提出するものとする。

(協力の内容)

第５条　乙は、第２条の要請を受けたときは、次に掲げる事項に関し協力するものとする。ただし、数量の上限については、乙が定めるものとする。

(1) 緊急時飲料提供ベンダーの機内在庫製品の無料提供

(2) 飲料水の優先的な供給

(飲料水の運搬、 引き渡し)

第６条　飲料水の引き渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引き渡し場所までの飲料水の運搬は、原則として甲の指定するものが行うものとする。

２　甲は、当該場所に職員を派遣し、飲料水を確認の上引き取るものとする。

(費用負担)

第７条　第５条第２号の規定により乙が供給した飲料水の対価については、甲が負担するものとし、価格は甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用の支払い）
第８条　甲は、乙からの請求に基づき前条に定められた費用を速やかに支払うものとする。

（業務の履行及び連絡窓口）
第９条　本協定の第２条から第６条で定める乙が行う業務は丙が代行し、その他、甲との連絡調整についても丙が行う。

（協議）
第10条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙丙協議して決定するものとする。

（有効期間）
第11条　この協定の有効期間は協定締結から１年間とする。ただし、有効期間満了日の１月前までに、甲乙丙のいずれからも協定解消の申し出がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して１年間延長するものとし、以後もまた同一内容を持つて継続するものとする。
２　前項の解消の申し出は、有効期間満了日の１月前までに相手方に申し出るものとする。

附則
平成20年3月10日付けでダイドードリンコ株式会社中四国支店と締結した「災害時における飲料水の提供等に関する協定」は、廃止する。

本協定の締結を称するため、本書３通を作成し、甲乙丙３者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２９年１２月２８日

甲　愛媛県松山市二番町四丁目７番地２
松山市
松山市長　野　志　克　仁

乙　大阪府大阪市鶴見区諸口6-15-12
ダイドードリンコ株式会社西日本第一営業部
部　長　岩　田　彰　男

丙　愛媛県松山市古川西2-3-30
ダイドービバレッジサービス株式会社松山営業所
所　長　宮　本　定　和

別紙１

飲　料　水　発　注　書

第　　号
年　　月　　日

（法人名）
（代表者）　　様

松山市長

災害時における飲料水の調達の要請について

災害時における飲料水の提供に関する協定第３条の規定に基づき、下記のとおり要請します。
なお、本要請に対する措置の状況を同協定第４条に定める措置状況報告書により報告願います。

記

要請する飲料水

調達要請期間	調達要請数量	引渡し希望場所
年　月　日から 年　月　日まで	箱	

（注）調達要請数量は、一日あたりの数量とする。

別紙２

措　置　状　況　報　告　書

年　　月　　日

（あて先）
　松山市長

（法人名）
（代表者）

災害時における飲料水の提供に関する協定第４条の規定に基づき、当社の措置の状況を下記のとおり報告します。

記

１　調達可能数量等

調達要請期間	調達要請数量	引渡し希望場所
年　　月　　日から 年　　月　　日まで	箱	

２　物資の引渡し場所及び方法（いずれかに○をつける）

①　松山市の引渡し希望場所まで当社が搬入する。

②　当社が指定する場所で松山市に引き渡す。

③　その他

運搬方法（陸路・空路・海路）

災害時等の物資の供給に関する協定書

松山市（以下「甲」という。）と株式会社ぞっこん四国（以下「乙」という。）は，災害時等での物資の供給に関し，次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は，甲の区域内で地震，風水害等の災害その他の危機事象が発生し，又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において，甲と乙が市民生活の早期安定を図るため相互に協力して行う物資の供給に関し必要な事項を定めるものとする。

（物資の供給要請等）

第2条 甲は，災害時等において，物資を調達する必要があると認めるときは，乙に対し，第3項に規定する物資の供給を要請するものとし，乙は，甲に対する当該物資の優先供給に努めるものとする。

2 前項の要請は，別紙1「物資供給要請書」により行うものとする。ただし，甲が急を要するときは，電話その他の連絡手段を使用して要請できることとし，事後において速やかに要請書を提出するものとする。

3 乙が供給できる物資の種別は次のとおりとし，その数量は，現に乙が備蓄保有するもの又は調達確保できる範囲のものとする。

(1) 飲料水，ウォーターサーバー

(2) その他乙が保有する物資

（報告）

第3条 乙は，前条の要請に基づき物資の供給を実施したときは，別紙2「物資供給実施報告書」により甲に報告するものとする。

（物資の引渡し等）

第4条 物資の引渡し場所は，甲が指定するものとし，その引渡し場所までの物資の運搬は，原則として乙が行うものとする。

（物資の価格）

第5条 乙が供給する物資の価格は，災害の発生した直前の価格を基準とし，甲乙が協議の上，決定するものとする。

（代金等の支払）

第6条 乙が供給した物資の代金及び乙が運搬等に要した費用は，甲が負担するものとする。ただし，甲乙が災害時等ごとに事前に協議して定めた数量までの物資の代金及び運搬等に要した費用は，乙の負担とする。

2 前項に規定する代金及び費用は，乙からの適正な請求書を甲が受理した日から30日以内に甲が乙に支払うものとする。

（車両優先通行の確保）
第7条 甲は，乙が物資等の運搬及び供給を行う車両が優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（連絡先等の指定）
第8条 甲及び乙は，支援要請の手続を円滑に行うため，事前に連絡先等を定め，文書で相互に報告するものとする。
2 甲及び乙は，前項の連絡先等に変更が生じたときは，速やかに相手方に文書で報告するものとする。

（協議事項）
第9条 本協定に定めのない事項又は本協定の実施に当たり疑義が生じた事項は，その都度，甲乙協議して解決を図るものとする。

（有効期間）
第10条 本協定の有効期間は，協定締結の日から1年間とする。ただし，甲又は乙から書面による協定解消の申出がないときは，有効期間満了日の翌日から更に1年間延長するものとし，以後も同様とする。

本協定の締結を証するため，本書2通を作成し，甲乙それぞれ記名押印の上，各自1通を保有するものとする。

令和　年　月　日

甲 松山市二番町四丁目7番地2
松山市長 野 志 克 仁

乙 松山市道後喜多町8番8号
道後山本ビル
株式会社ぞっこん四国
代表取締役 宇 都 宮 正 直

別紙1 物資供給要請書(第2条関係)

第　　号

年　月　日

(法人名)

(代表者)　　様

松山市長

物資の供給について(要請)

「災害時等の物資の供給に関する協定」第2条の規定に基づき，次のとおり要請します。

なお，この要請に対する実施状況について，本協定第3条に定める物資供給実施報告書により報告をお願いします。

記

供給を要請する物資

要請期間	要請品目	要請数量	引渡し指定場所
月　日 ～ 月　日			

問い合わせ先(　　)

担当

電話

Eメール

ファクシミリ

別紙2 物資供給実施報告書(第3条関係)

年　月　日

(宛先)松山市長

(法人名)
(代表者)

物資供給の実施について(報告)

年　月　日付第　号で要請のあったことについて，物資供給を実施したので，「災害時等の物資の供給に関する協定」第3条の規定により，次のとおり報告します。

記

実施状況

要請期間	要請品目	要請数量	引渡し指定場所
月　日 ～ 月　日			

問い合わせ先(　　)
担当
電話
Eメール
ファクシミリ

資料〔２・12・７〕　全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定

（目的）

第１条　この協定は、全国中央卸売市場協会に加盟する中央卸売市場を開設する都市で次に掲げる災害が発生し、災害を受けた都市（ 以下「被災都市」という。）の中央卸売市場開設者（以下「甲」という。）が独自では生鮮食料品を被災都市の住民に十分供給できない場合において、災害を受けていない都市の中央卸売市場開設者（以下「乙」という。）が友愛的精神に基づき、相互に救援協力し、緊急・応急措置として、被災都市における生鮮食料品の確保及び市場機能の復旧対策を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（１）　災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害

（２）　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害

（３）　その他災害で、被災都市への応援が必要とされる場合

（応援の種類）

第２条　応援の種類は、次のとおりとする。

（１）　被災都市の住民に供給する生鮮食料品の提供

（２）　被災都市の住民に供給する生鮮食料品の提供に係る搬送

２　前項に定める応援のほか、次に掲げる応援の実現に努めることとする。

（１）　被災都市の市場事業の継続のために必要な資機材、物資等のあっせん又は提供

（２）　前各号に掲げるもののほか、特に要請があったもの

（応援要請と情報収集）

第３条　甲は、次に掲げる事項を明らかにして、第７条に定める連絡担当部局を通じ、電話、ファクシミリまたは電子メール等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

（１）　被害の状況

（２）　前条第1項第１号に掲げる応援を要請する場合においては、その品名及び数量

（３）　前条第1項第２号に掲げる応援を要請する場合においては、被害の状況に応じた有効な搬送手段

（４）　前条第２項第１号に掲げる応援を要請する場合においては、資機材、物資等の品名、数量等

（５）　応援を要する中央卸売市場の特定及び当該市場への経路

（６）　応援の期間

（７）　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

２　前項の規定に関わらず、乙は円滑な相互応援の実施に資するため、甲の被害の状況、交通状況等に関する情報収集に努めるものとする。

（協定の遵守）

第４条　乙は、極力要請に応じ、その応援活動に努めるものとする。

（生鮮食料品の応援供給の方法）

第５条　乙は、第２条第１項第１号及び第２号に掲げる応援の要請を受けた場合においては、甲との連絡調整のもと、それぞれが開設する中央卸売市場の事業者間による応援供給の実現に努める。ただし、特別な事由により開設者自らが応援供給の相手方となることを妨げない。

（応援経費の負担）
第６条　第２条第１項第１号及び第２号に掲げる応援に要した経費は、当該事業者間の決済により精算するものとする。ただし、特別な事由により甲が負担すること、または甲と乙による決済で精算することを妨げない。
２　第２条第２項第１号及び第２号に掲げる応援に要した経費は、甲の負担とする。ただし、乙の自主的な応援に伴う経費は、乙の負担とする。

（連絡担当部局）
第７条　この協定を締結する中央卸売市場の開設者は、相互応援のための連絡担当部局をあらかじめ定め、災害が発生した時は、速やかに相互に連絡をとるものとする。

（協議）
第８条　この協定の実施に関し必要な事項は別に定める。また、この協定に定めない事項は、この協定を締結する中央卸売市場の開設者が協議して決定する。

（協定の効力）
第９条　この協定は、全国中央卸売市場協会に加盟する会員都市を前提に締結するものである。よって、会員から脱退したときは、協定の効力は当然に失うものとする。

上記協定締結の証として本協定書を作成し、全国中央卸売市場協会会長及び各支部の支部長が記名押印し、全国中央卸売市場協会で保有するとともに、各中央卸売市場の開設者に対しその写しを交付するものとする。

附　則
この協定は、平成２４年９月１日から効力を生ずる。
平成２０年９月１日に締結された協定は、これを廃止する。

平成２４年　９月　１日

全国中央卸売市場協会	会　長	塚本 直之
全国中央卸売市場協会北海道・東北支部	支部長	元木　朗
全国中央卸売市場協会関東支部	支部長	塚本 直之
全国中央卸売市場協会東海・北陸支部	支部長	千田 博之
全国中央卸売市場協会近畿支部	支部長	小倉 健宏
全国中央卸売市場協会中国・四国支部	支部長	中川 剛彦
全国中央卸売市場協会九州支部	支部長	戸越　剛

資料〔２・12・８〕　災害時における応急対策業務の協力に関する協定

松山市（以下「甲」という。）と社団法人愛媛県エルピーガス協会松山支部（以下「乙」という。）は，災害時において甲が行う応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関する乙の協力について，次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は，災害時における応急対策業務について，甲が乙の協力を得て，迅速かつ的確に実施できるよう，必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（要請）

第２条　甲は，災害対策本部を設置した場合，その他応急対策業務を実施する必要があると認めたときは，乙に対し，調達が可能な資材の供給を要請することができる。

２　前項の要請があった場合，乙は，特別の理由がない限り協力するものとする。

３　甲は，この協定による要請を行うときは，災害協力支援要請書（様式１）をもって行うものとする。ただし，緊急を要するときは，口頭，電話等により要請することができるものとし，後日速やかに文書を提出するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第３条　前条の要請に基づき，乙は，その要請事項を実施するための措置をとるとともに，その措置の状況を措置状況報告書（様式２）により甲に提出するものとする。

（応急対策業務の内容）

第４条　乙は，第２条の要請を受けたときは，次に掲げる事項に関し，協力するものとする。ただし，数量の上限については，乙が定めるものとする。

（１）避難所に対し必要なＬＰガスボンベの供給

（２）避難所に対し協会員が所有する炊き出し用資材の貸出し。

（３）その他甲が必要とする支援業務で，乙が可能な支援協力。

（応急対策資材の運搬）

第５条　資材の搬入場所については，甲が状況に応じ指定するものとし，運搬は，原則として乙が行うものとする。ただし，乙の運搬が困難な場合は，別に甲の指定するものが行うものとする。

（費用負担）

第６条　乙が供給したＬＰガスの対価については，甲が負担するものとし，価格は甲乙協議の上決定する。ただし，貸出し資材は無償とする。

２　乙が行った運搬に係る費用は，乙による通常の配送業務と同様とみなし，原則として乙が負担するものとする。ただし，乙の通常業務から著しく逸脱すると認められる場合は，甲が負担するものとする。

（費用の支払い）

第７条　甲は，乙からの請求に基づき，前条の規定により定められた費用を速やかに支払うものとする。

（担当者等の報告）

第８条　乙は，この協定に係る災害時の連絡先または担当者が変更された場合は連絡先報告書（様式３）により速やかに報告するものとする。

（地区別緊急体制実施要綱の作成）

第９条　乙はこの協定に基づく応急対策業務を行うために必要な細部の事項については，各地区別の緊急体制実施要綱を定めるものとする。

（協議）

第10条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については，その都度，甲乙協議して決定するものとする。

（有効期間）

第11条　この協定の有効期間は協定締結の日から１年間とする。ただし，有効期間満了日の1月前までに，双方いずれからも協定解消の申出がないときは，当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし，以後もまた同一内容をもって継続するものとする。

２　前項の解消の申出は，有効期間満了日の１月前までに相手方に申し出るものとする。

本協定の締結を証するため，本書２通を作成し，甲乙両者記名押印の上，各自その１通を保有するものとする。

平成１９年１２月１８日

甲　愛媛県松山市二番町四丁目7番地２

松山市長　　中　村　　時　広

乙　愛媛県松山市三番町４丁目１０番１
愛媛県エルピーガス協会松山支部

支部長　　河　野　　静　夫

様式１

災 害 協 力 支 援 要 請 書

第　号

年　　月　　日

愛媛県ＬＰガス協会松山支部

（代表者名）

様

松山市長

災害時における協力要請について

災害時における応急物資の提供に関する協定第２条の規定に基づき，下記のとおり要請します。なお，本要請に対する措置の状況を，同協定第３条に定める措置状況報告書により報告願います。

記

１　要請内容

２　要請場所

３　要請する応急資器材

資材要請予定期間	資材名・要請数量等	搬入場所
年　　月　　日から 年　　月　　日まで		

４　その他必要事項

（注）資材要請数量は，避難所あたりの数量とする。

様式２

措 置 状 況 報 告 書

年　月　日

（あて先）
　松山市長

愛媛県ＬＰガス協会松山支部
（代表者）
（業者名）

「災害時における応急対策業務の協力に関する協定書」第３条の規定に基づき，協会支部の措置状況を下記のとおり報告します。

記

１　措置状況内容

２　措置対応場所

３　応急物資使用資材状況

資材使用期間	資材名・使用数量	用　途
年　月　日から 年　月　日まで		

４　処置状況（必要であれば図面又は写真を添付）

５　その他必要事項

様式３

担 当 者 連 絡 先 報 告 書

年　　月　　日

様

「災害時における応急対策業務の協力に関する協定書」第８条の規定に基づき，緊急時の各支部連絡先及び担当者名を下記のとおり報告します。

記

地区代表業者	担当業者	担当者	緊急連絡先・ＦＡＸ等
			ＴＥＬ ＦＡＸ 携帯等
			ＴＥＬ ＦＡＸ 携帯等
			ＴＥＬ ＦＡＸ 携帯等
			ＴＥＬ ＦＡＸ 携帯等

（注）電話・ＦＡＸ・携帯等については緊急時に連絡使用するものです。

災害時における応急対策業務の協力に関する協定書

松山市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社愛媛支店（以下「乙」という。）は、災害時において甲が行う応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関する乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時における応急対策業務について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害対策本部を設置した場合、その他応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に対し、協力を要請することができる。

２　前項の要請があった場合、乙は、可能な範囲内において、これに協力するものとする。

３　甲は、この協定による要請を行うときは、災害協力支援要請書（様式１）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（協力の内容）

第３条　乙は、第２条の要請を受けたときは、次に掲げる事項に関し協力するものとする。

（１）乙が所有管理し、指定する社宅の空き室を、被災住民に対し、一時的に提供すること。

（２）乙が所有管理し、指定するビルの屋上を、避難住民に対し、一時的な避難場所として提供すること。

（３）乙が所有管理し、指定するビルのフロアを、甲に対し、活動支援場所として、一時的に提供すること。

（４）その他前記各号に定めのない事項で、甲の要請により乙が協力できること。

（要請に基づく乙の措置）

第４条　第２条の要請に基づき、乙は、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を措置状況報告書(様式２)により、甲に提出するものとする。

（細目の作成）

第５条　この協定に基づく応急対策業務を行うために必要な細部の事項については、別途細目を定めるものとする。

（協議）

第６条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議し誠意をもって決定するものとする。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は協定締結の日から１年間とする。ただし、有効期間満了日の1ヶ月前まで、双方いずれからも別段の通知がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して１年間延長するものとし、以後もまた同一内容をもって継続するものとする。

２　前項の通知は、有効期間満了日の１ヶ月前までに相手方に文書により申し出るものとする。

本協定の締結を証とするため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成１９年１２月１８日

甲　愛媛県松山市二番町四丁目7番地２

松山市長　　中　村　　時　広

乙　愛媛県松山市一番町四丁目３番地
西日本電信電話株式会社

愛媛支店長　　酒　井　紀　雄

様式１

災害協力支援要請書

第　号
年　　月　　日

西日本電信電話株式会社
愛媛支店長　　様

松山市長

災害時における協力支援の要請について

「災害時における応急対策業務の協力に関する協定書」第２条の規定に基づき、下記のとおり要請します。なお、本要請に対する措置の状況を、同協定第４条に定める措置状況報告書により報告願います。

記

１　要請理由

２　要請内容

３　要請期間
年　　月　　日　　から　　年　　月　　日

４　その他必要事項

様式２

措 置 状 況 報 告 書

年　月　日

（あて先）
松山市長　　様

西日本電信電話株式会社
愛媛支店長

「災害時における応急対策業務の協力に関する協定書」第４条の規定に基づき、措置の状況を下記のとおり報告します。

記

１　措置内容

２　措置状況

３　措置期間
年　月　日　から　年　月　日

４　その他必要事項

災害時における応急対策業務の協力に関する協定書

松山市（以下「甲」という。）と日本労働組合総連合会愛媛県連合会（略称：連合愛媛、以下「乙」という。）は，災害時において甲が行う応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関する乙の協力について，次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は，災害時における応急対策業務について，甲が乙の協力を得て，迅速かつ的確に実施できるよう，必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第２条　甲は，災害対策本部を設置した場合，その他応急対策業務を実施する必要があると認めたときは，乙に対し，協力を要請することができる。

２　前項の要請があった場合，乙は，可能な範囲内において，これに協力するものとする。

３　甲は，この協定による要請を行うときは，災害協力支援要請書（様式１）をもって行うものとする。ただし，緊急を要するときは，口頭，電話等により要請することができるものとし，後日速やかに文書を提出するものとする。

（協力の内容）

第３条　乙は，第２条の要請を受けたときは，次に掲げる事項に関し，協力するものとする。

（１）松山市災害ボランティアセンターとの協働連携の実施に関すること。

（２）被災者への生活支援物資の調達に関すること。

（３）地域の道路被災状況の収集に関すること。

（４）その他甲が必要とする業務で乙が協力可能な業務に関すること。

（要請による措置）

第４条　前条の要請に基づき，乙は，その要請事項を実施するための措置をとるとともに，その措置の状況を措置状況報告書(様式２)により甲に提出するものとする。

（協議）

第５条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については，その都度，甲乙協議して決定するものとする。

（有効期間）

第６条　この協定の有効期間は協定締結の日から１年間とする。ただし，有効期間満了日の1月前までに，双方いずれからも協定解消の申出がないときは，当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし，以後もまた同一内容をもって継続するものとする。

２　前項の解消の申出は，有効期間満了日の１月前までに相手方に申し出るものとする。

本協定の締結を証するため，本書２通を作成し，甲乙両者記名押印の上，各自その１通を保有するものとする。

平成１９年１２月１８日

甲　愛媛県松山市二番町四丁目７番地２

松山市長　　中　村　　時　広

乙　愛媛県松山市宮田町１３２

日本労働組合総連合会愛媛県連合会

会長　　木　原　　忠　幸

様式１

災 害 協 力 支 援 要 請 書

第　号

年　　月　　日

日本労働組合総連合会愛媛県連合会
会長　（代表者名）　　様

松山市長

災 害 協 力 支 援 に つ い て

「災害時における応急対策業務の協力に関する協定書」第２条の規定に基づき，下記のとおり要請します。

記

１　災害の状況及び協力を要請する理由

２　協力を要請する内容、数量及び場所

（１）協力内容及び予定期間

（２）物資・数量・人員等

（３）協力・活動場所

（４）その他

３　連絡先及び担当者

（注）協力支援要請は,一箇所あたりの要請内容とする。

様式２

措 置 状 況 報 告 書

年　月　日

（あて先）

松山市

日本労働組合総連合会愛媛県連合会

（代表者名）

「災害時における応急対策業務の協力に関する協定書」第４条の規定に基づき，措置の状況を下記のとおり報告します。

記

１　災害状況

２　措置内容及び場所

（１）措置内容

（２）措置状況（物資・数量・人員等）

（３）場所

（４）その他

３　連絡先及び報告担当者

災害時における応急対策業務の協力に関する協定書

松山市（以下「甲」という。）と松山市電設業協会（以下「乙」という。）は，災害時において甲が行う応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関する乙の協力について，次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は，災害時における応急対策業務について，甲が乙の協力を得て，迅速かつ的確に実施できるよう，必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第２条　甲は，災害対策本部を設置した場合，その他応急対策業務を実施する必要があると認めたときは，乙に対し，協力を要請することができる。

２　前項の要請があった場合，乙は，可能な範囲内において，これに協力するものとする。

３　甲は，この協定による要請を行うときは，災害協力支援要請書（様式１）をもって行うものとする。ただし，緊急を要するときは，口頭，電話等により要請することができるものとし，後日速やかに文書を提出するものとする。

（協力の内容）

第３条　乙は，第２条の要請を受けたときは，次に掲げる事項に関し，協力するものとする。

（１）避難場所に対する，乙が所有する電設資器材等の提供。

（２）避難所の，電気設備の応急点検に関すること。

（３）その他甲が必要と認める，乙の可能な応急対策業務に関すること。

（費用負担）

第４条　前条に規定する応急対策業務の実施に要した費用は，乙が負担するものとする。ただし，特異な事象が生じた場合は甲乙協議の上，費用負担について決定するものとする。

（災害補償）

第５条　第2条の規定により，応急対策業務に従事した者が，負傷し，疾病にかかり，又は死亡した場合の補償は，「労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）」の適用がない場合には，次に掲げる場合を除き，「松山市消防団員等公務災害補償条例（昭和４1年条例第34号）」を適用する。

（１）当該従事者の故意又は重大な過失による場合。

（２）　当該負傷，疾病又は死亡が，第三者の行為による場合。

（３）その他応急対策業務の実施に起因しない負傷など，補償することが適　　当でない場合。

（協議及び情報の交換）

第６条　この協定に定めのない事項，又はこの協定に関して疑義が生じた事項については，その都度，甲乙協議して決定するとともに，必要に応じて情報の交換をすることができる。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は協定締結の日から１年間とする。ただし，有効期間満了日の1月前までに，双方いずれからも協定解消の申出がないときは，当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし，以後もまた同一内容をもって継続するものとする。

２　前項の解消の申出は，有効期間満了日の１月前までに相手方に申し出るものとする。

本協定の締結を証するため，本書２通を作成し，甲乙両者記名押印の上，各自その１通を保有するものとする。

平成１９年１２月１８日

甲　愛媛県松山市二番町四丁目7番地２

松山市長　　中　村　　時　広

乙　愛媛県松山市永代町４－５サンハイム松山

松山市電設業協会

会長　　松　田　　和　幸

様式１

災 害 支 援 協 力 要 請 書

第　号

年　　月　　日

松山市電設業協会

（代表者）　　様

松山市長

災害時における応急対策業務の協力要請について

「災害時における応急対策業務の協定に関する協定書」第２条の規定に基づき，下記のとおり要請します。

記

１　要請内容

２　要請場所

要請予定期間	要請資器材	数量	要請人員
年　　月　　日から 年　　月　　日まで			

３　その他の必要事項

※　（注）要請数量は，指定場所あたりの数量とする。

災害時における応急対策業務の協力に関する協定書

松山市（以下「甲」という。）とえひめ中央農業協同組合（以下「乙」という。）は，災害時において甲が行う応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関する乙の協力について，次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は，災害時における応急対策業務について，甲が乙の協力を得て，迅速かつ的確に実施できるよう，必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（要請）

第２条　甲は，災害対策本部を設置した場合その他応急対策業務を実施する必要があると認めたときは，乙に対し，協力を要請することができる。

２　前項の規定による要請があった場合において，乙は特別の理由がない限り協力するものとする。

３　甲は，第１項の規定により協力を要請するときは，災害支援協力要請書（様式１）により行うものとする。ただし，緊急を要するときは，口頭，電話等により要請することができるものとし，後日速やかに災害支援協力要請書を提出するものとする。

（応急対策業務の内容）

第３条　乙は，前条の規定による要請を受けたときは，次に掲げる事項に関し，乙が可能な範囲内において協力するものとする。

(1) 避難所への食料品，日用品等の供給に関すること。

(2) ガソリン，灯油等の供給に関すること。

(3) その他甲が必要とする業務で乙が協力可能な業務に関すること。

（要請に基づく措置）

第４条　乙は，第２条の規定による要請を受けたときは，その要請事項を実施するための措置をとるとともに，その措置の状況を措置状況報告書（様式２）により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第５条　乙が供給した物資等の対価については，甲が負担するものとし，価格は災害発生時直前における適正価格を基準として，甲乙協議の上，決定するものとする。

２　乙が行った運搬に係る費用は，乙による通常の配送業務と同様とみなし，原則として乙が負担するものとする。ただし，乙の通常業務から著しく逸脱すると認められる場合は，甲が負担するものとする。

（費用の支払い）

第６条　甲は，乙からの請求に基づき，前条の規定により定められた費用を速やかに支払うものとする。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については，その都度，甲乙協議して決定するものとする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は，協定締結の日から１年間とする。ただし，有効期間満了日の１月前までに双方いずれからも協定解消の申出がないときは，当該有効期間満了日の翌日から起算して１年間延長するものとし，以後も同様とする。

本協定の締結を証するため，本書２通を作成し，甲乙記名押印の上，各自その１通を保有するものとする。

平成２１年９月５日

甲　愛媛県松山市二番町四丁目７番地２

松山市長　　中　村　　時　広

乙　愛媛県松山市千舟町８丁目１２８番地１
えひめ中央農業協同組合
代表理事理事長　　三　好　　功

様式１

災　害　支　援　協　力　要　請　書

第　号

年　　月　　日

えひめ中央農業協同組合
代表理事理事長　　様

松山市長

災害時における協力要請について

災害時における応急対策業務の協力に関する協定第２条の規定に基づき，下記のとおり要請します。なお，本要請に対する措置の状況を，同協定第４条に定める措置状況報告書により報告願います。

記

１　災害の状況及び協力を要請する理由

２　協力を要請する内容，数量，場所等

(1) 協力内容及び予定期間

(2) 物資，数量，人員等

(3) 協力及び活動の場所

(4) その他

３　連絡先及び担当者

（注）支援協力要請は，一箇所あたりの要請内容とする。

様式２

措 置 状 況 報 告 書

年　月　日

（あて先）

松山市長

松山市千舟町８丁目１２８番地１

えひめ中央農業協同組合

代表理事理事長

災害時における応急対策業務の協力に関する協定第４条の規定に基づき，措置の状況を下記のとおり報告します。

記

１　災害状況

２　措置内容及び場所

(1) 措置内容（物資，数量，人員等）

(2) 場所

(3) その他

３　連絡先及び報告担当者

災害時における応急対策業務の協力に関する協定書

松山市（以下「甲」という。）とマックスバリュ西日本株式会社（以下「乙」という。） は、松山市域に地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の応急対策業務の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時に相互に協力して物資の安定供給等を行うことにより、市民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（協力要請）

第２条　災害時において、甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

（１）災害時の物資確保のため、乙の保有する物資を供給すること。

（２）乙の店舗の駐車場を、被災者に対する一時避難場所等として提供すること。

（要請事項の措置）

第３条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、営業に支障がない範囲において、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（物資の範囲）

第４条　甲が乙に供給を要請する物資は、食糧品及び日用品等とし、乙が保有するものとする。

（要請手続）

第５条　第２条第１号に掲げる事項の要請は、供給協力要請書（別紙様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、事後において供給協力要請書を提出するものとする。

（物資の運搬）

第６条　物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じ、乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（費用）

第７条　乙が供給した物資及び運搬に要した費用については、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、物資の供給及び運搬終了後、乙の提出する納品書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

（報告）

第８条　甲は、乙が保有する物資の品目、数量等について報告を求めることができる。

（その他必要な支援）

第９条　第４条に規定する物資のほか、被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

（防災訓練等）

第１０条　乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、甲が実施する防災訓練への参加等に努めるとともに、平常時における甲の防災啓発事業の推進に協力するものとする。

（協議）

第１１条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１２条　この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から平成２２年　月　日までとする。ただし、協定期間が満了する１月前までに、甲乙いずれからも相手方に対しこの協定を解消又は改正する意思表示がないときは、協定期間の満了の日の翌日からさらに１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成２２年２月２６日

甲　愛媛県松山市二番町四丁目７番地２
　　松山市
　　松山市長　中　村　　時　広

乙　兵庫県姫路市北条口四丁目４番地
　　マックスバリュ西日本株式会社
　　代表取締役社長　藤　本　　昭

松山市発　　号

平成　　年　　月　　日

様

松山市長

災害時における物資の供給協力要請書

次のとおり、物資の供給協力を要請します。

品　　目	規格・単位	数　　量	場　　所	納　　期	備　　考

担当　松山市

部　　班

担当者　　印

災害時等における応急対策業務の協力に関する協定

松山市（以下「甲」という。）と松山電気工事協同組合（以下「乙」という。）及び愛媛県電気工事工業組合（以下「丙」という。）は、地震、風水害等の災害その他の危機事象が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において甲が行う応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関する乙及び丙の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定（以下「本協定」という。）は、災害時等における応急対策業務について、甲が乙及び丙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時等において、応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、次に掲げる業務に関し乙に協力を要請することができる。

（１）避難場所に対する電気関係資機材等の提供

（２）避難所の電気設備の応急点検

（３）前２号に掲げるもののほか、甲が必要とする応急対策業務

２　乙は、前項の要請を受けたときは、可能な範囲内においてこれに協力するものとする。この場合において、乙のみで業務を実施することが困難なときは、乙は、丙に連絡し、協力を要請することができる。

３　丙は、前項後段の要請を受けたときは、乙と協力して業務を実施するものとする。

４　第１項の要請は、災害協力支援要請書（別記様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、事後において速やかに要請書を提出するものとする。

（費用負担）

第３条　前条第１項の規定により甲が要請した応急対策業務の実施に要した費用は、甲、乙（同条第３項の規定により乙及び丙が協力して業務を実施した場合にあっては、乙及び丙）協議のうえ決定し、災害の発生直前における適正な価格を基準として、甲が負担するものとする。ただし、特異な事象が生じた場合の費用負担については、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

（災害補償）

第４条　第２条第１項の規定により甲が要請した業務に従事した者が、当該業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合において、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）の規定を適用することができないときは、松山市消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年条例第３４号）の規定を適用するものとする。

（協議及び情報の交換）

第５条　本協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙丙協議して決定するものとする。

２　甲、乙及び丙は、本協定が円滑に運用されるよう平素から必要な情報の交換を行うとともに、連絡体制の確立に努めるものとする。

（有効期間）

第６条　本協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、有効期間満了日の１月前までに、甲乙丙いずれからも協定を解消する旨の申し出がないときは、有効期間満了日の翌日から更に１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

２　前項の場合において、協定を解消する旨の申し出をしようとする者は、有効期間満了日の１月前までに、文書をもって他の２者に通知するものとする。

本協定の締結を証するため、本書３通を作成し、甲乙丙の３者が記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成３１年２月２７日

甲　愛媛県松山市二番町四丁目７番地２
　　松山市長　　野志 克仁　　㊞

乙　愛媛県松山市北藤原町一番地１０
　　松山電気工事協同組合
　　理事長　　木村 泰浩　　㊞

丙　愛媛県松山市三番町四丁目７番地７
　　愛媛県電気工事工業組合
　　理事長　　越智　光孝　　㊞

別記様式

災　害　支　援　協　力　要　請　書

第　　号
年　　月　　日

松山電気工事協同組合
理事長　　様

松山市長

災害時等における応急対策業務の協力要請について

「災害時等における応急対策業務の協力に関する協定」第２条第１項の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

１要請内容

２要請場所

要請期間	要請資機材	要請数量	要請人員
年　月　日　から 年　月　日　まで			

３その他の必要事項

※要請数量は、要請場所当たりの数量とする。

資料〔２・12・９〕　食料品等取扱業者一覧表

１　生パン製造業者一覧表

（令和６年10月現在　愛媛県パン協同組合）

業　　者　　名	住　　所	電　話
松山学校給食パン株式会社	古川南１丁目7-22	956-0012
株式会社玉川製パン所	中央２丁目40	925-1868
有限会社内田パン	中央１丁目12－１	989-7262

２　愛媛県醤油味噌協同組合員一覧表

（令和６年10月現在　愛媛県醤油味噌協同組合）

業　　者　　名	住　　所	電　話
株式会社村要本店	住吉２丁目８－11	951-2181
丸木醤油醸造工場	三津１丁目９－20	951-0306
遠藤味噌醤油醸造場	三津２丁目10－30	951-0232
田中屋株式会社	三津３丁目１－33	952-2252
株式会社後藤商店	東石井４丁目17－25	956-1111
忽那本店	柳原140	992-1030
忽那醸造株式会社	北条822	993-0927

資料〔２・12・10〕　給水用資機材の現況

（令和６年10月時点）

種　　別	容量（ﾘｯﾄﾙ）	保有数	所　　管
給水タンク（アルミ）	1,000	21	公営企業局
組立式給水タンク	1,000	43	公営企業局
給水タンク（ポリ）	20	726	公営企業局
給水袋	6	34,000	公営企業局
給水車	2,000	2	公営企業局
水槽車	10,000	6	消　防　局
組立式給水タンク	1,000	5	危機管理課

資料〔２・12・11〕　災害時における飲料水の提供に関する協定

松山市（以下「甲」という。）と四国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は，災害時における飲料水（以下「飲料水」という。）の提供について，次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は，災害時における飲料水の提供について，甲の要請に対する乙の協力その他必要な事項を定めるものとする。
（要請）
第２条　甲は，災害対策本部を設置した場合その他必要と認める場合において，飲料水を調達する必要があると認めるときは，乙に対し，その製造又は調達が可能な飲料水の供給を要請することができる。
（要請の方法）
第３条　甲は，この協定による要請を行うときは，飲料水発注書（別紙１）をもって行うものとする。ただし，緊急を要するときは，口頭，電話等により要請することができるものとし，後日速やかに文書を提出するものとする。
（要請に基づく乙の措置）
第４条　前条の要請に基づき，乙は，その要請事項を実施するための措置をとるとともに，その措置の状況を措置状況報告書(別紙２)により甲に提出するものとする。
（協力の内容）
第５条　乙は，第２条の要請を受けたときは，次に掲げる事項に関し，協力するものとする。ただし，数量の上限については，乙が定めるものとする。
(1) 地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）の機内在庫製品の無償提供
(2) 飲料水の優先的な安定供給
（飲料水の運搬，引渡し）
第６条　飲料水の引渡し場所は，甲が状況に応じ，指定するものとし，引渡し場所までの飲料水の運搬は，原則として乙が行うものとする。ただし，乙の運搬が困難な場合は，別に甲の指定するものが行うものとする。
２　甲は，当該場所に職員を派遣し，飲料水を確認のうえ引き取るものとする。
３　甲は，当該場所への飲料水運搬を乙の指定業者が行うことをあらかじめ承諾する。
（費用負担）
第７条　第５条第２号の規定により乙が供給した飲料水の対価については，甲が負担するものとし，価格は甲乙協議の上，決定するものとする。
２　乙が行った運搬に係る費用は，乙による通常の商品配送業務と同様とみなし，原則として乙が負担するものとする。ただし，乙の通常の商品配送業務から著しく逸脱すると認められる場合は，甲が負担するものとする。
（費用の支払い）
第８条　甲は，乙からの請求に基づき，前条の規定により定められた費用を速やかに支払うものとする。
（協議）
第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については，その都度，甲乙協議して決定するものとする。
（有効期間）
第１０条　この協定の有効期間は協定締結の日から１年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに，双方いずれからも協定解消の申出がないときは，当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし，以後もまた同一内容をもって継続するものとする。
２　前項の解消の申出は，有効期間満了日の１月前までに相手方に申し出るものとする。
本協定の締結を証するため，本書２通を作成し，甲乙両者記名押印の上，各自その１通を保有するものとする。

平成１８年８月７日

甲　愛媛県松山市二番町四丁目7番地２
松山市長　中　村　時　広

乙　香川県高松市春日町１３７８番地
四国コカ・コーラボトリング株式会社
（現　コカ･コーラボトラーズジャパン株式会社愛媛支店）
専務取締役　大　内　　喬

別紙１

飲料水発注書

第　号
年　　月　　日

（法人名）
（代表者）　　様

松山市長

災害時における飲料水の調達の要請について

災害時における飲料水の提供に関する協定第３条の規定に基づき，下記のとおり要請します。なお，本要請に対する措置の状況を，同協定第４条に定める措置状況報告書により報告願います。

記

要請する飲料水

調達要請期間	調達要請数量	引渡し希望場所
年　　月　　日から 年　　月　　日まで	箱	

（注）調達要請数量は、１日あたりの数量とする。

別紙２

措置状況報告書

年　月　日

（あて先）
　松山市長

（法人名）
（代表者）

災害時における飲料水の提供に関する協定第４条の規定に基づき，当社の措置の状況を下記のとおり報告します。

記

１　調達可能数量等

調達要請期間	調達要請数量	引渡し希望場所
年　月　日から 年　月　日まで	箱	

２　物資の引渡し場所及び方法（いずれかに○をつける）

①　松山市の引渡し希望場所まで当社が搬入する。

②　当社が指定する場所で松山市に引き渡す。

③　その他

運搬方法（陸路・空路・海路）

資料〔２・12・12〕　災害時における飲料水の提供等に関する協定書

松山市（以下「甲」という。）とダイドードリンコ株式会社西日本第一営業部（以下「乙」という。）、ダイドービバレッジサービス株式会社松山営業所（以下「丙」という。）は、災害時における飲料水（以下「飲料水」という。）の提供の常時設置について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条　この協定は、災害時における飲料水の提供について、甲の要請に対する乙の協力その他必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条　甲は、災害対策本部を設置した場合その他必要と認める場合において飲料水を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その製造又は調達が可能な飲料水の供給を要請することができる。

（要請の方法）

第3条　甲は、この協定による要請を行うときは、飲料水発注書（別紙１）をもって行

うものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭・電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条　前条の要請に基づき、乙は、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を措置状況報告書（別紙２）により甲に提出するものとする。

（協力の内容）

第5条　乙は、第2条の要請を受けたときは、次に掲げる事項に関し協力するものとする。ただし、数量の上限については、乙が定めるものとする。

（１）緊急時飲料提供ベンダーの機内在庫製品の無料提供

（２）飲料水の優先的な供給

（飲料水の運搬、引き渡し）

第6条　飲料水の引き渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引き渡し場所

までの飲料水の運搬は、原則として甲の指定するものが行うものとする。

２　甲は、当該場所に職員を派遣し、飲料水を確認の上引き取るものとする。

（費用負担）

第7条　第5条第2号の規定により乙が供給した飲料水の対価については、甲が負担するものとし、価格は甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用の支払い）

第8条　甲は、乙からの請求に基づき前条に定められた費用を速やかに支払うものとする。

（業務の履行及び連絡窓口）

第9条　本協定の第2条から第6条で定める乙が行う業務は丙が代行し、その他、甲と

の連絡調整についても丙が行う。

（協議）

第10条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙丙協議して決定するものとする。

（有効期間）

第11条　この協定の有効期間は協定締結から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、甲乙丙のいずれからも協定解消の申し出がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同一内容を持って継続するものとする。

２　前項の解消の申し出は、有効期間満了日の1月前までに相手方に申し出るものとする。

附則

平成２０年３月１０日付けでダイドードリンコ株式会社　中四国支店と締結した「災害時における飲料水の提供等に関する協定」は、廃止する。

本協定の締結を称するため、本書3通を作成し、甲乙丙３者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成２９年１２月２８日

甲　愛媛県松山市二番町四丁目7番地2
松山市
松山市長　野志　克仁

乙　大阪府大阪市鶴見区諸口6-15-12
ダイドードリンコ株式会社西日本第一営業部
部長　岩田　章男

丙　愛媛県松山市古川西2-3-30
ダイドービバレッジサービス株式会社松山営業所
所長　宮本　定和

別紙１

飲　料　水　発　注　書

第　　号
年　　月　　日

（法人名）
（代表者）　　様

松山市長

災害時における飲料水の調達の要請について

災害時における飲料水の提供に関する協定第３条の規定に基づき、下記のとおり要請します。なお、本要請に対する措置の状況を、同協定第４条に定める措置状況報告書により報告願います。

記

要請する飲料水

調達要請期間	調達要請数量	引渡し希望場所
年　　月　　日から 年　　月　　日まで	箱	

（注）調達要請数量は、一日あたりの数量とする。

別紙２

措　置　状　況　報　告　書

年　　月　　日

（あて先）

松山市長

（法人名）

（代表名）

災害時における飲料水の提供等に関する協定第４条の規定に基づき、当社の措置の状況を下記のとおり報告します。

記

１　調達可能数量等

調達要請期間	調達要請数量	引渡し希望場所
年　　月　　日から 年　　月　　日まで	箱	

２　物資の引渡し場所及び方法（いずれかに○をつける）

①　松山市の引渡希望場所まで当社が搬入する。

②　当社が指定する場所で松山市に引き渡す。

③　その他

運搬方法（陸路・空路・海路）

資料〔２・12・13〕　災害時に必要な医薬品等の調達に関する協定書

松山市（以下「甲」という。）と愛媛県医薬品卸業協会（以下「乙」という。）とは，災害時における被災者の救護活動のために必要な医薬品等の調達について，次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は，松山市地域防災計画に基づき，甲が乙の協力を得て医薬品等の調達を円滑に実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は，災害が発生し，又は発生するおそれがある場合において，医薬品等を調達する必要があると認めるときは，乙又は乙に加盟する協会員（以下「乙等」という。）に対し，その保有する医薬品等の供給を要請することができる。

（供給医薬品等の範囲）

第３条　乙等は，甲から要請のあった医薬品等について，その保有する範囲内においてこれらの供給に応じるものとする。

（要請の方法）

第４条　第２条の要請は，災害時における医薬品等供給要請書（様式１）をもって行うものとする。ただし，緊急を要する場合はＦＡＸ，メール又は口頭で要請し，その後速やかに同様式を提出するものとする。

２　前項ただし書の場合にあっては，乙等は，甲の職員（医事薬事課長とする。）の意思を確認の上，次条の措置をとるものとする。

（要請に基づく乙等の措置）

第５条　乙等は，第２条の要請を受けたときは，その要請事項を実施するための措置をとるとともに，災害時における供給医薬品等送付書（様式２）を甲に提出するものとする。

（引渡し）

第６条　医薬品等の引渡し日時，場所等については，甲が指定するものとし，甲の職員又は甲が指定する者が医薬品等を確認の上，引き取るものとする。ただし，甲が指定する方法による引渡しが不可能である場合には，乙等はその旨を甲に連絡するものとする。

（価格等）

第７条　医薬品等の価格は，災害発生前の平常時において通常取引されている価格とする。ただし，災害発生後において，乙等の仕入価格又は乙等の負担に係る運搬等の流通経費が著しく変動した場合は，甲と乙等が協議して定めるものとする。

２　乙は，供給した医薬品等の代金を請求するときは，医薬品等代金請求書（様式３）を甲に提出するものとする。

（代金の支払）

第８条　甲は，前条第２項の規定による医薬品等代金の請求を受けた場合は，関係資料を確認し，速やかに乙に対し，これを支払うものとする。

（医薬品等の報告）

第９条　甲は，必要と認めたときは，乙に対し，医薬品等の確保状況等について報告を求めることができる。

（防災訓練）

第１０条　乙は，甲から要請を受けたときは，甲が実施する防災訓練に参加協力するものとする。

（協議）

第１１条　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については，甲，乙協議の上，定めるものとする。

（協定期間）

第１２条　この協定の有効期間は，平成２４年８月２４日から平成２５年３月３１日までとする。ただし，この協定の有効期間満了の１月前までに，甲又は乙のいずれからも何ら意思表示のないときは，期間満了日の翌日から更に１年間延長するものとし，以後も同様とする。

この協定の締結を証するため，本書２通を作成し，甲，乙記名押印の上，双方各１通を保有するものとする。

平成２４年８月２４日

松山市二番町四丁目７番地２

甲　松山市

市　長　　野志　克仁

松山市三番町七丁目６番地９

乙　愛媛県医薬品卸業協会

会　長　　藤田　皓二

様式１（第４条関係）

年　　月　　日

災害時における医薬品等供給要請書

様

発信者　　松山市長　　印

事務担当者
TEL
FAX

発信日時　　月　　日　　時　　分

下記の災害に際し，　　に基づき，被災者の救護のため医薬品等の調達が必要となりましたので，次のとおり医薬品等の供給を要請いたします。

〔災 害 の 内 容〕　　月　　日　　に　　地方で発生した災害
〔災害の状況等〕

１　医薬品等を必要とする医療機関・救護所等

納品場所	名　称	
	所在地	
	責任者	
	連絡先	

２　医薬品等

	品　　名	規　　格	数量	備　考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※ 発注経路：松山市 →愛媛県医薬品卸業協会又は医薬品卸業者

・要請書は，２部作成し１部控えとして保存すること。

様式２（第５条関係）

年　　月　　日

災害時における供給医薬品等送付書

（宛先）松山市長

医薬品等供給者名

月　　日に供給依頼のあった医薬品等を次のとおり送付する。

１　医薬品等を必要とする医療機関・救護所等

納品場所	名　称	
	所在地	
	責任者	
	連絡先	

２　医薬品等

	品　　名	規　　格	数量	備　考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

３　受領

年　　月　　日

受領者名（事務担当者）　　印

・送付書は，２部作成し１部控えとして保存すること。

・供給する医薬品等と共に送付すること。

・納品場所でない機関が受領した場合は，順次納品場所へ医薬品等と共に発送すること。

・医薬品卸業者から納品する場合は，この様式に代えて業者の納品書を使用しても差し支えない。

様式３（第７条関係）

年　　月　　日

医薬品等代金請求書

（宛先）松山市長

住　　所

企 業 名

代表者名　　印

次の金額を請求します。

金　　円

ただし，　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日までにおける災害時における医薬品等の代金

内訳　別紙のとおり

別紙

医薬品等供給者名　　印

品　　名	規　　格	数量	単　　価(円)	金　　額(円)

資料〔２・12・14〕　災害時における仮設トイレの設置及びし尿収集業務等の協力に関する協定書

松山市長　野志　克仁（以下「甲」という。），中予浄化槽管理協同組合代表理事　原　隆司（以下「乙」という。）及び松山衛生事業協同組合代表理事　沖　満枝（以下「丙」という。）は，地震，台風，水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において，甲が実施する仮設トイレの設置，し尿の収集業務等に対する乙及び丙の協力に関し，次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は，松山市内で発生した災害時において，松山市災害廃棄物処理計画（平成２１年３月策定）に基づき，乙及び丙が，甲の行う仮設トイレの設置，し尿の収集業務等に迅速かつ適切な協力を行い，もって市民生活の確保及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

（協力要請の手続）

第２条　甲は，災害時に甲が設置する避難所への仮設トイレの設置（以下「仮設トイレの設置」という。）の必要があると認めるときは，乙に対して協力要請を行い，また，仮設トイレの設置により貯留限度に達した便槽への緊急し尿収集（以下「緊急し尿収集」という。）の必要があると認めるときは，丙に対して協力要請を行うことができる。

２　前項の要請は，原則として災害時における仮設トイレの設置及びし尿処理収集業務等協力要請書（様式第１号）によるものとする。ただし，緊急を要する場合は口頭で要請することとし，この場合においては，後日速やかに災害時における仮設トイレの設置及びし尿処理収集業務等協力要請書を乙及び丙に送付するものとする。

３　乙及び丙は，第１項の規定により要請のあった業務が終了したときは，実施した業務について，乙及び丙の会員業者ごとの災害時における仮設トイレの設置及びし尿処理収集業務等協力業務報告書（様式第２号）をとりまとめ，甲に提出しなければならない。

（協力業務の内容）

第３条　乙は，乙の会員業者に対して協力を要請し，甲が行う次の業務に対して適切な協力を行うものとする。

(1) 仮設トイレの設置及び撤去

(2) 前号に掲げるもののほか，目的を達成するために必要な業務

２　丙は，丙の会員業者に対して協力を要請し，甲が行う次の業務に対して適切な協力を行うものとする。

(1) 緊急し尿収集

(2) 前号に掲げるもののほか，目的を達成するために必要な業務

（経費負担）

第４条　前条の業務に要する経費の負担については，次のとおりとする。

(1) 仮設トイレの設置にかかる賃借，運搬等に要する経費及び緊急し尿収集に要する経費　甲の負担

(2) 前号以外の経費　乙又は丙の負担

（補償）

第５条　この協定に基づき協力業務に従事した乙及び丙の会員業者の従業員等が，本協力業務により負傷し，若しくは疾病にかかり，又は本協力業務による負傷若しくは疾病により死亡した場合の補償については，乙及び丙の責任において行うものとする。

（連絡責任者）

第６条　甲，乙及び丙は，要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため，連絡責任者を選任するものとする。

（有効期間）

第７条　この協定は，締結の日からその効力を有するものとし，甲，乙又は丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り，その効力は持続するものとする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項を定める場合又はこの協定に定める事項に疑義を生じた場合は，その都度，甲，乙及び丙が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため，本書３通を作成し，甲・乙・丙それぞれが記名押印の上，各自その１通を保有するものとする。

平成２３年２月１７日

（甲）松山市二番町四丁目７－２
松山市長

（乙）松山市南江戸二丁目４－１３
中予浄化槽管理協同組合
代表理事

（丙）松山市南江戸三丁目２－２７
松山衛生事業協同組合
代表理事

資料〔２・12・15〕　災害時等での仮設トイレの供給等に関する協定書

松山市（以下「甲」という。）と株式会社プレコ（以下「乙」という。）は，災害時等での仮設トイレの供給に関し，次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第１条　本協定は，地震，風水害その他の危機事象が発生し，又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において，市民生活の早期安定を図るため，甲が乙に対し，仮設トイレの運搬，設置，撤去等の協力を要請することについて，必要な事項を定めるものとする。

（要請等）

第２条　甲は，災害時等において，仮設トイレを設置する必要があると認めるときは，乙に対し，仮設トイレを設置し，及び使用できる状態にすること（以下「供給」という。）を要請することができる。

２　前項の要請は，仮設トイレ供給（撤去）要請書（様式第１号）により行うものとする。ただし，甲が緊急を要するときは，電話その他の連絡手段を使用して要請できることとし，事後において速やかに同要請書を提出するものとする。

３　乙は，第１項の規定による要請を受けたときは，仮設トイレの優先的な供給に努めるものとする。ただし，特段の事情により仮設トイレの優先的な供給が困難な場合には，その旨を速やかに甲に申し出るとともに，要請のあった仮設トイレの供給時期の見込みについて，甲に通知するものとする。

（仮設トイレの数量）

第３条　甲が乙に供給を要請する仮設トイレの数量は，現に乙が保有し，又は供給できる範囲のものとする。

（報告）

第４条　乙は，第２条第１項の要請に基づき仮設トイレの供給を実施したときは，仮設トイレ供給（撤去）実施報告書（様式第２号）により甲に報告するものとする。

（撤去）

第５条　甲は，乙により供給された仮設トイレの使用を終了したときは，乙に対し，当該仮設トイレを撤去し，及び設置場所を原状に復すること（以下単に「撤去」という。）を要請することができる。この場合における要請の手続については，第２条第２項の規定を準用する。

２　乙は，前項の規定による要請を受けたときは，速やかに当該要請に係る仮設トイレを撤去するものとする。

３　乙は，前項の規定により仮設トイレの撤去を実施したときは，仮設トイレ供給（撤去）実施報告書（様式第２号）により甲に報告するものとする。

（仮設トイレの供給等）

第６条　仮設トイレの供給又は撤去を行う場所は甲が指定するものとし，当該仮設トイレの運搬は乙が行うものとする。ただし，乙が運搬することが困難なときは，別に甲の指定する者が運搬するものとする。

（経費の負担等）

第７条　乙が供給した仮設トイレの賃借料及び運搬，設置，撤去等に要した経費は，甲が負担するものとする。

２　前項に規定する経費の価格は，災害発生直前における適正な価格を基準とし，甲乙協議の上，決定するものとする。

３　第１項に規定する経費は，乙からの適正な請求書を甲が受理した日から３０日以内に甲が乙に支払うものとする。

（防災・減災啓発活動への参加）
第８条　乙は，甲が開催する防災・減災意識啓発のための防災訓練等に協力するよう努めるものとする。

（連絡体制等の整備）
第９条　甲及び乙は，本協定による要請等の手続を円滑に行うため，連絡体制，連絡方法等について，事前に協議して定めるものとする。
２　甲及び乙は，前項の連絡体制等に変更が生じたときは，速やかに相手方に文書で報告するものとする。

（災害補償）
第１０条　第２条第１項又は第５条第１項の規定により甲が要請した業務に従事した者が，当該業務に従事したことにより死亡し，負傷し，若しくは疾病にかかり，又は障害の状態になる等の損害を受けたときは，甲は，次に掲げる場合を除き，これを補償するものとする。
（１）従事した者の故意又は重大な過失による場合
（２）当該損害につき，労働者災害補償保険法等の規定により保険給付を受けることができる場合
（３）当該損害が第三者の行為によるものであって，当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

（損害の負担）
第１１条　本協定に基づく業務を実施するに当たり，甲乙双方の責めに帰さない事由により第三者に損害を及ぼしたとき，又は車両等に損害が生じたときは，乙はその事実発生後速やかにその状況を書面にて甲に報告するものとし，その処置については甲乙協議の上，定めるものとする。

（協議事項）
第１２条　本協定に定めのない事項又は本協定の実施に当たり疑義が生じた事項は，その都度，甲乙協議の上，解決を図るものとする。

（有効期間）
第１３条　本協定の有効期間は，協定締結後１年間とする。ただし，期間満了の１月前までに甲乙いずれからも相手方に対して本協定の解除又は変更の申し出がないときは，更に１年間延長するものとし，その後においても同様とする。

本協定の締結を証するため，本書２通を作成し，甲乙それぞれ記名押印の上，各自１通を保有するものとする。

平成２８年　３　月　１　日

甲　松山市二番町四丁目７番地２
松山市長　野　志　克　仁　　印

乙　広島県広島市安佐南区
相田３丁目６０番２－７
株式会社プレコ
代表取締役　末　中　辰　郎　　印

様式第１号（第２条・第５条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

松山市長

仮設トイレ供給（撤去）要請書

災害時等での仮設トイレの供給等に関する協定第２条（第５条第１項）の規定に基づき，次のとおり要請します。

なお，この要請に対する実施状況については，仮設トイレ供給（撤去）実施報告書（様式第２号）により報告をお願いします。

記

要請期間	要請数量	供給（撤去）の場所
年　　月　　日 ～ 年　　月　　日		

問い合わせ先（　　）
担当
電話
Ｅメール
ファクシミリ

様式第２号（第４条・第５条関係）

年　　月　　日

（あて先）松山市長

仮設トイレ供給（撤去）実施報告書

年　　月　　日付第　　号で要請のあったことについて，仮設トイレの供給（撤去）を実施したので，災害時等での仮設トイレの供給等に関する協定第４条（第５条第３項）の規定に基づき，次のとおり報告します。

記

実施期間	供給（撤去）数量	供給（撤去）の場所
年　　月　　日 ～ 年　　月　　日		

問い合わせ先（　　）

担当

電話

Ｅメール

ファクシミリ

資料〔２・13・１〕　要配慮者の現況

対　　象	人　　数
高齢者（65歳以上）※１	144,521　人
身体障がい者※２	17,383　人
知的障がい者※２	4,746　人
精神障がい者※５	5,300　人
難病患者※５	4,685　人
乳幼児（0～6歳）※１	25,927　人
妊婦※３	2,930　人
産婦※４	3,277　人
外国人住民登録者※１	3,817　人

※１　令和4年12月1日現在（高齢者と乳幼児は外国人を含む）

※２　令和6年3月31日現在

※３　保健衛生年報（令和6年版）による令和5年度中の母子健康手帳交付数

※４　保健衛生年報（令和6年版）による令和4年中の出生数

※５　令和4年3月31日

資料〔２・14・１〕　避難行動要支援者の現況

（令和6年5月31日現在）

対　　象	人　　数
高齢者（65才以上）： 独居高齢者、ねたきり高齢者	6,216　人
身体障がい者（手帳１～３級）	1,730　人
知的障がい者（療育手帳所持者）	1,196　人
精神障がい者（手帳１～３級）	5,300　人
難病患者（特定医療費（指定難病）受給者証所持者）※	4,685　人
小児慢性特定疾病児童等	35　人

資料〔２・16・１〕　衛星携帯電話設置場所一覧表

災害時用　　（令和６年10月時点）

設 置 場 所	所　在　地	衛星携帯電話番号
災害対策本部	二番町4丁目7－2	080-1993-5944
災害対策本部(車載)	二番町4丁目7－2	080-1993-5945
通信指令課	本町6丁目6－1	090-6886-0511

資料〔２・19・１〕　危険物施設の現況

（令和６年4月時点）

区　　分		施　設　数
製　造　所		15
貯蔵所	屋内貯蔵所	106
	屋外タンク貯蔵所	260
	屋内タンク貯蔵所	30
	地下タンク貯蔵所	179
	簡易タンク貯蔵所	15
	移動タンク貯蔵所	253
	屋外貯蔵所	14
	小　　計	857
取扱所	給油取扱所	200
	第一種販売取扱所	5
	第二種販売取扱所	0
	移送取扱所	4
	一般取扱所	101
	小　　計	310
合　　計		1,182

資料〔２・19・２〕　高圧ガス製造事業所一覧表

155箇所　　（令和６年10月時点）

番号	事業所名称	事業所所在地	ガス名	事業所区分
1	コスモ松山石油㈱　松山工場	大可賀3丁目580	硫化水素、ﾍﾞﾝｾﾞﾝ、水素、ﾌﾟﾛﾊﾟﾝ、ﾌﾞﾀﾝ、ﾄﾙｴﾝ、ｷｼﾚﾝ、ﾅﾌｻ	第一種
2	㈱シミズ	恵原町甲806	炭酸ガス、酸素	第一種
3	三浦工業㈱㈱光石　本社工場	堀江町７	炭酸ガス、液化天然ガス	第一種
4	堀江産業㈱	堀江町甲520	炭酸ガス	第一種
5	生活共同組合コープえひめ	南吉田町2052-1	炭酸ガス	第一種
6	㈱アテックス	衣山1丁目2-5	炭酸ガス	第一種
7	㈱大阪ソーダ　松山工場	北吉田町77	塩素、ﾌﾛﾝ、R22 R513A、ｱﾝﾓﾆｱ	第一種
8	松山酸素㈱	西垣生町2877	ｱﾙｺﾞﾝ、酸素、空気、窒素、炭酸ガス	第一種
9	四電ｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞ㈱　松山支店	衣山5丁目1536-6	六フッ化硫黄	第一種
10	三浦工業㈱北条工場	北条辻864-1	液化天然ガス	第一種
11	㈱ＩＳＥＫＩ　M&D（松山）	馬木町700	炭酸ガス、窒素、酸素、液化石油ガス	第一種
12	㈱ﾆｯｸｺｰﾎﾟﾚｰｼｮﾝ　松山事業所	大可賀3丁目150-26	液化天然ガス	第一種
13	㈱正和運輸松山営業所	西垣生町2877	酸素、窒素	第一種
14	㈱林鐵工所	大橋町301	炭酸ガス	第一種
15	㈲メイワ工業　第二工場	才之原63-16	炭酸ガス	第一種
16	帝人㈱松山事業所北地区	北吉田町77	窒素、酸素、空気、R22、R134a	第一種
17	松山酸素㈱第４工場	西垣生町2883-3	窒素、炭酸ガス	第一種
18	㈱三浦マニファクチャリング	北条辻864-1	炭酸ガス、ﾌﾛﾝ	第一種
19	㈱井関南吉田製作所	南吉田町2112	炭酸ガス	第一種
20	㈱アムロン　松山支店	高岡町350	酸素	第二種
21	松山リハビリテーション病院	高井町1211	酸素	第二種
22	㈲岡島造船所	中島大浦524	酸素	第二種
23	松山赤十字病院	文京町1	酸素、炭酸ガス、R407E	第二種
24	㈱エクセル電子	南斎院町181	窒素	第二種
25	愛媛県立果樹試験場	下伊台町1618	圧縮空気	第二種
26	済生会　松山病院	山西町880-2	酸素	第二種
27	(一財)永頼会松山市民病院	大手町2丁目6－5	酸素	第二種
28	松山三菱自動車販売㈱	来住町798-3	ﾌﾙｵﾛｶｰﾎﾞﾝ	第二種
29	伊予三菱自動車販売㈱	宮西2丁目3-35	ﾌﾙｵﾛｶｰﾎﾞﾝ	第二種
30	㈲本田バッテリー商会	竹原3丁目20-6	ﾌﾙｵﾛｶｰﾎﾞﾝ	第二種
31	ダイヤアルミ㈱	安城寺町571	窒素	第二種

番号	事業所名称	事業所所在地	ガス名	事業所区分
32	国立大学法人愛媛大学	文京町2-5	窒素	第二種
33	医療法人天真会　南高井病院	南高井町333	酸素	第二種
34	㈱アサヒ	雄郡1丁目9-29	窒素	第二種
35	愛媛県警察本部機動隊	南堀端町2-2	圧縮空気	第二種
36	㈶航空保安協会 松山第一事務所	南吉田町松山空港内	圧縮空気	第二種
37	日本航空㈱松山支店 松山空港所	南吉田町2731	圧縮空気	第二種
38	前川ｼｽﾃﾑｻｰﾋﾞｽ㈱　松山営業所	朝生田2丁目10-31	ﾌﾙｵﾛｶｰﾎﾞﾝ、ｱﾝﾓﾆｱ	第二種
39	四国がんセンター	南梅本町甲160	酸素	第二種
40	国立大学法人愛媛大学	文京町3	窒素	第二種
41	㈲ホリエ	東大栗町甲1070	酸素、窒素	第二種
42	㈱JALエンジニアリング 松山空港整備事業所	南吉田町2731番地 松山空港ビル内	窒素	第二種
43	陸上自衛隊松山駐屯地	南梅本町乙115	ｱﾙｺﾞﾝ	第二種
44	全日本空輸㈱松山空港所	南吉田町2731	窒素	第二種
45	愛媛県産業技術研究所	久米窪田町487-2	窒素	第二種
46	愛媛トヨペット㈱　空港通本店	空港通5丁目7-9	窒素	第二種
47	愛媛トヨペット㈱　CS平井	平井町甲3225-1	窒素	第二種
48	愛媛トヨペット㈱　小坂店	小坂4丁目15-27	窒素	第二種
49	愛媛トヨペット㈱　松山駅前店	宮田町179-2	窒素	第二種
50	ﾊﾟﾅｿﾆｯｸﾃｸﾉｻｰﾋﾞｽ㈱	福音寺町24-1	炭酸ガス	第二種
51	ﾀﾞｲｷﾝ工業㈱　松山ｻｰﾋﾞｽｽﾃｰｼｮﾝ	北井門2丁目2-20	炭酸ガス	第二種
52	㈱コービスプロダクト	久万ノ台193-１	液化窒素	第二種
53	日立ｺﾝｼｭｰﾏﾏｰｹﾃｨﾝｸﾞ㈱	内宮町2007	炭酸ガス	第二種
54	㈱三浦マニファクチャリング	中西外1000-1	炭酸ガス	第二種
55	愛媛県立中央病院	春日町83	液化酸素ガス R407C、炭酸ガス	第二種
56	奥島病院	道後町2丁目2-1	液化酸素	第二種
57	松山市西消防署	三津3丁目4-23	空気	第二種
58	松山地下開発㈱	味酒町1丁目2-6	窒素	第二種
59	㈲松山燃機自動車商会	空港通7丁目14-31	窒素	第二種
60	三菱電機システムサービス㈱	森松町1036-3	炭酸ガス	第二種
61	松山西クリーンセンター	大可賀3丁目525-6	天然ガス、酸素、 窒素	第二種
62	㈱白井鋼業	枝松4丁目5-37	酸素	第二種
63	三浦工業㈱　科学分析センター	北条辻864-1	ｱﾙｺﾞﾝ、ﾍﾘｳﾑ	第二種
64	愛媛日産自動車㈱　宮西店	宮西2丁目8-27	窒素	第二種
65	帝人㈱松山事業所　南地区	西垣生町2345	水素、ﾒﾀﾉｰﾙ、ｷｼﾚﾝ、 窒素、R22	第一種 第二種
66	㈱ｹﾝ・ﾏﾂｳﾗﾚｰｼﾝｸﾞｻｰﾋﾞｽ	中西外1035-10	水素、窒素	第二種

番号	事業所名称	事業所所在地	ガス名	事業所区分
67	キスケ㈱	宮田町5-1	炭酸ガス	第二種
68	パナソニックエコソリューションズテクノサービス㈱	中村1丁目2-1	炭酸ガス	第二種
69	㈱大可賀造機	南吉田町2798-64	窒素	第二種
70	愛媛トヨタ自動車㈱	宮田町109-1	窒素	第二種
71	大阪航空局松山空港事務所	南吉田町2798-64	空気	第二種
72	豫洲短板産業㈱　松山支店	南吉田町2362番地	酸素	第二種
73	エナジー・ワン㈱	大可賀3丁目1453-11	液化石油ガス	第一種
74	大一ガス㈱　高岡事業所	高岡町148	液化石油ガス	第一種
75	㈱第一自動車練習所	朝生田町4丁目4-32	液化石油ガス	第一種
76	㈱ＩＳＥＫＩ　M&D（松山）	馬木町830	液化石油ガス	第一種
77	㈱小笠原工業所	空港通5丁目10-3	液化石油ガス	第一種
78	タイヨー商事㈱	高岡町148	液化石油ガス	第一種
79	㈱ﾎｰﾑｴﾈﾙｷﾞｰ四国　松山ｾﾝﾀｰ	谷町甲80	液化石油ガス	第一種
80	松山オートガス㈱	千舟町8丁目76-1	液化石油ガス	第一種
81	えひめガスターミナル㈱	西垣生町1800-7	液化石油ガス	第一種
82	愛媛自動車興業㈲	吉藤2丁目2-38	液化石油ガス	第一種
83	㈱松山生協　垣生充填所	西垣生町2874	液化石油ガス	第一種
84	エネロ㈱　第一・第二工場	東石井5丁目11-25	液化石油ガス	第一種
85	ENEOSｸﾞﾛｰﾌﾞｴﾅｼﾞｰ㈱ 松山支店	南吉田町2576	液化石油ガス	第一種
86	有限会社交洋	西垣生町1800-7	液化石油ガス	第一種
87	エネポ愛媛㈱	東石井5丁目11-26	液化石油ガス	第一種
88	エネポ愛媛㈱松山西営業所	南吉田町2576	液化石油ガス	第一種
89	四国がんセンター	南梅本甲160	R134a	第一種
90	㈱えひめ飲料　松山工場	安城寺町240-1	R22	第一種
91	イヨテツスポーツセンター	三町3丁目9-1	R22	第一種
92	㈱テレビ愛媛	真砂町119	R22	第一種
93	医療法人順風会　天山病院	天山町2丁目3-30	R22	第一種
94	松山市立子規記念博物館	道後公園1-30	R134a	第一種
95	愛媛県漁業協同組合連合会	二番町4丁目6-2	R22	第一種
96	えひめ中央農業協同組合	福角町甲398-1	R22	第一種
97	愛媛県生活文化センター	北持田139-2	R22	第一種
98	愛媛県美術館	堀之内	R134a	第一種
99	日本放送協会松山拠点放送局	堀之内5	R134a	第一種
100	㈱伊予鉄グループ　本社ビル	湊町4丁目4-1	R12	第一種
101	伊予鉄ターミナルビル	湊町5丁目1-1	R404A	第一種
102	愛媛県漁連樺崎冷凍冷蔵工場	二番町4丁目6-２	R22	第二種
103	日本電信電話㈱　四国支社	一番町4丁目3	R134a	第二種

番号	事業所名称	事業所所在地	ガス名	事業所区分
104	㈱NTTﾄﾞｺﾓ四国支社　愛媛支店	宮西2丁目9-33	R134a	第二種
105	愛媛信用金庫　本店	二番町4丁目2-11	R22、R32	第二種
106	㈱えひめ飲料　松山工場	安城寺町240-1	R22	第二種
107	愛媛県農業協同組合連合会	安城寺町478	R22	第二種
108	えひめこどもの城	西野町	R134a	第二種
109	NTT愛媛支店　山越ビル	一番町4丁目2	R134a	第二種
110	中島総合文化センター	中島大浦1626	R134a	第二種
111	西日本電信電話㈱　松山病院	喜与町1丁目7-1	R134a	第二種
112	寿冷凍食品㈱	古川南3丁目1468-1	ｱﾝﾓﾆｱ	第二種
113	㈱愛媛県農協電算センター	土居田町31-1	R407C	第二種
114	ﾜﾀﾅﾍﾞﾌﾟﾘﾝﾄ㈱　JJ小坂店	中村2丁目3-24	R410a	第二種
115	ﾜﾀﾅﾍﾞﾌﾟﾘﾝﾄ㈱　JJ保免店	保免西3丁目9-30	R410a	第二種
116	愛媛県庁本庁庁舎	一番町4丁目4-2	R407C	第二種
117	学校法人松山大学	文京町4-2	R407C	第二種
118	愛興食品㈱	中央2-45	R22	第二種
119	サンヨーファイン㈱松山工場	北吉田町77番地	R407C、R404A	第二種
120	ホテルメルパルク松山	道後姫塚123-2	R22	第二種
121	㈲キホク	古川南3丁目27-15	炭酸ガス	第二種
122	コア松山ビル	二番町3丁目10-2	R407C	第二種
123	フジグラン松山	宮西1丁目2-1	R407C、C02	第二種
124	ウェルケア高浜	松ノ木2丁目782	炭酸ガス	第二種
125	愛媛県消防学校	勝岡町1163-15	炭酸ガス	第二種
126	㈱茶玻瑠	道後湯月4-4	R22	第二種
127	第1ゴトービル	南久米町243-1	R407C	第二種
128	愛麺㈱	高岡町81-1	炭酸ガス	第二種
129	㈱ビージョイ　吉田工場	南吉田町2301-1	404A	第二種
130	介護老人保健施設　ハピネス椿	今在家3丁目9-29	炭酸ガス	第二種
131	㈱三実　夢ＫＡＭＰＯかんぽの宿道後	溝辺町3-1	R407C	第二種
132	(一財)創精会　松山記念病院	美沢1丁目10-38	炭酸ガス	第二種
133	特別養護老人ホーム　梅本の里	北梅本町甲1622-1	炭酸ガス	第二種
134	松山市立埋蔵文化財センター	南斎院町乙67-6	R410a	第二種
135	ルナ物産㈱　本社工場	南高井町1577	R134a	第二種
136	三津整形外科　合歓の木	古三津3丁目5-5	自然冷媒（LP ガス）	第二種
137	介護付老人ホーム三津の里	古三津4丁目630	自然冷媒（LP ガス）	第二種
138	松山市総合ｺﾐｭﾆﾃｨｰｾﾝﾀｰ	湊町7丁目5	R134a	第二種
139	ゆとりあ温泉	谷町甲172-3	炭酸ガス	第二種
140	ウェルケア畑寺	畑寺3丁目413-1	炭酸ガス	第二種

番号	事業所名称	事業所所在地	ガス名	事業所区分
141	ﾆｯｼﾝ・ｸﾞﾙﾒﾋﾞｰﾌ㈱　松山第2工場	勝岡町262	R404a	第二種
142	東映㈱　東映イン松山	宮西町1丁目34-1	R22	第二種
143	昭和工業㈱　松山工場	大可賀3丁目360	ｱﾝﾓﾆｱ	第二種
144	松山千舟町ビル	千舟町4丁目5-4	R22	第二種
145	松山市総合福祉センター	若草町8	R22、R12	第二種
146	道後簡易保険郵便年金加入者ホーム	溝辺町3-1	R22	第二種
147	㈱伊予銀行	南堀端町1	R134a	第二種
148	社会福祉法人愛寿会	来住町1171	炭酸ガス	第二種
149	天山トロン温泉	福音寺町750	炭酸ガス	第二種
150	フジ和気店	和気町1丁目637-1	炭酸ガス	第二種
151	㈱ムロオ　松山支店	大可賀3丁目1463	炭酸ガス、ｱﾝﾓﾆｱ	第二種
152	愛興食品㈱大橋工場	大橋町290番1	R448	第二種
153	ﾆｯｼﾝ・ｸﾞﾙﾒﾋﾞｰﾌ㈱　松山第1工場	勝岡町1163番13	Ｒ404a	第二種
154	ヤマセイ㈱	小栗5丁目31番1号	P407C	第二種
155	松山市庁舎	二番町4丁目7-2	R32	第二種

資料〔２・19・３〕　高圧ガス貯蔵事業所一覧表

48箇所　　（令和６年10月時点）

番号	貯蔵所名称	貯蔵所所在地	ガス名	貯蔵所区分
1	松山酸素㈱	西垣生町2877	ｱｾﾁﾚﾝ、ｱﾙｺﾞﾝ、水素、炭酸混合ガス、ﾍﾘｳﾑ、亜酸化窒素、ﾌﾙｵﾛｶｰﾎﾞﾝ、酸化ｴﾁﾚﾝ、炭酸混合ガス、液化石油ガス	第一種
2	エナジー・ワン㈱	大可賀3丁目1453-11	酸素、ｱｾﾁﾚﾝ、水素、空気、ｱﾙｺﾞﾝ、炭酸、窒素、ﾍﾘｳﾑ、炭酸混合ガス	第一種
3	㈱増田運送	西垣生町1969-2	液化石油ガス	第一種
4	大一ガス㈱	高岡町148	液化石油ガス	第一種
5	㈱ニヤクコーポレーション近畿四国支店　松山事業所	大可賀3丁目150-26	液化天然ガス	第一種
6	愛媛県立中央病院	春日町83	窒素酸素	第一種
7	帝人㈱松山事業所　南地区	西垣生町2345	水素、空気	第一種
8	コスモ松山石油㈱松山工場	大可賀3丁目580	水素	第一種
9	コスモ松山石油㈱松山工場	大可賀3丁目580	水素	第一種
10	高圧ガス工業㈱	南吉田町2066-1	ｱｾﾁﾚﾝ、水素、CNG、酸素、窒素、ｱﾙｺﾞﾝ、炭酸ｶﾞｽ、ﾍﾘｳﾑ、ﾌﾙｵﾛｶｰﾎﾞﾝ、ﾌﾟﾛﾊﾟﾝ、ﾌﾟﾛﾋﾟﾚﾝ、ｱﾝﾓﾆｱ、混合ｶﾞｽ、その他毒性ｶﾞｽ	第一種
11	三浦工業株式会社	堀江町7番地	水素、液化石油ｶﾞｽ、窒素	第一種
12	四国大陽日酸株式会社松山出張所	西垣生町489番地1	液化石油ガス、エチレン、プロパン、プロピレン、ブタン、メタン、水素、アセチレン、アルゴン＋水素、一酸化炭素、酸素、亜酸化窒素、窒素、炭酸ガス、アルゴン、ネオン、ヘリウム、クリプトン、キセノン、フロン、空気、六フッ化硫黄、八フッ化プロパン、混合ガス	第一種
13	帝人㈱　松山工場　北地区	北吉田町77	ｱﾝﾓﾆｱ	第二種
14	(福)済生会　松山病院	山西町880-2	酸素	第二種
15	㈶永瀬会松山市民病院	大手町2丁目6-5	酸素	第二種
16	㈲岡島造船所	中島大浦524	酸素	第二種
17	愛媛県美術館	堀之内	窒素、ｱﾙｺﾞﾝ、炭酸混合ガス、炭酸ガス	第二種
18	NTTドコモ　松山ビル	宮西2丁目275-3	窒素、二酸化炭素、ｱﾙｺﾞﾝ、混合ガス	第二種
19	（医）天真会　南高井病院	南高井町333	酸素	第二種
20	伊予鉄ターミナルビル	湊町5丁目1	窒素	第二種
21	㈱ホームエネルギー四国松山センター	谷町甲80	ｱｾﾁﾚﾝ、酸素、水素、ﾍﾘｳﾑ、ﾌﾙｵﾛｶｰﾎﾞﾝ、ｱﾙｺﾞﾝ、炭酸混合ガス、炭酸ガス、窒素	第二種

番号	貯蔵所名称	貯蔵所所在地	ガス名	貯蔵所区分
22	松山第4電気ビル	天山1丁目4-3	IG-55ガス(窒素+ｱﾙｺﾞﾝ)、窒素	第二種
23	松山河川国道事務所	土居田町797-2	窒素	第二種
24	松山リハビリテーション病院	高井町1211	酸素	第二種
25	四国がんセンター	南梅本町甲160	酸素、窒素、 亜酸化窒素	第二種
26	陸上自衛隊松山駐屯地	南梅本町乙107	酸素、ｱｾﾁﾚﾝ、ｱﾙｺﾞﾝ、 窒素	第二種
27	坂の上の雲ミュージアム	一番町3丁目20	窒素、炭酸ガス	第二種
28	㈱アサヒ	雄郡1丁目9-29	液化窒素	第二種
29	㈱NTTドコモ　四国支社 愛媛支店	宮西2丁目9-33	IG-541（窒素+ｱﾙｺﾞﾝ+二酸化炭素)、二酸化炭素	第二種
30	㈱小笠原工業所	空港通5丁目10-3	液化石油ガス、酸素、 ｱｾﾁﾚﾝ、窒素、ｱﾙｺﾞﾝ、 炭酸ガス	第二種
31	㈲ホリエ	東大栗町甲1070	酸素、窒素	第二種
32	松山酸素㈱	西垣生町2883-2	炭酸ガス、ﾄﾘﾌﾙｵﾛﾒﾀﾝ、 ﾊﾛﾝｶﾞｽ	第二種
33	㈱コービスプロダクト	久万ノ台193-1	窒素	第二種
34	愛媛県立中央病院	春日町83	窒素	第二種
35	奥島病院	道後町2丁目2-1	酸素	第二種
36	ヤマトプロテック㈱	大橋町202	窒素、二酸化炭素、 R13B+N2	第二種
37	日本通運㈱松山支店 三津浜事業所	大可賀3丁目1464	炭酸ガス	第二種
38	㈱伊予銀行	高砂町2丁目2-5	窒素	第二種
39	三浦工業㈱ 科学分析センター	北条辻864-1	ｱﾙｺﾞﾝ、ﾍﾘｳﾑ、窒素、炭酸ガス、 ｱｾﾁﾚﾝ、水素、ﾌﾟﾛﾊﾟﾝ、ﾒﾀﾝ、 混合ガス（窒素+酸素）	第二種
40	キスケ㈱	宮田町5-1	炭酸ガス	第二種
41	ルナ物産㈱	南高井町1577	液化石油ガス	第二種
42	㈱大可賀造機	南吉田町2798-64	窒素	第二種
43	㈱松山バーク	西垣生町2890、 2891、2892、2893	窒素ガス	第二種
44	四国ガス㈱　松山工場	大可賀3丁目1460	窒素ガス	第二種
45	松山空港ビル㈱	南吉田町2731番地	窒素ガス	第二種
46	松山赤十字病院	文京町1	液化酸素ガス	第二種
47	㈱ＳＴＮｅｔ	喜与町1丁目8番7	窒素ガス	第二種
48	愛媛海運㈱	海岸通1455-5	ハロン1301、二酸化炭素	第二種

資料〔２・19・４〕　毒物劇物製造（輸入）施設一覧表（愛媛県中予保健所企画課）

製造所８箇所　（令和６年10月時点）

番号	製造所名	所在地
1	株式会社大阪ソーダ　松山工場	北吉田町77
2	サンヨーファイン株式会社　松山工場	北吉田町77
3	コスモ松山石油株式会社　松山工場	大可賀３丁目580
4	三浦アクアテック株式会社　北条工場	中西外509番地1
5	三浦アクアテック株式会社　北条第２工場	北条辻864－１
6	村上産業株式会社　大可賀倉庫	大可賀3丁目150番19
7	株式会社シーズテック	久万ノ台506－３
8	光洋通商株式会社	久万ノ台526－２

輸入施設（１箇所）　（令和６年10月時点）

番号	製造所名	所在地
1	帝人株式会社　松山事業所	北吉田町77

資料〔２・19・５〕　火薬類貯蔵・取扱所一覧表（中予地方局総務県民課）

４箇所　　（令和６年10月時点）

事業所名	所在地	区分	火薬類の種類	備考
小倉火薬株式会社	上高野町甲93−４	販売	火薬・爆薬・火工品	
合資会社 マナベスポーツ	大街道二丁目4−13	販売・貯蔵	火工品	
本田技研工業 株式会社	山越４丁目12−15	貯蔵	火工品	
渡邉商事株式会社	松山市住吉２丁目９番24号	販売	火工品	

資料〔３・３・１〕　石手川ダム操作規則

目　　次

第１章　総　　則　　（第 1 条・第 2 条）
第２章　貯水池の水位等　　（第 3 条～第 8 条）
第３章　貯水池の用途別利用　　（第 9 条～第11条）
第４章　洪水調節等　　（第12条～第17条）
第５章　貯留された流水の放流　　（第18条～第24条）
第６章　点検、整備等　　（第25条～第27条）
第７章　雑　　則　　（第28条）
附　　則

第１章　総　則

（通　則）

第１条　石手川ダムの操作については、この規則の定めるところによる。

（ダムの用途）

第２条　石手川ダムは、洪水調節並びにかんがい用水及び水道用水の供給をその用途とする。

第２章　貯水池の水位等

（洪　水）

第３条　洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が、毎秒300立方メートル以上である場合における当該流水とする。

（洪水期間及び非洪水期間）

第４条　洪水期間及び非洪水期間は、次の各号に定める期間とする。

一　洪水期間　６月１日から１０月２０日までの期間

二　非洪水期間　１０月２１日から翌年５月３１日までの期間

（水位）

第５条　貯水池の水位は、ダム本体に設置された水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

（平常時最高貯水位）

第６条　貯水池の平常時最高貯水位は、標高201.2メートルとし、洪水調整を行う場合及び第16条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

（洪水時最高水位）

第７条　貯水池の洪水時最高水位は、標高211.5メートルとし、第14条本文の規定により洪水調節を行う場合及び第16条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合には、水位をこれより上昇させてはならない。

（最低水位）

第８条　貯水池の最低水位は、標高174.7メートルとする。

第３章　貯水池の用途別利用

（洪水調節等のための利用）

第９条　洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、標高201.2メートルから標高211.5メートルまでの容量4,300,000立方メートルを利用して行うものとする。

（かんがい用水の供給のための利用）

第１０条　かんがい用水の供給は、標高174.7メートルから標高201.2メートルまでの容量6,300,000立方メートルのうち最大1,300,000立方メートルを利用して行うものとする。

（水道用水の供給のための利用）

第１１条　水道用水の供給は、標高174.7メートルから標高201.2メートルまでの容量6,300,000立方メートルのうち最大5,000,000立方メートルを利用して行うものとする。

第４章　洪水調節等

（洪水警戒体制）

第１２条　松山河川国道事務所長（以下「所長」という。）は、次の各号の一に該当するときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

一　松山地方気象台から中予（松山市）において、降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想されるとき。

二 その他細則で定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。

２　所長は、第16条の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合においては、洪水警戒体制を執ることができる。

（洪水警戒体制時における措置）

第１３条　所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一　四国地方整備局その他の細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。

二　ゲート及びバルブ（以下「ゲート等」という。）並びにゲート等の操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転その他ダムの操作に関し必要な措置

（洪水調節）

第１４条　所長は、流入量が、毎秒300立方メートルに達した後は、毎秒300立方メートルの水量の流水を放流する方法により、洪水調節を行わなければならない。

ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（洪水調節の後における水位の低下）

第１５条　所長は、前条本文の規定により洪水調節を行った後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調整を行った後において、水位が平常時最高貯水位を超えているときは、速やかに、水位を平常時最高貯水位に低下させるため、毎秒300立方メートルの水量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。

ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合には、当該限度にかかわらず、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行うことができる。

（洪水に達しない流水の調節）

第１６条　所長は、気象、水象その他の状況により必要があると認める場合には、洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。

（洪水警戒体制の解除）

第１７条　所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、これを解除しなければならない。

第５章　貯留された流水の放流

（貯留された流水の放流を行うことができる場合）

第１８条　ダムによって貯留された流水は、この規則に特別の定めがある場合のほか、次の各号の一に該当する場合に放流を行うことができる。

一　第２５条の規定により、ダム本体等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。

二　前号に掲げる場合のほか、特にやむを得ない理由がある場合で細則を定めるとき。

２　前項各号の一に該当する場合の放流量の限度は、毎秒300立方メートルとする。

（放流の原則）

第１９条　所長は、ダムから放流を行う場合には、放流により下流に急激な水位の変動を生じないよう努めるものとする。

（放流量）

第２０条　ダムから放流を行う場合の放流量は、この規則に特別の定めがある場合にあっては当該規定に定める量、その他の場合にあっては流入量に相当する量を超えてはならない。

（流水の正常な機能の維持）

第２１条　所長は、流水の正常な機能の維持のため、脇井手堰地点及び市之井手地点においてそれぞれ別表第１及び別表第２に掲げる既得水利の取水に支障を与えないものとする。

（水道用水の供給のための放流）

第２２条　所長は、水道用水の供給のため必要があると認める場合には、食場地点において別表第３に掲げる水量の取水を可能ならしめるようダムから必要な流水の放流を行わなければならない。

（放流に関する通知等）

第２３条　所長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

（ゲート等の操作）

第２４条　ダムから放流を行う場合のゲート等の操作については、細則で定める。

第６章　点検、整備等

（計測、点検及び整備）

第２５条　所長は、ダム本体、貯水池、ダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

２　所長は、前項の規定による計測、点検及び整備を行うため、細則で定めるところより、基準を定めなければならない。

（観　測）

第２６条　所長は、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

２　前条第２項の規定は、前項の場合に準用する。

（記　録）

第２７条　所長は、ゲート等を操作し、第２５条第１項の規定による計測、点検及び整備を行い、　又は前条第１項の規定による観測を行ったときは、細則で定める事項を記録しておかなければならない。

第７章　雑　則

（細　則）

第２８条　この規則に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な手続きその他の細則は、四国地方整備局長が定める。

附　則

この訓令は、令和元年６月２８日より適用する。

※　別表１～３　省略

資料〔３・４・１〕　災害対策基本法に基づく放送要請様式

受信者（所属）　　発信者（所属）

（氏名）　　（氏名）

件　名　「災害対策基本法第57条に基づく放送要請について」

年　月　日　時　災害対策本部発　第　号

１　要請理由

⑴　避難勧告、警報等の周知徹底を図るため

⑵　災害時の混乱を防止するため

⑶　その他（　　）

２　放送事項　（別紙のとおり）

⑴　送出メディア

テレビ・ラジオ

３　その他

貴局におかれましては放送日時等について、速やかに下記までご連絡下さい。

連絡先

（無線）

（有線）

別紙　放送事項

資料〔３・４・２〕　放送要請様式

日本放送協会松山放送局
南　　海　　放　　送
テ　レ　ビ　愛　媛　報道・放送担当部長　様
エ　フ　エ　ム　愛　媛
あ　　い　　テ　　レ　　ビ
愛 媛 朝 日 テ レ ビ

発信者（松山市災害対策本部長）
松山市長

年　　月　　日　　時　　分
松山市災害対策本部　発第　　号

１　要請理由
(1)　住民に警報等の周知徹底を図るため
(2)　その他（　　）

２　放送希望日時　　月　　日　　時　　分　以降

３　放送内容

４　その他
貴局におかれましては放送日時等について、速やかに下記までご連絡下さい。

連絡先　松山市災害対策本部（担当者　氏名　　）
ＴＥＬ　987-7000
ＦＡＸ　987-7744

資料〔３・４・３〕　住家等被害調査実施要領

※松山市住家等被害認定調査マニュアルより
※詳細はマニュアルを参照

Ⅰ　松山市の調査体制

（1）松山市の調査体制

松山市では調査体制を下記のとおりとします。

・体制Ａ：２人１組の５グループ２０班体制。木造の第１次調査の体制
・体制Ｂ：２班合同の５人１組。非木造の第１次調査、第２次調査、再調査の体制。

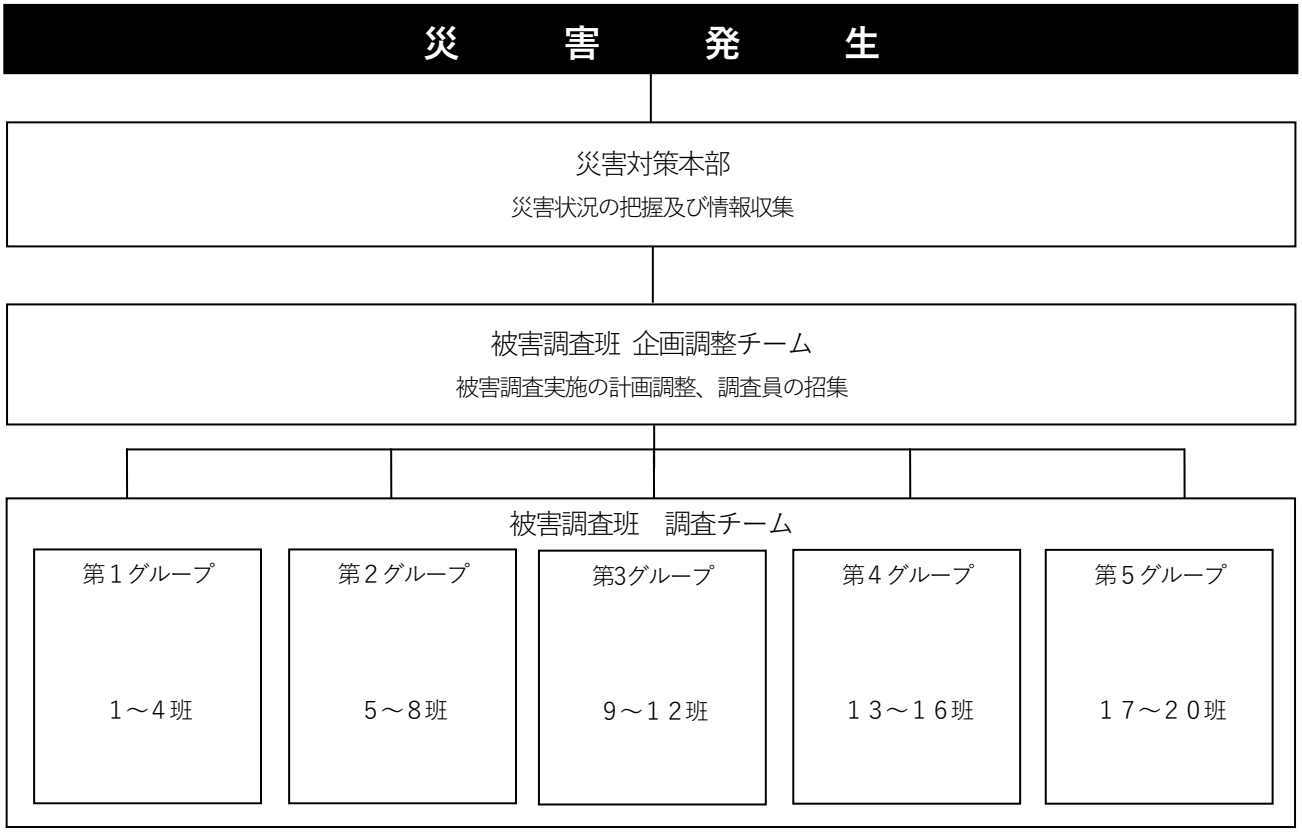

（2）企画調整チーム

① 構成

危機管理課員２名、建築技師４名、資産税課家屋担当２名で構成します。

② 役割

調査手法や調査体制の決定、調査票集計データのチェック、自己判定方式による被害の程度の判定、調査員が確定できなかった被害の程度についての判定を行います。

（3）調査チーム

① 構成

第１次調査の調査チームは、５グループの２０班体制。各班の構成としては技師２名、事務職員１名の１０

班と技師1名、事務職員１名の１０班で構成されています（体制A）。調査員は５０名で組織されます。

第２次調査の調査チームは、体制Aの調査班を２班合同で構成します（体制B）。どの班を合同するかは、企画調整チームが指示します。

② 役割

現地調査、写真整理、調査結果データ入力を行います。

Ⅱ 被害認定調査全体の流れ

被害調査全体の流れは下記のとおりです。大規模災害を想定していますので、被害件数が少ない場合は、不要な部分を省略してください。

内 容	担当者
（1）調査計画の策定	企画調整チーム
（2）罹災証明書に関する事項の決定	危機管理課、市民課、資産税課、長寿福祉課
（3）住民基本台帳を県被災者システムへ取込	危機管理課、システム管理課
（4）関係各所への連絡	危機管理課
（5）資機材の調達	企画調整チーム　および　危機管理課
（6）被害調査調査準備	企画調整チーム　および　危機管理課
（7）調査チームの参集	危機管理課
（8）被害調査実施	調査チーム
（9）調査結果集計の準備	企画調整チーム　および　危機管理課
（１０）調査結果集計	企画調整チーム　および　危機管理課
（１１）調査結果と住民基本台帳等の照合	市民課、資産税課、長寿福祉課
（１２）第２次調査及び再調査案件の検討	企画調整チーム
（１３）第２次調査及び再調査案件の資機材調達	企画調整チーム　および　危機管理課

Ⅲ 調査方法

調査票へ記入・タブレット入力で被害の程度を判定します。

松山市では調査を迅速に行うため、可能なものはすべて１次調査から開始することとし 、また地震の１次調査票はA版とB版 がありますが、同様の理由からより簡易に判定ができるB版を使用します。

航空写真判定とサンプル調査は、実施するかどうか企画調整チームで協議して決定し、調査員に指示します。

資料〔３・４・５〕　消防通信施設一覧表

1　無線設備一覧

（令和６年10月時点）

種別＼署所等別		通信指令課	行道山	消防局	救急WS	中央本署	城北支署	北条支署	東本署	城東支署	湯山救急出張所	南本署	東部支署	久谷救急出張所	西本署	西部支署	消防団等	市役所等	中島支所	水ケ峠	合計
固定局（多重無線）		1	1																		2
消防救急デジタル無線	基地局	1	1					1												1	4
	移動局（車）	2		9	1	11	3	6	9	4	1	9	3	1	18	4					81
	移動局（携帯）	37		7	2	9	3	5	9	5	1	9	3	1	10	3	69				181
	移動局（半固定）			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			1		13
	移動局（可搬）	1		1		1			1			1			1			1			7
アナログ無線	移動局（車）			9	1	11	3	6	9	4	1	9	3	1	17	4					78
	移動局（携帯）	5				2			2			2			5						16
	移動局（可搬）	1		1														1			3
署活動用無線		16		9	4	29	11	16	32	16	5	29	11	5	35	10					228
署活動用無線（中継装置）						1			1			1			1						4
船舶局															2						2
携帯局		1		2																	3
無線標定移動局						1															1

無線通信概略図

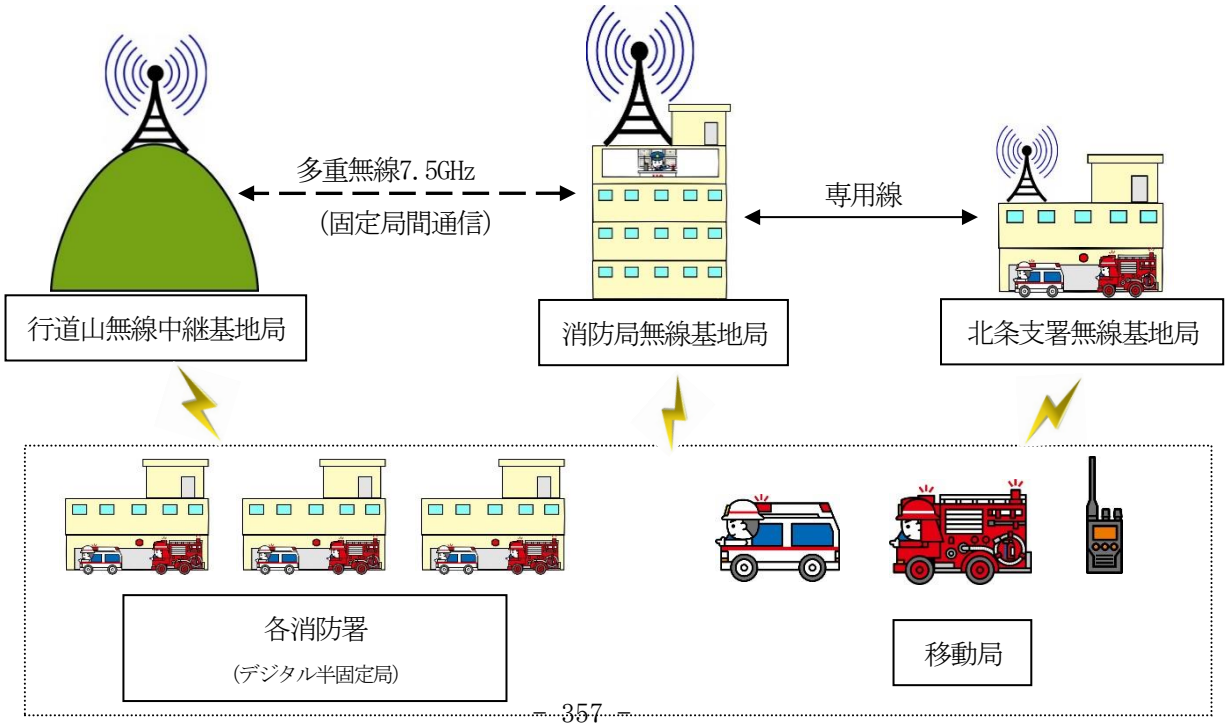

2　消防通信施設一覧

（令和6年10月1日現在）

通信指令課	①指令装置	指令台（5台）　指揮台　無線統制台　119補助受付電話機（10台）　放送設備 長時間録音装置　非常用指令設備　指令制御装置 直流電源装置　音声合成装置　統合型位置情報通知装置　自動出動指定装置　地図等検索装置
	②専用回線等	119番回線（光2回線） 専用回線（県警本部、西日本高速道路管制センター、松山空港事務所） 119番転送回線（4回線）　テレホンガイド（2回線） 多言語通訳コールセンター　ライブ映像119回線 指令音声回線（消防局⇔各署・公営企業局　計13回線 ）　指令情報回線（消防局⇔各署　計12回線）
	③指令補助設備	システム監視装置　管理監視制御卓　遠方監視制御卓　消防ＯＡシステム端末装置（3台） 気象観測装置　災害情報収集システム端末装置
	④指令室表示盤	車両運用表示盤　119着信表示盤　支援情報表示盤　多目的表示盤（55型×16台）
	⑤要配慮者向け通報システム	FAX119　メール119　まつやま圏域Net119
	⑥市民向け広報装置	デジタル防災行政無線第二通信所 防災行政無線吹鳴ＧＷ装置　情報収集用端末PC（2台） テレホンガイド（火災等災害情報、救急当番医療機関）
	⑦関係各機関連絡通信装置	ワイドスターⅡ衛星携帯電話　緊急情報ネットワークシステム（Em－Net）IP無線機　震度処理装置 トンネル用非常通報装置
	⑧広報通信車	VSAT車載局装置　車載型移動中継無線装置　ヘリテレ受信装置　ワイドスターⅡ衛星携帯電話
各消防署	⑨署表示盤装置	車両運用表示盤（49型　消防局2台、各本署4台　計6台　43型　各本署・支署　計12台）
	⑩署通信設備等	指令専用回線（各署 計12回線）　駆け込み通報装置（5支署・2出張所・救急WS　計8台）
	⑪指令関係装置	署所端末装置（各署 計12台）　指令情報出力装置（各署 計12台）
	⑫支援情報関連装置	消防ＯＡシステム端末装置（各課・各署 計63台）　災害情報収集システム端末装置（各署　計12台）
	⑬消防・救急車両	車両運用端末装置Ⅲ型（43台）Ⅱ型（14台）　災害現場用携帯電話（指揮車・救急車等　計23台）

※複数の機器・回線がある場合は、（ ）で表記しています。

通信系統図

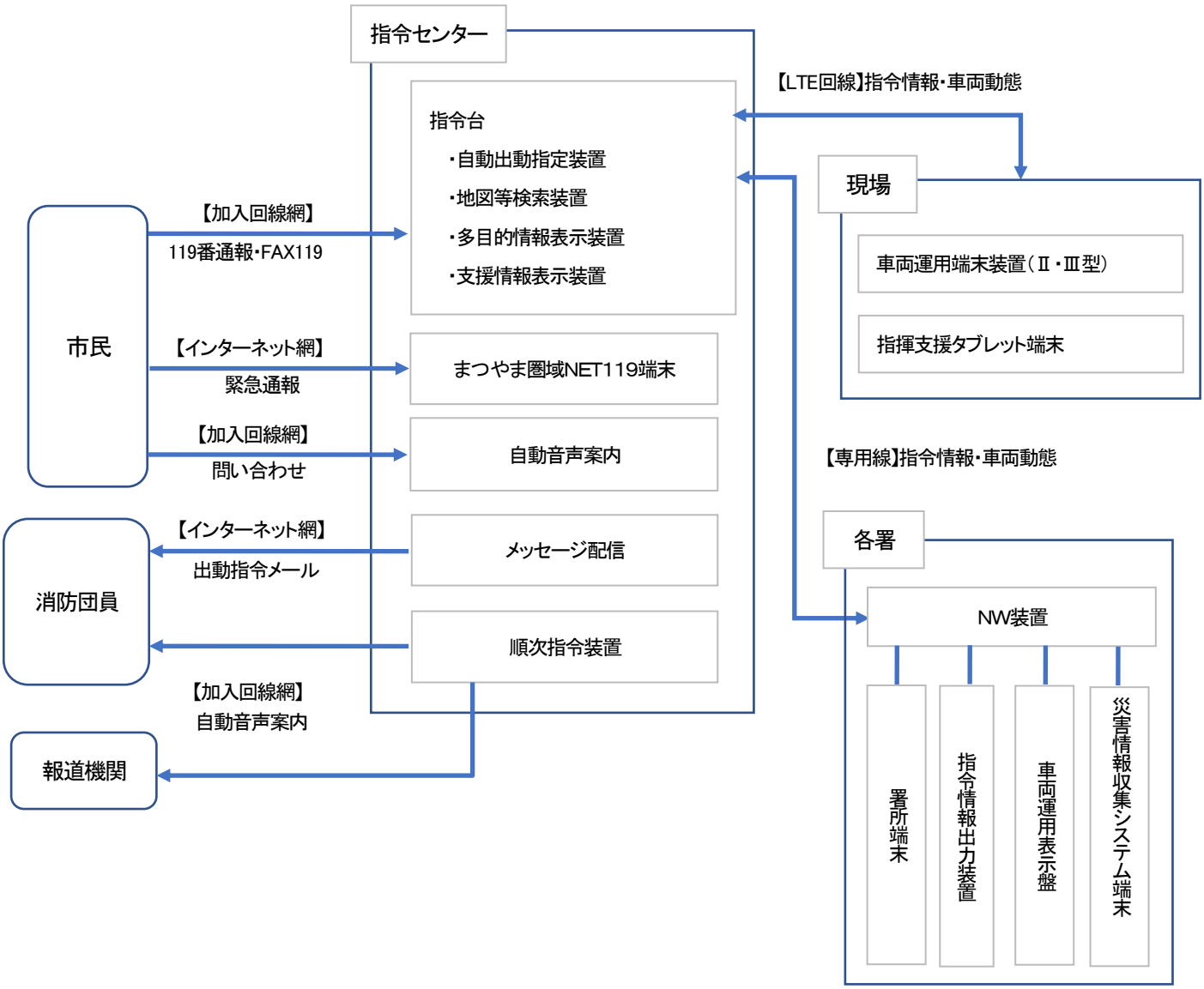
指令センター
【LTE回線】指令情報・車両動態
指令台
・自動出動指定装置
・地図等検索装置
・多目的情報表示装置
・支援情報表示装置
現場
車両運用端末装置（Ⅱ・Ⅲ型）
指揮支援タブレット端末
市民
【加入回線網】
119番通報・FAX119
【インターネット網】
緊急通報
【加入回線網】
問い合わせ
まつやま圏域NET119端末
自動音声案内
【専用線】指令情報・車両動態
各署
NW装置
署所端末
指令情報出力装置
車両運用表示盤
災害情報収集システム端末
消防団員
【インターネット網】
出動指令メール
メッセージ配信
順次指令装置
【加入回線網】
自動音声案内
報道機関

資料〔３・４・６〕　防災ＩＰ無線機一覧表

１　無線機設置場所

通番	地区	配置場所	住　所	本部	支所	公民館
1	00市庁舎	危機管理課	二番町4丁目7-2	●	●	●
2	00市庁舎	危機管理課(本部車)		●	●	●
4	00市庁舎	危機管理課2		●	●	●
5	00市庁舎	危機管理課3		●	●	●
6	00市庁舎	危機管理課4		●	●	●
7	00市庁舎	危機管理課5		●	●	●
8	00市庁舎	危機管理課6		●	●	●
9	00市庁舎	危機管理課7		●	●	●
10	00市庁舎	危機管理課8		●	●	●
11	00市庁舎	危機管理課9		●	●	●
12	00市庁舎	危機管理課10		●	●	●
13	00市庁舎	危機管理課11		●	●	●
14	00市庁舎	危機管理課12		●	●	●
15	00市庁舎	危機管理課13		●	●	●
16	00市庁舎	消防局通信指令課	本町6丁目6-1	●	●	●
17	01番町	番町公民館	二番町4丁目3-4			●
18	02東雲	東雲公民館	勝山町2丁目11-5			●
19	03八坂	八坂公民館	三番町1丁目3-2			●
20	04素鵞	素鵞公民館	中村3丁目2-34			●
21	05雄郡	雄郡公民館	小栗町3丁目5-24			●
22	06新玉	新玉公民館	千舟町8丁目69-4			●
23	07味酒	味酒公民館	松前町5丁目1-6			●
24	08清水	清水公民館	清水町3丁目170-4			●
25	09桑原	桑原支所	桑原2丁目6-35		●	
26	10道後	道後支所	道後町1丁目5-31		●	
27	11味生	味生支所	北斎院町712		●	
28	11味生	味生公民館	別府町177-1			●
29	12生石	生石支所	南吉田町1800-1		●	
30	12生石	生石公民館	高岡町860-67			●
31	13垣生	垣生支所	西垣生町1225-1		●	
32	13垣生	垣生公民館	西垣生町1228			●
33	14宮前	宮前公民館	古三津1丁目26-48			●
34	15三津浜	三津浜支所	三津3丁目2-30		●	
35	16高浜	高浜公民館	梅津寺町1335-4			●
36	17久枝	久枝支所	西長戸町299		●	
37	18潮見	潮見支所	吉藤4丁目3-27		●	
38	18潮見	潮見公民館	吉藤4丁目3-16			●

通番	地区	配置場所	住　所	本部	支所	公民館
39	19和気	和気支所	太山寺町1106-1		●	
40	19和気	和気公民館	太山寺町1226-1			●
41	20堀江	堀江支所	福角町甲1409-1		●	
42	20堀江	堀江公民館	堀江町甲1400-1			●
43	20堀江	堀江公民館 東大栗分館	東大栗町780-1			●
44	21余土	余土支所	余戸東4丁目1-10		●	
45	21余土	余土公民館	余戸東4丁目4-34			●
46	22由良	興居島支所	由良町1048-2		●	
47	22由良	由良公民館 門田分館	門田町地先			●
48	22由良	由良公民館 鷲ヶ巣分館	由良町314			●
49	22由良	由良公民館 北浦分館	由良町56-3			●
50	22由良	由良公民館 馬磯分館	門田町724-2			●
51	23泊	興居島支所泊出張所	泊町818		●	
52	23泊	由良公民館 釣島分館	泊町甲1467-1			●
53	24久米	久米支所	鷹子町823		●	
54	25湯山	湯山支所	末町甲94-1		●	
55	26日浦	湯山支所河中出張所	河中町甲646-1		●	
56	26日浦	日浦公民館 青波分館	青波町甲129			●
57	26日浦	日浦公民館 福見川分館	福見川町甲165-3			●
58	26日浦	日浦公民館 川の郷分館	川の郷町甲426-1			●
59	27伊台	伊台支所	下伊台町1474-1		●	
60	28五明	五明支所	菅沢町乙120-2		●	
61	28五明	五明公民館	菅沢町甲247-1			●
62	28五明	五明公民館 柳谷分館	恩地町179			●
63	28五明	五明公民館 恩地分館	柳谷町209			●
64	29小野	小野支所	北梅本町759		●	
65	29小野	小野公民館 小野谷分館	小野町甲79			●
66	30浮穴	浮穴支所	森松町469-6		●	
67	31石井	石井支所	居相1丁目8-26		●	
68	32荏原	久谷支所	東方町甲955		●	
69	33坂本	久谷支所出口出張所	久谷町甲70		●	
70	33坂本	坂本公民館 奥久谷分館	久谷町甲1780			●
71	33坂本	坂本公民館 桜分館	窪野町2119			●
72	33坂本	坂本公民館 つづら川分館	久谷町甲2690			●
73	34浅海	北条支所浅海出張所	浅海原甲603-1		●	
74	35立岩	北条支所立岩出張所	猿川甲747		●	
75	35立岩	立岩米之野集会所	立岩米之野甲350			●
76	35立岩	区長宅（滝本）	滝本甲112-1			●
77	35立岩	猪木集会所	猪木甲435			●
78	36難波	難波地域活性化センター	中通甲777-3			●

通番	地区	配置場所	住　所	本部	支所	公民館
79	37正岡	正岡公民館	八反地甲90-1			●
80	37正岡	院内集会所	院内甲350-2			●
81	38北条	北条支所	北条辻6		●	
82	38北条	安居島集会所	安居島甲128			●
83	39河野	北条支所河野出張所	河野別府182-1		●	
84	39河野	区長宅（牛谷）				●
85	40粟井	北条支所粟井出張所	久保88		●	
86	41睦野	中島公民館 睦月分館	睦月甲2194-25			●
87	41睦野	中島公民館 野忽那分館	野忽那甲1442-6			●
88	42東中島	中島支所	中島大浦1626		●	●
89	42東中島	中島総合文化センター	中島大浦2962			●
90	42東中島	長師農村開発研修 集会センター	長師107-5			●
91	42東中島	中島公民館 宮野分館	宮野437			●
92	42東中島	神浦地域総合施設	神浦753			●
93	42東中島	中島公民館 小浜分館	小浜甲558			●
94	43西中島	中島公民館 粟井分館	中島粟井甲1235-1			●
95	43西中島	中島公民館 畑里分館	畑里甲813			●
96	43西中島	中島公民館 饒分館	饒甲422-2			●
97	43西中島	中島公民館 吉木分館	吉木甲1309-1			●
98	43西中島	熊田地域総合施設	熊田甲713-3			●
99	43西中島	宇和間農林漁業体験実習館	宇和間甲920-1			●
100	44神和	中島公民館 上怒和分館	上怒和甲399-97			●
101	44神和	中島公民館 元怒和分館	元怒和甲1809-1			●
102	44神和	中島公民館 津和地分館	津和地420			●
103	44神和	中島公民館 二神分館	二神甲501			●
104	23泊	御手洗	泊町91-2			●

資料〔３・４・７〕　愛媛県防災通信システム一覧表（関係分）

防災通信システムの使用法

①内線電話から

他機関の内線電話へ	他機関の防災電話へ
□□－○○○－○－××××	□□－△△△－△△

②防災電話から

他機関の内線電話へ	他機関の防災電話へ
○○○－○－××××	△△△－△△

- □□　　：内線電話からの発信特番は、９３とダイヤルする。
- ○○○－○：相手先の防災通信システム電話局番
- △△△－△△：相手先の防災通信システム防災電話番号
- ××××：相手先の内線電話番号（桁数は各機関で異なる）
  ※なお、内線電話番号欄に（内線転送可）と記載している機関については、局番○○○－２１までのダイヤルで代表電話に着信する。

関係機関名	防災通信システム 電話局番	内線電話番号	防災通信システム 防災電話番号
県庁	５００－０又は１	－××××	
中予地方局	５０３－０	－×××	５０３－２２～２４、３１、３２
県立中央病院	５１４－２１	（内線転送可）	
松山発電工水	５２４－２１	（内線転送可）	
消防学校	５２５－２１	（内線転送可）	
松山市	６０１－０	－××××	６０１－２２～２４、３１～３４
伊予市	６０８－０	－××××	６０８－２２～２４、３１～３４
東温市	６１１－２２～２４		６１１－３１～３４
東温市消防本部			
松前町	６１４－０	－××××	６１４－２２～２４、３１～３４
砥部町	６１５－０	－×××	６１５－２２～２４、３１～３４
伊予消防本部	６２１－０	－×××	６２１－２２～２４、３１～３４
松山海上保安部			５５３－２１、２２
松山地方気象台			５５５－２１、２２
陸上自衛隊松山駐屯地			５５６－２１、２２
久万高原町	６１３－２２～２４		６１３－３１～３４

資料〔３・４・８〕　愛媛県衛星系防災行政無線一覧表（関係分）

衛星系防災行政無線の使用法
・　消防局から発信する場合は、衛星回線選択番号○○○を９２８とダイヤルする。

関係機関名	電話番号
県庁 　防災危機管理課 　防災企画係 　　〃　ＦＡＸ 　　〃　ＦＡＸ 　防災行政無線室 防災航空事務所	 ○○○－200－2317 ○○○－200－2327 ○○○－200－141 ○○○－200－2323 ○○○－200－5202
県庁 　河川課 　防災係	 ○○○－200－2672
松山市消防局 　通信指令課 　防災ＦＡＸ	 ○○○－518－7130 ○○○－518－7198

資料〔３・４・９〕　同報系防災行政無線設備一覧表

１　親局

管理番号	局名	所在地
1	ぼうさいまつやまし	送受信所　　萱町6-30-5　消防合同庁舎内 第１通信所　二番町4-7-2　松山市役所内 第２通信所　本町6-6-1　消防本部内（遠隔制御装置）

２　中継局

管理番号	局名	所在地
1	ぼうさいまつやましぎょうどうざん	伊予郡砥部町田ノ浦364　行道山中継局内
2	ぼうさいまつやましたいのやま	饒乙74-2　泰ノ山中継局内

３　屋外拡声子局

管理番号	地区	局名	所在地	付加機能
1	浅海	浅海ふれあいセンター	浅海原甲１－５	双方向通話
2	浅海	味栗公園	浅海原甲１１１３	双方向通話
3	浅海	原集会所	浅海原甲５３８－１	双方向通話
4	浅海	真沖集会所	浅海本谷甲３５４－１	双方向通話
5	浅海	小竹集会所	浅海本谷甲２２２－１	双方向通話
6	浅海	浅海本谷（お堂）	浅海本谷甲５９３－１	
7	浅海	萩原集会所	萩原甲２８７－１	双方向通話
8	立岩	才之原集会所	才之原甲７４０－１	双方向通話
9	立岩	滝本地区所有地	滝本甲２１６	双方向通話
10	立岩	猪木集会所	猪木甲３４１－１	双方向通話
11	立岩	尾儀原公園	尾儀原甲４９－３外１	
12	立岩	猿川原集会所	猿川原甲２６１	双方向通話
13	立岩	湯裾集会所	猿川原甲７３３	双方向通話
14	立岩	小山田上集会所	小山田甲３２５－１	双方向通話
15	立岩	小山田中集会所	小山田甲１０６４－１	双方向通話
16	立岩	小山田下集会所	小山田甲６６０－１地先	双方向通話
17	立岩	坊田集会所	小山田甲２０３－１	双方向通話
18	立岩	猿川下集会所	猿川甲３７２	双方向通話
19	立岩	大遊寺集会所	猿川甲９２４	双方向通話
20	立岩	中村集会所	立岩中村甲２７７－１	双方向通話
21	立岩	儀式集会所	儀式甲１２８	双方向通話
22	立岩	庄府集会所	庄府甲２８２－１	双方向通話
23	立岩	薬師堂	立岩米之野甲２８２－１	
24	立岩	米之野集会所	立岩米之野甲１－１	双方向通話、気象観測装置
25	難波	庄集会所	庄甲２２８－１	双方向通話
26	難波	上難波集会所	上難波甲７３１	双方向通話

管理番号	地区	局名	所在地	付加機能
27	難波	中通集会所	中通甲６３６－１	双方向通話
28	難波	中通第２集会所	中通甲３０８	双方向通話
29	難波	下難波（灯篭）	下難波甲６９８－２	
30	難波	下難波（下池）	下難波甲１０４３－１	
31	難波	下難波石風呂集会所	下難波甲１２６３－２	双方向通話
32	難波	大浦集会所	大浦４９７	双方向通話
33	難波	道の駅風和里	大浦１２１	
34	北条	上辻集会所	北条辻３２２－１	双方向通話
35	北条	新開集会所	北条辻８０５－１	双方向通話
36	北条	土手内集会所	土手内１４８－１	双方向通話
37	北条	東町浦公園	北条辻１４４３－１１	文字表示装置
38	北条	浜町集会所	北条３２６	双方向通話
39	北条	風早タウン公園	北条２０－１７７外	
40	北条	安居島集会所	安居島甲９５	双方向通話、気象観測装置
41	北条	北条市民会館	北条辻６	双方向通話
42	北条	鹿島	北条辻１５９６－３	
43	正岡	高田集会所	高田甲３５７－２	双方向通話
44	正岡	中西内集会所	中西内２７９	
45	正岡	小山集会所	中西外２７１－１	双方向通話
46	正岡	正岡松尾公園	中西外６８６－１	
47	正岡	八反地集会所	八反地甲１６５９	
48	正岡	椋之原集会所	八反地甲６５２	双方向通話
49	正岡	院内集会所	院内甲２７５	双方向通話、気象観測装置
50	正岡	神田	正岡神田甲１４４－２	
51	河野	府中集会所	府中３３４	双方向通話
52	河野	柳原集会所	柳原１４４	双方向通話
53	河野	片山集会所	片山甲１６３－３	双方向通話
54	河野	中須賀集会所	河野中須賀２８６－１	双方向通話
55	河野	別府集会所	河野別府２６９－１	双方向通話
56	河野	宮内集会所	宮内甲５９－４	双方向通話
57	河野	善応寺集会所	善応寺甲７１－１	双方向通話
58	河野	佐古集会所	佐古甲１７３－１	双方向通話
59	河野	夏目集会所	夏目甲５３９地先	双方向通話
60	河野	高山集会所	河野高山甲２２２	双方向通話
61	河野	天満神社	横谷甲２６５－１	
62	粟井	大西谷	大西谷甲１９－３	双方向通話
63	粟井	泉団地緑地	鹿峰１３６－２外	
64	粟井	麓集会所	麓甲４０７－１	双方向通話
65	粟井	民有地等（長井方）	客甲２２２－３	双方向通話
66	粟井	客集会所	客甲３５６－２	双方向通話
67	粟井	小川谷集会所	小川谷甲７４	双方向通話
68	粟井	本谷集会所	本谷甲４４８－３	双方向通話
69	粟井	常竹集会所	常竹甲１２３－１	双方向通話
70	粟井	観音寺	苞木甲３１２－２	
71	粟井	久保集会所	久保１６７	双方向通話

管理番号	地区	局名	所在地	付加機能
72	粟井	鹿峰集会所	鹿峰１９７－２	双方向通話
73	粟井	光洋台緑地Ａ	光洋台３－３４	
74	粟井	河原集会所	粟井河原２４５－３	双方向通話
75	粟井	小川集会所	小川甲６６９－１	双方向通話
76	粟井	磯河内集会所	磯河内甲３７２－４	双方向通話
77	粟井	磯河内（市所有地）	磯河内甲１１１－３	
78	粟井	和田集会所	和田甲２３４－１	双方向通話
79	粟井	西谷集会所	西谷甲３８１	双方向通話
80	由良	由良公園	由良町１１６５－１	
81	由良	由良公民館門田分館	門田町９２－１	双方向通話
82	由良	馬磯ポンプ蔵置所内	門田町馬磯漁港公園	
83	由良	北浦ポンプ蔵置所内	由良町５５－５	双方向通話、気象観測装置
84	泊	泊公民館	泊町８１８	双方向通話
85	泊	御手洗公園	泊町９１－２	
86	泊	泊公民館船越分館	泊町甲４３７	双方向通話
87	泊	鷲ヶ巣ポンプ蔵置所内	由良町３５０－７	
88	泊	興居島小学校釣島分校	泊町（釣島）１４６５	双方向通話
89	高浜	高浜三丁目緑地帯	高浜町３－２２５６－１	
90	高浜	高浜公民館新浜分館	新浜町１５－１	双方向通話
91	高浜	高浜児童公園	高浜町６－１６０２－１	文字表示装置
92	高浜	高浜公民館	梅津寺町１３３５－４	双方向通話
93	高浜	高浜小学校	梅津寺町１３６５－１	
94	高浜	高浜公民館高浜１丁目分館	高浜町１－１３９８－３	双方向通話
95	高浜	高浜保育園	高浜町６－１６７４－１	双方向通話
96	高浜	すみれ野南公園	石風呂町２３０－１	
97	三津浜	三津浜ポンプ蔵置所内	三津２－７－１４	
98	三津浜	三津浜公民館	三津３－２－３０	双方向通話
99	宮前	古三津ポンプ蔵置所内	古三津１－１６－８	
100	宮前	中須賀ポンプ場	三杉町７－１２	文字表示装置
101	宮前	東山公園	東山町４１０９－１外	
102	和気	和気ポンプ蔵置所内	和気町１－２７９－２	
103	和気	和気公民館太山寺分館	太山寺町１５９３－２	双方向通話
104	和気	和気公民館勝岡分館	勝岡町１１２	双方向通話
105	和気	和気公民館朝汐分館	和気町２－９２７	双方向通話
106	和気	城北支署内	馬木町２２２７	
107	和気	太山寺小山公園	太山寺町１３５５	
108	和気	和気公園	和気町１丁目１００	
109	堀江	堀江小学校	福角町１４０９－１	双方向通話
110	堀江	東浜ポンプ蔵置所内	堀江町甲１７７１	文字表示装置
111	堀江	堀江公民館東大栗分館	東大栗町７８０－１	双方向通話
112	堀江	堀江公民館大西２分館	堀江町甲８６３－５	双方向通話
113	久枝	西長戸東公園	西長戸町１６３番地２外	
114	久枝	安城寺西公園	安城寺町１３３４－１	
115	久枝	久万ノ台公園	久万ノ台１７４９－１	
116	久枝	久枝公民館船ヶ谷分館	船ヶ谷町２３７－１	双方向通話
117	久枝	鴨川公園	鴨川３－７－１９	

管理番号	地区	局名	所在地	付加機能
118	久枝	太郎丸公園	問屋町３３４－３７	
119	潮見	潮見公民館	吉藤４－３－２５	双方向通話
120	潮見	潮見公民館平田分館	平田町２７２－４	双方向通話
121	潮見	三神大権現	吉藤５－１５－５	
122	潮見	潮見公民館吉藤分館	吉藤５－１９－２０	双方向通話
123	潮見	吉藤公園	吉藤２丁目４８１－１	
124	潮見	谷町公園	谷町甲２３６	
125	伊台	伊台小学校	下伊台町１４４５－３	双方向通話
126	伊台	梅組ポンプ蔵置所内	下伊台町５５８－１	
127	伊台	上伊台ポンプ蔵置所内	上伊台町２２１－１	
128	伊台	伊台公民館本村分館	上伊台町２１１－１	双方向通話
129	伊台	伊台公民館伊台ハイツ分館	下伊台町１２７８	双方向通話
130	伊台	白水台公園	白水台２－１２	
131	湯山	高野ポンプ蔵置所内	高野町甲２－１７	
132	日浦	日浦公民館米野分館南西	米野町乙１５	
133	湯山	湯山公民館宿野分館	宿野町甲２０５	双方向通話
134	湯山	溝辺ふれあいセンター	溝辺町５６５－２	双方向通話
135	湯山	湯山公民館倉敷分館	溝辺町２８６－４	双方向通話
136	湯山	東消防署湯山救急出張所内	末町甲６－１	
137	湯山	湯の山第一公園	湯の山５丁目１－５	
138	五明	五明公民館菅沢分館	菅沢町甲２６７－１	双方向通話
139	五明	柳谷ポンプ蔵置所内	柳谷町甲５１２－３	
140	五明	神次郎ポンプ蔵置所内	神次郎町甲２９５	
141	五明	城山・柳谷ポンプ蔵置所	城山町１５１－１	
142	日浦	日浦小学校	河中町甲３３４－２	双方向通話
143	日浦	民有地（北条九川）	九川甲４５５	双方向通話
144	味酒	味酒ポンプ蔵置所内	味酒町３－９－９	
145	味酒	朝日ヶ丘公園	朝日ヶ丘２－１４６４	
146	清水	清水ポンプ蔵置所内	山越３－１４－３７	
147	清水	高崎公園	山越６－１３－１	
148	清水	清水公民館桜ヶ丘団地分館	御幸１－５４５－１	双方向通話
149	清水	清水公園	清水町２丁目７－２	
150	清水	日分公園	山越１丁目５３１－１２	
151	番町	市役所別館	二番町４－７－２	
152	東雲	東雲公園	東雲町７－２	
153	八坂	城東支署内	河原町７－１９	
154	道後	防災備蓄倉庫（東部地区）	上市１丁目３－５０	
155	道後	石手ポンプ蔵置所内	石手２－８－１７	
156	道後	道後公民館祝谷分館	祝谷５－７－１４	双方向通話
157	道後	道後公民館	道後町１－５－３１	双方向通話
158	道後	道後保育園	道後姫塚１２３－１	双方向通話
159	道後	湯築小学校	道後北代１０－４１	双方向通話
160	道後	道後公民館祝谷東町分館	祝谷東町乙４２－３４	双方向通話
161	素鷲	石手川緑地（日の出）	日の出町９－２４	
162	素鷲	石手川緑地（立花一丁目）	立花１丁目２７２－１番地先	
163	素鷲	枝松公園	枝松４丁目２２９－１外	
164	素鷲	若草公園	枝松６丁目１４－４	

管理番号	地区	局名	所在地	付加機能
165	素鵞	拓川市民運動公園広場	拓川町４５３－１	
166	素鵞	素鵞公民館	中村３丁目１２８番地	
167	桑原	正円寺公園	正円寺３丁目５４番４号内	
168	桑原	石手川緑地公園（樽味）	樽味１－７	
169	桑原	ひがしの北公園	東野３丁目甲２７８－１外	
170	桑原	畑寺公園	畑寺１丁目５０８－１外	
171	桑原	経石山公園	桑原４丁目４０８外	
172	桑原	三町三角公園	三町３丁目８５－２	
173	味生	北斎院公園	北斎院町２４２－３外	
174	味生	山西公園	山西町９０９	
175	味生	三津大河賀公園	大可賀１－５	
176	味生	津田公園	北斎院町８１０－１	
177	味生	中津公園	北斎院町４６９－１	
178	味生	南斎院公園	南斎院町２３２－３	
179	味生	福水公園	別府町９２７－１	
180	味生	松山市市民運動広場	別府町６２１－３	
181	新玉	新玉ポンプ蔵置所内	三番町７丁目１－１５	
182	新玉	古照集会所	南江戸５丁目７－３７	
183	雄郡	雄郡ポンプ蔵置所内	竹原町５０－４	
184	雄郡	針田公園	針田町１０７－６外	
185	雄郡	土居田本村公園	土居田町５８１－２	
186	雄郡	土居田公園	土居田町４２３番地	
187	雄郡	城西中学校	竹原３－１９－３５	双方向通話
188	石井	和泉公園	和泉北３丁目６６９－２	
189	雄郡	雄新中学校	土居田町１	双方向通話
190	垣生	奥土居公園	東垣生町６９４－１	
191	垣生	西垣生公園	西垣生町１０６６番地７	双方向通話
192	垣生	西垣生町（木の実花壇）	西垣生町１９９９－３番地先	文字表示装置
193	垣生	大新田公園	西垣生町２８６	
194	垣生	垣生中学校	西垣生町４１８	双方向通話
195	生石	生石公民館高岡分館	高岡町５５６	双方向通話
196	生石	生石公民館北吉田分館	北吉田町１２３７－２	双方向通話
197	生石	下水道西部浄化センター進入路	南吉田町２７９８－７６	
198	生石	西部支署内	富久町２７７	
199	生石	鶴ケ岡公園	南吉田町５２７－３	
200	生石	南吉田中央公園	南吉田町１３６６	
201	生石	高岡みなみ公園	高岡町４６－１	
202	余土	余土ポンプ蔵置所内	余戸東４－３－５	
203	余土	余土公民館市坪分館	市坪北１－３－２０	双方向通話
204	余土	出合公園	余戸南４－１７１０－２	
205	余土	保免中緑地	保免中２丁目２９０番１号	双方向通話
206	余土	余戸西さくら公園	余戸西２－２２７９－１外	
207	余土	余土中学校	保免西４一８４７－１	双方向通話
208	石井	石井公民館越智分館	越智２－３－２５	双方向通話
209	石井	西石井ポンプ蔵置所内	西石井５－２０８－３	双方向通話、気象観測装置

管理番号	地区	局名	所在地	付加機能
210	石井	石井公民館古川分館	古川南１－２０－１３	双方向通話
211	石井	朝生田公園	朝生田６丁目番外２	
212	石井	南消防署内	北土居３－３－２６	
213	石井	石井公民館一の宮団地分館	古川南３－１０－１５	双方向通話
214	石井	北古川公園	古川北１丁目１３５－１	
215	石井	天山公園	天山３－１３０－２外	
216	石井	東山古墳公園（星ケ岡西公園）	東石井３丁目乙２０	
217	石井	南中学校	東石井７－２－５２	双方向通話
218	石井	土居公園	土居町１０２６－１外	
219	久米	南久米公園	南久米町５９０－２	
220	久米	南窪田ポンプ蔵置所	久米窪田町１６３	
221	久米	北久米七区公園	北久米町６４４	
222	久米	北久米八区公園	北久米町１０６９－１外	
223	久米	北窪田公園	久米窪田町９３８－１	
224	久米	来住公園	来住町９８３－３	
225	久米	窪田小学校	久米窪田町３０７	双方向通話
226	久米	南土居公園	南土居町２３９－１	
227	久米	久米公民館鷹子分館	鷹子町６３２	双方向通話
228	小野	北梅本ポンプ蔵置所内	北梅本町甲６２７－２	
229	小野	平井ポンプ蔵置所内	平井町１４６５－４	
230	小野	小野公民館小野谷分館	小野町甲７９	双方向通話
231	小野	小野公民館駄馬分館	北梅本町２６３１	双方向通話
232	小野	五楽公園	平井町５４６－２	
233	小野	小野公民館太尺寺分館	北梅本町６	双方向通話
234	小野	下葉佐池北東堤	南梅本町乙１８２	
235	小野	梅西公園	南梅本町１０４８－４	
236	浮穴	浮穴公民館井門分館	井門町７６８－１	双方向通話
237	浮穴	杖ノ淵公園	南高井町１３４６－１外	
238	浮穴	浮穴公民館森松分館	森松町６４５－１	双方向通話
239	荏原	東方ポンプ蔵置所	東方町甲９２７－１	双方向通話
240	荏原	上野ポンプ蔵置所内	上野町甲２３０－４	
241	荏原	荏原公民館津吉分館	津吉町６９８	双方向通話
242	荏原	荏原公民館中野分館	中野町甲３２３	双方向通話
243	荏原	荏原公民館大橋分館	大橋町５６	双方向通話
244	荏原	政友公園	東方町２２５８－１外	
245	坂本	坂本公民館出口分館	久谷町甲２１８	双方向通話
246	坂本	つづら川ポンプ蔵置所内	久谷町２９３１	
247	坂本	坂本公民館奥久谷分館	久谷町１７１７	双方向通話
248	坂本	坂本公民館久谷中組分館	久谷町８１２	双方向通話
249	坂本	窪野ポンプ蔵置所内	窪野町４８４	
250	坂本	浄瑠璃公園	浄瑠璃町甲１０１４	
251	坂本	坂本公民館桜分館	窪野町２１１９	双方向通話
252	坂本	坂本公民館窪野北谷分館	窪野町１０９９	双方向通話
253	東中島	（民有地等）中島大浦１	中島大浦 2749-2	双方向通話
254	東中島	（民有地等）中島大浦２	中島大浦 683-1	双方向通話
255	東中島	中島公民館小浜集会所	小浜甲 558	双方向通話

管理番号	地区	局名	所在地	付加機能
256	東中島	中島 B&G 海洋センター	小浜甲 1101-1	双方向通話
257	東中島	中島小学校	長師 564	双方向通話
258	東中島	長師農村開発研修センター	長師 107-5	双方向通話、気象観測装置
259	東中島	（民有地等）宮野	宮野 508-1	双方向通話
260	東中島	宮野天満神社	宮野 330	双方向通話
261	東中島	（民有地等）神浦	神浦 1475-1	双方向通話
262	東中島	神浦港	神浦 3694	双方向通話
263	西中島	宇和間農林漁業体験実習館	宇和間甲 920-1	双方向通話
264	西中島	熊田地域総合施設	熊田甲 713-3	双方向通話
265	西中島	天谷小学校跡	吉木甲 77-3	双方向通話
266	西中島	中島公民館吉木分館	吉木甲 1303-2	双方向通話、気象観測装置
267	西中島	中島公民館饒分館	饒甲 422-2	双方向通話
268	西中島	（民有地等）畑里１	畑里甲 1042	双方向通話
269	西中島	（民有地等）畑里２	畑里甲 226-2	双方向通話
270	睦野	（民有地等）睦月	睦月甲 233	双方向通話
271	睦野	中島公民館睦月分館	睦月甲 2194	双方向通話、気象観測装置
272	睦野	中島公民館野忽那分館	野忽那 1442-6	双方向通話、気象観測装置
273	神和	津和地小学校	津和地 1588	双方向通話
274	神和	津和地漁港	津和地 599-2	双方向通話
275	神和	津和地港	津和地 4836-1	双方向通話、気象観測装置
276	神和	中島公民館元怒和分館	元怒和甲 1809-1	双方向通話、気象観測装置
277	神和	怒和小学校	元怒和甲 8-2	双方向通話
278	神和	中島公民館上怒和分館	上怒和 399-97	双方向通話
279	神和	上怒和港	上怒和 1216	双方向通話
280	神和	二神港	二神甲 940	双方向通話
281	神和	中島公民館二神分館	二神甲 459-16	双方向通話、気象観測装置
282	神和	二神小学校	二神甲 227	双方向通話
283	西中島	栗井港	中島栗井甲 1236	双方向通話
284	東中島	中島支所	中島大浦 1626	双方向通話、気象観測装置

４　戸別受信機

管理番号	地区	施設名	所在地
1	浅海	浅海小学校	浅海本谷甲 728
2	浅海	浅海保育園	浅海本谷甲 719-1
3	浅海	浅海公民館	浅海原甲 603-1
4	立岩	立岩小学校	猿川原甲 49
5	立岩	立岩公民館	猿川甲 747
6	難波	難波小学校	中通甲 807-1

管理番号	地区	施設名	所在地
7	難波	難波地域活性化センター	中通甲 777-3
8	北条	北条小学校	北条辻 64
9	北条	北条コミュニティセンター	北条辻 6
10	北条	北条北中学校	北条辻 365
11	北条	聖カタリナ大学	北条 660
12	北条	北条高等学校	北条辻 600-1
13	北条	北条体育館	北条辻 1170-6
14	正岡	正岡小学校	八反地甲 160
15	正岡	正岡公民館	八反地甲 90-1
16	正岡	国津保育園	八反地甲 1647
17	正岡	北条ふれあいセンター	中西外 346-3
18	河野	河野小学校	宮内甲 9-1
19	河野	北条南中学校	河野別府 12
20	河野	北条ふるさと館	河野別府 995
21	河野	河野公民館	河野別府 182-1
22	河野	松山市北条社会福祉センター	河野別府 937-1
23	粟井	粟井小学校	常竹甲 100
24	粟井	粟井保育園	鹿峰 63-2
25	粟井	粟井農村環境改善センター	久保 88
26	由良	由良小学校跡	由良町 873-1
27	由良	ものはな保育園	由良町 479
28	由良	由良公民館	由良町 1048-2
29	泊	興居島中学校	泊町甲 425-3
30	泊	興居島小学校	泊町甲 425-3
31	泊	泊公民館	泊町 818
32	高浜	高浜小学校	梅津寺町 1352-2
33	高浜	高浜中学校	梅津寺町乙 52
34	高浜	港山保育園	新浜町 9-29
35	三津浜	三津浜小学校	梅田町 2-42
36	三津浜	松山市地域交流センター	三津 3 丁目 2-30
37	三津浜	三津浜中学校	若葉町 8-48
38	三津浜	三津浜幼稚園	神田町 1-41
39	宮前	宮前小学校	祓川 1 丁目 3-39
40	宮前	宮前公民館	古三津 1 丁目 26-48
41	宮前	中須賀保育園	中須賀 1 丁目 12-17
42	和気	和気小学校	太山寺町 671-3
43	和気	和気公民館	太山寺町 1226-1
44	和気	松山聾学校	馬木町 2325
45	和気	北中学校	太山寺町 491-1
46	堀江	内宮中学校	内宮町 569-1
47	堀江	堀江公民館	堀江町甲 1400-1
48	堀江	堀江保育園	堀江町甲 1654-9
49	久枝	久枝小学校	安城寺町 586-1
50	久枝	みどり小学校	西長戸町 493-2
51	久枝	松山西中等教育学校	久万ノ台 1485-4
52	久枝	松山聖陵高等学校	久万ノ台 1112
53	久枝	松山盲学校	久万ノ台 112

管理番号	地区	施設名	所在地
54	久枝	久枝公民館	西長戸町 299
55	潮見	潮見小学校	吉藤 4 丁目 7-13
56	潮見	鴨川中学校	鴨川 2 丁目 7-19
57	伊台	旭中学校	下伊台町 1105-1
58	伊台	伊台公民館	下伊台町 1474-1
59	伊台	伊台保育園	下伊台町 1493-1
60	湯山	湯山小学校	食場町甲 128
61	湯山	湯山中学校	溝辺町甲 508-1
62	湯山	夢寛歩道後	溝辺町 3-1
63	湯山	湯山公民館	末町甲 94-1
64	湯山	小百合保育園	溝辺町甲 528
65	五明	五明小学校	菅沢町乙 45-4
66	五明	五明幼稚園	菅沢町乙 45-4
67	五明	五明公民館	菅沢町甲 247-1
68	日浦	日浦中学校	河中町 188-1
69	日浦	日浦公民館藤野分館	藤野町 225
70	日浦	日浦公民館	河中町甲 646
71	味酒	味酒小学校	宮西 2 丁目 2-21
72	味酒	朝美保育園	美沢 2 丁目 7-39
73	味酒	愛光学園	衣山 5 丁目 1610-1
74	味酒	味酒公民館	松前町 5 丁目 1-6
75	味酒	松山市総合福祉センター	若草町 8-2
76	清水	清水小学校	清水町 3 丁目 15
77	清水	姫山小学校	山越 3 丁目 800
78	清水	勝山中学校	清水町 3 丁目 148-2
79	清水	清水公民館	清水町 3 丁目 170-4
80	清水	山越保育園	山越 1 丁目 19-40
81	清水	松山大学御幸キャンパス	御幸 1 丁目 320-1　外
82	清水	愛媛県総合保健福祉センター	本町 7 丁目 2
83	番町	番町小学校	二番町 4 丁目 6-1
84	番町	番町公民館	二番町 4 丁目 3-4
85	東雲	八雲保育園	此花町 1-1
86	東雲	東雲小学校	文京町 2-1
87	東雲	東中学校	文京町 2-2
88	東雲	松山北高等学校	文京町 4-1
89	東雲	松山大学	文京町 4-2
90	東雲	東雲保育園	東雲町 7-1
91	東雲	松山東高等学校	持田町 2 丁目 2-12
92	東雲	松山商業高等学校	旭町 71
93	東雲	松山東雲中学・高等学校	大街道 3 丁目 2-24
94	東雲	愛媛大学教育学部	文京町 3
95	東雲	東雲公民館	勝山町 2 丁目 11-5
96	八坂	八坂公民館	三番町 1 丁目 3-2
97	八坂	八坂小学校	湯渡町 4-20
98	道後	道後小学校	石手 4 丁目 10-5
99	道後	道後中学校	上市 1 丁目 3-57
100	道後	愛媛大学教育学部附属小学校	持田町 1 丁目 5-22

管理番号	地区	施設名	所在地
101	道後	愛媛大学教育学部附属中学校	持田町 1 丁目 5-22
102	素鷲	素鷲小学校	小坂 1 丁目 4-48
103	素鷲	拓南中学校	枝松 5 丁目 4-39
104	素鷲	松山保育園	中村 3 丁目 5-29
105	素鷲	素鷲公民館	中村 3 丁目 2-34
106	桑原	桑原小学校	桑原 3 丁目 7-27
107	桑原	桑原中学校	畑寺町丙 238-28
108	桑原	愛媛大学附属高等学校	樽味 3 丁目 2-40
109	桑原	松山東雲女子大学・短期大学	桑原 3 丁目 2-1
110	桑原	愛媛慈恵会	束本 2 丁目 13-3
111	桑原	桑原公民館	桑原 2 丁目 6-35
112	桑原	松山市畑寺福祉センター	畑寺 4 丁目 8-5
113	桑原	桑原保育園	桑原 4 丁目 10-22
114	味生	味生小学校	別府町 166-4
115	味生	味生保育園	北斎院町 759-1
116	味生	味生第二小学校	別府町 3-1
117	味生	津田中学校	北斎院町 1106
118	味生	新田高等学校	山西町 663
119	味生	済美平成中等教育学校	空港通 5 丁目 6-3
120	味生	味生公民館	別府町 177-1
121	新玉	新玉小学校	千舟町 8 丁目 89
122	新玉	中央新玉公民館	千舟町 8 丁目 69-4
123	新玉	済美高等学校	湊町 7 丁目 9-1
124	雄郡	雄郡小学校	土橋町 1
125	雄郡	たちばな小学校	針田町 209-1
126	雄郡	双葉小学校	土居田町 123-3
127	雄郡	ふたば保育園	小栗 7 丁目 1-32
128	雄郡	松山南高等学校	末広町 11-1
129	雄郡	松山工業高等学校	真砂町 1
130	雄郡	聖カタリナ女子高等学校永代体育館	永代町 10-1
131	雄郡	聖カタリナ女子高等学校	藤原町 468
132	雄郡	雄郡公民館	小栗 3 丁目 5-24
133	垣生	垣生小学校	西垣生町 730-1
134	垣生	木の実幼稚園	西垣生町 1690-1
135	生石	生石小学校	高岡町 630-3
136	生石	西中学校	高岡町 409
137	生石	生石保育園	高岡町 860-1
138	生石	生石公民館	高岡町 860-67
139	余土	余土小学校	余戸東 1 丁目 14-17
140	余土	余土保育園	余戸東 4 丁目 1-35
141	余土	さくら小学校	余戸中 4 丁目 11-1
142	余土	椿中学校	市坪南 1 丁目 1-20
143	余土	余土公民館	余戸中 2 丁目 8-22
144	石井	石井小学校	東石井 6 丁目 8-52
145	石井	椿小学校	和泉南 6 丁目 1-47
146	石井	石井東小学校	越智 1 丁目 3-35
147	石井	石井北小学校	和泉南 1 丁目 3-32

管理番号	地区	施設名	所在地
148	石井	石井幼稚園	西石井 6 丁目 4-29
149	石井	つばき保育園	古川北 2 丁目 18-30
150	石井	聖カタリナ女子高等学校朝生田体育館	朝生田町 4 丁目 9-9
151	石井	石井公民館	居相 1 丁目 8-26
152	石井	石井保育園	西石井 6 丁目 4-34
153	久米	久米小学校	鷹子町 15-1
154	久米	久米保育園	鷹子町 4-4
155	久米	北久米小学校	福音寺町 9
156	久米	福音小学校	福音寺町 355-1
157	久米	久米中学校	来住町 689
158	久米	松山城南高等学校	北久米町 815
159	久米	久米公民館	鷹子町 823
160	久米	松山市鷹子老人福祉センター	鷹子町 740
161	小野	小野小学校	平井町 3673
162	小野	小野中学校	平井町 3690
163	小野	小野公民館	北梅本町 759
164	小野	平井保育園	平井町甲 118
165	浮穴	浮穴小学校	森松町 832
166	浮穴	南第二中学校	森松町 943
167	浮穴	松山中央高等学校	井門町 1220
168	浮穴	浮穴公民館	森松町 469-6
169	浮穴	浮穴保育園	南高井町 1608-2
170	荏原	荏原小学校	東方町甲 1245
171	荏原	荏原幼稚園	東方町甲 1493-3
172	荏原	養護老人ホーム江南荘	恵原町甲 880
173	荏原	特別養護老人ホーム久谷荘	恵原町甲 940
174	荏原	救護施設みさか荘	恵原町甲 1000
175	坂本	坂本小学校	久谷町 30
176	坂本	坂本幼稚園	久谷町 24
177	坂本	坂本公民館	久谷町 70
178	坂本	久谷中学校	浄瑠璃町 940
179	西中島	宇和間農林漁業体験実習館	宇和間甲 920-1
180	西中島	熊田地域総合施設	熊田甲 713-3
181	西中島	中島公民館吉木分館	吉木甲 1309-1
182	西中島	中島公民館饒分館	饒甲 422-2
183	西中島	畑里高齢者健康増進実習館	畑里甲 813
184	西中島	城山小学校跡	中島粟井甲 876
185	西中島	中島公民館粟井分館	中島粟井甲 1235-1
186	東中島	中島小学校	長師 564
187	東中島	中島中学校	長師 817
188	東中島	中島保育園	中島大浦 3040-1
189	東中島	松山北高等学校中島分校	中島大浦 3100-1
190	東中島	中島公民館大浦分館	中島大浦 1623-1
191	東中島	中島総合文化センター	中島大浦 2962
192	東中島	中島Ｂ＆Ｇ海洋センター	小浜甲 1101-1
193	東中島	中島公民館小浜分館	小浜甲 558
194	東中島	中島ふれあいセンター	小浜甲 1191

管理番号	地区	施設名	所在地
195	東中島	青潮寮	小浜 1206
196	東中島	長師農村開発研修集会センター	長師 107-5
197	東中島	中島公民館宮野分館	宮野 437
198	東中島	神浦地域総合施設	神浦 753
199	睦野	睦月小学校（休校中）	睦月甲 1068-6
200	睦野	野忽那小学校（休校中）	野忽那甲 1540-1
201	睦野	中島公民館睦月分館	睦月甲 2194-1
202	睦野	中島公民館野忽那分館	野忽那甲 1442-6
203	神和	津和地小学校	津和地 1588-1
204	神和	津和地保育所（休園中）	津和地 420
205	神和	津和地多目的集会施設	津和地 420
206	神和	怒和小学校	元怒和甲 8-2
207	神和	元怒和保育所	元怒和甲 925-1
208	神和	中島公民館上怒和分館	上怒和甲 399-97
209	神和	中島公民館元怒和分館	元怒和甲 1809-1
210	神和	二神小学校（休校中）	二神甲 227
211	神和	中島公民館二神分館	二神甲 501

資料〔３・４・10〕　公民館（分館）有線放送施設一覧表

（令和６年10月時点）

施設名（分館）		所　在　地
湯山	菊水	食場町甲 163-1
	高野	高野町甲 60-2
	溝辺一区	溝辺町甲 565-1
	八幡	溝辺町甲 96-2
	溝辺二区	溝辺町甲 683
	宿野	宿野町甲 205
	市之井手	溝辺町甲 451-14
	倉敷	溝辺町甲 286-4
	上高野	上高野町 120-3
	県営溝辺団地	溝辺町乙 7
	白石	溝辺町甲 155
	道後台	食場町乙 102-24
	湯の山	湯の山８丁目 17
日浦	米野	米野町甲 162
	河中	河中町甲 220
	藤野	藤野町甲 225-1
	東川	東川町甲 162
	川の郷	川の郷町甲 426-1
	青波	青波町甲 146
	福見川	福見川町甲 165-3
	水口	水口町甲 41-2
	九川	九川甲 617-2
	大井野	大井野町 224-1
五明	菅沢	菅沢町甲 267-1
	神次郎	神次郎町甲 324-2
	恩地	恩地町 179
	柳谷	柳谷町 209
	城山	城山町 150-7
伊台	梅組	下伊台町 450
	桜組	下伊台町 981-5
	松組	下伊台町 1462-1
	本村	上伊台町 215-1
	実川	上伊台町 1417-1
	向陽ハイツ	下伊台町 500-34
	伊台ハイツ	下伊台町 1278
	白水台	白水台４丁目 8-6

施設名（分館）		所　在　地
久米	高井	高井町 1071
	南土居	南土居町 282
	南窪田	久米窪田町 231
	北窪田	久米窪田町 945-1
	鷹子	鷹子町 632
	南久米	南久米町 322-1
	北久米	北久米町 367
	福音寺	福音寺町 221-2
	東鷹子	平井町甲 3157-33
	川付	福音寺町 678-10
	来住	来住町 651-3
小野	小野谷	小野町甲 79
	駄馬	北梅本町 2631
	太尺寺	北梅本町 6
	向井	北梅本町甲 2155-1
	大野	北梅本町 768-2
	南梅本	南梅本町 346-1
	南梅本団地	南梅本町甲 934-38
	水泥	水泥町 774
	平井	平井町 2642
	畑中	平井町 2906
	古市	平井町 1551
	上苅屋	平井町 1127-2
	下苅屋	平井町 1516
	五楽	平井町甲 541-2
	今吉	平井町甲 2013-1
	北梅本仲	北梅本町 2012-1
	北梅本北・南と共有	
	上開団地	水泥町 22-32
	日尾団地	水泥町 333-276
石井	土居	土居町 1083-2
	今在家	今在家２丁目 2-10
	北土居	北土居町１丁目 4-21
	越智	越智２丁目 3-25
	北井門	北井門町４丁目 14-15
	居相	居相 4 丁目 22-5

施設名（分館）		所　在　地
石井	古川	古川南１丁目 20-13
	星岡	星岡３丁目 2-8
	東石井	東石井３丁目 7-12
	椿の宮団地	古川南１丁目 4-18
	一の宮団地	古川南３丁目 10-15
	西石井	西石井５丁目 12-10
	天山	天山１丁目 1-18
	朝生田	朝生田６丁目 3-32
	和泉	和泉北３丁目 8-14
	西石井団地	西石井３丁目 16-11
	和泉南	和泉南４丁目 4-26
	西石井市住	西石井４丁目 11-38
	東石井団地	東石井４丁目 4-5
浮穴	南高井	南高井町 1318
	森松	森松町 645-1
	井門	井門町 768
荏原	井関	東方町甲 360-2
	岡本	東方町甲 635
	町組	東方町甲 1301-3
	六丁	東方町甲 2065
	政友	東方町甲 1702-4
	津吉	津吉町 696
	中野	中野町甲 323
	養下	中野町 1159-2
	小村	小村町 264-2
	大橋	大橋町 56
	一木	上野町甲 25-3
	上野中組	上野町甲 471
	高尾田	上野町甲 984
	今市	上野町 1140
	恵原	恵原町甲 467-1
	東方団地	東方町甲 2346-105
	矢谷	東方町甲 140-6
	上川原	上川原町甲 1526
	西野	西野町 145
坂本	浄瑠璃	浄瑠璃町 327
	出口	久谷町甲 215
	久谷中組	久谷町 812
	奥久谷	久谷町甲 1780

施設名（分館）		所在地
坂本	大久保	久谷町 2242
	桜	窪野町 2119
	関屋	窪野町甲 1
	上関屋	窪野町甲 49-1
	窪野中組	窪野町 1858
	窪野本組	窪野町 611
	榎	久谷町 1162
素鷲	日の出	日の出町 6-6
	枝松	枝松４丁目 7-10
	南小坂	小坂４丁目 14-21
	中村３丁目	中村３丁目 2-34
	祇園町２丁目	祇園町 6-24
	立花３丁目	立花３丁目 11-37
	立花４丁目	立花４丁目 1-21
	立花５丁目	立花５丁目 2-47
	立花２丁目	立花２丁目 19-15
	中村４丁目	中村４丁目 6-17
	立花６丁目	立花６丁目 5-10
	祇園町３丁目	祇園町 2-6
	拓川	拓川町 5-19
	中村４丁目南１	中村４丁目 13-20
道後	石手	石手２丁目 8-17
	祝谷	祝谷５丁目 7-15
	祝谷東町	祝谷東町乙 742-34
	山田	祝谷６丁目 1311-3
東雲	持田	持田町３丁目 2-27
桑原	東野上	東野４丁目 11-6
	東野下	東野２丁目 5-54
	畑寺	畑寺２丁目 1-5
	正円寺	正円寺２丁目 7-15
	三町	三町３丁目 15-24
	束本	束本２丁目 12-27
	松末	松末１丁目 10-2
	桑原	桑原５丁目 8-38
	樽味	樽味１丁目 3-7

施設名（分館）		所　在　地
新玉	本村	南江戸１丁目 8-31
	古照	南江戸５丁目 7-37
	西部	南江戸６丁目 1-25
	新玉	三番町６丁目 4-27
	生石	生石町 514-2
雄郡	小栗	小栗３丁目 5-24
	室町	室町２丁目 4-19
	針田	針田町 107-3
	久保	永代町 2-3
	真砂	真砂町 18-4
	竹原	竹原２丁目 8-24
	藤原	藤原１丁目 1-16
	北藤原	北藤原町 9-6
	土居田	土居田町 438
	土橋	土橋町 10-4
	末広	末広町 14-7
	永代	永代町 5-6
	泉町	泉町 13-14
	南竹原	雄郡１丁目 3-10
	空港通２丁目	空港通２丁目 9-19
	生石南	生石町 165-2
清水	清水第八区	山越町 431-2
	清水第十区	山越３丁目3-24
	姫原	姫原１丁目 6-3
	桜ケ丘団地	御幸１丁目 545-3
味酒	朝日ヶ丘	朝日ヶ丘２丁目 2-28
	衣山	衣山２丁目 2-29
	朝美２丁目	愛光町 4-23
	衣山５丁目	衣山５丁目 727-4
生石	富久	富久町 312
	久保田	久保田町 215-2
	高岡	高岡町 566
	高岡団地	高岡町 783-49
	宮前	高岡町乙 30
	桃山	南吉田町 1710-17

施設名（分館）		所　在　地
生石	南吉田	南吉田町 1330-2
	北吉田	北吉田町 1237-2
余土	保免西	保免西１丁目 4-38
	市坪	市坪北１丁目 3-13
	中の孝	余戸西１丁目 6-6
	余戸南	余戸南５丁目 11-25
	余戸西	余戸西２丁目 8-33
	市坪南	市坪南２丁目 15-31
	吹上南町	余戸南１丁目 9-18
	保免上	保免上１丁目 7-24
	保免中	保免中２丁目 1-17
垣生	八反地	東垣生町 702
	東垣生	東垣生町 544-1
	西垣生	西垣生町 1228-2
味生	山西	山西町 688
	大可賀	大可賀２丁目 8-36
	別府	別府町 492-5
	御産所	別府町 213-3
	中津	北斎院町 403-1
	大正寺	北斎院町 170
	丸山	北斎院町 32
	南斎院	南斎院町 987-1
	西側	南斎院町 792-1
	別府清水	別府町 621-10
	山西団地	山西町 169-22
	清住	清住２丁目 1068-3
	国松	北斎院町 608
	軽井沢団地	南斎院町 1338-47
三津浜	三津浜（本館）	三津３丁目 2-30
宮前	古三津	古三津１丁目 26-48
	（宮前公民館本館）	
	ひばりヶ丘	ひばりヶ丘 1-32
	東山	東山町 20-11
	辰巳	辰巳町 1-36
	中須賀	中須賀２丁目 2-11
	三杉	三杉町 7-18
	青葉台	青葉台 9-4

施設名（分館）		所　在　地
宮前	内浜	内浜町 17-27
	桜ヶ丘	桜ヶ丘 2-12
高浜	松ノ木	松ノ木１丁目 5-48
	石風呂	石風呂町 891
	新浜	新浜町 14-28
	港山	港山町 4-22
	梅津寺	梅津寺町 1335-4
	高浜１丁目	高浜町１丁目 1398-3
	高浜２丁目	高浜町２丁目 1464-1
	高浜３丁目	高浜町３丁目 1489-1
	高浜４丁目	高浜町４丁目 1503-2
	高浜５丁目	高浜町５丁目 1504-42
	高浜６丁目	高浜町６丁目 1674-1
	美浜	新浜町 4-25
	すみれ野	石風呂町 70
	東梅津寺団地	新浜町乙 49-57
	県営梅津寺団地	新浜町甲 1112
泊	御手洗	泊町 91-5
	船越	泊町 1368 先 船越緑地
	泊南	泊町 510-2
由良	由良	由良町 1048-2
	鷲ヶ巣	由良町 314
	門田	門田町地先
	北浦	由良町 56-3
	馬磯	門田町 724-2
	釣島	泊町甲 1467-1
中島	大浦	中島大浦 1623-1
	小浜	小浜甲 558
	長師	長師 107-5
	宮野	宮野 437
	神浦	神浦 753
	上怒和	上怒和甲 399-97
	元怒和	元怒和甲 1809-1
	津和地	津和地 420
	二神	二神甲 501
	睦月	睦月甲 2194-25
	野忽那	野忽那甲 1442-6

施設名（分館）		所　在　地
中島	粟井	中島粟井甲 1235-1
	畑里	畑里甲 813
	饒	饒甲 422-2
	吉木	吉木甲 1309-1
	熊田	熊田甲 713-3
	宇和間	宇和間甲 920-1
和気	馬木	馬木町 111-1
	和気１丁目	和気町１丁目 97-2
	和気浜	和気町２丁目 1032-6
	勝岡	勝岡町 112
	清和	太山寺町 2441-1
	小山	太山寺町 1352-5
	大渕	太山寺町 557
	太山寺	太山寺町 1593-2
	片廻	太山寺町 1315
	太山寺団地	太山寺町 2384
	馬木団地	馬木町 287
	三光団地	太山寺町 333-1
	みどりヶ丘団地	太山寺町 2332-6
	和気団地	和気町２丁目 925-6
	朝汐	和気町２丁目 925-2
	松原	和気町２丁目 809-2
	幸風苑	和気町２丁目 1045-78
潮見	吉藤	吉藤５丁目 19-20
	谷	谷町甲 260-3
	平田	平田町 272-4
	鴨川	鴨川１丁目 8-19
	鴨川団地	鴨川２丁目 4-14
	志津川東	志津川町 74
	西志津川	志津川町 292-2
	森田団地	鴨川２丁目 17-13
堀江	内宮	内宮町甲 675
	東栄	堀江町甲 1788-7
	中筋	福角町甲 616
	東大栗	東大栗町 780-1
	松尾	福角町甲 336
	権現	権現町甲 842
	岡	福角町甲 745

施設名（分館）		所　在　地
堀江	堀江新町	堀江町甲 1470-4
	北谷	福角町甲 1691-1
	大西（一）	堀江町甲 1052-3
	大西（二）	堀江町甲 863-5
	松尾団地	福角町甲 51-153
	東浜	堀江町甲 1770
久枝	久万ノ台	久万ノ台 1169-1
	東長戸	東長戸３丁目 1-24
	安城寺	安城寺町 1332-6
	西長戸	西長戸町 834
	船ヶ谷	船ヶ谷町 237-1
	高木	高木町 218-1
	若宮	安城寺町 341
	西長戸北組	鴨川３丁目 7-19
	東長戸１丁目	東長戸１丁目 5-8
	常盤団地	西長戸町 69-9
浅海	味栗	浅海原甲 1112-1
	萩原	萩原甲 287-3
	真沖	浅海本谷甲 354-11
	浅海原	浅海原甲 538-1
	浅海原浜	浅海原甲 538-1
	真沖浜	浅海本谷甲 706-5
	浅海本谷	浅海本谷甲 320-2
	小竹	浅海本谷甲 232-2
立岩	猿川原	猿川原甲 251
	尾儀原	尾儀原甲 167-1
	小山田上	小山田甲 344-3
	才之原	才之原甲 737-1
	湯裾	猿川甲 722-2
	小山田下	小山田甲 661-1
	庄府	庄府甲 282-1
	猿川下	猿川甲 371-2
	小山田中	小山田甲 571-3

施設名（分館）		所　在　地
立岩	大遊寺	猿川甲 924-1
	立岩中村	立岩中村甲 277-1
	米之野	立岩米之野甲 187
	儀式	儀式甲 136-4
難波	下難波石風呂	下難波甲 1263-2
	下難波	下難波甲 653
	上難波	上難波甲 732
正岡	中西内	中西内 278-2
	八反地	八反地甲 1659
	高田	高田甲 357-2
	院内	院内甲 275-2
	正岡神田	正岡神田甲 186
北条	土手内区	土手内 148-1,2
	上辻区	北条辻 332
	安居島区	安居島甲 268
	風早タウン区	北条 20-150
	新玉区	北条辻 1421-7
河野	河野別府	河野別府 467
	府中	府中 336
	中須賀	河野中須賀 286-1
	片山	片山甲 163-3
	河野高山	河野高山甲 207-1
	佐古	佐古甲 173-1
	宮内	宮内甲 59-4
	善応寺	善応寺甲 71-1
	夏目	夏目甲 420-1
粟井	本谷	本谷甲 343
	鹿峰	鹿峰 197-2
	和田	和田甲 234-1
	安岡	安岡甲 21-5
	西谷	西谷甲 381
	小川	小川甲 669-1
	鴨之池	鴨之池 141-1

施設名（分館）		所　在　地
粟井	常竹	常竹甲 123-1
	苞木	苞木甲 104-2
	磯河内	磯河内甲 372-4
	粟井河原	粟井河原 245-3
	客	客甲 344-1
	麓	麓甲 407-4
	高縄団地	苞木甲 206-3
	小川谷	小川谷甲 74
	久保	久保 373
	市営鹿峰団地	久保 338-11

資料〔３・４・11〕　石手川ダム放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定

国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所長（以下「甲」という。）と，松山市長（以下「乙」という。）は，乙が松山市の住民に対して石手川に係る災害情報等の伝達を行うにあたって，甲に甲所管の放流警報設備，放流情報表示設備及び情報表示装置（以下「警報設備等」という。）による災害情報等の伝達を要請することに関し，次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は，洪水等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において，乙が住民に対して行う災害情報等の提供にあたり，甲が警報設備等を使用し，支援を行うことを目的とするものである。

（警報設備等の配置）

第２条　警報設備等の配置は別図のとおりとし，所在は別表のとおりとする。

（伝達する情報の内容）

第３条　甲が乙の要請を受けて住民に伝達する情報の内容は，災害情報及び緊急避難の必要がある場合の避難支援情報等とする。

（費用負担）

第４条　第１条に掲げる目的に鑑み，伝達に係る費用は，甲の負担とする。

（伝達方法）

第５条　乙が住民に情報伝達するために，甲へ支援の要請を求めることができる警報設備等及び伝達方法は，次のとおりとする。

(1)　甲所管の放流警報設備を用いたサイレン吹鳴及び音声放送

(2)　甲所管の放流情報表示設備及び情報表示装置を用いた文字情報

（警報設備等使用の制限）

第６条　甲がダム放流等により警報設備等を使用するときは，甲の使用を優先する。ただし，乙の要請が緊急を要するものであると甲が判断した場合は，この限りでない。

（情報伝達の責任）

第７条　乙の要請により甲が実施する警報設備等を使用した情報の伝達は，乙が実施する警戒避難等に関する情報の伝達の多様な手段の１つであり，情報の伝達に係る責任を甲が有するものではないものとする。

２　この協定に基づく警報設備等の使用が要因となって第三者に損害を与えた場合は，甲は，その責を負わない。

（疑義の解決）

第８条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は，その都度，甲と乙が協議のうえ，定めるものとする。

（有効期限）

第９条　この協定は，締結の日から適用し，甲と乙のいずれからも改案及び廃止等の意思表示がない場合には，継続されるものとする。

（実施要領）

第10条　この協定の実施のため必要な手続については，甲と乙が協議のうえ，実施要領を別途定めるものとする。

この協定締結の証として，本書２通を作成し，甲及び乙が記名押印のうえ，各１通を保有する。

平成17年　８　月22日

甲　国土交通省四国地方整備局
　　松山河川国道事務所長　　菊　池　雅　彦

乙　松山市長　　中　村　時　広

石手川ダム放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する実施要領

国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所長（以下「甲」という。）と，松山市長（以下「乙」という。）との間で平成１７年８月２２日付けで締結した，「石手川ダム放流警報設備等による災害情報の伝達に関する協定書」第１０条（実施要領）の規定に基づき下記のとおり実施要領を定める。

１　警報設備等の利用の手順

乙が警報設備等を利用するときの手順は，別図のとおりとする。

２　警報設備等利用の要請

乙は，警報設備等を利用する際に，別紙様式－１「石手川ダム放流警報設備の利用要請書」(以下「要請書」という。）を甲にＦＡＸで送信し，内容を電話で確認するものとする。

(1)　要請番号

要請する年月日時分を要請番号とする。

(2)　要請者

機関部署名，氏名，電話番号を記入する。

(3)　利用する警報設備等

利用する警報設備等を選択する。

(4)　警報設備等を利用して伝達する情報の内容

音声放送と文字情報の情報内容について，それぞれ自由文にて文書を記載する。ただし、文字情報については２８文字以内とする。また，サイレン吹鳴の有無についても記載する。

(5)　警報設備等を利用した情報伝達を開始する日時

情報伝達を開始する日時を記入する。

(6)　送受信の確認

乙は，ＦＡＸを送信後甲に電話し，送受信の確認及び日時，送受信者氏名の確認を行う。

３　要請書の受理要件

受理要件は次のとおりとする。

(1)　急激な増水に対する避難支援等

(2)　大雨，台風など，気象により発生した災害に対する情報や避難支援等

(3)　人命に係わる重大な災害に対する情報や避難支援等

４　要請書の不受理

要請書について，前項に該当しないものは不受理とする。

５　操作結果の報告

甲は，要請書による警報設備等の操作を行った結果について，別紙様式－２「石手川ダム放流警報設備等の操作結果報告書」を乙にＦＡＸで送信し，内容を電話で確認するものとする。

(1)　要請番号

要請書に記載された要請番号を記入する。

(2)　報告者

機関部署名，氏名，電話番号を記入する。

(3)　警報設備等の操作内容

警報設備等の操作内容を記載する。特筆すべき事項があれば記載する。

(4)　警報設備等を操作した日時

要請書に従って警報設備等を操作した日時を記入する。

(5)　警報設備等の操作者

要請書に従って警報設備等を操作した者の氏名を記入する。

(6)　送受信の確認

甲は，ＦＡＸを送信後乙に電話し，送受信の確認及び日時，送受信者氏名の確認を行う。

この実施要領締結の証として，本書２通を作成し，甲及び乙が記名押印のうえ，各１を保有する。

平成17年　8　月22日

甲　国土交通省四国地方整備局
松山河川国道事務所
河川管理課長　　佐　野　長　治

乙　松山市消防局
防災対策課長　　山　本　眞　志

別図　警報設備利用の手順

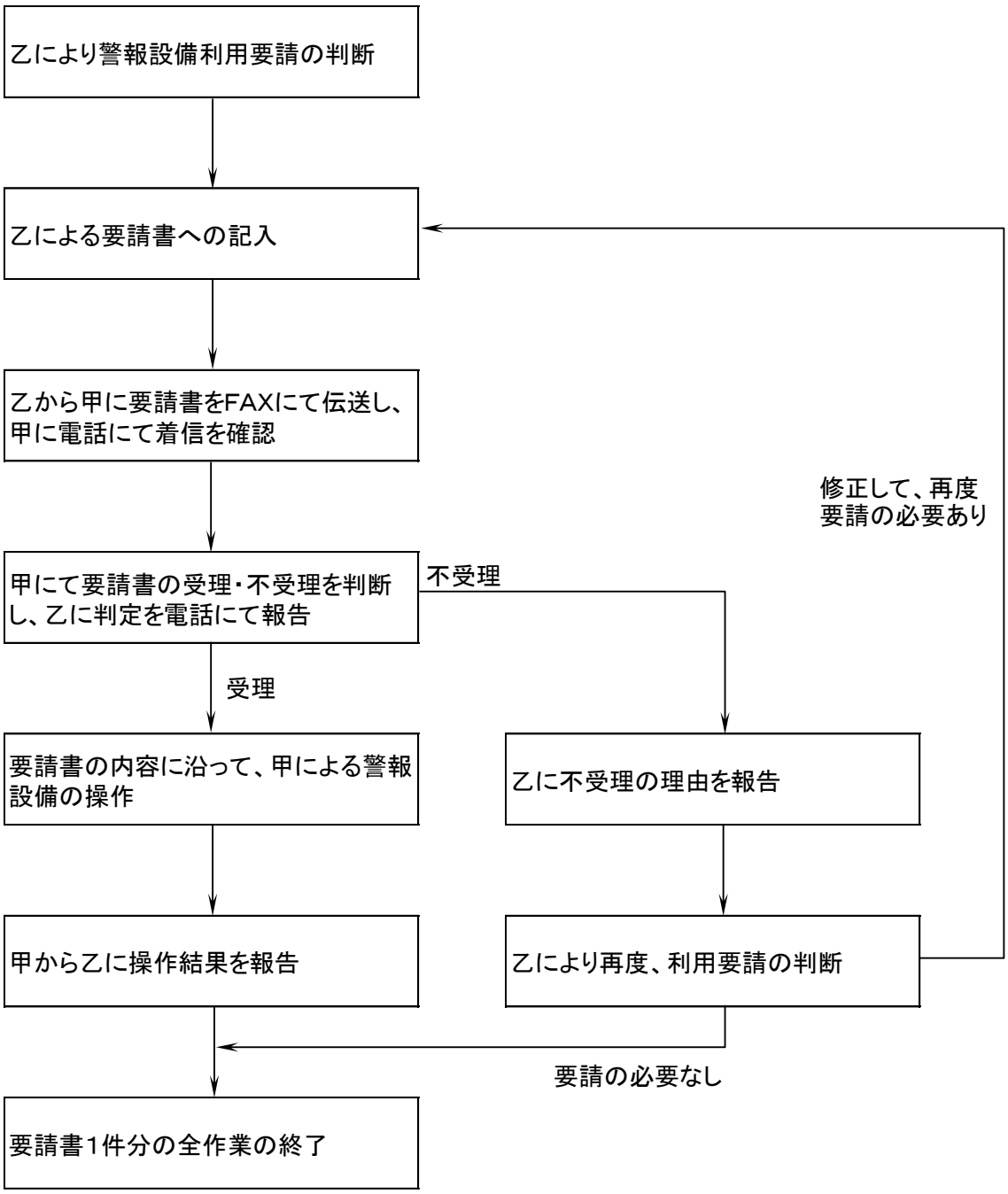

別紙様式－１「石手川ダム放流警報設備の利用要請書」

松山河川国道事務所長　殿

石手川ダム放流警報設備を利用したく、「石手川ダム放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定書」（平成17年　月　日付）に基づき、「石手川ダム放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する実施要領」（同年月日付）に従って、下記のとおり警報設備等の利用を要請します。

要請番号

＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日＿＿＿時＿＿＿分　号

要請者

松山市長

要請書作成担当者、連絡先

機関部署名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

電話番号　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

利用する警報設備等（☐に「レ」を記入）　※（ 音声 ・ サイレン ）の選択をすること。

警報所

☐ 全て（ 音声 ・ サイレン ）	☐ 石手川ダム（ 音声 ・ サイレン ）	☐ 宿野（ 音声 ・ サイレン ）	☐ 末（ 音声 ・ サイレン ）
☐ 食場（ 音声 ・ サイレン ）	☐ 溝辺（ 音声 ・ サイレン ）	☐ 岩堰（ 音声 ・ サイレン ）	☐ 道後（ 音声）
☐ 湯渡（ 音声 ・ サイレン ）	☐ 日之出（ 音声 ・ サイレン ）	☐ 新立（ 音声 ）	☐ 多賀（ サイレン ）
☐ 永木（ 音声 ・ サイレン ）	☐ 祇園（ 音声）	☐ 柳井（ 音声 ）	☐ 立花（ 音声 ・ サイレン ）
☐ 室町（ 音声 ）	☐ 末広（ 音声 ）	☐ 小栗（ 音声 ・ サイレン ）	☐ 朝生田（ 音声 ）
☐ 和泉（ 音声 ・ サイレン ）	☐ 下川原（ 音声 ）	☐ 市坪（ 音声 ）	☐ 保免（ 音声 ・ サイレン ）
☐ 余戸（ 音声 ・ サイレン ）			

放送回数＿＿＿回　　**※サイレンは「５０秒吹鳴、５秒停止」×３回を放送回数１回とする。**

ダム放流警報設備等を利用して伝達する情報の内容

※別途、乙から送付された文書による。

利用するダム情報表示設備（☐に「レ」を記入）

情報表示設備（文字）

☐ 全て	☐ 事務所表示板	☐ 湯渡放流情報板	☐ 新立放流情報板	☐ 中村放流情報板
☐ 立花放流情報板	☐ 泉放流情報板	☐ 末広放流情報板	☐ 中央公園放流情報板	

表示時間＿＿＿分

警報設備等を利用して伝達する情報の内容　　※文字色、橙（ダ）・赤（ア）・緑（ミ）を記入すること。

文字																										
色																										

警報設備等を利用した情報伝達を開始する日時

＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日＿＿＿時＿＿＿分

送受信の確認

送　　信（送信時に記入）	受 信 確 認 欄
送信日時　　：　＿＿＿月＿＿＿日＿＿＿時＿＿＿分	受信確認日時　：＿＿＿月＿＿＿日＿＿＿時＿＿＿分
松山市送信者氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿	受信確認者氏名
	石手川ダム受信者：＿＿＿＿＿＿＿＿
※電話により受信確認を行うこと。	松山市送信者：＿＿＿＿＿＿＿＿

別紙様式－１「石手川ダム放流警報設備の利用要請書」（記載例）

松山河川国道事務所長　殿

石手川ダム放流警報設備を利用したく、「石手川ダム放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定書」（平成17年　月　日付）に基づき、「石手川ダム放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する実施要領」（同年月日付）に従って、下記のとおり警報設備等の利用を要請します。

要請番号

〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 〇〇 時 〇〇 分 号

要請者

松山市長

要請書作成担当者、連絡先

機関部署名：松山市消防局防災対策課

氏　　名　：松山 太郎　　印

電話番号　：089－926－9137

利用する警報設備等（□に「レ」を記入）※（音声・サイレン）の選択をすること。

警報所

□全て（音声・サイレン）	□石手川ダム（音声・サイレン）	□宿野（音声・サイレン）	□末（音声・サイレン）
□食場（音声・サイレン）	□溝辺（音声・サイレン）	□岩堰（音声・サイレン）	□道後（音声）
□湯渡（音声・サイレン）	□日之出（音声・サイレン）	□新立（音声）	☑多賀（音声）
☑永木（音声）サイレン）	☑祇園（音声）	☑柳井（音声）	☑立花（音声）サイレン）
□室町（音声）	□末広（音声）	□小栗（音声・サイレン）	□朝生田（音声）
□和泉（音声・サイレン）	□下川原（音声）	□市坪（音声）	□保免（音声・サイレン）
□余戸（音声・サイレン）			

放送回数　1　回　　**※サイレンは「50秒吹鳴、5秒停止」×3回を放送回数1回とする。**

ダム放流警報設備等を利用して伝達する情報の内容

※別途、乙から送付された文書による。

利用するダム情報表示設備（□に「レ」を記入）

情報表示設備（文字）

□全て	□事務所表示板	□湯渡放流情報板	☑新立放流情報板	☑中村放流情報板
☑立花放流情報板	□泉放流情報板	□末広放流情報板	□中央公園放流情報板	

表示時間 30 分

警報設備等を利用して伝達する情報の内容　　※文字色、橙（ダ）・赤（ア）・緑（ミ）を記入すること。

文字																										
色																										

警報設備等を利用した情報伝達を開始する日時

〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 〇〇 時 □□ 分

送受信の確認

送　　信（送信時に記入）	受 信 確 認 欄
送信日時　　：〇〇月 〇〇日 〇〇時 △△分	受信確認日時　：〇〇月 〇〇日 〇〇時 ▲▲分
松山市送信者氏名：防災　次郎	受信確認者氏名：
	石手川ダム受信者：国土　三郎
※電話により受信確認を行うこと。	松山市送信者：防災　次郎

別紙様式－２「石手川ダム放流警報設備等の操作結果報告書」

松山市長　殿

要請書に記載された内容について、警報設備等の操作を行ったので下記のとおり報告する。

要請番号

＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日＿＿＿時＿＿＿分　号

報告者

松山河川国道事務所長

報告書作成担当者、連絡先

機関部署名：石手川ダム管理支所

氏　　名　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

電話番号　：089－977－0021

警報設備等の操作内容

☐ 要請書のとおり

☐ その他（特筆事項）

警報設備等を操作した日時

＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日＿＿＿時＿＿＿分

警報設備等の操作者

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

送受信の確認

送　　信（送信時に記入）	受信者確認欄
送信日時　：＿＿＿月＿＿＿日＿＿＿時＿＿＿分	受信確認日時：＿＿＿月＿＿＿日＿＿＿時＿＿＿分
	松山市受信者氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿
石手川ダム送信者氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿	石手川ダム送信者氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿
	受信確認日時：＿＿＿月＿＿＿日＿＿＿時＿＿＿分
	事務所受信者氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿
※電話により受信確認を行うこと。	石手川ダム送信者氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿

資料〔３・４・12〕　災害発生報告様式１～２の(2)

様式１　　**災 害 発 生 報 告**

市（町村）

受信時刻　　月　　日　　時　　分

発 信 者

受 信 者

<table>
<tr><td colspan="3">1　災害発生の日時　　年　　月　　日　　時　　分</td></tr>
<tr><td colspan="3">2　災害発生場所</td></tr>
<tr><td colspan="3">3　災害発生原因</td></tr>
<tr><td rowspan="6">4 災害の概況</td><td>(1) 状況</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">(2) 死傷者</td><td>氏　名</td><td>年令</td><td>職業</td><td>住　所</td><td>備　考</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">(3) 被害家屋</td><td>世帯主</td><td>年令</td><td>職業</td><td>所在地</td><td>被害状況</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">5 災害に対してとられた措置</td><td colspan="2">(1) 主な措置</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">(2) 避難状況</td><td>地区名</td><td>世帯数</td><td>人員</td><td>避難先</td><td>命令、勧告、自主の別、その他</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">(3) 消防機関の活動状況
ア 出動人員　消防職員　　名、消防団員　　名、計　　名
イ 主な活動内容（使用した機材を含む）</td></tr>
</table>

様式２の（１）

中間報告・最終報告（共用）

<table>
<tr><td colspan="3">発信機関</td><td colspan="3">区　　分</td><td>被害</td><td colspan="3">区　　分</td><td>被害</td></tr>
<tr><td colspan="3">報　告　第　　報</td><td rowspan="16">そ
の
他</td><td rowspan="2">11 田</td><td>(1)流失、埋没</td><td>ha</td><td></td><td colspan="2">34 公共文教施設</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">番号（　月　日　時現在）</td><td>(2)冠　　水</td><td>ha</td><td></td><td colspan="2">35 農林水産業施設</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">報告者名</td><td rowspan="2">12 畑</td><td>(1)流失、埋没</td><td>ha</td><td></td><td colspan="2">36 公共土木施設</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">受領者名</td><td>(2)冠　　水</td><td>ha</td><td></td><td colspan="2">37 その他の公共施設</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">区　　分</td><td rowspan="2">被害</td><td>13 文教施設</td><td>箇所</td><td></td><td colspan="2">38 小　　計</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>14 病　　院</td><td>箇所</td><td></td><td colspan="2" rowspan="2">39公共施設被害
市町村数</td><td rowspan="2">団体</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">人的被害</td><td colspan="2">1 死　　者</td><td>人</td><td></td><td>15 道　　路</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">2 行方不明者</td><td>人</td><td></td><td>16 橋りょう</td><td>箇所</td><td></td><td rowspan="8">そ
の
他</td><td>40 農産被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">3 負傷者</td><td>(1)重　傷</td><td>人</td><td></td><td>17 河　　川</td><td>箇所</td><td></td><td>41 林産被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>(2)軽　傷</td><td>人</td><td></td><td>18 港　　湾</td><td>箇所</td><td></td><td>42 畜産被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="9">住家被害</td><td rowspan="3">4 全　　壊</td><td>棟</td><td></td><td>19 砂　　防</td><td>箇所</td><td></td><td>43 水産被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td>20 清掃施設</td><td>箇所</td><td></td><td>44 商工被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td>21 崖くずれ</td><td>箇所</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">5 半　　壊</td><td>棟</td><td></td><td>22 鉄道不通</td><td>箇所</td><td></td><td>45 そ の 他</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td>23 被害船舶</td><td>隻</td><td></td><td colspan="2">46 被害総額</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td>24 水　　道</td><td>戸</td><td></td><td colspan="4">人的被害者の住所氏名等</td></tr>
<tr><td rowspan="3">6 一部破損</td><td>棟</td><td></td><td>25 電　　話</td><td>回線</td><td></td><td colspan="4" rowspan="4"></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td>26 電　　気</td><td>戸</td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td>27 ガ　　ス</td><td>戸</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">7床上浸水</td><td>棟</td><td></td><td>28 ブロック塀等</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="4">今後の見とおし</td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">8床下浸水</td><td>棟</td><td></td><td>29</td><td>り災世帯数</td><td>世帯</td><td></td><td colspan="4">消防機関の活動状況</td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td>30</td><td>り災者数</td><td>人</td><td></td><td colspan="4" rowspan="4"></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td rowspan="3">火災発生</td><td>31 建　　物</td><td>件</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">非住家</td><td>9 公共建物</td><td>棟</td><td></td><td>32 危険物</td><td>件</td><td></td></tr>
<tr><td>10 そ の 他</td><td>棟</td><td></td><td>33 そ の 他</td><td>件</td><td></td></tr>
</table>

災害名						
発生年月日						
発生場所						
災害の概況						
47 市町村災害対策本部の設置状況						
48 災害救助法の適用状況						
避難状況						
応急措置及び救助活動の状況						
出動状況	49 消防団	人	51 警察官	人	53 自衛隊	人
	50 消防吏員	人	52 その他の応援者	人	計	人

文教施設・公共建物の名称、被害程度	不通道路橋りょう名

様式２の（２）

被　害　状　況　内　訳　表

区分				符号	被害量	被害額(千円)	備考
一般被害	人的被害	死者		1	人		
		行方不明		2	人		
		負傷者	重傷	3	人		
			軽傷	4	人		
			小計	5	人		
	住家被害	全壊	棟数	6	棟		
			世帯	7	世帯		
			人員	8	人		
		半壊	棟数	9	棟		
			世帯	10	世帯		
			人員	11	人		
		一部破損	棟数	12	棟		
			世帯	13	世帯		
			人員	14	人		
		床上浸水	棟数	15	棟		
			世帯	16	世帯		
			人数	17	人		
		床下浸水	棟数	18	棟		
			世帯	19	世帯		
			人員	20	人		
	非住家被害	全壊及び半壊		21	棟		
	り災世帯	り災世帯		22	世帯		
		り災者		23	人		
	県有施設	他の項目に掲げるものを除く	庁舎等	24	箇所		
			その他の行政財産	25	箇所		
			普通財産	26	箇所		
			県立大学	27	箇所		
			その他	28	箇所		
			小計	29	箇所		
	市町村有施設	他の項目に掲げるものを除く	庁舎等	30	箇所		
			その他の行政財産	31	箇所		
			普通財産	32	箇所		
			その他	33	箇所		
			小計	34	箇所		
	計			35	箇所		

区分			符号	被害量	被害額(千円)	備考
厚生関係被害	社会福祉施設	生活保護施設	36	箇所		
		身障更生保護施設	37	箇所		
		老人福祉施設	38	箇所		
		児童福祉施設	39	箇所		
		婦人保護施設	40	箇所		
		その他	41	箇所		
		小計	42	箇所		
	医療施設	伝染病棟	43	棟		
		伝染病舎	44	棟		
		公的病院	45	箇所		
		私的病院	46	箇所		
		その他	47	箇所		
		小計	48			
	環境衛生施設	水道施設	49	箇所		
		下水道施設	50	箇所		
		清掃施設	51	箇所		
		その他	52	箇所		
		小計	53	箇所		
	計		54			
商工労働関係被害	中小企業	建物(住宅部分を除く)	55	棟		
		機械設備	56	箇所		
		商品、原材料、仕掛品	57	箇所		
		その他	58	箇所		
		小計	59			
	鉱工業	建物	60	箇所		
		機械設備	61	箇所		
		商品、原材料、仕掛品	62	箇所		
		その他	63	箇所		
		小計	64	箇所		
	観光施設	ホテル・旅館	65	箇所		
		観光施設	66	箇所		
		その他	67	箇所		
		小計	68	箇所		
	計		69			

区分				符号	被害量	被害額(千円)	備考
農林関係被害	施設関係	共同利用施設	畜産関係	70	箇所		
			蚕糸関係	71	箇所		
			園芸関係	72	箇所		
			入植関係	73	箇所		
			その他	74	箇所		
			小計	75	箇所		
		非共同利用施設	畜産関係	76	箇所		
			蚕糸関係	77	箇所		
			園芸関係	78	箇所		
			入植関係	79	箇所		
			その他	80	箇所		
			小計	81	箇所		
		牧野地		82	ha		
		牧野施設		83			
		果樹、桑樹、茶樹の樹体被害		84	ha		
		地方公共団体等の施設	畜産関係	85	箇所		
			蚕糸関係	86	箇所		
			園芸関係	87	箇所		
			入植関係	88	箇所		
			その他	89	箇所		
			小計	90	箇所		
	計			91			
	農畜産物等	農畜産物関係	水陸稲	92	ha t		
			麦類	93	ha t		
			野菜	94	ha t		
			果物	95	ha t		
			園芸作物	96	ha t		
			茶	97	ha t		
			桑	98	ha t		
			飼料作物	99	ha t		
			その他	100	ha t		
			小計	101	ha t		

区分				符号	被害量	被害額(千円)	備考
農林関係被害	農畜産物等	家畜等	家畜	102			
			畜産物	103			
			繭	104			
			その他	105			
			小計	106			
		貯蔵物、加工品		107			
		計		108			
	水産関係	漁港		109	箇所		
		漁船		110	隻		
		船具		111	件		
		共同利用施設		112	箇所		
		非共同利用施設		113	箇所		
		養殖施設		114	箇所		
		養殖物		115	箇所		
		魚協（連合会）在庫物		116			
		その他		117			
		計		118			
	耕地関係	農地	田 流失埋没	119	ha		
			田 冠水	120	ha		
			田 小計	121	ha		
			畑 流失埋没	122	ha		
			畑 冠水	123	ha		
			畑 小計	124	ha		
		農業用施設	ため池	125	箇所		
			頭首工	126	箇所		
			水路	127	箇所		
			堤とう	128	箇所		
			道路	129	箇所		
			橋りょう	130	箇所		
			揚水機	131	箇所		
			その他	132	箇所		
			小計	133	箇所		
		計		134			

区分				符号	被害量	被害額(千円)	備考
農林関係被害	林業関係	山地崩壊		135	ha		
		林道	道路	136	箇所		
			橋架	137	箇所		
			小計	138	㎡		
		林産物	木材	139	㎥		
			立木	140	ha		
			木炭	141	kg		
			薪	142	kg		
			その他	143			
			小計	144			
		一般林道施設		145	箇所		
		木炭施設		146	箇所		
		その他		147			
	計			148			
	合計			149			
土木関係被害	国庫負担工事	県工事	河川	150	箇所		
			砂防	151	箇所		
			道路	152	箇所		
			橋りょう	153	箇所		
			港湾	154	箇所		
			漁港	155	箇所		
			小計	156	箇所		
		市町村工事	河川	157	箇所		
			砂防	158	箇所		
			道路	159	箇所		
			橋りょう	160	箇所		
			港湾	161	箇所		
			漁港	162	箇所		
			小計	163	箇所		
	単独工事	県工事	河川	164	箇所		
			砂防	165	箇所		
			道路	166	箇所		

区分				符号	被害量	被害額(千円)	備考
土木関係被害	単独工事	県工事	橋りょう	167	箇所		
			港湾	168	箇所		
			漁港	169	箇所		
			小計	170	箇所		
	一般都市施設			171	箇所		
	その他			172	箇所		
	計			173	箇所		
文教関係被害	学校関係		幼稚園	174	校		
			小学校	175	校		
			中学校	176	校		
			高等学校	177	校		
			その他の学校	178	校		
			小計	179			
	社会教育施設		公民館	180	箇所		
			その他	181	箇所		
			小計	182	箇所		
	文化財関係		国宝	183	件		
			重文	184	件		
			県指定文化財	185	件		
			史跡名勝	186	箇所		
			天然記念物	187	箇所		
			小計	188			
	計			189			
総合計				190			

資料〔３・４・13〕　災害の被害認定基準

用語			被害程度の判定基準
人的被害	死者		当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者		当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
	負傷者	重傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち「重傷者」とは１月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、１月未満で治療できる見込みのものとする。
		軽傷者	
り災世帯			災害により、全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
住家被害	住家		現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊 全焼 又は 全流出		住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70％以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50％以上に達した程度のものとする。
	半壊 又は 半焼		住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損害部分がその住家の延床面積の20％以上50％未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20％以上40％未満のものとする。
	大規模半壊		構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯を指し、具体的には、「半壊」基準のうち、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積と住家の延べ床面積との割合による判定（損壊基準判定）が50パーセント以上70パーセント未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害の割合による判定（損害判定基準）が40パーセント以上50パーセント未満のもの。
	一部破損		全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さいものは除く。
	床上浸水		住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水		床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家の被害	非住家		住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
	公共建物		例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他		公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害		全壊又は半壊の被害を受けたもの。

用語		被害程度の判定基準
田畑被害	流出・埋没	耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能となったもの
	冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの
その他被害	道路決壊	高速自動車道、一般国道、県及び市長村道（道路法第２条第１項に規定する道路、以下同じ）の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。 ただし、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう流失	市長村道以上の道路に架設した橋が一部又は全部流失、一般の渡橋が不能になった程度の被害をいう。
	河川決壊	河川法にいう１級河川及び２級河川（河川法の適用若しくは準用される河川）の堤防あるいは溜池、かんがい用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。
	鉄道不通	汽車、電車の運行が不能となった程度の被害をいう。
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運行する舟以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの、及び流失し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
被害世帯数	り災世帯	災害により被害を受けて通常の生活を維持できなくなった世帯で、全壊、半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。
	り災者	被災世帯の構成員をいう。
火災発生	火災	地震又は火山噴火の場合のみとすること。
	建物	土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、倉庫、その他これらに類する施設をいい、貯蔵そうその他これに類する施設を除く。
	危険物	消防法第11条に起因する市町村長等が許可した製造所等
	その他	建物及び危険物以外のもの

用　　語		被　害　程　度　の　判　定　基　準
その他用語の解説	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	港湾被害	港湾法第２条第５項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設で、復旧工事を要する程度の被害をいう。
	砂防被害	砂防法第１条の規定による砂防施設、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸で、復旧工事を要する程度の被害をいう。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	公共文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

資料〔３・４・14〕　震度情報ネットワークシステムの概要

県下全ての市町に震度観測施設を設置し、地震の震度を市町で覚知すると同時に、震度情報を県及び消防庁で把握することにより、大規模地震による被害をその震度情報に基づき推定して、防災関係機関の初動体制を迅速に確立するとともに、震度情報を市町、県及び消防庁でネットワークし、広域応援を円滑に実施するほか、県設置震度計（５３箇所）の震度データを気象庁へ提供し、報道機関等を介して一般住民に公表され、大規模地震発生時における県民の安全の確保にも努めることを目的とする。

〈シ ス テ ム 構 成〉

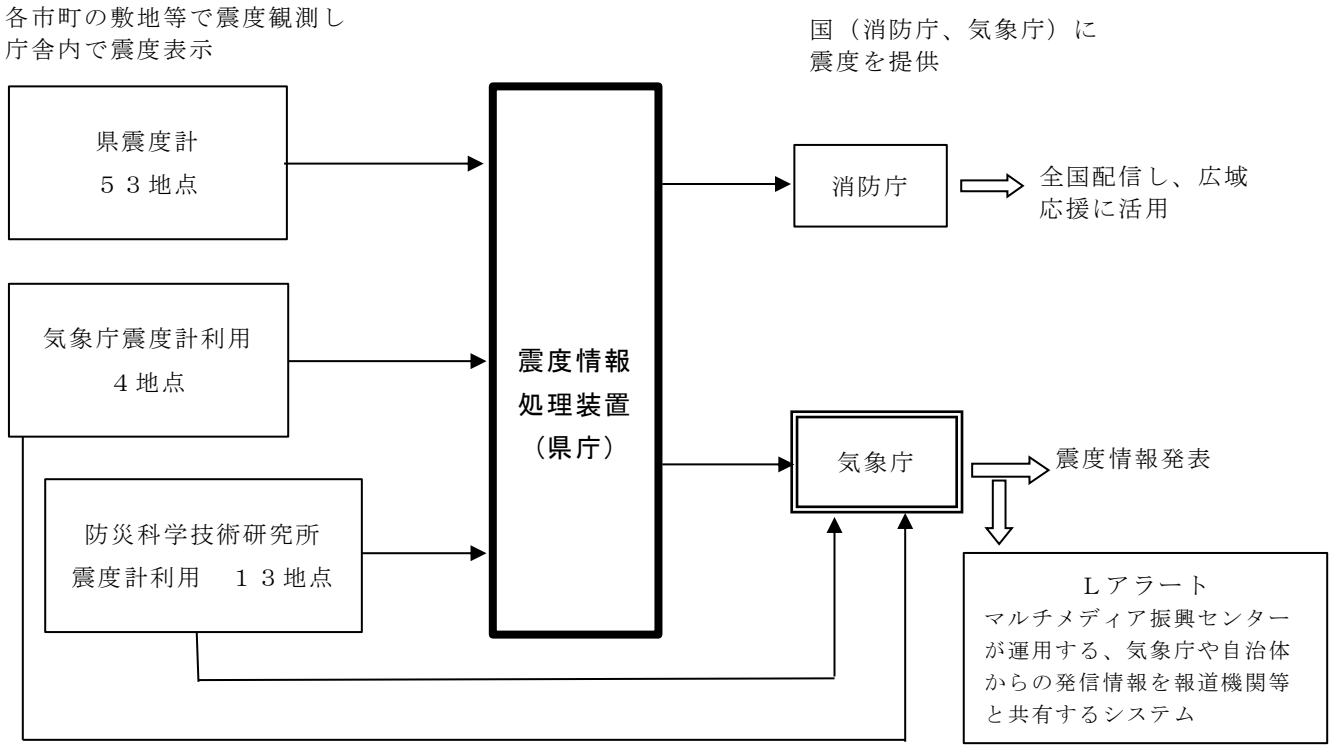

【観測局】

（１）県震度計（53箇所）
四国中央市(川之江、土居、新宮)、新居浜市(別子山)、西条市(西条、小松、丹原)、今治市(朝倉、玉川、波方、大西、菊間、吉海、宮窪、大三島、上浦、伯方、関前)、上島町(弓削、岩城、生名、魚島)、松山市(中島)、東温市(重信)、松前町、砥部町(砥部)、久万高原町(久万、面河、柳谷)、伊予市(双海、中山)、内子町(五十崎、内子、小田)、大洲市（大洲、河辺)、八幡浜市（保内)、伊方町（伊方、瀬戸)、西予市（宇和、明浜、三瓶、城川)、宇和島市（吉田、三間、津島)、鬼北町（広見、日吉)、松野町、愛南町（城辺、内海、御荘、一本松)

（２）気象庁震度計（４箇所）
新居浜市(新居浜)、今治市(今治)、八幡浜市(八幡浜)、西予市(野村)

（３）防災科学技術研究所震度計（13箇所）
四国中央市(伊予三島)、西条市(東予)、松山市(松山、北条)、東温市(川内)、伊予市(伊予)、砥部町(広田)、久万高原町(美川)、大洲市(長浜、肱川)、伊方町(三崎)、宇和島市(宇和島)、愛南町(西海)

資料〔３・４・15〕　気象庁震度階級関連解説表

平成21年３月31日

使用にあたっての留意事項

（１）　気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。

（２）　地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。

（３）　震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。

（４）　この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。

（５）　この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。

（６）　この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用　語	意　味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度○相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	―	壁などに軽微なひび割れ･亀裂がみられることがある。
5強	―	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。 倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ･亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ･亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注1）木造建物（住宅）の耐震性により２つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地)、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	―	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 １階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 １階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X状のひび割れ・亀裂が多くなる。 １階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注1） 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2） 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱 5強	亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強 7	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。

※１ 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※２ 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※３ 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度５弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度５弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度４程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度６弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度５弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度６強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いＯＡ機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

資料〔３・４・16〕　松山河川国道事務所と松山市の河川情報の提供に関する協定書

国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所（以下「甲」という。）と松山市（以下「乙」という。）は、甲が管理する河川情報・映像情報等（以下「提供情報」という。）を乙に提供すること（以下「配信」という。）及び、乙が収集する防災情報を甲に配信することについて、次のとおり協定を締結する。

また、本協定を円滑に運用するため「覚書」を別に定める。

（目的）

第１条　この協定は、甲が管理する提供情報及び乙が収集する防災情報をそれぞれ配信し、甲・乙が配信された情報をもとに、地域住民の水害、地震、津波等の予防及び迅速な避難等に役立てることを目的とする。

（配信情報）

第２条　甲又は乙は、配信する情報を甲乙協議のうえ定めるものとする。

２　甲又は乙は、新たに本協定書に合致する内容の情報収集が可能となった場合には、速やかに配信が行えるよう努力するものとする。

（配信情報の運用期間）

第３条　甲又は乙が配信する提供情報、防災情報の運用期間は、常時（24時間）を原則とする。

２　設備の点検保守時、故障等（機器障害）の場合並びにその他特別な事由がある場合について、甲又は乙は配信を一時停止することができるものとする。

（映像情報の選択等）

第４条　配信する映像情報の選択については、甲又は乙により行うものとする。

（配信施設の構成等）

第５条　甲又は乙は、それぞれの配信施設の構成・責任分界及び設置場所を別に定めるものとする。

２　甲又は乙は、前項について変更することが生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（情報セキュリティの確保）

第６条　甲又は乙は、それぞれが設置する施設に接続する施設等について、情報セキュリティの確保に万全を期するものとする。なお、甲又は乙にセキュリティ上の問題が発生した場合は、甲又は乙は問題が解決するまで情報配信施設を切断出来るものとする。

（運用管理）

第７条　甲の配信施設のうち乙側に設置する施設の運用にあたっては、乙が適切な運用管理を行うものとする。また、運用中に機器障害等の発生を確認した場合は、直ちに甲に報告するとともに、原因が乙に起因すると認められた場合は、乙責任において修復するものとする。

（費用負担）

第８条　情報の配信に必要な施設の設置及び維持管理に要する費用は、甲の施設については甲が負担するものとし、乙の施設については乙が負担するものとする。

但し、甲の配信施設のうち乙側に設置する施設の設置場所及び施設の使用する電気料は乙が無償提供するものとする。

（財産の帰属）

第９条　この協定に基づき甲の設置する施設は甲に帰属し、乙の設置する施設は乙に帰属するものとする。

２　情報は配信するものに帰属し、配信されるものが情報データの複製等を必要とする場合及び第１条の目的外に利用する場合は、あらかじめ配信するものの承諾を得るものとする。

（協議事項）

第10条　この協定に規定されていない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（有効期間等）

第11条　この協定の有効期間は、協定締結から平成２１年３月３１日までとする。ただし、期間満了日の１ヶ月前までに甲又は乙のいずれからも申し出がないときは、引き続きこの協定の有効期間を１年間延長したものとし、その後もまた同様とする。

この協定書締結の証として本書２通を作成して、甲乙記名押印のうえ各自１通を保有する。

平成２０年１２月１８日

甲　　四国地方整備局松山河川国道事務所長　　髙松　諭
乙　　松　山　市　長　　中村　時広

平成20年12月現在

河川系CCTV画像（水系別）

（別紙－1）

水系名	河川名	事務所名	ｶﾒﾗ設置個所名	ｶﾒﾗ設置位置	左右岸別	ｶﾒﾗの諸元	備考
しげのぶがわ 重信川	しげのぶがわ 重信川	松山河川国道事務所	であいきじゅんてん 出合基準点	3．4km	左岸	単板	
			いどかすみてい 井門霞堤	8．3km	右岸	単板	
	いしてがわ 石手川	松山河川国道事務所	ながきばし 永木橋	5．1km	左岸	単板	

情報配信施設　系統図

別　図

※1　系統図中の【　】は、「別表3　配信施設の構成」に対応

※2　松山河川国道事務所と松山市役所の配信接続は物理的接続のみ

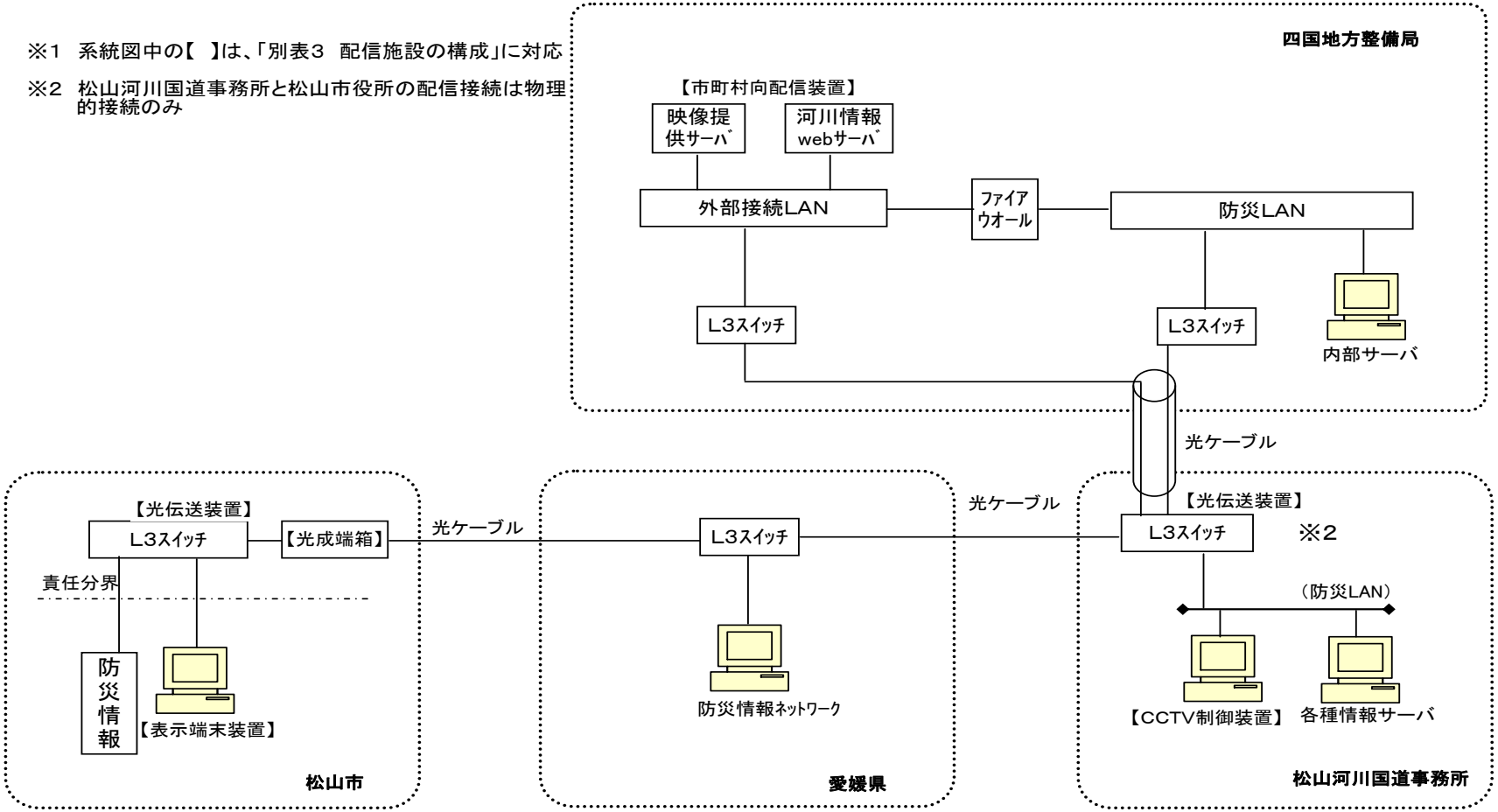

資料〔３・４・17〕　災害時等での緊急放送等に関する協定書

松山市（以下「甲」という。）と株式会社愛媛ＣＡＴＶ（以下「乙」という。）は、災害時等での緊急放送の実施及び緊急通信回線の提供（以下「緊急放送等」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震、風水害等の災害その他の危機事象が発生し、又はその恐れがある場合（以下「災害時等」という。）において、災害等に関する必要な情報（以下「災害情報」という。）を市民に適切かつ迅速に提供することにより、被害の発生又は拡大の防止を図り、もって市民生活の安全・安心を確保することを目的とする。

（緊急放送等の要請）

第２条　甲は、災害時等において、緊急放送等の必要があると認めた場合は、緊急放送等要請書（別記様式）により、乙に要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、甲は、口頭で要請することができるものとし、事後において速やかに緊急放送等要請書を提出するものとする。

２　乙は、前項の要請があった場合は、速やかに要請のあった業務を実施するものとする。

（連絡体制の整備）

第３条　甲及び乙は、緊急放送等を円滑に実施するため、平常時から連絡体制等の点検及び改善に努めるものとする。

（緊急放送の実施）

第４条　乙は、緊急放送を実施するときは、次に掲げるところによるものとする。

(1) 乙の所有する放送設備を使用し、乙の自主放送チャンネルにおいて放送すること。

(2) 緊急放送の際に使用する映像等は、乙が判断し選択すること。

(3) 緊急放送は、他の番組等に優先して放送することとし、状況に応じて適時繰り返し放送すること。

(4) 甲から送信される避難情報等の災害情報メールを乙の自動読み上げ音声システムを使用して放送すること。

(5) 乙の自主放送チャンネルのデータ放送を活用し、民間放送局等のラジオ放送を提供するとともに、災害情報を乙の音声放送で放送すること。

２　甲は、乙が緊急放送を実施するに当たっては、乙に必要な情報等を提供するものとする。

（緊急通信回線の提供）

第５条　乙は、甲から要請のあった避難所又は公共機関において、インターネット等により安否情報などを確認できるよう、次に掲げる手段により緊急通信回線を提供するものとする。

(1) 移動体通信端末の設置

(2) 無線ＬＡＮアクセスポイントの設置

（設備の設置）

第６条　緊急放送等に要する設備の設置場所に関しては、甲・乙協議の上、決定するものとする。

（費用負担）
第７条　緊急放送等に要した費用は、乙の負担とするものとする。
２　緊急放送等に要する新規設備の設置に要する費用の負担は、甲・乙協議の上、決定するものとする。

（緊急放送等の開始及び終了）
第８条　この協定に定める緊急放送等は、甲の要請により開始されるものとする。
２　甲は、前項の規定により開始された緊急放送等の目的を達成したと認めた場合は、乙と協議の上、当該緊急放送等の終了を決定するものとする。

（免責）
第９条　第２条第１項の規定により甲が要請した業務を乙が実施できなかった場合において、その事由が不可抗力によるものであるときは、乙は、その責を免れるものとする。

（協議）
第１０条　甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、定期的に協議を行うものとする。
２　この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に際し疑義が生じた事項は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）
第１１条　この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

附　則
平成２５年３月１１日付けで締結した「災害時等における緊急放送等に関する協定書」は廃止する。

平成３０年１０月１日　　（甲）松山市二番町四丁目７番地
２
松山市
松山市長　　野志　克仁

（乙）松山市大手町一丁目１１番地４
株式会社愛媛ＣＡＴＶ
代表取締役社長　　宮内　隆

別記様式（第２条関係）

第　　号

株式会社愛媛ＣＡＴＶ

代表取締役社長　　様

発信者

松山市長

緊急放送等要請書

災害時等における緊急放送等に関する協定第２条第１項の規定に基づき、次のとおり緊急放送等を要請します。

年　　月　　日　　時　　分

■放送希望日時
月　　日　　時　　分以降
■内　容（　　放送　　・　　通信　　）
■資　料（　　有　　・　　無　　）

連絡先　　（担当者氏名　　）

ＴＥＬ

ＦＡＸ

資料〔３・４・18〕　災害に係る情報発信等に関する協定

松山市（以下「甲」という。）およびヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（本協定の目的）

第１条　本協定は、甲において発生する地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（本協定における取組み）

第２条　本協定における取組みの内容は次の中から、甲および乙の両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。

(1)　乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトを乙のサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。

(2)　甲が、甲内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時から乙のサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(3)　甲が、甲内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を乙のサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(4)　甲が、災害発生時の甲内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を乙のサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(5)　甲が、甲内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報を乙のサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

２　甲および乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

３　第１項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、甲および乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（費用）

第３条　前条に基づく甲および乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第４条　乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、乙のサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

（本協定の公表）

第５条　本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、甲および乙は、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

（本協定の期間）

第６条　本協定の有効期間は、本協定締結日から１年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに１年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第７条　本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、甲および乙は、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書２通を作成し、甲と乙両者記名押印のうえ各１通を保有する。

平成２５年９月２日

甲：愛媛県松山市二番町四丁目７番地２
松山市
松山市長　野志　克仁

乙：東京都港区赤坂九丁目７番１号
ヤフー株式会社
代表取締役　　宮　坂　学

資料〔３・６・２〕　宿泊客災害時対応指針（平成25年12月）

１ 大規模災害発生時に予想される事態 （指針策定前）

(1)　南海地震等の大規模災害発災後には、ほとんどの公共交通機関が機能を停止し、遠距離通勤者や県外観光客等が帰宅困難になる。

また、電気・通信施設の損壊により通信が不能になる。

特に、道後温泉地区は全国有数の観光地で、日常的に数千人に及ぶ県外観光客等が滞在しており、これらの県外観光客等が発災と同時に当該地区に集中して帰宅困難者となる。

(2)　県外観光客等の中で、宿泊施設にいる宿泊客が、引き続き滞在を希望した場合、この希望に応えられる宿泊施設は、宿泊契約に基づき適切に対応する。

ただし、次のような場合には、滞在継続の希望に応えられず、宿泊客は宿泊施設側から退去を求められる。

ア 宿泊施設が被災し、滞在が危険な場合

イ 宿泊施設の従業員等が被災し、対応が不能な場合

ウ 宿泊予定期間が過ぎ、宿泊施設が滞在継続に同意しない場合

(3)　また、宿泊客が、一旦チェックアウトした後に被災した場合は、被災等により受け入れが困難な宿泊施設も相当数に昇ることが見込まれ、宿泊希望の需要を賄いきれず、宿泊施設の確保は困難な状態になる。

(4)　地理不案内な県外観光客等は、大きな不安を抱えたまま、多数の帰宅困難者となって地域にあふれ、交通機関のターミナルや避難所等に集中し、ターミナルは大混乱になり、避難所は受け入れ不能や機能まひ等の事態に陥る。

２ 指針策定の目的

(1)　宿泊施設においては、国際観光ホテル整備法第１１条の規定による「モデル宿泊約款」によれば、宿泊客との契約期間を超えて受け入れる義務はないが、発災時に宿泊施設が自助・共助の精神を発揮して、発災後も引き続き宿泊客を受け入れる自主的な取り組みを行う基本的な形を指針として示す。

(2)　道後旅館組合及び宿泊施設は、指針に沿った具体的な対応計画を作成し、発災時にはこの計画に基づいて対応する。なお、既に独自の対応計画を有している場合は、指針に沿って対応計画を見直すものとする。

(3)　発災時に、宿泊施設が対応計画に基づいて、帰宅困難になった宿泊客を受け入れることにより、宿泊客の多くは、元の宿泊施設で安心して交通機関等の復旧を待つことができる。

結果として、ターミナルや避難所も、帰宅困難になった宿泊客が殺到することなく、大混乱や機能まひになる危険性を軽減できる。

(4)　これらの結果、交通機関や避難所等も、それぞれの役割に応じた適切な対応を行うことが期待でき、愛媛県や松山市の防災行政組織が、帰宅困難になった宿泊客等の情報を把握することや、連絡を取ることも容易になり、安否確認や帰宅支援に資することになる。

３ 指針の対象

(1)　指針の対象となる災害時とは、大規模な地震、津波、風水害等により、道後温泉地区を管轄する愛媛県災害対策本部中予地方本部が設置されるとともに、空路及び鉄道の交通機関が機能を停止して、道後温泉地区の宿泊客が帰宅困難な状態が発生している場合とす

る。

※ 愛媛県災害対策本部中予地方本部が設置される場合とは、次のとおり。

ア 地震・津波であれば最大震度６弱以上の揺れが発生したとき又は大津波警報が発表されたとき。

イ 風水害であれば特別警報が発表されたとき。

ウ その他、相当規模の災害が発生し知事が必要と判断したとき。

(2) 指針の対象とする宿泊客は、次の３種類の方々とする。

ア 発災時に宿泊施設に滞在している、現宿泊客

イ 発災時には宿泊施設にチェックインしていないが、当日の宿泊を予約していた、宿泊予約客

ウ 発災時には既に宿泊施設をチェックアウトしていたが、周辺地域に滞在中で、発災により帰宅困難になり、元の宿泊施設での受け入れを希望する、元宿泊客

※ なお、発災の時間により、上記（2）の宿泊客等が重複する場合も想定されるが、宿泊施設は可能な限り対応するものとする。

また、道後旅館組合が、被災した宿泊施設の宿泊客等の受入れの調整を行う場合は、各宿泊施設は相互に連携・協力して宿泊客を受け入れ、自己の宿泊客と同様に対応する。

4 宿泊客が継続宿泊できる機能の確保

(1) 電気・水道・都市ガスが途絶した場合の代替の確保

ア 停電に備えた、代替電源の整備大規模災害発生時には、宿泊施設において照明、テレビ、ラジオ、通信機器、揚水ポンプ等のための電源が確保されていることが、非常に重要になる。

宿泊施設では、非常用発電機や、太陽光発電機等の代替電源の整備に努めるとともに、できる限り長時間の稼働が可能になるよう燃料の確保等に努めるものとする。

イ 上水道の断水に備えた代替水源の整備

発災時、上水道は比較的長期にわたって断水する見込みであり、飲料水の確保は宿泊客の生死に関わる重要課題である。

また、水洗トイレ用の水の確保は、衛生的で快適に過ごすために重要である。

宿泊施設では、大型貯水タンクや井戸等の代替水源の整備に努めるとともに、水洗トイレ用中水の確保も、今後の検討課題とする。

ウ 都市ガスの停止に備えた代替燃料の整備

発災時、都市ガスは比較的長期にわたって供給が不能になる見込みであり、宿泊客に飲食を提供するためには、一定の燃料が必要である。

宿泊施設では、都市ガスに代わる、プロパンガスや携帯ガスコンロの整備に努めるとともに、一定期間の利用が可能になるよう、カセットボンベや固形燃料等の備蓄に努めるものとする。

(2) 一般的な通信手段が途絶した場合の代替通信手段の確保

発災時、携帯電話を含めた既設の通信手段が途絶することが想定され、一刻も早い帰宅を望む帰宅困難者の宿泊客は、交通機関の正確な復旧・運行情報や帰宅支援情報の提供を求める。

宿泊施設や道後旅館組合では、発災時でも機能する衛星携帯電話や無線機等の通信手段を確保しておくことが重要であり、極力これらを整備する方向で検討するものとする。

(3) 建物の安全性の確認

地震による大規模災害が発生した直後には、宿泊施設の建物が、宿泊客を引き続いて受け入れることが可能な状態であるかどうかを確認する必要がある。

この確認作業は、建築士等の専門家によって行われるべきであり、今後、宿泊施設又は道後旅館組合は、発災時に迅速な確認作業が行われるよう、建築事務所や宿泊施設の施工業者等との協定の締結等を検討するものとする。

5 宿泊客への対応

(1) 宿泊状況の確認

大規模災害発生時には、宿泊施設は宿泊客の宿泊状況を把握する必要があり、基本的に宿泊台帳により確認するものとする。

ただし、宿泊台帳をパソコンだけで管理しており、非常用電源等の対応がなく、停電時に直ちに宿泊台帳の利用ができなくなると想定される場合は、次のような対策を講じておくことが適当である。

ア 宿泊台帳を管理しているパソコンに、非常用電源を接続するなどして、停電時でも宿泊台帳の内容が確認できるようにしておく。ただし、非常用電源が長時間持たない場合を考慮して、発災時には紙に出力しておくものとする。

イ 非常用電源の接続が困難な場合は、当該パソコンの宿泊台帳データを定期的に外部記録媒体（ＤＶＤ-ＲＷやＵＳＢメモリー等）に保存しておき、発災時には非常用電源を設置している箇所（他の宿泊施設や道後旅館組合等）において、紙に出力して確認する。

なお、宿泊台帳を紙で整備しているところは、これによる。

(2) 宿泊客の安否確認

宿泊施設は発災時の避難誘導の後、上記（1）の宿泊台帳を基に、宿泊客の安否を確認して、安否情報を取りまとめる。

以後の宿泊客の動向（宿泊施設からの退去や病院への移動等）も常に把握し、飲食提供等の基礎資料とする。

(3) 建物の安全性の確認と宿泊客受入れの決定

地震による大規模災害が発生した場合は、宿泊施設又は道後旅館組合は、直ちに協定等を結んでいる建築事務所や宿泊施設の施工業者等による建物の安全性の審査を受け、安全が確認された場合は基本的に宿泊客を受け入れるものとする。

ただし、従業員等が被災し、宿泊客を受け入れることができない場合は、この限りではない。

なお、宿泊施設が相互に連携・協力し、被災した宿泊施設の宿泊客を受け入れることとしている場合は、自己の宿泊客と同様に対応する。

(4) 飲食等の提供

ア 宿泊施設は、保有している食料・飲料（常時保有している物資と非常用備蓄物資）の種類と数量を把握し、必要に応じて施設内の一箇所に集積して管理する。

イ 宿泊施設は、発災後の必要数量について、上記（2）の宿泊客数を基に、交通機関の復旧見込情報を行政機関等から入手して推測する。

ウ 生鮮食料については、停電により冷蔵・冷凍による保存が困難になることや、必要量の供給が非常に難しくなることが予想されることから、可能な範囲で提供に努めるものとする。

エ 発災後の必要数量に対して、常時保有している食料・飲料等だけでは足りない分は、非

常用備蓄物資等で補てんすることになる。

この非常用備蓄物資については、基本的に宿泊施設又は道後旅館組合が備蓄に努めるものとし、必要な備蓄量は、道後旅館組合等が必要と判断する量から、各宿泊施設が常時保有している物資の量を差し引いたものである。

ただし、必要量の備蓄が困難な場合は、道後旅館組合と松山市が協議して対応するものとする。

なお、道後旅館組合は、独自に食品関連会社等との協定による、いわゆる「流通備蓄」の対応の可能性も検討する。

オ 帰宅困難な事態が長期化するなどして、備蓄物資も枯渇するような事態になった場合は、道後旅館組合等は松山市に物資の支援を要請し、松山市は愛媛県と連携して、可能な限りこれに対応するものとする。

(5) トイレの提供

４－(1)－イにおいて、水洗トイレ用の水の確保を今後の課題として挙げており、宿泊施設は水洗トイレの利用ができるよう努めることが第一であるが、被災の状況（停電、揚水ポンプ及び給排水管の損傷等）によっては水洗トイレの利用が困難な場合も想定されることから、水を必要としない簡易トイレやマンホール対応型トイレの整備に努めるものとする。

(6) 情報の提供（停電や電話利用が不可の場合）

道後旅館組合及び宿泊施設は、可能な限り情報の収集と提供に努めるものとし、次のとおり対応する。

ア 衛星携帯電話等の非常用通信機器の設置や連絡員については、情報が錯そうすることを防止するため、道後旅館組合等の拠点（拠点が被災する可能性を考慮し、複数の代替施設を選定しておく。）において一元的に対処することが適当である。

イ 道後旅館組合は、非常用通信機器の利用や近隣の行政機関に連絡員を派遣するなどして、交通機関の復旧・運行状況や行政機関の帰宅支援対策等に関する情報を可能な限り頻繁に入手する。

ウ 情報を入手した道後旅館組合は、被災時に利用できる通信手段や連絡員により、各宿泊施設に逐次情報を提供する。

エ 情報を得た宿泊施設は、館内のロビー等に情報を掲示するとともに、特段の情報については、拡声器等を用いて周知に努める。

(7) マンパワー（人的資源）の確保

発災の時間帯等により、宿泊施設に在勤する職員の人数には相当な違いがあると想定され、特に夜間には少数の職員のみで、宿泊客への対応にマンパワーが不足することが危惧される。

しかし、マンパワーが不足していても、できる限りの対処をすべきであり、少人数の場合の避難誘導等の役割分担を明確にしておくことや、宿泊施設が相互に協力して人員の確保に努めるものとする。

また、在宅職員については、被災の程度に応じた参集規定を設けることや、防災に知見のある職員（防災士等）を育成するなどして、可能な限りマンパワーの確保に努めるものとする。

なお、参集規定等は、宿泊施設によって事情が異なると想定されることから、宿泊施設ごとに定めることが適当である。

(8) 発災後の宿泊料金の設定

ア 発災後の宿泊料金を変更する時点

宿泊施設が、本来のサービスや環境（食事、照明、空調、洗面・入浴、トイレ等）を提供できなくなった時点から、宿泊料金を変更することが適当である。

イ 発災後の宿泊料金

発災後は、宿泊施設が本来のサービスや環境の提供を維持し続けることは困難になると想定される。

また、延泊が長期化した場合は、宿泊施設の備蓄物資が枯渇し、行政機関の支援物資による飲食等の提供になることも想定される。

さらに、宿泊客は公共交通機関の機能停止により、帰宅したい意思に反して滞在している状況であること等を思料し、上記アの時点以後の宿泊料金については、原則無料で対応することが適当である。

6 行政機関への対応

(1) 発災以降、通信手段の途絶により、宿泊客の家族等と宿泊客及び宿泊施設の間で連絡が取れない場合は、行政機関に宿泊客の安否確認照会が寄せられることが想定される。

行政機関は、必要に応じて道後旅館組合に、宿泊客の安否情報の提供を求める場合も想定される。

この場合に道後旅館組合は、宿泊客の安否情報を取りまとめ、情報提供に協力するものとする。

(2) また、帰宅困難者である宿泊客は、可能な限り早く帰宅したい希望を持っていることから、交通機関の早期復旧が見込めない場合は、行政機関が帰宅支援策を講ずることも想定され、必要に応じて道後旅館組合に、宿泊客の希望調査を求める場合も想定される。

この場合に道後旅館組合は、可能な限り宿泊客の希望等をとりまとめ、調査に協力するものとする。

7 宿泊客以外への対応

(1) 宿泊施設を利用する日帰り客の避難の受入宿泊施設は、宿泊を伴わず、飲食や入浴等のみを利用する日帰り客から、発災時の避難受入れを求められた場合は、対応できる範囲内（宿泊スペースや備蓄食料、簡易トイレ等の備蓄物資の保有量などを勘案し、受入可能人数を判断する。）で対処する。

(2) 宿泊施設を利用しない一般旅行者等の避難の受入宿泊施設を利用しない一般旅行者や近隣住民についても、発災時の緊急避難的措置として、一時的に受け入れるべきであるが、宿泊客の継続宿泊を確保するために、松山市災害対策本部等に周辺の安全確認等を行った後、避難所への移動を求めることを基本とする。

(3) 大規模被災地域の避難者の受入

宿泊施設が行政機関等から、大規模被災地域の避難者の受入れを要請された場合は、帰宅困難宿泊客の帰還状況を見計らいつつ、宿泊施設の受入能力を勘案し、いつから、何人程度なら受け入れできるかを確認し、適宜に対応する。

8 訓練の実施

道後旅館組合及び宿泊施設は、この指針に応じた対応計画の作成後、その内容を職員に周知するとともに、地域の防災訓練に参加するなどして定期的に訓練を実施し、対応計画をよ

り適切に実施できるよう努める。

9 指針対応宿泊施設の標記

指針策定後は、対応計画が道後旅館組合で作成されるが、これに沿った対応をする宿泊施設は、自らのホームページやパンフレット等にこれを明示し、広報に努める。

また、店頭に何らかの表示をすることも想定されるが、表示の是非やその方法についは、道後旅館組合の判断によるものとする。

10 広報・普及啓発

この指針は、発災時に県外旅行者等が帰宅困難者となった場合に着目し、宿泊施設で継続して受け入れる対応を明文化した、防災対策上、全国的にも先進的な取組みである。

また、本県が平成２２年４月から「えひめお接待の心観光振興条例」を施行しているところであるが、観光旅行者の来訪意欲を高め、おもてなしの向上に関する取組みを促進するという条例の趣旨にもかなうものである。

これらのことから、発災時においても道後旅館組合が、組織として宿泊客の安全と安心を守ろうとする当該指針を広く全国に発信し、道後温泉に来られる観光客等の皆様に、更なる安心感を持っていただくよう努めることが適当である。

なお、東日本大震災で多数の旅行者の方々が帰宅困難者となり困窮された教訓を踏まえ、旅行者においても万一の際には自助のための準備が必要であると考えられる。

このことから、道後旅館組合のおもてなしと宿泊客の自助の心が融合し、安心して心地よい時間を過ごしていただけるよう、その意識啓発に努めるものとする。

さらに、この指針及び道後旅館組合の取組みを、県内の他の宿泊関連施設に紹介し、それぞれが自らの能力や状況に応じて、発災時に宿泊客の継続受入れが可能になるように努めることなどを啓発し、宿泊客の安全・安心の輪を広げ、防災対策の拡充を図っていくことが望ましい。

宿泊客災害時対応指針検討会設置要綱

（設置目的）
第１条　南海地震等の大規模災害発災時に、道後温泉地区において、道後温泉旅館協同組合等が宿泊客を継続して受け入れできるよう、統一的な対応指針を策定するため、宿泊客災害時対応指針検討会（以下「検討会」という。）を愛媛県中予地方局に設置する。

（任務）
第２条　検討会は、前条の設置目的を果たすため、次に掲げる任務を実行する。
(1) 必要に応じて検討会を開催し、対応指針策定に向けて協議を行う。
(2) 過去の被災地周辺の宿泊施設等で、対応事例を調査する。
(3) 平成２５年度中に、道後温泉地区における対応指針を策定する。

（委員構成）
第３条　検討会は、次の８人の委員をもって構成する。
(1) 大学等有識者（防災に知見を有する者）　１人
(2) 旅行業関係者（大規模災害に伴う知見を有する者）　１人
(3) 道後温泉旅館協同組合の役員等　３人
(4) 愛媛県職員　２人
(5) 松山市職員　１人

（委員任期）
第４条　委員の任期は、就任の日から平成２６年３月３１日までとする。ただし、委員の事故等により、継続して任務を果たすことが困難な場合は、新たな委員を選任するものとし、任期は前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）
第５条　検討会に会長及び副会長を置く。
２ 会長は、委員の互選により選任する。
３ 副会長は、中予地方局総務県民課長とする。
４ 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
５ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

（会議）
第６条　検討会の会議は、会長が招集する。
２ 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できない場合は、代理人を出席させることができる。
３ 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者をオブザーバーとして会議に出席させ、その意見を求めることができる。

（事務局）
第７条　事務局は、愛媛県中予地方局総務県民課内に置く。

（補則）
第８条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則
この要綱は、平成２５年４月４日から施行する。

宿泊客災害時対応指針検討会　委員名簿

機関・ 団体名	役職名	氏名	備考
愛媛大学	副学長 防災情報研究センター長	（会長） 矢田部 龍一	
日本旅行業協会	中四国支部愛媛地区 委員会委員長	脇坂　　勝	ＪＴＢ中国四国 松山支店長
道後温泉 旅館協同 組合	副理事長	川本 栄次	茶玻瑠 代表取締役社長
	副理事長	河内 広志	道後プリンスホテル 代表取締役社長
	副理事長	宮崎 光彦	宝荘ホテル 代表取締役社長
松山市	危機管理担当部長	芳野 浩三	
愛媛県	危機管理課長	杉野 洋介	
	中予地方局 総務県民課長	（副会長） 本橋 祐一	

資料〔３・６・３〕　災害時における帰宅困難者支援に関する協定

災害時における帰宅困難者支援に関する協定書

（目的）

第１条　松山市（以下「甲」という。）と株式会社セブン‐イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）は、地震等の発生時（以下「災害時」という。）に交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する多数の通勤者、通学者、観光客等のうち、帰宅が困難な者（以下「帰宅困難者」という。）を支援する災害時帰宅支援ステーション（以下「支援ステーション」という。）の設置などについて必要な事項を定めるため、この協定を締結するものとする。なお、甲は、乙が直営店方式又はフランチャイズ方式による、年中無休２４時間営業のコンビニエンスストアセブン‐イレブン店（以下「セブン‐イレブン店」という。）を展開しており、フランチャイズ方式においては、乙と別途独立した経営主体（以下「オーナー」という。）がセブン‐イレブン店を経営しており、乙はこの協定に定める支援ステーションの設置をオーナーに推奨するものとし、当該乙の推奨に応諾したオーナーが、対象となることを十分に理解する。

（対象店舗）

第２条 この協定は、松山市内の乙の直営店、並びにオーナーが経営する店舗のうち、次条に定める支援ステーションの設置に賛同し、第４条第１項各号の全部又は一部について支援可能な店舗（以下「対象店舗」という。）を対象とする。

（支援ステーションの設置）

第３条　甲は、災害時に、乙に対し、支援ステーションの設置を依頼することができるものとする。

２　乙は、フランチャイズチェーン本部として、オーナーに対し、最大限の努力をもって支援ステーションの設置を推奨するものとする。

３　前項にかかわらず、甲は、乙のフランチャイズ契約における制限から、オーナーにこの協定の履行を強制することが困難であることを承諾し、これを支援ステーション設置の前提とする。

４　乙は、支援ステーションを設置することができないセブン‐イレブン店があった場合、甲に情報提供するものとする。

（支援の内容）

第４条　甲は、乙に対し、災害時に、対象店舗が次の各号に掲げる協力を支援ステーションとして実施することを要請することができるものとする。

（１） 対象店舗において、帰宅困難者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。

（２）対象店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知った通行可能な道路に関する情報を提供すること。

２　甲及び乙は、第１項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができるものとする。

（支援の実施）

第５条　乙は、前条第１項の規定により甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、前条に規定する支援を実施するものとする。ただし、通信の途絶等

の事由により、甲が乙に要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たずに、対象店舗に対し、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することを求めることができるものとする。

（支援ステーション・ステッカーの掲出）

第６条　乙は、対象店舗に対し、住民に対する支援ステーションとしての取組みの周知と防災に対する意識啓発のため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」（以下「本件ステッカー」という。）の掲出を求めるものとする。

２　甲は、対象店舗へ掲出中の本件ステッカーの劣化等を鑑みて、毎年2月１日までに、本件ステッカーの次年度の更新数を乙に確認し、必要数を提供するものとする。

（経費の負担）

第７条　第４条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

２　本件ステッカーを作成する費用は、甲が負担するものとする。

（情報の交換等）

第８条　甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、この協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、同一条件で更新されたものとする。

２　この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除日１ヶ月前までに書面により相手方に通知する。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成　　年　　月　　日

（甲）住　所　　愛媛県松山市二番町四丁目７番地２
松山市
松山市長　　野　志　克　仁

（乙）住　所　　東京都千代田区二番町８番地８
株式会社セブン‐イレブン・ジャパン
代表取締役　　井　阪　隆　一

資料〔３・７・１〕　市所有車両等一覧表

（令和６年10月時点）

課　名	普通貨物	普通乗合	普通乗用	小型貨物	小型乗用	軽貨物	軽乗用	軽特種	小型・普通特種	バイク	小計
管財課	1		8	22	5	39	24			48	147
危機管理課									1		1
市民防災安全課						1					1
まちづくり推進課										1	1
坂の上の雲ミュージアム事務所						1					1
スポーティングシティ推進課	1			1		11				7	20
人権・共生社会推進課						1				9	10
市民課										20	20
長寿福祉課							1		1		2
指導監査課						1					1
介護保険課										8	8
障がい福祉課		3	1			3			5	3	15
健康保険課										14	14
保険給付・年金課						1					1
生活福祉総務課						1					1
医事薬事課					2	5	4	1		16	28
保健予防課									1		1
生活衛生課				3		2				1	6
こどもえがお課										7	7
子育て支援課										4	4
保育・幼稚園課				1	1	4				5	11
すくすく支援課				1	1	1				6	9
こども相談課						11				1	12
環境モデル都市推進課							3				3
環境指導課							1				1
廃棄物対策課			1			3	1				5
清掃課	3		1	2		26			30		62
清掃施設課	4			2		7	1			1	15
都市・交通計画課				2		1			1		4

課　名	普通貨物	普通乗合	普通乗用	小型貨物	小型乗用	軽貨物	軽乗用	軽特種	小型・普通特種	バイク	小計
都市生活サービス課						1				1	2
道路河川整備課						1					1
道路河川管理課						1			1		2
みち水路メンテナンス課	2			2		5			10		19
空港港湾課				3		3				5	11
市街地整備課				3	1	3	1		1	3	12
観光・国際交流課						2					2
道後温泉事務所						2				3	5
競輪事務所						3					3
農林水産振興課						7				1	8
農林水産施設整備課						4					4
中央市場課						1					1
水産市場課						1					1
警防課	1		2		1	1	6	7	79	40	137
地域消防推進課								57	56	5	118
教育総務課					1						1
地域学習振興課						9				21	30
学校教育課		6	2			2					10
教育研修センター事務所						2					2
文化財課				1		5					6
子規記念博物館						1					1
保健体育課	53			2		1	1				57
中央図書館事務所						1			4		5
議会事務局			1								1
合　　計	65	9	16	45	13	176	46	65	191	233	859

松山市公営企業局所有自動車　　（令和６年10月時点）

課　名	普通貨物	普通乗合	普通乗用	小型貨物	小型乗用	軽貨物	軽乗用	軽特種	小型・普通特種	大型特殊	バイク	小計
公営企業局			2			50	2		6		21	81

市所有船舶一覧表　　（令和６年10月時点）

課　　名	医事薬事課	警防課	
船　　名	しまどりⅡ	はやぶさ	うみねこ
船舶種類	汽　船	汽　船	汽　船
用　　途	交通船	消防救急兼ｶｰﾌｪﾘｰ	救急艇兼交通船
船　　質	ＦＲＰ	耐食アルミニウム合金	耐食アルミニウム合金
進水年月	令和２年12月	平成21年２月	平成８年３月
船舶の所有者	松山市	松山市	松山市
総トン数	7.9ﾄﾝ	19ﾄﾝ	19ﾄﾝ
旅客定員 （操舵手を除く）	11人	12人	12人
航行区域	平水区域	平水区域・ 限定沿海区域	平水区域・ 限定沿海区域
主機の種類	ヤンマーディーゼル	ＭＴＵディーゼル	三菱ディーゼル
連続最大出力	449PS	910PS×2　　1,820PS	609.1PS×2 1,218.2PS

資料〔３・７・２〕　災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書

松山市（以下「甲」という。）と赤帽愛媛県軽自動車運送協同組合（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における物資等の緊急輸送に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

（趣　旨）

第１条　この協定は、甲の地域内に大規模な地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が松山市地域防災計画に基づき行う災害応急対策としての物資等の緊急輸送業務が適正かつ円滑に実施されることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時において、乙に対し、物資等の輸送を要請するときは、次に掲げる事項を明示した文書（別記様式１）により行うものとする。ただし、文書によるいとまがない場合は、口頭又は電話等により要請し、事後、速やかに文書を送付するものとする。

（１）災害の状況及び物資等の輸送を要請する事由
（２）輸送に必要な車両種類、車両数、人員
（３）輸送物資等の種類、数量
（４）物資積み込み、取り下ろし場所
（５）要請する期間及び活動内容
（６）その他必要となる事項

（協力の実施）

第３条　乙は、甲の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、他の業務に優先して物資等の輸送業務に協力するものとする。

（報　告）

第４条　乙は、前条の規定に基づき協力した場合は、速やかに甲に対し、次の事項を明示した文書（別記様式２）により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又電話でもって報告し、事後、文書を提出するものとする。

（１）輸送期日、輸送先
（２）車両種類、車両数、人員、輸送物資等
（３）事業者名
（４）その他必要な事項

（経費の負担）

第５条　乙が第３条の規定により実施した輸送業務に要した費用は甲が負担するものとする。

（経費の請求）

第６条　前項に規定する費用は、災害発生時直前における地域の事業者の届出運賃、料金を基準として、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（経費の支払い）

第７条　甲は、前条により定められた費用を要求された場合は、速やかに支払うものとする。

（事故等）

第８条　乙の供給した事業用自動車が故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該事業用自動車を交換してその供給を継続するものとする。又、乙は、事業用自動車の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

（補　償）

第９条　この協定に基づいて輸送業務に従事した者が、本業務おいて負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者たる自動車運送事業者の責任において行うものとする。

（連絡責任者）

第10条　この協定の実施に関する連絡責任者は、甲においては、防災対策課長とし、乙においては、赤帽愛媛県組合本部理事長とする。

（協　議）

第11条　この協定に定めの無い事項及びこの協定について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（適　用）

第12条　この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書を持って協定を終了させる意思を通知しない限り、継続するものとする。

本協定締結の証として、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成　14年　９月　５日

甲　　松山市二番町４－７－２　　松山市長

乙　　松山市高岡町３９１　　赤帽愛媛県軽自動車運送協同組合　　理事長

様式１

年　　月　　日

赤帽愛媛県軽自動車運送協同組合　様

松山市長

緊急・救援物資等輸送協力要請書

『災害時における物資等の輸送に関する協定書』に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

１　災害の状況及び協力を要請する理由

２　協力を必要とする車両の車種、台数及び人員

車種（形状）	最大積載量（ｔ）	台　　数	従事人員

３　協力を必要とする期間、場所等

応援期間	搬送先	集　　合	
		日　　時	場　　所

４　輸送品目及び数量

５　現場責任者

６　その他必要な事項

（市担当者　　所　　属　　担当者氏名　　電話番号）

様式２

第　　号

年　　月　　日

松　山　市　長　　様

赤帽愛媛県軽自動車運送協同組合

緊急・救援物資等輸送実施報告書

下記のとおり緊急・救援物資等を輸送しましたので報告致します。

記

輸送月日 （期間）	輸送場所 （区間及び距離）	事業者名 車種（　　）	台数	従事 人員	輸送物資等の内容 （数量）

（その他必要な事項）

（担当者）氏　　名　　電話番号

災害緊急輸送対策連絡系統図

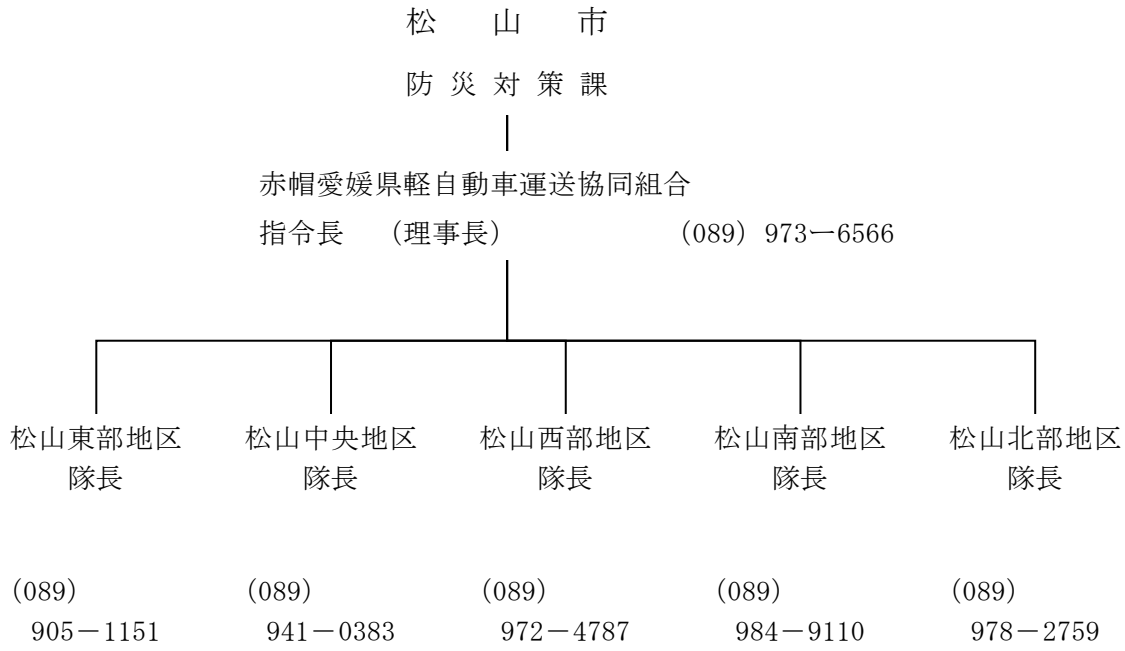

資料〔３・７・３〕　ヘリコプター緊急時離着陸場一覧表

合計５３箇所　　（令和６年10月時点）

№	名　　称	所　在　地	管　理　者	電　話	駐機数	
					中型機	大型機
1	愛媛県総合運動公園 陸上競技場	上野町乙46番地内	愛媛県土木部 都市整備課	912-2746	4	2
2	愛媛県総合運動公園 補助競技場	上野町乙46番地内	愛媛県土木部 都市整備課	912-2746	4	2
3	愛媛県総合運動公園 多目的広場	上野町乙46番地内	愛媛県土木部 都市整備課	912-2746	2	－
4	愛媛県総合運動公園 球技場	上野町乙46番地内	愛媛県土木部 都市整備課	912-2746	4	2
5	愛媛県総合運動公園 自由広場	上野町乙46番地内	愛媛県土木部 都市整備課	912-2746	3	1
6	愛媛県総合運動公園	上野町乙46番地内	愛媛県土木部 都市整備課	912-2746	4	2
7	野外活動センター 多目的グラウンドＡ	菅沢町乙280	スポーティングシティ推進課	948-6889	2	－
8	北条スポーツセンター	大浦168	スポーティングシティ推進課	948-6889	2	－
9	愛媛県漁連タンク施設 横駐車場	野忽那11-2	農水振興課	948-6019	1	－
10	陸上自衛隊松山駐屯地	南梅本町乙115	陸上自衛隊松山駐屯地第３科警備幹部	975-0911	2	1
11	久谷中学校	浄瑠璃町940	久谷中学校長	963-1025	1	－
12	愛媛県立農業大学校	下伊台町1553	愛媛県立農業大学校　総務課長	977-3261	2	－
13	門田公園	門田町地内	市街地整備課	948-6094	1	－
14	堀江小学校	福角町甲1409-2	堀江小学校長	978-0015	2	－
15	重信川大橋下流 右岸河川敷	井門町地先	市街地整備課	948-6094	6	－
16	愛媛県消防学校 大規模訓練場	勝岡町1163-8	愛媛県消防学校長	978-4000	2	－
17	市民運動広場	別府町621-3	スポーティングシティ推進課	948-6889	3	－
18	愛媛大学山越運動場	山越4丁目11-10	愛媛大学 学生生活支援課	927-9160 夜927-9140	3	－
19	北条南中学校	河野別府12	北条南中学校長	994-0230	1	－
20	北条小学校	北条辻64	北条小学校長	993-0066	1	－
21	浅海小学校	浅海本谷甲728	浅海小学校長	995-0343	1	－
22	北条北中学校	北条辻365	北条北中学校長	993-0038	2	－

№	名　　称	所　在　地	管　理　者	電　話	駐機数	
					中型機	大型機
23	北条公園法橋運動広場	下難波甲18-10	スポーティング シティ推進課	948-6889	2	－
24	安岡避難地	安岡甲64	危機管理課	948-6793	1	－
25	河野別府公園 （文化の森公園）	河野別府921	スポーティング シティ推進課	948-6889	2	－
26	中島中学校	長師817	中島中学校長	997-0204	1	－
27	怒和小学校	元怒和甲8-2	怒和小学校長	999-0234	1	－
28	津和地小学校	津和地1588-1	学習施設課	948-6600	1	－
29	睦月小学校	睦月甲1068-6	学習施設課	948-6600	1	－
30	野忽那小学校	野忽那甲1540-1	学習施設課	948-6600	1	－
31	愛媛県立松山北高等 学校中島分校	中島大浦3100-1	松山北高 中島分校長	997-0031	1	－
32	中島南小学校 跡	宮野1651	学習施設課	948-6600	1	－
33	天谷小学校 跡	吉木甲77-3	学習施設課	948-6600	1	－
34	西中港グラウンド	饒甲147-1	スポーティング シティ推進課	948-6889	1	－
35	上怒和グラウンド	上怒和甲1215	農水施設課	948-6019	1	－
36	二神小学校	二神甲227	学校施設課	948-6600	1	－
37	安養寺前空地 （二神海の駅西）	二神甲640-2	農水施設課	948-6019	1	－
38	二神診療所東空地	二神甲459-16	農水施設課	948-6019	1	－
39	睦月地区多目的広場	睦月甲451	農水施設課	948-6019	1	－
40	睦月埋立地 （睦月海の駅東）	睦月甲2194-24	農水施設課	948-6019	1	－
41	鹿島キャンプ場	北条辻鹿島1596	観光・国際交流課	948-6419	1	－
42	立岩川水辺広場	庄	市街地整備課	948-6094	2	－
43	中島港湾緑地公園	松山市小浜	空港港湾課	948-5248	2	1
44	馬磯漁港	松山市門田町	農水施設課	948-6019	1	－
45	河野別府公園多目的 広場	松山市河野別府921	市街地整備課	948-6094	2	－
46	釣島漁港荷揚場	松山市泊町釣島	農水施設課	948-6019	1	－

№	名　　称	所　在　地	管　理　者	電　話	駐機数	
					中型機	大型機
47	津和地漁港南空地	津和地599-2	空港港湾課	948-6318	1	－
48	奥道後ゴルフクラブ 練習場	八反地乙102	奥道後ゴルフ観光 株式会社支配人	993-3311	1	－
49	北条カントリー倶楽部 10番ホール	才野原乙76-2	北条カントリー 倶楽部支配人	996-0211	1	－
50	チサンカントリークラブ 北条1番ホール	萩原乙396-2	チサンカントリー クラブ支配人	995-0016	1	－
51	サンセットヒルズカントリークラブ練習グリーン	庄乙360	サンセットヒルズカントリークラブ支配人	992-0303	1	－
52	エリエールゴルフ倶楽部 1番ホール	柳谷町乙45-1	エリエールリゾーツゴルフ代表取締役	977-7290	1	－
53	道後ゴルフ倶楽部 2番ホール	下伊台町乙115	道後観光ゴルフ 株式会社代表取締役	977-7290	1	－
54	日浦小学校	河中町甲79-2	日浦小学校長	977-2798	1	－

資料〔３・８・１〕　緊急輸送道路(愛媛県指定のうち松山市関係分)

一次緊急輸送道路
・主要な都市間及び他県と連絡する広域的な幹線道路
・諸活動の拠点と上記の道路を結ぶ道路及び拠点を相互に連絡する道路

二次緊急輸送道路
・一次緊急輸送道路を補完する道路

[一次緊急輸送道路]

管理	路線名	区間
西日本高速道路㈱	四国縦貫自動車道	東温市境～伊予郡砥部町境
国	一般国道　１１号	東温市境～松山市二番町４丁目
国	〃　３３号	伊予郡砥部町境～松山市小坂５丁目
国	〃　５６号	伊予郡松前町境～松山市二番町４丁目
国	〃　１９６号	松山市大手町１丁目～今治市境
県	〃　３１７号	松山市勝山町１丁目～今治市境
県	〃　４３７号	松山市中央２丁目～松山市三津１丁目
県	〃　４４０号	久万高原町境～松山市久谷町
県	(主) 松山伊予線	松山市和泉北１丁目～伊予郡松前町境
県	〃　松山空港線	松山市南吉田町～松山市北藤原町 松山市南吉田町～松山市空港通２丁目
県	〃　松山港線	松山市高浜町２丁目～松山市三杉町 松山市中央２丁目～松山市大手町１丁目 松山市高浜町６丁目～松山市高山町⇌ 松山市古三津２丁目～松山市古三津２丁目
県	〃　松山北条線	松山市勝山町２丁目～松山市道後喜多町
県	〃　伊予松山港線	伊予郡松前町境～松山市三津３丁目
県	〃　伊予川内線	伊予郡砥部町境～東温市境
県	〃　松山港内宮線	松山市高浜町６丁目～松山市内宮町
県	〃　松山東部環状線	松山市鷹子町～松山市久米窪田町
県	〃　中島環状線	松山市中島大浦～松山市中島大浦
県	(一) 六軒家石手線	松山市中央１丁目～松山市道後喜多町、 松山市道後湯之町～松山市石手３丁目
県	〃　道後公園線	松山市道後町１丁目～松山市道後町２丁目
県	〃　久米恒生線	松山市余戸東４丁目～松山市余戸南３丁目
県	〃　松山市停車場線	松山市湊町５丁目～松山市千舟町５丁目
県	〃　森松重信線	松山市森松町～松山市森松町
県	〃　久谷森松停車場線	松山市森松町～松山市森松町
県	〃　砥部伊予松山線	松前町境～松山市余戸南４丁目
県	〃　松山松前伊予線	松山市土居田町～松山市余戸東４丁目 松山市余戸南３丁目～松山市余戸南４丁目
県	〃　松山川内線	松山市鷹子町～東温市境
県	〃　平田北条線	松山市平田町～松山市内宮町
県	松山観光港臨港線	松山市高浜町６丁目～松山市高浜町２丁目
県	中央埠頭地区臨港道路	松山市中島大浦～松山市中島大浦
県	吉田浜臨港線（１）	松山市北吉田町～松山市北吉田町
県	外港新ふ頭線	松山市北吉田町～松山市大可賀３丁目
県	三津浜停車場線	松山市三津ふ頭～松山市三津ふ頭
市	(市)　大可賀道後松山港線	松山市祓川１丁目～松山市松江町
市	〃　松山環状線北部	松山市東長戸４丁目～松山市中央２丁目
市	〃　松山環状線西部	松山市和泉北２丁目～松山市中央２丁目

管理	路　線　名	区　間
市	〃　松山環状線南部	松山市枝松５丁目～松山市和泉北１丁目
市	〃　松山環状線東部	松山市岩崎町２丁目～松山市枝松５丁目
市	〃　梅津寺高岡線	松山市高山町～松山市古三津２丁目
市	〃　千舟町古川線　他２路線	松山市湊町５丁目～松山市古川南３丁目
市	〃　千舟町高岡線　他１路線	松山市千舟町１丁目～松山市南江戸３丁目
市	〃　中央循環線	松山市本町３丁目～松山市平和通１丁目
市	〃　東西１４０号線	松山市勝山町２丁目～松山市勝山町２丁目
市	〃　東雲２２号線	松山市勝山町２丁目～松山市北持田町
市	〃　北条中西線	松山市中西内～松山市北条辻
市	〃　北条鴻之坂線	松山市北条辻～松山市北条辻
市	〃　東西１４５号線	松山市勝山町２丁目～松山市勝山町２丁目
市	〃　東雲３８号線	松山市勝山町２丁目～松山市北持田町
市	〃　小栗鷹場線	松山市大手町1丁目～松山市味酒１丁目 松山市竹原町1丁目～松山市竹原町１丁目
市	〃　東西９０号線	松山市宮田町～松山市宮田町
市	〃　南北６８号線	松山市宮田町～松山市南江戸１丁目
市	〃　中之川通線	松山市湊町６丁目～松山市湊町４丁目
市	〃　大可賀東西９号線	松山市須賀町～松山市須賀町
市	〃　新玉４９号線	松山市北藤原町～松山市竹原町１丁目
市	〃　東雲４３号線	松山市岩崎町２丁目～松山市岩崎町２丁目
市	〃　鮒屋町護国神社前線	松山市平和通１丁目～松山市文京町
市	〃　味生１３６号線	松山市大可賀２丁目～松山市大可賀２丁目
市	〃　味生１３７号線	松山市大可賀２丁目～松山市大可賀２丁目
市	〃　小野６４号線	松山市南梅本町～松山市南梅本町
市	〃　久谷１６３号線	松山市上野町～松山市上野町
市	〃　浮穴５１号線	松山市森松町～松山市森松町
市	〃　余土１４２号線	松山市保免西４丁目～松山市保免西４丁目

[二次緊急輸送道路]

管 理	路　線　名	区　間
県	（主）北条玉川線	松山市中西丙～今治市境
県	〃　松山北条線	松山市下伊台町～松山市久保
県	〃松山東部環状線	松山市三津１丁目～松山市末町 松山市石手１丁目～松山市東野１丁目 松山市石手２丁目～松山市鷹子町 松山市久米窪田町～松山市小村町
県	〃　松山港線	松山市高山町～三杉町
県	（一）湯山北条線	松山市粟井～松山市下難波
県	〃　才之原菊間線	松山市才之原～今治市境
県	〃　粟井浅海線	松山市中西内～松山市浅海本谷
市	（市）　平井食場線　他５路線	松山市平井町～松山市末町

資料〔３・８・２〕　緊急通行車両等事前届出書・緊急通行車両等事前届出済証

様式１

災害応急対策用

緊 急 通 行 車 両 等 事 前 届 出 書

（再交付申請書）

年　　月　　日

愛媛県公安委員会　殿

申請者住所
（電話）
氏名　　印

番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名）		
使用者	住所	
	氏名	
出発地		

（注）この事前届出書は２部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出して下さい。

第　　号

災害応急対策用

緊 急 通 行 車 両 等 事 前 届 出 済 証

左記のとおり事前届出を受けたことを証する

年　　月　　日

愛媛県公安委員会　　印

（注）１　災害発生時には、この届出済証を警察本部（交通規制課）、最寄りの警察署又は交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。

２　届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合は、警察署に届け出て再交付を受けてください。

３　次に該当するときは、本届出済証を返還してください。
(1)　緊急通行車両等に該当しなくなったとき。
(2)　緊急通行車両等が廃車となったとき。
(3)　その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。

資料〔３・８・３〕　緊急通行車両の標章及び確認証明書

緊急通行車両の標章

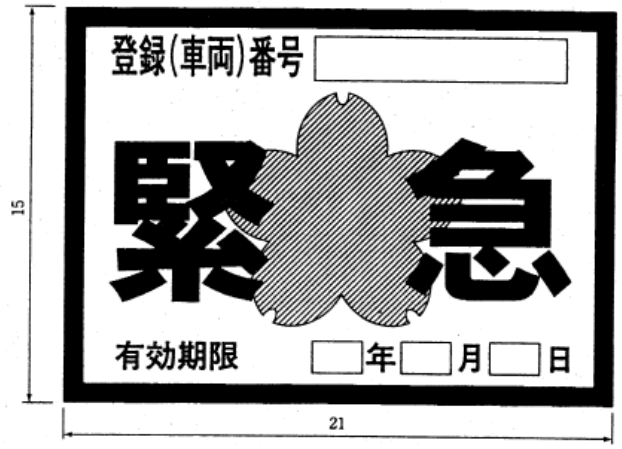

備考　１　色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

２　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

３　図表の長さの単位は、センチメートルとする。

緊急通行車両の確認証明書

<table>
<tr><td colspan="4">第　　号
年　月　日

緊　急　通　行　車　両　確　認　証　明　書
知　事　印
公安委員会　印</td></tr>
<tr><td colspan="2">番号標に表示されている番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">車両の用途
（緊急輸送に行う車両にあっては、輸送人員又は品名）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">使用者</td><td>住　所</td><td colspan="2">（　）　局　　番</td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">通行日時</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">通行経路</td><td>出　発　地</td><td>目　的　地</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

備考：用紙は日本工業規格Ａ５とする。

資料〔３・８・４〕　緊急通行車両等事前届出済証交付車両一覧表

合計35台　　（令和６年10月時点）

部局名	課名	届出車両		用途
理財部	管財課	300 む 7715	ｽﾃｰｼｮﾝﾜｺﾞﾝ	人員輸送
		300 ち 5126	ｽﾃｰｼｮﾝﾜｺﾞﾝ	人員輸送
		530 さ 7141	ｽﾃｰｼｮﾝﾜｺﾞﾝ	人員輸送
		500 は 2137	ｽﾃｰｼｮﾝﾜｺﾞﾝ	人員輸送及び資機材搬送
		400 つ 3195	小型箱バン	人員搬送及び資機材搬送
		400 つ 3018	ライトバン	建築士及び資材搬送
		400 ち 3746	ライトバン	人員搬送及び資機材搬送
		400 ち 9304	ライトバン	人員搬送及び資機材搬送
		480 せ 4760	軽箱バン	人員搬送及び資機材搬送
		483 い 4118	軽トラック	資材搬入
		480 た 7638	軽トラック	資材搬入
		400 そ 1928	1.5tトラック	資材搬入
		580 つ 5966	電気自動車	人員輸送
		330 と 7732	電気自動車	人員搬送
防災危機管理部	危機管理課	800 す 4670	広報車	技術員搬送及び資機材搬送
	市民防災安全課	480 さ 3809	軽箱バン	技術員搬送及び資機材搬送
健康医療部	医事薬事課	530 た 1489	ｽﾃｰｼｮﾝﾜｺﾞﾝ	保健師・医薬品搬送
環境部	清掃課	800 す 4923	2t塵芥車	ごみ収集
		800 す 5262	2t塵芥車	ごみ収集
		800 す 5600	3t塵芥車	ごみ収集
		800 す 5689	3t塵芥車	ごみ収集
		800 す 6161	2t塵芥車	ごみ収集
		800 す 6213	3t塵芥車	ごみ収集
		800 す 6214	2t塵芥車	ごみ収集
		800 す 6215	2t塵芥車	ごみ収集
		800 す 6937	2t塵芥車	ごみ収集
		100 せ 576	ダンプ	粗大ごみ収集
		480 ち 429	軽箱バン	ごみ収集指令連絡車
	清掃施設課	580 ち 4681	電気自動車	人員輸送
都市整備部	みち水路メンテナンス課	800 す 5121	ﾊﾞｷｭｰﾑ車	汚泥収集
教育委員会	学校教育課	230 さ 5975	マイクロバス	人員輸送
		230 さ 5976	マイクロバス	人員輸送
		200 さ 5047	マイクロバス	人員輸送
		200 さ 216	マイクロバス	人員輸送
	保健体育課	580 つ 2612	電気自動車	人員輸送
消防局	総務課	580 つ 3850	電気自動車	人員輸送

（令和６年10月時点）

部局名	課名	届出車両		用途
公営企業局	経営管理課	501 ね 4288	ｽﾃｰｼｮﾝﾜｺﾞﾝ	技術員及び資材搬送
	水道整備課	480 す 52	軽貨物	技術員及び資材搬送
		480 す 3109	軽貨物	技術員及び資材搬送
		480 そ 3414	軽貨物	技術員及び資材搬送
	水道管路管理センター	800 さ 4815	普通	給水タンク車
		800 す 4157	普通	給水タンク車
	浄水管理センター	480 て 3016	軽貨物	技術員及び資材搬送
		480 て 3017	軽貨物	技術員及び資材搬送
	下水道整備課	480 き 9596	軽貨物	技術員搬送
		480 な 1544	軽貨物	技術員搬送
		480 な 1545	軽貨物	技術員搬送
	上下水道ｻｰﾋﾞｽ課	480 さ 4700	軽貨物	技術員及び資機材搬送

資料〔３・９・１〕　消防局・消防署の組織

松山市消防局･署の組織図　　（令和6年10月1日現在）

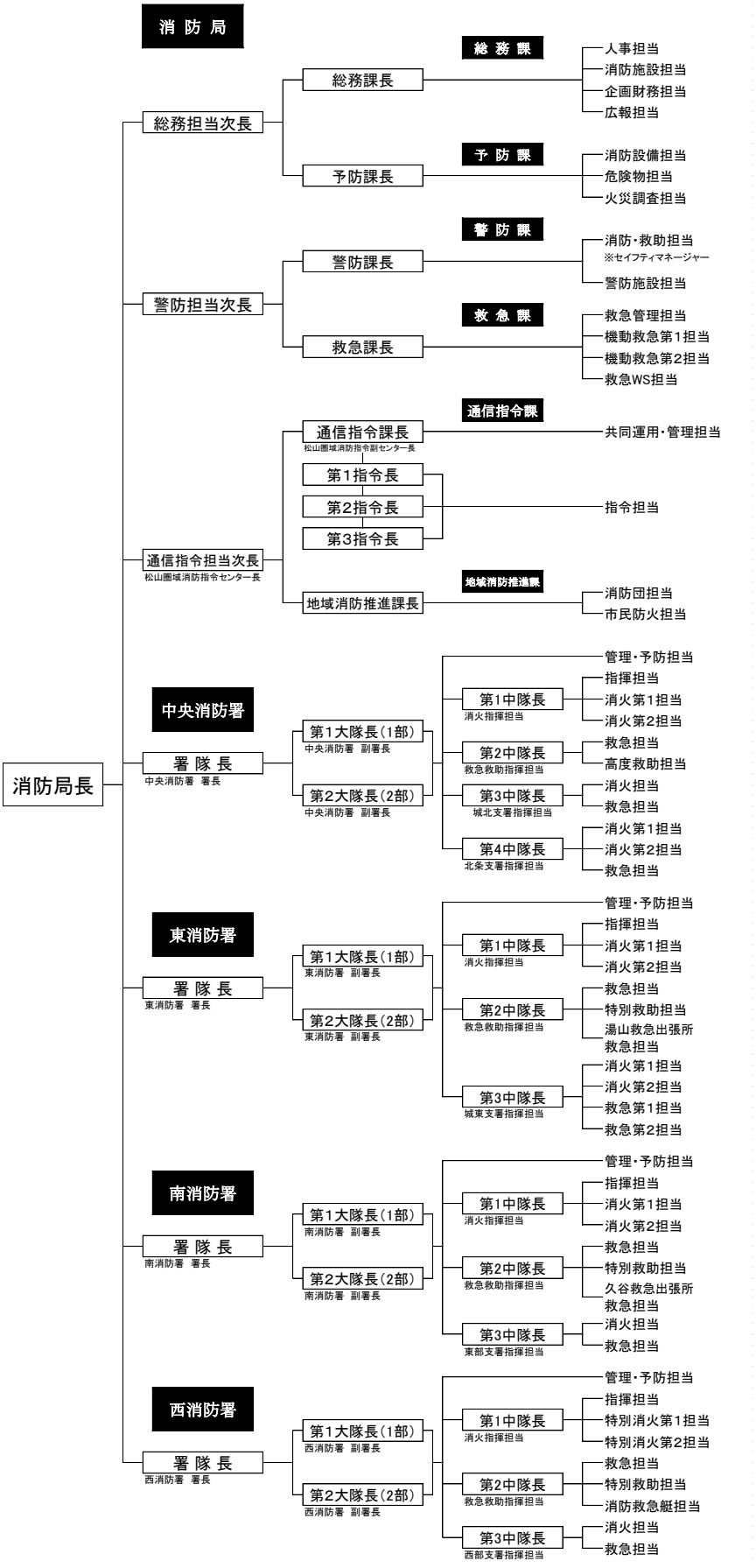

資料〔３・９・２〕　消防隊の編成

（令和６年10月時点）

消防隊				
所属	大隊	中隊	小隊	署所
松山市中央消防署	第1大隊（１部） 第2大隊（２部）	第１中隊	指揮小隊	本署
			第１小隊	
			第２小隊	
		第２中隊	第３小隊	
			救急第1小隊	
		第３中隊	第４小隊	城北支署
			救急第２小隊	
		第４中隊	第５小隊	北条支署
			第６小隊	
			救急第３小隊	
松山市東消防署	第1大隊（１部） 第2大隊（２部）	第１中隊	指揮小隊	本署
			第１小隊	
			第２小隊	
		第２中隊	第３小隊	
			救急第１小隊	
			救急第４小隊	湯山救急出張所
		第３中隊	第４小隊	城東支署
			第５小隊	
			救急第２小隊	
			救急第３小隊	
松山市南消防署	第1大隊（１部） 第2大隊（２部）	第１中隊	指揮小隊	本署
			第１小隊	
			第２小隊	
		第２中隊	第３小隊	
			救急第１小隊	
			救急第３小隊	久谷救急出張所
		第３中隊	第４小隊	東部支署
			救急第２小隊	
松山市西消防署	第1大隊（１部） 第2大隊（２部）	第１中隊	指揮小隊	本署
			第１小隊	
			第２小隊	
		第２中隊	第３小隊	
			救急第１小隊	
			第５小隊	
		第３中隊	第４小隊	西部支署
			救急第２小隊	
救急課	－	第１中隊	救急第１小隊	消防局・署所等
			救急第２小隊	
			救急第３小隊	救急 WS

資料〔３・９・３〕　消防局・消防署の現有消防力

常備消防車両等配置状況

（令和6年4月1日現在）

車両種別	配置署所名	合計	消防局							中央消防署				東消防署				南消防署				西消防署			
			局計	総務課	予防課	警防課	通信指令課	地域消防推進課	救急課	中央署計	本署	城北支署	北条支署	東署計	本署	城東支署	湯山救急出張所	南署計	本署	東部支署	久谷救急出張所	西署計	本署	西部支署	中島支所
常備消防車両等		99	25	2	3	10	2	4	4	20	11	3	6	15	10	4	1	14	10	3	1	25	20	4	1
消防車両	ポンプ車 消防ポンプ自動車	15								5	2	1	2	4	2	2		3	2	1		3	1	1	1
	ポンプ車 非常用(予備車)	4	2			2				1			1									1	1		
	ポンプ車計	19	2			2				6	2	1	3	4	2	2		3	2	1		4	2	1	1
	特殊車 はしご付消防自動車 25m	1												1	1										
	特殊車 はしご付消防自動車 30m	1																1	1						
	特殊車 はしご付消防自動車 40m	1																				1	1		
	特殊車 はしご付消防自動車 50m	1								1	1														
	特殊車 化学消防ポンプ自動車	1																				1	1		
	特殊車 救助工作車	4								1	1			1	1			1	1			1	1		
	特殊車 特殊災害資機材車	1								1	1														
	特殊車 三点セット 大型高所放水車	1																				1	1		
	特殊車 三点セット 大型化学消防車	1																				1	1		
	特殊車 三点セット 泡原液搬送車	1																				1		1	
	特殊車 送水車(遠距離送水用ポンプ車)	1																				1	1		
	特殊車 ホース延長車	1																				1	1		
	特殊車 小型動力ポンプ付水槽車(10t)	6								2	1	1		1	1			1	1			2	1	1	
	特殊車 小型動力ポンプ付積載車 普通	1																				1	1		
	特殊車 小型動力ポンプ付積載車 軽	3								1			1	1	1			1		1					
	特殊車計	25								6	4	1	1	4	4			4	3	1		11	9	2	
	その他の緊急車 署本部車	4								1	1			1	1			1	1			1	1		
	その他の緊急車 指揮車	4	1			1								1	1			1	1			1	1		
	その他の緊急車 資機材搬送車	5								1	1			1	1			2	2			1	1		
	その他の緊急車 原因調査車	1	1		1																				
	その他の緊急車 愛媛県指揮隊車	1								1	1														
	その他の緊急車 燃料補給車	1																				1	1		
	その他の緊急車 多目的搬送車	1								1	1														
	その他の緊急車 拠点機能形成車	1																				1	1		
	その他の緊急車 広報・人員搬送車	1	1			1																			
	その他の緊急車 広報通信車	1	1				1																		
	その他の緊急車計	20	4		1	2	1			4	4			3	3			4	4			5	5		
	消防車両計	64	6		1	4	1			16	10	2	4	11	9	2		11	9	2		20	16	3	1
救急車	救急自動車	16	2						2	4	1	1	2	4	1	2	1	3	1	1	1	3	2	1	
	救急車 非常用(予備車)	4	4			3			1																
	救急車 人員搬送車(マイクロバス)	1	1			1																			
	救急車計	21	7			4			3	4	1	1	2	4	1	2	1	3	1	1	1	3	2	1	
その他の車両	本部車 局	1	1	1																					
	本部車 団	1	1					1																	
	地震体験車	1	1					1																	
	検査車	2	2		2																				
	事務連絡車	6	6	1		1	1	2	1																
	トラック	1	1			1																			
	その他の車両計	12	12	2	2	2	1	4	1																
	消防救急艇	1																				1	1		
	非常用(予備艇)	1																				1	1		

資料〔３・９・４〕　消防団の組織及び現有消防力

１団・９方面隊・41分団・2,551人　　（令和６年４月１日現在）

方面別	消防力 分団等	人数(現在数) 分団別	人数(現在数) 方面別	消防機械 消防ポンプ自動車	消防機械 小型動力ポンプ積載車	消防機械 小型動力ポンプ	消防ポンプ蔵置所
団本部	本部	13	430				
	女性分団	141					
	郵政消防団員	41					
	大学生等消防団員	235					
第一方面	堀江分団	47	202	1	2		3
	潮見分団	45		1			1
	和気分団	58		1			1
	久枝分団	52		1			1
第二方面	三津浜分団	42	181	1			1
	高浜分団	38		1	1		1
	宮前分団	35		1			1
	興居島分団	66			8		8
第三方面	垣生分団	36	163		2		2
	味生分団	49		1	1		1
	生石分団	44		1	1		1
	余土分団	34			2		1
第四方面	雄郡分団	25	112	1		1	1
	新玉分団	26			2		1
	味酒分団	43			1		1
	清水分団	18		1			1
第五方面	石井分団	49	146	1	1		1
	城東分団	24		1			1
	素鷲分団	34		1	1		2
	桑原分団	39		1	1		1
第六方面	久米分団	61	296	1	1		2
	小野分団	84		1	3		4
	浮穴分団	44		1	1		2
	荏原分団	50			3		3
	坂本分団	57		1	4		5
第七方面	湯山分団	65	166	1	4	1	3
	五明分団	27			4		3
	伊台分団	44		1	2		3
	道後分団	30		1	2		3
第八方面	北条分団	88	420	1	4	1	2
	正岡分団	60			3		3
	難波分団	57			3		3
	浅海分団	39			3		2
	立岩分団	57			4		3
	河野分団	57		1	3		2
	粟井分団	62			3		3
第九方面	中島東分団	127	352		7	5	4
	中島西分団	101			6	6	7
	中島神和分団	89			4	6	4
	中島睦野分団	35			2	3	3
合計			2,468	24	89	23	95

資料〔３・９・５〕　消防水利の状況

（令和６年10月時点）

種別／地区	消火栓				防火水槽				防火井戸			自然水利	合計
	上水道	簡易水道	専用配管	私設	公設	耐震	私設	開発	公設	私設	開発		
堀江	166			9	7	1	1	13	1		1	2	201
潮見	133			7	8	1	2	1	3	1	1	2	159
和気	192			3	12	1		5	5	3	1	3	225
久枝	263				5	1		5		2	5	4	285
三津浜	91			4	3				8			3	109
高浜	89				3	1		8			1	2	104
宮前	140			3	3	1		9			3	1	160
興居島	59				3							1	63
垣生	150				5	1		11	7		6	2	182
味生	261			4	9	2	1	17	3	1	6	5	309
生石	216				6	2	13	4			3	2	246
余土	236				4	1		4		2	7	5	259
雄郡	250				8	2		5	6	3	15	5	294
新玉	127				3	1		4	3		3	3	144
味酒	174			1	4	1		3	7		2	4	196
清水	195			1	9	2	2	4	1	2		9	225
石井	476			2	6	2	1	17	4	8	9	9	534
番町	80					1			8			6	95
八坂	52				2	1			5			7	67
東雲	86			23	6		4		8	1		2	130
素鷲	145				4	1		5	7	1	3	2	168
桑原	216			3	6	1	2	18	1			2	249
久米	379			4	11	1		10	3			6	414
小野	317			8	7	1	1	10				3	347
浮穴	160				4	1		7	3	5	7	15	202
荏原	260				21		1	25	1	1	1	4	314
坂本	42			2	30	1		1				2	78
湯山	106			10	16	1		10				13	156
五明					8			1				12	21
伊台				45	20	1	3	16				5	90
道後	100				3	1		3				10	117
湯築	152			1	6		1	2				12	174
北条	93				12	1		14	26			6	152
浅海	18				13	1			5			3	40
難波	42				22			1	1			6	72
正岡	51				20			5	2			7	85
立岩	9	5			23	1						11	49
河野	77	1			25	1		10	3				117
粟井	71	8			37	1		6					123
睦野		35	53		2							2	92
中島東		124	68		5		3					12	212
中島西		17	130		8							9	164
神和		55	48		3							2	108
合計	5,677	245	299	130	412	36	35	254	121	30	74	221	7,534

資料〔３・９・６〕　耐震性貯水槽の整備状況

（令和６年10月時点）

No.	設置年度	地区	設置場所		規模	備考
1	H5	新　玉	新玉小学校	千舟町八丁目89	50ｔ	飲料水兼用型
2	H6	清　水	勝山中学校	清水町三丁目148－２	100ｔ	飲料水兼用型
3	H7	道　後	道後中学校	上市一丁目３－57	100ｔ	飲料水兼用型
4	H7	雄　郡	雄郡小学校	土橋町１	100ｔ	飲料水兼用型
5	H7	生　石	西消防署西部支署	富久町277	100ｔ	消火専用
6	H8	石　井	石井小学校	東石井町612－３	100ｔ	消火専用
7	H8	素　鷲	拓川市民運動広場	拓川町４	100ｔ	消火専用
8	H9	味　酒	味酒小学校	宮西二丁目２－21	100ｔ	消火専用
9	H9	八　坂	八坂小学校	湯渡町４－20	100ｔ	消火専用
10	H10	垣　生	垣生小学校	西垣生町730－１	100ｔ	消火専用
11	H10	宮　前	内浜公園	内浜町12	100ｔ	消火専用
12	H10	清　水	山越公園	山越五丁目３	100ｔ	消火専用
13	H11	味　生	津田中学校	北斉院町1106	100ｔ	消火専用
14	H11	生　石	生石小学校	高岡町630－３	100ｔ	消火専用
15	H12	味　生	三津大可賀公園	大可賀一丁目５	100ｔ	消火専用
16	H12	石　井	古川公園	古川西二丁目	100ｔ	消火専用
17	H13	小　野	平井公園	平井町甲2520	100ｔ	消火専用
18	H13	久　枝	鴨川公園	鴨川三丁目７	100ｔ	消火専用
19	H14	和　気	中央消防署城北支署	馬木町2227	100ｔ	消火専用
20	H15	番　町	番町小学校	二番町四丁目6－1	100ｔ	消火専用
21	H15	雄　郡	空港通１・２公園	空港通一丁目247	100ｔ	消火専用
22	H17	桑　原	畑寺公園	畑寺一丁目３	100ｔ	消火専用
23	H17	余　土	余土小学校	余戸東一丁目14－17	100ｔ	消火専用
24	H26	北　条	北条北中学校	北条辻365	100ｔ	消火専用
25	H26	河　野	北条南中学校	河野別府182－1	100ｔ	消火専用
26	H27	浅　海	浅海小学校	浅海原甲603－1	100ｔ	消火専用
27	H27	久　米	福音小学校	福音寺町355－1	100ｔ	消火専用
28	H27	高　浜	高浜中学校	梅津寺町乙52	60ｔ	生活用水兼用
29	H29	浮　穴	浮穴分団森松消防ポンプ蔵置所	森松町661-1	60ｔ	生活用水兼用
30	H29	潮　見	潮見小学校	吉藤四丁目7-13	60ｔ	生活用水兼用
31	R2	湯山・日浦	湯山小学校	食場町甲128	100ｔ	消火専用

No.	設置年度	地区	設置場所		規模	備考
32	R2	堀　　江	堀江小学校	福角町甲1409-2	100ｔ	消火専用
33	R2	荏原・坂本	久谷中学校	浄瑠璃町940	100ｔ	消火専用
34	R3	伊台・五明	伊台小学校	下伊台1438-1	100ｔ	消火専用
35	R3	粟　井	粟井小学校	常竹甲100	100ｔ	消火専用
36	R3	立岩・難波・正岡	立岩小学校	猿川原甲49	100ｔ	消火専用

資料〔３・９・７〕　同時多発火災出動計画地区別対応基準表

（令和６年10月時点）

管轄署		配備車両		分団名	方面
		常　備	消防団		
中央消防署	本　署	ポンプ車１台 タンク車１台 水槽車　１台	ポンプ車１台	雄郡	4
			救助資機材搭載型積載車２台	新玉	
			救助資機材搭載型積載車１台	味酒	
			救助資機材搭載型ポンプ車１台	清水	
	城　北	ポンプ車１台 水槽車　１台	ポンプ車１台 救助資機材搭載型積載車１台 積載車　１台	堀江	1
			ポンプ車１台	潮見	
			救助資機材搭載型ポンプ車１台	和気	
			救助資機材搭載型ポンプ車１台	久枝	
	北　条	ポンプ車１台 タンク車１台 積載車　１台 （予備） ポンプ車１台	ポンプ車１台 救助資機材搭載型積載車２台 積載車　２台	北条	8
			救助資機材搭載型積載車１台 積載車　２台	正岡	
			救助資機材搭載型積載車２台 積載車　２台	難波	
			救助資機材搭載型積載車１台 積載車　２台	浅海	
			救助資機材搭載型積載車１台 積載車　３台	立岩	
			ポンプ車１台 救助資機材搭載型積載車２台 積載車　１台	河野	
			救助資機材搭載型積載車１台 積載車　２台	粟井	

管轄署		配備車両		分団名	方面
		常備	消防団		
東消防署	本　署	ポンプ車１台 タンク車１台 水槽車　１台 積載車　１台	救助資機材搭載型ポンプ車１台 救助資機材搭載型積載車１台 積載車　３台	湯山	7
			救助資機材搭載型積載車１台 積載車　３台	五明	
			ポンプ車１台 積載車　２台	伊台	
			ポンプ車１台 積載車　２台	道後	
	城　東	ポンプ車１台 タンク車１台	救助資機材搭載型ポンプ車１台	城東	5
			救助資機材搭載型ポンプ車１台 積載車　１台	素鷲	

管轄署		配備車両		分団名	方面
		常備	消防団		
南消防署	本　署	ポンプ車１台 タンク車１台 水槽車　１台	救助資機材搭載型ポンプ車１台 積載車　１台	石井	5
			ポンプ車１台 積載車　１台	桑原	
			ポンプ車１台 積載車　１台	浮穴	6
			救助資機材搭載型積載車１台 積載車　２台	荏原	
			ポンプ車１台 救助資機材搭載型積載車１台 積載車　３台	坂本	
			救助資機材搭載型ポンプ車１台 積載車　１台	久米	
	東　部	タンク車１台 積載車　１台	ポンプ車１台 救助資機材搭載型積載車１台 積載車　２台	小野	

管轄署		配備車両		分団名	方面
		常備	消防団		
西消防署	本　署	ポンプ車２台 （１台は中島支所） タンク車１台 水槽車　１台 積載車　１台 化学車　１台 大型化学車１台 高所放水車１台 送水システム１式 （予備） タンク車１台	救助資機材・CAFS搭載型 積載車１台 積載車　６台	中島東	9
			救助資機材搭載型積載車４台 積載車　２台	中島西	
			積載車　４台	中島神和	
			救助資機材搭載型積載車１台 積載車　１台	中島睦野	
			救助資機材搭載型ポンプ車１台	三津浜	2
			救助資機材搭載型ポンプ車１台 積載車　１台	高浜	
			救助資機材搭載型ポンプ車１台	宮前	
			救助資機材搭載型積載車１台 積載車　７台	興居島	
			ポンプ車１台 積載車　１台	味生	3
			ポンプ車１台 積載車　１台	生石	
	西　部	タンク車１台 水槽車　１台	救助資機材搭載型積載車１台 積載車　１台	垣生	
			ポンプ車１台 積載車　１台	余土	

【局予備】
○　ポンプ車１台 ／ タンク車１台

【放水ができる全車両】
◆　常備　　３２台 ＋ 送水システム１式
◆　非常備　１１４台 ＋ 小型動力ポンプ２３台

資料〔３・９・８〕　消防団巡視計画表

分団名	巡視員	連絡員	警　戒　区　域
堀　江	１７人	３４人	郷谷川４人・権現川３人・中谷川２人・明神川２人・ 大川２人・堀江地区海岸線４人
潮　見	８人	１６人	吉藤川４人・大川３人・大谷川１人
和　気	８人	１６人	大川３人・久万川２人・明神川１人・和気地区海岸線２人
久　枝	６人	１２人	久万川４人・新川１人・大川１人
三津浜	５人	１０人	宮前川１人・三津浜地区海岸線４人
高　浜	７人	１４人	水ヶ谷川１人・高浜地区海岸線６人
宮　前	２人	４人	宮前川１人・宮前地区海岸線１人
興居島	１４人	２８人	由良川１人・御手洗川１人・丹田川１人・ 興居島地区海岸線１１人
垣　生	１３人	２６人	重信川３人・洗地川２人・三反地川３人・ 垣生地区海岸線５人
味　生	６人	１２人	宮前川４人・味生地区海岸線２人
生　石	８人	１６人	堂之元川３人・洗地川１人・生石地区海岸線４人
余　土	１０人	２０人	石手川３人・重信川４人・傍示川２人・村中川１人
久　米	１６人	３２人	内川４人・小野川４人・堀越川３人・悪社川３人・ 川附川１人・光正寺川１人
小　野	１８人	３６人	小野川８人・悪社川５人・堀越川３人・光正寺川２人

分団名	巡視員	連絡員	警　　戒　　区　　域
浮　穴	１０人	２０人	重信川６人・内川４人
荏　原	１５人	３０人	重信川４人・内川３人・御坂川６人・久保田川２人
坂　本	１６人	３２人	御坂川６人・久谷川５人・窪野裏川３人・窪野前川２人
石　井	１４人	２８人	内川５人・小野川４人・石手川２人・重信川２人・ 川附川１人
城　東	４人	８人	石手川２人・中の川２人
素　鷲	３人	６人	石手川３人
桑　原	６人	１２人	川附川２人・石手川２人・草葉川２人
雄　郡	４人	８人	石手川２人・天王川２人
新　玉	４人	８人	宮前川２人・中の川２人
味　酒	２人	４人	宮前川２人
清　水	５人	１０人	大川３人・宮前川２人
湯　山	２２人	４４人	石手川８人・福見川５人・横谷川３人・伊台川２人・ 青波谷川２人・塚谷川２人
五　明	９人	１８人	五明川３人・菅沢川４人・柳谷川１人・上総川１人
伊　台	９人	１８人	伊台川３人・実川３人・熊谷川１人・吉藤川１人・ 白水川１人
道　後	７人	１４人	宮前川２人・大川１人・丸山川２人・石手川２人

分団名	巡視員	連絡員	警　　戒　　区　　域
北　条	５人	１０人	立岩川１人・長沢川１人・北条地区海岸線３人
正　岡	５人	１０人	院内川２人・立岩川２人・長沢川１人
難　波	１５人	３０人	小久保川３人・谷川２人・立岩川３人・萩原川２人 難波地区海岸線５人
浅　海	９人	１８人	山本川１人・仙波川２人・萩原川２人 浅海地区海岸線３人
立　岩	１８人	３６人	小山田川２人・滝本川２人・明神谷川１人・大道谷川１人 儀式川２人・庄府川２人・立岩川７人・萩原川１人
河　野	１９人	３８人	河野川８人・牛谷川２人・高山川５人・九川２人 河野地区海岸線２人
粟　井	４人	８人	片平川１人・粟井地区海岸線３人
中島東	１７人	３４人	中村川１人・流内川１人・山狩川２人・天神川１人 皇ノ川１人・中島東地区海岸線１１人
中島西	１２人	２４人	大川１人・千歳川１人・中島西地区海岸線１０人
中　島 神　和	２３人	４６人	中島神和地区海岸線２３人
中　島 睦　野	３人	６人	中島睦野地区海岸線３人

資料〔３・９・９〕　消防団出動及び応援区分表

応援予定分団	水防区域	担当分団	最寄水防倉庫
第１方面	明神川	堀江	堀江水防倉庫・城北支署水防倉庫
	大川	堀江	堀江水防倉庫・城北支署水防倉庫
	吉藤川	潮見	城北支署水防倉庫・堀江水防倉庫
	大川	和気	城北支署水防倉庫・堀江水防倉庫
分団相互	久万川	和気	城北支署水防倉庫・堀江水防倉庫
	久万川	久枝	城北支署水防倉庫・堀江水防倉庫
第２方面分団相互	梅津寺海岸	高浜	西消防署水防倉庫
第３方面	重信川	垣生	中央公園防災倉庫・和泉水防倉庫
	重信川	垣生	中央公園防災倉庫・和泉水防倉庫
	重信川	垣生	中央公園防災倉庫・和泉水防倉庫
	重信川水管橋	垣生	中央公園防災倉庫・和泉水防倉庫
	重信川	余土	中央公園防災倉庫・和泉水防倉庫
	（H27削除）		
	重信川	余土	中央公園防災倉庫・和泉水防倉庫
	石手川	余土	中央公園防災倉庫・和泉水防倉庫
分団相互	石手川	余土	中央公園防災倉庫・和泉水防倉庫
	石手川	余土	中央公園防災倉庫・和泉水防倉庫
	石手川	余土	中央公園防災倉庫・和泉水防倉庫
	宝井樋門	余土	中央公園防災倉庫・和泉水防倉庫
	伊予鉄重信川橋	余土	中央公園防災倉庫・和泉水防倉庫
第３方面	ＪＲ重信川橋梁	余土	中央公園防災倉庫・和泉水防倉庫
分団相互	ＪＲ石手川橋梁	余土	和泉水防倉庫・中央公園防災倉庫
（続き）	市坪橋	余土	和泉水防倉庫・中央公園防災倉庫
	水小屋ｻｲﾌｫﾝ	余土	中央公園防災倉庫・和泉水防倉庫

応援予定分団	水防区域	担当分団	最寄水防倉庫
第４方面分団相互	大川	清水	日の出水防倉庫・新玉水防倉庫
第５方面分団相互	重信川	石井	井門第２水防倉庫・中央公園防災倉庫
	石手川	石井	和泉水防倉庫・東石井水防倉庫
	石手川	石井	和泉水防倉庫・東石井水防倉庫
	内川	石井	井門第２水防倉庫・東石井水防倉庫
	川附川	桑原	日の出水防倉庫・東石井水防倉庫
	石手川	城東	日の出水防倉庫・和泉水防倉庫
	石手川	素鷲	日の出水防倉庫・和泉水防倉庫
第６方面分団相互	川附川	久米	日の出水防倉庫・東石井水防倉庫
	内川	久米	東部支署水防倉庫
	重信川	浮穴	井門水防倉庫・井門第２水防倉庫・水防センター
	重信川	浮穴	井門水防倉庫・井門第２水防倉庫・水防センター
	重信川	浮穴	井門水防倉庫・井門第２水防倉庫・水防センター
	重信川	浮穴	井門水防倉庫・井門第２水防倉庫・水防センター
	森松悪水樋管	浮穴	井門水防倉庫・井門第２水防倉庫・水防センター
	須先樋管	浮穴	井門水防倉庫・井門第２水防倉庫・水防センター
	重信橋	浮穴	井門水防倉庫・上野水防倉庫・水防センター
	内川	浮穴	井門第２水防倉庫・東石井水防倉庫・水防センター
	内川	浮穴	東部支署水防倉庫・水防センター
	重信川	荏原	中野水防倉庫・上野水防倉庫・久谷救急出張所水防（備蓄）倉庫・水防センター
	重信川	荏原	中野水防倉庫・上野水防倉庫・久谷救急出張所水防（備蓄）倉庫・水防センター
	御坂川	荏原	上野水防倉庫・中野水防倉庫・久谷救急出張所水防（備蓄）倉庫・水防センター

応援予定分団	水防区域	担当分団	最寄水防倉庫
第７方面 分団相互	石手川	湯山	日の出水防倉庫・道後水防倉庫
	石手川	道後	日の出水防倉庫・道後水防倉庫
	大川	道後	日の出水防倉庫・道後水防倉庫
第８方面 分団相互	立岩川	北条	北条支署
	安居島漁港海岸	北条	北条支署
	谷川	難波	北条支署
	大浦漁港海岸	難波	北条支署
	浅海漁港海岸	浅海	北条支署
	河野川	河野	北条支署
	小川漁港海岸	粟井	北条支署
第９方面 分団相互	長師漁港海岸	中島東	（消防団ポンプ蔵置所等）
	神ノ浦漁港海岸	中島東	（消防団ポンプ蔵置所等）
	睦月漁港海岸	中島 睦野	（消防団ポンプ蔵置所等）
	饒漁港海岸 （宇和間・熊田地区）	中島西	（消防団ポンプ蔵置所等）

資料〔３・９・10〕　避難立退計画表

図面番号	水防区域	関係区域	最寄の指定避難所 ※
1	重　信　川	垣　生	垣生小学校、垣生中学校
2	重　信　川	垣　生	垣生小学校、垣生中学校
3	重　信　川	垣　生	垣生小学校、垣生中学校
4	重　信　川	垣　生	垣生小学校、垣生中学校
5	重　信　川	垣　生	垣生小学校、垣生中学校
6	重　信　川	垣　生	垣生小学校、垣生中学校
7	重　信　川	垣　生	垣生小学校、垣生中学校
8	重　信　川	垣　生	垣生小学校、垣生中学校
9	重　信　川	垣　生	垣生小学校、垣生中学校
１０	重　信　川	垣　生	垣生小学校、垣生中学校
１１	重　信　川	垣　生	垣生小学校、垣生中学校
１２	重　信　川	垣　生	垣生小学校、垣生中学校
１３	重　信　川	垣　生	垣生小学校、垣生中学校
１４	重　信　川	垣　生	垣生小学校、垣生中学校
１５	重　信　川	垣　生	垣生小学校、垣生中学校
１６	重　信　川	垣　生	垣生小学校、垣生中学校
１７	重　信　川	垣　生	垣生小学校、垣生中学校
１８	重　信　川	垣　生	垣生小学校、垣生中学校
１９	重　信　川	出　合	余土小学校、余土中学校
２０	重　信　川	垣　生	垣生小学校、垣生中学校
２１	重　信　川	垣　生	垣生小学校、垣生中学校
２２	重　信　川	垣　生	垣生小学校、垣生中学校
２３	重　信　川	余戸南　ほか	余土小学校、余土中学校
２４	重　信　川	余戸南　ほか	余土小学校、余土中学校

図面番号	水防区域	関係区域	最寄の指定避難所　※
２５	重　信　川	余戸南　ほか	余土小学校、余土中学校
２６	重　信　川	古　川　ほか	椿小学校、椿中学校
２７	重　信　川	森　松　ほか	浮穴小学校、南第二中学校
２８	重　信　川	森　松　ほか	浮穴小学校、南第二中学校
２９	重　信　川	南高井　ほか	浮穴小学校、南第二中学校
３０	重　信　川	大　橋　ほか	荏原小学校、久谷中学校
３１	重　信　川	大　橋　ほか	荏原小学校、久谷中学校
３２	石　手　川	市坪北　ほか	椿小学校、椿中学校
３３	石　手　川	和泉南　ほか	石井北・椿小学校、椿中学校
３４	石　手　川	保免上　ほか	余土小学校、余土中学校
３５	石　手　川	保免中　ほか	さくら・余土・双葉小学校、 余土・雄新中学校
３６	宝井樋管	余戸南４・５・６	さくら・余土小学校、余土中学校
３７	森松悪水樋管	森松町	浮穴小学校、南第二中学校
３８	須先樋管	南高井町	浮穴小学校、南第二中学校
３９	重信川水管橋	西垣生町	垣生小学校、垣生中学校
４０	ＪＲ重信川橋梁	市坪西町	椿小学校、椿・余土中学校
４１	重　信　橋	森松町　ほか	浮穴小学校、南第二中学校
４２	市　坪　橋	保免上　ほか	双葉小学校、椿中学校
４３	水小屋サイフォン	市坪西町	余土小学校、椿・余土中学校
４４	石　手　川	新立町、日の出町	素鷲・桑原・八坂小学校
４５	石　手　川	溝辺町	湯山小学校、湯山中学校
４６	川　附　川	松末１	福音小学校、拓南中学校

図面番号	水防区域	関係区域	最寄の指定避難所 ※
４７	内川	古川南３、北井門、井門	椿小学校、椿・南・南第二中学校
４８	内川	土居、南土居 高井、南高井	窪田・浮穴小学校 南第二・久米中学校
４９	御坂川	上野、大橋、上川原	荏原小学校、久谷中学校
５０	明神川	馬木、堀江	堀江小学校、内宮中学校
５１	大川	御幸１、祝谷３ 道後北代、道後樋又	東雲・湯築小学校、東中学校
５２	久万川	安城寺、太山寺	和気・久枝小学校、北中学校
５３	吉藤川	吉藤４・５	潮見小学校、鴨川中学校
５４	立岩川	八反地、北条	北条・河野小学校、 北条北・南中学校
５５	河野川	河野別府	北条・正岡小学校、 北条北・南中学校、
５６	谷川	下難波	難波小学校
５７	梅津寺海岸	港山町	高浜小学校、高浜中学校
５８	浅海漁港海岸	浅海	浅海小学校
５９	大浦漁港海岸	大浦	浅海・難波小学校
６０	小川漁港海岸	小川	粟井小学校
６１	安居島漁港海岸	安居島	安居島集会所
６２	長師漁港海岸	長師	中島南小学校跡、中島中学校
６３	神ノ浦漁港海岸	神浦	中島南小学校跡
６４	睦月漁港海岸	睦月	睦月小学校（休校中）
６５	饒漁港海岸 （宇和間・熊田地区）	熊田	天谷小学校跡

※　災害の規模や状況などによっては、水防区域ごとに定めた最寄の指定避難所であっても、二次災害を防ぐために開設しない場合がある。よって、災害時には、安全が確認できた指定避難所を早期に開設し、防災行政無線をはじめ、さまざまな広報手段を活用し、災害・避難情報を住民に広報する。

資料〔３・10・１〕　松山市災害見舞金等支給要綱

平成11年7月27日
要綱第38号

（目的）
第1条　この要綱は，災害により被害を受けた市民(以下「り災者」という。)又はその遺族に対し，市が予算の範囲内において災害見舞金又は災害弔慰金(以下「見舞金等」という。)を支給することにより，り災者又はその遺族の生活の安定に資することを目的とする。
（定義）
第2条　この要綱において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1)　災害　震災，風水害等の自然災害及び住家の火災により生じる被害をいう。
(2)　住家　現に生活の本拠として居住のために使用している本市内に存する建物をいう。
(3)　世帯　生計を一つにしている実際の生活単位(学生等の寄宿舎，下宿その他これらに類する施設にあっては，当該施設を1世帯として取り扱う。)をいう。
(4)　全壊，全焼又は全損　住家が滅失したもので，その損壊し，若しくは焼失した部分の延床面積が全体の70パーセント以上に達したもの又はその主要構造部の被害額が住家の時価の50パーセント以上に達したものをいう。
(5)　半壊，半焼又は半損　住家の損壊が甚だしいが，補修により元どおりに再使用できる程度のもので，その損壊し，若しくは焼失した部分の延床面積が全体の20パーセント以上70パーセント未満のもの又はその主要構造部の被害額が住家の時価の20パーセント以上50パーセント未満のものをいう。
(6)　床上浸水　浸水が住家の床上に達したもの又は土砂，竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものをいう。
(7)　死亡　災害により死亡し，遺体を確認したもの又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なものをいう。
(8)　遺族　松山市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和50年条例第9号)第4条第1項に規定する遺族をいう。
（支給対象者）
第3条　見舞金等の支給の対象となる者は，次に掲げる要件を備えたり災者の属する世帯の世帯主又はその遺族(以下「支給対象者」という。)とする。
(1)　災害発生当時市内に現に居住し，住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく本市の住民基本台帳に記載され，記録されていること。
(2)　災害により，住家に被害を受け，又は死亡したこと。
2　前項第1号に規定する要件にかかわらず，市長は，特に必要と認めた者については，見舞金等の支給対象者とすることができる。
（見舞金等の支給）
第4条　市長は，次の各号に掲げる区分に応じ，それぞれ当該各号に定める額の見舞金等を支給する。
(1)　全壊，全焼又は全損　1世帯につき　30,000円
(2)　半壊，半焼又は半損　1世帯につき　20,000円
(3)　床上浸水　1世帯につき　10,000円
(4)　死亡　1人につき　50,000円
（支給の制限）
第5条　市長は，り災者若しくは支給対象者が他の法令等により見舞金等に相当する給付を受ける場合又は災害の発生がり災者の故意若しくは重大な過失による場合は，見舞金等を支給しないことができる。
（支給の決定）
第6条　市長は，消防局の調査により，速やかに支給の適否及び第4条各号の区分を決定し，見舞金等を支給するものとする。
（委任）
第7条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

※付則は省略する。

資料〔３・10・２〕　災害時の動物救護活動に関する協定

松山市（以下「甲」という。）と社団法人愛媛県獣医師会（以下「乙」という。）とは、災害時における動物救護活動の実施について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第42条第１項の規定による松山市地域防災計画に基づき、甲が行う動物救護活動に対する乙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象動物）

第２条　動物救護活動の対象となる動物は、犬及びねことする。

２　前項に定めのない動物を動物救護活動の対象とする場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

（動物救護活動の場所）

第３条　乙は、甲が開設する動物救護施設、避難所又は甲が適当と認める施設において、動物救護活動を実施するものとする。

（動物救護活動の内容）

第４条　動物救護活動の内容は、次のとおりとする。

(1)　負傷した動物の応急手当に関すること。

(2)　被災動物の一時保管に関すること。

(3)　被災動物に係る情報提供に関すること。

(4)　被災動物及びその他の飼育動物の健康相談に関すること。

(5)　動物救護施設の管理運営に関すること。

(6)　施設、設備及び物資の提供その他動物救護活動に係る必要な災害応急業務に関すること。

（協力の要請）

第５条　甲は、動物救護活動を実施する場合は、乙に対し協力を要請するものとする。

２　乙は、前項の規定により、甲から要請を受けた場合は、直ちに動物救護活動を行うものとする。

３　乙は、自ら緊急を要すると判断した場合は、甲の要請の有無にかかわらず、動物救護活動を行うことができる。

４　乙は、前項の規定により、動物救護活動を行った場合は、その内容を甲に報告するものとする。

（協力要請の手続）

第６条　甲は、乙に協力を要請する場合は、次の事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話その他の方法により行うことができる。

(1)　動物救護活動の内容

(2)　動物救護活動を行う場所

(3)　動物救護活動を行う日時

(4)　その他必要な事項

（連絡体制）

第７条　動物救護活動に関する連絡窓口は、甲にあっては松山市保健所生活衛生課、乙にあっては乙の事務局とする。

２　甲は、災害発生時に関係団体等との連絡調整を実施するものとする。

（動物救護活動の実施）

第８条　乙は、要請を受けた事項に関して、可能な限り、誠意を持って実施するものとする。

２　甲と乙は、活動を円滑かつ効果的に遂行するため、適宜、情報交換を行うものとする。

（費用負担）

第９条　甲は、可能な限り、乙が動物救護活動のために必要とする用地、施設、設備その他を提供するものとする。

２　乙は、ボランティアの活用、寄附金の利用並びに企業、団体及び個人による寄附物品を用いるなどの方法で、動物救護活動を行うものとする。

３　前2項に掲げるもののほか、活動の実施にあたり必要な物資等の経費については、甲と乙が協議の上、甲又は乙が負担するものとする。

（動物救護活動の停止等）

第10条　乙は、動物救護活動が極めて困難又は不可能と認める場合は、甲と協議のうえ、救護活動を停止し、又は取りやめることができる。

（動物救護活動の終了）

第11条　甲は、災害が終息し動物救護活動を継続する必要がないと認めた場合は、乙と協議して、動物救護活動を終了するものとする。

（協議）

第12条　この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

（協定の期間及び更新）

第13条　この協定は、締結の日から効力を有し、甲又は乙からの申し出がない限り継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２４年３月１２日

松山市二番町四丁目７番地２

甲　松山市長　野志　克仁

愛媛県松山市三番町四丁目４番地７

乙　社団法人愛媛県獣医師会

会　長　　寺町　光博

資料〔３・12・１〕　救急医療機関一覧表

（令和６年10月時点）

No.	医　療　機　関　名	所　在　地	総病床数	電　話
1	奥島病院	道後町二丁目2-1	184	925-2500
2	野本記念病院	三番町五丁目12-1	99	943-0151
3	松山城東病院	松末二丁目19-36	90	943-7717
4	愛媛県立中央病院	春日町83	827	947-1111
5	松山赤十字病院	文京町1	585	924-1111
6	松山市民病院	大手町二丁目6-5	389	943-1151
7	済生会松山病院	山西町880-2	199	951-6111
8	南松山病院	朝生田町一丁目3-10	242	941-8255
9	平成脳神経外科病院	北井門二丁目7-28	65	905-0011
10	梶浦病院	三番町四丁目4-5	50	943-2208
11	松山笠置記念心臓血管病院	末広町18-2	48	941-2288
12	愛媛生協病院	来住町1091-1	88	976-7001
13	渡辺病院	空港通七丁目13-3	47	973-0111
14	松山まどんな病院	喜与町一丁目7-1	78	936-2461

資料〔３・12・２〕　災害時における救護所設置場所一覧表

２８箇所　　（令和６年10月時点）

No.	救護所設置場所	所　在　地	電話番号	ＦＡＸ番号
1	番町小学校	二番町4-6-1	941-1446	933-9919
2	八坂小学校	湯渡町4-20	941-1448	933-9921
3	新玉小学校	千舟町8-89	941-1449	933-9927
4	道後中学校	上市1-3-57	921-4207	933-9952
5	湯山中学校	溝辺町甲508-1	977-0402	977-9989
6	旭中学校	下伊台町1105-1	977-4362	977-9991
7	東中学校	文京町2-2	924-8588	925-9931
8	椿小学校	和泉南6-1-47	957-1430	958-9954
9	石井東小学校	越智1-3-35	957-7545	958-9956
10	荏原小学校	東方町甲1245	963-1003	963-4481
11	桑原小学校	桑原3-7-27	945-5051	933-9945
12	久米小学校	鷹子町15-1	975-0601	970-3905
13	小野中学校	平井町3690	975-0988	970-3912
14	雄郡小学校	土橋町1	931-3197	933-9931
15	垣生小学校	西垣生町730-1	972-1239	971-9904
16	津田中学校	北斎院町1106	972-0019	971-9915
17	余土中学校	保免西4-5-23	972-0010	971-9924
18	味酒小学校	宮西2-2-21	925-1447	925-9908
19	勝山中学校	清水町3-148-2	925-4005	925-9929
20	内宮中学校	内宮町569-1	978-0046	978-5594
21	北中学校	太山寺町491-1	978-3321	978-5596
22	鴨川中学校	鴨川2-7-19	924-9041	925-9937
23	三津浜中学校	若葉町8-48	951-0531	951-4982
24	北条北中学校	北条辻365	993-0038	993-0336
25	北条南中学校	河野別府12	994-0230	994-0252
26	興居島診療所	由良町1165-2	961-3001	961-3005
27	なかじま中央病院	中島大浦3081-1	997-1171	997-5009
28	松山市医師会	藤原2丁目4-70	915-7700	915-7710

資料〔３・12・３〕　災害時の医療救護活動についての協定書

松山市（以下「甲」という。）と一般社団法人松山市医師会（以下「乙」という。）とは，災害時の医療救護活動について，次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は，松山市地域防災計画等（以下「防災計画等」という。）に基づき甲が乙の協力を得て行う医療救護活動を円滑に実施することに関し，必要な事項を定めるものとする。

（計画の策定）

第２条　乙は，災害時における医療救護活動を円滑に実施するため，次に掲げる事項について計画を策定するものとする。

（１）　医療救護班の編成体制

（２）　医師の活動指針

（３）　前２号に掲げるもののほか必要な事項

（医療救護班の派遣協力）

第３条　甲は，医療救護活動を実施する必要が生じたときは，防災計画等に基づき，乙に対し，医療救護班の派遣協力を要請するものとする。

２　乙は，前項の規定による要請を受けたときは，速やかに前条の計画に基づき医療救護班を編成し，甲が避難所等に設置する医療救護所（以下「救護所」という。）において医療救護活動を実施するものとする。

（要請によらない医療救護班の派遣）

第４条　乙は，緊急その他やむを得ない理由により，甲の要請によらないで医療救護活動を行う必要があると判断したときは，前条の規定にかかわらず自ら医療救護班を派遣することができる。

２　前項の規定により乙が医療救護班を派遣したときは，速やかに甲に報告し，その承認を得るものとする。

３　前項の承認を得た場合は，第１項の規定による派遣は，甲の要請に基づくものとみなすものとする。

（医療救護班の活動内容）

第５条　医療救護班は，救護所において医療救護活動を実施するものとし，その内容は，次に掲げるものとする。

（１）　被災傷病者の傷病程度の診断

（２）　被災傷病者に対する応急処置及び医療

（３）　被災傷病者の受入機関への転送の要否及び転送順位の決定

（４）　救護所での死亡確認及び検案

（５）　助産活動

（６）　前各号に掲げるもののほか状況に応じた必要な措置

（医療救護班に対する指揮，命令等）

第６条　医療救護活動の総合調整を図るため，医療救護班に対する指揮，命令等は，甲，乙双方の緊密な連携のもとに乙が行うものとする。

（医薬品等）

第７条　医療救護活動に必要な医薬品，医療材料等は，可能な範囲内において乙が携行す

るものとし，乙が携行することができない場合は，甲が調達するものとする。

（医療費）

第８条　救護所における医療費は，無料とする。

２　後方医療機関における医療費は，原則として患者負担とする。

（防災訓練）

第９条　乙は，甲から要請を受けたときは，甲が実施する防災訓練に参加協力するものとする。

（費用弁償）

第１０条　第３条第１項の規定による甲の要請に基づき乙が実施した医療救護活動における次の費用は，乙からの請求に基づき甲が負担するものとする。

（１）　医療救護活動に要した費用（医療救護班の編成から救護所において医療救護活動を開始するまでに要した費用を含む。）

（２）　医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の当該医薬品等の費用

（３）　医療救護班の私用備品が損傷を受けた場合の原状回復に要する費用

（４）　前各号に掲げるもののほか，甲が必要と認める費用

（扶助金）

第１１条　甲は，乙が実施した医療救護活動の従事者が，当該活動において負傷し，傷病に罹り，又は死亡した場合は，乙からの申請に基づき扶助金を支給するものとする。

（医事紛争の処理）

第１２条　医療救護班が医療救護活動を行うに際し，患者との間に医事紛争が生じたときは，乙は，直ちに甲に連絡するものとする。

２　甲は，前項の規定による連絡を受けたときは，速やかに調査し，乙と協議の上，誠意をもって解決のための適切な措置を講じるものとする。

（報告）

第１３条　乙は，医療救護活動を実施した場合は，当該活動に関する実績を甲に報告するものとする。

（災害救助法との関係）

第１４条　災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）による指定を受けたときは，本協定は，当該指定の日から災害救助法の定めるところによる。

（協定期間）

第１５条　この協定の有効期間は，平成２４年３月１６日から平成２５年３月３１日までとする。ただし，この協定の有効期間満了の１月前までに，甲又は乙のいずれからも何ら意思表示のないときは，期間満了日の翌日から更に１年間延長するものとし，以後も同様とする。

（実施細目）

第１６条　この協定に定めるもののほかこの協定を実施するために必要な事項は，別に定めるものとする。

（協議）

第１７条　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については，甲，乙協議の上，定めるものとする。

（協定の廃止）

第１８条　この協定締結に伴い，平成６年１月１９日付けで甲と乙との間で締結した災害時の医療救護活動についての協定書は，これを廃止する。

この協定の締結を証するため，本書２通を作成し，甲，乙記名押印の上，双方各１通を保有するものとする。

平成２４年３月１６日
平成２６年５月１日一部改正

松山市二番町四丁目７番地２
甲　松山市
市　長

松山市藤原二丁目４番７０号
乙　一般社団法人松山市医師会
会　長

災害時の医療救護活動についての実施細目

松山市（以下「甲」という。）と一般社団法人松山市医師会（以下「乙」という。）との間において平成２４年３月１６日に締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という。）第１６条の規定に基づき，次のとおり実施細目を定める。

（医療救護班の派遣要請）

第１条　協定書第３条第１項の規定による要請は，医療救護班派遣要請書（様式１）によるものとする。

（要請によらない医療救護班の派遣の報告）

第２条　協定書第４条第２項の規定による報告は，医療救護班派遣報告書（様式２）によるものとする。

（費用弁償）

第３条　協定書第１０条に規定する費用の弁償については，愛媛県災害救助法施行細則（昭和３５年愛媛県規則第１７号）の規定を準用することとする。

２　協定書第１０条第１号から第３号までに規定する費用の請求は，医療救護活動費用弁償請求書（様式３－１）に医療救護活動報告書（様式３－２）及び医療救護活動実施者名簿（様式３－３）を添えて，医療救護活動に際し使用した医薬品等の費用にあっては医療救護活動実費用弁償請求書（様式３－４）に医療救護活動医薬品等使用等報告書（様式３－５）を添えて，甲に提出することにより行うものとする。

（扶助金）

第４条　協定書第１１条に規定する扶助金の支給については，災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の規定を準用することとする。

２　協定書第１１条に規定する扶助金の支給申請は，扶助金支給申請書(様式４)により行うものとする。

（支払）

第５条　甲は，第３条第２項の規定による費用弁償の請求又は前条第２項の規定による扶助金の請求があった場合は，関係書類を確認し，速やかに乙に対し，これらを支払うものとする。

この細目の締結を証するため，本書２通を作成し，甲，乙記名押印の上，双方各１通を保有するものとする。

平成２４年３月１６日
平成２６年５月１日一部改正

松山市二番町四丁目７番地２
甲　松山市
市　長

松山市藤原二丁目４番７０号
乙　一般社団法人松山市医師会
会　長

様式１（第１条関係）

医療救護班派遣要請書

様

発信者　　松山市長　　印

事務担当者
TEL
FAX

発信日時　　月　　日　　時　　分

下記の災害に際し，　　に基づき，次のとおり医療救護班の派遣協力を要請します。

派遣の可否について，下記※に記載し，折り返しご連絡ください。

〔災害の内容〕　　月　　日に　　地方で発生した災害
〔災害の状況等〕

派遣先	派遣期間	要請する班数	移動手段・周囲の状況等	携行物・服装特記事項等	※ 派遣の可否
	月　日 ～ 月　日	班 １班当たりの 希望構成員 医師　名 看護師　名 名 名			可・否 班 １班当たりの 構成員 医師　名 看護師　名 名 名
	月　日 ～ 月　日	班 １班当たりの 希望構成員 医師　名 看護師　名 名 名			可・否 班 １班当たりの 構成員 医師　名 看護師　名 名 名
	月　日 ～ 月　日	班 １班当たりの 希望構成員 医師　名 看護師　名 名 名			可・否 班 １班当たりの 構成員 医師　名 看護師　名 名 名

様式２（第２条関係）

医療救護班派遣報告書

（宛先）松山市長

発信者　　会長
印

事務担当者
TEL
FAX

発信日時　　月　　日　　時　　分

下記の災害に際し，　　に基づき，次のとおり医療救護班の派遣を実施しましたので報告します。

その後の処理に関する指示を，下記※に記載し，折り返しご連絡ください。

〔災害の内容〕　　月　　日に　　地方で発生した災害
〔災害の状況等〕

派遣先	派遣期間	派遣した班数	移動手段・ 周囲の状況等	携行物・服装 特記事項等	※ 指示事項
	月　日 ～ 月　日	班 １班当たりの 構成員 医師　名 看護師　名 名 名			
	月　日 ～ 月　日	班 １班当たりの 構成員 医師　名 看護師　名 名 名			
	月　日 ～ 月　日	班 １班当たりの 構成員 医師　名 看護師　名 名 名			

※派遣先については，医療救護活動を実施した場所（救護所名・医療機関等名）を記載してください。

様式３－１（第３条関係）

医療救護活動費用弁償請求書

年　　月　　日

（宛先）松山市長

請求者

会長

印

次の金額を請求します。

金　　円

ただし，

年　　月　　日から　　年　　月　　日までにおける災害時の医療救護活動に対する費用弁償

添付書類：医療救護活動報告書（様式３－２）及び

医療救護活動実施者名簿（様式３－３）

様式３－２（第３条関係）

医療救護活動報告書

班名	派遣先 （医療救護活動場所）	活動状況
		年　月　日　時　分 ～ 月　日　時　分 取扱件数　件 移　送　件 死体処理　件 件
		年　月　日　時　分 ～ 月　日　時　分 取扱件数　件 移　送　件 死体処理　件 件
		年　月　日　時　分 ～ 月　日　時　分 取扱件数　件 移　送　件 死体処理　件 件
		年　月　日　時　分 ～ 月　日　時　分 取扱件数　件 移　送　件 死体処理　件 件

※派遣先については，医療救護活動を実施した場所（救護所名・医療機関等名）を記載してください。

様式３－３（第３条関係）

医療救護活動実施者名簿

班　名	職　種	氏　名	勤務先	住　所	従事期間（日間）

様式３－４（第３条関係）

医療救護活動実費用弁償請求書

年　　月　　日

（宛先）松山市長

請求者

会長

印

次の金額を請求します。

金　　円

ただし，

年　　月　　日から　　年　　月　　日までにおける災害時の医療救護活動に際し使用した医薬品等及び破損等した私用備品の原状回復に要する費用弁償

添付書類：医療救護活動医薬品等使用等報告書（様式３－５）

様式３－５（第３条関係）

医療救護活動医薬品等使用等報告書

班名

所属機関

職氏名　　印

１．医療救護活動で使用した医薬品及び医療材料

品　名	規　格	数　量	単　価	金　額

２．医療救護活動で破損等した私用備品

品　名	規　格	金　額	破損等の状況

※破損等の状況は，具体的に記入してください。

様式４（第４条関係）

扶助金支給申請書

年　　月　　日

（宛先）松山市長

申請者

会長

印

<table>
<tr><td rowspan="7">負傷・発病又は死亡した者の状況</td><td>氏名</td><td colspan="2"></td><td>性別</td><td>男
女</td><td>生年
月日</td><td colspan="2">年　　月
日</td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>職種</td><td></td><td>勤務先</td><td colspan="2"></td><td>救護班名</td><td></td></tr>
<tr><td>傷病名</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">受傷（発病）年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">死亡
原因</td><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="2">死亡年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">療養開始年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>障害級別</td><td colspan="3"></td><td colspan="2">治癒年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>休業日数</td><td colspan="7">年　　月　　日　～　年　　月　　日　　日間</td></tr>
<tr><td colspan="4">休業期間中における業務上の収入</td><td colspan="4">有（　　円）　・　無</td></tr>
<tr><td colspan="4">損害補償支給基礎額
（災害救助法）</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="8">備考</td></tr>
</table>

添付書類：

【療養扶助金】医師の診断書及び診療費の領収書又は請求書【休業扶助金】①休業が必要と認められる期間を記載した医師の診断書②休業の期間を記載した事業主の証明書③事業主又は市長が発行する支給基礎額の算定証明書（以下「支給基礎額算定証明書」という。）【障害扶助金】①障害の程度を記載した医師の診断書②支給基礎額算定証明書【遺族扶助金】①遺族扶助金の受給順位を明らかにした書類②支給基礎額算定証明書【葬祭扶助金】①死亡診断書②支給基礎額算定証明書【打切扶助金】①療養経過を明らかにした医師の診断書②支給基礎額算定証明書

資料〔３・12・４〕　災害時の医療救護に関する協定（社団法人　愛媛県医師会）

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛県医師会（以下「丙」という。）とは、災害時において被災者の救助として行う医療及び助産（以下「医療救護」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条第１項の規定による愛媛県地域防災計画及び同法第42条第１項の規定による市町村地域防災計画に基づき甲又は乙が行う医療救護に対する丙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（救護班の派遣）

第２条　甲又は乙は、医療救護を実施する必要が生じた場合は、丙に対し医療救護のための救護班（以下「救護班」という。）の派遣を要請するものとし、丙は、甲又は乙の要請に応じ救護班を派遣するものとする。

（医療救護計画）

第３条　丙は、甲又は乙の救護班の派遣の要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、医療救護の計画（以下「医療救護計画」という。）を策定し、これを、甲が指定する期日までに、甲に提出するものとする。

２　医療救護計画には、次の事項を定めるものとする。

(1)　救護班の編成計画
(2)　救護班の医療救護活動計画
(3)　郡市医師会その他関係機関との連絡体制
(4)　医療救護訓練の計画
(5)　その他必要な事項

３　甲は、第１項の規定により提出された医療救護計画を乙に送付するものとする。

（救護班の派遣要請の手続）

第４条　甲又は乙は、第２条の規定に基づき救護班の派遣を丙に要請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を、乙にあっては甲を経由して、丙に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により行うことができる。

(1)　災害発生の日時及び場所
(2)　災害の原因及び状況
(3)　救護班の派遣先の場所
(4)　派遣を要する班数
(5)　救護班の派遣期間
(6)　その他必要な事項

２　前項の規定にかかわらず、乙は、緊急やむを得ない事情により、甲を経由しないで救護班の派遣を要請したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（救護班の派遣の方法）

第５条　第２条の規定に基づく救護班の派遣は、医療救護計画に基づいて行うものとする。

（要請によらない救護班の派遣）

第６条　丙は、緊急やむを得ない事情により、甲又は乙の要請によらないで救護班を派遣したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（救護班に対する指揮）

第７条　医療救護活動の総合調整を図るため、救護班に対する指揮は、甲がその派遣を要請した場合にあっては甲が指定する者が、乙がその派遣を要請した場合にあっては乙が指定する者が行うものとする。

（救護班の業務）

第８条　救護班は、原則として、甲又は乙が避難所、災害現場等に設置する救護所（以下「救護所」という。）において、医療救護活動を行うものとする。

２　救護班の業務は、次のとおりとする。

(1)　傷病者の傷病の程度判断
(2)　重症者の応急手当及び中等症者に対する処置

(3)　後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
(4)　転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療
(5)　助産活動
(6)　死体の検案
(7)　医療救護活動の記録及び市町村災害対策本部への収容状況等の報告

（薬剤等の供給）

第９条　救護班が使用する薬剤、治療材料及び医療器具は、当該救護班が携行するもののほか、甲又は乙が供給するものとする。

（救護班の輸送）

第10条　甲及び乙は、医療救護が円滑に実施できるよう、救護班の輸送について、必要な措置を講ずるものとする。

（医療費）

第11条　救護所における医療費は、無料とする。

（費用の弁償）

第12条　法令に定めがあるもののほか、甲又は乙の要請に基づき丙が救護班を派遣した場合（第６条の規定による報告があった場合を含む。）における次の費用は、別に定める基準に従い、甲又は乙が負担するものとする。
(1)　救護班が携行した薬剤及び治療材料で使用したもの並びに医療器具の破損等に係る費用
(2)　救護班の編成及び派遣に要する費用
(3)　前２号に掲げる費用以外の費用で、この協定の実施のために要するもの

（医療救護に従事した者に対する損害補償）

第13条　甲又は乙の要請に基づき丙が派遣した救護班（第６条の規定による報告に係るものを含む。）の班員として医療救護活動に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲又は乙は、別に定める基準に従い、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

（細則）

第14条　この協定に別に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（協議）

第15条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第16条　この協定の有効期間は、平成８年２月１日から同年３月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも何らの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して１年延長するものとし、以後もまた同様とする。

（雑則）

第17条　市町村と郡市医師会との間において、別に医療救護に関する協定を締結している場合は、当該協定は、この協定に優先するものとする。

この協定の締結を証するため、本書72通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成８年２月１日

甲　愛媛県知事　　伊　賀　貞　雪
乙　県下７０市町村長
丙　社団法人愛媛県医師会
　　会　長　　村　上　郁　夫

災害時の医療救護に関する協定実施細則

（社団法人　愛媛県医師会）

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛県医師会（以下「丙」という。）とは、平成８年２月１日付けで締結した災害時の医療救護に関する協定（以下「協定」という。）の実施について、次のとおり細則を締結する。

（医療救護活動の報告）

第１条　丙は、協定第２条の規定に基づき救護班を派遣した場合（協定第６条の規定による報告があった場合を含む。）は、当該救護班の行う医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）の終了後、速やかに、次に掲げる書類を甲又は乙に提出するものとする。

(1)　医療救護活動報告書（様式第１号）

(2)　救護班員名簿（様式第２号）

(3)　薬剤等使用報告書（様式第３号）

（事故の報告）

第２条　協定第13条に規定する場合においては、丙は、事故報告書（様式第４号）により、速やかに甲又は乙に報告するものとする。

（費用弁償の額等）

第３条　協定第12条第１号及び第２号に規定する費用の弁償の額は、それぞれ災害救助法施行細則（昭和35年愛媛県規則第17号）別表１及び別表２の規定の例により算出した額とする。

２　丙は、協定第12条に規定する費用の弁償を請求しようとするときは、費用弁償請求書（様式第５号）を甲又は乙に提出するものとする。

（損害補償の種類等）

第４条　協定第13条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）の種類は、療養補償金、休業補償金、障害補償金、遺族補償金、葬祭補償金及び打切補償金とする。

２　損害補償の額は、次の表の左欄に掲げる損害補償の種類に応じ、当該右欄に掲げる扶助金（災害救助法（昭和22年法律第118号）第29条の規定により支給される扶助金をいう。）の額の算定の例により算定した額とする。

療養補償金	療養扶助金
休業補償金	休業扶助金
障害補償金	障害扶助金
遺族補償金	遺族扶助金
葬祭補償金	葬祭扶助金
打切補償金	打切扶助金

３　損害補償を受けようとする者は、損害補償支給申請書（様式第６号）に、次の表の左欄に掲げる損害補償の種類に応じ、当該右欄に掲げる書類を添えて、甲又は乙に提出するものとする。

療養補償金	医師の診断書及び療養費の領収書又は請求書
休業補償金	(1) 休業が必要と認められる期間を記載した医師の診断書 (2) 休業の期間を記載した事業主の証明書 (3) 事業主又は市町村長が発行する損害補償支給基礎額の算定の証明書（以下「支給基礎額算定証明書」という。）
障害補償金	(1) 障害の程度を記載した医師の診断書 (2) 支給基礎額算定証明書
遺族補償金	(1) 遺族補償金の受給順位を明らかにした書類 (2) 支給基礎額算定証明書
葬祭補償金	(1) 死亡診断書 (2) 支給基礎額算定証明書
打切補償金	(1) 療養経過を明らかにした医師の診断書 (2) 支給基礎額算定証明書

（支払）

第５条　甲又は乙は、第３条第２項又は前条第３項の規定による費用弁償又は損害補償の請求を受けた場合は、関係書類を確認し、速やかに丙に対し、これを支払うものとする。

この細則の締結を証するため、本書72通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成８年２月１日

甲　愛媛県知事　　伊　賀　貞　雪
乙　県下７０市町村長
丙　社団法人愛媛県医師会
　　会　長　　村　上　郁　夫

※　様式は省略する。

資料〔３・12・５〕　災害時の医療救護に関する協定（社団法人　愛媛看護協会）

愛媛県(以下「甲」という。)と市町村(以下「乙」という。)と社団法人愛媛看護協会（以下「丙」という。）とは、災害時において被災者の救助として行う医療及び助産（以下「医療救護」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条第１項の規定による愛媛県地域防災計画及び同法第42条第１項の規定による市町村地域防災計画に基づき、甲又は乙が行う医療救護に対する丙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（医療従事者の派遣）

第２条　甲又は乙は、医療救護を実施する必要が生じた場合は、丙に対し医療救護のための看護師等（以下「医療従事者」という。)の派遣を要請するものとし、丙は、甲又は乙の要請に応じ医療従事者を派遣するものとする。

（医療救護計画）

第３条　丙は、甲又は乙の医療従事者派遣要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、医療救護の計画（以下「医療救護計画」という。)を策定し、これを、甲が指定する期日までに、甲に提出するものとする。

２　医療救護計画には、次の事項を定めるものとする。

(1)　医療従事者の編成計画

(2)　医療従事者の医療救護活動計画

(3)　関係機関との連絡体制

(4)　医療救護訓練の計画

(5)　その他必要な事項

３　甲は、第１項の規定により提出された医療救護計画を乙に送付するものとする。

（医療従事者の派遣要請の手続）

第４条　甲又は乙は、第２条の規定に基づき医療従事者の派遣を丙に要請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を、乙にあっては甲を経由して、丙に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により行うことができる。

(1)　災害発生の日時及び場所

(2)　災害の原因及び状況

(3)　医療従事者の派遣先の場所

(4)　派遣を要する医療従事者数

(5)　医療従事者の派遣期間

(6)　その他必要な事項

２　前項の規定にかかわらず、乙は、緊急やむを得ない事情により、甲を経由しないで医療従事者の派遣を要請したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（医療従事者の派遣の方法）

第５条　第２条の規定に基づく医療従事者の派遣は、医療救護計画に基づいて行うものとする。

（要請によらない医療従事者の派遣）

第６条　丙は、緊急やむを得ない事情により、甲又は乙の要請によらないで医療従事者を派遣したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（医療従事者に対する指揮）

第７条　医療救護活動の総合調整を図るため、医療従事者に対する指揮は、甲がその派遣を要請した場合にあっては甲が指定する者が、乙がその派遣を要請した場合にあっては乙が指定する者が行うものとする。

（医療従事者の業務）

第８条　医療従事者は、原則として、甲又は乙が避難所、災害現場等に設置する救護所（以

下「救護所」という。）において、医療救護活動を行うものとする。
２　医療従事者の業務は、次のとおりとする。
(1)　傷病者に対する応急看護及び看護
(2)　傷病者の救護所、救護病院等への収容
(3)　その他状況に応じた必要な措置
（薬剤等の供給）
第９条　医療従事者が使用する薬剤、治療材料及び医療器具は、当該医療従事者が携行するもののほか、甲又は乙が供給するものとする。
（医療従事者の輸送）
第10条　甲及び乙は、医療救護が円滑に実施できるよう、医療従事者の輸送について、必要な措置を講ずるものとする。
（医療費）
第11条　救護所における医療費は、無料とする。
（費用の弁償）
第12条　法令に定めがあるもののほか、甲又は乙の要請に基づき丙が医療従事者を派遣した場合（第６条の規定による報告があった場合を含む。）における次の費用は、別に定める基準に従い、甲又は乙が負担するものとする。
(1)　医療従事者が携行した薬剤及び治療材料で使用したもの並びに医療器具の破損等に係る費用
(2)　医療従事者の編成及び派遣に要する費用
(3)　前２号に掲げる費用以外の費用で、この協定の実施のために要するもの
（医療救護に従事した者に対する損害補償）
第13条　甲又は乙の要請に基づき丙が派遣した医療従事者（第６条の規定による報告に係るものを含む。）として医療救護に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲又は乙は、別に定める基準に従い、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。
（細則）
第14条　この協定に別に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。
（協議）
第15条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。
（有効期間）
第16条　この協定の有効期間は、平成15年４月９日から平成16年３月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも何らの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して１年延長するものとし、以後もまた同様とする。
（雑則）
第17条　乙と丙との間において、別に医療救護に関する協定を締結した場合、当該協定は、この協定に優先するものとする。

この協定の締結を証するため、本書71通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成15年４月９日

甲　愛媛県知事　　加　戸　守　行
乙　県下６９市町村長
丙　社団法人愛媛看護協会
　　会　長　　廣　田　玲　子

災害時の医療救護に関する協定実施細則

（社団法人　愛媛看護協会）

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛看護協会（以下「丙」という。）とは、平成15年４月９日付けで締結した災害時の医療救護に関する協定（以下「協定」という。）の実施について、次のとおり細則を締結する。

（医療救護活動の報告）

第１条　丙は、協定第２条の規定に基づき医療従事者を派遣した場合（協定第６条の規定による報告があった場合を含む。）は、当該医療従事者の行う医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）の終了後、速やかに、次に掲げる書類を甲又は乙に提出するものとする。

(1)　医療救護活動報告書（様式第１号）

(2)　医療従事者名簿（様式第２号）

(3)　薬剤等使用報告書（様式第３号）

（事故の報告）

第２条　協定第13条に規定する場合においては、丙は、事故報告書（様式第４号）により、速やかに甲又は乙に報告するものとする。

（費用弁償の額等）

第３条　協定第12条第１号及び第２号に規定する費用の弁償の額は、それぞれ災害救助法施行細則（昭和35年愛媛県規則第17号）別表１及び別表２の規定の例により算出した額とする。

２　丙は、協定第12条に規定する費用の弁償を請求しようとするときは、費用弁償請求書（様式第５号）を甲又は乙に提出するものとする。

（損害補償の種類等）

第４条　協定第13条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）の種類は、療養補償金、休業補償金、障害補償金、遺族補償金、葬祭補償金及び打切補償金とする。

２　損害補償の額は、次の表の左欄に掲げる損害補償の種類に応じ、当該右欄に掲げる扶助金（災害救助法（昭和22年法律第118号）第29条の規定により支給される扶助金をいう。）の額の算定の例により算定した額とする。

療養補償金	療養扶助金
休業補償金	休業扶助金
障害補償金	障害扶助金
遺族補償金	遺族扶助金
葬祭補償金	葬祭扶助金
打切補償金	打切扶助金

３　損害補償を受けようとする者は、損害補償支給申請書（様式第６号）に、次の表の左欄に掲げる損害補償の種類に応じ、当該右欄に掲げる書類を添えて、甲又は乙に提出するものとする。

療養補償金	医師の診断書及び療養費の領収書又は請求書
休業補償金	(1) 休業が必要と認められる期間を記載した医師の診断書 (2) 休業の期間を記載した事業所の証明書 (3) 事業主又は市町村長が発行する損害補償支給基礎額の算定の証明書（以下「支給基礎額算定証明書」という。）
障害補償金	(1) 障害の程度を記載した医師の診断書 (2) 支給基礎額算定証明書
遺族補償金	(1) 遺族補償金の受給順位を明らかにした書類 (2) 支給基礎額算定証明書
葬祭補償金	(1) 死亡診断書 (2) 支給基礎額算定証明書
打切補償金	(1) 療養経過を明らかにした医師の診断書 (2) 支給基礎額算定証明書

（支払）

第５条　甲又は乙は、第３条第２項又は前条第３項の規定による費用弁償又は損害補償の請求を受けた場合は、関係書類を確認し、速やかに丙に対し、これを支払うものとする。

この細則の締結を証するため、本書71通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成15年４月９日

甲　愛媛県知事　　加　戸　守　行
乙　県下６９市町村長
丙　社団法人愛媛看護協会
　　会　長　　廣　田　玲　子

※　様式は省略する。

資料〔３・12・６〕　災害時の医療救護活動についての協定書（社団法人　松山市歯科医師会）

松山市（以下「甲」という。）と社団法人松山市歯科医師会（以下「乙」という。）とは，災害時の医療救護活動について，次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は，松山市地域防災計画等（以下「防災計画等」という。）に基づき甲が乙の協力を得て行う医療救護活動を円滑に実施することに関し，必要な事項を定めるものとする。

（計画の策定）

第２条　乙は，災害時における医療救護活動を円滑に実施するため，次に掲げる事項について計画を策定するものとする。

⑴　医療救護班の編成体制

⑵　歯科医師の活動指針

⑶　前２号に掲げるもののほか必要な事項

（医療救護班の派遣協力）

第３条　甲は，医療救護活動を実施する必要が生じたときは，防災計画等に基づき，乙に対し，医療救護班の派遣協力を要請するものとする。

２　乙は，前項の規定による要請を受けたときは，速やかに前条の計画に基づき医療救護班を編成し，甲が避難所等に設置する医療救護所（以下「救護所」という。）において医療救護活動を実施するものとする。

（要請によらない医療救護班の派遣）

第４条　乙は，緊急その他やむを得ない理由により，甲の要請によらないで医療救護活動を行う必要があると判断したときは，前条の規定にかかわらず自ら医療救護班を派遣することができる。

２　前項の規定により乙が医療救護班を派遣したときは，速やかに甲に報告し，その承認を得るものとする。

３　前項の承認を得た場合は，第１項の規定による派遣は，甲の要請に基づくものとみなすものとする。

（医療救護班の活動内容）

第５条　医療救護班は，救護所において医療救護活動を実施するものとし，その内容は，次に掲げるものとする。

⑴　歯科医療を必要とする傷病者に対する応急処置及び歯科医療・歯科保健活動

⑵　歯科医療を必要とする傷病者の受入医療機関への転送の要否及び転送順位の決定

⑶　災害時における死体の個別判別，検案等への協力

⑷　前各号に掲げるもののほか状況に応じた必要な措置

（医療救護班に対する指揮，命令等）

第６条　医療救護活動の総合調整を図るため，医療救護班に対する指揮，命令等は，甲，

乙双方の緊密な連携のもとに乙が行うものとする。

（医薬品等）

第７条　医療救護活動に必要な医薬品，医療材料等は，可能な範囲内において乙が携行するものとし，乙が携行することができない場合は，甲が調達するものとする。

（医療費）

第８条　救護所における医療費は，無料とする。

２　後方医療機関における医療費は，原則として患者負担とする。

（防災訓練）

第９条　乙は，甲から要請を受けたときは，甲が実施する防災訓練に参加協力するものとする。

（費用弁償）

第１０条　第３条第１項の規定による甲の要請に基づき乙が実施した医療救護活動における次の費用は，乙からの請求に基づき甲が負担するものとする。

⑴　医療救護活動に要した費用（医療救護班の編成から救護所において医療救護活動を開始するまでに要した費用を含む。）

⑵　医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の当該医薬品等の費用

⑶　医療救護班の私用備品が損傷を受けた場合の原状回復に要する費用

⑷　前各号に掲げるもののほか，甲が必要と認める費用

（扶助金）

第１１条　甲は，乙が実施した医療救護活動の従事者が，当該活動において負傷し，傷病に罹り，又は死亡した場合は，乙からの申請に基づき扶助金を支給するものとする。

（医事紛争の処理）

第１２条　医療救護班が医療救護活動を行うに際し，患者との間に医事紛争が生じたときは，乙は，直ちに甲に連絡するものとする。

２　甲は，前項の規定による連絡を受けたときは，速やかに調査し，乙と協議の上，誠意をもって解決のための適切な措置を講じるものとする。

（報告）

第１３条　乙は，医療救護活動を実施した場合は，当該活動に関する実績を甲に報告するものとする。

（災害救助法との関係）

第１４条　災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）による指定を受けたときは，本協定は，当該指定の日から災害救助法の定めるところによる。

（協定期間）

第１５条　この協定の有効期間は，平成２４年７月２３日から平成２５年３月３１日までとする。ただし，この協定の有効期間満了の１月前までに，甲又は乙のいずれからも何ら意思表示のないときは，期間満了日の翌日から更に１年間延長するものとし，以後も同様とする。

（実施細目）

第１６条　この協定に定めるもののほかこの協定を実施するために必要な事項は，別に

定めるものとする。

（協議）

第１７条　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については，甲，乙協議の上，定めるものとする。

この協定の締結を証するため，本書２通を作成し，甲，乙記名押印の上，双方各１通を保有するものとする。

平成２４年７月２３日

松山市二番町四丁目７番地２

甲　松山市

市　長

松山市柳井町二丁目６番地２

乙　社団法人　松山市歯科医師会

会　長

災害時の医療救護活動についての実施細目

松山市（以下「甲」という。）と社団法人松山市歯科医師会（以下「乙」という。）との間において平成２４年７月２３日に締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という。）第１６条の規定に基づき，次のとおり実施細目を定める。

（医療救護班の派遣要請）

第１条　協定書第３条第１項の規定による要請は，医療救護班派遣要請書（様式１）によるものとする。

（要請によらない医療救護班の派遣の報告）

第２条　協定書第４条第２項の規定による報告は，医療救護班派遣報告書（様式２）によるものとする。

（費用弁償）

第３条　協定書第１０条に規定する費用の弁償については，愛媛県災害救助法施行細則（昭和３５年愛媛県規則第１７号）の規定を準用することとする。

２　協定書第１０条第１号から第３号までに規定する費用の請求は，医療救護活動費用弁償請求書（様式３－１）に医療救護活動報告書（様式３－２）及び医療救護活動実施者名簿（様式３－３）を添えて，医療救護活動に際し使用した医薬品等の費用にあっては医療救護活動実費用弁償請求書（様式３－４）に医療救護活動医薬品等使用等報告書（様式３－５）を添えて，甲に提出することにより行うものとする。

（扶助金）

第４条　協定書第１１条に規定する扶助金の支給については，災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の規定を準用することとする。

２　協定書第１１条に規定する扶助金の支給申請は，扶助金支給申請書(様式４)により行うものとする。

（支払）

第５条　甲は，第３条第２項の規定による費用弁償の請求又は前条第２項の規定による扶助金の請求があった場合は，関係書類を確認し，速やかに乙に対し，これらを支払うものとする。

この細目の締結を証するため，本書２通を作成し，甲，乙記名押印の上，双方各１通を保有するものとする。

平成２４年７月２３日

松山市二番町四丁目７番地２
甲　松山市
市　長

松山市柳井町二丁目６番地２
乙　社団法人　松山市歯科医師会
会　長

様式１（第１条関係）

医療救護班派遣要請書

様

発信者　　松山市長　　印

事務担当者
TEL
FAX

発信日時　　月　　日　　時　　分

下記の災害に際し，　　に基づき，次のとおり医療救護班の派遣協力を要請します。
派遣の可否について，下記※に記載し，折り返しご連絡ください。

〔災害の内容〕　　月　　日　　時　　分に　　地方で発生した災害
〔災害の状況等〕

派遣先	派遣期間	要請する班数	移動手段・周囲の状況等	携行物・服装特記事項等	※ 派遣の可否
	月　日 ～ 月　日	班 １班当たりの希望構成員 歯科医師　名 歯科衛生士　名 名 名 名 名			可・否 班 １班当たりの構成員 歯科医師　名 歯科衛生士　名 名 名 名 名
	月　日 ～ 月　日	班 １班当たりの希望構成員 歯科医師　名 歯科衛生士　名 名 名 名 名			可・否 班 １班当たりの構成員 歯科医師　名 歯科衛生士　名 名 名 名 名
	月　日 ～ 月　日	班 １班当たりの希望構成員 歯科医師　名 歯科衛生士　名 名 名 名 名			可・否 班 １班当たりの構成員 歯科医師　名 歯科衛生士　名 名 名 名 名

様式２（第２条関係）

医療救護班派遣報告書

（宛先）松山市長

発信者　　会長
印

事務担当者
TEL
FAX

発信日時　　月　　日　　時　　分

下記の災害に際し，　　に基づき，次のとおり医療救護班の派遣を実施しましたので報告します。

その後の処理に関して指示を，下記※に記載し，折り返しご連絡ください。

〔災害の内容〕　　月　　日　　時　　分に　　地方で発生した災害
〔災害の状況等〕

派遣先	派遣期間	派遣した班数	移動手段・ 周囲の状況等	携行物・服装 特記事項等	※ 指示事項
	月　日 ～ 月　日	班 １班当たりの 構成員 歯科医師　名 歯科衛生士　名 名 名 名			
	月　日 ～ 月　日	班 １班当たりの 構成員 歯科医師　名 歯科衛生士　名 名 名 名			
	月　日 ～ 月　日	班 １班当たりの 構成員 歯科医師　名 歯科衛生士　名 名 名 名			

※派遣先については，医療救護活動を実施する場所(救護所名・医療機関等名)を記載してください。

様式３－１（第３条関係）

医療救護活動費用弁償請求書

年　　月　　日

（宛先）松山市長

請求者

会長

印

次の金額を請求します。

金　　円

ただし，　　年　　月　　日から　　年　　月　　日までにおける災害時の医療救護活動に対する費用弁償

添付書類：医療救護活動報告書（様式３－２）及び

医療救護活動実施者名簿（様式３－３）

様式３－２（第３条関係）

医療救護活動報告書

班名	派遣先 （医療救護活動場所）	活動状況
		年　月　日　時　分 ～ 月　日　時　分 取扱件数　件 移　送　件 検案処理　件
		年　月　日　時　分 ～ 月　日　時　分 取扱件数　件 移　送　件 検案処理　件
		年　月　日　時　分 ～ 月　日　時　分 取扱件数　件 移　送　件 検案処理　件
		年　月　日　時　分 ～ 月　日　時　分 取扱件数　件 移　送　件 検案処理　件

※派遣先については，医療救護活動を実施する場所（救護所名・医療機関等名）を記載してください。

様式３－３（第３条関係）

医療救護活動実施者名簿

班　名	職　種	氏　名	勤務先	住　所	従事期間（日間）

様式３－４（第３条関係）

医療救護活動実費用弁償請求書

年　　月　　日

（宛先）松山市長

請求者

会長

印

次の金額を請求します。

金　　円

ただし，　　年　　月　　日から　　年　　月　　日までにおける災害時の医療救護活動に際し使用した医薬品，医療材料，損傷した私用備品の原状回復に要する費用等の実費弁償

添付書類：医療救護活動医薬品等使用等報告書（様式３－５）

様式３－５（第３条関係）

医療救護活動医薬品等使用等報告書

班名

１．医療救護活動で使用した医薬品及び医療材料

品　名	規　格	数　量	単　価	金　額

２．医療救護活動で破損等した私用備品

品　名	規　格	金　額	破損の状況

※破損の状況は，具体的に記入してください。

様式４（第４条関係）

扶助金支給申請書

年　　月　　日

（宛先）松山市長

申請者

会長

印

<table>
<tr><td rowspan="7">負傷・発病
又は死亡した者の状況</td><td>氏名</td><td colspan="2"></td><td>性別</td><td>男
女</td><td>生年
月日</td><td colspan="2">年　月
日</td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>職種</td><td></td><td>勤務先</td><td colspan="2"></td><td>救護班名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>傷病名</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">受傷（発病）年月日</td><td colspan="3">年　月　日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">死亡
原因</td><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="2">死亡年月日</td><td colspan="3">年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">療養開始年月日</td><td colspan="3">年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">障害級別</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">治癒年月日</td><td colspan="3">年　月　日</td></tr>
<tr><td>休業日数</td><td colspan="7">年　月　日　～　年　月　日　日間</td></tr>
<tr><td colspan="4">休業期間中における業務上の収入</td><td colspan="4">有（　　円）　・　無</td></tr>
<tr><td colspan="4">損害補償支給基礎額
（災害救助法）</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="8">備考</td></tr>
</table>

添付書類：

【療養扶助金】医師の診断書及び診療費の領収書又は請求書　【休業扶助金】①休業が必要と認められる期間を記載した医師の診断書②休業の期間を記載した事業主の証明書③事業主又は市長が発行する支給基礎額の算定証明書（以下「支給基礎額算定証明書」という。）　【障害扶助金】①障害の程度を記載した医師の診断書②支給基礎額算定証明書　【遺族扶助金】①遺族扶助金の受給順位を明らかにした書類②支給基礎額算定証明書　【葬祭扶助金】①死亡診断書②支給基礎額算定証明書　【打切扶助金】①療養経過を明らかにした医師の診断書②支給基礎額算定証明書

資料〔３・12・７〕　災害時の医療救護に関する協定（社団法人　愛媛県歯科医師会）

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛県歯科医師会（以下「丙」という。）とは、災害時において被災者の救助として行う医療（以下「医療救護」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条第１項の規定による愛媛県地域防災計画及び同法第42条第１項の規定による市町村地域防災計画に基づき、甲又は乙が行う医療救護に対する丙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（救護班の派遣）

第２条　甲又は乙は、医療救護を実施する必要が生じた場合は、丙に対し医療救護のための救護班（以下「救護班」という。）の派遣を要請するものとし、丙は、甲又は乙の要請に応じ救護班を派遣するものとする。

（医療救護計画）

第３条　丙は、甲又は乙の救護班派遣要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、医療救護の計画（以下「医療救護計画」という。）を策定し、これを、甲が指定する期日までに、甲に提出するものとする。

２　医療救護計画には、次の事項を定めるものとする。

(1)　救護班の編成計画

(2)　救護班の医療救護活動計画

(3)　郡市歯科医師会その他関係機関との連絡体制

(4)　医療救護訓練の計画

(5)　その他必要な事項

３　甲は、第１項の規定により提出された医療救護計画を乙に送付するものとする。

（救護班の派遣要請の手続）

第４条　甲又は乙は、第２条の規定に基づき救護班の派遣を丙に要請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を、乙にあっては甲を経由して、丙に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により行うことができる。

(1)　災害発生の日時及び場所

(2)　災害の原因及び状況

(3)　救護班の派遣先の場所

(4)　派遣を要する班数

(5)　救護班の派遣期間

(6)　その他必要な事項

２　前項の規定にかかわらず、乙は、緊急やむを得ない事情により、甲を経由しないで救護班の派遣を要請したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（救護班の派遣の方法）

第５条　第２条の規定に基づく救護班の派遣は、医療救護計画に基づいて行うものとする。

（要請によらない救護班の派遣）

第６条　丙は、緊急やむを得ない事情により、甲又は乙の要請によらないで救護班を派遣したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（救護班に対する指揮）

第７条　医療救護活動の総合調整を図るため、救護班に対する指揮は、甲がその派遣を要請した場合にあっては甲が指定する者が、乙がその派遣を要請した場合にあっては乙が指定する者が行うものとする。

（救護班の業務）

第８条　救護班は、原則として、甲又は乙が避難所、災害現場等に設置する救護所（以下「救護所」という。）において、医療救護活動を行うものとする。

２　救護班の業務は、次のとおりとする。

(1)　歯科医療を必要とする傷病者に対する応急処置及び医療

(2)　歯科医療を必要とする傷病者の受入医療機関への移送の要否及び移送順位の決定

(3)　災害時における死体の個別判別、検案等への協力
(4)　その他状況に応じた必要な措置
（薬剤等の供給）
第９条　救護班が使用する薬剤、治療材料及び医療器具は、当該救護班が携行するもののほか、甲又は乙が供給するものとする。
（救護班の輸送）
第10条　甲及び乙は、医療救護が円滑に実施できるよう、救護班の輸送について、必要な措置を講ずるものとする。
（医療費）
第11条　救護所における医療費は、無料とする。
（費用の弁償）
第12条　法令に定めがあるもののほか、甲又は乙の要請に基づき丙が救護班を派遣した場合（第６条の規定による報告があった場合を含む。）における次の費用は、別に定める基準に従い、甲又は乙が負担するものとする。
(1)　救護班が携行した薬剤及び治療材料で使用したもの並びに医療器具の破損等に係る費用
(2)　救護班の編成及び派遣に要する費用
(3)　前２号に掲げる費用以外の費用で、この協定の実施のために要するもの
（医療救護に従事した者に対する損害補償）
第13条　甲又は乙の要請に基づき丙が派遣した救護班（第６条の規定による報告に係るものを含む。）の班員として医療救護に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲又は乙は、別に定める基準に従い、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。
（細則）
第14条　この協定に別に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。
（協議）
第15条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。
（有効期間）
第16条　この協定の有効期間は、平成15年４月９日から平成16年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも何らの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して１年延長するものとし、以後もまた同様とする。
（雑則）
第17条　乙と丙又は郡市歯科医師会との間において、別に医療救護に関する協定を締結した場合、当該協定は、この協定に優先するものとする。

この協定の締結を証するため、本書７１通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成15年４月９日

甲　愛媛県知事　　加　戸　守　行
乙　県下６９市町村長
丙　社団法人愛媛県歯科医師会
　　会　長　　須之内　淳二

災害時の医療救護に関する協定実施細則
（社団法人　愛媛県歯科医師会）

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛県歯科医師会（以下「丙」という。）とは、平成15年４月９日付けで締結した災害時の医療救護に関する協定（以下「協定」という。）の実施について、次のとおり細則を締結する。

（医療救護活動の報告）

第１条　丙は、協定第２条の規定に基づき救護班を派遣した場合（協定第６条の規定による報告があった場合を含む。）は、当該救護班の行う医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）の終了後、速やかに、次に掲げる書類を甲又は乙に提出するものとする。

(1)　医療救護活動報告書（様式第１号）

(2)　救護班員名簿（様式第２号）

(3)　薬剤等使用報告書（様式第３号）

（事故の報告）

第２条　協定第13条に規定する場合においては、丙は、事故報告書（様式第４号）により、速やかに甲又は乙に報告するものとする。

（費用弁償の額等）

第３条　協定第12条第１号及び第２号に規定する費用の弁償の額は、それぞれ災害救助法施行細則（昭和35年愛媛県規則第17号）別表１及び別表２の規定の例により算出した額とする。

２　丙は、協定第12条に規定する費用の弁償を請求しようとするときは、費用弁償請求書（様式第５号）を甲又は乙に提出するものとする。

（損害補償の種類等）

第４条　協定第13条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）の種類は、療養補償金、休業補償金、障害補償金、遺族補償金、葬祭補償金及び打切補償金とする。

２　損害補償の額は、次の表の左欄に掲げる損害補償の種類に応じ、当該右欄に掲げる扶助金（災害救助法（昭和22年法律第118号）第29条の規定により支給される扶助金をいう。）の額の算定の例により算定した額とする。

療養補償金	療養扶助金
休業補償金	休業扶助金
障害補償金	障害扶助金
遺族補償金	遺族扶助金
葬祭補償金	葬祭扶助金
打切補償金	打切扶助金

３　損害補償を受けようとする者は、損害補償支給申請書（様式第６号）に、次の表の左欄に掲げる損害補償の種類に応じ、当該右欄に掲げる書類を添えて、甲又は乙に提出するものとする。

療養補償金	医師の診断書及び療養費の領収書又は請求書
休業補償金	(1) 休業が必要と認められる期間を記載した医師の診断書 (2) 休業の期間を記載した事業所の証明書 (3) 事業主又は市町村長が発行する損害補償支給基礎額の算定の証明書（以下「支給基礎額算定証明書」という。）
障害補償金	(1) 障害の程度を記載した医師の診断書 (2) 支給基礎額算定証明書
遺族補償金	(1) 遺族補償金の受給順位を明らかにした書類 (2) 支給基礎額算定証明書
葬祭補償金	(1) 死亡診断書 (2) 支給基礎額算定証明書
打切補償金	(1) 療養経過を明らかにした医師の診断書 (2) 支給基礎額算定証明書

（支払）

第５条　甲又は乙は、第３条第２項又は前条第３項の規定による費用弁償又は損害補償の請求を受けた場合は、関係書類を確認し、速やかに丙に対し、これを支払うものとする。

この細則の締結を証するため、本書71通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成15年４月９日

甲　愛媛県知事　　加　戸　守　行
乙　県下６９市町村長
丙　社団法人愛媛県歯科医師会
　　会　長　　須之内　淳二

※　様式は省略する。

資料〔３・12・８〕　災害時の医療救護活動についての協定書（社団法人　愛媛県薬剤師会）

松山市（以下「甲」という。）と社団法人愛媛県薬剤師会（以下「乙」という。）とは，災害時の医療救護活動について，次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は，松山市地域防災計画等（以下「防災計画等」という。）に基づき甲が乙の協力を得て行う医療救護活動を円滑に実施することに関し，必要な事項を定めるものとする。

（計画の策定）

第２条　乙は，災害時における医療救護活動を円滑に実施するため，次に掲げる事項について計画を策定するものとする。

⑴　医療救護班の編成体制

⑵　薬剤師の活動指針

⑶　前２号に掲げるもののほか必要な事項

（医療救護班の派遣協力）

第３条　甲は，医療救護活動を実施する必要が生じたときは，防災計画等に基づき，乙に対し，医療救護班の派遣協力を要請するものとする。

２　乙は，前項の規定による要請を受けたときは，速やかに前条の計画に基づき医療救護班を編成し，甲が避難所等に設置する医療救護所（以下「救護所」という。）において医療救護活動を実施するものとする。

（要請によらない医療救護班の派遣）

第４条　乙は，緊急その他やむを得ない理由により，甲の要請によらないで医療救護活動を行う必要があると判断したときは，前条の規定にかかわらず自ら医療救護班を派遣することができる。

２　前項の規定により乙が医療救護班を派遣したときは，速やかに甲に報告し，その承認を得るものとする。

３　前項の承認を得た場合は，第１項の規定による派遣は，甲の要請に基づくものとみなすものとする。

（事務局）

第５条　本協定に基づく医療救護活動に関する事務局は，乙にあっては社団法人愛媛県薬剤師会松山支部が行うものとする。

（医療救護班の活動内容）

第６条　医療救護班は，救護所において医療救護活動を実施するものとし，その内容は，次に掲げるものとする。

⑴　被災傷病者に対する調剤業務

⑵　救護所における医薬品等の管理

⑶　前２号に掲げるもののほか状況に応じた必要な措置

（医療救護班に対する指揮，命令等）

第７条　医療救護活動の総合調整を図るため，医療救護班に対する指揮，命令等は，甲が指定するものが行うものとする。

（医薬品等）

第８条　医療救護活動に必要な医薬品，医療材料等は，可能な範囲内において乙が携行するものとし，乙が携行することができない場合は，甲が調達するものとする。

（調剤費）

第９条　救護所における調剤費は，無料とする。

２　後方薬局における調剤費は，原則として患者負担とする。

（防災訓練）

第１０条　乙は，甲から要請を受けたときは，甲が実施する防災訓練に参加協力するもの

とする。

（費用弁償）

第１１条　第３条第１項の規定による甲の要請に基づき乙が実施した医療救護活動における次の費用は，乙からの請求に基づき甲が負担するものとする。

(1)　医療救護活動に要した費用（医療救護班の編成から救護所において医療救護活動を開始するまでに要した費用を含む。）

(2)　医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の当該医薬品等の費用

(3)　医療救護班の私用備品が損傷を受けた場合の原状回復に要する費用

(4)　前各号に掲げるもののほか，甲が必要と認める費用

（扶助金）

第１２条　甲は，乙が実施した医療救護活動の従事者が，当該活動において負傷し，傷病に罹り，又は死亡した場合は，乙からの申請に基づき扶助金を支給するものとする。

（医事紛争の処理）

第１３条　医療救護班が医療救護活動を行うに際し，患者との間に医事紛争が生じたときは，乙は，直ちに甲に連絡するものとする。

２　甲は，前項の規定による連絡を受けたときは，速やかに調査し，乙と協議の上，誠意をもって解決のための適切な措置を講じるものとする。

（報告）

第１４条　乙は，医療救護活動を実施した場合は，当該活動に関する実績を甲に報告するものとする。

（災害救助法との関係）

第１５条　災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）による指定を受けたときは，本協定は，当該指定の日から災害救助法の定めるところによる。

（協定期間）

第１６条　この協定の有効期間は，平成２４年８月２０日から平成２５年３月３１日までとする。ただし，この協定の有効期間満了の１月前までに，甲又は乙のいずれからも何ら意思表示のないときは，期間満了日の翌日から更に１年間延長するものとし，以後も同様とする。

（実施細目）

第１７条　この協定に定めるもののほかこの協定を実施するために必要な事項は，別に定めるものとする。

（協議）

第１８条　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については，甲，乙協議の上，定めるものとする。

この協定の締結を証するため，本書２通を作成し，甲，乙記名押印の上，双方各１通を保有するものとする。

平成２４年８月２０日

松山市二番町四丁目７番地２

甲　松山市

市　長

松山市三番町七丁目６番地９

乙　社団法人　愛媛県薬剤師会

会　長

災害時の医療救護活動についての実施細目

松山市（以下「甲」という。）と社団法人愛媛県薬剤師会（以下「乙」という。）との間において平成２４年８月２０日に締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という。）第１７条の規定に基づき，次のとおり実施細目を定める。

（医療救護班の派遣要請）

第１条　協定書第３条第１項の規定による要請は，医療救護班派遣要請書（様式１）によるものとする。

（要請によらない医療救護班の派遣の報告）

第２条　協定書第４条第２項の規定による報告は，医療救護班派遣報告書（様式２）によるものとする。

（費用弁償）

第３条　協定書第１１条に規定する費用の弁償については，愛媛県災害救助法施行細則（昭和３５年愛媛県規則第１７号）の規定を準用することとする。

２　協定書第１１条に規定する費用の請求は，医療救護活動従事者に対する費用にあっては医療救護活動費用弁償請求書（様式３－１）に医療救護活動報告書（様式３－２）及び医療救護活動実施者名簿（様式３－３）を添えて，医療救護活動に際し使用した医薬品等の費用にあっては医療救護活動実費用弁償請求書（様式３－４）に医療救護活動医薬品等使用等報告書（様式３－５）を添えて，甲に提出することにより行うものとする。

（扶助金）

第４条　協定書第１２条に規定する扶助金の支給については，災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の規定を準用することとする。

２　協定書第１２条に規定する扶助金の支給申請は，扶助金支給申請書(様式４)により行うものとする。

（支払）

第５条　甲は，第３条第２項の規定による費用弁償の請求又は前条第２項の規定による扶助金の請求があった場合は，関係書類を確認し，速やかに乙に対し，これらを支払うものとする。

この細目の締結を証するため，本書２通を作成し，甲，乙記名押印の上，双方各１通を保有するものとする。

平成２４年８月２０日

松山市二番町四丁目７番地２
甲　松山市

市　長

松山市三番町七丁目６番地９
乙　社団法人　愛媛県薬剤師会

会　長

様式１（第１条関係）

医療救護班派遣要請書

様

発信者　　松山市長　　印

事務担当者
TEL
FAX

発信日時　　月　　日　　時　　分

下記の災害に際し，　　に基づき，次のとおり医療救護班の派遣協力を要請します。
派遣の可否について，下記※に記載し，折り返しご連絡ください。

〔災害の内容〕　　月　　日に　　地方で発生した災害
〔災害の状況等〕

派遣先	派遣期間	要請する班数	移動手段・周囲の状況等	携行物・服装特記事項等	※ 派遣の可否
	月　日 ～ 月　日	班 １班当たりの 希望構成員 薬剤師　名 登録販売者　名 名 名 名 名			可・否 班 １班当たりの 構成員 薬剤師　名 登録販売者　名 名 名 名 名
	月　日 ～ 月　日	班 １班当たりの 希望構成員 薬剤師　名 登録販売者　名 名 名 名 名			可・否 班 １班当たりの 構成員 薬剤師　名 登録販売者　名 名 名 名 名
	月　日 ～ 月　日	班 １班当たりの 希望構成員 薬剤師　名 登録販売者　名 名 名 名 名			可・否 班 １班当たりの 構成員 薬剤師　名 登録販売者　名 名 名 名 名

様式２（第２条関係）

医療救護班派遣報告書

（宛先）松山市長

発信者　　会長
印

事務担当者
TEL
FAX

発信日時　　月　　日　　時　　分

下記の災害に際し，　　に基づき，次のとおり医療救護班の派遣を実施しましたので報告します。

その後の処理に関する指示を，下記※に記載し，折り返しご連絡ください。

〔災害の内容〕　　月　　日に　　地方で発生した災害
〔災害の状況等〕

派遣先	派遣期間	派遣した班数	移動手段・ 周囲の状況等	携行物・服装 特記事項等	※ 指示事項
	月　日 ～ 月　日	班 １班当たりの 希望構成員 薬剤師　　名 登録販売者　名 名 名 名 名			
	月　日 ～ 月　日	班 １班当たりの 希望構成員 薬剤師　　名 登録販売者　名 名 名 名 名			
	月　日 ～ 月　日	班 １班当たりの 希望構成員 薬剤師　　名 登録販売者　名 名 名 名 名			

※派遣先については，医療救護活動を実施した場所(救護所名・医療機関等名)を記載してください。

様式３－１（第３条関係）

医療救護活動費用弁償請求書

年　　月　　日

（宛先）松山市長

請求者

会長

印

次の金額を請求します。

金　　円

ただし，

年　　月　　日から　　年　　月　　日までにおける災害時の医療救護活動に対する費用弁償

添付書類：医療救護活動報告書（様式３－２）及び

医療救護活動実施者名簿（様式３－３）

様式３－２（第３条関係）

医療救護活動報告書

班名	派遣先 （医療救護活動）	活動状況
		年　月　日　時　分 ～ 月　日　時　分 取扱件数　件 件 件 件
		年　月　日　時　分 ～ 月　日　時　分 取扱件数　件 件 件 件
		年　月　日　時　分 ～ 月　日　時　分 取扱件数　件 件 件 件

※派遣先については，医療救護活動を実施した場所（救護所名・医療機関等名）を記載してください。

様式３－３（第３条関係）

医療救護活動実施者名簿

班　名	職　種	氏　名	勤務先	住　所	従事期間（日間）

様式３－４（第３条関係）

医療救護活動実費用弁償請求書

年　　月　　日

（宛先）松山市長

請求者

会長

印

次の金額を請求します。

金　　円

ただし，

年　　月　　日から　　年　　月　　日までにおける災害時の医療救護活動に際し使用した医薬品等及び破損等した私用備品の原状回復に要する費用弁償

添付書類：医薬品等使用等報告書（様式３－５）

様式３－５（第３条関係）

医療救護活動医薬品等使用等報告書

班名

所属機関

職氏名　　印

１．医療救護活動で使用した医薬品及び医療材料

品　名	規　格	数　量	単　価	金　額

２．医療救護活動で破損等した私用備品

品　名	規　格	金　額	破損等の状況

※破損等の状況は，具体的に記入してください。

様式４（第４条関係）

扶助金支給申請書

年　　月　　日

（宛先）松山市長

申請者

会長

印

<table>
<tr><td rowspan="7">負傷・発病
又は死亡した者の状況</td><td>氏名</td><td colspan="2"></td><td>性別</td><td>男
女</td><td>生年
月日</td><td colspan="2">年　　月
日</td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>職種</td><td></td><td>勤務先</td><td colspan="2"></td><td>救護班名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>傷病名</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">受傷（発病）年月日</td><td colspan="3">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">死亡
原因</td><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="2">死亡年月日</td><td colspan="3">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">療養開始年月日</td><td colspan="3">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">障害級別</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">治癒年月日</td><td colspan="3">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>休業日数</td><td colspan="7">年　　月　　日　～　年　　月　　日　　日間</td></tr>
<tr><td colspan="4">休業期間中における業務上の収入</td><td colspan="4">有（　　円）　・　無</td></tr>
<tr><td colspan="4">損害補償支給基礎額
（災害救助法）</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="8">備考</td></tr>
</table>

添付書類：

【療養扶助金】医師の診断書及び診療費の領収書又は請求書【休業扶助金】①休業が必要と認められる期間を記載した医師の診断書②休業の期間を記載した事業主の証明書③事業主又は市長が発行する支給基礎額の算定証明書（以下「支給基礎額算定証明書」という。）【障害扶助金】①障害の程度を記載した医師の診断書②支給基礎額算定証明書【遺族扶助金】①遺族扶助金の受給順位を明らかにした書類②支給基礎額算定証明書【葬祭扶助金】①死亡診断書②支給基礎額算定証明書【打切扶助金】①療養経過を明らかにした医師の診断書②支給基礎額算定証明書

資料〔３・12・９〕　災害時の医療救護に関する協定（社団法人　愛媛県薬剤師会）

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛県薬剤師会（以下「丙」という。）とは、災害時において被災者の救助として行う医療及び助産（以下「医療救護」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条第１項の規定による愛媛県地域防災計画及び同法第42条第１項の規定による市町村地域防災計画に基づき、甲又は乙が行う医療救護に対する丙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（医療従事者の派遣）

第２条　甲又は乙は、医療救護を実施する必要が生じた場合は、丙に対し医療救護のための薬剤師等（以下「医療従事者」という。）の派遣を要請するものとし、丙は、甲又は乙の要請に応じ医療従事者を派遣するものとする。

（医療救護計画）

第３条　丙は、甲又は乙の医療従事者派遣要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、医療救護の計画（以下「医療救護計画」という。）を策定し、これを、甲が指定する期日までに、甲に提出するものとする。

２　医療救護計画には、次の事項を定めるものとする。

(1)　医療従事者の編成計画

(2)　医療従事者の医療救護活動計画

(3)　関係機関との連絡体制

(4)　医療救護訓練の計画

(5)　その他必要な事項

３　甲は、第１項の規定により提出された医療救護計画を乙に送付するものとする。

（医療従事者の派遣要請の手続）

第４条　甲又は乙は、第２条の規定に基づき医療従事者の派遣を丙に要請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を、乙にあっては甲を経由して、丙に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により行うことができる。

(1)　災害発生の日時及び場所

(2)　災害の原因及び状況

(3)　医療従事者の派遣先の場所

(4)　派遣を要する医療従事者数

(5)　医療従事者の派遣期間

(6)　その他必要な事項

２　前項の規定にかかわらず、乙は、緊急やむを得ない事情により、甲を経由しないで医療従事者の派遣を要請したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（医療従事者の派遣の方法）

第５条　第２条の規定に基づく医療従事者の派遣は、医療救護計画に基づいて行うものとする。

（要請によらない医療従事者の派遣）

第６条　丙は、緊急やむを得ない事情により、甲又は乙の要請によらないで医療従事者を派遣したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（医療従事者に対する指揮）

第７条　医療救護活動の総合調整を図るため、医療従事者に対する指揮は、甲がその派遣を要請した場合にあっては甲が指定する者が、乙がその派遣を要請した場合にあっては乙が指定する者が行うものとする。

（医療従事者の業務）

第８条　医療従事者は、原則として、甲又は乙が避難所、災害現場等に設置する救護所（以

下「救護所」という。）において、医療救護活動を行うものとする。
２　医療従事者の業務は、次のとおりとする。
(1)　傷病者に対する調剤業務
(2)　救護所における医薬品等の管理
(3)　その他状況に応じた必要な措置
（薬剤等の供給）
第９条　医療従事者が使用する薬剤、治療材料及び医療器具は、当該医療従事者が携行するもののほか、甲又は乙が供給するものとする。
（医療従事者の輸送）
第10条　甲及び乙は、医療救護が円滑に実施できるよう、医療従事者の輸送について、必要な措置を講ずるものとする。
（調剤費）
第11条　救護所における調剤費は、無料とする。
（費用の弁償）
第12条　法令に定めがあるもののほか、甲又は乙の要請に基づき丙が医療従事者を派遣した場合（第６条の規定による報告があった場合を含む。）における次の費用は、別に定める基準に従い、甲又は乙が負担するものとする。
(1)　医療従事者が携行した薬剤及び治療材料で使用したもの並びに医療器具の破損等に係る費用
(2)　医療従事者の編成及び派遣に要する費用
(3)　前２号に掲げる費用以外の費用で、この協定の実施のために要するもの
（医療救護に従事した者に対する損害補償）
第13条　甲又は乙の要請に基づき丙が派遣した医療従事者（第６条の規定による報告に係るものを含む。）として医療救護に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲又は乙は、別に定める基準に従い、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。
（細則）
第14条　この協定に別に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。
（協議）
第15条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。
（有効期間）
第16条　この協定の有効期間は、平成15年４月９日から平成16年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも何らの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して１年延長するものとし、以後もまた同様とする。
（雑則）
第17条　乙と丙との間において、別に医療救護に関する協定を締結した場合は、当該協定は、この協定に優先するものとする。

この協定の締結を証するため、本書71通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成15年４月９日

甲　愛媛県知事　　加　戸　守　行
乙　県下６９市町村長
丙　社団法人愛媛県薬剤師会
　　会　長　　澤　田　乙　吉

災害時の医療救護に関する協定実施細則
（社団法人　愛媛県薬剤師会）

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛県薬剤師会（以下「丙」という。）とは、平成１５年４月９日付けで締結した災害時の医療救護に関する協定（以下「協定」という。）の実施について、次のとおり細則を締結する。

（医療救護活動の報告）

第１条　丙は、協定第２条の規定に基づき医療従事者を派遣した場合（協定第６条の規定による報告があった場合を含む。）は、当該医療従事者の行う医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）の終了後、速やかに、次に掲げる書類を甲又は乙に提出するものとする。

(1)　医療救護活動報告書（様式第１号）

(2)　医療従事者名簿（様式第２号）

(3)　薬剤等使用報告書（様式第３号）

（事故の報告）

第２条　協定第13条に規定する場合においては、丙は、事故報告書（様式第４号）により、速やかに甲又は乙に報告するものとする。

（費用弁償の額等）

第３条　協定第12条第１号及び第２号に規定する費用の弁償の額は、それぞれ災害救助法施行細則（昭和35年愛媛県規則第17号）別表１及び別表２の規定の例により算出した額とする。

２　丙は、協定第12条に規定する費用の弁償を請求しようとするときは、費用弁償請求書（様式第５号）を甲又は乙に提出するものとする。

（損害補償の種類等）

第４条　協定第13条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）の種類は、療養補償金、休業補償金、障害補償金、遺族補償金、葬祭補償金及び打切補償金とする。

２　損害補償の額は、次の表の左欄に掲げる損害補償の種類に応じ、当該右欄に掲げる扶助金（災害救助法（昭和22年法律第118号）第29条の規定により支給される扶助金をいう。）の額の算定の例により算定した額とする。

療養補償金	療養扶助金
休業補償金	休業扶助金
障害補償金	障害扶助金
遺族補償金	遺族扶助金
葬祭補償金	葬祭扶助金
打切補償金	打切扶助金

３　損害補償を受けようとする者は、損害補償支給申請書（様式第６号）に、次の表の左欄に掲げる損害補償の種類に応じ、当該右欄に掲げる書類を添えて、甲又は乙に提出するものとする。

療養補償金	医師の診断書及び療養費の領収書又は請求書
休業補償金	(1) 休業が必要と認められる期間を記載した医師の診断書 (2) 休業の期間を記載した事業所の証明書 (3) 事業主又は市町村長が発行する損害補償支給基礎額の算定の証明書（以下「支給基礎額算定証明書」という。）
障害補償金	(1) 障害の程度を記載した医師の診断書 (2) 支給基礎額算定証明書
遺族補償金	(1) 遺族補償金の受給順位を明らかにした書類 (2) 支給基礎額算定証明書
葬祭補償金	(1) 死亡診断書 (2) 支給基礎額算定証明書
打切補償金	(1) 療養経過を明らかにした医師の診断書 (2) 支給基礎額算定証明書

（支払）

第５条　甲又は乙は、第３条第２項又は前条第３項の規定による費用弁償又は損害補償の請求を受けた場合は、関係書類を確認し、速やかに丙に対し、これを支払うものとする。

この細則の締結を証するため、本書71通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成15年４月９日

甲　愛媛県知事　　加　戸　守　行
乙　県下６９市町村長
丙　社団法人愛媛県薬剤師会
　　会　長　　澤　田　乙　吉

※　様式は省略する

資料〔３・12・10〕　災害時の医療救護活動についての協定書（一般社団法人松山薬剤師会）

松山市（以下「甲」という。）と一般社団法人松山薬剤師会（以下「乙」という。）とは，災害時の医療救護活動について，次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は，松山市地域防災計画等（以下「防災計画等」という。）に基づき甲が乙の協力を得て行う医療救護活動を円滑に実施することに関し，必要な事項を定めるものとする。

（計画の策定）

第２条　乙は，災害時における医療救護活動を円滑に実施するため，次に掲げる事項について計画を策定するものとする。

(1) 医療救護班の編成体制

(2) 薬剤師の活動指針

(3) 前２号に掲げるもののほか必要な事項

（医療救護班の派遣協力）

第３条　甲は，医療救護活動を実施する必要が生じたときは，防災計画等に基づき，乙に対し，医療救護班の派遣協力を要請するものとする。

２　乙は，前項の規定による要請を受けたときは，速やかに前条の計画に基づき医療救護班を編成し，甲が避難所等に設置する医療救護所（以下「救護所」という。）において医療救護活動を実施するものとする。

（要請によらない医療救護班の派遣）

第４条　乙は，緊急その他特別な事情により，甲の要請によらないで医療救護活動を行う必要があると判断したときは，前条の規定にかかわらず自ら医療救護班を派遣することができる。

２　前項の規定により乙が医療救護班を派遣したときは，速やかに甲に報告し，その承認を得るものとする。

３　前項の承認を得た場合は，第１項の規定による派遣は，甲の要請に基づくものとみなすものとする。

（医療救護班の活動内容）

第５条　医療救護班は，救護所において医療救護活動を実施するものとし，その内容は，次に掲げるものとする。

(1) 被災傷病者に対する調剤業務

(2) 救護所における医薬品等の管理

(3) 前２号に掲げるもののほか状況に応じて必要となる措置

（医療救護班に対する指揮，命令等）

第６条　医療救護活動の総合調整を図るため，医療救護班に対する指揮，命令等は，甲が指定する者が行うものとする。

（医薬品等）

第７条　乙は，医療救護活動で使用する医薬品を可能な範囲内において備蓄するものとする。

２　前項の規定により備蓄している医薬品のほか，医療救護活動に必要な医薬品，医療材料等は，可能な範囲内において乙が携行するものとし，乙が携行することができない場合は，甲が調達するものとする。

（調剤費）

第８条　救護所における調剤費は，無料とする。

２　後方薬局における調剤費は，原則として患者負担とする。

（防災訓練）

第９条　乙は，甲から要請を受けたときは，甲が実施する防災訓練に参加し，協力するものとする。

（費用弁償）

第１０条　第３条第１項の規定による甲の要請に基づき乙が実施した医療救護活動における次の費用は，乙からの請求に基づき甲が負担するものとする。

(1) 医療救護活動に要した費用（医療救護班の編成から救護所において医療救護活動を開始するまでに要した費用を含む。）

(2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の当該医薬品等の費用

(3) 医療救護班の私用備品が損傷を受けた場合の原状回復に要する費用
(4) 前各号に掲げるもののほか，甲が必要と認める費用

（扶助金）

第１１条　甲は，乙が実施した医療救護活動の従事者が，当該活動において負傷し，傷病にかかり，又は死亡した場合は，乙からの申請に基づき扶助金を支給するものとする。

（医事紛争の処理）

第１２条　医療救護班が医療救護活動を行うに際し，患者との間に医事に係る紛争が生じたときは，乙は，直ちに甲に連絡するものとする。

２　甲は，前項の規定による連絡を受けたときは，速やかに調査し，乙と協議の上，誠意をもって解決のための適切な措置を講じるものとする。

（報告）

第１３条　乙は，医療救護活動を実施した場合は，当該活動に関する実績を甲に報告するものとする。

（災害救助法との関係）

第１４条　災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）による指定を受けたときは，本協定は，当該指定の日から災害救助法の定めるところによる。

（協定期間）

第１５条　この協定の有効期間は，平成３１年３月８日から平成３１年３月３１日までとする。ただし，この協定の有効期間満了の１月前までに，甲又は乙のいずれからも何ら意思表示のないときは，期間満了日の翌日から更に１年間延長するものとし，以後も同様とする。

（実施細目）

第１６条　この協定に定めるもののほかこの協定を実施するために必要な事項として，実施細目を定めるものとする。

（協議）

第１７条　この協定及び前条の実施細目に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については，甲，乙協議の上，定めるものとする。

この協定の締結を証するため，本書２通を作成し，甲，乙記名押印の上，双方各１通を保有するものとする。

平成３１年３月８日

松山市二番町四丁目７番地２

甲　松山市長　　野志　克仁

松山市三番町七丁目６番地９

乙　一般社団法人　松山薬剤師会

会　長　　田中　智美

災害時の医療救護活動についての実施細目

松山市（以下「甲」という。）と一般社団法人松山薬剤師会（以下「乙」という。）との間において平成３１年３月８日に締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という。）第１６条の規定に基づき，次のとおり実施細目を定める。

（医療救護班の派遣等要請）

第１条　協定書第３条第１項の規定による要請は，医療救護班派遣要請書（様式１）によるものとする。

（要請によらない医療救護班の派遣の報告）

第２条　協定書第４条第２項の規定による報告は，医療救護班派遣報告書（様式２）によるものとする。

（費用弁償）

第３条　協定書第１０条に規定する費用の弁償については，愛媛県災害救助法施行細則（昭和３５年愛媛県規則第１７号）の規定を準用することとする。

２　協定書第１０条第１号に規定する費用の請求は，医療救護活動費用弁償請求書（様式３－１）に医療救護活動報告書（様式３－２）及び医療救護活動実施者名簿（様式３－３）を添えて，同条第２号から第４号に規定する費用の請求は，医療救護活動実費用弁償請求書（様式３－４）に医療救護活動医薬品等使用等報告書（様式３－５）を添えて，甲に提出することにより行うものとする。

（扶助金）

第４条　協定書第１１条に規定する扶助金の支給については，災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の例による。

２　協定書第１１条に規定する扶助金の支給申請は，扶助金支給申請書（様式４）により行うものとする。

（支払）

第５条　甲は，第３条第２項の規定による費用弁償の請求又は前条第２項の規定による扶助金の請求があった場合は，関係書類を確認し，速やかに乙に対し，これらを支払うものとする。

この細目の締結を証するため，本書２通を作成し，甲，乙記名押印の上，双方各１通を保有するものとする。

平成３１年３月８日

松山市二番町四丁目７番地２

甲　　松山市長

松山市三番町七丁目６番地９

乙　　一般社団法人　松山薬剤師会

会　長

様式１（第１条関係）

医療従事者派遣要請書

様

発信者　　松山市長　　印

事務担当者
TEL
FAX

発信日時　　月　　日　　時　　分

下記の災害に際し，＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿に基づき，次のとおり医療従事者の派遣協力を要請します。
派遣の可否について，下記※に記載し，折り返し御連絡ください。

〔災害の内容〕　　月　　日に　　地方で発生した災害
〔災害の状況等〕

派遣先	派遣期間	要請する班数	移動手段・周囲の状況等	携行物・服装特記事項等	※ 派遣の可否
	月　日 ～ 月　日	班 １班当たりの 希望構成員 薬剤師　名 登録販売者　名 名 名			可・否 班 １班当たりの 構成員 薬剤師　名 登録販売者　名 名 名
	月　日 ～ 月　日	班 １班当たりの 希望構成員 薬剤師　名 登録販売者　名 名 名			可・否 班 １班当たりの 構成員 薬剤師　名 登録販売者　名 名 名
	月　日 ～ 月　日	班 １班当たりの 希望構成員 薬剤師　名 登録販売者　名 名 名			可・否 班 １班当たりの 構成員 薬剤師　名 登録販売者　名 名 名

様式２（第２条関係）

医療従事者派遣報告書

（宛先）松山市長

発信者　　会長
印

事務担当者
TEL
FAX

発信日時　　月　　日　　時　　分

下記の災害に際し，＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿に基づき，次のとおり医療救護班の派遣を実施しましたので報告します。

その後の処理に関する指示を，下記※に記載し，折り返し御連絡ください。

〔災害の内容〕　　月　　日に　　地方で発生した災害
〔災害の状況等〕

派遣先	派遣期間	派遣した班数	移動手段・周囲の状況等	携行物・服装特記事項等	※指示事項
	月　日 ～ 月　日	班 １班当たりの 希望構成員 薬剤師　　名 登録販売者　名 名 名			
	月　日 ～ 月　日	班 １班当たりの 希望構成員 薬剤師　　名 登録販売者　名 名 名			
	月　日 ～ 月　日	班 １班当たりの 希望構成員 薬剤師　　名 登録販売者　名 名 名			

※派遣先については，医療救護活動を実施した場所(救護所名・医療機関等名)を記載してください。

様式３－１（第３条関係）

医療救護活動費用弁償請求書

年　　月　　日

（宛先）松山市長

請求者

会長
印

次の金額を請求します。

金　　円

ただし，

年　　月　　日から　　年　　月　　日までの災害時の医療救護活動に対する費用弁償

添付書類：医療救護活動報告書（様式３-２）及び
医療救護活動実施者名簿（様式３-３）

様式３－２（第３条関係）

医療救護活動報告書

班名	派遣先 （医療救護活動）	活動状況
		年　月　日　時　分 ～ 月　日　時　分 取扱件数　件 件 件 件
		年　月　日　時　分 ～ 月　日　時　分 取扱件数　件 件 件 件
		年　月　日　時　分 ～ 月　日　時　分 取扱件数　件 件 件 件
		年　月　日　時　分 ～ 月　日　時　分 取扱件数　件 件 件 件

※派遣先については，医療救護活動を実施した場所(救護所名・医療機関等名)を記載してください。

様式３－３（第３条関係）

医療救護活動実施者名簿

班　名	職　種	氏　名	勤務先	住　所	従事期間（日間）

様式３－４（第３条関係）

医療救護活動実費用弁償請求書

年　　月　　日

（宛先）松山市長

請求者

会長

印

次の金額を請求します。

金　　円

ただし，

年　　月　　日から　　年　　月　　日までの災害時の医療救護活動に際し使用した医薬品等及び破損等した私用備品の原状回復に要する費用その他市長が必要と認める費用の弁償

添付書類：医療救護活動医薬品等使用等報告書（様式３-５）

様式３－５（第３条関係）

医療救護活動医薬品等使用等報告書

班名

所属機関

職氏名　　印

１．医療救護活動で使用した医薬品及び医療材料

品　名	規　格	数　量	単　価	金　額

２．医療救護活動で破損等した私用備品

品　名	規　格	金　額	破損等の状況

※破損等の状況は，具体的に記入してください。

様式４（第４条関係）

扶助金支給申請書

年　　月　　日

（宛先）松山市長

申請者

会長

印

<table>
<tr><td rowspan="6">負傷・発病又は死亡した者の状況</td><td>氏名</td><td colspan="2"></td><td>性別</td><td>男
女</td><td>生年
月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>職種</td><td></td><td>勤務先</td><td colspan="2"></td><td>救護班名</td><td></td></tr>
<tr><td>傷病名</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">受傷（発病）年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">死亡
原因</td><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="2">死亡年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">療養開始年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>障害級別</td><td colspan="3"></td><td colspan="2">治癒年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>休業日数</td><td colspan="7">年　　月　　日　～　年　　月　　日　　日間</td></tr>
<tr><td colspan="4">休業期間中における業務上の収入</td><td colspan="4">有（　　円）　・　無</td></tr>
<tr><td colspan="4">損害補償支給基礎額（災害救助法）</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="8">備考</td></tr>
</table>

添付書類：

【療養扶助金】医師の診断書及び診療費の領収書又は請求書【休業扶助金】①休業が必要と認められる期間を記載した医師の診断書②休業の期間を記載した事業主の証明書③事業主又は市長が発行する支給基礎額の算定証明書（以下「支給基礎額算定証明書」という。）【障害扶助金】①障害の程度を記載した医師の診断書②支給基礎額算定証明書【遺族扶助金】①遺族扶助金の受給順位を明らかにした書類②支給基礎額算定証明書【葬祭扶助金】①死亡診断書②支給基礎額算定証明書【打切扶助金】①療養経過を明らかにした医師の診断書②支給基礎額算定証明書

資料〔３・12・11〕　災害時の柔道整復師支援活動に関する協定（社団法人　愛媛県接骨師会）

愛媛県（以下「甲」という。）と社団法人愛媛県接骨師会（以下「乙」という。）とは、災害時における柔道整復師支援活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第1条　この協定は、愛媛県において災害が発生した場合、甲が行う災害支援活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。
（協力要請）
第２条　甲は、災害支援活動の実施にあたり、必要があると認めたときは、乙に協力要請するものとする。
２　前項の協力要請は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。
（災害支援）
第３条　乙は、甲から協力要請を受けた場合は、速やかに災害支援班を編成、派遣し、甲が指示する場所において災害支援活動を実施するものとする。
（業務）
第４条　災害支援班の業務は、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された柔道整復業務とする。
（指揮）
第５条　災害支援班に対する指揮は、甲が指定する者が行うものとする。
（災害支援班の輸送）
第６条　甲は、災害支援活動が円滑に実施できるよう、災害支援班の輸送について、必要な措置を講ずるものとする。
（施術費）
第７条　第３条に規定する活動場所における被災者の施術費は、無料とする。
（費用弁償等）
第８条　甲の協力要請に基づき、乙が災害支援活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。
(1)　災害支援班の編成、派遣に要する経費
(2)　災害支援班が携行した衛生材料等を使用した場合の実費
(3)　災害支援班員が支援活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金
２　前項に規定する費用弁償等の額については、災害救助法（昭和22年法律第 118号）に基づく政令及び規則並びに「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例」（昭和38年愛媛県条例第27条）の例による。
（連絡責任者等の報告）
第９条　協力要請等の手続きを円滑に行うため、乙は、協定締結後速やかに連絡責任者及び連絡先等を甲に文書で報告するものとする。
（活動報告）
第10条　乙は、災害支援活動を実施したときは、活動終了後速やかに様式第１号を甲に提出するものとする。
（協議）
第11条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。
（有効期間）
第12条　この協定は、平成19年３月19日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成19年３月19日
甲　松山市一番町四丁目４番地２　　愛媛県知事　　加　戸　守　行
乙　松山市一番町一丁目14－10　　社団法人愛媛県接骨師会会長　　金　村　清　文

様式は省略する

資料〔３・12・12〕　透析医療機関一覧表

（令和６年10月1日現在）

No.	医療機関名	所　在　地	電話
1	あずま泌尿器科クリニック	竹原町1-10-10	943-2200
2	医療法人結和会　松山西病院	富久町360-1	972-3355
3	愛媛県立中央病院	春日町83	947-1111
4	小田ひ尿器科・ふみこ皮フ科	枝松6丁目12-10	932-2205
5	衣山クリニック	衣山2-2-25	922-6336
6	佐藤循環器科内科	朝生田町4-10-25	931-3355
7	社会福祉法人恩賜財団済生会松山病院	山西町880-2	951-6111
8	道後一万クリニック	道後一万8-31	911-0500
9	北条病院	河野中須賀288-5	993-1200
10	松下クリニック	千舟町8-67-16	931-3050
11	松山市民病院	大手町2-6-5	943-1151
12	松山赤十字病院	文京町1	924-1111
13	南松山病院	朝生田町1-3-10	941-8255

資料〔３・13・１〕　火葬場一覧表

名　称	所在地	管理者	一日 処理能力	電話番号
松山市斎場	食場町甲 2	松　山　市	48 体	977-4738
松山市北条斎場貴船苑	安岡乙 11-2	松　山　市	12 体	994-2966
松山市中島斎場	中島大浦 25-1	松　山　市	8 体	997-0464
寺田斎場	桜ヶ丘 4232-187	㈱寺田商店	10 体	952-0220
泊火葬場	泊町	泊町内会	2 体	－

資料〔３・13・２〕　葬儀社一覧表

（令和６年10月時点）

事　業　者　名	住　　所	電話番号
（有）てらだ	松山市北条 784	993-0413
（株）想心季	松山市柳原 808	993-4949
（有）鶴岡	松山市森松町 454-13	956-0019
（株）みやうち葬祭	松山市平井町甲 2656	975-0697
（有）高須賀葬祭	松山市永木町１丁目 8-13	946-4040
（株）ムラタ	松山市湊町6丁目4-5	941-4444
（株）小倉葬祭社	松山市錦町6-3 ARUGO別館2F	933-3008
（株）かいそう会館	松山市萱町六丁目 7-2	923-6555
（有）松山葬祭	松山市来住町６４４－１	970-5380
（株）ベルモニー	松山市土居田町 750-1	973-5515
（株）ウインクラブ	松山市朝生田町 4-5-48	933-7170

（愛媛県葬祭事業協同組合及び全日本冠婚葬祭互助協会加盟業者のうち、本社が市内の者。）

資料〔３・13・３〕　災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定書

松山市（以下「甲」という。）と愛媛県葬祭事業協同組合（以下「乙」という。）は，災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は，松山市内において地震，風水害その他の発生により，甲に災害対策本部が設置される災害時（以下「災害時」という。）に，多数の死者が集中的に発生した場合における棺等葬祭用品の供給等について甲に対する乙の協力に関し，必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は，災害時の棺等葬祭用品を必要とする時は，乙に対し当該物品の供給等の協力を要請することができるものとし，乙は甲に対し実施細目で定める棺等葬祭用品の供給等の協力をするものとする。

（要請手続）

第３条　甲が乙に要請をするに当たっては，次に掲げる事項を口頭又は電話等の方法で行うものとし，事後，甲は実施細目で定める様式の文書を乙に提出するものとする。

(1) 要請を行った者の職氏名
(2) 要請した理由
(3) 要請した棺等葬祭用品の供給等の内容及び数量
(4) 履行の場所
(5) 履行の期日又は期間
(6) その他必要な事項

（供給等業務）

第４条　甲の要請により，棺等葬祭用品の供給等に従事する乙の組合員は，松山市災害対策本部長の指示に従い，遺体安置所等への供給等に従事するものとする。

（報告）

第５条　乙は，前条の規定に基づき協力したときは，次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって甲に報告するものとし，事後，実施細目で定める様式の文書を提出するものとする。

(1) 棺等葬祭用品の供給等の内容及び数量
(2) 従事者名簿
(3) 履行の場所
(4) 履行の期日又は期間
(5) その他必要な事項

（経費の負担）

第６条　棺等葬祭用品の供給等の協力に要した経費は，甲が負担する。

（経費の請求）

第７条　乙は，組合員の棺等葬祭用品の供給等実績を集計し，甲に一括して請求するものとする。

（経費の支払い）

第８条　甲は，前条の規定に基づき乙から経費の支払いの請求があった場合は，速やかに乙に支払うものとする。

（価格の決定）

第９条　甲が負担する経費の価格は，災害発生時の直前における災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）に基づく基準額を参考にして，甲乙協議して決定するものとする。

（支援体制の整備）
第１０条　乙は，災害時における円滑な棺等葬祭用品の供給等の協力が図れるよう，組合員相互のほか，広域応援体制及び情報受伝達体制の整備に努めるものとする。
（連絡責任者）
第１１条　この協定の実施に関する連絡責任者は，甲にあっては松山市災害対策本部長とし，乙にあっては愛媛県葬祭事業協同組合理事長とする。
（災害時の情報提供）
第１２条　乙は，棺等葬祭用品の供給等の活動中に現認した災害情報を，積極的に甲に提供するように努めるものとする。
（通知）
第１３条　甲は，災害時における円滑な棺等葬祭用品の供給等の協力が図れるよう，供給場所等に関して重要な変更が生じた時は，その都度，乙に通知するものとする。
（協定実施の円滑化）
第１４条　甲及び乙は，協定に基づく協力が円滑に行われるよう，又協定の実効性を高めるため，定期的に協議を実施するものとする。
（実施細目）
第１５条　この協定の実施に関し必要な手続きその他の事項は，甲乙協議して実施細目で定めるものとする。
（協議）
第１６条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは，甲乙協議して決定するものとする。
（期間）
第１７条　この協定の有効期間は，締結の日から1年間とする。ただし，有効期間が満了する日の１ヶ月前までに，甲又は乙から何らの意思表示がないときは，有効期間は更に１年間自動的に延長されるものとする。
２　自動延長後の取扱いについても，同様とする。

この協定の成立を証するため，本書２通を作成し，甲乙記名押印のうえ，各１通を保有する。

平成２１年１２月２１日

甲　愛媛県松山市二番町４丁目７番地２
松山市長　中村　時広

乙　愛媛県松山市空港通３丁目７番５号
愛媛県葬祭事業協同組合
代表理事　清　水　宗　吉

災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定書

（目的）
第１条　この実施細目は，災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定（以下「協定」という。）第２条，第３条，第５条及び第１５条の規定に基づき，協定の実施に関し必要な手続きその他の事項を定めるものとする。
２　この実施細目における用語の意義は，協定の例による。
（供給品目等）
第２条　協定第２条に規定する，乙の甲に対する供給等は，次に掲げる事項とする。
(1) 内張り棺（桐８分棺を基準とし，仏衣，棺用納棺セット等を含む）
(2) 骨壷（瀬戸白６寸を基準とし骨箱，風呂敷を含む）
(3) ドライアイス，防腐剤等遺体の安置に必要な用品
(4) その他必要な葬祭用品
(5) その他必要な事項
（要請書）
第３条　協定第３条に規定する甲が乙に提出する文書は，第１号様式のとおりとする。
（組合員の名簿）
第４条　協定第４条に規定する業務に協力するために，乙が事前に指名する乙の組合員は，別表のとおりとする。
（供給等の場所）
第５条　協定第４条に規定する供給等の供給場所は，松山市災害対策本部長の指定する場所とする。
（供給等協力報告書）
第６条　協定第５条に規定する，乙が甲に報告する文書は，第２号様式のとおりとする。
（経費の請求方法）
第７条　協定第７条に規定する経費の請求は，積算根拠を示す供給等業務実績一覧表を添付した請求書により行うものとする。
（協議事項）
第８条　この実施細目に定めのない事項については，甲乙協議して決定するものとする。
（期間）
第９条　この実施細目の有効期間は，協定の有効期間と同様とする。

この実施細目の成立を証するため，本書２通を作成し，甲乙記名押印の上，各自１通を保有する。

平成２１年１２月２１日

甲　愛媛県松山市二番町４丁目７番地２
松山市長　中村　時広

乙　愛媛県松山市空港通３丁目７番５号
愛媛県葬祭事業協同組合
代表理事　清　水　宗　吉

第１号様式

年　　月　　日

災害時協力要請書

愛媛県葬祭事業協同組合理事長　　様

松山市長　　㊞

災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定書第３条の規定に基づき、次のとおり棺等葬祭用品の供給等の協力を要請します。

要請担当者	職名 氏名　　電話番号
口頭、電話等による要請の日時	年　　月　　日（　　）　　時　　分頃
要　請　理　由	
要　請　内　容	
履　行　の　場　所	
履行の期日又は期間	期　日：　年　　月　　日 期　間：　年　　月　　日～　　年　　月　　日
備　　考	

注：要請内容の欄には、棺及び葬祭用品の必要数を記載すること。

第２号様式

年　　月　　日

災害時要請業務実施報告書

（あて先）松山市長

愛媛県葬祭事業協同組合

理事長　　㊞

災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定書第５条の規定に基づき、次のとおり棺等葬祭用品の供給等の協力を報告します。

要請担当者	職名 氏名　　電話番号
口頭、電話等による要請の日時	年　　月　　日（　　）　　時　　分頃
実施業務内容	
従　事　者　氏　名	別添名簿のとおり
履　行　の　場　所	
履行の期日又は期間	期日：　　年　　月　　日 期間：　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日
報　告　担　当　者	氏名 連絡先電話番号
備　　考	

別表　愛媛県葬祭事業協同組合組合員名簿（中予ブロック）

（令和６年10月時点）

会社名	郵便番号	住　所	ＴＥＬ	ＦＡＸ
㈲てらだ	799-2431	松山市北条784	089-993-0413	089-993-1377
㈱想心季	799-2434	松山市柳原808	089-993-4949	089-993-4950
㈲鶴岡	791-1113	松山市森松町454-13	089-956-0019	089-957-0124
㈱みやうち葬祭	791-0243	松山市平井町甲2656	089-975-0697	089-975-0653
㈲高須賀葬祭	790-0866	松山市永木町1丁目8-13	089-946-4040	089-946-4027
㈱ムラタ	790-0012	松山市湊町6丁目4-5	089-941-4444	089-941-3239
㈱小倉葬祭社	790-0877	松山市錦町6-3-2F	089-933-3008	089-933-0167
㈱かいそう会館	790-0813	松山市萱町6丁目7-2	089-923-6555	089-917-7506
㈲松山葬祭	791-1102	松山市来住町644-1	089-970-5380	089-976-2587
㈱公益社	799-3111	伊予市下吾川1854-2	089-982-4242	089-983-4211
以上中予ブロック　１０社				
愛媛県葬祭事業協同組合　加盟葬儀社数合計　　２０社 事務局　松山市錦町2-30　玉井ビル2F 電話089-961-4592　ＦＡＸ089-947-8120				

資料〔３・13・４〕　災害時における協力に関する協定書

松山市（以下「甲」という。）と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）は，災害時における支援協力に関し，次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は，松山市内において地震，風水害その他の発生により，甲に災害対策本部が設置される災害時（以下「災害時」という。）に，多数の死者及び被災者が集中的に発生する場合の迅速かつ円滑な応急対策を行うため，必要な手続き等について定めるものとする。

（協力）

第２条　甲は，災害時に乙の協力が必要と認めるときは，次に掲げる事項について乙に要請し，乙はやむを得ない事由のない限り，通常業務に優先して協力するものとする。

(1) 遺体の収容及び安置に必要な機材，資材並びに消耗品並びに作業等の役務の提供
(2) 遺体を安置する施設の提供（葬祭式場等）
(3) 遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送
(4) 帰宅困難者に対する避難所の提供（結婚式場等）
(5) 甲が設置した避難所及び乙が提供する避難所における，被災者に対する炊き出しや継続的な食事等（弁当等）の提供
(6) その他甲の要請により乙が応じられる事項

（要請）

第３条　前条に規定する要請は，次に掲げる事項を記載した文書をもって行うものとする。ただし，やむを得ない事態が発生したときは，電話，ファクシミリ等で要請し，その後速やかに災害時協力要請書（第1号様式）を乙に送付するものとする。

(1) 要請を行った者の職氏名
(2) 要請の理由
(3) 要請の内容
(4) 協力を要請する期間
(5) その他要請に必要な事項

（協力の方法）

第４条　乙は，前条に規定する甲の要請があったときは，できうる範囲において甲の指示に従い，第２条各号に掲げる事項について協力を行うものとする。

（報告）

第５条　乙は，第２条各号に掲げる事項について協力をしたときは，次に掲げる事項を災害時要請業務実施報告書（第２号様式）に記載し，甲に報告するものとする。

(1) 遺体の収容及び安置に必要な機材，資材並びに消耗品の数量
(2) 当該作業に従事した者の氏名及び住所
(3) 遺体を安置した施設（葬儀式場等）の使用した部屋の数及び使用した日数
(4) 避難所に供給した食事の数量
(5) 生活支援等の各種サービスの内容
(6) その他甲が乙に指示した事項

（経費の負担）

第６条　甲は，前条に規定する乙の報告があったときは，甲の要請に相違ないことを確認の上，乙が要した経費について負担するものとする。

（経費の請求）

第７条　乙は，前条に規定する経費を甲に請求するときは，甲の指定する方法により一括して請求するものとする。

２　遺族等の要請により，乙が第２条各号に掲げる要請事項の範囲を超える業務を行ったときは，乙は，当該要請事項の範囲を超える部分の経費については，その要請を行った遺族

等に請求する。
（経費の支払い）
第８条　甲は，前条に基づき乙から請求があったときは，乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。
（価格の決定）
第９条　遺体の収容及び安置に必要な機材，資材並びに消耗品並びに遺体を安置した施設の使用料等の価格は，災害の発生直前における災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の基準額及び適正な価格を基準とし，甲乙協議して決定するものとする。
（支援体制の整備）
第１０条　乙は，災害時における円滑な協力体制が図れるよう，広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。
（連絡責任者）
第１１条　この協定の円滑な実施を図るため，甲乙それぞれ連絡責任者を置くものとする。
２　連絡責任者は，甲にあっては松山市災害対策本部長とし，乙にあっては全日本冠婚葬祭互助協会四国地域愛媛地区本部長とする。
（災害時の情報提供）
第１２条　乙は，要請業務の実施中に得た災害情報を，積極的に甲に提供するものとする。
（守秘義務）
第１３条　乙は，要請業務を行うに当たって知り得た災害に関わる情報を，甲以外の者に漏らしてはならない。
（個人情報の保護）
第１４条　乙は，要請業務の実施に当たって個人情報を取扱う場合は，別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
（通知）
第１５条　乙は，災害時における円滑な協力が図れるよう，この協定により協力できる乙の会員名簿を毎年３月までに甲に通知するものとする。
（協議）
第１６条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは，甲乙協議して決定するものとする。
（期間）
第１７条　この協定の有効期間は，締結の日から１年間とする。ただし，有効期間が満了する日の１ヶ月前までに，甲又は乙から何らの意思表示がないときは，有効期間は更に１年間自動的に延長されるものとする。
２　自動延長後の取扱いについても，同様とする。

この協定の締結を証するため，本書２通を作成し，甲乙記名押印の上，各１通を保有するものとする。

平成２１年１２月２１日

甲　愛媛県松山市二番町４丁目７番地２
松山市長　中村　時広

乙　東京都港区新橋１丁目１８番１６号
日本生命新橋ビル９階
社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
会　長　柴　山　文　夫

第1号様式

年　　月　　日

社団法人全日本冠婚葬祭互助協会会長　　様

松山市長　　㊞

災 害 時 協 力 要 請 書

災害時における協力に関する協定書第３条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要請担当者	職名 氏名　　電話番号
口頭、電話等による要請の日時	年　　月　　日（　　）　　時　　分頃
要請理由	
要請内容	
履行場所	
履行期日 又は期間	期日：　　年　　月　　日 期日：　　年　　月　　日～　　年　　月　　日
備　　考	

第２号様式

年　　月　　日

（あて先）松山市長

社団法人全日本冠婚葬祭互助協会

会　長　　㊞

災害時要請業務実施報告書

災害時における協力に関する協定書第５条の規定に基づき、次のとおり要請業務を実施したので報告します。

要請担当者	職名 氏名　　電話番号
口頭、電話等による要請の日時	年　　月　　日（　　）　　時　　分頃
要請業務実施内容	
従事者氏名	
履行場所	
履行期日又は期間	期日：　　年　　月　　日 期日：　　年　　月　　日～　　年　　月　　日
備　　考	

別記

個　人　情　報　取　扱　特　記　事　項

（基本的事項）
第1　乙は、この協定による要請業務を実施するに当たっては、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。
（秘密の保持）
第２　乙は、この協定による要請業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この協定が解約された後も、同様とする。
（従事者への周知）
第３　乙は、この協定による要請業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この協定による要請業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、松山市個人情報保護条例の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。
（収集の制限）
第４　乙は、この協定による要請業務を実施するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該要請業務を実施するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならなに。
（使用等の禁止）
第５　乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この協定による要請業務に関して知り得た個人情報を当該要請業務の実施以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。
（適正な管理）
第６　乙は、この協定による要請業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失及びき損の防止その他の安全確保の措置を講じなければならない。
（複写等の禁止）
第７　乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この協定による要請業務を実施するために、甲から引き渡しを受けた個人情報が記録された資料等を複写、又は複製してはならない。
（再委託の禁止）
第８　乙は、甲の承諾があるときを除き、この協定による個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。
（資料等の返還等）
第９　乙は、この協定による要請業務を実施するために甲から引き渡しを受け、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この協定による要請業務を実施し、又は協定が解約された後直ちに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示した方法により処分するものとする。
（事故報告義務）
第１０　乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従わなければならない。この協定が解約された後においても、同様とする。
（取扱要領等の作成）
第１１　乙は、個人情報の適正な管理の確保を図るため、個人情報の取扱いに関する要領等を作成し、甲から請求があったときは、速やかに報告しなければならない。
（協定の解除及び損害賠償）
第１２　甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、協定の解約及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

別表　全日本冠婚葬祭互助協会（中予ブロック）　　（令和６年10月時点）

会社名	郵便番号	住　所	ＴＥＬ
㈱ウインクラブ	790-0952	松山市朝生田町4-5-48	089-933-7170
㈱えひめセレモニー	799-3111	伊予市下吾川1854-2	089-982-1394
㈱ドリーマー(松山葬祭館)	790-0877	松山市錦町1-2	089-933-7800
㈱ベルモニー	790-0056	松山市土居田町750-1	089-973-5515
以上中予ブロック　４社			
事務局　東京都港区西新橋1丁目18-12　COMS虎ノ門6階 電話03-3596-0061			

資料〔３・13・５〕　災害時における霊柩自動車等による遺体搬送等の協力に関する協定書

松山市（以下「甲」という。）と社団法人全国霊柩自動車協会愛媛県支部（以下「乙」という。）は，災害時における遺体の搬送支援協力に関し，次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は，松山市内において地震，風水害その他の発生により，甲に災害対策本部が設置される災害時（以下「災害時」という。）に，多数の死者が集中的に発生する場合における遺体の搬送について，迅速かつ円滑な応急対策を行うため，必要な手続き等について定めるものとする。

（協力）

第２条　甲は，災害時に乙の協力が必要と認めるときは，次に掲げる事項について乙に要請し，乙はやむを得ない事由のない限り，通常業務に優先して協力するものとする。

(1) 遺体搬送用霊柩自動車等による遺体搬送

(2) 遺体の収容及び搬送に必要な機材，資材並びに消耗品並びに作業等の役務の提供

(3) その他甲の要請により乙が応じられる事項

（協力の要請）

第３条　前条に規定する要請は，次に掲げる事項を記載した文書をもって行うものとする。ただし，やむを得ない事態が発生したときは，電話，ファクシミリ等で要請し，その後速やかに災害時協力要請書（第１号様式）を乙に送付するものとする。

(1) 要請を行った者の職氏名

(2) 要請の日時

(3) 要請の理由

(4) 要請の内容

(5) 履行の場所

(6) 協力を要請する期間

(7) その他要請に必要な事項

（協力の方法）

第４条　乙は，前条に規定する甲の要請があったときは，できうる範囲において甲の指示に従い，第２条各号に掲げる事項について協力を行うものとする。

（報告）

第５条　乙は，第２条各号に掲げる事項について協力をしたときは，次に掲げる事項を災害時要請業務実施報告書（第２号様式）に記載し，甲に報告するものとする。

(1) 遺体を搬送した車両台数

(2) 当該作業に従事した者の氏名及び人数

(3) 実施業務内容

(4) 協力を要請した期日又は期間

(5) 協力を要請した場所

(6) 報告担当者

(7) その他甲が乙に指示した事項

（経費の負担）

第６条　甲は，前条に規定する乙の報告があったときは，甲の要請に相違ないことを確認の上，乙が要した費用について，負担するものとする。

（経費の請求）

第７条　乙は，前条に規定する経費を甲に請求するときは，甲の指定する方法により一括して請求するものとする。

２　遺族等の要請により，乙が第２条各号に掲げる要請事項の範囲を超える業務を行ったときは，乙は，当該要請事項の範囲を超える部分の経費については，その要請を行った遺族

等に請求する。
（経費の支払い）
第８条　甲は，前条に基づき乙から請求があったときは，乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。
（価格の決定）
第９条　遺体の搬送及び搬送に必要な機材，資材並びに消耗品の輸送料等の価格は，災害の発生直前における災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の基準額及び適正な価格を基準とし，甲乙協議して決定するものとする。
（支援体制の整備）
第１０条　乙は，災害時における円滑な協力体制が図れるよう，広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。
（連絡責任者）
第１１条　この協定の円滑な実施を図るため，甲乙それぞれ連絡責任者を置くものとする。
２　連絡責任者は，甲にあっては松山市災害対策本部長とし，乙にあっては社団法人全国霊柩自動車協会愛媛県支部長とする。
（災害時の情報提供）
第１２条　乙は，要請業務の実施中に得た災害情報を，積極的に甲に提供するものとする。
（守秘義務）
第１３条　乙は，要請業務を行うに当たって知り得た災害に関わる情報を，甲以外の者に漏らしてはいけない。
（個人情報の保護）
第１４条　乙は，要請業務の実施に当たって個人情報を取扱う場合は，別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
（通知）
第１５条　乙は，災害時における円滑な協力が図れるよう，この協定により協力できる乙の会員名簿を毎年３月までに甲に通知するものとする。
（協議）
第１６条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは，甲乙協議して決定するものとする。
（期間）
第１７条　この協定の有効期間は，締結の日から１年間とする。ただし，有効期間が満了する日の１ヶ月前までに,甲又は乙から何らの意思表示がないときは,有効期間は更に１年間自動的に延長されるものとする。
２　自動延長後の取扱いについても，同様とする。

この協定の締結を証するため，本書２通を作成し，甲乙記名押印の上，各１通を保有するものとする。

平成２１年１２月２１日

甲　　愛媛県松山市二番町４丁目７番地２

松山市長　中　村　時　広

乙　　愛媛県松山市空港通３丁目７番５号

社団法人全国霊柩自動車協会愛媛県支部
愛媛県支部長　　宮　内　保　志

第１号様式

年　　月　　日

社団法人　全国霊柩自動車協会愛媛県支部長　　様

松山市長　　㊞

災　害　時　協　力　要　請　書

災害時における協力に関する協定書第３条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要 請 担 当 者	職名 氏名　　電話番号
口頭、電話等による要請の日時	年　　月　　日（　　）　　時　　分頃
要 請 理 由	
要 請 内 容	
履 行 場 所	
履 行 期 日 又 は 期 間	期日：　　年　　月　　日 期間：　　年　　月　　日～　　年　　月　　日
備　　考	

第２号様式

年　　月　　日

（あて先）松山市長

社団法人 全国霊柩自動車協会愛媛県支部

支部長　　㊞

災害時要請業務実施報告書

災害時における協力に関する協定書第５条の規定に基づき、次のとおり要請業務を実施したので報告します。

要 請 担 当 者	職名 氏名　　電話番号
口頭、電話等による要請の日時	年　　月　　日（　　）　　時　　分頃
車 両 台 数	台
要 請 業 務 実 施 内 容	
従事者氏名	別紙名簿のとおり
履 行 場 所	
履 行 期 日 又 は 期 間	期日：　　年　　月　　日 期間：　　年　　月　　日～　　年　　月　　日
報告担当者名	氏　名 連絡先電話番号
備　　考	

別記

個　人　情　報　取　扱　特　記　事　項

（基本的事項）
第1　乙は、この協定による要請業務を実施するに当たっては、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。
（秘密の保持）
第２　乙は、この協定による要請業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この協定が解約された後も、同様とする。
（従事者への周知）
第３　乙は、この協定による要請業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この協定による要請業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、松山市個人情報保護条例の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。
（収集の制限）
第４　乙は、この協定による要請業務を実施するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該要請業務を実施するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならなに。
（使用等の禁止）
第５　乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この協定による要請業務に関して知り得た個人情報を当該要請業務の実施以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。
（適正な管理）
第６　乙は、この協定による要請業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失及びき損の防止その他の安全確保の措置を講じなければならない。
（複写等の禁止）
第７　乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この協定による要請業務を実施するために、甲から引き渡しを受けた個人情報が記録された資料等を複写、又は複製してはならない。
（再委託の禁止）
第８　乙は、甲の承諾があるときを除き、この協定による個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。
（資料等の返還等）
第９　乙は、この協定による要請業務を実施するために甲から引き渡しを受け、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この協定による要請業務を実施し、又は協定が解約された後直ちに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示した方法により処分するものとする。
（事故報告義務）
第１０　乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従わなければならない。この協定が解約された後においても、同様とする。
（取扱要領等の作成）
第１１　乙は、個人情報の適正な管理の確保を図るため、個人情報の取扱いに関する要領等を作成し、甲から請求があったときは、速やかに報告しなければならない。
（協定の解除及び損害賠償）
第１２　甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、協定の解約及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

別表　愛媛県霊柩自動車協会会員名簿（中予ブロック）

（令和６年10月時点）

会員名	郵便番号	住　所	ＴＥＬ	ＦＡＸ
㈲てらだ	799-2431	松山市北条784	089-993-0413	089-993-1377
㈲せとまる	799-2430	松山市北条辻1405	089-993-4949	089-993-4950
㈲高須賀葬祭	790-0866	松山市永木町1丁目8-13	089-946-4040	089-946-4027
㈱ムラタ	790-0012	松山市湊町6丁目4-5	089-941-4444	089-941-3239
㈲鶴岡	791-1113	松山市森松町454-13	089-956-0019	089-957-0124
㈱松山公益社	790-0952	松山市朝生田町4-5-9	089-933-1200	089-933-1218
㈱小倉葬祭社	790-0877	松山市錦町6-3-2F	089-933-3008	089-933-0167
㈱かいそう会館	790-0813	松山市萱町6丁目7-2	089-923-6555	089-917-7506
㈱愛礼	791-0243	松山市平井町甲2512	089-968-2366	
㈱公益社	799-3111	伊予市下吾川1854-2	089-982-4242	089-983-4211
㈱ｼﾞｪｲｴｲ えひめ中央	791-2113	伊予郡砥部町拾町144-1	089-905-1040	089-905-1039
四国西濃運輸㈱ 寝台山西配送ｾﾝﾀｰ	791-8026	松山市山西町150	089-951-3311	
㈱えん心企画	790-0925	松山市鷹子町837-1-3	089-909-9215	
以上中予ブロック　１３社				

愛媛県霊柩自動車協会　会員数合計　　３７社

事務局　松山市錦町2-30　玉井ビル2F
電話089-961-4592　ＦＡＸ089-947-8120

資料〔３・14・１〕　防疫関係資機材の保有状況

１　消毒用資機材

（令和６年10月時点）

分　　類	保有数
消毒用動噴積載四輪自動車	２台
人員機械運搬用四輪自動車	２台
肩掛式手動・自動噴霧器	４台
電動噴霧器（ミストファン）	５台
動力二兼式噴霧器	２台
スイングフォッグ	１台

資料〔３・14・２〕　災害時等の支援に関する協定

松山市（以下「甲」という。）とキスケ株式会社（以下「乙」という。）は，甲の区域内で地震，風水害その他の危機事象が発生し，又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における被災者に対する支援等に関して，次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は，乙が保有する第５条の一覧表に掲げる施設（以下「施設」という。）において災害時等の支援が円滑に遂行できるよう，必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は，災害時等において被災者のために必要があると認めるときは，乙に対して，施設における次に掲げる事項について，協力を要請することができる。

(1) 雑用水の提供
(2) 飲料水の提供
(3) 入浴機会の提供
(4) 入浴機会の提供時における消耗品の提供
(5) 屋内外における避難場所の提供
(6) 備蓄物資の提供
(7) その他乙の協力が可能な事項

２　前項に規定する要請は，書面により行うものとする。ただし，緊急を要する場合は，口頭で要請できるものとし，事後において速やかに要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第３条　乙は，甲から前条第２項の規定による要請を受けたときは，可能な範囲において協力を実施するものとする。

２　前項の規定にかかわらず，乙は自ら協力の実施を要すると判断した場合は，自らの意志で協力を実施することができる。この場合において，乙は，協力の実施状況について遅滞なく甲へ通知するものとする。

（経費の負担）

第４条　前条の規定による協力の実施（以下「協力実施」という。）に係る経費は，原則として，乙の負担とする。ただし，法令その他の特段の定めがある場合は，この限りでない。

（施設等の一覧表の作成等）

第５条　乙は，この協定における協力を円滑に実施するため，施設名称，所在地，連絡先，備蓄物資等を記載した一覧表を作成するものとする。

２　乙は，毎年度，前項の一覧表を更新の上，甲に提出するものとする。

（体制整備）

第６条　甲及び乙は，この協定に基づく協力を円滑に行うため，防災訓練等を通して必要な体制の整備に努めるものとする。

（災害補償）

第７条　協力実施を行った者が，当該協力実施により死亡し，負傷し，疾病にかかり，又は障害の状態になった場合において，その者の責めに帰することができない理由があるときは，乙の責任において補償を行うものとする。

（損害の補塡）

第８条　乙は，協力実施により事故が発生した場合において，第三者に損害を与えたときは，当該損害の補塡のために要する費用を負担するものとする。ただし，当該損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は，この限りでない。

（連絡責任者）

第９条　甲及び乙は，協定締結後速やかに連絡責任者を相手方に報告し，変更があった場合は，直ちに相手方に報告するものとする。

（協定の有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は，協定締結日から１年間とする。ただし，有効期間満了の１月前までに，甲乙いずれからも協定を解消する旨の意思表示がないときは，有効期間満了日の翌日から更に１年間延長するものとし，その後においても同様とする。

（協議）
第１１条　この協定に定めがない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については，甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため，本書２通を作成し，甲乙署名の上，各自１通を保有する。

令和元年　　月　　日

（甲）松山市二番町四丁目７番地２
松山市長　　野志　克仁

（乙）松山市宮田町４
キスケ株式会社
代表取締役社長　　山路　義則

施設区分	温泉施設	温泉施設以外		
施設名称	伊予の湯治場 喜助の湯	スーパーキスケパオ	キスケパオ東雲店	キスケパオ小坂店
所在地	松山市 宮田町4番地	松山市 宮田町4番地	松山市 畑寺3丁目 7番20号	松山市 小坂5丁目 12番5号
協力内容	(1) 雑用水の提供 (2) 飲料水の提供 (3) 入浴機会の提供 (4) 入浴機会の提供時における消耗品の提供 (5) 屋内外における避難場所の提供 (6) 備蓄物資の提供 (7) その他乙の協力が可能な事項	(1) 雑用水の提供 (2) 飲料水の提供 (5) 屋内外における避難場所の提供 (6) 備蓄物資の提供 (7) その他乙の協力が可能な事項	(1) 雑用水の提供 (2) 飲料水の提供 (5) 屋内外における避難場所の提供 (6) 備蓄物資の提供 (7) その他乙の協力が可能な事項	(1) 雑用水の提供 (2) 飲料水の提供 (5) 屋内外における避難場所の提供 (6) 備蓄物資の提供 (7) その他乙の協力が可能な事項

災害時等の支援に関する協定書

松山市（以下「甲」という。）と株式会社プログレッソ（以下「乙」という。）は，甲の区域内で地震，風水害その他の危機事象が発生し，又は発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における被災者に対する支援等に関して，次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は，乙が保有するていれぎの湯（以下「ていれぎの湯」という。）を使用し，災害時等における支援が円滑に遂行できるよう，必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は，災害時等において被災者のために必要があると認めるときは，乙に対し，ていれぎの湯における次に掲げる事項について，協力を要請することができる。

(1) 屋内外における避難場所の提供
(2) 入浴機会の提供
(3) 炊出しを中心とした食事の提供
(4) 自動販売機内の飲料の無償提供
(5) 井戸水，トイレ等の提供
(6) 携帯電話を充電するための電源の提供
(7) その他乙の協力が可能な事項

２　前項に規定する要請は，書面により行うものとする。ただし，緊急を要する場合は，口頭で要請できるものとし，事後において速やかに要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第３条　乙は，前条第２項の規定により甲から要請を受けたときは，可能な範囲内において協力を実施するものとする。

２　前項の規定にかかわらず，乙は自ら協力の実施を要すると判断した場合は，自らの意思で協力を実施するものとする。この場合において，乙は，協力の実施状況について遅滞なく甲へ通知するものとする。

（経費の負担）

第４条　前条の規定による協力の実施（以下「協力実施」という。）に係る経費は，乙の負担とする。ただし，法令その他特段の定めがある場合は，この限りでない。

（体制整備）

第５条　甲及び乙は，この協定に基づく協力を円滑に行うため，防災訓練等を通して必要な体制の整備に努めるものとする。

（災害補償）

第６条　協力実施を行った者が，当該協力実施により死亡し，負傷し，疾病にかかり，又は障害の状態になった場合において，その者の責に帰することができない理由があるときは，乙の責任において補償を行うものとする。

（損害の補塡）

第７条　乙は，協力実施により事故が発生した場合において，第三者に損害を与えたときは，当該損害の補塡のために要する経費を負担するものとする。ただし，当該損害の発生が甲の責めに帰すべき理由によるときは，この限りでない。

（連絡責任者）

第８条　甲及び乙は，この協定の締結後速やかに連絡責任者を相手方に報告し，変更があったときは，直ちに相手方に報告するものとする。

（協定の有効期間）

第９条　この協定の有効期間は，協定締結日から１年間とする。ただし，有効期間満了日の１月前までに，甲乙いずれからも協定を解消する旨の意思表示がないときは，有効期間満了日の翌日から更に１年間延長するものとし，その後においても同様とする。

（協議）
第１０条　この協定に定めがない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については，甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するために本書２通を作成し，甲乙記名押印の上，各１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　松山市二番町四丁目７番地２
松山市長　野志　克仁

乙　愛媛県伊予郡砥部町拾町９２番地２
株式会社プログレッソ
代表取締役社長　中矢　孝則

資料〔３・15・１〕　ごみ処理施設等の現況

１　ごみ処理施設の現況

（令和６年10月時点）

施設名	処理能力	処理方法
西クリーンセンター	420t／24h	全連続燃焼式
南クリーンセンター	300t／24h	全連続燃焼式
	粗大ごみ　　90t／５h	衝撃せん断併用回転式 せん断往復動式
横谷埋立センター	埋立面積　40,000 ㎡ 埋立容積　550,000 ㎥	埋立方法：セル方式
大西谷埋立センター	埋立面積　20,200 ㎡ 埋立容積　150,000 ㎥	埋立方法：セル方式
中島リサイクルセンター	760t／年	選別・圧縮・梱包

２　ごみ収集車両の現況

（令和６年10月時点）

車両種別	積載量	市直営	委託	計
塵芥収集車	～1.8t未満	2	0	2
	1.8t以上～2.0t未満	0	2	2
	2.0t以上～2.2t未満	15	6	21
	2.2t以上～2.4t未満	2	1	3
	2.4t以上～2.6t未満	0	2	2
	2.6t以上～2.8t未満	7	7	14
	2.8t以上～3.0t未満	0	4	4
	3.0t以上～3.2t未満	5	22	27
	3.2t以上～3.4t未満	0	12	12
	3.4t以上～3.6t未満	0	14	14
	3.6t以上～3.8t未満	0	0	0
平ボディ		4	26	30
軽トラック	0.35t	23	3	26
総　　数		58	99	157

資料〔３・15・２〕　し尿処理施設等の現況

１　し尿処理施設の現況

（令和６年10月時点）

施設名	処理能力	処　理　方　法
松山衛生ecoセンター	373ｷﾛﾘｯﾄﾙ／日	〔水処理〕前脱水＋標準脱窒素処理方式 〔資源化〕汚泥助燃剤化及びリン回収

２　し尿収集車両の現況

（令和６年10月時点）

区　分	バキューム車（ﾘｯﾄﾙ積）									
	総数	3,700	3,600	3,400	3,200	3,000	2,700	2,000	1,800	350
総　数	78	29	3	2	2	22	2	3	14	1
委　託	5	4	－	－	－	－	－	－	－	1
許　可	73	25	3	2	2	22	2	3	14	0

資料〔３・15・３〕　災害時等における応急対策に関する協定

松山市（以下「甲」という。）と社団法人愛媛県建設業協会松山支部（以下「乙」という。）は、災害時等における応急対策について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、火災のほか、地震、風水害等の災害その他の危機事象が発生し、又はその恐れがある場合（以下「災害時等」という。）において、公共の用に供する施設及び設備並びに市民の安全確保のため甲が特に必要と認めたものの迅速かつ適切な機能の維持及び回復並びに市民の安全確保（以下「応急対策」という。）を円滑に行うことにより、被害の発生と拡大を防止することを目的とする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害時等において、次に掲げる業務に関し乙に協力を求める必要があると認めたときは、災害時等における応急対策の協力要請書（様式第１号）により、乙に要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、甲は、乙若しくは乙の所属会員に電話等で要請できるものとし、事後において速やかに要請書を送付するものとする。

(1) 被害情報の収集・報告及び応急対策の助言に関すること。

(2) 火災防ぎょ、救急救助活動、捜索その他の消防活動に関すること。

(3) 道路、河川、水路、海岸施設、公園、学校、水道施設、崖等の復旧、機能保全、撤去、二次災害防止、避難支援その他の危険排除に関すること。

(4) 乙の所属会員の所有する応急対策に必要な重機械及び資機材の提供並びに操作員の派遣に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要とする応急対策に関すること。

（協力の実施）

第３条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、甲の職員（消防職員及び公営企業局職員を含む。）又は甲が指定する者の指示に従い業務を行うものとする。

（協力体制）

第４条　乙は、応急対策を円滑に実施するため、あらかじめ乙の所属会員の担当区域を定め、協力体制の整備をしておくものとし、これを毎年甲に報告するものとする。

（報告）

第５条　乙は、第２条の規定により要請のあった業務を完了したときは、速やかに災害時等における応急対策の実施状況報告書（様式第２号）により、甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第６条　第２条第１号に掲げる業務の実施に要した費用は、無償とする。

２　第２条第２号から第５号までに掲げる業務の実施に要した費用の額は、当該業務内容に応じ、甲の定める積算基準に従い算出した額及び実費を基準に甲乙協議して決定し、甲が負担する。

（費用の請求・支払）

第７条　甲は、第５条の報告書の提出があった場合は、速やかに関係書類を精査するとともに、必要に応じて現地を確認し、適当と認めたときは、前条第２項の規定により決定した費用の額を乙の請求に基づき支払うものとする。

（災害補償）
第8条　第2条の規定により甲が要請した業務に従事した者が、当該業務に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合において、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定を適用するものとする。なお、消防活動の場合は、松山市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年松山市条例第34号）の規定を適用するものとする。
（損害の補償）
第9条　この協定に基づき実施した応急対策により第三者に損害を生じさせた場合の補償については、甲乙協議し、処理及び解決に当たるものとする。
（連絡体制等）
第10条　甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から必要な情報の交換を行うともに、連絡体制の確立に努めるものとする。
2　相互の連携を図るため、乙は、甲が実施する訓練に積極的に参加するものとする。
（協議）
第11条　この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に際し疑義が生じた事項は、その都度甲乙協議して定めるものとする。
（雑則）
第12条　この協定は、締結の日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年3月11日

松山市二番町四丁目7番地2
甲　松山市
松山市長　野志　克仁

松山市三番町四丁目4番地7
乙　社団法人愛媛県建設業協会松山支部
支部長　西岡　義則

資料〔３・15・４〕　災害時における建設機械の応援出動に関する協定・覚書

災害時における建設機械の応援出動に関する協定書

松山市消防局（以下「甲」という。）、一般社団法人全国クレーン建設業協会愛媛支部（以下「乙」という。）及び愛媛中予クレーン協同組合（以下「丙」という）は、災害時において松山市が行う応急措置にかかる建設機械の応援出動について、次のとおり協定を締結する。

（協力）
第１条　火災又は風水害等の災害の発生に際し、甲が乙又は丙に対して建設機械の出動を要請した場合は、乙又は丙はこれに協力するものとする。

（出動）
第２条　乙又は丙は、前条の要請に基づき甲の指示に従い、速やかに建設機械を出動させるものとする。
２　甲は、応援出動を要請するにあたっては、建設機械の機種、台数その他必要事項を乙又は丙に通報するものとする。ただし、緊急を要する場合には、甲は直接乙又は丙の所属会員（以下「応援隊」という。）に要請することができるものとし、事後速やかに乙又は丙に通報するものとする。

（応援隊の活動）
第３条　応援隊は、災害現場においては甲の指示に従い、建設機械による災害防ぎょ活動に従事するものとし、甲は応援隊の意見を参考にするものとする。

（費用の負担）
第４条　応援隊の活動に要した費用については、甲、乙及び丙が別途協議して定める額とし、当該応援隊の請求に基づき甲が支払うものとする。

（災害補償）
第５条　応援隊の現場活動中における事故に対する災害補償については、甲が責任を負うものとする。ただし、当該応援隊の故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、この限りでない。
２　前項本文の規定により現場活動に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は障害の状態となった場合は、甲の消防団員等公務災害補償条例を適用し、処理するものとする。

（協議事項）
第６条　この協定に定めるもののほか必要な事項は、その都度甲、乙及び丙で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を３通作成し、甲、乙及び丙においてそれぞれ１通を保有する。

昭和６１年　９月２６日　締結
平成２６年１２月１２日　改正

甲　松山市消防局
消防局長　芳野　浩三

乙　一般社団法人全国クレーン建設業協会愛媛支部
支部長　渡邉　裕文

丙　愛媛中予クレーン協同組合
代表理事　渡邉　裕文

災害時における建設機械の応援出動に関する覚書

松山市消防局（以下「甲」という。）、一般社団法人全国クレーン建設業協会愛媛支部（以下「乙」という。）及び愛媛中予クレーン協同組合（以下「丙」という）は、「災害時における建設機械の応援出動に関する協定第6条」に基づき、協定の運用に関して必要な事項について、次のとおり覚書を締結する。

（出動車両）

第１条　乙又は丙は、甲の出動要請があった場合、それぞれの所属会員が保有する建設機械（運転従事者を含む。）を可能な限り出動させるものとする。

（活動内容の報告）

第２条　乙又は丙は、応急活動終了後、速やかに出動票（各事業所備えつけの作業日報をいう。）を甲に提出するものとする。

この覚書の締結を証するため本書３通を作成し、甲、乙及び丙においてそれぞれ１通を保有する。

昭和６１年　９月２６日　締結
平成２６年１２月１２日　改正

甲　松山市消防局
消防局長　芳野　浩三

乙　一般社団法人全国クレーン建設業協会愛媛支部
支部長　渡邉　裕文

丙　愛媛中予クレーン協同組合
代表理事　渡邉　裕文

資料〔３・16・１〕　中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定

（趣旨）

第１条　この協定は、地震等による大規模な災害時における、防災対策特に応急対策の一層の充実・強化を図ることを目的として、中国・四国地区の県庁所在都市をもって構成する中国・四国地区都市防災連絡協議会（以下「協議会」という。）の会員市が協力して、物資・労力等の相互応援を行うことについて定めるものとする。

（応援の種類）

第２条　応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1)　食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供

(2)　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

(3)　救援活動に必要な車両及び舟艇等の提供

(4)　被災者を一時収容するための施設の提供

(5)　被災児童、生徒等の一時受入

(6)　救援及び応急復旧等に必要な職員の派遣

(7)　前各号に定めるもののほか特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第３条　応援を要する被災会員市は、原則として、次に掲げる事項を明らかにし、電話等による要請を行い、後日速やかに、当該事項を記載した文書を提出するものとする。

(1)　災害の状況

(2)　前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、規格、数量等

(3)　前条第４号及び第５号に掲げる応援を要請する場合にあっては、収容等の人数、被災児童、生徒等の学年等

(4)　前条第６号に掲げる応援を要請する場合にあっては、派遣職員の事務職、医療職、技術職、技能職等の職種別及び人員

(5)　応援場所及び応援場所への経路

(6)　応援を必要とする期間

(7)　前各号に掲げるもののほか必要な事項

（実施）

第４条　応援を要請された会員市は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

２　被災会員市以外の会員市は、通信の途絶等により被災会員市と連絡が不可能である場合において、災害の事態に照らし特に緊急を要し、被災会員市が応援の要請を行ういとまがないと認められるときは、被災会員市からの応援要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、前条の要請があったものとみなす。

（経費の負担）

第５条　応援に要した経費は、原則として、応援を要請する会員市の負担とする。

２　応援を要請する会員市が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を要請する会員市から要請があった場合は、応援する会員市は、一時繰替支弁するものとする。

（連絡責任者）

第６条　本協定に定める事項の連絡調整の確実及び円滑を図るため、各会員市の防災担当課長等を連絡責任者としてあらかじめ定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

（その他）

第７条　この協定の実施に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、協議会の会員市が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書９通を作成し、各会員市は記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成８年３月28日

鳥取市　代表者　鳥取市長　西　尾　迢　富
松江市　代表者　松江市長　宮　岡　寿　雄
岡山市　代表者　岡山市長　安　宅　敬　祐
広島市　代表者　広島市長　平　岡　　敬
山口市　代表者　山口市長　佐　内　正　治
徳島市　代表者　徳島市長　小　池　正　勝
高松市　代表者　高松市長　増　田　昌　三
松山市　代表者　松山市長　田　中　誠　一
高知市　代表者　高知市長　松　尾　徹　人

中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定実施細目

（趣旨）

第1条　この実施細目は、中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定（以下「協定」という。）第7条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部局）

第２条　協定第６条により会員市は、相互応援のための連絡責任者及び同補助者の職氏名、電話番号その他の連絡調整に必要な事項をあらかじめ相互に連絡するものとする。

（応援職員等）

第３条　協定第４条の応援の実施に伴う経費のうち、協定第２条第６号に定める応援職員の派遣に伴う経費の負担については、次のとおりとする。

(1)　応援を要請した会員市 （以下「応援要請市」という。）が負担する経費の額は、応援をした会員市 （以下「応援市」という。）が定める規程により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

(2)　応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市の負担とする。

(3)　応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請市が、応援要請市への往復の途中において生じたものについては応援市が賠償の責めに任ずる。

(4)　前３号に定めるもののほか、応援職員の派遣に伴う経費については、応援要請市及び応援市が協議して定める。

２　応援職員は、応援市名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

３　応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。

４　応援要請市は、可能な範囲において応援職員に対する宿舎のあっせんその他の便宜を供与する。

（救援物資等の経費の支払方法）

第４条　応援市は、協定第５条第２項により経費を繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額について、応援要請市に請求する。

(1)　備蓄物資及び調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費

(2)　車両、舟艇、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費、維持管理費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

２　前項の規定による請求は、応援市の市長名による請求書（関係書類添付）により、連絡責任者を経由して応援要請市の市長に行うものとする。

３　前２項の規定により難いときは、応援要請市及び応援市が協議して定める。

（幹事市）

第５条　協定の運用に係る庶務は、幹事市において処理し、幹事市は、別表に掲げる輪番により１会計年度の間これに当たるものとする。

２　幹事市の次順の会員市を、副幹事市とし、幹事市がその用務を処理することが困難であるときは、用務を代行する。

３　前２項により難い場合は、会員市が協議して定める。

（幹事市等の用務）

第６条　幹事市は、協定の円滑な運用に資するため、次の事務を行う。

(1)　協定第６条に定める連絡責任者等の会員市への周知

(2)　協定第７条の定めによる会員市が協議する必要が生じた場合における会議の開催又は文書による調整
(3)　応援要請市若しくは応援市と他の会員市との情報連絡又は情報の周知
(4)　その他の被災会員市から要請のあった用務

２　応援市は、その応援内容及び応援により収集した応援要請市の被災状況等の情報を幹事市へ連絡するものとする。

（資料の交換）

第７条　会員市は、協定による応援が円滑に行われるよう、必要な資料を相互に交換するものとする。

平成８年８月７日

別表

順	
1	広島市
2	徳島市
3	山口市
4	高松市
5	鳥取市
6	松江市
7	松山市
8	岡山市
9	高知市

順は、平成８年度を１とする。

資料〔３・16・２〕　中核市災害相互応援協定

中核市各市（以下「協定市」という）は、いずれかの市域において災害が発生し、被害を受けた都市（以下「被災市」という）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市の要請にこたえ、当該災害により被害を受けていない市が友愛的精神に基づき、相互に応援協力し、被災市の災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第１条　応援の種類は、次のとおりとする。

(1)　食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供

(2)　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等及び災害からの復興に必要な資器材及び物資の提供

(3)　救援及び救助活動に必要な車両等の提供

(4)　救助及び応急復旧及び災害からの復興に必要な職員の派遣

(5)　前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

２　被災市は、災害による被害により被災市のホームページを利用して災害情報等の発信をすることができなくなったときは、協定市に対し、当該災害情報等を協定市のホームページに掲載することを要請することができる。

（応援要請の手続き）

第２条　応援を要請しようとする被災市は、次の事項を明らかにし、第５条に定める連絡担当部局を通じて、電話又は電信により応援を要請するものとする。この場合において、被災市は必要事項を記載した文書を後日、速やかに協定市に送付しなければならない。

(1)　被害の状況

(2)　前条第１項第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等

(3)　前条第１項第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員並びに業務内容

(4)　応援場所及び応援場所への経路

(5)　応援の期間

(6)　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第３条　応援を要請された協定市は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ応援活動に努めるものとする。

２　激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市との連絡がとれない場合には、被災市以外の協定市相互が連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。

（応援経費の負担）

第４条　応援に要した経費は、協定市が協議して別に定める。

（連絡担当部局）

第５条　協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（資料の交換）

第６条　協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年１回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

（会議）

第７条　この協定の運用体制を整備し、併せて協定市の防災体制の整備に資するため、中核市市長会事務担当者会議の補助機関として中核市市長会防災担当者会議を置く。

（事務局）

第８条　この協定の実施に必要な連絡調整を行うため、中核市市長会防災担当者会議の会長の属する市に事務局を設置する。

（雑則）

第９条　この協定の締結後、新たに中核市への移行によりこの協定への参加希望がある場合は、特段の事情のない限り、協定市はこれを受け入れるものとする。

（その他）

第１０条　この協定は、協定市及び協定市の各機関が消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第３９条第２項の規定により別に締結した相互応援に関する協定、水防に係る応援に関し締結した協定等に基づく応援を排除するものではない。

第１１条　この協定の締結に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

（協定の発効）
第１２条　この協定は、平成２９年１月１日から効力を発生するものとする。

平成２９年１月１日

| | | |

資料〔３・16・３〕　災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定

愛媛県（以下「県」という。）及び愛媛県内の市町（以下「市町」という。）は、災害時における相互応援について、次のとおり、協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、市町において災害が発生し、被害を受けた市町（以下「被災市町」という。）が独自では十分な応急措置等が実施できない場合に、市町相互の応援措置等を迅速かつ円滑に実施するために必要な事項について定めるものとする。

（応援の内容）

第２条　この協定による応援の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 食料、飲料水その他の生活必需物資の供給及びそれに必要な資機材の提供
(2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資・資機材の提供
(3) 救援活動に必要な車両等の提供
(4) 応急復旧等に必要な職員の派遣
(5) 被災者を一時収容するための施設の提供
(6) 被災市町に代行しての情報の発信
(7) 前各号に定めるもののほか、被災市町から特に要請のあった事項

（応援の要請）

第３条　応援を要請しようとする被災市町は、次に掲げる事項を明らかにして、県に要請するものとする。

(1) 災害の状況
(2) 応援を求める項目（物資・資機材については数量等、人的応援については職種、人数等）
(3) 応援を求める期間及び場所
(4) その他必要な事項

２　前項の規定にかかわらず、被災市町は、県に応援を要請するいとまがないときは、他の市町に直接要請できるものとし、事後において速やかに県に報告するものとする。

３　市町及び県は、通信の断絶等により被災市町と連絡が不可能であり、かつ、災害の事態に照らし特に緊急を要する場合は、被災市町からの要請を待たずに、市町は必要な応援を、県は市町の応援に係る調整を行うことができるものとする。

４　前項の規定により市町が応援を行う場合は、県にその旨を通知するものとする。

（要請を受けた県及び市町の役割）

第４条　要請を受けた県は、被災市町の被害状況や応急措置に必要な物資等の把握を行い、速やかに市町間の連絡調整を行った上で、応援可能な市町に応援を要請するものとする。

２　要請を受けた市町は、速やかに、被災市町に応援を行うものとする。

（経費の負担等）

第５条　応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町の負担とする。

２　被災市町において応援に要した費用を支弁するいとまがない場合その他やむを得ない事情がある場合には、当該市町の要請により、応援を行った市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

３　前２項に定めるもののほか、経費の負担等に関し必要な事項は、別紙「応援経費の負担等基準」に定めるところによる。

（補則）

第６条　この協定は、愛媛県消防広域相互応援協定その他の災害時の応援に関する協定を妨げるものではない。

２　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、県及び各市町が協議の上、定めるものとする。

附　則

この協定は、平成２８年２月１７日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書を２１通作成し、愛媛県知事及び各市町長が署名押印して、各自その１通を保有する。

平成２８年２月１７日

愛媛県	知事	中村時広
松山市	市長	野志克仁
今治市	市長	菅良二
宇和島市	市長	石橋寛久
八幡浜市	市長	大城一郎
新居浜市	市長	石川勝行
西条市	市長	青野勝
大洲市	市長	清水裕
伊予市	市長	武智邦典
四国中央市	市長	篠原寛
西予市	市長	三好幹二
東温市	市長	髙須賀功
上島町	町長	上村俊之
久万高原町	町長	髙野宗城
松前町	町長	岡本靖
砥部町	町長	佐川秀紀
内子町	町長	福本隆壽
伊方町	町長	山下和彦
松野町	町長	阪本壽明
鬼北町	町長	甲岡秀文
愛南町	町長	清水雅文

別　紙

応 援 経 費 の 負 担 等 基 準

1　応援職員の派遣に要する経費の負担等

第５条第１項の経費のうち、第２条第４号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

ア　被災市町が負担する経費の額は、応援市町が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

イ　応援職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援市町の負担とする。

ウ　応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町が、応援市町への往復の途中において生じたものについては応援市町が、賠償の責めに任ずる。

エ　ア、イ及びウのほか、応援職員の派遣に要する経費については、被災市町及び応援市町が協議して定める。

2　経費の一時繰替支弁等

(1) 応援市町は、第５条第２項の規定により応援に要した経費を一時繰替支弁した場合は、次に掲げる経費に相当する額を、被災市町に請求する。

区　分	経　費
第２条第１号及び第２号に係るもの	購入費及び輸送費
第２条第３号に係るもの	借上料、燃料費、輸送費、維持管理費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
第２条第４号に係るもの	１に定める経費
第２条第５号に係るもの	借上料
第２条第６号及び第７号に係るもの	実施に要した経費

(2) (1)の請求は、応援市町の市町長名による請求書により、被災市町に請求するものとする。

(3) (1)及び(2)により難いときは、被災市町及び応援市町が協議して定める。

資料〔３・16・４〕　地震等災害時の相互応援に関する協定

国際特別都市建設連盟に加盟する市町間において、地震等による災害時の相互応援について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、国際特別都市建設連盟に加盟する都市（以下「加盟都市」という。）相互の友好の精神に基づき、地震若しくはその他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、加盟都市間の相互応援に関する基本的な事項について定めるものとする。

（連絡窓口）

第２条　災害時における相互応援を確実かつ円滑に行うため、国際特別都市建設連盟規約第１２条第１項に規定する事務局（以下「連盟事務局」という。）は、毎年１回、加盟都市の防災担当部署の連絡責任者、連絡先等を定めた名簿を作成し、加盟都市に配布する。

２　加盟都市の防災担当部署は、地域防災計画その他参考資料を相互に交換する等、日頃の情報交換に努めるものとする。

（応援体制）

第３条　加盟都市を次の表に定めるブロックに分ける。

ブロック名	構成市町
西日本ブロック	別府市，松江市，松山市
近畿ブロック	奈良市，芦屋市，鳥羽市
東日本ブロック	伊東市，熱海市，軽井沢町，日光市

２　ブロックに幹事都市及び副幹事都市を置き、ブロック構成都市の中から互選により定める。ただし、連盟事務局所在都市は、幹事都市を兼ねることはできないものとする。

３　加盟都市が災害等により被災した場合は、次に定めるところにより、応援の要請を行うものとする。

(1)　連盟事務局所在都市

(2)　連盟事務局所在都市が被災した場合は、被災市町が属するブロックの幹事都市

(3)　連盟事務局所在都市及び被災市町が属するブロックの幹事都市が被災した場合は、被災市町が属するブロックの副幹事都市

(4)　前３号の都市のいずれも被災した場合は、他のブロックの幹事都市

４　前項の規定により応援の要請を受けた連盟事務局所在都市又は幹事都市若しくは副幹事都市（以下「災害時事務局」という。）は、速やかに各ブロックの幹事都市と応援体制について協議をする。

（相互応援の内容）

第４条　相互応援の内容は、次のとおりとする。

(1)　食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供

(2)　被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供並びにあっせん

(3)　救援及び救助活動に必要な車両等の提供

(4)　救助及び応急復旧等に必要な職員の派遣
(5)　被災者の一時収容のための施設等の提供及びあっせん
(6)　前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

（応援の要請等）

第５条　応援の要請は、応援を必要とする加盟都市が次の事項を明らかにし、口頭で応援を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。
(1)　被害の状況
(2)　前条第１号から第３号までに掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
(3)　前条第４号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
(4)　応援を必要とする場所
(5)　前各号に掲げるもののほか必要な事項

２　前項の応援の要請の有無にかかわらず、加盟都市において大規模な災害が発生したことが明らかな場合は、他の加盟都市は自主的な状況の判断に基づき応援を開始することができるものとする。

３　前項の規定により応援を開始した加盟都市は、速やかに災害時事務局に報告するものとし，災害時事務局はその後の支援体制を各ブロックの幹事都市と協議するものとする。

（指揮）

第６条　第４条第４号の規定により派遣された職員は、応援要請市町長の指揮の下に行動するものとする。

（応援経費の負担）

第７条　応援に要した経費は、法令その他特別に定めのある場合を除き、原則として応援を受けた加盟都市の負担とする。ただし、応援を実施した加盟都市が費用負担を行うこととした場合においては、この限りでない。

（交流）

第８条　加盟都市は、この協定を実効性のあるものとするため、平常時から地域間交流に努めるものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めるもののほか必要な事項は、加盟都市が協議してこれを定めるものとする。

２　この協定書の内容に疑義が生じた場合も前項と同様とする。

附　則（平成９年８月２４日締結）

この協定は、平成９年８月２４日から実施する。

附　則（平成２４年６月５日締結）

この協定は，平成２４年６月５日から実施する。

附　則（平成２９年１０月１９日締結）

この協定は，平成２９年１０月１９日から実施する。

附　則（令和４年１１月１４日締結）

この協定は，令和４年１１月１４日から実施する。

この協定の締結を証するため，本書１０通を作成し，各市町長記名押印の上，各自その１通を保有するものとする。

令和４年１１月１４日

別府市長　　長野　恭紘
伊東市長　　小野　達也
熱海市長　　齊藤　　栄
奈良市長　　仲川　げん
松江市長　　上定　昭仁
芦屋市長　　伊藤　　舞
松山市長　　野志　克仁
軽井沢町長　藤巻　　進
日光市長　　粉川　昭一
鳥羽市長　　中村欣一郎

資料〔３・16・５〕　災害時における相互応援に関する協定（横須賀市）

横須賀市と松山市（以下「協定市」という。）は、歴史的関係の深い両市の友愛精神に基づき、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、協定市のいずれかの地域において地震等の大規模な災害が発生し、災害を受けた市（以下「被災市」という。）が単独では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災市の要請による応援業務が円滑に実施できるよう、必要な事項について定めるものとする。

（応援の種類）

第２条　応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1)　食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
(2)　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
(3)　救援及び救助活動に必要な車両等の提供
(4)　救援、医療、防疫その他応急対策等に必要な職員の派遣
(5)　前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（要請の手続）

第３条　応援を要請しようとする市（以下「応援要請市」という。）が応援を要請する場合には、次の事項を明らかにして、電話その他の通信手段により応援を要請し、その後速やかに応援要請書（様式１）を送付するものとする。

(1)　被害の状況
(2)　前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請するときは、物資等の品名、数量等
(3)　前条第４号に掲げる応援を要請するときは、活動内容、職員の職種及び人員
(4)　応援場所及び応援場所への経路
(5)　応援の期間
(6)　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第４条　応援を要請された市（以下「応援市」という。）は、極力これに応じ、救援に努めるものとする。

２　協定市は、大規模な災害が発生したにもかかわらず、通信の途絶等により連絡が取れない場合は、応援要請市からの応援要請があったものとして自主的に必要な応援を行うことができるものとする。

３　応援のために派遣された職員（以下「応援職員」という。）は、応援要請市の長の指揮の下に活動するものとする。

４　応援職員は、応援市名を表示した腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

５　応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携帯するものとする。

６　応援要請市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舎の斡旋その他の便宜を供与するものとする。

（経費の負担）
第５条　応援に要した経費のうち次に掲げる経費は応援要請市の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、協定市が協議して定めるものとする。
(1)　第２条第１号及び第２号に掲げる食糧等の購入費及び輸送費
(2)　第２条第３号の車両等の借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
２　第２条第４号の応援職員の旅費及び諸手当の経費は、応援市の条例等の規定により算定した旅費の額及び諸手当の額の範囲内で、応援要請市の負担とする。

（経費の請求）
第６条　前条に定める経費の請求は、応援市の市長名による請求書に関係書類を添えて、応援要請市の市長に対して行うものとする。
２　第４条第２項に定める自主的な応援活動に要する経費の負担及び請求については、前条及び前項の規定を準用する。

（損害補償等）
第７条　応援職員の損害補償等については、次に掲げる方法により処理するものとする。
(1)　応援職員が、応援活動中又は応援要請市への往復途中において、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合には、応援市がその公務災害補償に要する費用を補償するものとする。
(2)　応援職員が、応援活動中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものに係る賠償については応援要請市が、応援要請市への往復途中に生じたものに係る賠償は応援市が、その損害を補償するものとする。

（連絡体制等）
第８条　協定市は、災害時に速やかに相互応援を実施するため、平常時から、応援要請及び呼応訓練などその他必要な訓練への相互参加や、地域防災計画その他参考資料等の相互提供を行うなど、連絡体制の整備に努める。

（その他の事項）
第９条　この協定の締結に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、各協定市は記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２４年３月１１日

神奈川県横須賀市小川町１１番地
横須賀市長　　吉　田　雄　人

愛媛県松山市二番町四丁目７番地２
松山市長　　野　志　克　仁

様式１（第３条関係）

年　　月　　日

応援要請書

○○○市長

様

○○○市長

１　被害状況

２　物資等の品名、数量等

３　活動内容、職員の職種、人員

４　応援場所、応援場所への経路

５　応援の期間

６　その他必要な事項

資料〔３・16・６〕　災害時における相互応援に関する協定（熊本市）

熊本市と松山市（以下「協定市」という。）は、歴史的関係の深い両市の友愛精神に基づき、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、協定市のいずれかの地域において地震等の大規模な災害が発生し、災害を受けた市（以下「被災市」という。）が単独では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災市の要請による応援業務が円滑に実施できるよう、必要な事項について定めるものとする。

（応援の種類）

第２条　応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1)　食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
(2)　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
(3)　救援及び救助活動に必要な車両等の提供
(4)　救援、医療、防疫その他応急対策等に必要な職員の派遣
(5)　災害対策基本法に定める都道府県外広域一時滞在に関する協議及び情報提供
(6)　前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（要請の手続）

第３条　応援を要請しようとする市（以下「応援要請市」という。）が応援を要請する場合には、次の事項を明らかにして、電話その他の通信手段により応援を要請し、その後速やかに応援要請書（様式１）を送付するものとする。

(1)　被害の状況
(2)　前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請するときは、物資等の品名、数量等
(3)　前条第４号に掲げる応援を要請するときは、活動内容、職員の職種及び人員
(4)　応援場所及び応援場所への経路
(5)　応援の期間
(6)　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第４条　応援を要請された市（以下「応援市」という。）は、極力これに応じ、救援に努めるものとする。

２　協定市は、大規模な災害が発生したにもかかわらず、通信の途絶等により連絡が取れない場合は、応援要請市からの応援要請があったものとして自主的に必要な応援を行うことができるものとする。

３　応援のために派遣された職員（以下「応援職員」という。）は、応援要請市の長の指揮の下に活動するものとする。

４　応援職員は、応援市名を表示した腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

５　応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携帯するものとする。

６　応援要請市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舎の斡旋その他の便宜を供与するものとする。

（経費の負担）
第５条　応援に要した経費のうち次に掲げる経費は応援要請市の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、協定市が協議して定めるものとする。
(1)　第２条第１号及び第２号に掲げる食糧等の購入費及び輸送費
(2)　第２条第３号の車両等の借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
２　第２条第４号の応援職員の旅費及び諸手当の経費は、応援市の条例等の規定により算定した旅費の額及び諸手当の額の範囲内で、応援要請市の負担とする。

（経費の請求）
第６条　前条に定める経費の請求は、応援市の市長名による請求書に関係書類を添えて、応援要請市の市長に対して行うものとする。
２　第４条第２項に定める自主的な応援活動に要する経費の負担及び請求については、前条及び前項の規定を準用する。

（損害補償等）
第７条　応援職員の損害補償等については、次に掲げる方法により処理するものとする。
(1)　応援職員が、応援活動中又は応援要請市への往復途中において、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合には、応援市がその公務災害補償に要する費用を補償するものとする。
(2)　応援職員が、応援活動中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものに係る賠償については応援要請市が、応援要請市への往復途中に生じたものに係る賠償は応援市が、その損害を補償するものとする。

（連絡体制等）
第８条　協定市は、災害時に速やかに相互応援を実施するため、平常時から、応援要請及び呼応訓練などその他必要な訓練への相互参加や、地域防災計画その他参考資料等の相互提供を行うなど、連絡体制の整備に努める。

（その他の事項）
第９条　この協定の締結に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、各協定市は記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２４年　　月　　日

熊本県熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市長　　幸　山　政　史

愛媛県松山市二番町四丁目７番地２
松山市長　　野　志　克　仁

様式１（第３条関係）

年　　月　　日

応援要請書

○○○市長

様

○○○市長

１　被害状況

２　物資等の品名、数量等

３　活動内容、職員の職種、人員

４　応援場所、応援場所への経路

５　応援の期間

６　その他必要な事項

資料〔３・16・７〕　瀬戸内・海の道ネットワーク災害時相互応援に関する協定

（目的）

第１条 この協定は、瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会（以下「海ネット」という。）構成する会員のうち、この協定を締結した会員（以下「海ネット共助会員」という。）が、海ネット共助会員の地域において地震等による災害が発生し、被災会員独自では十分な応急対応ができない場合に、主に海の路を介した連携により、相互に救援協力し、被災会員の応急及び復旧対策を円滑に遂行することを目的に締結するものである。

（応援の種類）

第２条 応援の種類は、次のとおりとする。

(1) 応急対策並びに応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
(2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
(3) 医療機関への被災傷者等の受入れ
(4) 被災者への臨時的な居住施設の提供
(5) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

（地域ブロックの設置）

第３条 災害の規模等に応じて応援を円滑に行うため、以下のとおり地域ブロックを設置する。

地域ブロック	海ネット共助会員
近畿・中国ブロック	大阪府堺市、大阪府岸和田市、大阪府貝塚市、大阪府高石市、 大阪府忠岡町、大阪府岬町 兵庫県姫路市、兵庫県明石市、兵庫県洲本市、兵庫県芦屋市、 兵庫県南あわじ市、兵庫県淡路市、兵庫県播磨町 和歌山県和歌山市、和歌山県海南市、和歌山県湯浅町、 和歌山県由良町 岡山県玉野市、岡山県笠岡市、岡山県備前市、岡山県浅口市、 岡山県瀬戸内市 広島県広島市、広島県呉市、広島県竹原市、広島県三原市、 広島県尾道市、広島県福山市、広島県大竹市、広島県東広島市、 広島県廿日市市、広島県江田島市、広島県海田町、広島県坂町 山口県宇部市、山口県山口市、山口県防府市、山口県岩国市、 山口県光市、山口県柳井市、山口県周南市、 山口県山陽小野田市、山口県周防大島町、山口県上関町
四国・九州ブロック	徳島県小松島市、徳島県松茂町 香川県高松市、香川県丸亀市、香川県坂出市、香川県観音寺市、 香川県さぬき市、香川県東かがわ市、香川県三豊市、 香川県土庄町、香川県小豆島町、香川県直島町、 香川県宇多津町、香川県多度津町 愛媛県松山市、愛媛県今治市、愛媛県宇和島市、 愛媛県八幡浜市、愛媛県新居浜市、愛媛県西条市、 愛媛県大洲市、愛媛県伊予市、愛媛県上島町、愛媛県松前町、 愛媛県伊方町、愛媛県愛南町 山口県下関市 大分県中津市、大分県姫島村、大分県津久見市

（地域ブロックによる応援の連絡調整）
第４条 地域ブロックには地域ブロック幹事及び地域ブロック副幹事（以下「地域ブロック幹事等」という。）を置くものとし、海ネット共助会員から互選により選出するものとする。
２ 地域ブロック幹事等の任期は、それぞれ１年とする。
３ 地域ブロック幹事等は、被災会員に対する応援を速やかに行うため、地域ブロック内の総合調整を行うものとする。

（応援の要請）
第５条 被災会員は、応援が必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、文書により所属する地域ブロック幹事等に対し要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信等により応援を要請することができる。この場合、当該要請後速やかに文書を提出するものとする。
(1) 災害の状況及び要請理由
(2) 必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路
(3) 必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣場所と経路
(4) 受入れを必要とする被災傷者等の人数及び診療科目
(5) 受入港及び受入港への海上経路
(6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項
２ 要請を受けた地域ブロック幹事（以下「応援とりまとめ幹事」という。）は、速やかに他の地域ブロック幹事等と協議を行い、被災会員を応援できる海ネット共助会員を決定し、その旨を被災会員及び他の地域ブロック幹事等並びに海ネット事務局に通知する。ただし、緊急の場合はこの限りではない。
３ 通知を受けた海ネット事務局は、必要に応じて状況を関係機関に報告するものとする。

（応援の実施）
第６条 海ネット共助会員は、前条に規定する応援の要請を受けた場合、可能な範囲でこれを実施するものとする。
２ 海ネット共助会員は、前条に規定する応援の要請がない場合でも、速やかに協議を行い、当該被災会員に応援が必要と判断したときは、応援を実施することができる。この場合は、前条に規定する応援の要請があったものとみなし、前条の規定を準用する。
３ 応援とりまとめ幹事は、他の地域ブロック幹事等と緊密な連絡をとり、被災会員が必要とする応援を適切に実施できるよう努めるものとする。

（応援経費の負担）
第７条 応援に要した経費は、原則として被災会員が負担する。ただし、被災会員と応援を行う海ネット共助会員（以下、「応援会員」という。）との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。
２ 被災会員において経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災会員から要請があった場合は、応援会員は当該経費を一時繰替支弁するものとする。
３ 前２項に定めるもののほか、経費負担等に関し必要な事項は別途調整を図る。

（協定運営協議会の設置）
第８条 この協定の運営を円滑に行うため、協定運営協議会を設置する。
(1) 協定運営協議会は、地域ブロック幹事等で構成する。
(2) 協定運営協議会には幹事及び副幹事を置くものとし、互選により選出するものとする。
(3) 前号の幹事及び副幹事の任期は、それぞれ１年とする。
(4) 協定運営協議会の事務局は、幹事の担当課内におき、協議会の庶務を行う。
２ 協定運営協議会の行う業務は、以下のとおりとする。
(1) この協定に参加又は離脱を希望する海ネット共助会員への同意
(2) 協定の実効性の確保に関する企画及び管理
(3) この協定の運営に係る連絡及び調整
(4) その他、この協定の運営に関し必要な事項の決定

（海ネット共助会員への参加及び離脱）
第９条 海ネット共助会員への参加及び離脱は、別紙様式の協定（参加・離脱）申請書を協定運営協議会へ提出し、当該申請書を協定運営協議会が受理したときをもって同意したものとみなす。
２ 前条第１項第２号の幹事は、海ネット共助会員に異動があった場合は、速やかに他の海ネット共助会員及び海ネット事務局に通知する。

（他の協定との関係）
第１０条 この協定は、海ネット共助会員が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

（通信体制の整備）
第１１条 海ネット共助会員は、複数の通信体制を整備し、災害時における連絡手段の確保を図るよう努める。
２ 海ネット共助会員は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

（協定の実効性の確保）
第１２条 海ネット共助会員は、平素より相互に海の路を通じた交流・連携の推進を図りつつ、この協定の実効性の確保に努めるものとする。

（協定に関する協議）
第１３条 この協定に定めるもののほか、瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関し必要な事項は、協定運営協議会が別に定める。

附 則
この協定は、平成２４年３月２９日から施行する。
この協定は、平成２４年１０月２９日から施行する。
この協定は、平成２５年３月２７日から施行する。
この協定は、平成２５年５月２２日から施行する。
この協定は、平成２５年１０月２５日から施行する。
この協定は、平成２５年１２月２７日から施行する。
この協定は、平成２６年３月２８日から施行する。
この協定は、平成２６年５月２９日から施行する。
この協定は、平成２６年１２月１７日から施行する。
この協定は、平成２９年７月２１日から施行する。
この協定は、平成２９年８月１４日から施行する。
この協定は、平成３０年９月１０日から施行する。
この協定は、令和元年５月２３日から施行する。
この協定は、令和元年１０月２５日から施行する。

大阪府　堺市長　永藤　英機
大阪府　岸和田市長　永野　耕平
大阪府　貝塚市長　藤原 龍男
大阪府　高石町長　阪口 伸六
大阪府　忠岡町長　和田 吉衛
大阪府　岬町長　田代　堯
兵庫県　姫路市長　清元　秀泰
兵庫県　明石市長　泉　房穂
兵庫県　洲本市長　竹内　通弘
兵庫県　芦屋市長　伊藤　舞
兵庫県　南あわじ市長　守本　憲弘
兵庫県　淡路市長　門　康彦
兵庫県　播磨町長　清水 ひろ子
和歌山県　和歌山市長　尾花　正啓
和歌山県　海南市長　神出 政巳
和歌山県　湯浅町長　上山 章善
和歌山県　由良町長　畑中 雅央
岡山県　玉野市長　黒田 晋
岡山県　笠岡市長　小林　嘉文
岡山県　備前市長　田原　隆雄
岡山県　浅口市長　栗山 康彦
岡山県　瀬戸内市長　武久　顕也
広島県　広島市長　松井　一實
広島県　呉市長　新原　芳明
広島県　竹原市長　今榮　敏彦

広島県　三原市長　天満　祥典
広島県　尾道市長　平谷　祐宏
広島県　福山市長　枝廣　直幹
広島県　大竹市長　入山　欣郎
広島県　東広島市長　高垣　広徳
広島県　廿日市市長　松本　太郎
広島県　江田島市長　明岳　周作
広島県　海田町長　西田　祐三
広島県　坂町長　吉田　隆行
山口県　下関市長　前田　晋太郎
山口県　宇部市長　久保田　后子
山口県　山口市長　渡辺　純忠
山口県　防府市長　池田　豊
山口県　岩国市長　福田　良彦
山口県　光市長　市川　熙
山口県　柳井市長　井原　健太郎
山口県　周南市長　藤井　律子
山口県　山陽小野田市長　藤田　剛二
山口県　周防大島町長　椎木　巧
山口県　上関町長　柏原　重海
徳島県　小松島市長　濱田　保徳
徳島県　松茂町長　吉田　直人
香川県　高松市長　大西　秀人
香川県　丸亀市長　梶　正治
香川県　坂出市長　綾　宏
香川県　観音寺市長　白川　晴司
香川県　さぬき市長　大山　茂樹
香川県　東かがわ市長　上村　一郎
香川県　三豊市長　山下　昭史
香川県　土庄町長　三枝　邦彦
香川県　小豆島町長　松本　篤
香川県　直島町長　小林　眞一
香川県　宇多津町長　谷川　俊博
香川県　多度津町長　丸尾　幸雄
愛媛県　松山市長　野志　克仁
愛媛県　今治市長　菅　良二
愛媛県　宇和島市長　岡原　文彰
愛媛県　八幡浜市長　大城　一郎
愛媛県　新居浜市長　石川　勝行
愛媛県　西条市長　玉井　敏久
愛媛県　大洲市長　二宮　隆久
愛媛県　伊予市長　武智　邦典
愛媛県　四国中央市長　篠原　実
愛媛県　西予市長　管家　一夫
愛媛県　上島町長　宮脇　馨
愛媛県　松前町長　岡本　靖
愛媛県　伊方町長　高門　清彦
愛媛県　愛南町長　清水　雅文
大分県　中津市長　奥塚　正典
大分県　姫島村長　藤本　昭夫
大分県　津久見市長　川野　幸男

資料〔３・16・８〕　被災宅地危険度判定実施要綱及び愛媛県被災宅地危険度判定実施要綱

被災宅地危険度判定実施要綱

平成29年7月21日 改正
被災宅地危険度判定連絡協議会

（目的）
第１条 この要綱は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害（以下「大地震等」という。）により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し住民の安全の確保を図ることを目的とする。
（用語の定義）
第２条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一 宅地　宅地造成等規制法第２条第１号に規定する宅地のうち住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物等の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地をいう。
二 危険度判定　宅地判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。
三 危険度判定実施本部　危険度判定を実施するために被災した市町村の災害対策本部に設置する組織をいう。
四 危険度判定支援本部　被災した市町村の実施する危険度判定活動を支援するために、当該市町村を管轄する都道府県の災害対策本部に設置する組織をいう。
（危険度判定の責任体制等）
第３条 この要綱による危険度判定は、被災した市町村長が行うものとする。
２ 宅地判定士の派遣を要請した市町村長は、当該宅地判定士が実施する危険度判定及び危険度判定の実施に伴い生ずる責任を負うものとする。
３ 危険度判定の実施に係る経費については、原則として宅地判定士の派遣を要請した市町村及び都道府県が負担するものとする。ただし、派遣を要請された市町村及び都道府県と十分協議するものとする。
（連絡支援体制等）
第４条 都道府県は、管下の被災した市町村の要請により、当該市町村の区域内における危険度判定活動を支援し、又は災害の規模が極めて大きく、広範囲にわたるときには、必要に応じて、他の都道府県に対して宅地判定士の派遣等を要請し、若しくは国土交通省に対し宅地判定士の派遣等について調整を要請することができる。ただし、市町村の要請が無い場合でも必要に応じて都道府県が積極的に危険度判定活動を指導・指揮できるものとする。
２ 国土交通省は、都道府県から前項の要請を受けたとき、又は災害の規模が極めて大きく、広範囲にわたり、多数の都道府県の支援を必要とすると認めたときは、都道府県間の宅地判定士の派遣等を調整し、あわせて都道府県及び独立行政法人都市再生機構（以下「都市再生機構」という。）に宅地判定士の派遣を要請するものとする。
３ 都道府県は、管下の被災した市町村、他の都道府県又は国土交通省から宅地判定士の派遣について要請を受けたときは、登録した宅地判定士に対しすみやかに協力を依頼するものとする。
４ 都市再生機構は、国土交通省から宅地判定士の派遣について要請を受けたときは、登録した宅地判定士に対しすみやかに協力を依頼するものとする。
（都道府県が市町村支援等を行うことが困難な場合における支援体制等）
第４条の２ 都道府県は、前条第１項の規定による市町村への支援又は指導・指揮することが困難な場合は、国土交通省に対して支援を要請することができる。
２ 国土交通省は、前項の規定による要請を受けたときは、危険度判定支援本部に参加し、危険度判定活動を支援し、指導・指揮することができる。ただし、必要な場合は、同項の要請を待つことなく、危険度判定支援本部に参加し、危険度判定活動を支援し、指導・指揮することができるものとする。
３ 国土交通省は、前項の規定による支援を行う場合は、都市再生機構又は公益社団法人全国宅地擁壁技術協会（以下「宅地擁壁技術協会」という。）に対して協力を要請することができる。

４ 都市再生機構及び宅地擁壁技術協会は、国土交通省から協力の要請を受けたときは、危険度判定支援本部に参加し、危険度判定活動を支援することができる。

（判定結果の表示等）

第５条 市町村長は、二次災害を軽減、防止するために、危険度判定の結果を当該宅地に表示する等、必要な措置を講じるものとする。

（被災宅地危険度判定士）

第６条 都道府県知事及び都市再生機構理事長（以下「都道府県知事等」という。）は、大地震等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合において、別に定める被災宅地危険度判定実施マニュアル（以下「実施マニュアル」という。）に基づき、当該宅地を調査し、その危険度を判定するため、あらかじめ宅地判定士を登録するものとする。

２ 宅地判定士としてこの要綱による危険度判定の実施に協力しようとする者で、実施マニュアルに規定する宅地判定士の業務を実施する能力があり、次の各号いずれかに該当する者は、第１１条に定める被災宅地危険度判定士養成講習会（以下「講習会」という。）を受講し、修了した後、その居住地又は勤務先の所在地いずれかの都道府県知事に、被災宅地危険度判定士登録申請書及び別に定める書類（以下「申請書等」という。）を提出することにより、前項の登録を受けることができる。

ただし、都市再生機構の職員である者が前項の登録を受けようとするときは、その居住地又は勤務先の所在地にかかわらず、都市再生機構理事長に申請書等を提出し、登録を受けるものとする。

一 宅地造成等規制法施行令第１７条各号又は都市計画法施行規則第１９条第１号イからトに該当する者

二 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して３年以上の実務経験を有する者

三 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関して１０年以上の実務経験を有し、申請書を提出しようとする都道府県知事等が認めた者

四 その他、建築士法による二級建築士として４年以上の実務の経験を有する者及び建設業法による土木・建築・造園に関する一級施工管理の資格を有する者または二級施工管理の資格を有し、５年以上の実務経験を有する者など、前各号と同等以上の知識及び経験を有する者として都道府県知事等が認めた者

３ 都道府県知事等は、前項の申請書等の提出を受けたときは、速やかに第１項の登録を行い、被災宅地危険度判定士登録証（以下「登録証」という。）を交付するものとする。

４ 都道府県知事等は、第２項及び第３項の規定によらず、学識経験者等の第２項各号と同等以上の知識及び経験を有していると認めた者を宅地判定士として登録し、登録証を交付することができる。

５ 登録の有効期間は、当該登録を受ける者が、最後に受講した講習会の修了の日（前項に該当する場合にあっては、都道府県知事等が認めた日）から５年後の応答日の属する年度の末日までとする。

６ 宅地判定士登録の詳細に関しては、別に定める要領による。

（宅地判定士登録の更新）

第７条 前条第１項による登録の有効期間終了の後も、引き続き宅地判定士としてこの要綱による危険度判定の実施に協力しようとする者は、現に有効な登録の有効期間の終了までに、講習会を受講し、修了した場合、又は都道府県知事等が講習会を修了した者と同等の知識を有すると認めた場合、その登録を受けている都道府県知事等に、被災宅地危険度判定士登録更新申請書及び現に有効な登録証（以下「更新申請書等」という。）を提出することにより、登録を更新することができる。

２ 都道府県知事等は、前項の更新申請書等の提出を受けたときは、すみやかに第６条第１項の登録を行い、新たな登録証を交付するものとする。

３ 前項による登録の有効期間は、前条第５項に準ずる。

（宅地判定士名簿）

第８条 都道府県知事等は、前二条により宅地判定士の登録を行った場合には、すみやかに別に定める事項を被災宅地危険度判定士名簿（以下「名簿」という。）に記載しなければならない。

（名簿記載事項の変更）

第９条 宅地判定士は、前条に定める名簿記載事項に変更を生じたときは、第３項に該当する場合を除き、被災宅地危険度判定士名簿記載事項変更届出書及び登録証（以下「届出書等」という。）を、登録を受けた都道府県知事等に提出しなければならない。

２ 都道府県知事等は、前項の届出書等の提出を受けたときは、すみやかに名簿を訂正し、必要に応じ記載事項を変更した登録証を新たに交付しなければならない。

3　宅地判定士は、登録をその居住地の都道府県知事に受けている場合にあっては、都道府県を越えて居住地を変更したとき又は登録を受けている都道府県知事を居住地の都道府県以外の都道府県に存する勤務先の所在地の都道府県知事に変更しようとするとき、及び登録をその勤務先の所在地の都道府県知事に受けている場合にあっては、都道府県を越えて勤務先の所在地を変更したとき又は登録を受けている都道府県知事を勤務先の所在する都道府県以外の都道府県に存する居住地の都道府県知事に変更しようとするとき、並びに都市再生機構職員である者が職員でなくなったときは、届出書等を、新たに登録を受けることとなる都道府県知事に提出するものとする。

　また、宅地判定士が新たに都市再生機構の職員となったときには、届出書等を都市再生機構理事長に提出するものとする。

4　都道府県知事等は、前項の届出書等の提出を受けたときは、第８条に準じその内容により名簿の記載を訂正するとともに変更前の登録を行なっていた都道府県知事等に通知し、あわせて記載事項を変更した登録証を届出書を提出した宅地判定士に交付しなければならない。

5　都道府県知事等は、第６条第２項第３号及び第４号に該当し、同条第１項の登録を受けた宅地判定士又は同条第４項により登録を受けた宅地判定士に、第３項に該当する変更が生じたときは宅地判定士の登録を取り消さなければならない。

（登録証の再交付）

第１０条　宅地判定士は、登録証を紛失し、又はやむを得ない事情により滅失した場合には、被災宅地危険度判定士登録証再交付申請書を、登録を受けた都道府県知事等に提出し、新たな登録証の交付を受けることができる。

2　都道府県知事等は、前項の申請書の提出を受けたときは、すみやかに新たな登録証を交付しなければならない。

3　登録証を紛失し、前項の規定により新たな登録証の交付を受けた宅地判定士は、紛失した登録証が発見された場合にはすみやかに発見した登録証を新たな登録証の交付を受けた都道府県知事へ届け出なければならない。

（講習会）

第１１条　都道府県、協議会等は、この要綱に基づき運用される制度に協力しようとする者に対して、危険度判定の実施に必要な知識を修得させるため、講習会を実施することができる。

（宅地判定士の災害補償）

第１２条　協議会は、宅地判定士が危険度判定の実施により死亡し、負傷し又は危険度判定の実施に起因する疾病に罹った場合に係る補償制度を整備しなければならない。

2　前項の補償制度の詳細に関しては、別に定める細則による。

（判定調整員）

第１３条　都道府県知事等は、危険度判定の実施に当たり、宅地判定士である者で次項の業務を適正に行うことができると認めた者を、被災宅地危険度判定業務調整員（以下「判定調整員」という。）として認定するものとする。

2　判定調整員は、実施マニュアルに基づき、危険度判定実施本部と宅地判定士との連絡調整、危険度判定の実施に係る宅地判定士の指導監督、危険度判定の結果の集計及び危険度判定実施本部長への報告等を行う。

3　都道府県知事等は、判定調整員を認定したときは、認定年月日を、名簿に記載しなければならない。

（被災宅地危険度判定地域連絡協議会）

第１４条　都道府県及び市町村等は、地域の相互支援体制を充実し、広域的な災害に対しこの要綱を円滑に運用するため、都道府県、市町村等の相互の連絡調整のための体制を整備するものとする。

（都道府県実施要綱等）

第１５条　この要綱による危険度判定実施の詳細に関しては、実施マニュアル等の別に定める細則による。

2　都道府県知事等は、この判定制度の的確な実施を図るため、基本的な事項を地域防災計画に位置付けるとともに、この要綱及びこの要綱により定めることとされている細則等に含まれない、都道府県等における特殊な状況により必要となる事項を規定する細則として、都道府県等ごとに実施要綱を定めるものとする。

（雑則）

第１６条　都道府県知事は、管下の市町村長が地域防災計画を踏まえ、この要綱に基づく危険度判定の実施に関しあらかじめ計画等を策定する場合に、必要な助言を行うことができる。

2　協議会は、判定制度の目的を達成するために、必要な連絡調整に努め、この要綱が適正に運用されるよう、常に見直し、必要に応じて改正するものとする。

附 則

1　この要綱は、平成１０年２月６日から施行する。

2　協議会会長は、都道府県等においてそれぞれこの要綱を運用する体制が整備され、正常な運用ができることとなるまでの間、宅地判定士の登録等に関する業務のうち一部を行うものとする。

3　都道府県知事等は、平成１５年３月３１日までに前項の体制を整備しなくてはならない。

4　第２項に定める間、第６条第２項の申請書等及び第７条第１項の更新申請書等並びに第９条第３項の届出書等は、協議会会長に提出するものとする。

5　第２項に定める間、第６条第３項及び第７条第２項並びに第９条第４項の「都道府県知事等」を「協議会会長」に、第９条第４項の「協議会会長」を新たな登録先として届出者が指定した都道府県知事等にそれぞれ読み替えるものとする。

6　協議会会長は、前項の読み替えにより第６条及び第７条の登録を行った場合には、第８条に準じ記載した名簿を、次項又は第７項により指定された都道府県知事等に送付するものとする。

7　第４項により協議会会長に申請書等を提出し登録を受けようとする者は、第２項の期間終了後に登録されるその居住地又は勤務先の所在地いずれかの都道府県をあらかじめ指定することができる。

8　前項の指定を行わずに登録を受けた者は、申請の時点におけるその者の勤務先の所在地の都道府県を前項により指定したものとみなす。

9　前二項にかかわらず、第４項により協議会会長に申請書等を提出し登録を受けようとする者が都市基盤整備公団の職員である場合には、第７項の指定の有無にかかわらず、同項により都市基盤整備公団を指定したものと見なす。

１０　第２項により協議会会長が行った業務は、同項の期間終了後、第７項又は第８項により指定された都道府県知事等が行ったものとみなす。

１１　都道府県知事等は、第２項の期間中、第６条第２項第３号及び第４号並びに第６条第４項の規定による認定を行うことができないものとする。

附則

1　この改正による新たな要綱は、平成１１年６月３日から施行する。

2　都市基盤整備公団の職員であって、平成１１年６月３日に、すでに宅地判定士として登録を受けている者については、登録時に改正後の附則第７項により指定を行い登録されたものと見なす。

3　前項に該当する宅地判定士については、名簿を訂正し、あわせて記載事項を訂正した新たな登録証を交付するものとする。

附則　この改正による新たな要綱は、平成１３年５月３１日から施行する。

附則　この改正による新たな要綱は、平成１４年５月２０日から施行する。

附則

1　この改正による新たな要綱は、平成１６年１０月５日から施行する。

2　協議会会長は、都道府県等においてそれぞれこの要綱を運用する体制が整備され、正常な運用ができることとなるまでの間、宅地判定士の登録等に関する業務のうち一部を行うものとする。

3　都道府県知事等は、原則として平成１８年３月３１日までに前項の体制を整備しなければならない。

附則　この改正による新たな要綱は、平成１９年１０月２２日から施行する。

附則　この改正による新たな要綱は、平成２１年８月２１日から施行する。

附則　この改正による新たな要綱は、平成２９年７月２１日から施行する。

愛媛県被災宅地危険度判定実施要綱

愛媛県被災宅地危険度判定協議会

(目的)
第１条 この要綱は、市町において、災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害（以下「大地震等」という。）により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、被災宅地危険度判定を実施することによって、二次災害を防止し又は軽減して住民の安全の確保を図ることを目的とする。
(用語の定義)
第２条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1) 宅地 宅地造成等規制法(昭和３６年法律第１９１号)第２条第１号に規定する宅地のうち住居である建築物の敷地及び被災宅地危険度判定の必要を認める建築物等の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地をいう。
(2) 被災宅地危険度判定 宅地判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。
(3) 宅地判定士 被災宅地危険度判定を実施する者として、愛媛県被災宅地危険度判定士登録要綱に基づき登録した者をいう。
(事前準備)
第３条 県は、被災宅地危険度判定に関し、県内の市町、関係団体等の間の調整を行うとともに、国土交通省、他の都道府県等と連携して、被災宅地危険度判定の円滑な実施を支援する体制を整備する。
２ 市町は、被災宅地危険度判定を円滑に実施することができる体制を整備する。
３ 県及び市町は、被災宅地危険度判定について、住民に周知させるため必要な措置を講じる。
(被災宅地危険度判定の責任体制等)
第４条この要綱による被災宅地危険度判定は、被災した市町が行うものとする。
２ 宅地判定士の派遣を要請した市町は、当該宅地判定士が実施する被災宅地危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施に伴い生ずる責任を負うものとする。
３ 宅地判定士の派遣を要請した市町及び県は、原則として、被災宅地危険度判定の実施に係る経費を負担するものとする。ただし、派遣を要請された市町及び都道府県と十分協議するものとする。
(被災宅地危険度判定の実施)
第５条 市町は、宅地の被害に関する情報に基づき、必要があると認めるときは被災宅地危険度判定の対象となる区域及び宅地を定め、宅地判定士の協力のもとに、被災宅地危険度判定を実施する。
２ 市町は、被災宅地危険度判定の実施のための支援を県に要請することができる。
その場合、県は、宅地判定士に協力を要請する等の措置を講じる。
(被災宅地危険度判定結果の表示等)
第６条 市町は、二次災害を防止し、又は軽減するために、被災宅地危険度判定の結果を当該宅地に表示する等の措置を講じる。
(他の都道府県等に対する支援要請)
第７条 県は、市町から第５条第２項の規定による要請を受けた場合において、必要があると認めるときは、国土交通省、他の都道府県等に対し被災宅地危険度判定の実施のための支援を要請する。
(資機材の調達及び備蓄)
第８条 県及び市町は、被災宅地危険度判定に必要な資機材の調達及び備蓄に努める。
(他の都道府県に対する支援)
第９条 県は、他の都道府県から被災宅地危険度判定の実施のための支援を要請された場合には、宅地判定士の派遣等の措置を講じる。
(その他)
第１０条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は愛媛県被災宅地危険度判定協議会が別に定める。
附 則
この要綱は、平成１６年２月１９日から施行する。
この要綱は、平成１７年４月２５日から施行する。
この要綱は、平成２０年４月１８日から施行する。

資料〔３・16・９〕　公益社団法人日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱

（趣旨）
第１条　この要綱は、地震、異常渇水等による災害において、速やかに被災都市の給水能力を回復できるように、公益社団法人日本水道協会（以下、「日本水道協会」という。）中国四国地方支部（以下、「地方支部」という。）の正会員相互間で行う応援活動について、必要な事項を定める。

（相互応援体制）
第２条　地方支部内に前条に規定する災害が発生した場合は、各都市は、被災都市の応急給水、応急復旧等に全面的に協力するものとする。日本水道協会本部から要請があった場合も、同様とする。
２　地方支部長都市が被災した場合には、各県支部長都市で協議し、相互応援体制を確立するものとする。

（応援要請の方法）
第３条　応援要請の手順は、次の各号に定めるところによる。
⑴　応援を要請しようとする被災都市（以下「応援要請都市」という。）は、県支部長都市へ応援を要請する。
⑵　県支部長都市は、県支部内の他の都市に応援を要請し、さらに必要と認めるときは、地方支部長都市へ応援を要請する。
⑶　地方支部長都市は、前号の応援要請を受けた場合、地方支部内の他の県支部長都市に応援を要請し、さらに必要と認めるときは、日本水道協会本部へ応援を要請する。
２　応援要請は、応援要請都市が、次の事項を明らかにして、口頭又は電話、電信、無線等により県支部長都市へ行う。
⑴　災害の状況
⑵　必要とする資器材、物資等の品目及び数量
⑶　必要とする職員の職種別人員
⑷　応援の場所及び応援場所への経路
⑸　応援の期間
⑹　前各号に掲げるもののほか必要な事項
３　応援要請都市は、県支部長都市又は地方支部長都市から応援要請を受けた都市（以下「応援都市」という。）に対し、後日、速やかに応援要請文書を送付するものとする。

（事務局の設置）
第４条　地方支部長都市及び県支部長都市に、あらかじめ事務局を設置する。事務局の役割は、それぞれ次のとおりとする。
⑴　地方支部応援事務局
ア　被災状況の把握及び応援要否の確認
イ　県をまたがる場合の応援派遣についての調整
⑵　県支部応援事務局
ア　被災状況の把握及び応援要否の確認
イ　応援派遣についての調整

（応援要員の派遣）
第５条　応援都市は、直ちに応援体制を整え応援要請都市に協力するものとする。
２　応援都市は、応援要員を派遣するときは、被災状況に応じ給水用具、作業用工器具、衣類、食料その他日用品のほか野外で宿営できるようにテント、寝袋、携帯電灯、カメラ、携帯電話その他必要な備品を携帯させる。
３　派遣応援要員は、応援要請都市の指示に従って作業に従事する。
４　派遣応援要員は、応援都市名を表示した腕章等を着用する。

（応援内容）
第６条　各都市が行う応援活動は、おおむね次のとおりとする。
⑴　応急給水活動
⑵　応急復旧活動
⑶　応急復旧用資機材の提供

⑷　工事業者の斡旋
⑸　前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

（応援要員の受入体制の整備）
第７条　各都市は、災害時における応急給水作業及び応急復旧作業を迅速かつ適切に遂行するため、平常時から、受入体制を確立しておくものとする。
２　応急給水作業及び応急復旧作業を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、県支部長都市は、応援要員の宿泊施設及び応援車両の集合場所等の調整を行う。

（費用負担）
第８条　第６条の規定に掲げる応援に要した経費は、応援要員に係わる人件費等を除くほか、原則として応援要請都市が負担するものとする。
２　法令上の特別の定めその他の特別の措置により、応援都市に対して、応援に要した経費につき補填があった場合は、その金額を前項の規定による応援要請都市の負担額から控除するものとする。
３　応援都市の職員の派遣に要する旅費、諸手当は、応援都市の諸規定に基づき、応援要請都市が支弁するものとする。
４　応援都市の職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援都市の負担とする。ただし、応援要請都市において応急治療する場合の治療費は、応援要請都市の負担とする。
５　応援都市の職員が業務上第三者に損害を加えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請都市が、応援要請都市への往復途中に生じたものについては応援都市が、それぞれの賠償の責に任ずるものとする。
６　応援都市の職員と共に応援に従事する管工事業者等の派遣に要する経費は、応援要請都市が応援都市の算定基準により支弁するものとする。

（立替支弁）
第９条　応援都市は、応援要請都市が前条第１項に規定する経費を支弁するいとまがない場合は、一時立替支弁するものとし、次の各号に定めるところにより算出した額について応援要請都市に請求するものとする。
⑴　物資については、当該物資の購入費及び輸送費に相当する額
⑵　車両類については、燃料費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額
⑶　機械器具等については、輸送費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額

（防災関係物資等の情報交換）
第10条　防災関係物資等の調査は、次に掲げる様式により毎年６月末日までに行うものとする。
⑴　第４条の規定に定める事務局の連絡担当部課、連絡担当責任者及び補助者に関する情報の交換については、災害時連絡表（様式１）による。
⑵　防災関係物資等の備蓄状況については、防災関係物資等の備蓄状況調査表（様式２）による。

（補則）
第11条　この要綱に定めるもののほか必要な事項については、その都度、地方支部長都市及び県支部長都市が協議して定める。

附　則
１　この要綱は、公益社団法人日本水道協会中国四国地方支部規則実施の日から施行する。
２　日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱は、公益社団法人日本水道協会中国四国地方支部規則実施日の前日をもって廃止する。

様式１（第10条関係）

災　害　時　連　絡　表

○○○支部事務局

補　職　名	氏　　名	電　　話
連絡担当責任者 総務担当課長 （　　）		勤務先電話 ＦＡＸ 自宅電話 携帯電話
総務担当係長 （　　）		勤務先電話 自宅電話 携帯電話
防災担当者 （　　）		勤務先電話 自宅電話 携帯電話
備　　考		

様式２（第10条関係）

防災関係物資等の備蓄状況調査表

（　　年度末現在）

○○県支部

項目	内容	保有数量	初期応援可能数	備考
車両	給水車（　　m^3）	台	台	
	給水車（　　m^3）	台	台	
	トラック	台	台	
	クレーン車	台	台	
	その他			
給水容器	仮設水槽（　　m^3）	基	基	
	仮設水槽（　　m^3）	基	基	
	給水タンク(1,500ℓ～　　)	基	基	
	給水タンク(1,000 ～1,499ℓ)	基	基	
	給水タンク(　　～999ℓ)	基	基	
	ポリ容器（　　5～30ℓ)	個	個	
	ポリ容器（　　～20ℓ)	個	個	ポリ袋
	その他			
機材	応急給水装置	基	基	
	ろ過機	台	台	
	発電機	台	台	
	投光機	個	個	
	鉄管切断機	台	台	
	電動ネジ切機	台	台	
	その他			
管類	直管（　　㎜）	m	m	
	直管（　　㎜）	m	m	
	直管（　　㎜）	m	m	
	継手類	個	個	
缶詰	水の缶詰	缶	缶	
	食糧	缶	缶	
その他				

注　その他の欄には、特殊管、緊急用資材等の状況を記入してください。

資料〔３・16・10〕　松山市・日本下水道事業団災害支援協定

松山市（以下「甲」という。）と地方共同法人日本下水道事業団（以下「乙」という。）とは、甲の所管する下水道施設について災害が発生した場合において乙が行う下水道施設の維持又は修繕に関する工事その他の支援（以下「災害支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的等）

第１条　この協定は、乙が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害支援の円滑な実施により、災害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。

２　この協定は、下水道法（昭和３３年法律第７９号）第１５条の２に規定する災害時維持修繕協定である。

（対象）

第２条 この協定の対象となる災害は、次に掲げる原因により生ずるものとする。

一　暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象

二　その他甲と乙の協議により定めるもの

２　この協定の対象となる下水道施設は、甲の所管する下水道終末処理場及びポンプ場とし、別表に掲げるもの（以下「協定下水道施設」という。）とする。

（災害支援の内容）

第３条 乙が行う災害支援は、次に掲げるものとする。

一　災害の状況を確認するために行う現地調査（協定下水道施設の点検を含む。）

二　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和２６年政令第１０７号）第５条１項の規定による災害報告に必要な資料の作成

三　協定下水道施設について、その応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置その他の維持又は修繕に関する工事

四　災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成（作成のために行う現地調査を含む。）及び災害査定への立会

五　前各号に掲げる災害支援に附帯する支援

（災害支援の要請の方法）

第４条 甲は、乙に災害支援を要請しようとする場合には、文書により行うものとする。ただし、文書によることができない場合には、電子メールの送信又はファクシミリ装置を用いた送信（これらの送信ができないときは、口頭又は電話）により当該要請を行うことができる。

２ 前項ただし書の場合においては、甲は、事後において速やかに、乙に文書を交付するものとする。

（災害支援の実施）

第５条 乙は、前条の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第３条に規定する災害支援を行うものとする。

（災害支援の完了の報告）
第６条 乙は、前条の規定による災害支援の全部又は一部を完了したときは、甲に対し、速やかにその内容を報告するものとする。

（費用の負担）
第７条 甲は、乙が行った災害支援に要した費用（第３条第１号及び第２号に規定する災害支援に要したものを除く。）を負担するものとする。
２　乙は、前項の費用として、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は薬品の代価その他の実費に相当する額を甲に請求するものとする。
３　甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに乙に支払うものとする。

（廃止）
第８条 甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を廃止することができる。
２　甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

（事務局）
第９条 この協定に基づく災害支援に係る事務局は、次のとおりとする。
一　甲の事務局 松山市公営企業局管理部下水浄化センター
二　乙の事務局 地方共同法人日本下水道事業団中国・四国総合事務所 施工管理課

（協定の有効期間）
第１０条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和５年９月３０日までとする。

（現況届の提出）
第１１条　甲は、協定を締結したときは、乙に対し、遅滞なく、現況届を提出するものとする。
２　甲は、前項により提出した現況届の内容に変更が生じたときは、直ちに変更後の現況届を乙に提出するものとする。
３　前二項に定める現況届は、別記様式によるものとする。

（その他）
第１２条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各々１通を保有する。

令和４年１０月１日

甲　　愛媛県松山市二番町四丁目７番地２

松山市長　　野　志　克　仁

乙　　東京都文京区湯島二丁目３１番地２７
地方共同法人　日本下水道事業団
理事長　　森　岡　泰　裕

別表（第２条第２項関係）

所　在　地	協定下水道施設名称
松山市南江戸４丁目１－１	中央浄化センター
松山市南吉田町２７９８－８０	西部浄化センター
松山市和気町２丁目９９８	北部浄化センター
松山市下難波甲１	北条浄化センター
松山市南江戸４丁目１－１	第１中継ポンプ場
松山市保免中２丁目１－１８	保免第１中継ポンプ場
松山市保免中２丁目１－１８	保免第２中継ポンプ場
松山市西垣生町１９１８－３	垣生汚水中継ポンプ場
松山市別府町１１８７番地２	清水汚水中継ポンプ場
松山市生石町	合流ポンプ場
松山市浅海原甲４７１－１	浅海中継ポンプ場
松山市片山２３１地先	柳原汚水中継ポンプ場
松山市苞木２７地先	鹿峰汚水中継ポンプ場
松山市和田３７３地先	和田汚水中継ポンプ場
松山市北条１０７９－１１	北条第１雨水排水ポンプ場
松山市土手内１３６	北条第２雨水排水ポンプ場
松山市和気町２丁目１０４３	和気第１雨水排水ポンプ場
松山市和気町２丁目	和気第２雨水排水ポンプ場
松山市神田町	三津浜雨水排水ポンプ場
松山市辰巳町７番４０号	新浜雨水排水ポンプ場　※
松山市和泉南一丁目１２－３８	和泉雨水排水ポンプ場
松山市朝生田町７丁目	朝生田雨水排水ポンプ場
松山市勝岡町	勝岡雨水排水ポンプ場
松山市大可賀３丁目５２５－１４	大可賀雨水排水ポンプ場
松山市三杉町７－１２	中須賀第１雨水排水ポンプ場
松山市三杉町７－１２	中須賀第２雨水排水ポンプ場
松山市西石井１丁目１０－１９	西石井雨水排水ポンプ場
松山市堀江町	堀江第１雨水排水ポンプ場
松山市堀江町	明神川雨水排水ポンプ場

※…道路河川管理課所管施設

資料〔３・16・11〕　災害時における下水道管路施設の復旧支援に関する協定書

松山市（以下「甲」という。）と公益社団法人 日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）とは、甲の管轄する地域において地震等の災害により下水道管路施設が被災したときに行う、復旧支援に関して以下のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、乙の甲に対する復旧支援に関して基本的な事項を定め、災害により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。
（支援要請）
第２条　甲は、乙に対し災害により被災した下水道管路施設の復旧に関し支援を要請するときは、支援内容を記した文書により行うものとする。ただし、緊急時の支援要請は、文書によらず電話等で行うことができるものとし、後日すみやかに文書を送付するものとする。
２　乙は、前項の規定による要請を受けたときは、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行しなければならない。
（支援業務）
第３条　この協定に基づき乙が行う支援業務は、次のとおりとする。
（１）被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な業務
（２）その他甲乙間で協議し必要と思われる業務
（費用）
第４条　この協定に基づき甲が乙に対して要請した業務にかかる費用は、甲の負担とする。
（報告）
第５条　乙は、甲の要請により行った支援業務が終了したときは、すみやかに甲に対し別に定める様式により報告を行うものとする。
２　乙は、毎年３月３１日現在における協力会社・提供可能な車両等の機器及び人員を甲に対して報告するものとする。
（広域災害）
第６条　甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会制定の「下水道事業における災害時支援に関するルール」に定める下水道対策本部（以下「対策本部」という。）が設置された場合には、対策本部の指揮に従うものとする。
（協定期間）
第７条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成２５年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１ヶ月前までに甲乙双方から申出がない場合は、この協定は１年間更新されるものとし、以降も同様とする。
（その他）
第８条　本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲乙双方による協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ、各々１通を保有する。

平成２４年８月８日

甲　愛媛県松山市二番町四丁目７番地２
松山市長　野　志　克　仁

乙　東京都千代田区岩本町二丁目５番地１１
公益社団法人日本下水道管路管理業協会
会　長　長谷川　健司

資料〔３・16・12〕　松山市下水道施設における発動発電機の調達に関する協定書

松山市長　野志克仁（以下「甲」という。）と社団法人全国建設機械器具リース業協会四国支部　代表者　仲田優晴（以下「乙」という。）は、松山市の下水道施設において停電又は停電となる恐れがあるときに要する発動発電機の調達に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、甲が別表1で指定する下水道施設において停電又は停電となる恐れがあるとき（以下「下水道施設停電時」という。）に、応急対策のために必要となる発動発電機の調達を乙の協力をもって円滑に行うことを目的とする。
（協力の要請）
第２条　甲は,下水道施設停電時に、乙に発動発電機の調達に係る協力を要請することができるものとする。
２　甲が、前項の要請をするときは、協力支援要請書（様式第１）により行うものとする。
３　前項の規定にかかわらず、緊急を要するときは、甲は、口頭、電話等により第１項の要請をすることができるものとする。
４　前項の規定により要請したときは、甲は、遅滞なく協力支援要請書を乙に提出しなければならない。
（要請に基づく乙の措置）
第３条　乙は、前条の要請があったとき、特別の理由がない限り、速やかに発動発電機の調達について措置するものとする。
２　前項の措置をとったときは、その措置の状況を措置状況報告書（様式第２）により甲に報告するものとする。
３　乙は、第１項実施のため、所属する会員の発動発電機保有状況の把握及び会員との連絡体制の維持に努めるものとする。
（担当者連絡先の報告）
第４条　甲は、乙にこの協定に係る連絡先及び担当者を、松山市連絡先報告書（様式第３の１）により報告するものとする。
２　乙は、甲にこの協定に係る連絡先及び担当者を、連絡先報告書（様式第３の２）により報告するものとする。
３　前２項により報告された内容に変更が生じた場合も同様とする。
（費用負担）
第５条　乙が甲の要請による措置に要した費用は、甲が負担するものとし、その費用については、甲乙協議して決定するものとする。
（協議）
第６条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。
（協定の有効期間）
第７条　協定の期間はこの協定締結の日から平成２４年３月３１日までとする。
２　前項の期間満了の日の１か月前までに、甲乙のいずれからも協定を改定する意思表示がないときは、さらに１年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

この協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２３年１１月１日

甲　愛媛県松山市二番町四丁目７番地２
松山市長　　野　志　克　仁

乙　徳島県徳島市庄町３－１６
社団法人全国建設機械器具リース業協会
四国支部
代 表 者　仲　田　優　晴

別表１

松山市が指定する施設

（松山市下水道施設における発動発電機の調達に関する協定書）

	施設名	所在地	備考
1	中央浄化センター	松山市南江戸４丁目1-1	終末処理場
2	西部浄化センター	松山市南吉田町2798-80	終末処理場
3	北部浄化センター	松山市和気町2丁目998	終末処理場
4	北条浄化センター	松山市下難波甲１	終末処理場
5	保免中継ポンプ場	松山市保免中2丁目1-18	中継ポンプ場(汚水)
6	垣生中継ポンプ場	松山市西垣生町1918-2	中継ポンプ場(汚水)
7	清水中継ポンプ場	松山市別府町1187-2	中継ポンプ場(汚水)
8	浅海中継ポンプ場	松山市浅海原471-1	中継ポンプ場(汚水)
9	大浦農業集落排水処理施設	松山市大浦418	排水処理施設
10	中須賀雨水排水ポンプ場（第１）	松山市三杉町7-2	雨水排水ポンプ場
11	新浜雨水排水ポンプ場	松山市辰巳町7-40	雨水排水ポンプ場
12	持田ポンプ場	松山市持田町1-3-17地先	雨水排水ポンプ場
13	堀江ポンプ場	松山市堀江町1660地先	雨水排水ポンプ場
14	寺西ポンプ場	松山市堀江町871-7地先	雨水排水ポンプ場
15	労住協団地ポンプ場	松山市堀江町130地先	雨水排水ポンプ場
16	高浜ポンプ場	高浜町6丁目1777-16地先	雨水排水ポンプ場
17	東栄ポンプ場	松山市堀江町2035地先	雨水排水ポンプ場
18	西垣生ポンプ場	松山市西垣生町1719-22地先	雨水排水ポンプ場
19	内宮ポンプ場	松山市内宮町2041-1地先	雨水排水ポンプ場
20	釣島ポンプ場	松山市泊町釣島1465地先	雨水排水ポンプ場
21	和気第２ポンプ場	松山市和気町２丁目890-77地先	雨水排水ポンプ場
22	勝岡ポンプ場	松山市勝岡町295-2地先	雨水排水ポンプ場
23	いな池ポンプ場	松山市由良町651	雨水排水ポンプ場
24	住吉２丁目ポンプ場	松山市住吉２丁目11-4地先	雨水排水ポンプ場
25	御台場ポンプ場	松山市堀江町864-14地先	雨水排水ポンプ場
26	池下ポンプ場	松山市堀江町2042地先	雨水排水ポンプ場
27	新井出ポンプ場	松山市北斎院町180地先	雨水排水ポンプ場
28	稲地ポンプ場	松山市北斎院町957地先	雨水排水ポンプ場
29	三津浜ポンプ場	松山市神田町48	雨水排水ポンプ場
30	和泉排水ポンプ場	松山市和泉南1丁目12	雨水排水ポンプ場
31	和気第１ポンプ場	松山市和気町２丁目1043	雨水排水ポンプ場
32	馬木町ボンプ場	松山市馬木町431	雨水排水ポンプ場
33	天山ポンプ場柳川北系統	松山市天山3丁目7-23地先	雨水排水ポンプ場
34	天山ポンプ場柳川南系統	松山市天山3丁目7-17地先	雨水排水ポンプ場
35	志津川ポンプ場	松山市志津川町125-3	雨水排水ポンプ場
36	北吉田ポンプ場	松山市北吉田町1334地先	雨水排水ポンプ場
37	大可賀雨水排水ポンプ場	松山市大可賀3丁目525-14	雨水排水ポンプ場
38	天山第２ポンプ場	松山市天山1丁目10-21地先	雨水排水ポンプ場
39	新川ポンプ場	松山市堀江町853地先	雨水排水ポンプ場
40	朝生田雨水排水ポンプ場	松山市朝生田町7丁目5-1	雨水排水ポンプ場

	施設名	所在地	備考
41	土居排水ポンプ場	松山市土居町1151-7地先	雨水排水ポンプ場
42	京ケ森ポンプ場	松山市浅海原甲407-1	雨水排水ポンプ場
43	下難波ポンプ場	松山市下難波甲29-8	雨水排水ポンプ場
44	北条第1ポンプ場	松山市北条1079-11	雨水排水ポンプ場
45	北条第2ポンプ場	松山市土手内136	雨水排水ポンプ場
46	新開ポンプ場	松山市北条辻607-4	雨水排水ポンプ場
47	南町ポンプ場	松山市北条辻1170-6	雨水排水ポンプ場
48	黒岩ポンプ場	松山市北条辻1170-13	雨水排水ポンプ場
49	西ノ下ポンプ場	松山市柳原800-1	雨水排水ポンプ場
50	柳原ポンプ場	松山市柳原510-4	雨水排水ポンプ場
51	河野中須賀ポンプ場	松山市河野中須賀283-19	雨水排水ポンプ場
52	苞木ポンプ場	松山市河野中須賀317	雨水排水ポンプ場
53	鹿峰ポンプ場	松山市鹿峰343-4	雨水排水ポンプ場
54	鹿峰団地ポンプ場	松山市久保410-3	雨水排水ポンプ場
55	久保団地ポンプ場	松山市久保409-4	雨水排水ポンプ場
56	新久保ポンプ場	松山市河原372-2	雨水排水ポンプ場
57	河原ポンプ場	松山市河原336-5	雨水排水ポンプ場
58	磯河内ポンプ場	松山市磯河内111-1	雨水排水ポンプ場
59	磯ノ河ポンプ場	松山市磯河内254-5	雨水排水ポンプ場
60	小川ポンプ場	松山市小川312-1	雨水排水ポンプ場
61	河野中須賀第2ポンプ場	松山市河野中須賀304－5	雨水排水ポンプ場
62	野忽那ポンプ場	松山市野忽那1459地先	雨水排水ポンプ場
63	山狩№１ポンプ場	松山市中島大浦1626地先	雨水排水ポンプ場
64	山狩№２ポンプ場	松山市中島大浦3043地先	雨水排水ポンプ場
65	山狩№３ポンプ場	松山市中島大浦3064地先	雨水排水ポンプ場
66	小浜排水機場	松山市小浜1009地先	雨水排水ポンプ場
67	溝辺	石手４丁目	マンホールポンプ場
68	味生	南江戸６丁目	マンホールポンプ場
69	祝谷北	祝谷４丁目	マンホールポンプ場
70	祝谷南	祝谷４丁目	マンホールポンプ場
71	朝日ヶ丘	朝日ヶ丘２丁目	マンホールポンプ場
72	衣山	衣山２丁目	マンホールポンプ場
73	道後	道後湯月町	マンホールポンプ場
74	朝生田	朝生田町	マンホールポンプ場
75	桜ヶ丘	溝辺町桜ヶ丘	マンホールポンプ場
76	公園奥	溝辺町神前	マンホールポンプ場
77	西垣生	西垣生町	マンホールポンプ場
78	西垣生	西垣生町	マンホールポンプ場
79	昭和	昭和町	マンホールポンプ場
80	遍路橋	石手２丁目	マンホールポンプ場
81	小栗	小栗２丁目	マンホールポンプ場
82	南斎院	南斎院町	マンホールポンプ場
83	松末２丁目	松末２丁目	マンホールポンプ場
84	南江戸４丁目	南江戸３丁目	マンホールポンプ場

	施設名	所在地	備考
85	別府	別府町	マンホールポンプ場
86	小坂北	小坂５丁目	マンホールポンプ場
87	小坂南	小坂５丁目	マンホールポンプ場
88	柳原汚水中継ポンプ場	柳原	マンホールポンプ場
89	鹿峰汚水中継ポンプ場	鹿峰	マンホールポンプ場
90	和田汚水中継ポンプ場	和田	マンホールポンプ場
91	道の駅汚水中継ポンプ場	大浦	マンホールポンプ場
92	小川	小川	マンホールポンプ場
93	西石井	西石井１丁目	マンホールポンプ場
94	衣山５丁目	衣山５丁目	マンホールポンプ場
95	堀之内	堀之内	マンホールポンプ場
96	生石No.1	生石	スクリーン
97	生石No.2	生石	スクリーン
98	八坂	湯渡町	スクリーン
99	道後	道後北代	スクリーン
100	県文前	道後町２丁目	雨水ゲート
101	東高前	此花町	雨水ゲート

様式１

協　力　支　援　要　請　書

第　　○○○号

平成○年○月○日

社団法人全国建設機械器具リース業協会

四国支部

代表者　　○○○○様

松山市長

「松山市下水道施設における発動発電機の調達に関する協定書」第２条第２項の規定に基づき、下記のとおり要請します。なお、同協定第３条第２項による本要請に対する措置の状況を報告願います。

記

１．要請内容

２．要請場所

３．要請する応急資器材

機材要請予定期間	機材名・要請数量等	搬入場所
年　　月　　日から 年　　月　　日まで		

４．その他必要事項

（注）機材要請数量は、指定した施設を単位とする。

様式２

措　置　状　況　報　告　書

平成○年○月○日

松山市長　　宛

社団法人全国建設機械器具リース業協会

四国支部

代表者　　○○○○

「松山市下水道施設における発動発電機の調達に関する協定書」第３条第２項の規定に基づき、措置状況を下記のとおり報告します。

記

１．措置状況内容

２．措置対応場所

３．応急物資使用資材状況

機材使用期間	資材名・使用数量	用　途
年　　月　　日から 年　　月　　日まで		

４．処置状況（必要であれば図面又は写真を添付）

５．その他必要事項

様式３－１

松　山　市　連　絡　先　報　告　書

平成○年○月○日

社団法人全国建設機械器具リース業協会

四国支部

代表者　　○○○○様

松山市長

「松山市下水道施設における発動発電機の調達に関する協定書」第４条第１項の規定に基づき、緊急時の連絡先及び担当者名を下記のとおり報告します。

記

担　当　部　署	担　当　者	緊急連絡先
松山市下水道サービス課		
松山市下水道サービス課 下水浄化センター		

（注）電話・FAX・携帯等については、緊急時に連絡使用するものです。

様式３－２

連　絡　先　報　告　書

平成○年○月○日

松山市長　　宛

社団法人全国建設機械器具リース業協会

四国支部

代表者　　○○○○

「松山市下水道施設における発動発電機の調達に関する協定書」第４条第２項の規定に基づき、緊急時の連絡先及び担当者名を下記のとおり報告します。

記

連　絡　先	担　当　者	緊急連絡先

（注）電話・FAX・携帯等については、緊急時に連絡使用するものです。

資料〔３・16・13〕　災害時の下水道施設のくみ取り等に関する協定書

松山市長　野志　克仁（以下「甲」という。）と松山衛生事業協同組合　代表理事　加藤　正之（「以下「乙」という。）は，地震，風水害等の災害により本市内にある下水道施設に緊急の対応が必要になった場合（以下「災害時」という。）の対策に関し，次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は,災害時の応急対策業務(第３条に規定する応急対策業務をいう。以下同じ。)及びその実施に関し必要な事項を定め，もって公共用水域の水質汚濁の防止と市民の生活環境の保全を図ることを目的とする。

（協力の要請）

第２条　甲は，災害時に応急対策業務を実施するに当たり，乙の協力が必要であると認めたときは，乙に対し協力を要請することができるものとする。

２　前項の要請は，原則として文書によるものとする。ただし，特に緊急を要するときは口頭で要請することとし，事後において速やかに文書を送付するものとする。

３　乙は，第１項の要請があったときは，甲乙協議の上，速やかに体制を整え，甲と協力して応急対策業務に当たるものとする。

（応急対策業務）

第３条　甲が乙に対し協力を要請する応急対策に係る業務は，次のとおりとする。

(1) 公共下水道施設の汚水，汚泥のくみ取り及び収集運搬

(2) 農業集落排水施設の汚水，汚泥のくみ取り及び収集運搬

(3) 避難所のマンホールトイレの汚水，汚泥のくみ取り及び収集運搬

(4) その他甲が目的を達成するために必要な業務への協力

（報告）

第４条　乙は，応急対策業務を実施したときは，文書により直ちに甲に報告するものとする。ただし，特に緊急を要するときは口頭で報告することとし，事後において速やかに文書を提出するものとする。

（費用負担）

第５条　応急対策業務の実施に要した費用は，甲が負担するものとする。

２　前項以外の費用は，乙の負担とする。

（補償）

第６条　この協定に基づき応急対策業務に従事した乙の会員業者の従業員等が，当該業務に従事したことに起因して負傷，罹患，又はそれらに起因して死亡した場合の補償については，乙の責任において行うものとする。

（連絡責任者）

第７条　甲及び乙は，応急対策業務の実施に当たり，相互の情報の伝達を正確かつ円滑に行うため，連絡責任者を選任するものとする。

（有効期限）

第８条　この協定は，協定締結の日からその効力を有するものとし，甲及び乙から文書による終了の意思表示がない限り，その効力は継続するものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは，その都度，甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため，本書２通を作成し，甲及び乙が記名押印の上，各自その１通を保有するものとする。

平成３０年　３月３０日

（甲）　愛媛県松山市二番町四丁目７－２
松山市長　野　志　克　仁

（乙）　愛媛県松山市南江戸三丁目２－２７
松山衛生事業協同組合
代表理事　加　藤　正　文

様式第１号

平成　　年　　月　　日

松山衛生事業協同組合　様

松山市長

災害時の汚水，汚泥のくみ取り及び収集運搬協力要請書

下記のとおりの状況により緊急の対応が必要となったため,『災害時の下水道施設のくみ取り等に関する協定書』第２条第２項の規定に基づき，協力を要請します。

災害の場所	
被災状況	
特記事項	

様式第２号

平成　　年　　月　　日

松山市長　様

松山衛生事業協同組合

災害時の汚水，汚泥のくみ取り及び収集運搬等協力業務報告書

『災害時の下水道施設のくみ取り等に関する協定書』第３条の規定による応急対策業務を下記のとおり実施しましたので，同協定書第４条の規定に基づき，報告します。

業 務 場 所	
業 務 内 容 （対応車・使用台数・人数等）	
業務実施日	平成　　年　　月　　日（　）　～　平成　　年　　月　　日（　）
特 記 事 項	

※ 業務場所の位置図，現場写真を添付

様式第３号

平成　　年　　月　　日

松山衛生事業協同組合（松山市長）　様

松山市長（松山衛生事業協同組合）

連絡責任者報告書

『災害時の下水道施設のくみ取り等に関する協定書』第７条の規定に基づき，連絡責任者について下記のとおり報告します。

連絡責任者

部　　署	氏　　名	緊急連絡先
		ＴＥＬ ＦＡＸ 携　帯

（注）ＴＥＬ・ＦＡＸ・携帯等については緊急時の連絡に使用するものです。

資料〔３・16・14〕　災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定

愛媛県（以下「甲」という。）及び県内17市町（乙１から乙17まで）（以下、乙１から乙17までを総称して「乙」という。）と公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中国・四国支部（以下「丙」という。）は、乙の所管する下水道施設（以下「下水道施設」という。）が地震等の災害により被災した場合又は被災すると明らかに予見された場合（以下「災害時」という。）における丙の技術支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、災害時における丙の技術支援協力に関する基本的事項を定め、被害の拡大防止と被災した下水道施設の早期復旧を行うことを目的とする。

（定義）
第２条　この協定において、災害とは、地震、津波、豪雨、洪水、その他異常な自然現象によるものとする。

（技術支援協力の範囲）
第３条　丙の技術支援協力の範囲は、災害時における被害状況の調査、応急復旧方法の検討、災害査定資料の作成等、乙が要請する業務とする。

（技術支援協力の要請）
第４条　乙の丙に対する技術支援協力の要請は、様式第１により第10条に規定する甲の事務局を経由して行うこととし、甲の事務局は、乙の要請をとりまとめた上で、様式第２により第10条に規定する丙の事務局へ要請することとする。ただし、緊急時等でこれによりがたい場合は、乙自らが丙の事務局へ要請することができることとする。
２　丙は、前項による要請があった場合、速やかに丙を構成する会員の中から、支援可能な会員（以下「支援協力者」という。）を様式第３により甲又は乙へ通知することとする。
３　甲及び乙は、前項による通知があった場合、支援協力者の中から業務を実施する会員（以下「業務実施者」という。）を協議により選任し、甲は、様式第４により丙へ通知することとする。
４　丙が会員に協力要請する際に、大規模災害等により相当の時間を要すると認められる場合は、技術支援協力の実施は甲、乙及び丙による協議の上で決定することとする。

（費用）
第５条　乙と業務実施者は、前条第３項による通知後、業務内容を協議し、速やかに業務委託契約を締結することとする。
２　技術支援協力に係る費用は、支援を受けた乙の個々による負担とし、個々に業務実施者と協議することとする。
３　業務実施者は、支援業務終了後、業務委託契約書に基づく費用を乙へ請求することとし、乙は、実務実施者の請求に応じて、所定の手続きにより費用を支払うこととする。

（業務の実施）
第６条　業務実施者は、委託契約を締結した業務を速やかに遂行しなければならない。
２　甲及び乙は、業務実施者に不備がある場合、支援協力者の中から新たな業務実施者を選定することができることとし、第４条第３項に準じて丙へ通知することとする。

（報告）
第７条　業務実施者は、技術支援協力終了後、速やかに様式第５及び６により乙へ報告することとする。

（広域の被災）
第８条　甲及び丙は、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合、当該下水道対策本部に関わる支援活動への対応方針について協議し、決定することとする。

（労災及び損害補償など）
第９条　支援業務において労務災害等が発生した場合は、業務実施者の労災保険を適用することとする。
２　業務実施者は、技術支援協力の実施に伴い、甲、乙及び業務実施者の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は業務実施者等に損害が生じた場合は、その事実の発生後速やかに、その状況を書面により甲及び乙へ報告しなければならない。
３　甲及び乙は、前項による報告を受けた場合、その措置について業務実施者と協議し、決定することとする。
４　甲又は乙は、業務実施者が行った技術支援協力において瑕疵があった場合、業務実施者へ修補等を請求することができることとする。
５　前項の請求は、乙と業務実施者が締結した委託契約における契約約款等の瑕疵担保条項に基づくこととし、瑕疵担保条項によらない場合は、甲、乙及び業務実施者が協議して定めることとする。

（事務局及び連絡体制）
第10条　技術支援に係る甲及び丙の事務局及び連絡先は、次のとおりとする。
（１）甲の事務局は、愛媛県土木部道路都市局都市整備課とする。
（２）丙の事務局は、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中国・四国支部とする。
（３）甲、乙及び丙の連絡先は、別表に掲げるとおりとする。
（４）連絡先に変更があった場合は、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は別表を変更して、乙及び丙へ伝えることとする。

（情報の共有と保護）
第11条　甲、乙及び丙は、この協定による活動を円滑に行うために必要な連絡先等の情報を、相互に共有することとする。
２　業務の実施にあたっては、公益社団法人日本下水道協会、公益社団法人日本下水道管路管理業協会及び日本下水道事業団とも災害支援に関する情報を共有することがある。
３　甲、乙及び丙は、個人情報及び行政情報を取り扱う場合、その情報の保護に努めなければならない。

（合同訓練）
第12条　甲、乙及び丙は、必要に応じて情報伝達訓練等の合同訓練を行うこととする。
２　前項の合同訓練の時期及び内容は、甲、乙及び丙の協議により定めることとする。

（協定の有効期間）
第13条　この協定は、協定の締結の日からその効力を有することとし、有効期間は令和２年３月31日までとする。
２　この協定の終了１か月前までに、甲、乙又は丙から書面による協定終了の意思表示がない場合は、さらに１年間その効力を継続することとし、その後においても同様とする。

（相互協力）
第14条　この協定に基づく支援の実施にあたっては、県内の被災状況を踏まえて、甲、乙及び丙が相互に協力して対応することとする。

（その他）
第15条　この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙の協議により定めることとする。
２　甲、乙及び丙は、いずれかがこの協定に違反した場合、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができることとする。

本協定の締結を証するため、本書19通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和元年５月22日

甲　愛媛県松山市一番町四丁目４番地２
愛媛県知事　中　村　時　広

乙１　松山市二番町四丁目７番地２
松山市長　野　志　克　仁

乙２　今治市別宮町一丁目４番地１
今治市長　菅　良　二

乙３　宇和島市曙町１番地
宇和島市長　岡　原　文　彰

乙４　八幡浜市北浜一丁目１番１号
八幡浜市長　大　城　一　郎

乙５　新居浜市一宮町一丁目５番１号
新居浜市長　石　川　勝　行

乙６　西条市明屋敷164番地
西条市長　玉　井　敏　久

乙７　大洲市大洲690番地の１
大洲市長　二　宮　隆　久

乙８　伊予市米湊820番地
伊予市長　武　智　邦　典

乙９　四国中央市三島宮川４丁目６番55号
四国中央市長　篠　原　実

乙10　西予市宇和町卯之町三丁目434番地１
西予市長　管　家　一　夫

乙11　東温市見奈良530番地１
東温市長　加　藤　章

乙12　越智郡上島町弓削下弓削210番地
上島町長　宮　脇　馨

乙13　上浮穴郡久万高原町久万212番地
久万高原町長　河　野　忠　康

乙14　伊予郡松前町大字筒井631番地
松前町長　岡　本　靖

乙15　伊予郡砥部町宮内1392番地
砥部町長　佐　川　秀　紀

乙16　喜多郡内子町平岡甲168番地
内子町長　稲　本　隆　壽

乙17　西宇和郡伊方町湊浦1993番地１
伊方町長　高　門　清　彦

丙　広島県広島市西区南観音７丁目13番14号
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会　中国・四国支部
中国・四国支部長　山　地　芳　和

資料〔３・16・15〕　中国・四国ブロックの下水道事業災害時支援に関するルール

平成９年２月６日決定
平成１１年５月２５日一部改正
平成１３年６月　１日一部改正
平成２０年７月１８日一部改正
平成２６年７月１７日一部改正
平成３０年２月２８日一部改正

大規模地震等の災害により，被災自治体では対応がとれない下水道施設の災害が発生した場合に備えて，中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定等を踏まえ，中国・四国地方における災害時相互支援体制を整備することとし，その組織及び運用等について，次のとおりルールを定める。

１　下水道対策本部の設置

県の下水道所管課長は，次に揚げる事態が管内において生じた場合に，下水道対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(1) 震度６弱以上の地震が発生した場合
(2) 震度５強以下の地震又はその他の災害が発生し，下水道施設が被災した自治体（一部事務組合を含む。）から支援要請を受けた場合
(3) その他災害が発生し，県が下水道施設の災害による被災状況等を勘案し，中国・四国ブロックの幹事県下水道所管課長(以下「幹事課長」という。)と調整の上，必要と判断した場合

２　下水道事業を実施している市町村（一部事務組合を含む。）は，災害により下水道施設が被災したときは,その状況について県に報告を行う。

３　下水道事業を実施している市町村（一部事務組合を含む。）は，下水道施設に被害があり，被災状況の調査及び復旧に対して支援が必要な場合は，県に支援要請を行う。

４　県は，対策本部を設置する場合，幹事課長及び地方整備局を経由して国土交通省水管理・国土保全局下水道部に速やかに連絡する。

５　対策本部は，県の本庁舎所在地に設置する。ただし，これにより難い場合は，その周辺に設置することができる。

６　対策本部を設置した場合，対策本部長は，災害時緊急連絡網に基づき，別紙２によりブロック連絡会議構成員（以下「構成員」という。）及び他ブロック連絡会議幹事へ設置について連絡するものとし，別紙３により第９に基づく総合調整の上，必要と判断した本部員へ参集について連絡するものとする。

７　対策本部の組織

(1) 対策本部の組織は，次に掲げる者をもって構成する。

ア　対策本部長（以下「本部長」という。）

原則として，被災した区域を所管する県の下水道担当課長をもって充てる。ただし，当該課長に事故があるときは，当該課長の職務を代理する者をもって充てる。

イ　対策本部員（以下「本部員」という。）

別紙１のとおり。

ウ 対策特別本部員

別紙１のとおり。

(2) ブロック内では対応が困難で広域的な支援（以下「広域支援」という。）が必要な場合，第９に基づく総合調整の上，本部長は次に掲げる者を本部員に追加する。

ア　他ブロックの連絡会議幹事課長
イ　大都市窓口(大阪市)

ウ　災害時支援活動の経験を有する都市（以下，「アドバイザー都市」という。）の下水道担当課長

(3) 本部長は，被災状況等を踏まえ，他ブロックからの支援調整等の対策本部の業務を円滑かつ迅速に実施するため，第９に基づく総合調整の上、対策本部内に支援調整隊を設置することができる。

なお，その隊長は，対策本部に参集した国土交通省の職員が担うものとし，その隊員　は，隊長が指名するものとする。

(4) 対策本部の事務を処理するため，対策本部内に事務局を置く。対策本部の事務局員は，対策本部構成員の属する組織及び団体の職員で構成する。

なお，本部長は，対策本部事務の処理に関して，必要に応じて作業部会を事務局内に設置することができるものとする。

(5) 対策本部の構成員は，原則として，構成員の属する組織・団体の身分及び費用による支援活動とする。

８　対策本部の業務

(1) 対策本部の業務は，次に掲げるものとし，第９に基づく総合調整の上，本部長は本部員に対し，業務の分担を要請することができる。

なお，対策本部の業務を行う際は，二次災害等が発生しないよう安全に十分留意するものとする。

ア　対策本部の設置に関すること。
イ　被災状況及び支援要請の取りまとめに関すること。
ウ　支援計画の立案に関すること。
エ　大都市ルールとの調整に関すること。
オ　ブロック内の自治体への支援調整に関すること。
カ　被災状況,交通状況その他支援に必要な情報の支援する自治体への提供に関すること。
キ　応援隊の拠点となる前線基地の調整及び確保等並びに第１３に規定する現地応援総括者の指名に関すること。
ク　災害復旧の調査等に必要な資機材の調達や委託等に係る外注費用の積算等に係る支援・調整に関すること。
ケ　調査資料及び災害査定関係調書等の作成に係る指導及び協力に関すること。
コ　被災住民に対する自治体の広報に関する連絡調整及び支援に関すること。
サ　被災状況の他ブロック連絡会議幹事及び大都市連絡窓口への情報提供に関すること。
シ　対策本部の解散に関すること。
ス　その他支援の実施に必要な事項。

(2) 他ブロックの広域支援が必要な場合，次に掲げる業務を追加するものとする。

ア　本部員への参加要請に関すること。
イ　他ブロックからの支援調整に関すること。
ウ　大都市からの支援調整に関すること。
エ　その他広域的な支援の実施に必要な事項。

９　国土交通省の役割

国土交通省は，対策本部，被災した自治体及び支援する自治体等と連携を図り，災害支援が円滑かつ迅速に実施できるよう総合調整を行うものとする。

10　支援体制の確立

(1) 対策本部は，被災の状況等を総合的に勘案し，ブロック内の県を通じてブロック内の自治体に支援活動可能体制の報告依頼を行うものとする。

(2) 支援活動可能体制の報告依頼を受けた自治体は，支援活動の可否を検討し，支援活動可能体制を速やかに県を通じて対策本部に報告するとともに，概略の支援人員，支援期間及び帯同可能な資機材等について報告するものとする。

(3) 対策本部は,支援可能な自治体の支援人員等と被災状況を勘案し，第９に基づく総合調整の上，調査体制や復旧方針等の支援計画を立案し，県を通じて支援する自治体に支援体制調整結果を連絡するものとする。

なお，支援計画の立案にあたっては，関係団体等の支援についても検討し，必要に応じて支援要請を行うものとする。

また，要請は原則として文書により行うものとする。ただし，緊急でやむを得ない場合は，電話又はファクシミリ等により要請を行い，後日文書を速やかに提出するものとする。

(4) 広域支援を実施する場合，対策本部は，第９に基づく総合調整の上，他ブロック連絡会議幹事及び大都市窓口を経由して，広域支援体制を確立するものとする。

11　応援活動

(1) 応援する自治体は，中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定に準じ必要な応援人員，応援期間及び帯同可能な資機材等の調整・調達等を行い，被災した自治体に応援を行うものとする。

(2) 応援活動に当たっては，被災した自治体の指揮のもと，対策本部とも緊密に連絡を取りながら，二次災害等が発生しないよう安全に十分留意し，円滑，迅速かつ臨機応変に応援活動を実施する。なお，実施の詳細については，(公社)日本下水道協会発行の「下水道の地震対策マニュアル」を参考にする。

12　前線基地の設置

(1) 対策本部は，被災した自治体と調整の上，応援隊の受入場所，活動拠点として，現地に前線基地を設けることができる。

(2) 前線基地は，被災した自治体地内の終末処理場等に設置することを原則とする。ただし，これにより難い場合は，その周辺の市町村地内に設置する。

13　前線基地の組織

(1) 応援活動の統一，情報混乱の回避等のため，前線基地に，現地応援総括者を置く。

(2) 同一の前線基地に複数の自治体の応援隊が入る場合は，本部長が現地応援総括者を指名する。

14　前線基地及び現地応援総括者の業務

(1) 前線基地の業務は，対策本部の業務の内，本部長からの指示の範囲とする。

(2) 現地応援総括者は，対策本部との連絡調整を行うとともに，円滑かつ迅速な応援活動が行われるよう応援隊を総括する。また，被災した自治体及び応援する自治体との連絡調整についても配慮する。

15　応援隊

(1) 応援隊は，各自治体（一部事務組合を含む。）ごとに編成することを原則とする。

(2) 各県は，応援に参加する自県及び所管する自治体の応援隊を取りまとめ，本部長に報告を行う。

16　被災した自治体の役割

被災した自治体は，対策本部に対して，被災情報，現地情報を可能な限り提供するとともに，応援隊の活動が円滑に行われるよう，応援隊に対して被災情報や下水道台帳等を提供する。また，現地への誘導等を可能な限り行うものとする。

17　費用負担

応援活動に要する経費は，原則として，災害対策基本法第92条の規定により，応援を受けた自治体が負担する。

18　連絡体制

(1) 各構成員は連絡窓口を定め，すべての連絡はこの窓口を通すものとする。

(2) 各構成員は，毎年４月１日現在の連絡窓口を幹事課長に報告するとともに，変更が生じた場合には，速やかに幹事課長に通知することとする。

(3) 対策本部設置時等の連絡体制については支援連絡会議で定める。

19　政令市が被災自治体の場合

政令市が被災自治体の場合の支援は，原則として大都市ルールにより行うものとする。この場合，大都市の情報連絡総括都市担当課長は本部員の一員となる。

20　他ブロック等からの支援要請

他ブロックの下水道対策本部から支援要請を受けた幹事課長は，ブロック内の県を通じてブロック内の自治体に支援活動可能体制の報告を求め，その調整結果を他ブロックの下水道対策本部に連絡する。

21　対策本部の解散

(1) 第１(1)(3)の場合は，被害調査等により本部長が判断した場合に解散する。

(2) 第１(2)の場合は，支援を要請した自治体(一部事務組合を含む。)からの解散依頼により解散する。

22　支援連絡会議（ブロック連絡会議）等

(1) 年１回（第２四半期中）構成員を召集して支援連絡会議を開催し，支援に必要な連絡調整を行うとともに，運営に関することを協議する。また，構成員の要請に応じて臨時に開催することができる。

(2) 支援連絡会議の事務は開催県が所掌する。

(3) 幹事課長，第２幹事課長，支援連絡会議開催県下水道所管課長（以下「事務局課長」という。）は，代表者連絡会議に参加し，事務局課長は，会議内容を構成員に報告する。

23　支援連絡会議構成員の選・解任

(1) 幹事課長，第２幹事課長及び構成員は，支援連絡会議で選・解任する。

(2) 任期は３年とし，再任を妨げない。

24　訓練，机上演習等

事務局課長は必要に応じ訓練対策本部を設置し，災害を想定した訓練，机上演習等を実施することができる。また，幹事課長は第１８(２)により，各構成員から毎年４月１日現在の連絡窓口の報告があった後，速やかに，その窓口に対して連絡訓練を行う。

25　支援資機材

構成員は，支援に係わる資機材を整理し，数量及び所在を把握しておくものとする。

26　相互協力

構成員は，支援活動が実効あるものとするため，相互に協力するとともに，平素から連帯，情報交換に努め，迅速かつ的確な対応に万全を期するよう努める。

27　自治体指導等

(1) ブロック内の県下水道所管課長は，管下の自治体に対し，このルールを周知する。

(2) ブロック内の県下水道所管課長は，管下の自治体に対し，支援を受けるに必要な下水道台帳や管内住宅地図等を複数箇所に保管する等，災害に対する心がけを指導する。

28　その他

本ルールに定めのない事項，及び内容に疑義を生じた場合は，支援連絡会議で協議し定める。ただし，本ルールに定めのない事項で緊急に措置する必要があるときは，本部長の判断で決定することができる。

別紙１

対策本部長	被災県下水道所管課長
対策本部員	(1) ブロック内の県下水道所管課長 (2) ブロック内の政令指定都市担当課長 (3) 各県１市の下水道所管部局長 (4) 日本下水道事業団の内，中国・四国地区の代表窓口として事業団から指名された者。 (5)（公社）日本下水道協会の内，中国・四国地区の代表窓口として協会から指名された者。 (6)（一社）全国上下水道コンサルタント協会員の内，中国・四国地区の代表窓口として協会から指名された者。 (7)（一社）日本下水道施設業協会員の内，中国・四国地区の代表窓口として協会から指名された者。 (8)（公社）日本下水道管路管理業協会員の内，中国・四国地区の代表窓口として協会から指名された者。 (9)（一社）日本下水道施設管理業協会員の内，中国・四国地区の代表窓口として協会から指名された者。 (10)全国管工事業協同組合連合会員の内，中国・四国地区の代表窓口として連合会から指名された者。 (11)（公財）日本下水道新技術機構の内，中国・四国地区の代表窓口として機構から指名された者。 (12) 対策本部長が必要と認めた者。
対策特別本部員	国土交通省（水管理・国土保全局下水道部又は地方整備局）

※　政令指定都市のある県については，対策本部員（3）の選出は不要とする。

別紙２

国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課長 様

下水道対策本部構成団体 各位

関係地方整備局建政部都市・住宅整備課長 様
各ブロック幹事都道府県下水道所管課長 様

中国・四国ブロック下水道対策本部長

中国・四国ブロック下水道対策本部設置報告書

次のとおり中国・四国ブロック下水道対策本部を設置したので報告します。

下水道対策本部設置日			平成　年　月　日
下水道対策本部設置場所			
下水道対策本部連絡方法	ＮＴＴ回線	電　話	
		ＦＡＸ	
	国土交通省マイクロ回線	電　話	
		ＦＡＸ	
	地域衛星通信ネットワーク	電　話	
		ＦＡＸ	
支援の依頼元自治体			県
被害の状況・概要			
支援の希望内容			
特記事項			

別紙３

○○年○○月○○日

下水道対策本部員　　様
下水道対策特別本部員 様

中国・四国ブロック下水道対策本部長
（○○県下水道所管課長）

中国・四国ブロック下水道対策本部への参集について（依頼）

中国･四国ブロックの下水道事業災害時支援に関するルール第６に基づき次のとおり参集をお願いします。

１　日　　時　：　○○年○○月○○日（　）　○○：○○～

２　場　　所　：

３　連 絡 先　：

４　特記事項　：

資料〔３・16・16〕　愛媛県の下水道事業における大規模災害時の対応に関するルール

平成30年12月25日制定
（最終改定　令和6年5月28日）
愛媛県土木部道路都市局都市整備課

1　目的

中国・四国ブロック内で地震等の大規模災害が発生した際、県内下水道施設の被害状況等を適切に把握するための初動対応を示すとともに、県内の連絡体制を構築することにより「下水道事業における災害時支援に関するルール（以下、「全国ルール」）」及び「中国・四国ブロックの下水道事業災害時支援に関するルール（以下、「ブロックルール」）」に基づく相互支援体制を整えることを目的とする。

2　下水道対策本部の設置

愛媛県土木部道路都市局都市整備課長（以下、「県課長」）は、次に揚げる事態が管内において生じた場合は、ブロックルールに基づき、愛媛県下水道対策本部（以下、「対策本部」）を設置し、その旨を様式１により各市町下水道所管課長（以下、「各市町課長」という。）へ連絡するとともに、愛媛県下水道対策本部長として全国ルール及びブロックルールに従い対応する。

（１）震度６弱以上の地震が発生した場合
（２）震度５強以下の地震又はその他の災害が発生し，下水道施設が被災した県内市町から支援要請を受けた場合
（３）その他災害が発生し、ブロックルールに基づき設置が必要と判断した場合

3　緊急調査の実施及び報告

各市町課長は、各市町内で震度５弱以上の地震が発生した場合、又は第２項に基づく下水道対策本部を設置され、県課長が必要と判断した場合は、管理する終末処理場、ポンプ場及び幹線管渠等の重要施設の緊急調査を速やかに実施し、毎日の午前及び午後の調査状況等を県様式１により県課長へ報告すること。

※緊急調査：重要な箇所を中心に地上から施設の被災状況の概要を把握し、大きな機能支障や二次災害の原因となる被害を発見するために行う。

4　一次調査等の実施及び報告

各市町課長は、緊急調査等で下水道施設に異常があることを把握した場合は、関連する下水道施設の一次調査を実施し、毎日の実施状況等を踏まえ、時点更新した県様式１により県課長へ報告すること。なお、一次調査の結果を踏まえ、応急復旧や二次調査を実施する場合は、その実施状況等も併せて報告すること。

※一次調査：応急復旧又は本復旧の必要性判定や対応方針を決定するための情報収集で、管路施設では二次調査の必要性判定を目的とし、目視調査などにより

行う。

※応急復旧：構造的な被害程度や機能的な被害程度、周辺施設に与える影響の程度に応じて、応急的に施設の暫定機能を確保するために行う。二重対策とならない応急本復旧は「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」（以下、「負担法」）の応急工事として国庫負担の対象となる。

※二次調査：本復旧工事が必要な箇所及びその施工法などの判断、災害査定資料の作成を目的とし、流下能力や異常原因の構造的障害の程度を詳細に調査する。処理場・ポンプ場施設では、本復旧工事のための調査として一次調査に引き続き行うことが多い。

※本復旧　：本復旧は、施設の本来の機能を回復するために行う。原則として、負担法に基づき災害査定を受けた復旧工事をいう。一次調査の結果、被害の程度によっては応急復旧工事を実施し本復旧工事を行うことがある。

5　支援の要請

各市町課長は、被災状況の調査又は復旧に関する支援が必要な場合は、ブロックルール第３に基づき、様式３により県課長へ要請すること。

6　支援要請を実施する際の留意点

各市町課長は、応援隊の受け入れに関して、下記のとおり予め定められているので留意すること。

（1）応援活動に要する経費は、災害対策基本法第92条の規定により、原則として応援を受ける自治体が負担する。

（2）支援計画の立案は県課長が行う。

（3）応援隊が市町の場合は災害対策基本法第67条、都道府県の場合は同法68条に基づき、応援を実施する自治体等へ文書にて応援の要求を行う必要がある。

（4）原則として、応援を受ける市町が管理する終末処理場等に応援隊の活動拠点となる前線基地を設置する。

（5）対策本部に被災情報及び現地情報を可能な限り提供するとともに、応援隊の活動が円滑に行われるよう、応援隊にも被災情報及び下水道台帳（紙ベースを複数）等を提供し、現地への誘導等を可能な限り行う。

※提供情報：現地への交通・アクセス状況、資機材リスト（マンホール蓋開閉器具等）、水・食糧等、終末処理場での宿泊の可否及び近隣の宿泊施設の情報等

（6）応援活動を統一し、情報混乱を回避するため、前線基地に現地応援総括者を置く。

（7）全国市長会及び全国町村会等を経由して、別途支援要請を行っている場合があるので応援要請が重複しないよう、各市町内で予め調整を行うこと。

7　支援活動可能内容に関する調査

各市町課長は、中国・四国ブロック内の他県で大規模災害が発生した際には、ブロックルールに基づき、支援活動可能内容に関する照会があるため、様式６により県課長へ回答すること。

8　応援隊の出発報告

各市町課長は、ブロックルールに基づく応援隊出動要請を受けて、応援隊を出動する際は、県様式２により県課長へ報告すること。

9　対応フロー

大規模災害が発生した際の対応フローは、愛媛県内で発生した場合は別紙１を、中国・四国ブロック内の他県で発生した場合は別紙２を基本とする。

10　連絡、報告及び要請等の方法

本ルールに基づき県課長と各市町課長で行う連絡、報告及び要請等（以下、「連絡等」）は、愛媛県災害時緊急連絡網（以下、「連絡網」）により電子メール又はファクシミリにて行うことを原則とする。また連絡等の受信者は受信確認を必須とし、返信がない場合は、発信者から電話で受信確認を行う。連絡等及びその受信確認が通信機器等の故障等により困難な場合は、別途相談し、適切に行うこと。

11　連絡等の送信確認

第10項による連絡等を行った場合は、下記に定める方法にて、速やかに送信確認を行うこと。その際の確認方法は電話によることを原則とするが、通信機器等の故障により困難な場合は、別途相談し、適切に行うこと。

（１）県課長と個別に連絡等を行った場合の送信確認は、発信者が行う。

（２）県課長が各市町へ一斉に連絡等を行った場合の送信確認は、松山市を除き、下記（ア）から（ウ）の順に行う。

（ア）県課長から、今治市、新居浜市及び西条市の下水道所管課長（以下、「とりまとめ課長」）へ送信確認する。

（イ）とりまとめ課長から各グループの市町課長へ送信確認する。

（ウ）とりまとめ課長から県課長へ送信確認結果を報告する。

※今治市、新居浜市及び西条市の被災が甚大であるなど、とりまとめが困難な場合は、県課長が当該グループの市町からとりまとめる市町を指名し、これを行う。

（３）愛媛県と松山市の送信確認は、本項（１）を原則とするが、ブロックルールに基づき連絡等があった場合の送信確認は、ブロックルールに従い行う。

12　連絡網の作成

県課長は、各年度末に各市町課長へ次に掲げる事項を照会し、連絡網を作成して、各市町課長へ送付すること。なお、各市町課長は、記載内容に変更が生じた場合は速やかに県課長へ連絡することとし、県課長は速やかに修正して各市町へ送付すること。

（１）担当課と、その電話番号、ファクシミリ番号及び電子メールアドレス

※担当課直通のものが望ましい。

（２）夜間における 担当者２名の職氏名及び電話番号

（３）第10項及び第11項に係る担当者２名の職氏名及び公用電子メールアドレス

R6.5.28改定

別紙１

愛媛県内で大規模災害が発生した際の対応フロー

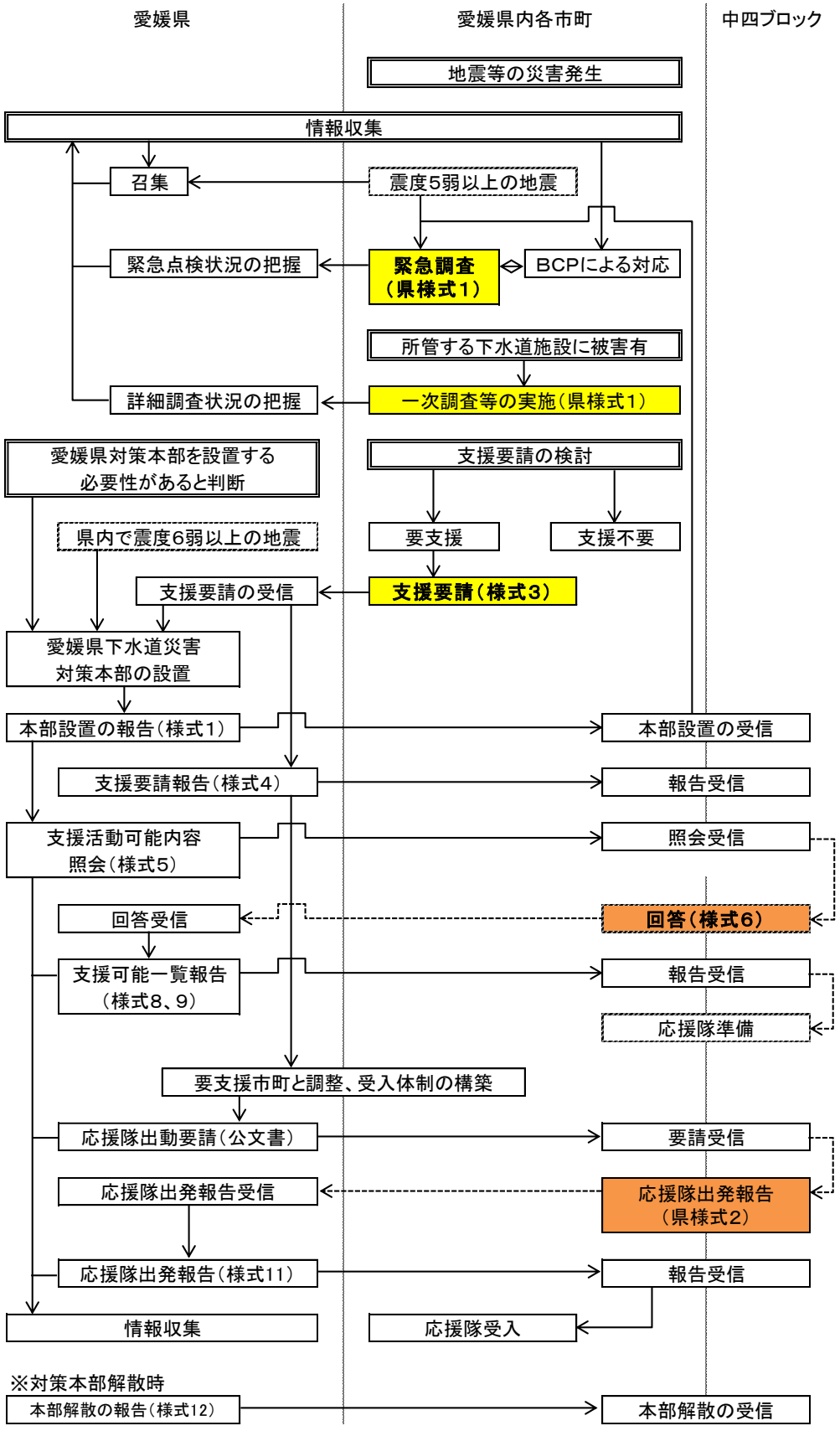

R6.5.28改定

別紙２

中国・四国ブロック内の他県で大規模災害が発生した際の対応フロー

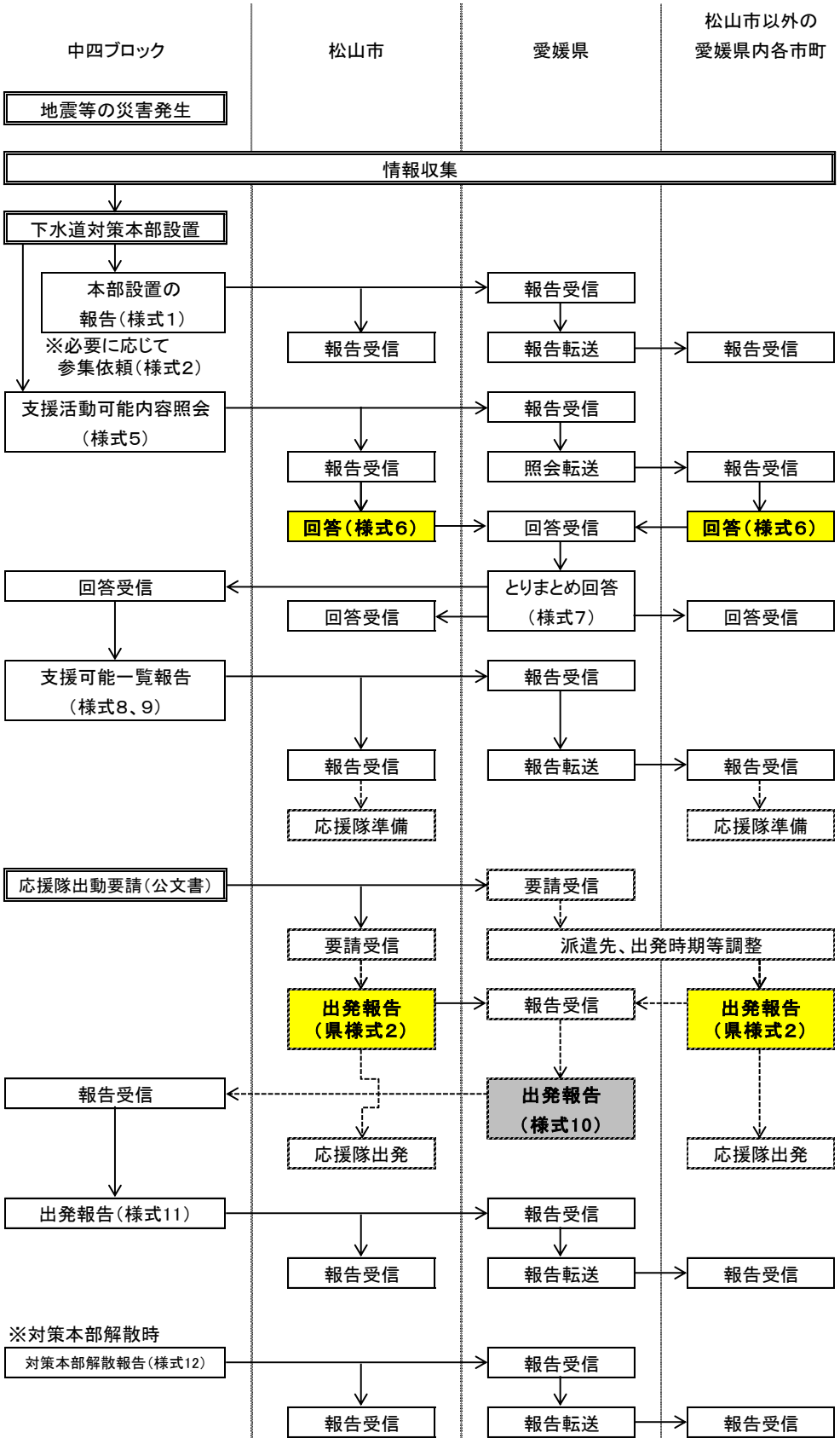

○下水道

＜下水道施設全般＞　※県追記

都道府県名	市町村 ・流域等名	被害の有無 （下水道施設全般） ①有 ②無 ③調査中	重大な機能障害 （下水道施設全般） ①有 ②無 ③調査中	２次災害発生の恐れ （下水道施設全般） ①有 ②無 ③調査中	支援の必要性 ①不明 ②支援不要 ③要支援 ④支援要請中 ⑤受援中	備考 「重大な機能障害」・「２次災害発生の恐れ」が有る場合、その概要 その他記載事項
記載例	○市	①有	①有	①有	③要支援	重大な機能障害：○○浄化センター機能停止 ２次災害発生の恐れ：上記に伴う未処理水排出による海域汚染
愛媛県	松山市					
愛媛県	今治市					
愛媛県	宇和島市					
愛媛県	八幡浜市					
愛媛県	新居浜市					
愛媛県	西条市					
愛媛県	大洲市					
愛媛県	伊予市					
愛媛県	四国中央市					
愛媛県	西予市					
愛媛県	東温市					
愛媛県	上島町					
愛媛県	久万高原町					
愛媛県	松前町					
愛媛県	砥部町					
愛媛県	内子町					
愛媛県	伊方町					

県様式２

令和　　年　　月　　日

愛媛県土木部道路都市局都市整備課長　様

〇〇市（町）〇〇課長

被災自治体への応援隊について（報告）

このことについて、愛媛県の下水道事業における大規模災害時の対応に関するルール第８に基づき、下記のとおり報告します。

応援隊の支援内容										支援先	応援隊出発日
応援隊名（構成員名）	人員（人）	ＴＶカメラ（台）	給水車（台）	高圧洗浄車（台）	バキューム車（台）	連絡車（台）	その他		備考		
							（　）	（　）			
〇〇市（町）											
（特記事項）											

様式３

令和　　年　　月　　日

愛媛県土木部道路都市局都市整備課長　様

〇〇市（町）〇〇課長

〇〇市（町）への支援について（依頼）

中国・四国ブロックの下水道事業災害時支援に関するルール第３に基づき次のとおり支援を要請します。なお、被害状況等については、下記のとおりです。

１　被害状況

対象施設		管渠（km）	マンホールポンプ（箇所）	処理場・ポンプ場・貯留池　等	
				施設数	施設名
緊急調査	対象	1,548.48	30	25	〇〇処理場　他３施設　〇〇中継ポンプ場　他20施設
	実施中	25.20	10	5	△△処理場　他１施設　△△中継ポンプ場　他２施設
	完了	60.00	20	6	〇〇処理場　他１施設　〇〇中継ポンプ場　他４施設
	未着手	1,463.28	0	14	□□ポンプ場　他13施設
二次災害発生の恐れ			■有り　□無し　□不明		
重大な機能障害			□有り　□無し　■不明		
管路の被害状況					
・20か所で溢水あり ・MH浮上５か所					
施設の被害状況					
・〇〇処理場：処理能力80%					

２　要請する支援の内容

必要な支援の概要	施設	■管渠　□処理場　□ポンプ場　□その他（　　）
	対応	□緊急調査　□緊急措置　■一次調査　■応急復旧　□二次調査
		□その他（　　）
	・現時点で、管路に被害が発生しており、一次調査及び応急復旧の対応が困難であるため、支援を要請したい。	

要請する支援内容	人員（人）	ＴＶカメラ（台）	給水車（台）	高圧洗浄車（台）	バキューム車（台）	連絡車（台）	その他			
							（　）	（　）	（　）	（　）
	20人程度			要	要					

※支援要請の規模を検討済みの場合は数量を記入して下さい。（不明な場合は未記入でもかまいません）

３　応援隊前線基地の状況

前線基地設置可能場所	○○浄化センター		宿泊施設情報の提供可否	□可 ■不可	食料・飲料水事情の提供可否	■可 □不可
所在地	○○市○○町○○-○○					
支援者受入可能人数	40人	車両等駐車可能台数	20台		給油施設の情報	□有 ■無
ライフラインの状況	・電気使用可 ・水道使用不可					

前線基地連絡先	担当部署及び担当者名	電話及びFAX番号	E-mailアドレス
	○○課　○○　○○	000-000-0000	○○@○○.jp
		000-000-0000	

前線基地への主な輸送可能ルート

地図等を添付

使用しているマンホール開閉器の種類

■ タイプＡ、Ｂ、Ｆに対応

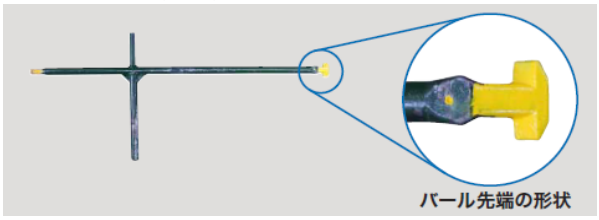

□ タイプＣ、Ｄ　に対応

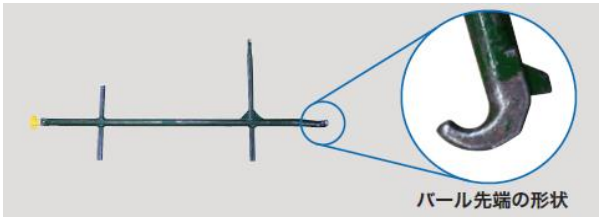

□ タイプＥに対応

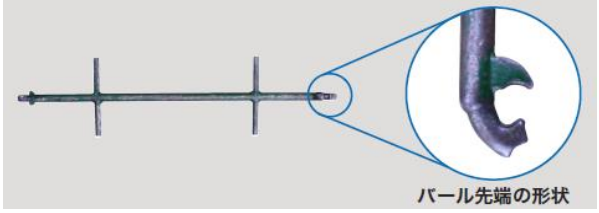

□ その他

画像を添付

様式６

令和　　年　　月　　日

愛媛県土木部道路都市局都市整備課長　様

〇〇市（町）〇〇課長

被災自治体への支援活動可能体制について（報告）

このことについて、中国・四国ブロックの下水道事業災害時支援に関するルール第10項（２）に基づき、下記のとおり報告します。

応援隊名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

応援隊責任者職氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

応援隊の支援内容								支援開始可能日	支援終了予定日
人員（人）	ＴＶカメラ（台）	給水車（台）	高圧洗浄車（台）	バキューム車（台）	連絡車（台）	その他（　）	その他（　）		
								R〇.〇.〇	R〇.〇.〇
（特記事項）									

資料〔３・16・17〕　愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定書

（趣旨）
第１条　この協定は、地震災害時における愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。）の招集に関し、愛媛県（以下「甲」という。）が、愛媛県地域防災計画に基づき、公益社団法人愛媛県建築士会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。
（定義）
第２条　この協定において、「判定士」とは、愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士認定要綱（平成１１年４月１日制定）第２条に定める愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士のうち県及び市町村等の職員を除く民間の判定士をいう。
（協力要請）
第３条　甲は、判定士を招集する際、乙に協力を要請することができる。
２　甲は、前項の規定による要請を文書で行うものとするが、緊急を要するときは、口頭等により要請することができる。この場合においては、後日、改めて要請文書を乙に送付するものとする。
３　乙は、前項の規定による要請があったときは、乙の会員のうち判定士に該当する者に対して、甲の要請する内容を速やかに伝えるものとする。
（県への報告）
第４条　乙は、要請に応じることが可能な乙の会員の判定士を取りまとめ、速やかに甲に報告するものとする。
（協力のための準備）
第５条　甲は、判定士の登録者名簿を乙に交付するとともに、新規登録、更新又は登録事項の変更があった場合は、遅滞なくその氏名等を乙に通知するものとする。
２　乙は、平常時から、判定士に該当する会員に対して甲の要請内容を円滑に伝達するための連絡系統（以下「連絡網」という。）を整備し、地震災害時に備えるものとする。
３　平常時の準備、及び地震災害時の活動等は、被災建築物応急危険度判定業務マニュアルに基づき行うものとする。
４　乙は、年度当初に甲に対して連絡網を報告するものとする。
（訓練）
第６条　甲が、訓練のために判定士に連絡を行う必要があるときは、乙はこれに協力するものとする。
（協議）
第７条　この協定に定めるもののほか必要な事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。
（適用）
第８条　この協定は、協定締結の日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成１６年　9月１４日

甲　　愛媛県松山市一番町４丁目４番地２
愛媛県
愛媛県知事　　加戸 守行

乙　　愛媛県松山市二番町４丁目１番地５号
社団法人愛媛県建築士会
会　　長　　濱本 貞雄

愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定書第7条の規定に基づき必要な事項を定める件

平成16年9月14日付けで締結した愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定書(以下「協定書」という。)第7条の規定に基づき、愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士の招集に関し必要な事項として次のことを定める。

第1条　市町の長は、 災害対策本部や避難所等の防災対策に必要な施設の判定を行う場合その他緊急を要する場合、甲に代わり、判定士の招集について乙に協力を要請することができる。

第2条　前条の規定により市町の長が乙に協力を要請する場合、協定書第3条及び第4条の規定を準用する。この場合において、協定書第3条及び第4条中「甲」とあるのは、「当該市町の長」 と読み替えるものとする。

平成２６年１０月６日

甲　愛媛県松山市一番町4丁目 4番地2
愛媛県

知事　　中村　時広

乙　愛媛県松山市二番町4丁目 1番地5号
公益社団法人愛媛県建築士会

会長　　寺尾　保仁

資料〔３・16・18〕　松山市被災建築物応急危険度判定実施要領

第１　目的

この要領は、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、市民の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その迅速かつ的確な実施を確保することを目的とする。

第２　定義

この要領において、次の各項に揚げる用語の定義は、それぞれ次の各項に定めるところによる。

１　被災建築物応急危険度判定(以下「危険度判定」という。)

余震等による被災建築物の倒壊や部材の落下等から二次災害を防止し、市民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度を判定し、その結果の表示等を行うことをいう。

２　応急危険度判定士（以下「判定士」という。）

前項の判定業務に従事するものとして、都道府県知事又は独立行政法人都市再生機構理事長若しくは全国被災建築物応急危険度判定協議会が認めるものの代表者が定める者をいう。

３　応急危険度判定コーディネーター（以下「判定コーディネーター」という。）

危険度判定の実施にあたり、判定実施本部、判定拠点、支援本部及び災害対策本部において連絡調整にあたる行政職員及び判定業務に精通した建築関係団体等に属する者をいう。

第３　震前対策

１　体制整備

（１）　市内及び広域の実施体制整備

市は、愛媛県建築物耐震改修促進連絡協議会に参加し、県及び他市町と協力しながら、市内及び広域の危険度判定実施体制の整備を図る。

（２）　判定士及び判定コーディネーターの養成

市は、危険度判定に必要な技術修得のために講習会への参加を市内の建築士等に促し、判定士の数の確保につとめるとともに、市職員及び市内の判定業務に精通した判定士に対して判定コーディネーターとしての知識を得るために積極的に研修等に参加するよう働きかける。

（３）　判定士等連絡体制の整備

市は、愛媛県建築物耐震改修促進連絡協議会及び建築関係団体の協力を得て民間判定士の連絡体制の整備に協力する。

２　災害予測

（１）　市は、被災後の迅速な対応を確保するため、松山市地域防災計画にお ける被害想定に基づき、災害予測をおこなう。

（２）　市は、他市町と災害予測に必要な情報を交換するとともに、各市町の 災害予測の把握に努める。

３　判定実施計画

（１）　市は、愛媛県から指示を受けた判定実施のためのマニュアル等を活用 し、判定実施本部の設置等判定作業実施計画の策定を行う。

（２）　市は、愛媛県建築物耐震改修促進連絡協議会の場において、次の事項 を協議する。

① 判定実施のためのマニュアルに関する事項

② 判定実施方法、判定結果表示方法に関する事項

③ 判定資機材の調達、備蓄に関する事項

④ その他判定実施に必要な事項

第４　　市による応急危険度判定の実施

１　市長は、地震により多くの建築物が被災した場合、応急危険度判定実施本部の設置等必要な措置を講じ、愛媛県知事及び建築関係団体等に対して、必要な応援をもとめる。

２　前項の応急危険度判定実施本部は、都市整備部建築指導課に設置し、実施本部長に建築指導課長を、本部員に建築指導課職員等をあてる。

第５　　国土交通省及び他の都道府県からの応援要請

１　市長は、愛媛県知事を通じて、応援の要請を受けた場合は、支障のない限 りその要請に応じるよう努めるものとする。

２　市長は、応援判定士等の名簿とその他必要な事項のリストを作成し、愛媛県知事を通じて、支援本部に通知する。

第６　　その他

１　市長は、危険度判定の円滑な実施をはかるため、必要な財政上の措置、組 織体制上の措置、その他必要な措置を講じるものとする。

２　市は、愛媛県建築物耐震改修促進連絡協議会において、この要領の目的を 達成するために、必要な連絡調整に努めるものとする。

３　この要領の事務局は、都市整備部建築指導課とする。

４　その他 この要領に定めのない事項については、別途定めるものとする。

制定　　平成１８年８月２８日

資料〔３・16・19〕　愛媛県消防広域相互応援協定書

消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第３９条の規定に基づき、愛媛県内の消防広域相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害の発生に際し、これの鎮圧及び被害の軽減を図るため、愛媛県内の市町及び消防一部事務組合（以下「市町等」という。）における消防の相互応援体制を確立し、もって不測の事態に対処することを目的とする。

（協定区域及び対象）

第２条　この協定の実施区域は、愛媛県全域とする。

（災害の種別及び規模）

第３条　この協定の対象とする災害は、被災地の市町等の消防力のみでは災害の防御が困難又は困難が予想される規模で、次に掲げる災害とする。

（１）　大規模な地震、風水害等の自然災害

（２）　林野火災、高層建築物火災、危険物施設火災等の大規模な火災

（３）　航空機災害、列車事故等の集団救急救助事故

（４）　前３号に掲げるもののほか、応援を必要とする特殊な災害事故等

（応援要請）

第４条　前条各号に掲げる災害が発生した場合は、被災地の市町等の長（以下「受援側の長」という。）は、他の市町等の長（以下「応援側の長」という。）に応援消火隊、救助隊、救急隊、化学隊その他必要な部隊（以下「応援隊」という。）の派遣を要請することができる。

２　前項の規定による要請を受けた応援側の長は、その管轄する区域の消防業務に支障のない範囲内において、要請に基づき必要な応援を迅速にしなければならない。

３　応援側の市町等の長が、近隣市町等の境界付近に発生した火災、救急救助事故等（以下「近隣火災等」という。）を覚知し、応援隊を派遣した場合は、これを第１項の規定による要請に基づく応援とみなす。

４　前項に規定する場合において、応援側の市町等の長が派遣する応援隊の数は、原則１隊（消防ポンプ自動車等１台及び必要な資機材）とする。ただし、近隣火災等の規模により適宜応援隊を増強することができるものとする。

（応援要請方法等）

第５条　応援の要請方法等は、愛媛県消防広域相互応援計画に基づくものとする。

（応援の体制）

第６条　応援の体制は、次に掲げるものとする。

（１）第１次広域応援体制　第３条各号に掲げる災害が発生した場合に、応援隊がおおむね３０分以内に被災地に到着できるもの

（２）第２次広域応援体制　第３条各号に掲げる災害が発生した場合に、応援隊がおおむね６０分以内に被災地に到着できるもの

（３）その他の広域応援体制　前２号に掲げるもののほか、被害の状況に応じ、その都

度要請に基づき派遣するもの

（応援隊の派遣）

第７条　応援側の長は、受援側の長から第１次広域応援、第２次広域応援等の要請を受けたときは、第１３条に定める消防力に基づき直ちに必要な応援隊を派遣しなければならない。この場合において、応援側の長は、次に掲げる事項を明確にして受援側の長に通報するものとする。

（１）応援隊の長（職・氏名）

（２）応援隊の出発日時及び到着（予定）日時

（３）応援隊の出動場所

（４）応援隊の人員、車両及び資機材の種別及び数量

（５）その他必要な事項

２　応援隊を派遣した応援側の長は、事後、速やかに前項各号に掲げる事項を明記した文書を受援側の長に提出しなければならない。

（応援隊の指揮）

第８条　応援隊の指揮は、被災地の現場最高指揮者が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、被災地の現場最高指揮者は、直接応援隊を指揮することができるものとする。

（報告）

第９条　応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び応援活動の状況を被災地の現場最高指揮者又は現場指揮本部に報告するものとする。

（経費の負担）

第１０条　応援隊の応援に要する経費の負担は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

（１）応援に要した人件費（応援隊員の手当、旅費、日当、宿泊費等）、車両及び資機材の燃料、機械器具の破損修理、被服の補修等の経費は、応援側の長の負担とする。ただし、資機材等（消火薬剤を含む。）で、受援側の要請により調達又は立て替えたもののほか、応援活動中の食料、燃料補給等の経費は、受援側の長の負担とする。

（２）応援隊員の公務災害補償費、事故等により生じた経費は、応援側の長の負担とする。ただし、被災地において行った救急治療費は、受援側の長の負担とする。

（３）応援隊員が、応援活動中に第三者又は土地・建物等に損害を与えた場合においては、受援側の長が、その賠償の責に任ずる。ただし、被災地への出動又は帰路途上において発生したものについては、この限りでない。

（４）応援隊員の重大な過失により発生した事故に要する損害は、応援側の長の負担とする。

（５）前各号に定めるもののほか、応援に要する経費の負担については、その都度当事者間において協議の上、負担区分を決定するものとする。

（情報等の交換）

第１１条　市町等は、この協定の効率的な運用を図るため、毎年４月１日現在の消防力に関する必要な情報等を別に定める様式に取りまとめ、同月２０日までに他の市町等と相互に交換するものとする。

（改廃）

第１２条　この協定を改正し、又は廃止する場合は、協定者が協議の上、行うものとする。

（運用）

第１３条　この協定に定めるもののほか、応援隊の消防力等必要な事項については、愛媛県消防長会において協議の上、決定する。

附則

１　この協定は、令和２年４月１日から施行する。

２　平成１８年３月１日付けで締結した愛媛県消防広域相互応援協定書は、令和２年３月３１日をもって廃止する。

３　この協定の締結を証するため、本書２５通を作成し、愛媛県知事、市町等の長が記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年３月３１日

愛媛県知事、県内２０市町長並びに４消防一部事務組合長が協定締結

資料〔３・16・20〕　愛媛県消防団広域相互協定

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、愛媛県内消防団の広域相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条　この協定は、災害の発生に際し、これの鎮圧及び被害の軽減を図るため、愛媛県内消防団の相互応援体制を確立し、もって不測の事態に対処することを目的とする。

（協定等の運用）

第２条　被災地の市町等の長（以下「受援側の長」という。）及び他の市町等の長（以下「応援側の長」という。）は、次の各号の段階ごとに災害の規模、態様、危険性等を勘案し、この協定のほか、別に市町間で定める応援協定等の効果的な運用を図るものとする。

⑴　第１段階　近隣市町の応援

ア　別に市町間で定める協定等

イ　第４条第２項に定める応援隊の派遣

⑵　第２段階　東予・中予・南予各ブロック内の応援

ア　別に各ブロック内で定める協定等

イ　第４条に定める応援隊の派遣

⑶　第３段階　東予・中予・南予各ブロック間の応援

ア　第４条に定める応援隊の派遣

（応援・受援の要件及び対象）

第３条　消防団の応援・受援は、次の各号に掲げる要件を全て満たした場合に行うものとする。

⑴　受援側の長において、管内消防力及び常備消防等の応援をもってもなお消防力の不足が見込まれるとき。

⑵　応援側の長において、要請内容が公務として認められること。

⑶　応援側消防団において、対応可能であり、かつ、日帰りを基本とする活動であること。

２　応援対象とする災害は、次の各号に掲げるものとする。

⑴　大規模な地震、風水害等の自然災害

⑵　林野火災、高層建築物火災、危険物施設火災等の大規模な火災

⑶　航空機災害、列車事故等の集団救急救助事故

⑷　その他応援を要する特殊な災害事故

（応援要請）

第４条　受援側の長は、応援側の長に次の各号に基づき、人員、車両、装備等の応援消防団（以下「応援隊」という。）の派遣を要請することができる。

⑴　応援隊は、応援隊の車両に搭乗可能な人数で編成し、そのうち１人は応援隊の指揮が可能な者とする。

⑵　応援隊の車両は、消防ポンプ自動車若しくは小型動力ポンプ付積載車又はその他市町等の管理の下で運用する車両とする。

⑶　携行する装備・資機材は、操作に必要な資格等を有する応援隊の消防団員（以下「応援消防団員」という。）が、安全かつ有効に操作できるものとする。

２　応援側の長が、近隣市町の境界付近に発生した火災等を覚知し応援隊を派遣した場合は、これを要請に基づく応援（以下「みなし緊急応援」という。）とみなす。

（応援要請方法）

第５条　受援側の長が、この協定による応援を受ける必要があると判断したときは、みなし緊急応援の場合を除き、別記様式１により愛媛県知事（以下「知事」という。）に連絡し、知事は応援側の長に対し別記様式１－１により応援を要請するものとする。

（応援の通知）

第６条　応援側の長は、みなし緊急応援の場合を除き、被害の状況に応じて、その都度この協定に基づく応援隊派遣の可否を判断し、派遣する場合には別記様式２により知事及び受援側の長に通知するものとする。

（応援隊の派遣）

第７条　応援側の長は、消防団長、消防長等と協議し、管轄する地域の消防の任務を果たすために必要な体制の確保に留意した上で、応援隊を派遣するものとする。

２　愛媛県消防広域相互応援協定に基づく愛媛県消防広域相互応援計画（以下「県応援計画」という。）に定める愛媛県消防広域応援調整本部は、被災の規模及び応援活動の状況に応じ、受援側の長、応援側の長、県応援計画に定めるブロック幹事等と連携し、計画的な応援の実施に努めるものとする。

（応援隊の指揮）

第８条　応援隊の指揮は、被災地の現場最高指揮者が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、被災地の現場最高指揮者は、直接応援隊を指揮することができるものとする。

（報告）

第９条　応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び応援活動の状況を、被災地の現場最高指揮者又は現場指揮本部に報告するものとする。

（経費の負担）

第１０条　応援隊の応援に要する費用の負担は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

⑴　応援に要した人件費（報酬・手当・旅費・日当・宿泊費等）、車両・資機材の燃料、機械器具の破損修理、被服の補修等の経費は、応援側の長の負担とする。ただし、資機材等（消火薬剤を含む。）で、受援側の要請により調達又は立て替えたもののほか、応援活動中の燃料補給等の経費は、受援側の長の負担とする。

⑵　応援消防団員の公務災害補償費、賞じゅつ金及び事故等により生じた経費は、応援側の長の負担とする。ただし、被災地において行った救急治療費は、受援側の長の負担とする。

⑶　応援消防団員が、応援活動中に第三者又は土地・建物等に損害を与えた場合においては、受援側の長が、その賠償の責に任ずる。ただし、被災地への出動又は帰路途上において発生したものについてはこの限りでない。

⑷　応援消防団員の重大な過失により発生した事故に要する損害は、応援側の長の負担とする。

⑸　前各号以外の経費については、その都度、当事者間において協議の上、負担区分を決定するものとする。

（情報交換及び訓練）

第１１条　愛媛県、市町及び消防一部事務組合は、この協定の実施に必要な情報交換及び訓練に関し、相互に協力するものとする。

（改廃）

第１２条　この協定を改正し、又は廃止する場合は、協定者が協議の上、行うものとする。

（雑則）

第１３条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、当事者間の協議により決定する。

附　則

１　この協定は、令和２年４月１日から施行する。

２　この協定を締結したことを証するため、本書25通を作成し、愛媛県知事、市町長及び消防一部事務組合長が記名押印の上、各自一通を保有する。

令和２年３月３１日

愛媛県
　知　事　　中　村　時　広
松山市
　市　長　　野　志　克　仁
今治市
　市　長　　菅　　良　二
宇和島市
　市　長　　岡　原　文　彰
八幡浜市
　市　長　　大　城　一　郎
新居浜市
　市　長　　石　川　勝　行
西条市
　市　長　　玉　井　敏　久
大洲市
　市　長　　二　宮　隆　久
伊予市
　市　長　　武　智　邦　典

四国中央市
　市　長　　篠　原　　実
西予市
　市　長　　管　家　一　夫
東温市
　市　長　　加　藤　　章
上島町
　町　長　　宮　脇　　馨
久万高原町
　町　長　　河　野　忠　康
松前町
　町　長　　岡　本　　靖
砥部町
　町　長　　佐　川　秀　紀
内子町
　町　長　　稲　本　隆　壽
伊方町
　町　長　　高　門　清　彦
松野町
　町　長　　坂　本　　浩
鬼北町
　町　長　　兵　頭　誠　亀
愛南町
　町　長　　清　水　雅　文
宇和島地区広域事務組合
　組合長　　岡　原　文　彰
八幡浜地区施設事務組合
　組合長　　大　城　一　郎
大洲地区広域消防事務組合
　組合長　　二　宮　隆　久
伊予消防等事務組合
　組合長　　武　智　邦　典

（別記様式１）

第　　号
年　　月　　日

応援出動要請書

愛媛県知事　殿

受援側の長

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

愛媛県消防団広域相互応援協定第５条に定める応援を要請します。

災害発生日時	年　　月　　日　　時　　分
災害発生場所	
災害の種類	□　大規模な地震、風水害等の自然災害 □　林野火災、高層建築物火災、危険物施設火災等の大規模な火災 □　航空機災害、列車事故等の集団救急救助事故 □　その他応援を要する特殊な災害事故
＜要請したい内容＞	
所要人数	
機械器具等の種類及び数量	
到着希望日時	年　　月　　日　　時　　分
集結場所	
＜その他＞	
主として応援を求めたい活動	□　火災の鎮圧に関する業務 □　火災の予防及び警戒に関する業務 □　救助に関する業務 □　災害時における住民の避難誘導等に関する業務 □　地域住民等に対する指導・協力・支援 □　その他地域の実情に応じて必要とされる業務 （　　）
担当部署（氏名）	
連絡方法	固定電話 携帯電話
その他 （対応状況等）	

（別記様式１－１）

第　　号
年　　月　　日

応援出動要請書

応援側の長

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

愛媛県知事

愛媛県消防団広域相互応援協定第５条に定める応援を要請します。

災害発生日時	年　　月　　日　　時　　分
災害発生場所	
災害の種類	□　大規模な地震、風水害等の自然災害 □　林野火災、高層建築物火災、危険物施設火災等の大規模な火災 □　航空機災害、列車事故等の集団救急救助事故 □　その他応援を要する特殊な災害事故
＜要請したい内容＞	
所要人数	
機械器具等の種類及び数量	
到着希望日時	年　　月　　日　　時　　分
集結場所	
＜その他＞	
主として応援を求めたい活動	□　火災の鎮圧に関する業務 □　火災の予防及び警戒に関する業務 □　救助に関する業務 □　災害時における住民の避難誘導等に関する業務 □　地域住民等に対する指導・協力・支援 □　その他地域の実情に応じて必要とされる業務 （　　）
担当部署（氏名）	
連絡方法	固定電話 携帯電話
その他 （対応状況等）	

（別記様式２）

第　　号
年　　月　　日

応援出動（自主・要請）通知書

愛媛県知事　殿
受援側の長

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

応援側の長

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

愛媛県知事の要請を受け、愛媛県消防団広域相互応援協定第６条に定める応援出動を通知します。

＜災害等の覚知＞	
覚知方法	１　要　請　　２　その他（　　）
覚知日時	年　月　日　時　分
覚知場所等	
＜出動する応援隊＞	
人員	応援隊の長（職、氏名）（　　）以下　　人
機械器具等の種類及び数量	
出発日時	年　月　日　時　分
現地到着予定日時	年　月　日　時　分
現地引揚予定日時	年　月　日　時　分
帰着予定日時	年　月　日　時　分
その他必要事項	※使用無線機の種類（ﾁｬﾝﾈﾙ）： ※応援隊の長の携帯電話番号（任意）：
担当部署（氏名）	
連絡方法	固定電話 携帯電話

資料〔３・16・21〕　愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定

（目的）

第１条　この協定は、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第１８条の３第２号の規定に基づき、愛媛県がその区域内の市町（消防の一部事務組合を含む。以下同じ。）の要請に応じ、愛媛県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）を用いて当該市町の消防を支援（以下「支援」という。）する場合に必要な事項を定めることを目的とする。

（支援の範囲）

第２条　愛媛県知事（以下「知事」という。）が行う支援の範囲は、次のとおりとする。

（１）災害応急対策活動
（２）救急活動
（３）救助活動
（４）火災防御活動
（５）広域航空消防防災応援活動
（６）災害予防対策活動
（７）消防防災訓練活動

（支援の要請）

第３条　支援を必要とする市町長（市町長の委任を受けた消防長を含む。以下同じ。）は、愛媛県防災航空事務所に対し、電話等により、次の事項を明らかにして要請を行うものとする。

（１）災害等の発生日時、場所
（２）活動種別、状況
（３）発生現場の気象状況
（４）航空機が離着陸できる場所の所在地及び地上支援体制
（５）現場最高指揮者の職氏名及び連絡手段
（６）支援に要する資機材の種別・数量
（７）その他必要な事項

（支援の実施）

第４条　知事は、市町長の要請に基づき、航空機が活動可能な場合で、航空機の特性を充分に活用することができ、かつ、航空機を活用する必要があると認められる場合には、消防防災航空隊を派遣する。

２　市町長の要請に応じることができない場合は、知事は、その旨を速やかに要請市町長に連絡するものとする。

（支援の始期及び終期並びに消防防災航空隊員の指揮）

第５条　支援は、市町長の要請により、航空機が定置場を出発したときに始まり、定置場に帰着したときに終わるものとする。ただし、航空機が定置場以外の場所にある場合に、市町長の要請により活動目的を変更すべき命令があったときは、そのときから支援が始まり、支援活動中に愛媛県の業務に復帰する命令があったときは、そのときをもって支援が終わるものとする。

２　前条第１項の規定により支援する場合において、被災地における消防防災航空隊員の指揮は、要請市町長の定める現場最高指揮者が行うものとする。

　この場合において、航空機に搭乗している消防防災航空隊長（消防防災航空隊長が航空機に搭乗していないときにあっては、当該航空機に搭乗する消防防災航空隊の副隊長又は隊員のうちから選任された者）が、航空機の活動に重大な支障があると認めたときは、その旨現場最高指揮者に通告するものとする。

（経費負担）

第６条　この協定に基づく航空機の運航経費は、愛媛県が負担するものとする。

（市町の職員派遣）

第７条　消防防災航空隊を編成するため、市町は、別に定める職員派遣計画に基づき、市町の消防職員を県に派遣するものとする。

２　派遣職員に係る人件費（航空手当、休日給及び超過勤務手当を除く。）については、別に定める職員派遣に関する協定書に基づき、派遣元の市町が負担するものとする。

（活動補助要員の確保等）
第８条　知事に支援要請を行った市町長は、消防防災航空隊と緊密な連携をとるとともに、次の事項を処理するものとする。
（１）離着陸場所の確保及び安全対策
（２）傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院への搬送手段の確保
（３）空中消火用資機材、空中消火基地の確保
（４）その他航空機の活動に必要な事項
２　航空機の活動が長期間にわたり、また、長期間にわたることが予想される場合には、消防防災航空隊員の疲労を軽減するため、知事は、支援要請を行った市町長に対し、活動補助要員の確保を要請することができる。
３　知事からの要請を受けた市町長は、愛媛県消防広域相互応援協定（以下「応援協定」という。）に基づき、他の市町長に対し、消防防災航空隊員の経験を有する職員等の派遣を要請することができる。
４　派遣要請を受けた市町長は、業務に特段の支障がない限り、職員を派遣しなければならない。
５　前項の派遣に要する経費の負担については、応援協定の定めるところによる。
（協定市町の変更に伴う取扱い）
第９条　市町の合併、消防体制の変更等により協定市町に変更が生じた場合においても、特段の申し出がない限り、変更後の市町がこの協定を継承するものとする。
（協定の改廃及び疑義）
第１０条　この協定の改廃、あるいは協定に関する疑義については、その都度、愛媛県及び市町が協議のうえ決定するものとする。
附則
１　この協定は、平成１８年４月１日から施行する。
２　平成８年１０月１日付けで締結した「愛媛県消防防災ヘリコプター応援協定」は、平成１８年３月３１日をもって廃止する。
３　この協定の締結を証するため、本書２５通を作成し、知事及び市町長が記名押印のうえ、各自その１通を保持する。

平成１８年３月１日

愛媛県知事、県内２０市町長並びに４消防一部事務組合長が協定締結

資料〔３・16・22〕　愛媛県消防防災ヘリコプターの緊急運航応援要請方法

愛媛県消防防災ヘリコプターの緊急運航の応援要請は、「愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定」の定めるところにより、要請市町等の長が知事に対し行うものとするが、概要は次のとおりである。

１　応援要請の原則

災害が発生した場合で、次のいずれかに該当するとき。

(1)　災害が、隣接する市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合

(2)　要請市町等の消防力によっては、防御が著しく困難な場合

(3)　その他救急救助活動等において、緊急性があり、かつ、消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

２　応援要請方法

知事に対する応援要請は、愛媛県防災航空事務所（消防防災航空隊）に電話等により次の事項について連絡を行うものとするが、事後速やかに消防防災ヘリコプター緊急運航要請書を提出するものとする。

(1)　災害の発生日時、場所

(2)　災害の種別、状況

(3)　災害発生現場の気象状態

(4)　飛行場外離着陸上の所在地及び地上支援体制

(5)　災害現場の最高指揮者の職氏名及び連絡手段

(6)　応援に要する資機材の種別・数量

(7)　その他必要な事項

※　消防防災ヘリコプター緊急運航要請書・・・様式第１号

３　緊急時応援要請連絡先

愛媛県防災航空事務所（消防防災航空隊）

ＴＥＬ　０８９－９６５－１１１９

ＦＡＸ　０８９－９７２－３６５５

緊急用携帯　０９０－８９７５－９３５３（所長用）

〃　　０９０－８９７５－９３５４（隊長用）

４　緊急運航の条件

(1)　公共性　　地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害等から保護することを目的とすること。

(2)　緊急性　　差し迫った必要性があること。
（緊急に活動を行わなければ、県民の生命、財産に重大な支障が生じるおそれがある場合。）

(3)　非代替性　　消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。
（既存の資機材等では、十分な活動が期待できない、又は活動できない場合。）

様式第１号（第５条関係）

消防防災ヘリコプター緊急運航要請書

受信時間	時　分

1　要請機関名	ＴＥＬ　　発信者
2　活動の種別	(1) 災害応急（偵察・広報・物資等輸送）　(2) 救急 (3) 救助　(4) 火災防御　(5) その他（　　）
3　活動内容	偵察、広報、物資輸送（品名数量　　）、人員搬送 救急、救助、空中消火、その他（　　）
4　発生場所及び発生日時	市町　　地内 （発生日時）　　年　月　日 午前・午後　時　分 （目　標） （離着陸場所）
5　現地の気象条件	天候　風向　風速　気温 視界　m　気象予警報（　　警報・注意報）
6　現場指揮者	所属・職名・氏名
7　現場との連絡手段	無線種別（主運用波２、統制波、その他） 現場指揮本部（車）　呼出名（コールサイン）
8　要請を必要とする理由	※ 災害状況、要請する活動の内容、受入体制を記述すること （救助の場合には、事故の原因、事故の状況、人員等も記述のこと）
目標	別添地図のとおり　＊ 目標が明確となる大きめの図面を添付のうえ、ゼンリン住宅地図のページ数を明記

愛媛県防災航空事務所（消防防災航空隊）　TEL 089-965-1119
FAX 089-972-3655

受信者	

9 傷病者搬送の場合	傷病者	氏名 氏名		年齢 年齢	歳 歳	男・女 男・女
	症状					
	着陸場所の目標等	出動先所在地及び目標		搬送先所在地及び目標		
	同乗者	医師及び看護師の氏名		関係者の氏名		
	病院への搬送方法	救急車の手配		病院の手配		
	受入病院	所在地 名称		連絡先	TEL	
	搬送先の消防本部の担当者　職・氏名		消防本部（局）　課 職・氏名　TEL			

10 必要資機材	
11 他航空機への要請	（有・無）　機関名　要請機数　機
12 その他必要事項	

＊　以下の項目は消防防災航空隊で、出動の可否を決定後、連絡します。

1 運航指揮者	
2 使用無線等	無線種別（主運用波２、統制波、その他） 呼出名（コールサイン）
3 到着予定日時	年　月　日（　曜日） 午前・午後　時　分
4 活動予定時間	時間　分
5 燃料の確保	要手配・手配不要　リットル（ドラム缶　本）

資料〔３・16・23〕　中予地区広域消防相互応援協定書

松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町及び伊予消防等事務組合（以下「協定市町等」という。）は、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号。以下「法」という。）第３９条の規定に基づく消防の相互の応援（以下「消防相互応援」という。）に関して、次のように協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害（法第１条に規定する災害であって協定市町等の応援活動を必要とするものをいう。以下同じ。）の発生に際し、当該災害の発生地（以下「発生地」という。）以外の協定市町等（以下「応援協定市町等」という。）の消防力を活用して、発生地の属する協定市町等（以下「被災協定市町等」という。）の被害を最小限に抑えることを目的として、消防相互応援に関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）応援隊　消防隊、救急隊その他災害対応に必要な人員をいう。

（２）応援活動　応援協定市町等が、その応援隊を派遣し、又は資機材を調達して被災協定市町等の災害対応を応援する活動をいう。

（３）普通応援（火災）　隣接する協定市町等が、災害のうち、本協定に基づき覚書で定める区域で発生した火災を覚知した場合に、被災協定市町等の長の要請前又は要請時に行う応援活動をいう。

（４）普通応援（災害）　隣接する協定市町等が、協定市町等の境界周辺部において、前号の火災を除く災害を覚知した場合に、被災協定市町等の長の要請前に行う応援活動をいう。

（５）特別応援（要請）　協定市町等の区域内に大規模な災害が発生し、又は前２号に規定する応援以外の応援（はしご付消防ポンプ自動車の整備に伴う消防力の補完を含む。）を必要とする場合で、応援協定市町等が、被災協定市町等の長の要請時に行う応援活動をいう。

（６）特別応援（自動）　協定市町等の区域内に災害が発生したことを応援協定市町等が覚知した場合で、当該災害の規模等に照らし、緊急を要するとともに前号の要請を待ついとまがないと認められる場合に、応援協定市町等の長が、被災協定市町等の長の要請前に行う応援活動をいう。

（７）その他応援（調査）　被災協定市町等の長の要請に基づいて行う、松山市が保有する火災調査用資機材（以下「調査用資機材」という。）を活用した応援活動（火災調査に限る。）をいう。

（応援の要請）

第３条　普通応援（火災）及び特別応援（要請）の要請は、被災協定市町等の長が応援協定市町等の長に対し、電話その他の方法により次の各号に掲げる事項を明らかにして行うものとし、災害による被害の状況を把握した時点で速やかに文書を提出するものとする。

（１）災害の種別及び概況

（２）災害発生の場所

（３）応援を要請する応援活動の種類及び数

（４）集結（誘導員配置）場所

（５）その他必要事項

２　その他応援（調査）の要請は、被災協定市町等の長が、火災調査において調査用資機材を用いた鑑定等が必要と認められる場合に、松山市長に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにして行うものとし、速やかに文書を提出するものとする。

（１）依頼物件

（２）依頼事項
（３）火災の概要
（４）その他必要事項
（応援活動の実施）
第４条　応援の要請を受けた応援協定市町等の長は、当該協定市町等の区域内の警備に支障のない範囲において、次の各号に掲げるところに従って応援活動を実施するものとする。
（１）普通応援（火災）及び普通応援（災害）については、原則として１隊（消防ポンプ車等１台）とする。ただし、火災その他の災害の規模により適宜応援活動を増強する。
（２）特別応援（要請）及び特別応援（自動）については、被災協定市町等の長からの要請内容、保有消防力等を検討の上、応援活動の規模を決定するものとする。
（３）その他応援（調査）については、被災協定市町等の長からの要請内容、松山市消防局が保有する調査用資機材での対応を検討の上、応援活動の実施を決定するものとする。
２　応援活動を開始した応援協定市町等の長は、応援を受けた被災協定市町等の長に電話その他の方法により、次の各号に掲げる事項を報告するとともに、速やかに文書を提出するものとする。
（１）応援隊の長
（２）応援活動の規模
（３）出発時刻及び到着予定時刻
（４）その他必要事項
（応援隊の指揮）
第５条　応援隊の指揮は、応援を受けた被災協定市町等の消防長が、応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、直接応援隊の人員に対して行うことができるものとする。
（報告）
第６条　応援隊の長は、現場到着、応援活動及び引揚げの状況を応援を受けた被災協定市町等の消防長に報告するものとする。
２　応援活動を実施した応援協定市町等の長は、応援に従事した応援隊の最終帰署後、派遣期間中の応援活動の内容を応援を受けた被災協定市町等の長に報告するものとする。
３　その他応援（調査）における応援活動を実施した応援協定市町等の長は、調査・鑑定結果を応援を受けた被災協定市町等の長に報告するものとする。
（経費の負担）
第７条　応援に要する経費の負担は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、次の各号に掲げるとおりとする。
（１）応援協定市町等が負担する経費
ア　出動した人員の手当及び旅費
イ　車両及び資機材の燃料費（現地における補給燃料を除く。）
ウ　車両及び資機材の修理費
エ　出動した人員の公務災害補償費
オ　災害発生地への出動又は帰路途上において第三者に損害を与えた場合の賠償費
（２）被災協定市町等が負担する経費
ア　現地における車両及び機械器具の燃料費
イ　現地における宿泊費
ウ　要請により調達又は立替えた資機材及び燃料費
エ　出動した人員が応援活動の遂行中に第三者に損害を与えた場合の賠償費（出動した人員の重大な過失等に基づく損害賠償費は除く。）
（３）前２号以外の経費及び重要事案が生じた場合には、関係する協定市町等の間において、その都度協議の上、負担区分を決定するものとする。

（情報の交換）

第８条　協定市町等は、毎年４月１日現在の消防力に関する情報を交換するものとする。

（訓練・研修等）

第９条　協定市町等は、協定区域における災害への対応能力向上のため、定期的に合同訓練・研修等を実施するよう努めるものとする。

（協議）

第１０条　この協定の実施のために必要な事項及びこの協定の改廃については、協定市町等の長が協議して定めるものとする。

２　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度関係する協定市町等の長が協議の上決定するものとする。

附　則

１　この協定は、平成３１年４月１日から施行する。

２　この協定の締結を証するため、本書７通を作成し、協定市町等の長が記名押印の上、各１通を保管する。

３　中予地区広域消防相互応援協定書（平成２年８月１日締結）は、平成３１年３月３１日をもって廃止する。

附　則

この協定は、令和５年４月１日から施行する。

中予地区広域消防相互応援協定書に基づく覚書

第１条　この覚書は、中予地区広域消防相互応援協定（以下「協定」という。）の規定に基づき、協定市町等相互間における消防相互応援について必要な事項を定めるものとする。

第２条　協定第２条第３号に規定する普通応援（火災）の出動区域は、別表第１のとおりとする。

２　前項の区域で建物火災が発生した場合は、被災協定市町等の消防長から応援協定市町等の消防長に対して、第３条の規定に基づき応援の要請を行うものとする。

３　同条第６号に規定する災害は、火災・災害等即報要領（昭和５９年１０月１５日付け消防災第２６７号）第２の１の（２）のアの（ア）のｆ並びに第３の１及び２に規定する災害等をいう。

第３条　協定第２条第３号及び５号に規定する要請は、協定第３条第１項に定める事項を、応援要請（別記様式第１）によりファクシミリ等で提出するものとする。

２　協定第２条第７号に規定する要請は、協定第３条第２項に定める事項を、出火原因等に関係する物件等の調査について（要請）（別記様式第２）により、ファクシミリ等で提出するものとする。

第４条　協定第４条第１項の規定による応援活動の無線通信は、県内の共通波である主運用波２を使用するものとする。

２　主運用波２の運用に際し輻輳（ふくそう）が確認され、通信連絡体制に障害が発生した場合は、原則として、被災協定市町等の消防長が無線統制を行うものとする。

第５条　協定第４条第２項の規定による文書の提出は、出動隊数の報告（別記様式第３）により行うものとする。

２　協定第６条第２項の規定による報告は、中予地区広域消防相互応援　活動報告書（別記様式第４）別記様式第３により行うものとする。

第６条　協定第８条の規定による情報交換は、毎年４月１日現在の情報を別記様式第４により４月３０日までに協定市町等相互間で行うものとする。

第７条　この覚書の改廃は、協定市町等の長の協議の上、行うものとする。

第８条　この覚書の実施のために必要な事項は、協定市町等の長が協議して定めるものとする。

２　この覚書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度関係する協定市町等の長が協議の上、決定するものとする。

附則

１　この覚書は、平成３１年４月１日から施行する。

２　この覚書を証するため、本書７通を作成し、協定市町等の長が記名押印の上、各１通を保管する。

平成３１年３月２９日

※別表及び様式第１～第４は省略

資料〔３・16・24〕　各種団体等からの応援内容等

（１）人的支援**の応援団体と応援内容**

応援団体		応援内容
国 指定行政機関及び指定公共機関等	警察庁	警察災害派遣隊の派遣
	自衛隊	災害派遣部隊の派遣
	消防庁	緊急消防援助隊の派遣
	総務省	災害マネジメント総括支援員の派遣
	国土交通省	緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）の派遣 応急危険度判定士の派遣
	厚生労働省	救護班、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の派遣 災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の派遣 保健師等の派遣
	環境省	災害廃棄物処理支援ネットワークＤ．Ｗａｓｔｅ－Ｎｅｔの派遣
	文部科学省	学校の再開支援 文化財調査官の派遣
愛媛県 その他都道府県		都道府県間相互の応援協定や民間企業等との協定に基づく応援
		愛媛県警からの応援
		愛媛県消防相互応援協定に基づく応援
協定締結自治体		中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定
		地震等災害時の相互応援に関する協定
		中核市災害相互応援協定
		石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定
		瀬戸内・海の道ネットワーク災害時相互応援に関する協定
		災害時相互応援協定に基づく協定
その他自治体		全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定に基づく応援
		全国市長会・全国町村会に調整による応援
		中核市市長会の調整による応援
民間事業者		本市と応援協定を締結している民間企業等からの応援
退職者		本市職員としての行政経験やノウハウ等の活用
その他		国を通じた海外からの支援 事前に協定を結んでいない自主的な応援（ボランティア等）

（２）物的支援（物資供給）

応援項目	応援内容
物資の調達	支援物資（国や愛媛県、他の自治体から供給されるもの）
	調達物資（災害時協定を締結している指定業者等から調達するもの（流通備蓄物資も含む））
	義援物資（法人又は個人から任意で市に提供される物資） ・民間事業者等が同種類で大量にまとめて直接本市に無償で供給する物資 ・個人が無償で供給する物資（段ボール１～数個単位）
物資の輸送	物資集積場所の開設・運営
	物資輸送、一時保管

（３）主な人的受援業務における対象経費

応援・受援業務	要員	救助法対象経費
災害対策本部支援	災害対策本部支援要員	※　対象外 対象経費は、原則として被災者の応急救助に直接対応した職員のみが対象
避難所運営	避難所運営要員	○　応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ○　仮設トイレの汲み取りや警備等の臨時職員雇上げ経費
物資集積場所運営	物資集積場所運営要員	○　応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ※　救助法の救援物資外（化粧品等）の仕分け等の業務は、対象外
給水	給水車の派遣	○　応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ○　車両の燃料費、高速代 ※　給水車の水については対象外
健康・保健	保健師等の派遣	○　応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費
被災者の生活支援	住家被害認定業務要員 罹災証明書発行業務要員	※　対象外
災害廃棄物処理	ごみ収集車の派遣	※　対象外 救助法に基づく応急救助ではないため

※　救助法対象経費については、「災害救助事務取扱要領」等を参考にした。

※　上記のほか、被害を受けた地方公共団体等から応援等に要した経費（災害時相互応援協定に基づく応援）、災害対応に係る職員派遣の受入れに要する経費（地方自治法第252条の17に基づく職員派遣）については、特別交付税措置が講じられている。（罹災証明関係事務の応援経費についても特別交付税措置）（特別交付税に関する省令第3条第1項第1号）

出展：「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」を一部修正

（４）発動要件

市災害対策本部が設置されるとともに、市域及び市役所機能に甚大な被害が生じた場合に本計画を適用する。

発動要件は、以下の３つの要件をみたす場合とする。

- 本市に震度６弱以上の地震が発生した場合（災害対策本部設置要件）
- 風水害により本市が甚大な被害を受け、災害救助法の適用を受けた場合
- 災害により相当の被害が発生し、災害対策本部長（市長）が必要と認めたとき

資料〔３・16・25〕　松山市緊急消防援助隊等受援計画

第１章 総則

１ 目的

この計画は、本市において大規模災害又は特殊災害が発生し、愛媛県消防広域相互応援協定に基づく応援（以下「県内応援」という。）及び消防組織法第４４条に基づく緊急消防援助隊の応援を受ける場合に、効果的に活動できる体制を確保することを目的として、「愛媛県緊急消防援助隊受援計画」（以下「県受援計画」という。）第４章受援体制の確立２に基づき、本市の受援計画を定めるものである。 また、本計画によるものの他は、県受援計画及び愛媛県消防広域相互応援協定（以下「県内応援協定」という。）によるものとする。

２ 用語の定義

この計画における、用語については別紙１のとおりとする。

第２章 応援要請

３　県内応援及び緊急消防援助隊派遣の要請要領

（１）消防局長（以下「局長」という。）は、地震等による被害が甚大で、市内の消防力では対応できないと判断した場合、市長に県内応援協定に基づく要請依頼を速やかに行うものとする。

また、県内の消防力では対応できないと判断した場合、市長に県受援計画に基づく要請依頼を速やかに行うものとする。

なお、それぞれの要請の手続き等は次のとおりとする。

①県内応援協定に基づく応援要請（別紙２のとおり）

②県受援計画に基づく応援要請（別紙３のとおり）

（２）応援要請をする場合、各ブロック内の被害状況及び応援の要否を確認し、県内の被災状況を把握する。

４ 被害情報等の報告

局長は、緊急消防援助隊等の応援要請後、次に掲げる事項について、速やかに愛　媛県知事（以下「知事」という。）に報告するものとする。

（１）被害状況（県内応援協定又は県受援計画「別記様式２」）

（２）緊急消防援助隊等の応援を必要とする地域

（３）緊急消防援助隊等の任務

（４）その他必要な事項

５ 連絡体制

応援要請時の連絡体制は、次に掲げるとおりとする。

（１）応援要請時の連絡先は、別紙２及び別紙３のとおりとする。

（２）連絡方法は、原則として有線電話及び有線ＦＡＸによるものとする。ただし、有線断絶時には地域衛星通信ネットワーク（別添資料１）又は県内共通波等を活用するものとする。

第３章 受援体制

６ 緊急消防援助隊指揮支援本部の設置等

指揮支援部隊長が必要であると認めた場合、松山市消防対策本部に近接した場所に、緊急消防援助隊指揮支援本部（以下「指揮支援本部」という。）を設置する。この場合、指揮支援隊長を本部長（以下「指揮支援本部長」という。）とする。

ただし、指揮支援隊長が派遣されない場合は、指揮支援部隊長の指名した都道府県隊長を本部長とするものとする。

（1）局長は、指揮支援隊長の受入れのため、ヘリポートを確保し、着陸場所に職員の派遣を指示するものとする。

ア　ヘリポートの選定は、堀之内『城山公園』を優先するものとする。ただし、当該場所が使用できない場合は、別途協議するものとする。

イ　指揮支援隊長の輸送には、赤色灯を搭載する車両を使用するものとする。

（2）局長は、指揮支援本部長と連携し、都道府県隊の活動の管理を行うものとする。

（3）指揮支援本部は、「松山市担当緊急消防援助隊指揮支援本部」と呼称するものとする。

（4）指揮支援本部は、次に掲げる事務を行うものとする。

ア　部隊配備された都道府県隊の活動管理に関すること。

イ　関係機関との連絡調整に関すること。

ウ　消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）への報告に関すること。

エ　その他必要な事項に関すること。

（5）指揮支援本部は、別紙４を活用し運用するものとする。

7 愛媛県との連携

（1）県内応援協定に基づき愛媛県に「愛媛県消防広域応援調整本部」が設置された場合、代表消防機関消防広域応援調整本部運営員として警防課長を派遣するものとする。

（2）調整本部が設置された場合、副本部長として警防課長を派遣するものとする。ただし、本市が被災等により、県内の消防機関の連絡調整を行うことができない場合は、代表消防機関代行がその任にあたる。

第４章 指揮体制及び通信運用体制

8 指揮体制

（1）局長は、指揮支援本部長の補佐を受け、被災地で活動する都道府県隊等の活動を指揮するものとする。

（2）緊急消防援助隊等の運用体制は、別紙５のとおりとする。

9 無線運用体制

緊急消防援助隊に係る無線運用を円滑に行うため、無線種別及び無線の運用については、次のとおりとする。

（1）緊急消防援助隊等に係る無線運用体制は、原則として次により行うものとする。ア

ア　全国共通波１（150.73MHz）

指揮本部（消防対策本部）、調整本部、指揮支援本部及び都道府県隊本部相互間の通信に使用するものとする。

イ　全国共通波２（148.75MHz）

被災地が複数にわたる等のため、指揮系統を分離する必要がある場合に使用するものとする。

ウ　全国共通波３（154.15MHz）

さらに指揮系統を複数に分離する必要がある場合に、ア及びイを補完するために使用することができるものとする。

エ　県内共通波（152.81MHz）

県内応援部隊間の通信に使用するものとする。

オ　市町村波

消防局内で使用するものとする。なお、消防局と都道府県隊との通信に使用する場合、局長は、都道府県隊への無線貸与又は無線機を所持する連絡員を派遣させるものとする。

（２）全国共通波の運用に際し輻湊が確認された場合、当該全国共通波の運用は、原則として次により行うものとする。

ア　無線統制は、指揮支援部隊長又は指揮支援本部長の指示により行うものとする。

イ　無線統制が実施された場合、調整本部又は指揮支援本部以外の運用は、下記の場合を除き、調整本部又は指揮支援本部からの送信に対する応答のみとする。

①応援要請を行う場合

②職員等又は消防車両の重大な事故が発生した場合

③新たな災害が発生した場合

④調整本部又は指揮支援本部からの特命事項について報告する場合

⑤その他緊急を要する場合

第５章 消防応援活動の調整等

10　緊急消防援助隊等の受入要領

局長は、早期に被害状況等の確認を行うとともに、緊急消防援助隊等の受入れ体制を整えるものとする。

（１）被害状況等の情報提供

ア　代表消防機関代行、ブロック幹事及び調整本部に対し、市内の被害状況、必要部隊及び派遣先等を報告する。

イ　緊急消防援助隊動態情報システム又は支援情報共有ツールを活用し、必要な情報提供を行うものとする。

（２）進出拠点

進出拠点については調整本部と協議し、進出拠点の決定は、総務省消防庁が行う。

なお、本市における陸上応援部隊の進出拠点は、原則として別添資料２に定める『松山市中央公園』を指定するものとする。

（３）活動拠点

活動拠点については調整本部と協議し、活動拠点の決定は、調整本部が行う。

なお、本市における陸上応援部隊の活動拠点は、原則として別添資料３に定める『松山市中央公園』を指定するものとし、状況に応じて別添資料３の中から次に掲げる事項に留意して選定し指定するものとする。

ア　応援部隊の車両が駐車可能な場所

イ 地理的条件が整い、主要幹線道路等に近接した場所

ウ 市民の避難場所と異なる場所

エ その他活動拠点に適した場所

（４）進出拠点及び活動拠点への連絡員等派遣

局長は、サポート本部の協力を得ながら、緊急消防援助隊に対する情報提供、誘導及び現地整理のため、進出拠点及び活動拠点に連絡員等を派遣し、次の任務にあたらせるものとする。

ア　調整本部及び指揮支援本部との連絡調整

イ　緊急消防援助隊の都道府県名、消防本部名、都道府県隊長名、部隊の種別及び人員の把握

ウ 活動内容等の伝達

エ その他必要な事項

11　任務付与

局長は、到着した応援都道府県隊長に対し、次に掲げる事項について情報提供を行うとともに、任務付与するものとする。

（１）被害状況

（２）活動方針

（３）活動地域及び任務

（４）使用無線系統

（５）地水利状況

（６）その他必要な事項

12　資機材の貸出し

局長は、応援都道府県隊長に対して、無線機、スピンドルドライバー及びその他活動上必要な資機材を可能な範囲で貸し出すものとする。

13　ヘリコプター離着陸場所

ヘリコプター離着陸場所は、別添資料４とする。

14　燃料補給場所

都道府県隊陸上部隊の燃料補給場所は、別添資料５のとおり。

15　物資等の調達

都道府県隊の食糧品等物資の調達可能場所は、別添資料６のとおり。

16　重機の派遣要請

局長は、重機保有団体の協力が必要と判断した場合は、「災害時における建設機械の応援出動に関する協定」に基づき要請するものとする。

17　活動報告

指揮支援本部（指揮支援本部長）は、都道府県隊長から運用要綱別記様式６－２により活動日報の報告を受けた場合は、報告を取りまとめ調整本部に報告するものとする。

第６章 活動終了

18　活動終了

市長は、被害状況等を考慮して緊急消防援助隊の活動が必要ないと判断した場合は、調整本部及び指揮支援本部と協議し、指揮支援本部長及び都道府県隊長に対して、緊急消防援助隊の引揚げを指示するものとする。

第７章 その他

19　情報提供

指揮支援本部又は消防対策本部は、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、緊急消防援助隊等との情報共有に努めるものとする。

20　地理情報

局長は、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるように、次に掲げる事項を記した地図等を作成しておくものとする。ただし、「震災消防活動計画」に基づき、各署において作成しているものについては除くものとする。

（１）各部隊の進出拠点
（２）ヘリコプター離着陸場
（３）燃料補給可能場所
（４）河川、プール、防火水槽等の水利状況
（５）宿営場所
（６）広域避難場所
（７）救急医療機関
（８）その他必要な事項

附 則

この計画は、平成 17 年４月１日から施行する。

附 則

この計画は、平成 18 年７月 13 日から施行する。

（消防組織法及び愛媛県緊急消防援助隊応援実施計画の改正に伴う改正）

附 則

この計画は、平成 25 年２月 20 日から施行する。

※別添資料は省略

資料〔３・16・26〕　渇水等緊急時における相互応援協定

松山市、伊予市、東温市、松前町及び砥部町（以下「関係市町」という。）は、緊急時における応援活動について、次のとおり協定を締結する。

（関係市町の責務）

第１条　関係市町は、当該地域の広域的な水資源開発の促進を目的に、日頃から節水対策、水道用水の安全管理並びに水資源の保全及び有効利用等に最大限の努力をするものとする。

（応援活動の区域）

第２条　応援活動の区域は、関係市町の行政区域とする。

（緊急時における応援活動）

第３条　緊急時における応援活動は、給水ができない事態が発生した場合において、人道的な見地から、次のとおり実施するものとする。

(1) 異常渇水時における応急給水

(2) 水質汚染等の事故時における応急給水及び水道用水の補給

(3) 水道施設等の事故並びに地震及び台風等の自然災害時における応急給水、水道用水の補給及び水道施設等の復旧

(4) 前３号の活動に係る物資、資機材及び情報の提供

(5) その他特に要請のあった事項

（応援要請）

第４条　応援要請市町（以下「要請市町」という。）は、別記様式第１号により、事務局（事務局は、松山市に置く。）へ応援を要請するものとする。ただし、急を要する場合は、後日、速やかに処理するものとする。

２　応援要請を受けた事務局は、直ちに要請市町以外の関係市町に対して連絡するものとする。

３　応援を要請された関係市町は、極力これに応じるものとする。

（経費負担）

第５条　前条の応援活動に要した経費は、応援職員に係わる人件費等を除くほか、要請市町が負担するものとする。

２　法令の特別の定めその他特別の措置により、応援市町に対して、応援活動に要した経費につき補填があった場合は、その金額を前項の規定による要請市町の負担額から控除するものとする。

３　応援市町の職員の派遣に要する旅費は、応援市町の諸規程に基づき、要請市町が負担するものとする。

４　応援市町の職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和４２年法律第１２１号）の定めるところによるものとする。

５　応援市町の職員が業務上第三者に損害を加えた場合において、その損害が応援業務従事中に生じたときは要請市町が、要請市町への往復途中に生じたときは応援市町が、それぞれ賠償の責に任ずるものとする。

６　前各項以外の経費については、応援及び要請市町間でその都度協議の上、負担を決定するも

のとする。

（情報交換）

第６条　関係市町は、この協定の円滑な運用を図るため、常に情報交換を行うとともに、別記様式第２号により、応援活動に必要な資機材の保有状況を相互に交換するものとする。なお、資機材の保有状況に変更のあった場合は、速やかに事務局へ連絡するものとする。

（その他）

第７条　この協定に定めるもののほか、必要な事項及び疑義が生じた場合については、関係市町が協議して別に定めるものとする。

（協定の発効）

第８条　この協定は平成２０年４月１日から効力を発するものとする。

この協定の締結を証するため、本書５通を作成し、関係市町長記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成２０年４月１日

松山市長　　中　村　時　広

伊予市長　　中　村　　佑

東温市長　　髙須賀　　功

松前町長　　白　石　勝　也

砥部町長　　中　村　剛　志

様式第１号（第４条関係）

第　　号
年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

市町長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

応　援　要　請　書

渇水等緊急時における相互応援協定第４条の規定による応援を下記のとおり要請します。

記

１．応援を必要とする事由

２．応援を必要とする物資及び資機材の種別、品目及び数量

３．応援を必要とする職員の職種別人員

４．応援を必要とする場所及びそこに至る経路

５．応援を必要とする期間

６．その他特に応援を要請する事項

様式第２号（第６条関係）

応援関係物資等状況調査表

市町名	

＜連絡先＞　所属・役職及び氏名

連絡先電話番号・FAX　　（夜間連絡先）

項　　目	内　　容	保有数量	初期応援可能数量	備　　考
車　　両	給水車（　　t）	台	台	
	給水車（　　t）	台	台	
	トラック	台	台	
	クレーン車	台	台	
	その他			
給水容器	仮設水槽（　　t）	基	基	
	仮設水槽（　　t）	基	基	
	給水タンク（　　ﾘｯﾄﾙ）	基	基	
	給水タンク（　　ﾘｯﾄﾙ）	基	基	
	給水タンク（　　ﾘｯﾄﾙ）	基	基	
	ポリ容器　（　　ﾘｯﾄﾙ）	個	個	
	ポリ容器　（　　ﾘｯﾄﾙ）	個	個	
	その他			
機　　材	応急給水装置	基	基	
	ろ過機	台	台	
	発電機	台	台	
	投光機	個	個	
	鉄管切断機	台	台	
	電動ネジ切機	台	台	
	その他			
管　　類	直管　（　　㎜）	m	m	
	直管　（　　㎜）	m	m	
	継手類	個	個	
缶　　詰	水	缶	缶	
		缶	缶	
その他				

（　　年　月　日現在）

資料〔３・16・27〕　渇水等の緊急時における相互応援に関する協定

西条市（以下「甲」という。）と松山市（以下「乙」という。）は、渇水、水質汚染、災害、水道施設等の事故等（以下「渇水等」という。）の緊急時における相互の応援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、甲又は乙の区域において、渇水等により被害を受けた市が単独では応急対策を実施できない場合における応急対策に対する支援（以下「応援活動」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（応援活動の内容）

第２条　応援活動の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 応急給水活動

(2) 水道施設等の応急復旧活動

(3) 応急復旧活動に要する物資、資機材等の提供

(4) 前３号に掲げるもののほか、特に要請のあったもの

（応援活動の要請手続）

第３条　応援活動を要請する市（以下「要請市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにして、渇水等における応援活動要請書（別記様式）により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに要請書を提出するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 応援活動に要する物資、資機材等の品名、数量等

(3) 応援活動に要する人員の職種、人数等

(4) 応援活動を要する期間

(5) 応援活動を要する場所及び当該場所までの経路

(6) 前５号に掲げるもののほか、必要な事項

２　応援活動を要請された市（以下「応援市」という。）は、極力これに応じるものとする。

３　応援市は、要請市から応援活動の要請を受けた場合において、応援活動を実施できないときは、速やかに要請市にその旨を連絡するものとする。

（経費等の負担）

第４条　応援活動に要する経費は、第３項に規定する経費を除き、原則として要請市が負担するものとする。

２　応援活動に要する経費のうち、応援市の人員の派遣に要する旅費及び諸手当は、応援市の諸規程に基づき算出した額とする。

３　前項の規定により算出される旅費及び諸手当を除き、応援市が派遣した人員（以下「応援人員」という。）に要する人件費等の経費は、応援市が負担するものとする。

４　法令の特別の定めその他特別の措置により、応援市に対して、応援活動に要した経費につき補塡があった場合は、その金額を第１項の規定による要請市の負担額から控除するものとする。

５　応援人員が、応援活動中又は要請市への往復途中において、負傷し、疾病にかかり、若しくは障害の状態になり、又は死亡した場合には、応援市がその補償をするものとする。

６　応援人員が第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援活動中に生じたものに係るときは要請市が、要請市への往復途中に生じたものに係るときは応援市が、その損害を賠償するものとする。

（経費の請求）

第５条　応援市は、要請市が前条第１項に規定する経費を支弁するいとまがない場合は、一時立替支弁するものとし、次の各号により算出した額について要請市に請求するものとする。

(1) 物資については、当該物資の購入費及び輸送費に相当する額

(2) 車両類については、燃料費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額

(3) 機械器具等については、輸送費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額

（情報の交換）

第６条　甲及び乙は、この協定の円滑な運用を図るため、応援活動に要する物資、資機材等の保有状況その他必要な事項について、情報交換を行うものとする。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合については、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

（協定の有効期間）

第８条　この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙署名押印の上、各自その１通を保有する。

令和４年８月４日

甲　愛媛県西条市明屋敷１６４番地

西条市

西条市長　玉　井　敏　久

乙　愛媛県松山市二番町四丁目7番地2

松山市

松山市長　野　志　克　仁

別記様式（第3条関係）

渇水等における応援活動要請書

年　　月　　日

市長　様

市長
（公印省略）

渇水等の緊急時における相互応援に関する協定書第3条の規定に基づき、次のとおり応援活動を要請します。

被害発生日時	年　　月　　日　午前・午後　　時　　分
被害の要因	渇水・水質汚染・災害（　　）・水道施設等の事故・その他（　　）
被害の状況	
応援活動に要する物資、資機材等の品名、数量等	
応援活動に要する人員の職種、人数等	
応援活動を要する期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
応援活動を要する場所及び当該場所までの経路	
その他	
連絡先	担当部署 担当者氏名 電話番号 E-mail

資料〔３・16・28〕　震災時等における水質検査機器の相互利用に関する協定書

松山市公営企業局、今治市水道部、南予地方水道水質検査協議会、新居浜市水道局及び四国中央市水道局（以下「水道事業者等」という。）は、震災時等における水質検査機器、器具、検査試薬等（以下「機器等」という。）の相互利用（以下「相互利用」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、震災時等に水道事業者等自らが所有する機器等が使用できなくなった場合において、相互利用により、検査体制の安定を図り、水道利用者の安心に資することを目的とする。

（対象機器等）

第２条　本協定の対象となる機器等とは、水道事業者等が所有し、水質検査機関において使用するものをいう。

（相互利用の要件）

第３条　相互利用の要件は、次のとおりとする。

(1) 地震又は風水害による被災のため、機器等が使用できなくなった場合

(2) 検査に緊急を要するが、機器等が故障し、早期復旧が困難な場合

（相互利用の実施）

第４条　水道事業者等は、第３条の規定による場合、第６条の優先順位により、相互利用を依頼し、同意を得た上でこれを実施するものとする。

２　機器等の操作は、機器等の所有者の指示の下、相互利用を依頼した者が行うものとする。

３　機器等の操作に当たっては、細心の注意を払わなければならない。

４　第２項の規定にかかわらず、機器等の操作方法を未習得である場合には、機器等の所有者が操作を行うことができるものとする。

（費用）

第５条　相互利用に要する費用負担は、次のとおりとする。

(1) 第３条第１号については、無料とする。

(2) 第３条第２号については、金額を別に定める。

（利用先の順位）

第６条　利用先の優先順位については、特定の者に依頼が偏らないよう、別に定めるものとする。

（秘密の保持）

第７条　水道事業者等は、相互利用時に知り得た秘密及び個人に関する情報を他に漏らしてはならない。

（その他）

第８条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ協議の上、決定するものとする。

本協定の締結の証として、本書５通を作成し、各々記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成２３年２月１５日

松山市
　松山市二番町四丁目７番地２
　松山市長　　野志　克仁
今治市
　今治市別宮町一丁目４番地１
　今治市長　　菅　良二
南予地方水道水質検査協議会
　宇和島市柿原字堂子甲１９４３番地
　会長
　宇和島市長　　石橋　寛久
新居浜市
　新居浜市一宮町一丁目５番１号
　新居浜市長　　佐々木　龍
四国中央市
　四国中央市三島宮川四丁目６番５５号
　四国中央市長　井原　巧

資料〔３・17・１〕　自衛隊の災害派遣要請等様式

災害派遣要請様式

年　　月　　日

愛　媛　県　知　事　　殿

松山市長　　印

自衛隊の災害派遣要請依頼について

災害を防除するため、下記のとおり自衛隊の派遣要請を依頼します。

記

１　災害の状況及び派遣要請を依頼する理由

２　派遣を希望する期間

３　派遣を希望する区域及び活動内容

４　その他参考となるべき事項

(1)　連 絡 場 所

(2)　連絡責任者

(3)　気象状況等

(4)　その他

撤収要請様式

年　　月　　日

愛　媛　県　知　事　　殿

松山市長　　印

自衛隊の撤収要請依頼について

自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害の復旧もおおむね終了しましたから、下記のとおり撤収要請を依頼します。

記

1　撤収要請依頼日時

年　　月　　日

2　派遣要請依頼日時

年　　月　　日

3　撤収作業場所

4　撤収作業内容

救急患者空輸要請様式

年　　月　　日

愛　媛　県　知　事　　殿

松山市長　　印

自衛隊航空機の派遣要請依頼について

救急患者空輸のため、下記のとおり自衛隊航空機の派遣を要請します。

記

1　派遣要請の理由

2　派遣を要する日時

3　派遣を要する場所及び輸送場所

4　空輸を必要とする救急患者

氏　名	血液型	生年月日

5　同乗者（医師、親族）

氏　名	血液型	生年月日
〃	〃	〃

6　その他
医療機材、特記事項等

救急患者空輸撤収要請様式

年　　月　　日

愛　媛　県　知　事　　殿

松山市長　　印

自衛隊航空機の撤収要請依頼について

年　月　日　時　分　要請した航空機の出動については、目的地（　　）へ空輸できましたので、下記のとおり撤収要請を依頼します。

記

1　撤収要請依頼日時

年　　月　　日

資料〔３・19・１〕　災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定

災害対策基本法第57条に規定する通信設備の優先利用等に関して、松山市長と愛媛県警察本部長は、同法施行令第22条の規定に基づく協議の結果を次のとおり協定する。

なお、同法第79条の規定に基づく警察通信設備の優先使用に関する事務の取扱いについても、本協定を準用する。

昭和38年９月10日

松　山　市　長　宇都宮　孝　平
愛媛県警察本部長　坂　田　正　仁

災害対策基本法施行令第22条に基づく協定

第１　松山市長が、災害対策基本法（以下「法」という。）第57条の規定に基づき警察が専用する公衆電気通信設備を優先的に利用し、または警察の有線電気通信設備もしくは無線設備を使用（以下「警察通信設備の使用等」という。）する場合は、本協定の定めるところによるものとする。

第２　松山市長が、法第57条の規定に基づき使用等することのできる警察通信設備は、警察有線電話、警察無線電話、および警察無線電信とする。

第３　松山市長が、法第57条の規定に基づき警察通信設備を使用する場合は、原則として松山市の地域を管轄する警察機関の通信統制官である松山東警察署長に対して、次の事項を申出て承認を受けるものとする。

１　使用等しようとする警察通信設備
２　使用等しようとする理由
３　通信の内容
４　発信者および受信者

第４　松山東警察署長は、当該申込みの内容が法第57条の規定に適合し、警察通信で到達可能と認めるときは、その使用を承認するものとする。

この場合において、受付けた通信の取扱い順位の決定は、松山東警察署長が、当該通信の緊急性通信の内容、受付け順位等を考慮して、決定するものとする。

第５　松山市長は、法第56条の規定に基づく伝達通知、または警告を行なう場合の対象者および当該対象者に対する平常時における連絡方法等警察通信設備の使用等に関する参考事項をあらかじめ松山東警察署長に連絡しておくものとする。

第６　本協議に基づく警察通信設備の使用等に関しては、原則として警察通信設備の新設もしくは増設または通信機器の貸与は行なわないものとする。

附　則

本協定は、昭和38年９月10日から施行する。

資料〔３・20・１〕　災害時における水道の応急給水及び復旧作業に関する協定書

松山市公営企業局（以下「甲」という。）と松山市管工事業協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害、渇水、寒波、大規模事故、その他の災害（以下「災害等」という。）の発生時に乙が甲に協力して実施する水道の応急給水、復旧作業（以下「応急活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、災害等発生時において給水機能を早期に回復するため、甲の応援要請により実施する応急活動に関し、必要な事項を定めるものとする。
（応援要請）
第２条　甲は、災害等発生時において実施する応急活動に乙の応援が必要であると認めたときは、乙に対し応急活動への応援を要請することができる。
（要請手続）
第３条　甲は、前条に定める要請を行う場合、乙に対し、災害等の状況、作業場所、作業内容、必要とする人員及び機材等を連絡することにより行うものとする。
（応援）
第４条　乙は、前条の規定により応援の要請を受けたときは、速やかに応急活動を行うための体制を確立し、必要な人員及び機材等を出動させ、甲が行う応急活動に協力するものとする。
２　前条の規定により出動した乙の組合員は、甲の職員の指示に従い応急活動に従事するものとする。
（報告事項）
第５条　乙は、応急活動後、協力した人員及び機材等の状況を把握し、速やかに甲に報告するものとする。
（費用負担）
第６条　この協定に基づく協力のために乙が要した費用については、甲が定める基準により積算した額に基づき、その都度甲乙協議して決定するものとする。
（労災補償）
第７条　応急活動により、乙の組合員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の組合員の労働者災害補償保険により補償するものとする。
（協議）
第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な事項については、甲乙協議して定めるものとする。
（有効期間）
第９条　この協定の有効期間は、協定締結日から協定締結日の属する年度の末日までとする。ただし、期間満了の日の１か月前までに甲又は乙から解除の申し出がない場合は、更に１年間延長するものとし、その後も又、同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成１５年４月１日

甲　　松山市二番町四丁目７番地２
松山市公営企業管理者
松　下　弘　志
乙　　松山市美沢二丁目７番４８号
松山市管工事業協同組合
理事長　友近　安

資料〔３・23・１〕　松山地区排出油等防除協議会会則

（目的）
第１条　この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第1項の協議会として、松山地区（松山海上保安部担任水域）及び備後灘・伊予灘海域（今治・呉及び尾道海上保安部の担任水域の水域をいう。以下同じ。）並びにその周辺海域において大量の油若しくは有害液体物質（以下「油等」という。）の排出事故が発生した場合の防除活動について必要な事項を協議し、かつ、その連携を推進すること及び広域防除体制の連携を推進する機関として役割を果たすことを目的とする。
（会の名称）
第２条　会の名称を「松山地区排出油等防除協議会」（以下「地区協議会」という。）という。
（地区協議会の業務）
第３条　地区協議会は次の業務を行う。
(1) 排出油等の防除計画の策定
イ　情報の共有
ロ　人員、施設、機材の動員、輸送
ハ　出動船艇相互間の通信連絡
ニ　その他必要事項
(2) 排出油等の防除に必要な施設、機材の整備の推進
(3) 排出油等の防除に関する研修又は訓練
(4) 排出油等の防除活動の連携の推進
(5) 排出油等の処理剤の使用に関する事項
(6) その他排出油等の防除に必要な事項
（排出油等防除計画に係る意見の提出）
第４条　地区協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第２項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、第１条の松山地区に係る同法第43条の5第１項の排出油防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べるものとする。
（組織）
第５条　地区協議会は、会長及び会員をもって組織する。
２　会長は、松山海上保安部長をもってあてる。
３　会長は、会務を統理する。
４　会員は、松山海上保安部管轄区域内において排出油等の防除に関係ある別表に掲げる機関の長又は、その指名する職員をもってあてる。
５　地区協議会に、排出油等の防除に関する技術的事項の調査研究及び事故発生時における技術的事項に関する助言を行うため、技術専門委員会を置くことができる。
６　技術専門委員会の委員は、会員の推せんする者のうちから会議の同意を得て会長が委嘱する。
（会　議）
第６条　会議は、定例会議及び臨時会議とし、会長が招集する。
２　定例会議は、年１回開催する。
３　臨時会議は、必要がある場合に開催する。
（資料の交換）
第７条　会員は、排出油等の防除に必要な次の資料を年１回（３月末日）会長に提出するものする。
会長は、これをとりまとめ、会員に周知する。
なお、防除能力に大幅の変更があった場合は、そのつど会長に通報するものとする。
・　施設、機材の整備、保有状況
・　情報連絡体制（連絡担当者、昼夜間の電話番号等）
・　その他必要な事項
（情報提供）
第８条　大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合は、会長は会員に対し、すみやかに事故に関する情報を通知する。
（排出油等の防除活動の実施）
第９条　会員である船舶所有者、石油関係企業等は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第39条第２項各号に掲げる原因者又は同条第４項各号に掲げる協力者として防除活動を実施するものとする。
２　会員である関係行政機関及び地方公共団体は、固有の事務又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第41条の２の規定による管区本部長等の要請により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。
３　会員である民間防災機関、曳船、サルベージ、油防除資器材メーカー、漁業団体等は、原因者や地方公共団体等からの要請又は自衛措置により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。
４　各会員の防除活動は、それぞれの固有の指揮系統のもと実施するものとする。

（総合調整本部の設置及び活動の調整）
第10条　大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合、会長は直ちに地区協議会の総合調整本部を設け情報の共有を図るとともに防除措置状況等の周知に努め、会員がそれぞれの立場に応じて連携協力を図り、迅速かつ的確な防除活動を実施するために必要な活動の調整を行うものとする。
　なお、連合会の総合調整本部が設置された場合は、地区協議会の総合調整本部は設置しないものとし、会員は連合会会長の活動の調整を受けるものとする。
２　第８条の防除活動を実施する会員は、その所属する幹部職員を地区協議会又は連合会の総合調整本部に派遣するものとする。
（訓　練）
第11条　排出油等の事故発生時における会員の防除活動を演練するため、毎年１回以上訓練（図上演習を含む。）を行うものとする。
（求償事務）
第12条　防除活動に要した経費の求償に関する事務は、各会員ごとに処理することを原則とする。
（災害補償）
第13条　防除活動を実施した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は廃疾となった場合における災害補償については、法令に別段の定めがあるもののほか、当該被災した職員が所属する機関があたるものとする。
（経　費）
第14条　この会の運営に必要な経費は、会員が協議のうえ徴収するものとする。
（会計年度）
第15条　地区協議会の会計年度は毎年４月１日から翌年３月末日までとする。
（監　事）
第16条　地区協議会に監事２人を置くものとする。
２　監事は会員の互選により選出する。
３　監事の任期は２年とし再選を妨げない。
（協　議）
第17条　この会則に疑義が生じた場合及びこの会則に定められていない事項について協議の必要がある場合には、その都度協議し決定するものとする。
（事務局）
第18条　地区協議会の事務局は、松山海上保安部警備救難課に置く。

附　則
この会則は、昭和４９年６月２５日から施行する。
昭和５３年６月３０日一部改正
附　則（平成７年１１月７日一部改正）
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成７年法律第90号）が施行する日（平成８年１月１７日）から施行する。
附　則
この会則は、平成８年１１月１日から施行する。
附　則
この会則は、平成１０年６月９日から施行する。
附　則
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成18年6月14日法律第68号）が施行する日（平成19年4月1日）から施行する。
附　則
１　この会則は、平成19年6月20日から施行する。
２　第14条の経費は、一口3,000円とする。
附　則
１　この会則は、平成26年8月28日から施行する。
２　第14条の経費は、一口2,000円とする。

松山地区排出油等防除協議会会員の主たる役割

機　関　名	役　　割　　内　　容
海 上 保 安 部	1　防除体制 (1)　非常配備及び流出油防除対策本部の設置 (2)　関係機関との協力体制の確立 2　防除応急対策 (1)　通信の確保 (2)　警報の伝達 (3)　流出油状況の把握、情報の収集 (4)　防除応急対策用資器材の備蓄及び調達 (5)　防除活動 (6)　海上交通安全の確保 (7)　危険物の安全措置 (8)　治安の安全維持 (9)　広報
県	1　県下沿岸における防除応急対策 2　情報の伝達及び指示 3　防除応急対策用資器材の備蓄及び調達 4　防除応急対策物資のあっせん、調達、輸送 5　自衛隊出動要請 6　他の関係機関に対する協力要請
警　　察	1　流出油の漂着等被害の及ぶ恐れのある沿岸の警察官によるパトロール及び港内着岸船舶に対する情報の伝達 2　引火物の投棄等危険行為の取り締まり 3　民心安定のための広報活動
市　町　村 (消防機関を含む)	1　水難救護法による人命、船舶救助 2　初期防除及び拡散防止 3　沿岸住民に対する災害状況の周知徹底及び警戒 4　防除協議会の指示に基づく応急対策の実施並びに海上保安部の実施する応急対策に協力 5　防除応急対策用資器材の備蓄及び調達
関　係　企　業	1　事故に関する情報を対策協議会等関係機関に通報 2　回収船等処理船舶の増強 3　防除応急対策用資器材の備蓄及び調達 4　自力による防除応急措置の実施 5　防除協議会の指示に基づく防除応急措置の実施
漁業協同組合 (県漁連)	1　漁民に対する情報の伝達 2　油の漂着又は漂着の恐れのある漁具等の自衛措置 (1)　漁具周辺のオイルフェンスの展張 (2)　漁具の移動 3　漁船の出動による油の吸着、処理剤の散布等の防除作業

資料〔３・23・２〕　松山海上保安部等船艇・航空機の状況

（令和６年10月現在）

１　海上保安部所属巡視船艇

所　属	船　名	船艇型	総トン数	乗員	備　　考
松山海上保安部	いよ	PM 500t	599	22	レーダー、VHF、高速機動艇、放水銃
	おきなみ	PC 23m	64	9	レーダー、VHF、放水銃
	いよざくら	CL 20m	24	5	レーダー、ＶＨＦ、放水銃

２　航空機要目

所　属	型　式	番　号	愛　称	速力(kt)	備　考
第六管区海上保安本部広島航空基地	アグスタAW139	MH962	せとわし1号	167	
	アグスタAW139	MH963	せとわし2号	167	
	アグスタAW139	MH979	せとわし3号	167	

（注）　各海上保安部からの派遣要請により随時派遣される。

３　監視取締艇

所　属	船　名	航行区域	総トン数	備　考
松山海上保安部	で　ね　ぶ	限定沿海	4.9	

資料〔３・23・３〕　流出油防除資機材の保有状況

（令和6年10月時点）

所管課名	資機材名	保有数量	規格等	保管場所	電話番号
みち水路メンテナンス課	吸着マット	700枚	50cm×50cm	みち水路メンテナンス課	948-6471
空港港湾課 ※１	ｵｲﾙﾌｪﾝｽ	1,680m	A型	外港防災倉庫	951-2148 （松山港務所）
	ｵｲﾙﾌｪﾝｽ	100m	ｽｷﾐﾝｸﾞﾈｯﾄ 20m×5本		
	吸着マット	500枚	65cm×65cm		
	吸着マット	2本	65cm×6500cm ロール型		
	吸着マット	16本	65cm×650cm 万国旗型		
	吸着マット	8本	65cm×1300cm 万国旗型		
	ロープ	2,600m	φ10ナイロン製		
	アンカー	44個	10kg ダンホース式		
	フロート	100個	径300m/m		
	吸着マット	16本	65cm×650cm 万国旗型	松山港務所資材倉庫	
	吸着マット	8本	65cm×1300cm 万国旗型		
	吸着マット	200枚	65cm×65cm		
	吸着マット	4本	10m 吹き流しタイプ		
	ｵｲﾙﾌｪﾝｽ	1,000m	B型	北条漁協倉庫	
	吸着マット	600枚	50cm×50cm 厚さ2mm	中島港待合所前倉庫	997-1847 （中島支所）
	吸着マット	300枚	50cm×50cm 厚さ4mm		
	吸着マット	400枚	50cm×50cm 厚さ3～4mm		
	吸着マット	100枚	50cm×50cm 厚さ4mm	西中港中島漁協倉庫	
消防局警防課 ※２	吸着マット	11,180枚	50cm×50cm	消防局 警防課	926-9220
	油処理剤	150Ｌ	15L×10缶		
公営企業局 浄水管理ｾﾝﾀｰ ※１	吸着マット	1,100枚	50cm×50cm	市之井手浄水場	977-0198
	吸着マット	30巻	50cm×10m		
	吸着マット	1巻	1m×50m		
	吸着マット	2巻	30cm×50m		
	吸着マット	10巻	50cm×10m	取水堰	
	吸着マット	585枚	50cm×50cm	垣生浄水場	
	吸着マット	6巻	50cm×10m		

※１：令和6年9月現在
※２：令和6年4月現在

資料〔３・23・４〕　消防業務協定

（目的）

第１条　この協定は、「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」（昭和４３年３月２９日）に基づき、船舶（消防法第２条の「舟」を含む。以下同じ。）の火災について、松山市消防局（以下「甲」という。）と松山海上保安部（以下「乙」という。）の業務の責任を明らかにするとともに、甲及び乙（以下「両者」という。）が相互に協力し、円滑な消火活動を行うことのほか、水難事故等における円滑な救助・救急活動等を行うことを目的とする。

（区域）

第２条　この協定に基づく区域は松山市が管轄する沿岸、港湾及び河川とする。

（業務の調整）

第３条　次の各号に該当する船舶の消火活動は、主として甲が担任するものとし、乙はこれに協力するものとする。

（１）ふ頭又は岸壁に係留された船舶

（２）上架又は入渠中の船舶

（３）河川における船舶

２　前項各号に掲げる以外の船舶の消火活動は、主として乙が担任し、甲はこれに協力するものとする。

３　甲の担任にかかる船舶が火災発生後ふ頭若しくは岸壁を離れた場合又は、乙の担任にかかる船舶が火災発生後ふ頭若しくは岸壁に係留した場合は、前２項の規定にかかわらず相互に協力して消火に努めるものとする。

４　水難事故等における救助・救急活動等は、両者がそれぞれ保有する器材及び人員等を活用し、相互に協力してこれを行うものとする。

５　前各号に掲げる活動を行う場合において必要があるときは、両者協議のうえ合同指揮所を設けることができる。

（火災又は水難事故等の通報）

第４条　甲又は乙が船舶の火災又は水難事故等を知った場合は、相互に直ちにその旨を通報するものとする。

（火災原因等の調査）

第５条　船舶の火災の原因並びに火災及び消火等により受けた損害の調査は、両者が協議してこれを行うものとする。

（てん末の連絡）

第６条　甲又は乙が単独で消火・救助・救急活動等（以下「消防活動」という。）に従事したときは、速やかにそのてん末を相互に連絡するものとする。

（消防活動に要した経費の負担）

第７条　消防活動に要した経費は、出動した機関がそれぞれ負担するものとする。ただし、特に多額の経費を要した場合における当該特別に要した経費の負担は、その都度、両者が協議のうえ定めるものとする。

（情報の交換）

第８条　法令に定めるもののほか、入港船舶の危険物積載の状況、化学消火剤の備蓄状況等消防活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報については、相互に交換するものとする。

（大型タンカー等の事故対策）

第９条　大型タンカー等の事故の場合における消防活動を効果的に行うため、両者は地方防災会議等を活用して次の事項につき連絡調整を行うものとする。

（１）情報及び資料の交換

（２）消防活動要領の作成

（３）必要な器材、器具等の整備計画の作成及びその実施の推進

（訓練・研修等）

第１０条　両者は、協定区域における災害への対応能力の向上を図るとともに、本協定の目的を達成するため、定期的に合同訓練・研修等を実施するものとする。

（協議）

第１１条　この協定に定めるもののほか、必要な事項があるときは、その都度両者が協議して定めるものとする。

附則

１　この協定は、平成３１年４月１日から効力を発するものとする。

２　消防業務協定（昭和４４年６月１日付）は廃止する。

上記の協定を証するため、本協定書２通を作成し、記名押印のうえ各自その１通を所持するものとする。

平成３１年３月２６日

松山市消防局
消防局長　　中矢　洋造

松山海上保安部
部長　　佐藤　至

資料〔３・26・１〕　応急教育実施予定場所一覧表

（令和６年10月現在）

１　小学校

被災を受けた学校施設（小学校）				応急教育実施予定場所			
小学校名	所在地	TEL	FAX	学校名	所在地	TEL	FAX
番町小	二番町4丁目	941-1446	933-9919	東雲小	文京町	924-6987	925-9917
				東中	文京町	924-8588	925-9931
味酒小	宮西2丁目	925-1447	925-9908	新玉小	千舟町8丁目	941-1449	933-9927
				清水小	清水町3丁目	925-0205	925-9923
				勝山中	清水町3丁目	925-4005	925-9929
				城西中	竹原3丁目	932-5008	933-9962
八坂小	湯渡町	941-1448	933-9921	道後小	石手4丁目	941-0228	933-9948
				東中	文京町	924-8588	925-9931
東雲小	文京町	924-6987	925-9917	湯築小	道後北代	925-5588	925-9927
				清水小	清水町3丁目	925-0205	925-9923
				東中	文京町	924-8588	925-9931
新玉小	千舟町8丁目	941-1449	933-9927	味酒小	宮西2丁目	925-1447	925-9908
				城西中	竹原3丁目	932-5008	933-9962
清水小	清水町3丁目	925-0205	925-9923	東雲小	文京町	924-6987	925-9917
				勝山中	清水町3丁目	925-4005	925-9929
雄郡小	土橋町	931-3197	933-9931	新玉小	千舟町8丁目	941-1449	933-9927
				番町小	二番町4丁目	941-1446	933-9919
				雄新中	土居田町	931-8261	933-9950
素鷲小	小坂1丁目	931-8796	933-9944	桑原小	桑原3丁目	945-5051	933-9945
				福音小	福音寺町	970-1151	970-3909
				拓南中	枝松5丁目	931-8518	933-9949
堀江小	福角町	978-0015	978-5562	和気小	太山寺町	978-0057	978-5586
				内宮中	内宮町	978-0046	978-5594
潮見小	吉藤4丁目	978-0543	978-5563	姫山小	山越3丁目	927-0211	927-0301
				久枝小	安城寺町	925-4437	925-9925
				鴨川中	鴨川2丁目	924-9041	925-9937
久枝小	安城寺町	925-4437	925-9925	みどり小	西長戸町	926-0456	925-9928
				潮見小	吉藤4丁目	978-0543	978-5563
				北中	太山寺町	978-3321	978-5596
和気小	太山寺町	978-0057	978-5586	堀江小	福角町	978-0015	978-5562
				久枝小	安城寺町	925-4437	925-9925
				北中	太山寺町	978-3321	978-5596
三津浜小	梅田町	951-0804	951-4969	宮前小	祓川1丁目	951-0253	951-4974
				三津浜中	若葉町	951-0531	951-4982
宮前小	祓川1丁目	951-0253	951-4974	みどり小	西長戸町	926-0456	925-9928
				三津浜中	若葉町	951-0531	951-4982
高浜小	梅津寺町	951-0321	951-4977	宮前小	祓川1丁目	951-0253	951-4974
				高浜中	梅津寺町	951-0475	951-4988
味生小	別府町	951-0529	951-4980	味生第二小	別府町	952-4561	951-4981
				生石小	高岡町	972-1219	971-9903
				津田中	北斎院町	972-0019	971-9915
桑原小	桑原3丁目	945-5051	933-9945	素鷲小	小坂1丁目	931-8796	933-9944
				福音小	福音寺町	970-1151	970-3909
				桑原中	畑寺町	943-5152	933-9958

被災を受けた学校施設(小学校)				応急教育実施予定場所			
小学校名	所在地	TEL	FAX	学校名	所在地	TEL	FAX
生石小	高岡町	972-1219	971-9903	さくら小	余戸中4丁目	973-6686	971-9913
				たちばな小	針田町	971-8410	971-9907
				西中	高岡町	971-6226	971-9934
垣生小	西垣生町	972-1239	971-9904	生石小	高岡町	972-1219	971-9903
				さくら小	余戸中4丁目	973-6686	971-9913
				垣生中	西垣生町	972-1226	971-9919
道後小	石手4丁目	941-0228	933-9948	八坂小	湯渡町	941-1448	933-9921
				東雲小	文京町	924-6987	925-9917
				道後中	上市1丁目	921-4207	933-9952
湯築小	道後北代	925-5588	925-9927	東雲小	文京町	924-6987	925-9917
				清水小	清水町3丁目	925-0205	925-9923
				東中	文京町	924-8588	925-9931
興居島小	泊　町	961-2011	961-3595	高浜小	梅津寺町	951-0321	951-4977
				高浜中	梅津寺町	951-0475	951-4988
余土小	余戸東1丁目	972-0322	971-9906	さくら小	余戸中4丁目	973-6686	971-9913
				たちばな小	針田町	971-8410	971-9907
				余土中	保免西4丁目	972-0010	971-9924
湯山小	食場町	977-0001	977-9984	伊台小	下伊台町	977-0201	977-9986
				湯山中	溝辺町	977-0402	977-9989
日浦小	河中町	977-2798	977-9985	湯山小	食場町	977-0001	977-9984
				日浦中	河中町	977-5822	977-9990
伊台小	下伊台町	977-0201	977-9986	湯築小	道後北代	925-5588	925-9927
				旭中	下伊台町	977-4362	977-9991
五明小	菅沢町	977-2353	977-9987	伊台小	下伊台町	977-0201	977-9986
				旭中	下伊台町	977-4362	977-9991
久米小	鷹子町	975-0601	970-3905	窪田小	久米窪田町	970-1533	970-2113
				北久米小	福音寺町	976-8431	970-3908
				久米中	来住町	975-0501	970-3910
浮穴小	森松町	976-0143	970-3906	石井東小	越智1丁目	957-7545	958-9956
				南第二中	森松町	957-5633	958-9959
小野小	平井町	975-0989	970-3907	窪田小	久米窪田町	970-1533	970-2113
				久米小	鷹子町	975-0601	970-3905
				小野中	平井町	975-0988	970-3912
石井小	東石井6丁目	956-1658	958-9953	石井東小	越智1丁目	957-7545	958-9956
				石井北小	和泉南1丁目	957-6300	958-9957
				南中	東石井7丁目	956-1373	958-9958
荏原小	東方町	963-1003	963-4481	浮穴小	森松町	976-0143	970-3906
				久谷中	浄瑠璃町	963-1025	963-4483

被災を受けた学校施設(小学校)				応急教育実施予定場所			
小学校名	所在地	TEL	FAX	学校名	所在地	TEL	FAX
坂本小	久谷町	963-1054	963-4482	荏原小	東方町	963-1003	963-4481
				久谷中	浄瑠璃町	963-1025	963-4483
たちばな小	針田町	971-8410	971-9907	さくら小	余戸中4丁目	973-6686	971-9913
				双葉小	土居田町	921-1171	933-9956
				余土中	保免西4丁目	972-0010	971-9924
椿小	和泉南6丁目	957-1430	958-9954	石井小	東石井6丁目	956-1658	958-9953
				石井北小	和泉南1丁目	957-6300	958-9957
				椿中	市坪南1丁目	957-8650	958-9960
石井東小	越智1丁目	957-7545	958-9956	石井小	東石井6丁目	956-1658	958-9953
				浮穴小	森松町	976-0143	970-3906
				南第二中	森松町	957-5633	958-9959
北久米小	福音寺町	976-8431	970-3908	福音小	福音寺町	970-1151	970-3909
				桑原小	桑原3丁目	945-5051	933-9945
				桑原中	畑寺町	943-5152	933-9958
味生第二小	別府町	952-4561	951-4981	味生小	別府町	951-0529	951-4980
				生石小	高岡町	972-1219	971-9903
				津田中	北斎院町	972-0019	971-9915
石井北小	和泉南1丁目	957-6300	958-9957	椿小	和泉南6丁目	957-1430	958-9954
				南中	東石井7丁目	956-1373	958-9958
さくら小	余戸中4丁目	973-6686	971-9913	たちばな小	針田町	971-8410	971-9907
				余土小	余戸東1丁目	972-0322	971-9906
				西中	高岡町	971-6226	971-9934
みどり小	西長戸町	926-0456	925-9928	久枝小	安城寺町	925-4437	925-9925
				姫山小	山越3丁目	927-0211	927-0301
				北中	太山寺町	978-3321	978-5596
福音小	福音寺町	970-1151	970-3909	北久米小	福音寺町	976-8431	970-3908
				拓南中	枝松5丁目	931-8518	933-9949
双葉小	土居田町	921-1171	933-9956	雄郡小	土橋町	931-3197	933-9931
				雄新中	土居田町	931-8261	933-9950
窪田小	久米窪田町	970-1533	970-2113	久米小	鷹子町	975-0601	970-3905
				久米中	来住町	975-0501	970-3910
姫山小	山越3丁目	927-0211	927-0301	潮見小	吉藤4丁目	978-0543	978-5563
				勝山中	清水町3丁目	925-4005	925-9929
浅海小	浅海本谷	995-0343	995-0344	北条小	北条辻	993-0066	993-0338
				北条北中	北条辻	993-0038	993-0336
難波小	中通	993-0049	993-0238	正岡小	八反地	993-0043	993-0191
				北条北中	北条辻	993-0038	993-0336
立岩小	猿川原	996-0221	996-0233	正岡小	八反地	993-0043	993-0191
				北条北中	北条辻	993-0038	993-0336
正岡小	八反地	993-0043	993-0191	北条小	北条辻	993-0066	993-0338
				北条北中	北条辻	993-0038	993-0336
北条小	北条辻	993-0066	993-0338	正岡小	八反地	993-0043	993-0191
				北条北中	北条辻	993-0038	993-0336
河野小	宮内	993-0160	993-0270	粟井小	常竹	994-1006	994-1016
				北条南中	河野別府	994-0230	994-0252
粟井小	常竹	994-1006	994-1016	河野小	宮内	993-0160	993-0270
				北条南中	河野別府	994-0230	994-0252

被災を受けた学校施設(小学校)				応急教育実施予定場所			
小学校名	所在地	TEL	FAX	学校名	所在地	TEL	FAX
中島小	長師	997-0092	997-0592	高浜小	梅津寺町	951-0321	951-4977
				中島中	長師	997-0204	997-1862

2　中学校

被災を受けた学校施設(中学校)				応急教育実施予定場所			
中学校名	所在地	TEL	FAX	学校名	所在地	TEL	FAX
拓南中	枝松5丁目	931-8518	933-9949	素鷲小	小坂1丁目	931-8796	933-9944
				福音小	福音寺町	970-1151	970-3909
				桑原中	畑寺町	943-5152	933-9958
雄新中	土居田町	931-8261	933-9950	雄郡小	土橋町	931-3197	933-9931
				たちばな小	針田町	971-8410	971-9907
				余土中	保免西4丁目	972-0010	971-9924
勝山中	清水町3丁目	925-4005	925-9929	姫山小	山越3丁目	927-0211	927-0301
				城西中	竹原3丁目	932-5008	933-9962
				東中	文京町	924-8588	925-9931
東中	文京町	924-8588	925-9931	番町小	二番町4丁目	941-1446	933-9919
				八坂小	湯渡町	941-1448	933-9921
				勝山中	清水町3丁目	925-4005	925-9929
道後中	上市1丁目	921-4207	933-9952	道後小	石手4丁目	941-0228	933-9948
				湯築小	道後北代	925-5588	925-9927
				東中	文京町	924-8588	925-9931
鴨川中	鴨川2丁目	924-9041	925-9937	潮見小	吉藤4丁目	978-0543	978-5563
				久枝小	安城寺町	925-4437	925-9925
				北中	太山寺町	978-3321	978-5596
内宮中	内宮町	978-0046	978-5594	堀江小	福角町	978-0015	978-5562
				和気小	太山寺町	978-0057	978-5586
				北中	太山寺町	978-3321	978-5596
三津浜中	若葉町	951-0531	951-4982	宮前小	祓川1丁目	951-0253	951-4974
				味生小	別府町	951-0529	951-4980
				津田中	北斎院町	972-0019	971-9915
高浜中	梅津寺町	951-0475	951-4988	高浜小	梅津寺町	951-0321	951-4977
				宮前小	祓川1丁目	951-0253	951-4974
				北中	太山寺町	978-3321	978-5596
津田中	北斎院町	972-0019	971-9915	味生小	別府町	951-0529	951-4980
				味生第二小	別府町	952-4561	951-4981
				西中	高岡町	971-6226	971-9934
垣生中	西垣生町	972-1226	971-9919	垣生小	西垣生町	972-1239	971-9904
				生石小	高岡町	972-1219	971-9903
				西中	高岡町	971-6226	971-9934
興居島中	泊　町	961-2010	961-3596	高浜小	梅津寺町	951-0321	951-4977
				高浜中	梅津寺町	951-0475	951-4988
余土中	保免西4丁目	972-0010	971-9924	余土小	余戸東1丁目	972-0322	971-9906
				さくら小	余戸中4丁目	973-6686	971-9913
				雄新中	土居田町	931-8261	933-9950
湯山中	溝辺町	977-0402	977-9989	湯山小	食場町	977-0001	977-9984
				道後小	石手4丁目	941-0228	933-9948
				道後中	上市1丁目	921-4207	933-9952

被災を受けた学校施設(中学校)				応急教育実施予定場所			
中学校名	所在地	TEL	FAX	学校名	所在地	TEL	FAX
日浦中	河中町	977-5822	977-9990	日浦小	河中町	977-2798	977-9985
				湯山中	溝辺町	977-0402	977-9989
旭中	下伊台町	977-4362	977-9991	伊台小	下伊台町	977-0201	977-9986
				湯山中	溝辺町	977-0402	977-9989
久米中	来住町	975-0501	970-3910	久米小	鷹子町	975-0601	970-3905
				窪田小	久米窪田町	970-1533	970-2113
				南第二中	森松町	957-5633	958-9959
小野中	平井町	975-0988	970-3912	小野小	平井町	975-0989	970-3907
				窪田小	久米窪田町	970-1533	970-2113
				久米中	来住町	975-0501	970-3910
久谷中	浄瑠璃町	963-1025	963-4483	荏原小	東方町	963-1003	963-4481
				南第二中	森松町	957-5633	958-9959
南中	東石井7丁目	956-1373	958-9958	石井小	東石井6丁目	956-1658	958-9953
				石井東小	越智1丁目	957-7545	958-9956
				椿中	市坪南1丁目	957-8650	958-9960
西中	高岡町	971-6226	971-9934	生石小	高岡町	972-1219	971-9903
				さくら小	余戸中4丁目	973-6686	971-9913
				津田中	北斎院町	972-0019	971-9915
南第二中	森松町	957-5633	958-9959	浮穴小	森松町	976-0143	970-3906
				石井東小	越智1丁目	957-7545	958-9956
				久米中	来住町	975-0501	970-3910
桑原中	畑寺町	943-5152	933-9958	桑原小	桑原3丁目	945-5051	933-9945
				北久米小	福音寺町	976-8431	970-3908
				拓南中	枝松5丁目	931-8518	933-9949
椿中	市坪南1丁目	957-8650	958-9960	椿小	和泉南6丁目	957-1430	958-9954
				石井北小	和泉南1丁目	957-6300	958-9957
				南中	東石井7丁目	956-1373	958-9958
城西中	竹原3丁目	932-5008	933-9962	新玉小	千舟町8丁目	941-1449	933-9927
				味酒小	宮西2丁目	925-1447	925-9908
				雄新中	土居田町	931-8261	933-9950
北中	太山寺町	978-3321	978-5596	久枝小	安城寺町	925-4437	925-9925
				和気小	太山寺町	978-0057	978-5586
				鴨川中	鴨川2丁目	924-9041	925-9937
北条北中	北条辻	993-0038	993-0336	正岡小	八反地	993-0043	993-0191
				北条小	北条辻	993-0066	993-0338
				北条南中	河野別府	994-0230	994-0252
北条南中	河野別府	994-0230	994-0252	河野小	宮内	993-0160	993-0270
				粟井小	常竹	994-1006	994-1016
				北条北中	北条辻	993-0038	993-0336
中島中	長師	997-0204	997-1862	中島小	長師	997-0092	997-0592
				高浜中	梅津寺町	951-0475	951-4988

資料〔３・27・１〕　緊急事態における消防と警察の相互応援協定書

松山市長と愛媛県公安委員会とは、消防組織法第24条第２項に基き緊急の事態における消防と警察の相互援助協力に関し、次のように協定する。

協定要綱

第１　緊急事態においては相互に特別な援助協力をなすものとする。

第２　援助協力は相互の理解の下に取り運ぶことを根本基底とし緊密に協力するものとする。

第３　緊急の事態とは次の事態をいう。

１　騒擾、暴動等大規模な紛争事態が発生し又は発生することが明らかに予想される場合

２　大火水災若しくは地震、台風等の天災が発生し又は発生することが明らかに予想される場合

３　他の地方に警察が出動し管内の警察力が著しく手薄となった場合

４　その他特に非常警戒の必要がある場合。但し、緊急の事態に該当するか否かの判定は双方協議の上決定する。

第４　緊急の事態が発生し又は発生する虞がある場合、協議のいとまのない時は消防長　　は警察署長に、警察署長は消防長に対して援助協力を求めることができる。

第５　援助協力の要請は文書を以て概ね次の事項を記載して行うものとする。

但し、緊急の場合は口頭を以て行い事後速やかに文書を送付するものとする。

１　援助協力を必要とする理由

２　派遣を希望する日時及び場所

３　所要人員数

４　必要な資材名とその数

５　その他必要と認める事項

第６　援助協力員は消防にあっては消防長、警察にあっては警察署長の監督の下にあるものとし、その活動についての指揮は原則として消防長又は警察署長若しくはその指定する者を通じて行うものとする。

但し、命令の伝達が延滞する虞のある場合は直接応援協力側の現場最高指揮者に命令することができる。

第７　援助協力員は著しく危険発生の虞ある位置に就かせることなく又、職務上平素うける危険以上の身体的危険に曝されないものとする。

第８　警察が消防に援助協力して従事する業務は主として次の事項とする。

１　大火水災若しくは地震、台風等の事態における警戒、防禦及び罹災者の避難救護

２　前号の事態における通信連絡

３　その他警察機関を以てしても支障がないと認められる事項

第９　消防が警察に援助協力して従事する業務は原則として松山市の行政区域内とし、主として

次の事項とする。

1　犯罪の予防及び警戒

2　交通の整理

3　罹災者の避難及び救護

4　その他消防機関を以てしても支障がないと認められる事項

第10　援助協力に要する経費については要請側の負担とする。

第11　援助協力員が災害をうけた場合の災害給付は、その者が本来の公務執行により災害を受け給付されるべき金額を、援助協力を要請した側が給付するものとする。

第12　消防と警察の援助協力について、この協定事項以外の事案が発生したときは、その都度双方が友愛の精神を以て協議するものとする。

第13　本協定を改廃するときは、双方の協議を経て行うものとする。

昭和30年８月15日

松山市長	黒　田　政　一
松山市消防長事務代理者	白　井　円　平
松山市消防団長	芳　野　恒　英
愛媛県公安委員長	平　田　陽一郎
愛媛県警察本部長代理 松山東警察署長	中　野　三　郎

資料〔３・28・１〕　災害救助法適用報告様式

様式１

被　害　状　況　調　（　　年　　月　　日現在）

被害の状況＼法適用市町村名					計
人的被害	死者				
	行方不明者				
	負傷	重傷			
		軽傷			
		小計			
	計				
住家の被害	棟数	全壊・全焼又は流失			
		半壊又は半焼			
		一部破損			
		床上浸水			
		床下浸水			
	世帯数及び人員	全壊・全焼又は流失	世帯		
			人員		
		半壊又は半焼	世帯		
			人員		
		一部破損	世帯		
			人員		
		床上浸水	世帯		
			人員		
		床下浸水	世帯		
			人員		
災害発生年月日					

資料〔３・28・２〕　災害救助法による救助の程度、方法及び期間（愛媛県保健福祉課）

令和３年10月１日現在

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
避難所の設置（災害救助法第４条第１項）	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	（基本額） 避難所設置費 １人　１日当たり ３３０円以内 （加算額） 高齢者等の要配慮者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算できる。	災害発生の日から７日以内	１　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費及び光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 ２　避難に当たっての輸送費は別途計上 ３　避難所での生活が長期にわたる場合当においては、避難所に避難しているものの健康上の配慮当により、ホテル・旅館など宿泊施設を借り上げて実施することが可能。
避難所の設置（災害救助法第４条第２項）	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者	（基本額） 避難所設置費 １人　１日当たり ３３０円以内 （加算額） 高齢者等の要配慮者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算できる。	災害救助法第２条第２項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、災害救助法第２条第２項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）	１　費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議の上、特別基準を設定する。 ２ 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 １　規模　地域の実情、世帯構成等に応じて設定 ２　限度額　１戸当たり ５，７１４，０００円以内 ３　建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から２０日以内着工	１　費用は設置にかかる原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。 ２　同一敷地内又は近接する地域内に概ね５０戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。（５０戸未満であっても小規模な施設を設置できる。） ３　高齢者等の要配慮者を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 ４　供与期間　最高２年以内
		○賃貸型応急住宅 １　規模　建設型応急住宅に準じる ２　基本額　地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借り上げ、提供	１　費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 ２　供与期間は建設型応急住宅と同様

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>対　　象</th><th>費用の限度額</th><th>期　　間</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>炊き出しその他による食品の給与</td><td>1　避難所に収容された者
2　災害により現に炊事できない者</td><td>1人1日当たり
1，160円以内</td><td>災害発生の日から7日以内</td><td>食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。
（1食は1/3日）</td></tr>
<tr><td>飲料水の供給</td><td>現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から7日以内</td><td>輸送費、人件費は別途計上</td></tr>
<tr><td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>住家の全半壊（焼）、流失、床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td>1　夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。
2　下記金額の範囲内
<table><tr><th colspan="2">区　分</th><th>1人世帯</th><th>2人世帯</th><th>3人世帯</th><th>4人世帯</th><th>5人世帯</th><th>6人以上1人増すごとに加算</th></tr><tr><td rowspan="2">全壊
全焼
流失</td><td>夏</td><td>18,800</td><td>24,200</td><td>35,800</td><td>42,800</td><td>54,200</td><td>7,900</td></tr><tr><td>冬</td><td>31,200</td><td>40,400</td><td>56,200</td><td>65,700</td><td>82,700</td><td>11,400</td></tr><tr><td rowspan="2">半壊
半焼
床上浸水</td><td>夏</td><td>6,100</td><td>8,300</td><td>12,400</td><td>15,100</td><td>19,000</td><td>2,600</td></tr><tr><td>冬</td><td>10,000</td><td>13,000</td><td>18,400</td><td>21,900</td><td>27,600</td><td>3,600</td></tr></table></td><td>災害発生の日から10日以内</td><td>1　備蓄物資の価格は年度当初の評価額
2　現物給付に限ること</td></tr>
<tr><td>医療</td><td>医療の途を失った者（応急的処置）</td><td>1　救護班…使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費
2　病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内
3　施術者…協定料金の額以内</td><td>災害発生の日から14日以内</td><td>患者等の移送費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>助産</td><td>災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）</td><td>1　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費
2　助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額</td><td>分べんした日から7日以内</td><td>妊婦等の移送費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>被災者の救出</td><td>1　現に生命若しくは身体が危険な状態にある者
2　生死不明な状態にある者</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から3日以内</td><td>1　期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。
2　輸送費、人件費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>被災した住宅の応急修理</td><td>1　住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者
2　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者</td><td>居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分
①　②以外の世帯
1世帯当たり
595，000円以内
②　半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯
1世帯当たり
300，000円以内</td><td>災害発生の日から3ヵ月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内）</td><td></td></tr>
</table>

救助の種類	対　　象	費 用 の 限 度 額	期　　間	備　　考
学 用 品 の 給 与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水による学用品の喪失又は損傷等により使用することができず、修学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2　文房具及び通学用品は、次の金額以内 小学校児童 1人当たり４，５００円 中学校生徒 1人当たり４，８００円 高等学校生徒 1人当たり５，２００円	災害発生の日から （教科書） 1ヵ月以内 （文房具及び通学用品） １５日以内	1　備蓄物資は評価額 2　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋　　葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（１２歳以上） ２１５，２００円以内 小人（１２歳未満） １７２，０００円以内	災害発生の日から１０日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死 体 の 捜 索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から１０日以内	1　輸送費、人件費は、別途計上 2　災害発生後３日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死 体 の 処 理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、縫合、消毒等） 1体当たり ３，５００円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり ５，４００円以内 検案　救護班以外は慣行料金の額以内	災害発生の日から１０日以内	1　検案は原則として救護班 2　輸送費、人件費は、別途計上 3　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障 害 物 の 除 去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 １３７，９００円以内	災害発生の日から１０日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（災害救助法第４条第１項）	1　被災者の避難 2　医療及び助産 3　被災者の救出 4　飲料水の供給 5　死体の捜索 6　死体の処理 7　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（災害救助法第４条第２項）	1　被災者の避難 2　医療及び助産 3　被災者の救出 4　飲料水の供給 5　死体の捜索 6　死体の処理 7　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費

救助の種類	対　　象	費 用 の 限 度 額	期　　間	備　　考
実　費　弁　償	1　災害救助法施行令第４条第１号から第４号までに規定する者 2　災害救助法施行令第４条第５号から第１０号までに規定する者	１人１日当たり 医師、歯科医師 ２２，２００円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、歯科衛生士 １５，６００円以内 保健師、助産師、看護師、准看護師 １５，７００円以内 救急救命士 １３，７００円以内 土木技術、建築技術者 １５，３００円以内 大工 ２１，２００円以内 左官 ２１，８００円以内 とび職 ２１，６００円以内 業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその１００分の３の額を加算した額以内とすること。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、愛媛県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

資料〔３・28・３〕　災害弔慰金等一覧表

<table>
<tr><th colspan="5">災害弔慰金等一覧</th><th>負担割合</th></tr>
<tr><td rowspan="3">災害弔慰金</td><td>対象災害</td><td colspan="3">自然災害（法第２条）
・住家が５世帯以上滅失した災害
・都道府県内において住居が５世帯以上滅失した市町村が３以上ある場合の災害
・都道府県内において災害救助法が適用された市町村が１以上ある場合の災害
・災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が２以上ある場合の災害
・上記と同等と認められる特別の事情がある場合の災害</td><td rowspan="3">国　2/4
県　1/4
市町村　1/4</td></tr>
<tr><td>支給額</td><td>①　生計維持者が死亡した場合
②　その他の者が死亡した場合</td><td>500万円
250万円</td></tr>
<tr><td>遺族の範囲</td><td colspan="2">配偶者、子、父母、孫、祖父母
兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)</td></tr>
<tr><td rowspan="3">災害障害見舞金</td><td>対象災害</td><td colspan="3">自然災害（法第２条）
・住家が５世帯以上滅失した災害
・都道府県内において災害救助法が適用された市町村が１以上ある場合の災害
・上記と同等と認められる特別の事情がある場合の災害</td><td rowspan="3">国　2/4
県　1/4
市町村　1/4</td></tr>
<tr><td>支給額</td><td>①　生計維持者
②　その他の者</td><td>250万円
125万円</td></tr>
<tr><td>障害の程度</td><td colspan="2">①　両眼が失明したもの
②　咀嚼及び言語の機能を廃したもの
③　神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
④　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
⑤　両上肢をひじ関節以上で失ったもの
⑥　両上肢の用を全廃したもの
⑦　両下肢をひざ関節以上で失ったもの
⑧　両下肢の用を全廃したもの
⑨　精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの</td></tr>
<tr><td rowspan="8">災害援護資金</td><td>対象災害</td><td colspan="3">自然災害――都道府県内において災害救助法が適用された市町村が１以上ある場合の災害</td><td>国　2/3
県　1/3
市町村へは無利子貸付</td></tr>
<tr><td>貸付限度額</td><td>①　世帯主の１か月以上の負傷
②　家財の 1/3以上の損害
③　住居の半壊
④　住居の全壊
⑤　住居の全体が滅失若しくは流失
特別の事情がある場合は（　）内の額</td><td colspan="2">150万円
150万円
170万円(250)
250万円(350)
350万円
250万円
270万円(350)
350万円</td></tr>
<tr><td rowspan="7">貸付条件</td><td rowspan="6">所得制限</td><td>（世帯人員）</td><td>（市町村民税における総所得額）</td></tr>
<tr><td>１人</td><td>220万円</td></tr>
<tr><td>２人</td><td>430万円</td></tr>
<tr><td>３人</td><td>620万円</td></tr>
<tr><td>４人</td><td>730万円</td></tr>
<tr><td>５人以上</td><td>1人増すごとに730万円に30万円を加えた額</td></tr>
<tr><td colspan="2">ただし、住居全体が滅失した場合は一律に1,270万円</td></tr>
<tr><td>利率</td><td colspan="2">条例で定めるところにより無利子</td></tr>
<tr><td>据置期間</td><td colspan="2">３年（特別の事情のある場合は５年）</td></tr>
<tr><td>償還期限</td><td colspan="2">10年（据置期間を含む）</td></tr>
<tr><td>償還方法</td><td colspan="2">年賦又は半年賦</td></tr>
</table>

資料〔３・28・４〕　松山市災害弔慰金の支給等に関する条例

制定　昭和50年３月28日条例第９号
改正　昭和52年３月29日条例第７号　昭和53年10月５日条例第24号
昭和56年10月１日条例第28号　昭和58年３月23日条例第４号
昭和62年６月23日条例第11号　平成３年10月４日条例第34号
平成16年12月21日条例第63号　平成23年９月27日条例第25号
平成31年3月29日条例第12号　令和元年9月30日条例第21号

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は，災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和４８年法律第８２号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和４８年政令第３７４号。以下「令」という。）の規定に準拠し，暴風，豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い，自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い，並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い，もつて市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において，次の各号に掲げる用語の定義は，それぞれ当該各号に掲げるところによる。

(1)　災害　暴風，豪雨，豪雪，洪水，高潮，地震，津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(2)　市民　災害により被害を受けた当時，松山市の区域内に住所を有した者をいう。

第２章　災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第３条　松山市は，市民が令第１条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは，その者の遺族に対し，災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第４条　災害弔慰金を支給する遺族の範囲は，法第３条第２項の遺族の範囲とし，その順位は，次に掲げるとおりとする。

(1)　死亡者の死亡当時において，死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし，その他の遺族を後にする。

(2)　前号の場合において，同順位の遺族については，次に掲げる順序とする。

ア　配偶者
イ　子
ウ　父母
エ　孫
オ　祖父母

(3)　死亡者に係る配偶者，子，父母，孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは，その兄弟姉妹（死亡者の死亡当時において，その者と同居し，又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して，災害弔慰金を支給するものとする。

２　前項の場合において，同順位の父母については，養父母を先にし，実父母を後にし，同順位の祖父母については，養父母の父母を先にし，実父母の父母を後にし，父母の養父母を先にし，実父母を後にする。

３　遺族が遠隔地にある場合その他の事情により，前２項の規定により難いときは，前２項の規定にかかわらず，第１項の遺族のうち，市長が適当と認める者に支給することができる。

４　前３項の場合において，災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が２人以上あるときは，そのうち１人に対してした支給は，全員に対しなされたものとみなす。

（災害弔慰金の額）

第５条　災害により死亡した者１人当たりの災害弔慰金の額は，その死亡者が死亡当時において

その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては５００万円とし，その他の場合にあつては２５０万円とする。ただし，死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は，これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）

第６条　災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については，法第４条の規定によるものとする。

（支給の制限）

第７条　弔慰金は，次の各号に掲げる場合には支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が，その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第２条に規定する場合

(3) 災害に関し，市長の避難の指示に従わなかつたことその他特別の事情があるため，市長が支給を不適当と認めた場合

（支給の手続）

第８条　市長は，災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは，規則で定めるところにより支給を行うものとする。

２　市長は，遺族に対し，災害弔慰金の支給に関し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第３章　災害障害見舞金の支給

（災害障害見舞金の支給）

第９条　松山市は，市民が災害により負傷し，又は疾病にかかり，治つたとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは，当該住民（以下「障害者」という。）に対し，災害障害見舞金の支給を行うものとする。

（災害障害見舞金の額）

第１０条　障害者１人当たりの災害障害見舞金の額は，当該障害者が災害により負傷し，又は疾病にかかつた当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては２５０万円とし，その他の場合にあつては１２５万円とする。

（準用規定）

第１１条　第７条及び第８条の規定は，災害障害見舞金について準用する。

第４章　災害援護資金の貸付け

（災害援護資金の貸付け）

第１２条　松山市は，令第３条に掲げる災害により，法第１０条第１項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し，その生活の立直しに資するため災害援護資金の貸付けを行うものとする。

２　前項に掲げる世帯は，その所得について法第１０条第１項に規定する要件に該当するものでなければならない。

（災害援護資金の限度額等）

第１３条　災害援護資金の１災害における１世帯当たりの貸付け限度額は，災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ，それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね１月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり，かつ，次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね３分の１以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合　１５０万円

イ 家財の損害があり，かつ，住居の損害がない場合　２５０万円

ウ 住居が半壊した場合　２７０万円

エ 住居が全壊した場合　３５０万円

(2) 世帯主の負傷がなく，かつ，次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり，かつ，住居の損害がない場合　１５０万円

イ 住居が半壊した場合　１７０万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。）　２５０万円

エ 住居の全体が滅失又は流失した場合　３５０万円

(3) 第１号ウ又は前号イ若しくはウにおいて被災した住居を建て直すに際してその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には,「２７０万円」とあるのは「３５０万円」と,「１７０万円」とあるのは「２５０万円」と,「２５０万円」とあるのは「３５０万円」と読み替えるものとする。

２　災害援護資金の償還期間は，１０年とし，据置期間は，そのうち３年（令第７条第２項かつこ書の場合は，５年）とする。

（利率及び保証人）

第１４条　災害援護資金は，据置期間経過後の延滞の場合を除き無利子とする。

２　災害援護資金の貸付けを受けようとする者は，保証人を立てなければならない。

３　前項の保証人は，災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし，その保証債務は，令第９条の違約金を包含するものとする。

（償還等）

第１５条　災害援護資金は，年賦償還，半年賦償還又は月賦償還とする。

２　災害援護資金の貸付けを受けた者は，いつでも繰上償還をすることができる。

３　償還金の支払猶予，償還免除，報告等，一時償還及び違約金については，法第１３条，第１４条第１項及び第１６条並びに令第８条，第９条及び第１２条の規定によるものとする。

（規則への委任）

第１６条　この条例の施行に関し必要な事項は，規則で定める。

※　付則は省略する。

資料〔３・28・５〕　災害時における家屋被害認定調査に関する協定書

松山市（以下「甲」という。）と愛媛県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）は、災害時における家屋被害認定調査(以下「認定調査」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

（認定調査への協力）

第１条 甲は、松山市内に災害が発生した場合において、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、認定調査の実施について協力を要請することができる。

２　乙は、前項の要請を受けたときは、乙の会員を甲に派遣し、甲と協力して認定調査を実施する。

（認定調査の内容）

第２条 認定調査の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針(平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知)に基づき、甲の職員と連携して、松山市内の家屋を調査すること。

(2) 甲が発行したり災証明について、市民からの相談の補助をすること。

（費用の負担）

第３条 甲は、第１条第２項の規定により派遣された会員の人件費を負担しない。

２ 甲は、認定調査に必要な資機材の費用を負担するものとする。

（研修会への参加）

第４条 甲又は乙は、認定調査に必要な知識を提供するため、必要に応じて研修会を開催するものとし、甲の職員又は乙の会員は、当該研修会に参加することができる。

（秘密の保持）

第５条 乙及び乙の会員は、認定調査の実施により知り得た甲又は第三者の秘密を第三者に漏らしてはならない。認定調査の終了後も、また同様とする。

（従事者の災害補償）

第６条 乙は、認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

（有効期間）

第７条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成25年３月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に１年間延長するものとし、以後も同様とする。

２　甲又は乙は、この協定の有効期間満了前にこの協定を解除しようとするときは、30日前までに解除の申入れをしなければならない。

（定めのない事項等の処理）

第８条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令（松山市の条例、規則等を含む。）の定めるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を２通作成し、甲、乙双方記名押印の上各自１通を保有する。

平成２６年３月９日

松山市二番町４丁目７番地２
甲　松山市
松山市長　野志 克仁

松山市南江戸１丁目４番１４号
乙　愛媛県土地家屋調査士会
会 長　松本 義男

資料〔４・３・１〕　松山市罹災証明書等交付要綱

平成２６年２月１２日制定
令和元年７月１９日改正
令和２年４月１日改正
令和３年４月１日改正
令和４年３月１日改正

（趣旨）

第１条　この要綱は，災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第９０条の２第１項の規定に基づき本市において災害（火災に起因するものを除く。）が発生した場合に市長が交付する罹災証明書及び罹災届出証明書（火災に係るものを除く。以下「証明書等」という。）に関し，必要な事項を定めるものとする。

（証明書等の種類）

第２条　証明書等の種類は，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号の定めるところによるものとする。

(1) 罹災証明書　現実に居住のために使用している建物（以下「住家」という。）又は住家以外の建物（官公署，学校，病院，公民館，神社，仏閣等を含む。以下「非住家」という。）の被害の程度について証明するものをいう。

(2) 罹災届出証明書　自動車，家財道具その他の市長が適当と認めたもの（以下「自動車等」という。）について，罹災した旨を市長に届け出たことを証明するものをいう。

２　市長が罹災証明書で証明する被害の程度は，全壊，大規模半壊，中規模半壊，半壊，準半壊，準半壊に至らない（一部損壊）又は被害なしとし，浸水被害がある場合は，床上浸水（土砂堆積等を含む）又は床下浸水（土砂堆積等を含む）の別を記載することとする。

（証明書等の交付申請）

第３条　住家又は非住家の罹災証明書の交付を受けようとする者は，罹災証明書交付申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

２　罹災届出証明書の交付を受けようとする者は，次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 罹災届出証明書交付申請書（様式第２号）

(2) 罹災場所が分かる地図

(3) 罹災状況を示す写真

(4) その他市長が必要と認める書類

３　前２項の規定による申請は，次の各号のいずれかに該当する者又はその同一世帯人が行うことができる。

(1) 罹災した住家の居住者又は住家及び非住家の所有者

(2) 罹災した自動車等の使用者又は所有者

(3) その他市長が適当と認めた者

４　第１項又は第２項の規定により申請書を提出する者は，市長に対し，本人であることを確認できるものを提示しなければならない。ただし，市長がやむを得ない事情があると認めたときは，この限りでない。

（証明書等の交付）

第４条　市長は，前条第１項の規定により住家の罹災証明書の交付の申請があった場合は，必要に応じて被害状況の調査等を行い，適当と認めたときは，罹災証明書（様式第３号）を交付する。

２　市長は，前条第１項の規定により非住家の罹災証明書の交付の申請があった場合は，必要に応じて被害状況の調査等を行い，適当と認めたときは，罹災証明書（様式第４号）を交付する。

３　市長は，前条第２項の規定により罹災届出証明書の交付の申請があった場合は，申請内容を確認し，適当と認めたときは，罹災届出証明書（様式第５号）を交付する。

（手数料）

第５条　証明書等の交付手数料は，無料とする。

（再調査）

第６条　第４条第１項及び第２項の規定により住家又は非住家の罹災証明書の交付を受けた者が，当該罹災証明書により証明された被害の程度について不服があるときは，再調査申請書（様式第６号）により，市長に再調査を申請することができる。

２　市長は，前項の規定による申請があった場合は，申請内容を確認し，適当と認めたときは，再調査を行う。

３　前項の再調査による結果は，申請者に速やかに通知するものとする。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

付　則

この要綱は，平成２６年２月１２日から施行する。

付　則

この要綱は，令和元年７月１９日から施行する。

付　則

この要綱は，令和２年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は，令和３年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は，令和４年３月１日から施行する。

様式第１号（第３条関係）

罹 災 証 明 書 交 付 申 請 書

年　　月　　日

（宛先）松山市長

下記のとおり申請します。なお、この申請書に記載された内容を松山市の関係課等に対し，必要な範囲で提供することについて，同意します。

【来庁者（窓口に来られた人)】

住　所		ふりがな 氏　名	
生年月日	大正・昭和・平成・令和 年　　月　　日	電話番号	

【申請者（罹災証明書が必要な人)】※来庁者が世帯構成員でない場合，委任状が必要です。

□来庁者と同じ			
住　所		ふりがな 氏　名	
生年月日	大正・昭和・平成・令和 年　　月　　日	電話番号	

世帯構成員	氏　名	続柄	年齢	氏　名	続柄	年齢
	世帯主					

※世帯構成員は、罹災物件が住家の場合のみ必要となります。

罹災原因	年　　月　　日の　　による。

罹災物件 所在地	松山市		
罹災物件 種別	□住　家（□住宅　□店舗兼住宅　□その他［　　］） □非住家（□空き家　□貸家　□倉庫　□店舗　□その他［　　］）		
申請者と 罹災物件の関係	□居住者 □所有者　□所有者の同一世帯人　□その他（　　）		
必要枚数	枚	提出先	
使用目的	のため	備考	

受付番号		調　　査	□現地調査　□自己判定方式
本人確認書類	本人確認：□運転免許証　□旅券　□その他（　　） 法人確認：□社員証　□その他（　　）		

※罹災証明書は、当該建物が被災者生活再建支援法等の「居住する住宅」（世帯が生活の本拠として日常的に使用している住宅）であることを証明するものではありません。

課　長	

様式第２号（第３条関係）

罹 災 届 出 証 明 書 交 付 申 請 書

年　　月　　日

（宛先）松山市長

下記のとおり申請します。なお、この申請書に記載された内容を松山市の関係課等に対し，必要な範囲で提供することについて，同意します。

【来庁者（窓口に来られた人)】

住　所		ふりがな 氏　名	
生年月日	大正・昭和・平成・令和 年　　月　　日	電話番号	

【申請者（罹災届出証明書が必要な人)】

□来庁者と同じ			
住　所		ふりがな 氏　名	
生年月日	大正・昭和・平成・令和 年　　月　　日	電話番号	

※来庁者が罹災物件の使用者・所有者またはその同一世帯人でない場合，委任状が必要です。

罹災原因	年　　月　　日の　　による。

罹災物件 所在地	松山市		
罹災物件 種別	※住家のフェンス、土地等を記載。		
申請者と 罹災物件の関係	□使用者　□使用者の同一世帯人　□所有者　□所有者の同一世帯人 □その他（　　）		
罹災内容			
必要枚数	枚	提出先	
使用目的	のため		
備考			

受付番号		添付書類	□写真　□地図　□その他（　　）
本人確認書類	本人確認：□運転免許証　□旅券　□その他（　　） 法人確認：□社員証　□その他（　　）		

課　長	

様式第３号（第４条第1項関係）

証明番号	R00r0000000　号

罹　災　証　明　書

世帯主住所	松山市二番町四丁目7番地２　松山市役所マンション５階					
世帯主氏名	松山　太郎					
世帯構成員	氏　名	続　柄	年　齢	氏　名	続　柄	年　齢
	松山　花子	妻	＊＊			

罹 災 原 因	令和〇〇年〇〇月〇〇日　の　台風第〇〇号　による

被災住家※の所在地	松山市二番町四丁目7番地２　松山市役所マンション５階
住家※の被害の程度	準半壊に至らない（一部損壊）
浸水等区分	床下浸水（土砂堆積等を含む）

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

備 考	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

松山市長　　野志　克仁　　公印

様式第４号（第４条第２項関係）

非 住 家 用

証明番号	R00r0000000　号

罹　災　証　明　書

申請者住所	松山市二番町四丁目７番地２　松山市役所マンション５階
申請者氏名	松山　太郎

罹 災 原 因	令和〇〇年〇〇月〇〇日　の　台風第〇〇号　による

罹災物件 所在地	松山市二番町四丁目７番地２　松山市役所マンション５階
罹災物件の 種類	倉庫
申請者と 罹災物件の関係	所有者
建物の被害の 程度	準半壊に至らない（一部損壊）
浸水等区分	床下浸水（土砂堆積等を含む）
備 考	

上記のとおり、罹災したことを証明します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

松山市長　　野志　克仁　　公印㊞

様式第５号（第４条第３項関係）

証明番号	R00t0000000　号

罹　災　届　出　証　明　書

申請者住所	松山市二番町四丁目７番地２　松山市役所マンション５階
申請者氏名	松山　太郎

罹災物件所在地	松山市二番町四丁目７番地２　松山市役所マンション５階		
罹災物件種別	カーポート	申請者と罹災物件の関係	使用者
罹災原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日　の　台風第〇〇号　による		
罹災内容	災害によるカーポートの屋根が破損		
備　考			

上記のとおり罹災届出がなされたことを証明します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

松山市長　　野志　克仁　㊞

様式第６号（第６条関係）

再 調 査 申 請 書

年　　月　　日

（宛先）松山市長

下記のとおり再調査申請します。なお、この申請書に記載された内容を松山市の関係課等に対し，必要な範囲で提供することについて，同意します。

【来庁者（窓口に来られた人)】

住　所			
氏　名			
生年月日	大正・昭和・平成・令和 年　　月　　日	電話番号	

【申請者（罹災証明書が必要な人)】

□来庁者と同じ			
住　所			
氏　名			
生年月日	大正・昭和・平成・令和 年　　月　　日	電話番号	

※来庁者が申請者本人または申請者の同一世帯人でない場合，委任状が必要です。
※交付済みの罹災証明書を添付してください。

罹災物件 所在地	松山市		
罹災物件 種別	□住　家（□住宅　□店舗兼住宅　□その他［　　］） □非住家（□空き家　□倉庫　□店舗・事務所 □その他［　　］）		
申請者と 罹災物件の関係	□居住者　□居住者の同一世帯人　□所有者　□所有者の同一世帯人 □その他（　　）		
罹災原因	年　　月　　日の　　による。		
再調査の理由	のため		
必要枚数	枚	提出先	
備考			

受付番号		添付書類	□交付済みの罹災証明書（原本）
前回の被害程度			
本人確認書類	本人確認：□運転免許証　□旅券　□その他（　　） 法人確認：□社員証　□その他（　　）		

※罹災証明書は、当該建物が被災者生活再建支援法等の「居住する住宅」（世帯が生活の本拠として日常的に使用している住宅）であることを証明するものではありません。

課　長	

松山市地域防災計画の沿革

作成・修正年	概　　要
昭和40年３月30日 （昭和39年度）	災害応急対策計画を主眼に作成
昭和41年３月29日 （昭和40年度）	1　災害予防計画 事業計画の変更等により各計画を修正 2　災害応急対策計画 消防計画・水防計画を改正及び通信系統等を修正
昭和42年４月７日 （昭和42年度）	資料等の一部修正
昭和53年２月８日 （昭和52年度）	1　災害予防計画 都市防災・地下埋設物・地滑り・がけ崩れ・建築災害・気象業務・地震災害計画を新設 2　災害応急対策 防災組織・動員・通信情報等の計画を大幅修正、災害救助・流出油災害・通信施設災害等の計画を新設 3　本編中資料的なものを一括して資料編とした。
昭和57年２月９日 （昭和56年度）	1　災害予防計画 火災予防計画の大幅修正、水害・都市防災・地滑り・がけ崩れ・気象業務等の計画を修正 2　応急対策計画 動員・災害通信・消防・災害救助・避難・医療助産・輸送等の計画を修正
昭和60年２月28日 （昭和59年度）	1　災害予防計画 水害・地滑り・がけ崩れ・火災等の計画を修正、林野火災予防計画を新設 2　災害応急対策 動員・消防・災害救助・避難等の計画を修正 3　震災対策を独立した章に新設
昭和63年２月26日 （昭和62年度）	1　災害予防計画 河川・公共下水道・海岸等の事業計画を修正、土石流対策として警戒・避難体制の確立を図った。 2　災害応急対策 消防・避難・ガス施設関係等の計画を修正 3　震災対策 地震発生時の初動体制等について修正
平成２年度 平成３年２月19日 （平成２年度）	1　総則 地域の災害危険性の把握のため調査研究計画を新設 2　災害予防計画 自主防災組織育成計画を新設 3　災害応急対策 活動体制・動員・防疫保健衛生等の計画の修正 4　震災対策を別冊の『震災対策編』とした。
平成５年２月26日 （平成４年度）	1　愛媛県の地域防災計画作成マニュアルに準じて修正 2　台風19号災害（平成３年９月）を踏まえ、関係機関との協力体制の確立を図った。

作成・修正年	概　　要
平成10年２月２日 （平成９年度）	1　阪神・淡路大震災（平成７年１月）を踏まえ、災害対策基本法の改正・防災基本計画の修正等、愛媛県地域防災計画（地震防災計画・風水害等対策編）との整合を図るため防災アセスメント事業（平成７・８年度）を実施し、これの調査結果を基に全面修正を行った。 (1)　地震被害の想定 (2)　防災の目的達成のための計画の策定 (3)　防災施設の整備 (4)　情報連絡・伝達体制の強化 (5)　初動体制（職員の動員計画）の確立 (6)　自主防災組織の育成対策 (7)　広域的な応援体制の確立 (8)　ボランティア対策、災害弱者対策の確立 (9)　市民生活の確保 ・　避難対策 ・　飲料水・食糧・生活必需品等の供給 ・　医療救護対策 (10)　ライフラインの確保 (11)　海上災害対策の強化 (12)　復旧・復興対策の充実 2　地域防災計画を『風水害等対策編』、『震災対策編』、『資料編』の３分冊とした。
平成13年２月26日 （平成12年度）	1　平成11年度において実施した「重信・北方・川上断層」の防災アセスメント調査の結果を踏まえ修正を行った。 2　地下空間浸水災害対策を新たに追加した。
平成16年８月24日 （平成16年度）	1　東南海・南海地震防災対策推進地域指定に伴い、地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定めた、東南海・南海地震防災対策推進計画を『震災対策編』第５章として追加した。
平成18年３月23日 （平成17年度）	1　北条市、中島町との合併に伴い、愛媛県地震被害想定調査の結果を用いるなど、『風水害等対策編』、『震災対策編』、『資料編』の内容を修正した。 2　水防法や土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律など各種法律の制定・改正を踏まえ、国の防災基本計画及び愛媛県地域防災計画との整合を図り、『風水害等対策編』、『震災対策編』、『資料編』の内容を修正した。
平成22年３月29日 （平成21年度）	1　男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立等、国の防災基本計画及び愛媛県地域防災計画等との整合を図り、『風水害等対策編』、『震災対策編』の内容を修正した。 2　自主防災組織の趣旨を育成強化から充実強化への変更、気象警報・注意報の発表基準の見直しに伴う事項など、『風水害等対策編』、『震災対策編』の内容を修正した。
平成26年３月27日 （平成25年度）	1　東日本大震災以降の災害対策基本法改正をはじめとする国、県の防災計画の修正及び被害想定の公表等を踏まえ、市の防災・減災対策を推進するため諸般の修正を行った。 (1)松山市に大きな被害を及ぼす災害を想定 (2)行政活動体制の強化

作成・修正年度	概　　要
平成26年３月27日 （平成25年度）	(3)情報収集及び伝達体制の強化 (4)避難行動要支援者対策の充実 (5)避難対策の充実 (6)物資等受入れ体制の強化 (7)相互応援及び受援体制の強化 (8)防災教育における危機管理体制の強化 (9)民間との協働体制の強化 (10)原子力防災について ２　「震災対策編」を「地震災害対策編」とした。
平成30年６月15日 （平成30年度）	平成28年5月の水防法及び土砂災害防止法等の改正に伴い、浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難確保計画の作成や訓練の実施に関連する事項の『風水害等対策編』及び『資料編』の部分修正を行った。
令和２年３月 （令和元年度）	１　前回、全面修正を行った平成26年度以降に発生した「平成27年9月関東・東北豪雨災害」、「平成28年熊本地震」、「平成30年7月西日本豪雨」等の課題や教訓を反映させた。 ２　１の災害を踏まえて災害対策基本法が改正され、それに伴い防災基本計画及び愛媛県地域防災計画が修正されたこと、さらに南海トラフ地震防災対策推進計画に係る新たな作成例が消防庁より提供されたことを踏まえ、それらとの整合性を図った。 ３　災害計画体系のスリム化を図るため、地域防災計画（風水害等対策編）と水防計画を統合した。
令和３年６月 （令和３年度）	１　「水防法」に基づく水位周知河川及び水防警報を発令する河川として、小野川と立岩川を追加 ２　避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の平時からの検討、実施を追記 ３　「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、津波災害警戒区域内における警戒避難体制について記載 ４　地域防災計画の主旨に国土強靭化地域計画との関係を追記 ５　災害対策基本法、防災基本計画、県地域防災計画、その他関連法令・計画との整合を図り、全国各地で発生した災害の課題や教訓を反映
令和４年３月 （令和３年度）	１　災害対策基本法の改正を踏まえた修正 （１）個別避難計画の作成 （２）広域避難に関する事項 ２　新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を踏まえた修正 ３　その他最近の施策の進展等を踏まえた修正

作成・修正年度	概　　要
令和５年３月 （令和４年度）	１　災害対策基本法の改正を踏まえた修正 （１）防災行動計画の作成 （２）避難所における食物アレルギーへの配慮 ２　愛媛県から高潮浸水想定区域が指定されたことに伴う修正 ３　南海トラフ地震に関連する情報の発表について修正
令和７年２月 （令和６年度）	１　松山市災害警戒本部配備基準の変更 ２　令和６年能登半島地震を踏まえた修正 （１）　被災地の情報収集及び進入方策 （２）　応援職員の受入態勢 （３）　避難所運営 ３　国等の施策の進展等を踏まえた修正 （１）　ボランティア活動の円滑化 （２）　被災者支援の仕組み整備 （３）　被災者台帳の作成等へのデジタル技術活用 （４）　避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援